昭和五十七年
第二回定例会（六月十一日 開会
六月二十九日 閉会）

日野市議会会議録

（第十三号
第二十一号）

日野市議会

昭和五十七年度第二回定例会日程

六月十一日	（金曜日）	会期の決定、行政報告、諸般の報告、議案上程
六月十四日	（月曜日）	審査報告、議案上程、請願上程
六月十五日	（火曜日）	一般質問
六月十六日	（水曜日）	一般質問
六月十七日	（木曜日）	一般質問
六月十八日	（金曜日）	一般質問
六月二十一日	（月曜日）	一般質問、請願上程
六月二十八日	（月曜日）	審査報告、議案上程、請願上程
六月二十九日	（火曜日）	議案上程

昭和五十七年
第二回定例会

日野市議会会議録

目次

○六月十一日　金曜日（第一日）

出席議員……1
欠席議員……2
出席説明員……2
議事日程……3
開会……5
会議録署名議員……5
会期の決定……5
行政報告……6
諸般の報告……23
（議案上程）
議案第五四号　日野市一般職の職員の昭和五十七年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定について……23
議案第五五号　昭和五十七年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について……24
散会……25

○六月十四日　月曜日（第二日）

出席議員……27
欠席議員……28
出席説明員……28

議事日程……29
開議……33
（文教委員会）
日野市民会館建設に関する請願……33
（厚生委員会）
黒川地区市民広場建設に関する請願……33
ガソリンスタンド建設に反対し、建設の取消を求める陳情……34
（建設委員会）
市内の町名変更に関する請願……35
（議案上程）
議案第三五号　日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について……36
議案第三六号　昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第八号）の専決処分の報告承認について……42
議案第三七号　第二次日野市基本構想の制定について……53
議案第三八号　日野市民憲章の制定について……60
議案第三九号　日野市歌の制定について……63
議案第四〇号　町区域の設定及び変更に伴う関係条例の一部改正に関する条例の制定について……67
議案第四一号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……68
議案第四二号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について……69
議案第四三号　日野市地区広場設置条例の制定について……71
議案第四四号　日野市立婦人センター条例の制定について……73
議案第四五号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について……78
議案第四六号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について……79
議案第四七号　昭和五十七年度日野市一般会計補正予算について（第一号）……80
議案第四八号　昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第一号）……85
議案第四九号　市道路線の一部廃止について……88
議案第五〇号　市道路線の廃止について……88
議案第五一号　市道路線の認定について……88
議案第五二号　土地明渡請求訴訟事件に係る和解について……91
議案第五三号　日野市立三沢児童館（仮称）新築工事請負契約の締結について……92
議案第五六号　日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事請負契約の締結について……93
（報告事項）
報告第二号　交通事故（日野市南平四丁目一番地九先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について……96
報告第三号　昭和五十七年度日野市土地開発公社事業計画の報告について……97
報告第四号　昭和五十六年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について……99
（請願上程）
請願第五七―一二号　グリンボックス（生ゴミについて）に関する請願……100
請願第五七―一三号　臨時自転車置場の撤去についての請願……100
請願第五七―十四号　多摩川魚類の増殖、保護についての請願……100
請願第五七―一五号　たばこ・塩専売制度存続に関する請願……100
散会……100

○六月十五日　火曜日（第三日）

出席議員……101

欠席議員……102

出席説明員 …… 102
議事日程 …… 103
開議 …… 105
（一般質問）
古賀俊昭議員
再び「甲州街道日野坂バイパス附近のバス停設置と日野台一丁目十二番地先附近の横断歩道設置」について …… 105
古賀俊昭議員
市の行ふ指名競争入札制に改善すべき点はないか …… 111
古賀俊昭議員
市職員の違法ストには厳正に対応を …… 115
福島敏雄議員
シビル・ミニマムの策定について問う …… 123
福島敏雄議員
豊田駅北口周辺の安全対策について問う …… 129
福島敏雄議員
日野駅周辺の住民要望について …… 135
米沢照男議員
市民体育館の月曜日開館について …… 140
米沢照男議員
保育行政の水準を維持し、さらにいっそう充実させよ …… 142
中山基昭議員
高齢者施策の充実と促進について …… 150
散会 …… 161

○六月十六日　水曜日（第四日）
出席議員 …… 163
欠席議員 …… 164
出席説明員 …… 164
議事日程 …… 165
開議 …… 167
（一般質問）
川嶋博議員
行政に関する諸問題と長期計画について …… 168
飯山茂議員
学童通学路の標識について …… 171
馬場繁夫議員
都市整備、環境問題について …… 175
馬場繁夫議員
障害者の福祉対策について …… 184
市川資信議員
教育行政について問う …… 187
板垣正男議員
社会教育における公民館の役割について …… 204
散会 …… 218

○六月十七日　木曜日（第五日）
出席議員 …… 219
欠席議員 …… 219
出席説明員 …… 220
議員日程 …… 221
開議 …… 223
（一般質問）
竹ノ上武俊議員
過密教育解消の進捗状況を問う（三中について） …… 223
竹ノ上武俊議員
緑地保存についての市の取組み状況を問う …… 241
竹ノ上武俊議員
爆音増大と立川基地の新たな事態について …… 244
一ノ瀬隆議員
情報公開の制度化を推進せよ …… 246
小山良悟議員
市民会館早期実現は大丈夫か …… 252
小山良悟議員
都立高校誘致用地に関する諸問題について …… 259
小山良悟議員
幼児教育研究センター建設に関する諸問題について …… 266

橋本文子　議員　障害者と共に生きるためのまちづくりを積極的に推進せよ……269
橋本文子　議員　大気汚染健康障害認定者について問う……279
散　会……282
○六月十八日　金曜日（第六日）
出席議員……283
欠席議員……283
出席説明員……283
議事日程……284
開　議……285
（一般質問）
藤林理一郎　議員　生活環境整備について問う……287
小俣昭光　議員　日野市における「土壌浄化法」による排水対策について……296
谷　長一　議員　住民のための地方自治を……305
鈴木美奈子　議員　障害の早期発見と治療のための乳幼児健診の確立を……317
鈴木美奈子　議員　多摩平団地の赤水対策と給水本管の点検を……329
散　会……333
○六月二十一日　月曜日（第七日）
出席議員……335
欠席議員……335
出席説明員……336
議事日程……336
開　議……339
（一般質問）
馬場弘融　議員　旧日野地域の公園等の現況について……340
馬場弘融　議員　日野排水樋管新設に伴う問題点について……351
馬場弘融　議員　実施設計を前に市民会館について……355
（請願上程）
請願第五七―一六号　南平五丁目排水管埋設延長に関する請願……361
請願第五七―一七号　たばこ・塩事業の専売制度維持存続に関する請願……361
請願第五七―一八号　被爆者援護法早期法制化決議に関する陳情……361
請願第五七―一九号　地域公共交通確保に関する請願……361
請願第五七―二〇号　都バス廃止に関する陳情……361
請願第五七―二一号　「非核都市宣言」に関する請願……361
請願第五七―二二号　「東京都住宅供給公社の不当な家賃値上に反対の意見書採択を求める」請願……362
散　会……363
○六月二十八日　月曜日（第八日）
出席議員……363
欠席議員……364
出席説明員……364
議事日程……365
開　議……369

（議案審査報告）
議案第　三七号　第二次日野市基本構想の制定について　……　369
議案第　三八号　日野市民憲章の制定について　……　369
議案第　三九号　日野市歌の制定について　……　369
議案第　四〇号　町区域の設定及び変更に伴う関係条例の制定について　……　374
議案第　四一号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について　……　374
議案第　四二号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について　……　375
議案第　五二号　土地明渡請求訴訟事件に係る和解について　……　375
議案第　五三号　日野市立三沢児童館（仮称）新築工事請負契約の締結について　……　376
議案第　五六号　日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事請負契約の締結について　……　377
（総務・文教・厚生・建設委員会）
議案第　四七号　昭和五十七年度日野市一般会計補正予算について（第一号）　……　377
（厚生委員会）
議案第　四三号　日野市地区広場設置条例の制定について　……　387
議案第　四四号　日野市立婦人センター条例の制定について　……　389
議案第　四五号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について　……　390
議案第　四六号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について　……　390
（建設委員会）
議案第　四八号　昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第一号）　……　391
議案第　四九号　市道路線の一部廃止について　……　392
議案第　五〇号　市道路線の廃止について　……　392
議案第　五一号　市道路線の認定について　……　392
（請願審査報告）
請願第五七―一〇号　記帳義務法制化反対大幅減税に関する請願　……　397
請願第五七―一五号　たばこ・塩専売制度存続に関する請願　……　397
請願第五七―一七号　たばこ・塩事業の専売制度維持存続に関する請願　……　397
請願第五七―一九号　地域公共交通確保に関する請願　……　397
請願第五七―二〇号　都バス廃止に関する陳情　……　397
請願第五七―二一号　「非核都市宣言」に関する請願　……　397
請願第五七―二二号　「東京都住宅供給公社の不当な家賃値上に反対の意見書採択を求める」請願　……　397
（総務委員会）
請願第五七―一二号　グリンボックス（生ゴミについて）に関する請願　……　409
（建設委員会）
請願第五七―一四号　多摩川魚類の増殖、保護についての請願　……　411
請願第五七―一六号　南平五丁目排水管埋設延長に関する請願　……　411
（文教委員会）
請願第五七―　六号　日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願　……　412
請願第五七―　七号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願　……　412
（厚生委員会）
請願第五七―　八号　建材置場の公害に関する請願　……　412
請願第五七―　九号　老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願　……　412
請願第五七―一八号　被爆者援護法早期法制化決議に関する陳情　……　412
（建設委員会）

請願第五七―　二号　日野市大字宮五〇番地所在、別府神社の社殿並びに境内地の現状保存のため、万願寺区画整理地区の幹線道路位置指定変更の陳情　……　413
請願第五七―一一号　新井用水路側道の舗装及びガードレール設置の請願　……　413
請願第五七―一三号　臨時自転車置場の撤去についての請願　……　413
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……　413
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……　413
高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……　414
廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……　414
市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……　414
会期の延長　……　415
延会　……　415
○六月二十九日　火曜日（第九日）
出席議員　……　415
欠席議員　……　417
出席説明員　……　417
議事日程　……　418
開議　……　418
（議案上程）
議員提出議案第一〇号　三多摩の電話料金格差の是正を求める意見書　……　419
議員提出議案第一一号　多摩川・浅川の浄化対策促進を求める意見書　……　421
議員提出議案第一二号　都立高校建設促進に関する意見書　……　421
議員提出議案第一五号　立川飛行場の運用開始に伴う周辺自治体との事前協議を求める意見書　……　421
議員提出議案第一七号　第九次道路整備五箇年計画の策定に関する決議　……　422
議員提出議案第一八号　記帳義務法制化反対大幅減税に関する決議　……　422
議員提出議案第一九号　たばこ・塩事業の専売制度維持存続に関する意見書　……　422
議員提出議案第二〇号　地域公共交通確保に関する意見書　……　423
議員提出議案第二一号　都バス廃止に反対する意見書　……　423
議員提出議案第二二号　東京都住宅供給公社の家賃値上に反対する意見書　……　423
議員提出議案第一三号　行政改革に関する意見書　……　423
議員提出議案第一四号　立川基地のC1ジェット輸送機並びにAH1Sの発着中止を求める決議　……　424
議員提出議案第一六号　核兵器及び軍縮問題に関する意見書　……　424
議員提出議案第二三号　非核都市宣言に関する決議　……　428
閉会　……　434
……　435

六月十一日　金曜日（第一日）

昭和五十七年
第二回定例会

日野市議会会議録

第十三号

六月十一日　金曜日（第一日）

出席議員（二十八名）

一番	橋本文子君	十六番	夏井明男君
二番	福島敏雄君	十八番	古賀俊昭君
三番	小俣昭光君	十九番	市川資信君
四番	小山良悟君	二十番	藤林理一郎君
五番	谷長一君	二十一番	名古屋史郎君
六番	古谷太郎君	二十二番	竹ノ上武俊君
七番	馬場繁夫君	二十三番	米沢照男君
八番	馬場弘融君	二十四番	中山基昭君
九番	高橋徳次君	二十五番	大柄保君
十番	簇野行雄君	二十六番	秦正一君
十一番	一ノ瀬隆君	二十七番	奥住芳雄君
十二番	板垣正男君	二十八番	石坂勝雄君
十三番	鈴木美奈子君	三十番	高橋通夫君
十四番	川嶋博君		
十五番	飯山茂君		

欠席議員（二名）

十七番　黒川重憲君

二十九番　滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	佐々木博	君
清掃部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮	君
福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育次長	長沢三郎	君
企画課長	田窪鎮夫	君
財政課長	山崎彰	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平敏男	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原尭次	君
書記	平川雅弘	君
書記	串谷省三	君
書記	野田和彦	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰　君

速記者　小野口純子　君

議事日程

一　会議録署名議員の指名

二　会期の決定

三　行政報告

四　諸般の報告

（議案上程）

五　議案第五四号　日野市一般職の職員の昭和五十七年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定について

六　議案第五五号　昭和五十七年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第一から第六まで

昭和五十七年六月十一日（金）

午前十時開会

午後一時六分開会

○議長（石坂勝雄君）　これより昭和五十七年第二回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十八名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名の件については、会議規則第七十条の規定により、議長において指名いたします。

三番　小俣昭光君

四番　小山良悟君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（奥住芳雄君）　去る六月八日に議会運営委員会を開催いたしました。そして会期の決定を見たわけでございます。

会期は、本日より二十八日までの十八日間と決定をいたしました。

本日はこの後、行政報告、諸般の報告でございます。

それから十二、十三日は休会。

十四日が審査報告と議案の上程、請願上程でございます。お手元に配付になっておりますが、議案につきましては議案の第三五号が報告でございます。即決。三六号も即決でございます。

それから議案の三七号、三八号、三九号、四〇号、四一号、四二号は総務委員会へ付託でございます。議案の四三号、四四号、四五号、四六号、四七号は厚生委員会へ付託されます。それから四八号、四九号、五〇号、五一号が建設委員会、それから議案の五二号、五三号が総務委員会でございます。それから先ほど全協で追加議案となりました五四号と五五号が即決でございます。それから五六号が総務委員会付託と、以上議案が二十一件ございます。そのように決定をいたしました。

それから十五日から一般質問で、十五、十六、十七、十八日。それから十九、二十が休会で、二十一日まで一般質問を五日間取りました。お手元に配付されておる書類のとおり、一般質問が二十名でございます。そして三十九件出ておりますので、一日四人ということで五日間取らせていただきました。

それから二十二日が常任委員会でございます。厚生と建設。

それから二十三日が総務と文教でございます。

二十四日が特別委員会。

二十五日がまとめ。二十六、二十七が休会で、二十八日が審査報告と議案の上程、請願上程。以上のように決定をいたしました。

なお、意見書、決議案の締め切りが二十一日の午後五時となっております。よろしくお願いいたします。

以上のように決定をいたしましたので、よろしくお願いいた

します。

○議長（石坂勝雄君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日から六月二十八日まで、期日十八日間と決定いたしました。

日程第三、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　本日より本年度六月定例会をお願いすることになりました。よろしくお願いをいたします。

それでは、私から前議会以降の主要な行政事項につきまして、報告を申し上げます。

その第一は、都市計画道路のその後の進捗状況についてであります。日ごろ議会から促進の御便撻をいただいておりますところの、市内都市計画道路の重要地点について、現在ある程度の見通しがつきましたので、その進捗状況について御報告いたします。

まず、国道一・三・二号線の中央線跨線橋工事でありますが、この跨線橋から二・二・三号線までの道路築造については、本年度中に完成、来年四月から供用開始の予定であることを、相武国道事務所長から確認をいたしております。

また、二・二・十一号線については、過日、都建設局長並びに都道路監に対し、仲田緑地内路線の都施行で実施されるよう要請してまいりました。いま、都はその方向で大蔵省管財当局と交渉中であると聞いております。

また、高幡踏切道の立体化につきましては、都の本年度事業として測量調査を実施するとの知らせを得ております。

次に、市道二・二・五号線は、地主との交渉が長引いておりましたが、現在、境界確定の作業を行っております。了解を詰めて本年度中に認可申請を行う予定であります。

次いで、報告第二は都立高校の誘致要請についてであります。高い市民要望に応えて、市内三校目の都立高等学校を誘致するため、日野市土地開発公社により南平八丁目地先に候補地を確保いたしましたことは、すでに御報告のとおりであります。私どもは、五月十九日、石坂市議会議長、三浦都議会議員の御同行をいただきまして、東京都教育庁に対し、都立高校の日野市内開設について要請し、都知事に要望書を提出してきたところであります。なお、今後引き続き努力する所存でありますので、議員各位の御支援をお願いする次第であります。

次いで、第三は市立総合病院の特設歯科の設置見通しについてであります。市内の歯科診療で長い間盲点となっておりました障害者、生活保護者及び病院入院患者の一時診療ができるよう、先般の増築を機会に市立病院内に特設歯科を開きたく、歯科診療の医療機械器具等の購入予算を御承認をいただきまして、現在、治療室の改装準備を進めております。

歯科医師の確保につきましては、現在、都立府中病院勤務の歯科口腔外科医一名を七月一日付で了解を得て採用することが了解され、話がつき、医師確保の見通しが立ちました。地元の歯科医師会ともすでに了解を得ておるところであります。したがいまして九月定例議会には市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部改正を行い、十月一日には開設いたしたいと考えておりますことを御報告いたします。

次いで、第四は神明上区画整理事業の完了についてであります。神明上土地区画整理事業は、日野駅を含む約百三十三ヘクタールについて昭和四十一年十月一日の認可以来十五年九ヵ月の歳月と、七十六億七千万円の費用を投入して、本年六月三十日をもって完成する運びとなりました。本事業で整備された主な施設としては、都市計画道路が六路線で延長四千七百一メートル、区画道路が延長二万六千五百二十二メートル、公園緑地五ヵ所で七万五千三百五十六平方メートルの面積のほか、日野駅前広場として三千七百三十平方メートルが確保されました。その結果、整理前、この地域で公共用地の割合が約九%であったものが、整理後は約二八%になっております。

長い期間、関係地主の御理解と議会の御協力をいただきましたことを深く感謝申し上げる次第であります。

以上をもって私の行政報告といたします。

○議長（石坂勝雄君）　次に助役から報告を求めます。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　都営バスの運行廃止について御報告を申し上げます。

去る四月二十七日、東京都交通局長から日野駅から立川駅北口へ、八王子駅から立川駅北口への二路線の都バス運行を昭和五十七年十二月を目途に廃止する旨の実施計画が提示されました。

この実施計画は、東京都公営企業等財政再建委員会の答申に基づき、バス事業の効率的運営と経営基盤の強化を図るために実施されるもので、路線の再編整備の実施に際しては九月末日までに地元と十分協議する予定とのことであります。

本市といたしましては、長年、地域住民の貴重な交通機関として利用されてきたバス路線でありますので、これを確保するため、都に対し路線の存続方を強く要請いたしております。

つきましては、今後なお一層、都バス路線の存続に努力いたす所存でございますので、なにとぞ市議会の御協力をお願いいたします。

次に、部長の異動について御報告申し上げます。昭和五十七年四月二十四日付で人事異動を行いましたので、部長職人事に

ついて御報告を申し上げます。

生活環境部長に佐々木　博、清掃部長に伊藤正吉をそれぞれ配置いたしました。

なお、この異動に伴い、市議会での説明員に報告どおり一部変更が生じましたので、よろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　収入役以下については、報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般についての質疑に入ります。高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　ただいま市長から報告があったことについて質問しますが、石坂議長並びに三浦都議会議員を伴って、都知事に都立高校のことについてお目にかかって要請された、というんですけれど、そのときの感触はいかがだったか、その点について。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都の教育行政当局とされましては、現在五十九年度までの設立計画を一応お持ちであります。したがいまして、特に日野市は日野市を学校区といたします区域については、一時、相当生徒数のふえるピークの時期にも遭遇いたしますので、今後引き続き強くお願いをする、こういうことが必要である、このような感触でございました。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　続きまして、この報告書の二十七ページの上のところですが、法第二十三条第一項に基づく届出申請の欄の上の方の土地に関する事項というところに申請人と書いてあるんだけれど、これは申請地ではないかと思うんですが…。

それから二十九ページの三の日野郵便局で中高層というのが出ておりますが、内容はどういうことになっているか、御説明願います。

それから四十五ページの高齢者の理美容券の利用状況ですが、理容についてはかなりの高い利用率ですけれど、美容がずっと低いのはどういう理由か。そういう点について御説明願います。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。第一点の二十七ページの土地に関する事項の中で申請人となっておりますが、御指摘のとおりこれは地の誤りでございます。謹んで訂正させていただきます。

それから二点目の日野郵便局の開発行為、中高層でございますが、これは中高層ということでここに取り上げておりますのは三階以上の建物について、中高層で取り扱っているわけでございます。この郵便局につきましては、現在、改修工事が着手されておりまして、現在の、従来あった建物を全部取り壊して

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　続きまして、この報告書の二十七ページの上のところですが、法第二十三条第一項に基づく届出申請の欄の上の方の土地に関する事項というところに申請人と書いてあるんだけれど、これは申請地ではないかと思うんですが…。

それから二十九ページの三の日野郵便局で中高層というのが出ておりますが、内容はどういうことになっているか、御説明願います。

それから四十五ページの高齢者の理美容券の利用状況ですが、理容についてはかなりの高い利用率ですけれど、美容がずっと低いのはどういう理由か。そういう点について御説明願います。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。第一点の二十七ページの土地に関する事項の中で申請人となっておりますが、御指摘のとおりこれは地の誤りでございます。謹んで訂正させていただきます。

それから二点目の日野郵便局の開発行為、中高層でございますが、これは中高層ということでここに取り上げておりますのは三階以上の建物について、中高層で取り扱っているわけでございます。この郵便局につきましては、現在、改修工事が着手されておりまして、現在の、従来あった建物を全部取り壊して新たに三階建ての建物を同じ場所に建築するということで、現在、工事が進められております。この郵便局の業務は、現在淡水区の跡に仮庁舎をつくりまして、そちらで営業が行われておる段階でございます。予定といたしましては、本年度事業で実施をするということで、私どもは伺っております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　ちょっと要望があるんですが、現在のあるこの局は取り壊すということであれば、前面がちょっと駐車場が狭いんです。それで車の転回とか非常に交通に危険なので、そういう点について市から向こうへ話があったかどうか。もしなかったら、そういう点について要望をお願いしたいと思います。以上。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。その点につきましては、この申請が出てきた段階で内容のチェックを行っております。

ただ、駐車場の問題につきましては、具体的に要望をしておりませんので、そういった点については御指摘のように要望いたしたいと思っております。以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君。（「まだまだ。理美容券の…」と呼ぶ者あり）福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　四十五ページの理容、美容の利用率の御質問にお答えしたいと思います。理容券につきましては、おじいちゃんでございますので床屋さんで目いっぱいお使いになります。美容券につきましては、おばあちゃんでございましてパーマネント、セット、カット、この三種類について使えるように配慮をしておりますけれども、パーマ、セットに美容院に行くおばあちゃんの数が少なかったのでございます。カットだけに利用が多く集まりまして、セットとかパーマが少なかった、こういうような状態でこういうデータが出ております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君。

○二十四番（中山基昭君）　三ページ、四ページの予算の執行状況に関連してお伺いいたします。五十六年度の一般会計の補正の八号ですね、これは三月三十一日の専決、二百二十億三千百五十七万円になるわけですね。この執行状況等の中でいきますと四月三十日現在の予算の現額二百二十一億六千二百万、こういうふうな数字の現額に違いがあるんですね。この別表、さらに三、四、等を見ますと詳細な科目の説明がされております。これによりますと、この内容は補正の七号にさらには繰越明許、こういうものを加えた内容になっておると思います。

私の質問したいのは、こうした中で対比するにはやはり一番

新しい補正の八号との対比が必要じゃないか。どうして八号がここで使用ができないのか。こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。収入役。

○収入役（成井正夫君）　ただいま御指摘を受けました、私どもの方で出しました五十六年度の一般会計、特別会計の歳入歳出執行状況、三ページの予算の関係でございます。これにつきましては第八号の補正の専決のものが出ております。ただいま御指摘のとおり、そこにございます数字と、それから私どもの方でつくりました数字とは違ってございます。それにつきましては、その次の四ページ、五ページを見ていただければわかるわけでございますが、下の方に五十五年度からの繰越明許費が入ってございます。それが一億九千九十五万二千円でございます。それを第八回の八号の補正に加えていただければ私どもの出しました予算現額、これになるわけでございます。

それから、ただいま御指摘をいただきました第八号の予算額がどうして四月三十日の私どもの出しましたこの予算額の数字にのらなかったのか、補正の方は三月三十一日に補正の専決、こういうことになっているんではないか、こういう御指摘でございますが、実はこれにつきましては毎年の例でございますが、起債の関係、補助金の関係が五十六年度、前年度のものにつきまして、四月から五月にかけて最終決定がある、こういうことの中で、議会の方の御了解をいただきまして補正確定をしました段階でそれを補正をする。あくまでもこれは前年度、五十六年度のものでございますので、さかのぼって三月三十一日に専決、こういうことにさせていただいているわけでございます。そういうことで、これについては、私どもの方もやむを得ないということで、毎年そのように取り計らわせていただいておるわけでございますが、確かによく予算額の数字と、この日付等を比べますと矛盾がある。こういうようなことでございますので、これにつきましては、ちょうど現在五十六年度の決算の見込みの数字がすでに出ております。そういうことで、後日、最終補正に合わせました予算現額によりまして、そして五月末のいわゆる決算見込みの額を入れまして、会期中に提出をさせていただきたい、こういうふうに思っております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「了解」と呼ぶ者あり）。坂垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　助役が報告いたしました都営バスの運行廃止のことで一点お伺いしたいということと、もう一点あるんですが、最初に都バスの廃止につきましてお伺いしておきたいと思います。

それで、説明のありましたような経過で廃止されるということになるわけでありますが、市長が東京都に要望しておりますように、この日野――立川間の都営バス路線の廃止ということになりますと、大変大きな影響が市民にかかってくるということも十分予想されるものだけに、私たちは何とか存続してほしいという要望を持っているわけでありますが、都側の説明は具体的に日野市との協議に入っているのかどうかということを一点お伺いしたいと思うんです。先ほどの説明にもありましたし、この説明書の二ページにも地元と十分協議するということの東京都の意向もあるようでございますので、その協議の上で何としても日野市の要望を都側に理解してもらい、路線バスの存続を実現するという方向に持っていっていただきたいと思うんです。具体的なそうした協議がなされているかどうか、その点の確認の意味でお伺いしておきたいと思います。

それからもう一点、報告書の十四ページの自転車置き場用地の確保のことでございますが、これは補正予算に計上されている自転車置き場整備の個所と同一なのかどうかという点をお聞きしておきたいと思います。

以上、二点お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（野呂　章君）　お答えいたします。どんな協議をやっているのかとお尋ねでございますが、六月一日すでに私の方から交通局長あてに存続方の要望書を提出いたしました。それは直接持参いたしまして、担当の部であります自動車部長に提出し、そこで今後どうなるかということを話したわけでございます。その結果、すでに資料としてお手元に配付してありますように九月末日までに都では地元で協議する、こうなっておりますけれども、当然それ以前におきましても、いまの御指摘にありますように、さらにこれを積極的に協議を求めてまいりたい。このように考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　二点目の御質問でございますけれど、補正予算に計上されている場所と同一なのかという御質問でございますけれども、場所は違います。この場所につきましては、ラサールの下ののり地部分でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　一点目の路線バスのことでありますけれど、低い利用系統、バスを余り利用してない系統の中でも、代替制のない路線は存続するんだ、ということもうたってあるわけでありますから、その辺は十分市側でも、東京都に存続を利用する大きな一つの理由として、主張はされているんだろうと思いますけれど、その辺を、特に都側に理解してもらえるように今後の協議を詰めていっていただきたい、と要望をしておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）市川資信君。

○十九番（市川資信君）　一、二点、ちょっとお尋ねい

たします。
　高橋議員とも一部重複するんですけれども、都立高校誘致に関して五月十九日に議長、都議と行ったという点について、まあ、いまお答えいただいたんで、また私も一般質問等で出してありますのでその件は結構だと思うんですが、もう一点、いま市長の方から清掃部長がかわられたということで、清掃部長からの答弁なんですが、前のことですので無理ではなかろうかと思うんですが、実は私が五十六年の十二月に緊急質問で日野衛生公社の問題について質問したわけです。そのときに助役の答弁の中で、今後、台帳等を整理してきちっとした状態に戻すと。さらに私はそのときに、資料要求もしておきました。その点について、まだ何ら回答等をいただいてないんですけれども、その間の経過を御説明いただきたい。
○議長（石坂勝雄君）　答弁。（「助役の答弁の方が正しいと思うんですが…」と呼ぶ者あり）清掃部長。
○清掃部長（伊藤正吉君）　たしか御指摘のように十二月の定例会で緊急質問で御指摘をいただいたわけでございます。それを受けまして、一応私どもの方では今回追加議案でお願いする形の中で、衛生処理場の三次処理施設、あるいは五十六年度を初年度といたします廃棄物の八十キロリットルの浄化槽での処理施設、こういったものが着々整備されていくわけでございます。そういう段階の中で毎年四月一日付で一応衛生公社とし尿のくみ取りの契約を取り交わしているわけでございます。その中で仕様といたしまして十数項目にわたります仕様をチェックして、詳細についての取り扱いについての取り交わしをしてございます。たとえば実績報告を毎年四月、翌月の五日までに提出しなさい、あるいは一ヵ月に一回必ず清掃するんだ、こういうようなあれを十数項目にわたりまして、その他のことも踏まえまして契約を結んでいるわけでございます。
　それで、先ほど申し上げましたように八十キロリットルの浄化槽で、あるいは三次処理等の関連の中で、これからやはりし尿のくみ取りの関係につきましても、はっきりした数字をつかむべきではないか、こういうことで部内で現在、調整してございます。それで一応し尿処理台帳の第一段階でございます住宅商工名鑑に全部日野地域を落としまして、し尿処理施設を、それでこれにつきまして次の段階といたしまして悉皆調査をする。それで、これにつきましては、相当予算も必要なわけでございますので、それらにつきましては九月定例会で悉皆調査に必要な予算をお願いしたい。こういうことで年内にはいわゆるし尿のくみ取り台帳を整備したい。かようにいまの段階では計画でございます。以上です。
○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。
○十九番（市川資信君）　いまの清掃部長の答弁ですと、現段階では私の要求した資料は提出できないというふうな回答

のように思うんですけれど、そうなんでしょうか。
○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。
○清掃部長（伊藤正吉君）　確かに一サイクル一カ月の周期でございます。そういうことで、いろいろ時間的なものが必要なわけでございますが、いまの時点では資料といたしましては御提出できないわけでございます。早急に資料といたしまして、先ほど申し上げたルールを踏まえまして提出したい、かように考えてございます。
○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。
○十九番（市川資信君）　余りしつこく聞くのも趣味じゃないんですけれども、私、あのときに、昨年の十二月の議会の緊急質問時に、いわゆる申し込み書はある、膨大な量だ、それを写したものを提出しましょうというふうにたしか私は聞いたような気がするんですけれども、助役、その点についていかがなんですか。
○議長（石坂勝雄君）　助役。
○助役（野呂　章君）　お答えいたします。ただいまお話のございましたようなぐあいに、現在の台帳というのがいわば非常に膨大な数の整理でございまして、そのもの自体は率直に言って未整備のような状態である。したがって、これらを今度は転入等をしていった場合につきましては、それを今度は補充していくんでございますけれども、そういったものを全部これを整理しておかなきゃならない。さらに転出したり、さらには浄化槽に直接切りかえていくというふうな場合については、それは現実問題としては整理しておりません。したがってこれらを全部するのは非常に膨大なことでございますということを申し上げたわけでございます。
　したがって、いま清掃部長お答えしましたように、いわば何らかの形において将来、清掃の仕事をしていく場合におきまして、これをきちっと整理しておくことが必要になっておりますもんですから、そういう方向で台帳を整理していくべきだ、こういうふうな形を踏まえまして、今後とも台帳の整備に努力してまいりたい、このようにお答えしたんだ、こう私は記憶しておりますけれども、もし間違っておりましたならばおわびいたします。
○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。
○四番（小山良悟君）　十ページの南平地内自転車置き場築造工事なんですが、この自転車置き場をつくりまして、その後、その利用率といいますか、そういった調査をしているかどうか。つくりっ放しになっているかどうか。なにか、余り利用されていないという実情のようですので、その辺をまず先にお伺いしたいと思います。
　それからもう一点は、先ほど理美容券の点で、ちょっとタイミングずれましたけれども、三月議会のときに業者割引制度に

つきまして、利用する御老人の方も、また利用される業者の方も非常に業者割引制度は不都合であるから廃止したらどうか、ということを申し上げたつもりですけれども、それがその後どのように対処をされているか。その二点をお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、ただいまの御質問の第一点につきましてお答え申し上げます。

この南平の自転車置き場につきましては、御存じのように南平駅の近くにございまして、約三百三十台収容できる状態の置き場を整備したわけでございます。実態の調査につきましては、今月の八日に行いました。まだ残念ながら約三十台ぐらいしか置いてございませんでした。今後、やはり利用の促進を図るという意味で、できるだけＰＲをしていきたい、というふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　老人の理美容券につきましては、すでにこの制度発足以来数年を経過いたしまして、見直しの時期に参っておるわけでございます。私ども福祉部社会課が中心になりまして、本年一月、利用者の方から無策為に百名を抽出いたしまして、アンケート調査をいたしてございます。その調査の結果と、それから業者代表と私どもとの話し合い、そういうことを踏まえまして、五十八年度予算編成時点まで、編成時期に向けまして、理美容の制度につきまして、抜本的に改正をしたい、このように考えておりますので、割引の問題も含めまして、五十八年度当初予算の時期までに何らかの結論を出したい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　要望になりますが、自転車置き場のいま御回答があったように、三十台程度というようなことで、これも実態より若干多いんじゃないかと思う感じですけれども、いずれにしましても、これから自転車置き場の設置ということが要望もたくさんございますし、また、続々計画されているわけですけれども、要望があるからつくるというのだけで、ひとつ終わらないように、つくる以上は利用されるような、立地とか、そういったものでなきゃ意味がない。自転車置き場をつくってくれというからつくりました、さあ使ってください、ということだけでは、税金のそれこそむだになりますんで、やはり本当に駅に近いところとか、立地なんかを十分やっぱり慎重に検討されて、つくりっ放しというようなことじゃなくて、利用されるとにかく施設というふうに十分留意されて、今後の計画を進めていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　要望ですか。（「はい、要望です」と呼ぶ者あり）橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　二十七ページの病院の件でございますが、この土地は調整区域だというふうに私は思っているんですが、この点、本当にそうなのかどうかということ。そしてこの病院の計画、この申請が出るに当たって、都との事前の協議が多分市側と行われていると思うんですが、そのときに話し合われた内容について知りたいということ。

それからもう一点は、この場所はこの地域の人にとっては唯一の残された盆踊りの場所であったり、子供たちの遊び場所であったりするというふうな話を聞いているんですが、この地域住民、この病院を建てることについて、皆さん全面的にもろ手を挙げて賛成の意思を持っておられるのかどうか。それで公聴会などは開かれたのかどうか。その四点、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

この慈敬会病院の建つ予定となっておりますこの地域は、調整区域の一部に入っております。ここで、病院でございますので、私どもといたしましては、これらの地域にこういった病院が建つことについては都市計画上、問題がないわけでございますが、ここで出てきております土地利用計画法に基づきます都市計画申請は、一応この法に基づきまして土地が売買される場合、これは都知事から市長あてに意見照会が参ります。いわゆる市町村長を経由して知事に届け出を出していくという過程の事務処理がここで行われているわけでございます。そういう過程で内容をチェックいたしまして、宅地造成に当たっての問題点等につきましては、東京都の方とも十分協議も行ってきております。それで、特にそういった点については問題がないということで都知事の方に回答を出したわけでございます。

それで地域の住民の方々は、この病院についてどう考えているのかということでございますけれども、私ども都市計画上は、ちょっとそこまで調査等を行っておりません。また、公聴会につきましても同じでございます。最終的には、この事業を許可するのは、都知事ということになろうかと思います。そういうことで、都知事の方で、そういう手続が必要であれば当然行っていく、という形になろうかと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　意見照会で、問題はないという回答を出されたそうですが、地域の、もちろん都の方から言われて、市はもうそれに対してただ従うだけだ、ということならばまた別問題でございますが、いずれにしても、日野市に建つわけですから、地域の住民の意見を聞くのが、問題はないという回答を出すからには必要だろうと私は思います。それがなしに問題はないという回答をなさったっていうのは、市民に対して少し行政側が市民本意の行政を怠っているんではないか、と

いうふうに考えるんですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これは府中に存在いたします医王病院の分院を日野市の南部につくりたい。場所は南平団地でしょうか、あの上ということなんですが、いまの御指摘のことにつきましては、十分配慮をいたしてあります。つまりこの建設、まあ企業、業を興こす側が東京都に申請をする際に、市の助言が欲しいということがありました。市といたしましては、地域住民の異論がない限りというふうな条件がつけてあります。したがって、市が住民に説得をするなんていうことは立場でありませんから、企業側がその仕事は地域の了解を得るんだ、こういう順序であります。

そうして、もう一つつけ加えますと、日野医師会の立場といたしましても、南の方に医療施設が薄いので医師会としてはむしろ迎えたいというんでしょうか、協力したいというんでしょうか、そういう立場があるということもあわせて申し出がありますから、これから具体的な問題は市としても相当厳しく条件をつける。排水につきまして、あるいは造成につきまして、そしてむしろ市民に喜ばれる医療機関になってほしい、このように考えております。したがいまして、配慮は十分してある、というふうにいまのところお答えできると思っております。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　よくわかりましたが、もう一点だけ。医師会として、ぜひむしろそちらにできることの方が望ましい、というふうなことですが、正式の医師会としてのそれは回答でございましょうか。御意見でございましょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのとおりでございます。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　三点お伺いしたいと思います。

初めに三ページです。中の執行状況でございますが、都市計画の会計の執行率が三七・五％という、かなり低率なんですけれども、これはどういう理由があるのかということ。これが一点です。

それから第二点は、ただいま橋本議員の方でほとんどお尋ねになりましたけれども、病院のベット数はどのぐらいあるのか。それだけ伺いたいと思います。

第三点、三十ページの開発行為ですけれども、一番下の十二番ですね、鹿島建設の宅地造成五十四戸分ですか、この場所が現在空き地といいますか、子供たちが野球をしたりたこ揚げをしたり、そういうことをしている空き地であると思うんですけれども、その辺が、その宅地造成がなされた後、どういう配慮をされておるか。つまり空き地が残っておるかどうかという点、

こういうことをお伺いしたいと思います。

それから最後に四十一ページの工事関係ですが、第一小学校の体育館、これは六月三十日までが工期、つまりそれまでにできるということになっているわけですけれども、もう現在の状況で間違いなくできるかどうか。この辺の監督のぐあいをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　収入役。

○収入役（成井正夫君）　それでは第一点の三ページの都市計画特別会計の執行率が三七・五％で非常に悪いんじゃないか、こういうことでございます。私どもの方としますと、これだけのいわゆる支出の命令が来なかった、こういうことで本当はお答えするわけなんですが、その内容はちょっと私も見ました。そうしましたところ、これについては、毎年新都市建設公社に対します業務委託、この経費がかなりございます。これが今年は、これ、四月三十日現在でございますが、四月には余り執行がされないで、五月に執行されております。五月のものを後刻出しますので、それを見ていただければわかると思いますが、たしか八十何％、執行率上がっております。ただ、例年と違いまして、これは四月の執行が少なかった、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　医王病院の病院建設予定といたしましては四科目、内、外科、外科は多分整形外科だと思いますが、そのほか四科目というふうに聞いております。

それからベット数は、たしか百二十ぐらいだ、というふうに聞いております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。三十ページの鹿島建設の開発行為でございますが、宅地造成といたしまして開発申請が出てきたものでございます。これは現在、もう空き地になっておるわけですが、約二千二百平米ばかりの広大な土地でございます。ここに五十四戸の住宅を新たに建てたいということで申請が出てまいりまして、私どものいたしましては、鹿島建設が広い面積を開発した当時、その当時の要綱でいきまして十分な公園、緑地といったものはセットされておらないというようなことから、今回この宅地造成を行うに当たりまして十分な面積を公園として取ってもらうということを条件といたしまして、開発指導要綱に基づきましてこの申請を現在受理し、内容を現在チェックしている段階でございます。したがいまして非常に広い、ちょっと面積は資料をいま持ってまいりませんでしたので、はっきり申し上げられませんけれども、相当広い緑地がまた公園としてここにできてまいります。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっと補足いたします。開発面積は約六ヘクタールです。そしてその中にいわゆる公園広場として残る地積はその三分の一強です。その場所は四〇％程度を公園に、六〇％を地区広場にしょう、こういうことで協議ができたというふうに聞いております。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方から最後の御質問でございますけれども、一小の体育館につきましては、大変御迷惑をおかけしまして、また、御心配をおかけしたわけでございますけれども、きのう現在で一〇〇％の出来高になっております。したがいまして、きょう午後、下検査をするということで現在、下検査をしておりますので支障のない、六月三十日までに完成するという見通しが十分ございます。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　一ページの都市計画道路につきまして、一点質問をさせていただきます。

ここに記載はされてはいないんですけれども、二・二・十の路線につきましていまどのような進行状況にあるのかということと、日野市のいままでにかかわってきた経過、そういうものがございましたら御説明をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。二・二・十号線につきましては、都の事業として都が現在事業を進めておる段階でございます。予定でございますけれども、これの完成は六十一年三月を目途に現在事業が進められておりますが、橋の設計につきましては、昨年度すでに完了しておりまして、現在、建設省と協議中でございます。この協議が完了し次第、五十八年度に予算を計上いたしまして、着工に入っていく予定となっております。

用地買収につきましては、日野地域の方を申し上げますと五十七年度から三カ年計画で用地買収を行うということで、最近、五月の下旬でございましたか、東京都が地域の住民の方々に用地買収についての説明会を持ちまして御説明をいたしております。今後、この点につきましては各戸に、個々の権利者に東京都の方で用地の買収についていろいろ御相談、お願いをしていくということで、計画が現在進められているようでございます。

それと、市としてどのようにこの事業についてかかわり合いがあったのかという御質問でございますけれども、市といたしましては、事業の認可の申請を取る段階、または別個にこの路線の下に都市下水路、これは神明上からの流れてくる都市下水路でございますが、それを埋設するということで、それに関連して住民の方々の御意見を聞いたということも過去にはございます。

それと、この事業の進行に当たって、日野市として東京都と協力しながら進めていく形になるわけでございますので、東京都からいろいろこの計画についての相談を受けております。

また、住民の方々からも同じように御相談も受けております。それはその時点、時点で対応をしてきております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　答弁の内容よくわかりました。都が主体になって実施をしていくということでございますので、日野市の方といたしましては、ある制限があるのかもしれませんけれども、日野市の中を通るそういう都市計画道路、これから幾つかまだやっていかなきゃならない問題があると思うんであります。

したがいまして、できるだけスムースにそれが運ぶように、市としても側面からの御援助をお願いしたいということを特に市民要望に際しまして、できるだけの市の助言なり、あるいは市民の要望を把握するとか、こういったようなことで、五十七年度から三カ年計画で買収に入るというように聞いておりますけれども、できるだけの御努力を要望して終わりにしたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　日野市の土地開発公社、ここに載っております。十三ページの幾つか土地を買っておる。こういう公社は、へたをすると隠れみのになりがちであります。この日野市の場合はそういう傾向があるかどうかは別にしても、傾向がある。

実は五月の中旬、私のところに新宿区のある不動産会社の重役さんがおいでになりました。それで、実は日野市へ土地を売ったんだと。話を聞いていますと、例の鈴木独歩という人の持っていると称する土地の話であります。きょう、たまたま高校誘致の話があって関連の質問にしたいんで、お聞きしたいんですが、その会社は私の、少なくとも市からの説明にはどこにも載っておりません。それで、あなたの会社は一体どういう関係なのか、とお聞きしました。そうしたら、私の会社の知ってるところに何とかという会社がある。それがいわゆる日野市が買収した名前の出ている会社であります。それで、何でその会社が関係あるんです、と聞きましたところが、実は鈴木独歩さんは、三億円雑誌の出版社をやってるお金持ちから借りたんだそうです。そうして、それの担保にあれをして、まあ、そのほかにたくさんありましてね、というお話であります。これは非常に不可解な話ですが、いずれ明らかになるだろうと思いますけれども、ただ、そのとき何で私のとこへ来たかといいますと、その重役さんが、実は境界の判こをもらってないんだそうです。高い判こですね。それで平　駒吉さん外十数人の方々を紹介し

てくれ、と来たわけです。ある都会議員の名刺を持って。私は実を申し上げますと、平　駒吉さんという方存じ上げませんでした。そこで、佐々木昭雄前副議長さんに行ってごらんなさい。南平ですから、あるいはわかるかもしれません。

　そこで私はちょっとお聞きしたいんだけれども、その境界査定がなければ何坪あるかわからんわけであります。一体どうやって土地を買ったのか、まことにわからなくなってしまいました。その重役さんからは、私のところに、まだ判こはもらっておりません、もう一押ししてほしいというふうな電話がありました。その会社は全くこの用地買収に関係――表には出ていない大会社であります。まあ、とにかくその重役さんの言うことがどのくらい信用できるかどうかは別としても大変に、もっと話があるんですけれど、それ以上言っちゃいますと、その会社に御迷惑かけても紹介してくださいました都議会議員さんに悪いので、ちょっと言いにくいんですが、それはもう完全にどうなったのか、きょう、いま市長に、市長が直接関係していないので、あるいはしないという言葉じゃないんですが、土地開発公社の問題ですから詳しいことはわからんかもしれませんが、わかる範囲で説明してもらいたい。境界査定の判こをもらったのかどうか。そこのところをまず教えていただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。市長。

○市長（森田喜美男君）　公社理事長に適当な機会、場所で説明をさせたいと思います。

　いろいろ言い方があるだろうと思っておりますが、日野市としてはきわめて完全に近い状況で処理ができた、このように承知いたしております。よろしいでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　とかく、先ほど申し上げましたんですが、議会の議決を得ないで土地開発公社は用地の買収が可能のようになっております。しかし、この債務負担については、市議会も責任を負うことになっております。こういう点で、私ども議員といたしましては、やはり明朗に、だれでも説明できるような姿で買収を行う、あるいは事務を進める、そのようにしてもらいたいのであります。

　先ほど市川議員の御説明ありました。これも私も不明朗と思うんです。よく、灰色、灰色と言えば灰色であります。くみ取っている戸数がどこのどこだかちっともわからない。しかも独占委託企業であります。事業であります。ごみ、し尿、雑排水、あるいは危険物、日野市の場合は恐らく特例でしょう。全部独占的なある一つの会社にこれらの事業は委託されております。だからこそ市民に明らかに説明できるような執行体制を持たなきゃ、われわれ議員としての責務も果たせませんし、納税者である市民への説明もできない。もうすでに半年、市川さんの御質問からたったそうであります。なおかつわからない。

　そこで、私はこういうふうな問題は、委託契約の精細なものを、少なくともその程度までは委託契約があるわけですから。それをなぜ議員に配付しなかったか、市長の所見を求めたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　不明朗という言葉は当たらないわけですが（「よくわからないんです」と呼ぶ者あり）、不十分な点があったかもしれません。したがって、資料はなるべく精密に提出したいと思いますし、それから審議も十分いただきたい。このような材料はこれからも整えなければならないと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。公社のここのことはよろしいですか。（「はい、いいですよ」と呼ぶ者あり）古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　教育長のことについてお尋ねをいたします。

　先ほど全員協議会で退任のあいさつが、前教育長である倉又さんの方からございました。私どもが一般質問等をいたします場合、それに答えるのは普通の行政一般であれば自治体の長である、公共団体の長である市長、また、教育委員会の長、農業委員会、選挙管理委員会等の長が答える。その委任を受けてほかの説明員の方も説明ができるということに、地方自治法の規定でなっております。ところが現在教育長は不在でありますので、教育行政について一般質問をしようとする場合、その答弁者がいない。地方自治法に照らしてもはなはだ違法性があるのじゃないかと思いますが、その点どうなのか。まずお聞きをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいま教育長は欠員になっておりますが、教育次長を職務代理者として所定の手続を経ております。したがいまして、違法性はないわけでありますが、もちろんそういった人事にいたしましても制度に沿うことが望ましいことでありますから、なるべく早い機会にもちろん補充もしなければならない、こういう状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　こうした質疑の場合は、質疑ですので担当部長の方から説明員として説明があっても、それは当然です。しかし、一般質問は地方自治法の規定できちんと長に対する質問であり、あくまで長の委任を受けて説明員は説明をする、というふうになっておりますので、委任をする教育長がいなければ次長は答弁できないわけです。その辺、いかがですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　職務代理者として任命してあ

りますので、責任ある答弁ができるわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　あくまで原則を貫いて、少なくとも教育行政の長が不在であるというのは、正常な姿ではありませんので、そうした姿は一日も早く改めていただけるように、法律の精神に沿った議会の運営ができるように重ねて要望しておきます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　ちょっとよくわからないんだけれど、次長さんにお伺いしたいんですがね。次長さんが教育長代理にいつの教育委員会で決められたんですか。ちょっとその点を…。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。日野市の教育委員会規則の中に、教育長不在の場合、教育次長がその職務を代行する、こういう規則の中にうたわれておりまして、教育長が五月一日付で一応退任なさいましたので、五月二日付で教育委員会の方から正式に職務代理という形で辞令を森久保委員長の方からいただいております。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　さっき漏らしたんですが、六月三十日で神明上区画整理が完了するということですが、それに伴ってだと思うんですが、けさの読売新聞に日野駅の前にモニュメントをつくるというようなことで、そうした作者に依頼したんですか。そういうのはかなりできているので、それをそのうちからいいものを決定するというような報道だったんですけれど、そういうことについてちょっと御説明願いたいんですが。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。ただいまの御質問のモニュメントでございますけれども、このモニュメントは先ほど市長からも報告がございましたように、神明上の区画整理事業がこの六月三十日をもちまして事業が一応完了することになっております。それを記念いたしまして、日野駅の新しくつくりました広場の一角に記念像といたしましてモニュメントを設置する予定になっております。このモニュメントの制作を依頼いたしましたのは、日野市に居住しております九名の芸術家の方々に一応趣旨を御説明いたしまして、その制作方を依頼したわけでございますけれども、このモニュメント関係につきまして、こういった問題につきましては、私ども行政側は素人でございますので、芸術連盟という日野市のそれらの方々が参画しておる連盟に一応お願いして、そこで九名の方々を選定していただいた。それで、その九名の方々がそれぞれ自分の考え方、また、私どもの御説明した趣旨に従いまして作製された一つの、ミニチュアでございますけれども、そういう作品がここで出てまいりました。その中から一点を選定いたすことになるわけでございますが、この点につきましては、広く市民の方々にも事前に見ていただこう、また、御意見もちょうだいしようということで十四日から十日間、一階のホールにおきましてそれらの模型を展示して御意見をちょうだいする。その後で私どもこの製作するに当たっての検討委員会というのを設けてございます。この検討委員会のメンバーと庁議の構成メンバー、これの合体の審査、そのときに九名の方々からそれぞれ作品についての趣旨説明を受けまして、そういう経過を踏まえた上で一点にしぼっていこうということで、現在その準備を進めている段階でございます。以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどの馬場議員さんの質問に対しまして、ちょっと数字を間違えておりましたので訂正をさせていただきます。

鹿島団地の開発は六ヘクタールと申し上げましたけれども六千坪、二ヘクタールでございますので、ひとつその点、訂正させていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第四、諸般の報告を行います。

会務報告についてはお手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

議案第五四号、日野市一般職の職員の昭和五十七年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案第五四号につきまして、提案の理由を説明いたします。

議案第五四号は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第十六条に定める期末手当百分の百四十を、昭和五十七年六月期に限り百分の百五十八・五とする特例条例であります。

支給率については六月七日職員組合と交渉の結果、妥結をしたものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　ただいま市長の方から提案理由がございましたとおり、条例上百分の百四十と規定されておりますが、六月七日職員組合と百分の百五十八・五で合意に達しました。条例を百分の十八・五オーバーいたしますので、特例条例としてお願いするものでございます。

なお、勤勉手当百分の六十を加え、支給率は百分の二百十八・五となります。昨年の百分の二百二十二・五より百分の四減になっております。

支給対象総数でございますけれども、千三百五十七人でございます。条例どおり六月十五日に支給をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五四号、日野市一般職の職員の昭和五十七年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第五五号、昭和五十七年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案第五五号について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例を制定するもので、今期の支給率を百分の二百十八・五とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議御決定のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　ただいま提案理由のとおりでございますが、条例上百分の二百ということで規定されているわけでございますが、先ほど職員の期末同様に百分の二百十八・五ということでお願いをいたします。

したがいまして、オーバーいたしますので特例条例をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時二十七分散会

六月十四日　　月曜日

（第二日）

昭和五十七年
第二回定例会

日野市議会会議録

第十四号

六月十四日　月曜日　（第二日）

出席議員（二十八名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	簇野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（二名）

十七番　黒川重憲君　　二十九番　滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	中村亮助君
助役	野呂章君	福祉部長	坂本金雄君
収入役	成井正夫君	水道部長	土方武彦君
総務部長	加藤一郎君	病院事務長	小山哲夫君
市民部長	加藤一男君	教育次長	長沢三郎君
生活環境部長	佐々木博君	企画課長	田窪鎮夫君
清掃部長	伊藤正吉君	財政課長	山崎彰君
都市整備部長	結城邦夫君	企画財政部主幹	中里正市君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	平敏男君	書記	谷野省三君
書記	五十嵐隆君	書記	串田平和君
書記	栗原尭次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　川久保友子君

（請願審査報告）

一　請願第五七―　四号　日野市民会館建設に関する請願（文教委員会）

二　請願第五七―　一号　黒川地区市民広場建設に関する請願（厚生委員会）

三　請願第五七―　三号　ガソリンスタンド建設に反対し、建設の取消を求める陳情（建設委員会）

（取り下げ）

四　請願第五七―　五号　市内の町名変更に関する請願

（議案上程）

五　議案第三五号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の報告承認について

六　議案第三六号　昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第八号）の専決処分の報告承認について

七　議案第三七号　第二次日野市基本構想の制定について

八　議案第三八号　日野市民憲章の制定について

九　議案第三九号　日野市歌の制定について

十　議案第四〇号　町区域の設定及び変更に伴う関係条例の一部改正に関する条例の制定について

一一　議案第四一号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

一二　議案第四二号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について

速記者　柿崎洋子君

議事日程

昭和五十七年六月十四日（月）

午前十時開議

一三　議案第四三号　日野市地区広場設置条例の制定について
一四　議案第四四号　日野市立婦人センター条例の制定について
一五　議案第四五号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
一六　議案第四六号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
一七　議案第四七号　昭和五十七年度日野市一般会計補正予算について（第一号）
一八　議案第四八号　昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第一号）
一九　議案第四九号　市道路線の一部廃止について
二〇　議案第五〇号　市道路線の廃止について
二一　議案第五一号　市道路線の認定について
二二　議案第五二号　土地明渡請求訴訟事件に係る和解について
二三　議案第五三号　日野市立三沢児童館（仮称）新築工事請負契約の締結について
二四　議案第五六号　日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事請負契約の締結について
（報告事項）
二五　報告第二号　交通事故（日野市南平四丁目一番地九先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について
二六　報告第三号　昭和五十七年度日野市土地開発公社事業計画の報告について
二七　報告第四号　昭和五十六年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について
（請願上程）
二八　請願第五七―一二号　グリンボックス（生ゴミについて）に関する請願
二九　請願第五七―一三号　臨時自転車置場の撤去についての請願
三〇　請願第五七―一四号　多摩川魚類の増殖、保護についての請願
三一　請願第五七―一五号　たばこ・塩専売制度存続に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第一から第三一まで

午前十時十四分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十六名であります。

これより請願第五七―四号、日野市民会館建設に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（市川資信君）　おはようございます。

文教委員会からの審査報告を申し上げます。

請願第五七―四号、日野市民会館建設に関する請願についての審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、本年三月定例会において本委員会に付託されたものでありまして、請願者は、日野市南平六―一五―二、日野子ども劇場運営委員長原　梢さん、ほか二千七百十四名の方からの請願であります。

本請願は一項目から十項目にわたる要望事項でありまして、その主なものを申し上げますと、席数を千から千二百席ぐらい、客席をワンスロープにしていただきたい、あるいはトイレ―手洗い場の高さと大きさ、また、ゆっくりくつろげるようなロビー、また保育室、母子室等の設置、それらの工夫等を施していただきたい、かような請願趣旨でございました。

当委員会では企画財政部長等の説明を求めたところ、請願趣旨を現段階の基本設計の中にある程度取り入れられることは可能であるという回答を得、また、そのほか各委員から、それに伴って将来の人口増あるいは駐車場の十分な確保等を考えた上で基本設計を進めるべきである、等の意見が出されたわけでございます。

それらを踏まえた上で採決の結果、委員会では全会一致採択という次第でございます。　以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五七―四号、日野市民会館建設に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五七―一号、黒川地区市民広場建設に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

請願第五七－一号――今期第一号の請願である黒川地区市民広場建設に関する請願の審査報告であります。この請願は黒川自治会の高橋会長、ほか三名からのもので、古谷議員、滝瀬議員、小山議員、夏井議員の四議員を紹介議員として出されたものであります。

黒川自治会の地域は広い地域で人口も二千数百人となっている。老人会、子供会、婦人会などがあって各種行事を計画しているが、これを行う集会広場がなく悩んでいる。子供の遊び場もないので市民広場をつくってほしいという請願であります。

委員会では、第一回定例会の中の三月十九日と閉会中の四月二十六日の二度にわたって審議いたしました。

他の地域に比べてこの地域の広場の必要性はどうなのか。遊休土地の提供が十九件あったというが、それがこの地域内にあるのかなどの質問がなされた。

これらに対して所管の生活課より、この地域の世帯数、人口密度の資料、そして最寄りの提供された土地が示された地図が提出されました。この地域内は提供された遊休地はないことを確認した後、委員から、現状地主に土地を貸してもらってつくるのがよいという発言、その一方、他の委員から遊休農地を当てにしてはだめだ、市で土地を購入すべきだ、いまあいているうちに買っておくべきだなどという意見が出されました。そして、このことを市側に要求する意味も含めて、この請願は趣旨採択すべきだということで意見一致し、全会一致採択といたしました。

御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五七－一号、黒川地区市民広場建設に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五七－三号、ガソリンスタンド建設に反対し、建設の取消を求める陳情の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　五七－三号、ガソリンスタンド建設に反対し、建設の取消を求める陳情は、宮の成井順三さんほか十八名からのものであります。神明上区画整理地内の二・二・三号線十六メートル道路に沿ってガソリンスタンドは建設されようとしているが、危険なので建設を許可しないでほしいというものであります。

まず三月十九日の厚生委員会で審議いたしました。この建設に際しては、九月八日開発申請がなされ、十月十日建設許可がおりています。公害防災課には、十月二十七日付で指定作業所としての届け出がなされている点が公害防災課長より報告され、このガソリンスタンドの建設は、区画整理上全く支障がない点が話されております。建設許可は都でなされるもので、市ではどうにもならず、本来この陳情は都議会へ出されるべきもので、取り下げてもらったらどうか、という意見が出され、全会一致してこの日は継続といたしました。

その後、陳情者が取り下げませんでしたので、四月二十六日再度審議いたしました。この日は現地の視察もいたしましたが、すでに建設の準備が進められていました。陳情者への緩衝期間も考えて、この日は継続にすべきの意見もありましたが、ここで不採択にして、議会の意思を伝えることが、訴訟などのしかるべき手段を陳情者がとるのにも都合がよいだろうということで、多数でこの陳情を不採択といたしました。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五七－三号、ガソリンスタンド建設に反対し、建設の取消を求める陳情の件は、委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第五七－五号、市内の町名変更に関する請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、建設委員長より報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（藤林理一郎君）　請願五七－五号であります市内の町名変更に関する請願でございます。

この請願者の代表森久保和伸さんより議長あてに取下げの願いが出されまして、五月の二十六日に開かれました建設委員会において承認いたしました。

よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　ただいまの委員長の報告のとおり本請願については取下げることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、請願第五七―五号の請願は取下げることに決定いたしました。

これより議案第三五号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案第三五号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正により、日野市市税条例の一部を改正するもので、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十七年四月九日付で専決処分をしたものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは、ただいま上程になりました議案第三五号につきまして説明をさせていただきます。

ただいま提案の中にもございましたように五十七年、本年五十七年三月三十一日、法律第十号といたしまして地方税法の一部改正が公布されました。これに伴いまして市条例の改正をいたしましたものでございます。いろいろ条文整理等を行いまして四月九日に専決処分させていただいたわけでございます。このことにつきましては三月の定例市議会の時点でごく概略を説明はさせていただいておりますが、この内容とほとんど変わってございません。

大変、別冊で条文並びに新旧対照表を配付させていただいておりますが、非常にかなりのページ数になっております。ページが打っておりませんので大変おわかりにくいかと思いますが、まずそれをおわび申し上げまして、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

お配りいたしました条例の方で説明をさせていただきたいと思うわけでございます。別冊の関係をお開きいただければありがたいと思います。

まず第十九条関係でございますが、これは条文整理でございます。それから二十四条でございますが、これは個人の市民税の非課税の範囲、この金額がアップをいたしたという改正でございます。それから三十二条でございますけれども、寡夫、同じ呼び方でございますが、夫でございます。夫が加わったということでございます。金額につきましては控除額二十一万円でございます。それから七十条関係でございますが、これは条文整理でございます。百二十二条、これは特別土地保有税の関係でございまして、旧条例におきましては四十四年一月一日以前のものについては適用除外ということの規定がございましたが、これが、取得して十年を経過したものは適用除外ということに変わりました。そのほかにつきましては条文整理でございます。一番末尾の付則第五条

の五でございます。これは市民税の所得割の非課税の範囲でございます。これが、その上に書いてございますように従来の額に九万円が加わったということでございます。

めくりまして付則第八条の関係でございますが、これは当市にはほとんど目下のところ関係ございませんけれども、該当がございませんけれども、肉用牛の売却に伴う、いわゆる所得割の免除規定でございます。これはずっと書いてございますが、二枚目ぐらいまでに書いてございますけれども、当市には目下のところ該当ございませんが、肉用牛の売却を行った場合この証明に基づきまして所得割が免除になるという改正規定でございます。

それから二枚目の一番末尾の方でございます。大変おわかりにくいわけでございますが、二枚目の最後、付則十一条の見出し中と書いてございます。これは、めくりまして条文整理とそれから六、七、八号が加わっております。六号はA・B農地のことの用語でございます。七号は三・三平方メートル、つまり一坪の課税の標準をいっております。それから八号は課税額より宅地並み課税分を控除した額、つまり六、七、八は用語の関係でございます。

それから、その次に付則十二条関係は、三年間の期間延長と宅地等の負担調整率を従来三段階でございました。これが五段階に改められた改正でございます。それから末尾の付則十三条関係でございますが、これは期間の延長と、それから準農地の負担調整率の改正でございます。つまり調整区域内のことをいっておるわけでございます。それから付則十三条の三関係でございます。これは市街化区域内農地に対します課税標準の算出方法で、A・B農地に加えまして新たにC農地の課税が行われるという改正でございます。そのほかにつきましては条文整理でございまして、新たに三万円以上になった場合こういう規定でございます。

それから、ページが打っておりませんで大変恐縮なんでございますが、（「全然わからない」と呼ぶ者あり）五枚目でございますが、付則十三条の四の関係でございますが、これはA・B農地の負担調整率でございます。

めくりまして十三条の五の関係でございます。大体六枚目ぐらい、六枚目から七枚目に、八枚目ぐらいに記載してございますけれども、これは例の市街化区域内農地に対します固定資産税の、いわゆる免除規定でございます。御承知のように本年から宅地並み課税が行われるわけでございますけれども、一団地九百九十平米以上で現に耕作の用に供されて、なおかつ引き続き十年以上営農を継続することが適当であるという場合はこの徴収を猶予するということになっております。この手続につきましては日野市農業委員会を経由いたしまして、市長に申告書が提出され、市長は日野市農地課税審議会の議を経ましてこれを徴収猶予することになっておるわけでございます。なお、見直しは五年に一回いたします。その時点で営農を継続している場合はこれが免除になります。こういう規定でございますし、さらに、営農を継続しておっ

たが、途中でその取消をしたというような場合はもちろん市の方に申告をしなけりゃならないというのがこのずっと八ページ目ぐらいまでずっと書いてございます。これが宅地並み課税の市街化農地に対します条文の改正でございます。

それから八枚目ぐらいになりますが、付則第十五条の二の関係でございます。特別土地保有税の特例の期間延長が改正になりました。それから十五条の三も特別土地保有税の関係でございますが、先ほど申し上げましたように、百二十二条の関係では十年間ということを申し上げました。ここで十五条でこれが何といいましょうか、改められておりまして、市街化調整区域内の、いわゆるものについて十年間を経過したものはかけません。特別土地保有税を賦課いたしません、という規定でございます。

それから、ずっといきまして九枚目ぐらいになろうかと思いますが、十五条の四でございます。これは特別土地有税の関係でございますが、五千平米の規定がありますけれども、五十七年度から六十年の間に取得した土地につきましては五百平米以上の場合二年間の経過を見まして課賦をいたします、こういう新しい条文でございます。

めくりまして十六条関係でございますが、これは市民税関係でございましてみなし法人関係のことの規定でございます。五十六年に法人税法の一部改正が行われました関係でここの改正をいたすわけでございます。若干上昇の改正でございます。

それから十七条関係でございます。付則十七条関係でございますが、これは従来、長期譲渡所得の個人市民税の特例でございますが、四千万を超え八千万円までという従来の規定でございましたが、八千万円が削除になりまして四千万を超えという条文に変わったわけでございます。そのような関係から付則十七条の二の関係、つまり優良宅地の関係、特別特定市街化区域農地の譲渡に関する関係の規定が改正になっております。十七条の二、三がそれでございます。

それから付則二十条関係からずっと最後までございますが、先ほど負担調整率の関係を申し上げましたが、都市計画税についても同様の負担調整率を適用いたしますという規定でございます。非常に長く書いてございますが、要約しますとそういう内容のものでございます。

以上、簡単でございますが、非常におわかりにくい説明で大変恐縮でございますが、専決処分をいたしました内容の報告をさせていただきました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。川嶋　博君。

○十四番（川嶋　博君）　ただいま市民部長から説明がありましたけれど、この日野市市税条例は他市との関係はどうであるか。また、付則にある、付則の表にある率は他市との関係はどんなであるのか。

また一口に言ってこの条例の改正のねらいはどこにあるか。そういう点を三点質問に対して回答をお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えいたします。

ただいまの御質問は、本条例専決処分した市税条例の内容が、他市と比較してどうなのかという御質問でございます。これは変わってございません。先ほども冒頭申し上げましたように、法律改正に伴います改正でございますので、まだ他の市の条例は拝見いたしておりませんが、恐らく変わってないと思っております。

それから、この改正は、いわゆるねらいです。改正のねらいはどうかという御質問でございます。大変むずかしい御質問でございますが、まず市民税関係におきましては、いわゆる地方税法に却定してございます、いわゆるそれぞれの控除額、国との関係等考慮の上で改正が図られたものと私は考えておりますし、それから大きくは固定資産税の関係でございますが、これは三大都市圏の市街化農地の宅地並み課税、早期に宅地の供給をすべきであるという一つの目的があっての改正かと私は承知をいたしておりますが、いきなりそれにもっていきますと、やはりこれはトラブルのもとがございます。そういうことで、いわゆる猶予関係が生まれたんではなかろうか、というふうに考えておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　川嶋　博君

○十四番（川嶋　博君）　この条例について、一方では政府の施策もありますけれども、農家にとってこの条例がプラスになるか、または逆に、また営農を続けられる施策である、喜ばれる条例であるか、その結果はいかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　これもまた大変むずかしい御質問でございますが、農家の皆様方の感じということだろうと思います。

このことは先ほど申し上げましたように、農地課税のいわゆる猶予の関係につきましては、農業委員会にお願いをいたしまして、その申請を取りまとめております。特に私の聞いている範囲では、農家の方がプラス、マイナスというようなことを特に感じてはおられないと私は思っているわけでございます。つまり宅地並み課税が行われたけれども、いわゆる猶予期間があるということで、当然、営農の意思のある方はそれを申請しているわけでございますから、税金面においても緩和されているわけでございますから、特にこの問題について深い、関心はもちろん持っておりますけれども、負担の関係では変化ございませんで、その点安心されているんではなかろうかと私は思っております。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　過去十年近くなるわけですが、三大都市圏の宅地の供給を豊かにするために農地に、A・B農地に

対します宅地並み課税が国の政策として施行されたわけでありますが、それに対しまして、当市はその農業を並びに農業者の意向をくんで、また町づくりの将来像を想定いたしまして、その国の施策に対してまた一〇〇％減免をする、そういう措置をとってまいったわけであります。つまり今回のこの市税条例の改正は、われわれの市の施策が国の施策になったというふうに受けとめてよろしいかと思うわけであります。

したがいまして、農家の福音はまことに絶大なるものである。また農業も安定をして経営できる、こういう基盤が国の施策によって承認された、こういうことだと思います。このことにつきましての運動は、農業団体を中心にいたしまして大変強く行われましたし、われわれもまたそれを支持した立場でありましたし議会も同様であったと思います。したがって農家の方々は大変喜んでおられるということは申すまでもないわけでありますし、安定をして当分の間その意欲のある限り農業をできる、こういう基盤ができたというふうに考えるべきだと思っております。

以上です。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　特別土地保有税のことで一点お伺いしたいと思います。

第百二十二条というところで、この免除規定が特別土地を保有している人にとっては有利になった、というふうに思うわけです。なぜ、そういうふうになったか、この経済的なといいますか、その政策的な理由というものがわかれば教えてもらいたいということが一点です。

それからもう一点は今度そういうことで免除の該当になる日野市内のそういうものが件数があるかどうか。あるとすれば何件でどのくらいの面積があるか、という点をお答えいただきたいと思います。

それからもう一点は、第十五条となっておりますけれども、市街化区域内のその五百平米以上というものの課税についての日野市内に件数が現在どのくらいあって面積がどのくらいあるか、わかれば答えていただきたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えをいたします。

百二十二条関係の一枚目のこの御質問かと思います。四十四年の一月一日以前の取得したものについては、従来から特別土地保有税が賦課されておりません。これが十年に変わりましたという説明をさせていただきました。ところが、この先ほど申し上げましたように、十五条の三でこれが打ち消されまして、いわゆる市街化農地はもちろん全部かかりまして、調整区域に面積を有する方が十年だということなんでございます。当市におきましては一件ございます。一件、調整区域内で賦課される、まだ十年たちませんものがございます。そういうことでこの十五条の三でまた何といいましょうか、読みかえられておるということでございます。ちょっと御理解いただけないかもしれませんが、十五条の三で、つまり市街化区域はもちろん五千平米はかかるんです、ということです。ただし調整区域内は十年というのがございまして十年を経過すれば賦課いたしません、ということでございます。調整区域内でございます。調整区域内の該当は目下のところ一件で、それはいま賦課中でございます。それが経過いたしますともちろん免除になってくる、そういうことでございます。

それから新しく生まれました十五条の四の関係でございますが、ここに書いてございますように、五十七年から六十年三月三十一日までの間に土地を取得したものは云々と書いてございますが、これは五百平方メートル以上でございます。これはまだいまの御質問は、件数と面積ということでございますが、これはまだつかんでおりません。御了解をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　そうすると、その調整区域内の特別土地保有者については、いま十年間に限る、課税は、ということになりますから、その部分についてはいままで十数年納めていた人が、十年たてば納めなくてもよくなるわけだから有利と判断していいわけですね。それはそういうふうになってきたこの経済的な背景といいますか、法改正の理由というものはどういうものかというふうに第一点質問したと思うんですけれど、おわかりになれば答えていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　その法律改正の理由いかんという御質問でございます。

私、まだその理由のつかみ方――つかんでおりませんので、大変申しわけないと思いますが、市街化調整区域内のことにつきましては、まれにはそういうことがございましょうけれども、ほとんど将来余りないんではないかという私の感じでございます。ただし、市街化区域については、当然あり得ることですからこれを延ばしたというふうに私は解釈をいたしておるわけでございますが、その理由の明確なものは私持ち合わせておりませんで、御了解いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君

○二十二番（竹ノ上武俊君）　質問ではなく意見になるかもしれませんけれども、山の中とか大々的に以前買いあさったいろいろな業者とか、いろいろの団体もございましたけれど、日野市はそういう場所もないので、日野市としては直接問題にはならないかもしれませんけど、やはり税金の考え方からしまして、そういう土地保有者に対してどんどん免税していくということが、さきのその農地の課税の猶予とか、そういうのと矛盾するような点もあるのではないか、と私は考えますので、質問した次第であり

ます。
○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。
本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三五号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。
これより議案第三六号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第八号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　議案第三六号は昭和五十六年度日野市一般会計補正予算第八号であります。地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月三十一日付で専決処分をしたものであります。
補正額は、歳入歳出それぞれ五千九百七十七万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二百二十億三千百五十七万円とするものであります。
詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどをお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。
財政課長。
○財政課長（山崎　彰君）　それでは御説明申し上げます。
予算の説明書の八ページから入らせてもらいます。歳入でございます。歳入の地方譲与税でございます。八ページから十一ページまで譲与税、そのうちの道路譲与税でございます。それから次が自動車重量譲与税でございます。これは額の決定に基づくものでございます。次が自動車取得税交付金でございます。これも額の決定に基づく補正でございます。
次が十四ページ、地方交付税、これはここに書いてありますように、日野市は普通交付税は不交付団体でございます。特別交付税、これは災害とか浸水とか、そういった特別上に基づく特別交付税の方でございます。三千三百万を補正するものであります。決定されたものでございます。

次が分担金、十六ページ、十七ページ、分担金及び負担金でございます。これも自然増あるいは額の減というようなことで補正を九百八十三万一千円をさせてもらうものであります。
次が十八ページ、十九ページ、ここは国庫支出金の最初の負担金でございます。これは減額でございます。二千百六十一万四千円、これは額の決定に基づくもので、全節減額でございます。次が国庫補助金でございます。国庫補助金につきましても基本額の増、そうしたもので、あるいは額の決定、所得、そうしたもので出てきましたプラス・マイナスをここで決定させてもらいました。
次が二十二ページでございます。委託金です。国庫の委託金、これは額の決定で、民生費においては減額、労働費においては一万五千円の増でございます。
二十四ページ、二十五ページ、それから都の支出金に入ります。都の支出金の内訳の負担金でございます。ここにおきます民生費におきましては減額、対象人員減あるいは額の決定ということで減額補正でございます。
次に、めくりまして二十六ページ、二十七ページ、都の補助金でございます。都の補助金の確定に基づきます、特に総務費補助金の中で申し上げておきたいと思いますが、市町村調整交付金でございます。これは当初の見込みよりさらに確定をいたしまして、当該年度におきましては二億五千六百六万六千円という数字でございます。この数字で確定いたしたものでございます。民生費につきましては増額補正でございます。
次の二十八ページ、二十九ページ、やはり増額、対象増減あるいは基本額の決定というものでございます。
三十、三十一ページ、同じくでございます。衛生費についてもこれは増額、基本額の決定に基づくものでございます。都の補助金、ずっといきまして三十三ページまで同じ理由ということでございます。特に申し上げることはありません。次に委託金でございます。委託金につきまして、これは都から委託されたお金の中で四番目の総務費の選挙費委託金、三角で百七十五万五千円、これは事業の都議会議員、昨年度の選挙にかかった費用の確定でございます。その下の都条例直接請求は、私学助成署名の件の確定分で減額でございます。
次に三十六ページ、三十七ページも特段申し上げることはありません。額の決定でございます。
次に三十八ページ、財産収入でございます。これは公共建設基金の利子が三月三十一日入りました四十六万円でございます。これを計上させてもらいました。
四十ページ、寄付金でございます。これは寄付金のうちの公共公益施設費、言うなれば行政協力費の方でございます。これを補正させてもらいました。二百九万三千円でございます。
次のページ、四十二ページにおきましては諸収入の、これは収益事業収入でございます。ここに書いてありますように五十六年

度は競輪におきまして八千六百万ばかり減額になりました。競艇の方は九十五万六千円増ということでございます。確定に基づくものでございます。

四十四ページは市債でございます。これは平山保育園の改修に伴って額の決定でございます。それから教育費におきましても、平山中学校の屋体の額の決定で減額二十万させてもらいました。

次は歳出でございます。

歳出も先ほど申し上げました補助金、起債、そうしたものの関係から減額がほとんどでございますが、四十六ページでございます。そのうち唯一の増額でございます財産管理費、説明欄にございます。公共建設基金といたしまして一億二百九万三千円。二百九万三千円につきましては、先ほどの利子がここに入ってきております。行政協力費の方でございます。それで一億を基金に入れました。それから、その下の利子は、これは先ほど四十六万、基金の上から出てきた利子でございます。それから市民会館建設基金、ここで一億を入れました。それから財政調整基金、年度間の調整ということで二億という数字を計上させてもらいました。そのほか、後はほとんどが減額、国、都支出金の減額によるものでございまして、特別深く申し上げるところはございませんですが……。

五十六ページをお開きくださいませ。土木費で橋梁新設改良費の十九の負担金でございます。これは中程久保架橋かけかえ工事でこれの南多摩、都との関係で設計変更、それから住民要望によりまして迂回路を新設するということで、この負担金の二百七十六万四千円でございます。

後は最後で別はとりたてて申し上げることはありませんが、予備費でございます。最後の六十二ページ。取り崩しまして二億三千五百八十万八千円をこれに充てました。

それからまたもとに戻りまして地方債補正でございます。四ページでございます。平山保育園改修で、これは額の決定に基づきまして、八百三十万円の限度額を設定したんでありますが、契約したもので落ちまして、六百十万円で額の決定になりました。それから平山体育館――屋内運動場につきましても二十万の減額で額の決定でございます。

以上で専決でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　昭和五十六年度の特別交付税三月分が交付されております。三千三百五万七千円。五十五年度は三千四百二十六万九千円ですので、わずかですが減額をされております。自治省の自治体に対する指導で期末手当、それから勤勉手当、給与水準等が国や都の水準に比べて著しく高い自治体に対する一つの減額制裁ではないかと思いますが、こういう措置を受けたことについて、どのように受けとめておられるか、市長にお聞きいたします。

○議長（石坂勝雄君）　答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　いま指摘されたような理由はないんではないか、こう思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　多摩、それから武蔵野地区の自治体、新聞報道によりますと、十二市ほどが前年度より特別交付税の三月分の交付ぬ減らされて、減額されて交付を受けているわけです。理由は、やはり財政に余裕がある。都や国の水準よりも給与等の水準が自治体の場合高いという、そういう判断に立っての措置だと思います。一部の新聞等でも、そのように報道されたことを私は記憶しております。全くそういう減額的な制裁的な減額ではないというふうに確信をしておられるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまで年々努力の一面もあるわけでありますし、それから特別交付税がそういうふうな意味を持つものでは本来ない、というふうに思っておりますので、先ほどお答えしたような見解でおるわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　自治省が給与の是正計画の提出を各自治体に求めております。当日野市でも、一五％以上の国の水準よりも高い給与を支給しているということで、是正計画の提出を求められているのではないかと思いますが、是正計画の作成をいまやっておられるのかどうか、その点お聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　見方によって是正計画とも言えると思いますし、それからわれわれの自主的な自製計画とも言えるはずでありまして、そのような見解からは試案をつくりつつあるということはお答えできるわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　二件質問したいと思います。

一点目は、四十七ページの財政調整基金のこの積み立てでございます。この財政調整基金の性格といいますか、そういうものについて担当者から目的ということについて一言もう少し説明を加えていただきたいと思います。

それから二点目は五十七ページの建設部関係かと思いますけど、これは五十六年度の最終予算の調整ということで問題ないのかもしれませんけれど、街路灯の新設、交通安全施設整備費というものが減額されておりますけど、これの実情、こういうものをちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　答弁、財政課長。

○財政課長（山崎　彰君）　お答えいたします。

四十七ページの財政調整基金でございますが、これは五十六年度から私どもでこしらえたものでございます。これの要綱、そうしたものを見ますと、まず年度間の調整もありますが、最初に災害的な緊急に使う、それから償還の、繰り上げ償還、起債の利息そうしたもの、あるいは元金が非常にたまってきている、それをお金が余ったならば繰り上げ償還をしなさいということ、それからさらに財源的不足を生じた場合、これを積み立ててそれに充てていきなさいということの三つの趣旨で財政調整基金が設立された経過がございます。そうした中で私どもがこれを一つの、ほかには目的であります公共建設基金があり、それから市民会館とか、あるいは退職金に基づく退職金基金というようなものの目的に沿ったものがある中で、財政的――一般財政的な財源不足をこれを財政調整基金でつくっていくということで、ほとんどの市が五十五年度の都の財政再建にならいまして指導を受けまして、これを設置したということでございます。そうした中で、これをやはり年度で財政の許す範囲内で積み立てをしたいという希望で、ここに二億円を計上したわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは第二点目の御質問にお答え申し上げます。

予算書の五十六、五十七ページでございますけれども、まず街路灯の新設工事の関係でございますけれども、これにつきましては、当初一千二百三十万の議決をいただきまして、計画としては水銀灯百灯という計画を立てたわけでございます。結果的には蛍光灯の八十四基、それから百ワットの水銀灯五十三基、それから四百ワットの水銀灯二十一基というふうな事業を執行いたしまして不用額が出たわけでございますけれども、住民要望などもございますので、できるだけ対応していくという姿勢でおりますけれども、目的、数字的にはこのような結果になっておりますけれども、要望にこたえた事業の執行が行われたというふうにお答え申し上げておきたいと思います。

それから二点目の交通安全施設の関係でございますけれども、これにつきましては準歩道の設置あるいは道路標識、段差改良、防護さくの設置、道路反射鏡あるいは区画線の設置、それと高幡の駅を目的といたしました自転車置き場の二カ所の設置、あるいは京王線の南平の駅の西側に自転車置き場の設置、これらの事業を執行したわけでございまして、歳入との絡みもございますけれども、一応結果的には不用額が出たわけでございまして、交通安全対策事業といたしましては、当初の計画どおりに執行したというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　財政課長。

○財政課長（山崎　彰君）　補足させてもらいます。

それでは財政調整基金、いま現在どのくらいを持っておるか、ということでございますが、この二億円を入れまして九億九千七百二十万四千円という数字でございます。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　財政調整基金の件ですけど、課長が説明されましたその積み立て理由として、災害の緊急措置などに備えるとか、返済を繰り上げるために使うとか、あるいは財源不足の補てんをするんだということで、その必要性を認めないではないわけですけれども、非常に住民要望が多い中で、こういう年度末になって急に二億円積み立てていく、合計すると九億九千万にもなっていくということが、住民要求との関係でもう少し住民要求をその年度、年度で果たしていくという方向にもっと使うべきではないか、という気持ちもするわけですけれども、その辺について担当者なり市長なりどういうふうにお考えであるか、もう一度ちょっと一言答弁していただきたいと思うわけです。

それから建設部関係の件でございます。これは私ども建設関係に、住民要望などをお伝えしますと、住民要望が多過ぎて予算が足りない、というふうなことをときどきお聞きするわけです。現在でも、街路灯とか道路標識とか反射鏡とか、いろいろな要望は続いていると思うわけなんです。そういう中で、大体住民要望に沿って執行したということですけど、やはり執行し切れないという問題があるんじゃないか、という気もするわけです。たとえば、それが人員不足なのか、単なる数字上の操作でどんどんどんどん執行していることなのか、その辺をちょっと疑問を感じますので、お聞かせいただきたいと思います。私は予算が余らないぐらい住民要望はあるんではないか、そういうふうに考えますので、何か理由があるんであればお聞かせいただきたい、こういうふうに思います。

○議長（石坂勝雄君）　答弁、財政課長。

○財政課長（山崎　彰君）　第一点の住民要求がある中で、これを積んでいくのは少しむだではないか、というお話でございますが、私は、この調整基金を積み立てたときから、議会の皆様方に特にお願いして、積ませてほしいということを常々言ってまいりました。それでは目標はどのくらいかということで、約十億ということでお願いをしてまいりました。大体その線に近づいてはまいって、三年間で近づいてはまいりました。

それではなぜこういうものを、言うなれば年度間の調整をしていくんだ、ということでございますが、先ほどのような基金の目的があり、それから将来展望いたします――現在百八十億の起債の償還を持っております、しょっております。そうした中で私は積めるときは、いま市税の方が改正になりまして、あるいは、ここでまた市税が上がってくるかもわかりませんが、それらを踏まえながら、三カ年計画、そうしたものを持っております中で、やはり積める時期というのはあと一、二年ではないかというふうに

考え、なぜならば、それは大型プロジェクト事業がもろ手を挙げて入ってきております。というのは、区画整理であり、下水道事業である、これらのお金が非常に多くなり、そしてまた清掃施設をこしらえていかなければならない、そうした上で、基金の総額が、この四十億何がしのいま現在あります、それが、一年でもって取り崩しになっては再建団体にもなる、という私個人の考えもありまして、強く市長にそれを申し上げてあります。そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。

確かに御指摘の点も多少ございますけれども、たとえば歩道設備等につきましても、やはり地元の要望の中で多少計画変更するというふうな面も出てまいりますし、当初計画いたしました段差改良などでも、予算の積算の中では五十カ所というふうな予定をしておったわけでございますけれども、十二カ所の施工ということで、多少施工個所も減っている。これはやはり計画が甘かったというふうな点も多少はあるかと思いますし、また住民の要望に対応していくというふうな点で、要望におこたえし切れないというふうな組織的な面についてはないと思います。できるだけの努力はしているつもりでございますけれども、そういう理由で数字的にこういう結果が出ておるということでございますので、御了解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　意見になるかもしれませんけど、一言発言して終わりたいと思います。

財政調整基金の積み立てがむだではないかという課長のあれですけど、言葉じりを言うわけじゃないですけど、私はむだだと言っているわけじゃないんですけど、あえて言えば行き過ぎた積み立てだというふうに私個人としては感じますので、こういう質問をしたわけです。

財源不足というようなことを強調されていますけど、昭和五十五年からこういう積み立てを強め始めたということは、ちょうど政府が地方自治体などへの補助金などを減らすこの行政改革というものを進めてくるという傾向の時期と一致して、この積み立てがきているわけです。そういう点なども考えますと、もう少し東京都とか国に対する、市町村に対する交付金や補助金の引き上げ、あるいは下水道関係もそうです。そういう補助金の引き上げなどでがんばるということで、十億も積み立てを置いて、そういうときに備えるというんではなくて私は別の方面のことも相当考えて、たとえば去年ですと、私立幼稚園や幼児教室などの三歳児の補助金を引き上げてくれとか、あるいは移動教室の五年生、中学二年生、こういうものも補助金をふやしてくれ、今年度、たとえば移動教室については六年、中学三年、ふやしていただきまして父母の皆さん喜んでいらっしゃいます。しかし、実際には、相当なこ

の移動教室の父母負担なんかも大変ふえている状況ですのでそういう切実なさまざまな市民要求が福祉、教育、いろいろございますので、やはり私はその辺のことを配慮して、この調整基金というものは積み立てていくべきだ、という考えを持っておりますので、課長の答弁も大分声が大きかったんですけど、（笑声）住民のことも配慮しながらその財政運営をしていただきたい、というふうに要望しておきたいと思います。

それから建設部関係は了解したわけですけど、住民要求との関係では、私は人員をふやしてでも、もう積極的にそういう街路灯関係とか、交通の安全についてはどんどんどんどんするようにして予算が足りない、いや、その減額じゃなくって、どんどんどんどん予備費から繰り込んでいくぐらいに積極的にやっていただきたいと思っておりますので、今後の努力を一層期待したいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　二十七ページの一番最後の希望の家の補助のことでございますが、これは都の補助金ですから直接市ではないのでどの辺まで詳しくお答えいただけるかわかりませんが、三十万の減額になっているこの内容、もしおわかりでしたら御説明をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　三十万の内容につきましては、後ほど資料でお答えをさせていただきたいと思いますが、御了解いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　市債二百四十万減額になっているわけですけれども、これが歳出の面で民生費の保育園の関係で二百二十万減額になっているというのが明確に出ているわけですけれども、教育費の方で平山中学校でしたか、二十万減額になっているにもかかわらず、たとえば七ページの歳出の方を見まして財源内訳を見ましても教育費の方に二十万の地方債の減額というのが説明に出ていないわけなんですけれども、これは私の認識不足かもしれませんけれども、この辺の理由を御説明いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　財政課長。

○財政課長（山崎　彰君）　平山中学校の二十万の件でございますが、先ほど地方債の四ページで額の確定でこれは二カ年にわたりまして国庫補助をもらいます。それに基づく地方債を行いました。そして最初四千四百万でございます。それに基づきまして額の決定が四千三百八十万ということで二十万の減額ということでございます。これを受けまして地方債二十万減額いたしましたものでございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　　了解できないんですけれども、二百四十万合計減額ですね。歳出の方でどうしてその特定財源の地方債の項目の中で教育費二十万減額というふうな形が出てこないんでしょうか。つまり財源の内訳の中で当然地方債が二十万減額をされたんであればその分をほかの一般財源でありますとか、そういうところでふやして埋め合わせをしなければいけないというふうな感じがするんですけれども、あるいはマイナスになっているものがもろに二十万マイナスというふうな形で出てしかるべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　　財政課長。

○財政課長（山崎　彰君）　　御趣旨は地方債で減額、歳入をしましたので、歳出の方でその二十万を載せてないかということでございますか。（「そうです」と呼ぶ者あり）この四ページの歳出の減額で……（「いいですか、もう一度。議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　　ちょっとおわかりいただけないような感じなんですけれども、歳入の方で市債が二百四十万マイナスになっておれば歳出の方でも財源内訳の中で特定財源地方債合計で二百二十万減額ということはおかしいんじゃないか、ということを言っているわけです。当然二百四十万の減額という形で財源内訳の説明がなされてしかるべきではないかということを申し上げているわけでございます。（「どうした」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　　財政課長。

○財政課長（山崎　彰君）　　特定財源の二百二十万、そうです。教育費のところの二十万が落ちているんではないかということです（「はい」と呼ぶ者あり）はい、これはミスでございます。後ほど、調べまして……。

○議長（石坂勝雄君）　　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　　非常に重要な問題だと思いますので、ミスと言ったままで次に入るわけにはいかないと思いますので、休憩を求めたいと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時二十七分休憩

午後　一時　八分再開

○議長（石坂勝雄君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場弘融君の質疑に対しての答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（山崎　彰君）　　午前中の件でございますが、市債の方に小学校費、それから保育園、それから中学校費ということで載っていて、歳出の方になかったということから、非常に御迷惑をかけました。

教育費に歳出に項目がない場合、どのような予算の、財源の方法をするかということでございますが、明細書の七ページでございますが、ここに御指摘のとおり、地方債、民生費におきまして二百二十万、それで合計トータルで二百二十万で、三角の中学校費の二十万が載ってないじゃないかという御指摘でございました。

これは、歳出項目、先ほど申し上げましたように、中学校費がありません場合、あるいはほかの項目でもそうした場合が出てまいります。が、そうした場合には、一般財源の九千八百二十四万四千円の中で振りかえをしてここに充てているということでございます。こうしたことはなぜ行われるかといいますと、当初予算におきましては、こういうことはないのでありますが、補正予算におきましては、補助金は減額あるいは市債が減額になった、あるいはふえてきたというときに、その項目がないということがしばしば行われますので、今後もこういった計数で処理をさせてもらいたいと思います。以上が答弁でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　　了解いたしました。ただ、これからこういった場合がたびたびあるというお話でございますので、質問を受ける前に、この項目がないけれどもこういうふうになっておるという形で、事前に説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　　ほかに御質疑はありませんか。古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　　ちょっとお聞きしたいんだけれど、私立の幼稚園が約三千万減額に、歳出の面で。とにかくこれは国庫補助金の減額もあるんですけれど、市の税金も千何百万という減額になっている。これは子供たちが減ったという理由だろうと私は思いますが、ただ父兄が、市立――市でつくっている幼稚園に通わしている場合と比べて、大変一年に七万から十万円の超過負担を強いられているわけです。こういうふうに予算が残ったという場合には、この幼稚園に対して父兄負担の軽減といいますか、そのような方途に考えられなかったものかどうか、その点、第一点をちょっと御説明お伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　　予算の減額で、これだけの額が余ったということで、これを父兄の負担の方へ振り向けられなかったのか、というふうな御質問でございますけれど、結果的に確

かに対象人員の減によりまして、このように減額をさせていただくわけでございますけれど、この対象人員が少なくなったということの結果といいますか、この状況が把握できたのが大変遅くなってからでございます。そういうような状況の中で、この補助金、負担金等につきましては、市で定めました要綱等でこれを実施しているわけでございまして、こういった一連の要綱等の改正もやはり行わなければならない。こういうことでございますので、年度途中におきましては、やはりこういうふうな、いわゆる負担金の増加というものを、引き上げにつきましては事実上できなかった、ということでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　ちょっと市長の御意見聞きたいんですけれど、私立の幼稚園に子供を通わしている父兄が、一年に七万から十万円以上、市へ通っている父兄より負担が大きいということは、御存じだと思うんです。これは幼稚園協会等からも、恐らく陳情が市長のもとにされていると思うので、東京都、国が二千円私費負担を補助金として出している、市もそれじゃ同じだということでは、余りにも情ないと思うのです。市の超過負担解消への努力を、ひとつやってもらいたいと思うが、市長はどのように考えていらっしゃるか。要綱を変えればいいわけですから。その点をちょっとお話し願いたい。特にこれから子供が減りますから、大変だろうと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いまの状況を申しますと、公私の格差が、一万円、つまり公立は六千円ですから、それに父母負担の軽減を四千円乗せましても一万円というのが一つのベースになるわけでありまして、したがって、それから上の部分はいわゆる公私格差と言われる範囲になっております。これまでも最大限に努力をした経過はあるわけでありますが、今後の幼児教育に臨みます市内の大きな課題として、なるべく格差解消という趣旨も込めまして、検討をいたすべきだというふうには考えております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三六号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第八号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第三七号、第二次日野市基本構想の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第三七号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市のおよそ向こう十余年間にわたる道のり、道程を見通して、とるべき施策の大綱を示すために、地方自治法第二条第五項の規定に基づき、第二次日野市基本構想を制定するものであります。この件につきましては、今後十分御審議をお願いをしたい、ということをお願いをして提案の理由といたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。

企画財政部主幹。

○企画財政部主幹（中里正市君）　説明をさせていただきます。ただいま市長をして提案理由を申し上げたとおりでございますけれども、前回、それを結果的には第一次と申さしていただきますが、四十六年の七月に、向こう十年ということで、目指す道しるべとしての第一次の構想を御決議いただき、ここに十二年余りの経過をしてきたわけです。この間顧みますと、ただいまは五十七年でありますから、五十五年の、二年余りその間、間隙があるわけですけれど、それにつきましては昨年来、庁内あまねく衆知を結集しまして、数次に及ぶ内部検討をし、年が明けて今年の一月になりますれば、庁内の意見集収を経て、先ほどの三月の定例会では、市長をして皆様方にも近々の御提案にかかわる言明をいたしたわけでして、そういった経過を踏まえましてここにその時期を得たわけでございます。

さて、内容でございますが、内容につきましては議案の別冊ということで目次を配し、本文になりますと二十三ページに及び、これは前回の、四十六年の七月に制定されたいわば第一次の分量とほぼ同じ紙面、字数でございます。

さて、内容でございますが、やはり本市の発展経過を物語る内容であるということを申し上げさせていただきます。つまり前回の第一次には、目指す都市像にいたしましても、暮らしを守る住宅都市であるとか、それからその二つ目に、連帯する市民の都市という、もっぱらまちづくりと人づくりという両面にわたる内容でございまして、しかしその後、当時は年々数千人に及ぶ人口増という社会的背景のさなかでございましたので、それが最近に至りますと、この三年間ちなみに申し上げますと、年間二千人前後の人口増という鎮静化の経過もあり、それから市制施行二十年ということの一年前でございますし、したがって将来、向こう十年余りということですから、昭和六十八年でございます。なかんず

く日野市施行三十年の区切りを一つの将来構想の時限としまして以下二十三ページに及ぶ内容を御提案申し上げるに至ったわけでございます。「都市像」にいたしましても、それからその「都市像」を具現化する「施策の大綱」等につきましても、極力節目をつけると申しましょうか、どうしても文章化が内容でございますので、小見出し的にもアクセントをつけながらこういう内容に至りましたことを御報告申し上げ、なお、さきの三月の定例会の時点で先生方にお配り申し上げた、いわば素案と比べますと、今度のこの、いわゆる提案としての成案の内容としましては、序章と第一章を「第一章」ということで併合させていただきまして、それで三章、それから終章である四章目を区分しまして、成案といたしております。内容につきましては、当時のものと比べますと字句の精選と申しましょうか、そういうことを経て、内容そのものにつきまする内容変化はありません。以上で説明をさせていただきました。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。秦正一君。

○二十六番（秦　正一君）　この基本構想に内容的な面は直接関係ないんですけれど、将来のこれを実施するための基本計画また実施計画等の関連はどのようになされているか。現在ある基本計画ですか、現在つくられたものがあります。そういったものも全面的に手直しするのかどうか。多少内容を変えていけばいいものなのか、どうなのか、その点をまずお伺いしたいと思います。

　それから、この基本計画を将来、実施計画等をやっていく上において、この基本構想だけでつくられていくのかどうか。従来のものを基本にして考えるのか、またはこれ以上の細分化された各地区の計画があるのかどうか、そういったものもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　長期にわたる総合的な計画でございますので、過去、現在、未来と、その流れにそう大きい角度があることはかえって適切でない、このように思います。したがいまして、この時期なりの第二次基本構想に基づく基本計画は、引き続き策定をいたしたい、このように考えております。それから、なお内部資料といたしましては、中期三年計画というふうなことも、毎年ローリングをしながら行ってまいりますし、それからそれが一年一年の予算、単年度化したものが予算である。こういう関係で、それぞれの関連、並びに流れをつくっていきたい、このように考えております。したがいまして、地域性の伴うものも、今後事業、施策等によりましては生まれるというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　秦　正一君。

○二十六番（秦　正一君）　はい、わかりました。そうしますと、過去、現在、未来、敷衍妥当的なそういうものは一切ノーコメント、ノータッチということでいいんですか、理解をして。

　それからさらに、基本構想に、要するに一つの文章ですね。まるっきり何というのか、具体的なものじゃないんです。いまの基本構想というのは、それをさらに基本計画をやっていく上において、いままでのは全然関係なくやっていくということの確認をお聞きしておきます、それでいいのかどうか。いままでのある基本計画を一切考慮に入れないで、基本構想にのっとったものを新たにつくっていくのだというふうな理解でいいのかどうか、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

　それから、地域的には相当地域的な事情もあるし、また変化もあるだろうし、そういう細かい計画というのが、地域的なものはもちろんつくっていくんでしょうけれども、その辺をさらに確認したいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えの趣旨が正確に伝わってないようでございますが、私の「流れ」と申しましたのは、その期間、期間という一つの変化はあるわけでありますけれど、市民生活を守るとか、あるいはまちづくりの大きな方針とかいうものに、そう大きい角度のある変化はないということを申し上げましたわけでして、それに伴うふさわしい基本構想もあわせて、全く新規なものをつくるのじゃありません。ふさわしいものにしていこう、こういう一つの手直しというふうなことが内容になるだろうと思っております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　秦　正一君。

○二十六番（秦　正一君）　いままでいろいろお金をかけて基本構想やまた基本計画等もつくってまいっております。いまの答弁で、極力そういったものも生かしてやっていくということで了解いたします。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　いま秦議員が質問されましたので、私も共通点の質問であるんですが、さらにそれにつけ加えて私はお聞きしたいと思います。

　第二次基本構想、いわゆる三月定例会に試案として出されまして、一通り私も、たまたま偶然に一致して、私の一般質問とオーバーラップして出されたわけです。第一次基本構想は私何回も読み返してみて、第二次基本構想と対照して、一番最初に感じることは、大変第二次基本構想は名作文だと思います。本当に理想とする姿、将来の都市像、そうあるべきであるという理想の旗印、であることも妙に強く感じたわけです。そうして、もしそういう理想を掲げるものであるならば、この市民憲章をとりましても、老人憲章をとりましても、ある意味では、私は同じではないか、こういうふうにこの第二次基本構想から受け取れるわけです。しかし、いま市長の答弁の中にもあるんですけれども、第二次基本構想は、先ほど市長が冒頭に申したように、地方自治法の第二条、第五項に基づいて制定されているものであります。簡単ですから

読んでみますと、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」そういう、これははっきり日野市の将来像を描く姿、都市基盤整備であるとか、あるいは下水道、区画整理、道路整備、いろいろと入るでしょうけれども、そういったものが当然、この第二条第五項によれば、年次的に予算計上されて、それを遂行して、その理想像に持っていくということが本来の基本構想の目的ではないか。なぜならば、森田市長は十年もなるわけですが、市長がかわるたびに、いわゆる頭のかわるたびに、その都市の具体的な基本構想が揺れ動くというようなことがあってはならないということが、本来この基本構想を設定した私は一番の主題ではないか、こう思うわけであります。とするならば、私は今回の、いわゆる市民憲章、老人憲章と同じような名文、作文に追い過ぎて、いわゆる年次計画に基づいた市の本格的な予算計画、基本計画というものがちょっと薄らぐんじゃないか、そういう懸念がありますのでお聞きするわけです。その点について、お答えいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　理想を描くということは、常に計画を持つ際に大切なことだと思うわけでありまして、一つの理念でございますから、考え方は、また市民生活を守る手段であり、あるいは日野の自然という地勢、地形等はそう変わるわけではありませんから、したがって、ものの考え方にそう著しい差はないと思っておりますが、しかし、市民意識でありますとか、あるいはまちづくりの手法でありますとか、そのようなことが都度、都度強調される面もあるわけでありまして、そういう意味での改訂判でありまして、全く次元を異にしているというようなことはないわけであります。次元は同じであるというふうに御理解をいただければ幸いと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　この件につきましては、総務委員会に付託になるわけでございます。たまたま私は総務委員でないんで質問したわけですが、その点のところをひとつ、地方自治法第二条第五項の点とよく照合した上で検討していただきたい、かように意見を申し添えておきます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　ただいま市川議員からもお話がございましたが、大変文章のお上手な方がおつくりになられ、心やさしい方がつくられたんだろうと思います。ですから、読んでいてほろりとさせられるような名文であります。しかし、現実の問題としては、まあ天国の絵というものはそう簡単ではないだろうと思いますが、ちょっとお聞きしたいんですが、東京都は鈴木知事を中心としまして、この東京都三多摩のあるべき姿ということで、東京都基本構想を発表しております。当然、日野市の場合も東京都の一部でございます。これらの関連の中で、基本構想が当然つくられていいんではなかろうか。東京都と力を合わせて進めていかなければ、下水道も道路もなかなかむずかしいのであります。公園もむずかしい、すべての施策がむずかしい。市長はどの程度まで、東京都の基本構想と日野市の基本構想とを検討されていたか、相互に検討されて提案されたかを、第一点、お聞きしたいと思うのです。

　先ほども秦先生からも御質問あったんですが、第二点としては、日野市の有山市長がつくられたマスター・プランから第一次基本構想になり、今回の基本構想になられた。どの点を前進させたのか、その二点をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　東京都が策定を進めてこられておりますマイタウン構想、それからわれわれの目指す市民都市、つまりコミュニティ地域社会でありますが、これは全く同じものであると思いますから、相矛盾するものはないわけでありまして、まさに地方自治は、また地方自治の目指すところは、全く同じでありますから、私はよく整合をされている、このように考えております。

　それから、どこが変わったかと言われる点は、社会情勢、これはまた生き物でありますから、かって山紫水明の日野の自然が、今日の都市化傾向の大変な変貌にさらされた。その変貌をどのように市民生活を守り、また自然環境を守り集約をしていくかということが、われわれの今日の課題だというふうに思っております。したがいまして、大きく打ち出したい点は、一つには下水道整備、あるいは道路交通の整備のことでありますし、もう一つにはスポーツや文化に関する施設のことであります。それから、地方の時代といわれますごとく、まさに地方自治というのは憲法で大きな位置づけをされて、そして市民の手によって自分たちの町をつくるという、そういう自治が非常に強調される必要がありますので、そのようなことを強調している。特徴とすればそういうことだろうと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○十六番（夏井明男君）　まず、これは日野市だけの問題ではないということは十分承知した上で、根本的な私の疑問と思っておりますので、また一般質問でも質問させていただきますが、ちょうど基本構想ということで出ておりますので、触れさせていただきたいと思います。

　この基本構想がまずあって、その次にその大綱のもとで基本計画ができ上がり、さらにその財政的な裏づけを伴う短期的、中期的な実施計画が立てられるということが、この最後の章で、「この基本構想を推進するために」ということでなっているわけですけれども、非常に根本的に疑問に思いますのは、まず日野市のいろ

いろな各地域の中で、それぞれの住民の方が何を欲していらっしゃるのか。交通事故に対する需要度が多いのか、また保育園をつくってもらいたいとか、さらに遊び場が少ないからとか、さまざまな行政の側に対する要望があるわけです。また地域によってかなりのばらつきもありますし、下水の関係は特にそうだと思いますが、道路の舗装につきましてもさまざまにあると思います。市民の方が何を望んでおられるかということを、実態を把握した上でなければ、具体的ないわゆる地区における計画も立案できないでしょうし、その地区の計画を集約したものが基本計画であるとすれば、基本計画自体も、言葉を極端にしますと、絵にかいた餅になりやすいというふうに私は思うのです。長期的には、具体的には川崎市ですとか調布市において、まだ一部ですけれども、各地域の住民の方が何を要望されているのか、その地域の人口密度はどうなのか、いろいろな角度から検討した上で計画を練り上げていくという作業を、いわゆる現在の文明機械でありますコンピューター等を用いてさまざまに研究されているわけです。そういうふうに考えますと、この基本構想を練って、そのもとで基本計画を立てていくという考え方も確かに必要だと思いますが、さらに、下からそのような実態調査をつぶさに、絶えず行っていくという作業とそれが一致した上で、初めて、いわゆる、ここに述べられておりますように、この実施計画は日常的な市行政の方針であるということが言えるんではないかと思うわけです。これは一朝一夕にすぐできるわけではありませんので、ぜひとも市長さんにおかれましては、もうすでにそのようなお話は耳に入っていると思いますけれども、ぜひとも早い段階から準備をしていただきたいというふうに思うのですが、ぜひお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日ごろ私、よく申し上げるんですが、市の行政窓口はすべて相談窓口である。いろいろな形で市民意識、あるいは市民要求、その吸収は常時いたしておるわけでありますし、それから、たとえば五十三年の年末には住民意識調査というのを、サンプル方式ではございましたけれども、これを行いました。それから、私も地域の市民会議的なものができることを期待しておりますが、それがつまりコミュニティという考え方に今日なりつつあるわけであります。したがって、私も対話集会その他に出向きまして、また日常的な市民相談の中で、市民意識、市民感情、このようなことにつきましては、きわめて大切なことでございますので、何年おきかにはまた、そういう、いまおっしゃいますような意識調査ということもしなければならない、このようには考えておりますが、現在われわれが把握をしている住民意識というものは、ほぼ、各地域で、おおむねつかみ得ている、というふうに思っております。なお一層精密なものにしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　第一次基本構想の流れの中で、改めて第二次基本構想というものが今回提案されたんだと思います。そういう延長の上にあるということを、いま市長もお話しになったのですが、基本構想に基づいて、実施計画なり年度計画というものが練られて、この日野市で事業に取り組んでこられたと思いますが、第一次基本構想の中で、構想されたものが、総合的に見て、どのくらい、何％ぐらい実現をされたとお考えになっているのか、数字的にあらわせないことかまわかりませんが、どのようにとらえておられるか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　第一次基本構想の期間と申しますのは、まだまだ日野市の周辺の、いろいろな要因に伴う、人口増加でありますとか、そのための学校教育施設でありますとか、あるいは幼稚園、保育園等の幼児施設でありますとか、将来を見通す下水道計画を持たなければならない時期でもありましたし、そのためにまた区画整理事業等を逐次推進をいたしまして、まちづくりの大きな体系を果たしていく、こういう相当大わらわな時代であったわけであります。ようやくそれが今日、人口急増という形は鎮静いたしましたし、それから市民の定住したいという意識も大きく変わってまいっております。どれだけ達成したかという数値的な提示はむずかしいわけでありますが、たとえば学校、現在ある数に対して何校建てたとか、そういった何かを項目を取り上げてある程度の達成率というものは示し得ると思っておりますが、要約すれば、これはやっぱり、市民の日常生活の中の自治行政に対します満足の度合いである、このように思っております。したがいまして、市民運動とかいろんな活動の上に立ちまして、そうしてわが市の行政は、そういま大きな不満という形ではないんではないか、というふうには思っておりますけれど、そういうことは絶えず私ども自身反省しながら、もっと基盤的な整備が大切であるということ、それから、先ほど言いましたような文化や福祉に対します日常的な市民活動の場が大切であるということ、それから、行政が余り指導性をとった形でない、いわゆるコミュニティ、自治社会の形成をすることが望ましい、このように考えられます。今後は一面には幼児の減少時代、したがって教育というものをもっと内容を深めていくべきだと思っておりますし、高齢者社会に臨むわけでございますので、そういった福祉の風土づくりと申しましょうか、生きがいとそれから健康をつくる施策が今日のまたより望ましい課題だ、このようにも考えております。しかし、それらは一応レールには乗っておりますので、それを具体的に市民要求にのっとって遂行すべきではなかろうか、こういうことの考えの中で議会からの御鞭撻をいただきたい、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。な

ければこれをもって質疑を終結いたします。
本件について、御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
お諮りいたします。これをもって議案第三七号、第二次日野市基本構想の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。
これより議案第三八号、日野市民憲章の制定の件を議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長　登壇〕
○市長（森田喜美男君）　議案第三八号は、市民連帯のよりどころとして共通の目的となる理念をもって、心の通うまちづくりを進めるために、日野市民憲章を制定するものであります。
詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。
企画課長。
○企画課長（田窪鎮夫君）　日野市の都市化が進んでまいります中で、市民生活を基礎とするまちづくりを進めていきたいというふうなことから、共通の目標となる理念を持っていきたいということで作成いたしたものでございます。原案につきましては、各市の憲章を参考にしながら作成をいたしたものでございます。庁内及び市民の方々からの御意見も伺いながら原案を作成したものでございます。以上でございます。
○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。
○十八番（古賀俊昭君）　これもまた非常にりっぱな文章だと思いますが、特に、これは日野市ならでは、ここの個所においては、いろいろ他市のものも参考にされたでしょうが、日野市独自のもので誇るべきものだというような個所が強いてあれば教えていただきたいと思います。
○議長（石坂勝雄君）　企画課長。
○企画課長（田窪鎮夫君）　特に日野市として、他市にないというようなことではございませんけれども、自然を守り緑と清流を守っていくんだということで、全体的に他市の例を見ながらつくっていったというようなことでございます。以上でございます。
○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。
○十八番（古賀俊昭君）　他市の例を見られたんでしょうから、非常にいいところを抜粋といいますか、参考にされておつくりになったと思いますが、やはりこうしてみますと、一つ個性

がないような気がいたします。そうした意味で、私たちがやっぱり誇るべきふるさと日野だ、そういうものをこういう文章に何か言葉であらわしたいという気持ちがあると思いますので、市民の方もそうだと思います。何かそういう面で少し検討を、非常にむずかしいかもわかりませんけれど、するような必要もあるのではないかと思われます。特に日野市でこの市民憲章つくるに際して、市長が強調された何かがありましたら教えていただきたいと思いますが。
○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　特徴がないということは、私はないと思っております。日野市らしい、日野市にふさわしい、また日野市民に十分迎えられる、そういう内容だというふうに思っております。いろいろな機会に市民の方々の目に見ていただく中で、意見も伺っていますけれど、ほぼ日野市民として満足ができるというふうな御意見のように承っております。
○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。馬場弘融君。
○八番（馬場弘融君）　この憲章の案を読みますと、働くという言葉が一カ所出てまいりますけれども、市内の産業といいますか、そういう面をどうするかなというふうなことが全然出てこないんですけれども、日野市はともに健康で、あるいは緑と清流で、そういうふうないわゆるソフトウェアといいますか、そういうものに対するある程度の評価といいますか、そういうものばっかりでいいのか、本当にそのようにお思いになっているのか、お答えをいただきたいと思います。
○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　一番共通する問題というのは、やっぱり健康でありますとか、自然環境でありますとか、あるいは共通する日常生活の生きがいある条件とかいうことになると思っております。したがいまして、産業のことを特にどこでも特別強調している傾向はないように思いますけれど、なかんずく、「働く」という言葉を冒頭に出したというのもこれまたないようでありまして、私はその点では非常に働くという、つまり価値をつくるということの重要さということを象徴しているものと、このように考えております。
○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。
○八番（馬場弘融君）　私は、日野市の予算の歳入の非常に大きな部門を法人市民税が占めておって、特にここ何年かの歳入の状況を見れば、その法人市民税が非常に多いために、先ほどもお話にありましたような財政調整基金ですか、そういったたぐいの基金が非常に多く残る、そういうふうなことになっているわけですね。つまり、日野市の近隣二十五市と比べて非常に際立った特徴というのは、そういう大きな企業といいますか、法人関係がかなりある、そういう状況が特徴として言えると思うのですが、そういうものに対するある程度の評価といいますか、そう

のを踏まえた憲章をおつくりにならないと、かなり企業関係の日野市に対する貢献というか、そういうものに対して正当な評価がなされていないのではないかというふうな感じがするわけですけれども、きらにお答えをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　基本構想の方に、つまりまちづくりという面では産業でありますとか、それから地域社会の活力でありますとか、そういうことが目標にならなければならないのは当然でございますが、市民憲章でございますので、一人一人の市民が共通して共感が持てる。これはですから農業であるとか工業であるとかということをあえて言わなくても、それは地域社会の活力、「生き生きとした」と、東京都でもそういう言葉が使われておりますごとく、生き生きとして、そして言うなればみんなが働く意欲と、それからいい町をつくろうというルールと、そういうものが共通できる問題ではないかと思っておりますので、特に何々産業ということを指摘することは、市民憲章には精神の中に込められているというふうに思っていただければ幸いでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　この市民憲章とか、この要綱も同じような内容になるんですけれど、大変結構なんです。日野音頭を五節にあらわすとこんなものになる。小学校へ飾ろうとどこへ飾ろうとこの文章はいいんです。ただここにわれわれが考えて、まあ、空念仏といいますか、市民が、よし、やってやろうという意欲をおこさせる、積極性をおこさせる力がない、この文章には。よし、やってやろう。かって私どもは議会の議決を経て美化都市宣言というのをやりました。「ごみは捨てるな」これだけなんです。これも一つの緑を守り清流を守る。川へ汚水は流すな。まあある意味では、美化都市宣言の文章を言葉にあらわせばこんなふうになるかもしれません。ただしかし、力強さと訴えが足りないというふうな感じを受けるわけです。というのは、消極的でやさしい心の持主がお書きになったんではなかろうか、というふうに感ずるわけですが、市長はそうは思いませんか。非常にいい文章です、どこへ出しても。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私はソフトの中でみんなの共感ができる力強さというものが一番大切だというふうに思いますので、まあよそのとも――よそのを比較したというのは、よその文章をどうこうしたという意味じゃなくて、何節でつくってあるとか、どういう理念がうたい込んであるとかいうことの参考にはした、ということでありますが、りっぱな市民憲章に今後ぜひ実現できるような、そういう市民意識のために当たっているというふうに解釈していいんではなかろうか、こう思っております。そして、これらのことにつきましては、主観的に言えば、いろいろ

な見方があると思うんでありますが、この市民憲章にいたしましても、市歌にいたしましても、これもやっぱり議会からの要望があったということも、われわれを鞭撻した大きな要素になっておりますことを、お答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　意見を一言言わせていただきます。この日野市民憲章に限らず、たとえば老人憲章とか、先ほど来文章がりっぱ過ぎる云々はありましたけれども、文章のりっぱなことは結構なんですが、実際にこの憲章が異体的な政策の中で意識をさせられるような、そういう運用の仕方をしていただきたい。たとえば老人憲章にしましても、大変結構なことが書いてあるわけですが、それをたとえば子供たちの社会教育の場で、たとえば老人の方々の交流の中でそういった老人憲章を生かす、あるいは意識をさせるというふうな、そういう政策をぜひやっていただきたい。空念仏で、何となくここでつくったという形で、にわとりじゃないけれども、ここを三歩出ればもう忘れてしまうというのが現状でございますから、常にこういったものが生きてくる、政策としてこの憲章が生きてくるように、ぜひ心がけてやっていただきたいというふうに、意見でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第三八号、日野市民憲章の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第三九号、日野市歌の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第三九号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は、市制施行二十周年記念事業の一環として、市民意識を高揚し、市民生活の向上と市の発展を願って、だれもが口ずさめるように、日野市歌を制定するものであります。よろしく御決定のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　この市歌についてですが、作成は日野市の中学校教育研究会の音楽部会にお願いをしてございます。したがいまして、中学校の教育研究会の音楽部会で作詞、

作曲ともにお願いをした、こういうことでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　私はこの市歌につきましては、一般質問で何年か前に、制定すべきだというようなことを質問したことがあるんですが、今回この市歌が提案されたということは大変喜ばしいことでございますが、ただいま課長からの説明では、日野市中学校教育研究会の音楽部会に委託してつくられたというわけですが、市長は常に市民参加とかいうことを言っているわけですが、こういうときには市歌制定委員会というのをつくるべきではなかったかと思うのです。そしてこれはどういうふうにやったらいいかということですね。そしてこの市歌をつくるような場合はいろんな方法があると思うのです。市民に公募するとか、あるいはそうした方面の専門家の人に頼むとか、あるいは団体に頼むとか、そういうことを委員会に諮って、どれがいいかということを決めて、それですべきではなかったかと思うのですが。そしてそうした委員会には議会からの代表者を含めて、そうして将来に残るべきところの市歌のりっぱなものをつくらなければならなかったと思うのですが、委員会も、市長はいろんな委員会をつくるのが得意なようですけれども、今回に限ってつくらなかったというのはどういうわけですか、その点について御説明願いたい。

○市長（森田喜美男君）　われわれの教育の広い分野の中に中学校があるわけでありまして、そして中学校には専門の音楽科目があり、また専門の教師もおられるわけであります。市民参加は、そういう、つまり専門家集団にお願いをすることが、とりもなおさず市民参加の適切な方法だろう、このように合議の結果考えました。

それから、特に作詞、作曲というのは、最終的には、一般には個人の作詞、作曲ということに本来はあるはずだと思っておりますけれど、特定の方に委託をしたという形でなくて、やっぱり合同参加の中で日野市のことを考え、またこの際には市民憲章の草案、それと基本構想の草案等も十分読みこなしていただいて、そしてつくっていただくというふうな経過がございましたので、かなり私はりっぱなものだというふうに理解される、こう思っております。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　私は中学教育の研究会、そうした団体にお願いしたということが、市民参加とは、広く解釈すればなるかもしれませんけれども、やっぱり一般の市民に参加を求めて、それが本当の市民参加ではないかと思うわけですが。それで、この歌詞を見ますと、私はせっかくできたものを批判したくはないんですが、先ほど市民憲章についての意見が出たので、ちょっとあえて意見を言わしていただけば、文化的な健康都市をつくろうというような点がちょっと欠けているんじゃないか。それからたくましさ、それから市民の心を励まして、それでは将来の日野市の町づくりを協力してやろうではないかというそうした活気に欠けているんではないか。いわば日野の伝統とか市の特色がない。もし言うなれば、まあ当たりさわりのない無難な歌ではないか。抽象的なところがあって、やはり先ほどの市民憲章の話ではないけれども、やはり市は日野の特色を生かして、そうして市民が今後一生懸命になって、日野のりっぱなまちづくりに献身していこうではないかという活気にあふれた、また市民を鼓舞するような意味の、そしてまた曲も格調の高いものでなければならないと思うのですが。それでもし差し支えなければ、詞だけはわかるんだけれども、譜を読んでもちょっと素人にはわからないので、もし吹き込んだレコードとかテープがあったら発表できないかどうか。その点。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　吹き込んだテープがございますのでお聞きいただきたい、このように思います。

それから、高橋議員のお気持ちもよくわれわれもわかるわけでありますが、要するに子供たちが集まった際、あるいは何か市としての行事があるような際に、共通して歌えるということがこの歌のねらいでありまして、多少私ども聞いても、校歌のような感じがしないわけでもありません。それから、従来あります日野音頭は、これはまさに、何と言いましょうか、市民生活の中でいろいろ活用されておりますが、精神的にはふるさととしての共通性があるわけですけれど、そういう意味では音頭と市歌の違いということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　それはわかってるんですが、音頭と市歌とは当然違うわけです。これは、市歌の方が格調が高くて、なるほどなと感心するものでなきゃならない。音頭は盆踊りやなんかでやって人を浮き浮きさせるような、あれも娯楽とかそういう面にはいいですけれど、市歌はまじめに考えて、なるほどなということでなければならないと思うんですが。あとでテープか何かを聞かしてもらって、やはり審査の前にいいか悪いか聞かしてもらって、ちょっとこの曲がおかしければ、いま少し直してもらったらどうかというようなことがあるので、そういう点において、総務委員会に付託されるかと思うのですが、総務委員会におかれましては、歌詞についてもなお訂正する個所があったら、ひとつそういうことも織り込んで、じっくりと御検討願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　いま高橋議員の質問と少し重なる部分もあるのですが、やはり一般公募をして、歌詞なりまた曲、

そういうアイディアを市民の間から募集されてもよかったんではないかと思います。それから、こういう市民の歌といいますのは、都民の歌、県民の歌、そういうものもございます。また学校の校歌などでもいいものがたくさんあるのですが、つくられましたときはよく歌われる。国体のときなんかは県民の歌というようなものもつくる、都民の歌もそうですが、かなり一般に歌われますが、一つそういう時期を過ぎてしまえばお蔵に入ってしまって、ほとんど人の口に上ることがなくなるのが常ではないかと思います。どういう場所でこういう市民の歌というものを積極的に歌っていくというようなことをお考えになっているのか、そういう点、せっかくつくるわけですから、眠ってしまう名曲にならないように、ひとつどういう心がけをお持ちか、お聞きしたいと思います。

それからもう一点は、コピーライトの問題ですが、日野市中学校教育研究会音楽部会というところの著作といいますか、コピーライトがあると思うのですが、そういう登録をなさるのかどうか、二点お聞きします。

○議長（石坂勝雄君）　企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　今後この日野の市歌をどのようにするのかという御質問でございますけれども、できましたら来年度の予算等でいただきまして、レコードとしてプレスをいたしたいというふうに思っております。できましたら教育の場、それから幅広く社会教育関係団体等の行事の際にも利用をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　これも不思議に思ってるんですけれど、去年、つい最近老人憲章をおつくりになられた。非常に結構なことだと思っておりました。そしたら今度は五箇条の御誓文のような市民憲章をお出しになられた。また君が代に相当する日野市歌をお出しになる。これからいきますと、この次の議会は婦人憲章あたりが出てくるんじゃなかろうかと思うのです。市長とすれば憲章は幾つぐらいつくる予定であるか。そこのところをはっきりしておいていただかないと、審議する課程の中で、老人も市民の一人であります。そういう点できっとこの市民憲章は老人のことは書かなかったんだろうと思うんですが、そうするとよく読んでみると、市民憲章には御婦人のことも書いてない。ですから婦人憲章、児童憲章もおつくりになるんだろうと思うんですけれども、この点ひとつ、明らかに将来の方針を言っていただきたいと思うのですが。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　児童憲章は国が定めておりますから、重ねてつくる必要はないと思います。

それから、市民憲章を持つことができましたならば、大体それに考え方は集約されるはずだと思います。特に老人という場合は、これはいろいろな施策がこれから必要でありますから、老人憲章を制定してそれにのっとってやるべきである。またこれも公約にもございましたので、そういう意味で特に急いだという理由もあります。それから、あと、これ以上憲章をつくる必要は私はないと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　名古屋史郎君。

○二十一番（名古屋史郎君）　いままでの質問で大体足りたんですけれども、制定の暁にはどんなふうに広めるというか、保存するというか、方法をきちっと決めていられるのか、先ほどの御質問だと、「などに」という程度に伺いましたけれど、もう一度、せっかく制定されたものをどういうふうにやっていくのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　普及の方法は、これはいろいろ手だてを取るべきものだというふうに考えております。レコード化することになりましたらば、学校や公共施設にも配り、それからまた市政図書館等で市民にも配布のできる、そういう仕組みにすべきものだと、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　日野市歌、市歌というのは万国共通の歌ではなくて、いわゆる御当地ソングだと思います。そういった意味で、この詞が、たとえば一番の「わが日野」という、この「日野」を除きますと、三番目に「多摩」という字が入っておりますが、多摩のどこの歌かというふうなことにもなるわけで、つまり御当地ソングとしては非常に特色が薄いわけです。つまり、日野市民が日野市の歌として愛する文句としてはいささか物足りないと思いますので、委員会で検討される際には、ぜひそういったことを十分に御検討いただきたい、このように思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第三九号、日野市歌の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第四〇号、町区域の設定及び変更に伴う関係条例の一部改正に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○議長（石坂勝雄君）　議案第四〇号につきまして提案

の理由を御説明申し上げます。
本議案は、昭和五十七年七月一日から施行の町名地番の変更に伴い、当該地域に所在する市施設の所在地を変更するため、関係条例の一部を一括して改正するものであります。
詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　説明する前に、大変恐縮でございますが、訂正個所が一カ所ございますので、御訂正いただきたいと思います。場所は、一枚めくりまして、第三条の日野市立公園条例の一部改正、真ん中辺でございますが、中段でございます。升の中で、「大坂西公園」その下に「川辺堀之内地先」とございますけれど、これを「日野五、四三二番地の一」に御訂正をいただきたいと思います。これは旧番地でございます。
それでは御説明申し上げます。ただいまの提案理由がございましたが、本年の七月一日から町名地番が変更になる。これに伴いまして、対象区域内にございます公共施設関係の条例、十一件ございます。これを一括して新番地に改めたいという内容でございます。関係条例につきましては、第一条の事務所の位置条例、これから最後の十一条でございますけれど、日野市公民館設置条例まで十一件ございます。それぞれの区域内にございます地番を改めるものでございます。この変更でございますけれど、町名地番変更年月日に合わせまして、本年七月一日から施行いたしたいということでございます。よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
お諮りいたします。これをもって議案第四〇号、町区域の設定及び変更に伴う関係条例の一部改正に関する条例の判定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。
これより議案第四一号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第四一号につきまして提案の理由を申し上げます。
本議案は、市営住宅の使用申し込み資格としての収入基準及び収入の算定の方法などを改めるため、日野市営住宅条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　御説明申し上げます。現行の市営住宅につきましては、昭和五十五年まで改正がされてなかったわけでございますけれど、このたび公営住宅法施行例の改正が行われました。収入基準等が改められました。これに伴いまして日野市営住宅条例の一部を改正いたすものでございますけれど、主な内容といたしましては、入居のための収入基準が、第一種住宅で五万五千円から九万五千円の範囲内であったものが、八万七千円から十四万一千円の範囲に引き上げられた。これに伴いまして、付加使用料の収入区分、これなどの金額の改正も行われました。さらに公募の例外として項目があるわけでございますけれど、ここに新たに、入居者の世帯構成に異動があった場合にということで、新たにこの項目が設けられたという内容でございます。施行につきましては、八月一日からお願いしたいということでございます。よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
お諮りいたします。これをもって議案第四一号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。
これより議案第四二号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第四二号につきまして提案の理由を申し上げます。
本議案は、個人市民税及び固定資産税の納期前納付報奨金の算定方式を改めるため、日野市市税条例の一部を改正するものであります。
詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。
市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは議案第四二号の日野市市税条例の一部を改正する条例につきまして簡単に説明をさせていただきます。いま提案の中にもございましたように、今回の改正は、市民税とそれから固定資産税の納期前納付に係る報奨金

の改正だけでございます。御承知のように昭和二十五年にシャープ勧告によりまして大きく税制が変わりました。そのときに固定資産税、市民税が生まれたわけでございますが、市財政におきまして、この二つの税がやはり財政上大きなものがございました。そのときに、納税者の納税意欲の高揚を図ろう、それから税の早期収納の確保をしようということで、報奨金制度が生まれましたのが、約三十二年前でございます。今日までその報奨金制度が存続をいたしておるわけですが、その当時は御承知のとおり、特別徴収という制度はございませんでした。市民税につきましても、固定資産税につきましても普通徴収でございました。しかしながら、今日では特別徴収というような制度も市民税で生まれてまいりました。そういうことが一つの改正理由でございます。

それからもう一つは、いわゆる所期の目的が達せられたんではなかろうかということで、全国的にはこの報奨金制度が廃止の方向に動いております。都下二十六市中におきましても五市が廃止をされておるようでございます。ですが、今回の改正は、いままでの率を若干下げるという改正でございます。条文中、市民税につきましては千分の五十とか、固定資産税におきましては千分の七十五とかいう改正がいたしておりますが、これは従来の月数をパーセントに置きかえたわけでございます。ただ減額をいたしましたものは、上限二十五万円の数値を十五万円に改正をさせていただいたわけでございます。二十六市の状況を説明いたしますと、ほとんど市が上限五万円で押えております。この改正は十五万円に一応押えさせていただいたわけでございますが、若干、いわゆる交付率につきましてはばらつきがございますけれども、上限につきましても決して、今回の改正は二十六市中上位を占めておる数値でございまして、冒頭申し上げましたように、所期の目的が達せられたということで、ここに改正案を提出いたしたわけでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第四二号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後三時　五分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第四三号、日野市地区広場設置条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第四三号の提案理由を申し上げます。

本議案は、住民の交流を高め、新しい地域の連帯意識と住民自治を培う場を提供するため、日野市地区広場設置条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　四三号議案につきまして御説明申し上げます。その前に恐縮でございますが、次ページの別表の欄で、名称で「市立さわがわ地区広場」（仮称）とございますが、この仮称は抹消していただきたいと思います。お手数ですがよろしくお願いいたします。

本議案につきまして御説明申し上げます。すでに市内には児童遊園、公園とか、あるいは公園とかいうような幾つかの似たような施設がございます。そういう中で、以上申し上げましたような施設につきましては、ある程度のそれぞれの制約を受けております。子供の遊び場で大人が遊んではいけない。これはもちろんのことでございますが、そのような制約がございますので、一切の制約を受けない、いわゆるお祭り的にお使いになっても結構です。あるいは子供たちが軽いキャッチボール程度しても結構です、あるいは砂遊びをしても結構ですというふうに、いわゆる制約のない広場を設置いたしたいというのが、本条例の目的でございます。以上、簡単でございますが、設置につきましての説明でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　この広場は、これまでも遊び場条例等にもありましたけれども、民間の土地をお借りしたり、あるいは市有地を使ったり、そういう両方の場合があるんでしょうか、あるいは民間だけなのか、その辺のところをちょっと。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　お答えいたします。別表にございます市立さわがわ地区広場、この場合には市有地を使います。それから、新たにただいま民間からの土地、そういうものが二件ほどございます。それは追ってまた詳細に御説明申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに質疑はありませんか。谷長一君。
○五番（谷　長一君）　この広場についてお伺いしたいんですけれども、日野市の各地区に公園もあり、また児童遊園的な性格のものもあると私は思っておるんです。それで、この児童遊園地等へ行きますと、十八歳以上の方は使用が禁止されておるということになっておるわけです。その面積も非常に大きなところもあるわけですけれども、そこいらはこれから、この日野地区広場等の条例が新しく設置されるわけですけれども、どのようにお考えになっているか、お尋ねいたします。
○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。
○生活環境部長（佐々木　博君）　お答えいたします。初めに申し上げましたとおり、特にそういう制約のある場所、いわゆる制約のために使いにくい場合がございます。それですから一切制約のない、要するに何でもお使いになって結構です、いわゆる十八歳も十九歳もございません、何にお使いになっても結構ですという、いわゆる一般的に何の目的にも使えるという広場がこの広場でございます。
○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。
○五番（谷　長一君）　実は、それではこの広場に関連して市長にお伺いしたいんですけれども、この子供広場等があるんですけれども、それに、ただいま申しましたように、十八歳以上の方は使用禁止されておるわけです。それらをやはりこの広場的性格のものに直せるような、また時間が夜等は非常にあいてるわけですけれども、そこいら、ジョギング等もできるようにしてもらえないかどうか。そこいら将来展望をお伺いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　これまで、建物としての日野市の地区センターが大変有効な施設として効果を生んでおります。それに、建物でない広場というふうな考え方をもちまして、先ほどお答えしましたとおり、市有地の場合もありますし、今後借り上げてそういう場を提供したい、こういう考え方であります。なお御質問の、これまであるものについても、地域でぜひというふうな御要請があるものについては、むしろ一般的に開放できる、あるいは何にでも使える、こういった時間帯の調整によって、お年寄りも子供もともに有効に使える、こういうふうな場所をつくっていきたい、これがこの条例の制定を思い立った動機であり理由でございます。今後も努力したいと思います。
○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。
○十六番（夏井明男君）　この条例を上程されたということは、何カ年計画ぐらいで、どのくらいの個所に、大体どのくらいの広さのものをというふうなお考えが当然あると思うのですが、その辺ちょっとわかりますればお聞きしたいんですか。
○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　ただいまの御質問でございますが、現在のところ、さわがわ地区は日野市の所有地でございます。それからあと二カ所は民間からの用地でございますが、これは南平地区と日野地区に二カ所続けて設置する予定でございますが、特にいまのところどの地区に、あるいはどれだけの範囲の中に幾つつくるというような考えはございません。
○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。
○十六番（夏井明男君）　非常に住民要望も強いことで、非常に、お考えとしてはすごくいい制度だなあというふうに卒直に思っているのですが、できれば需要度がどの辺の地域に多いかということも積極的に調べていただいて、多目的な広場として使われる要素が強いわけですから、また現在は人口の鎮静化ということで、比較しますと土地の値上げもそれほど急激な変化が見られないということですから、ぜひ手を打たれるのであれば積極的に取り組んでいただきたい。現在は一カ所、当面は二カ所ぐらいだというお話ですけれども、その姿勢のいかんによってはかなり違う差が五年後、十年後に出てくるのではないかというふうに思いますので、ぜひその点を要望しておきたいと思います。
○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。
　本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
　お諮りいたします。これをもって議案第四三号、日野市地区広場設置条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。
　これより議案第四四号、日野市立婦人センター条例の制定の件を議題といたします。
　理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
　〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　議案第四四号につきまして提案の理由を申し上げます。
　本議案は、婦人の社会活動を促進する場を提供し、婦人の生活と地位の向上に寄与するため、日野市立婦人センター条例を制定するものであります。
　詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。
　生活環境部長。
○生活環境部長（佐々木　博君）　お答え申し上げます。前からの懸案でございました婦人センターの開設ということでございますが、御存じのとおり、旧三菱銀行の跡の建物を使用する

わけでございます。これにつきましては、第一条の目的にございますとおり、御婦人方の生活と地位の向上に寄与するための集まりの場所を提供する、という目的でございます。内容につきましては講座室、学習室、いろいろございますが、将来的にはあらゆる情報交換の資料等、おいおい整えていくつもりでございます。なお、使用状況につきましては、日曜、祭日、年末年始の休館以外には、月曜日休館になりますが、一応年じゅう開設するということでございます。内容につきましては逐条、追って御説明すればよろしいんですが、一応、逐条省略させていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。市川資信君。

○十九番（市川資信君）　ちょっと一点だけお尋ねしたいと思います。私先日ちょっと、まだ拝見した程度で、どうのこうの細かいことは言うつもりはないんですけれども、本来、婦人センターの用途、目的等を考えたときには、むしろ社会教育がこれを担当する部分が素直ではないか、こう思うわけです。しかし、これが生活課の担当だということなんですけれども、その辺についてちょっとお聞きしたいと思うんですが、いきさつを。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。市長。

○市長（森田喜美男君）　特別いきさつというふうには思っておりませんが、要するに公民館というのは明らかに法律で定めた社会教育の場であります。それから、学習でありますとか情報交換でありますとかいうようなことも、まさに社会教育的な意味は大いにあるわけでありますけれど、他の例も多少調査いたしました場合、なるべく開放できると申しましょうか、市民本位に使える、そういった枠をある程度緩和した方がいいんではないかということもありまして、そのために特に生活課というものを設置しておる次第であります。そういう意味で、婦人の自主的な管理運営になるべくゆだねる形で運用できれば幸いである、こう思っております。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　大体理解いたしました。そうしますと、まだ私ちょっと見た程度なんですが、生活課というからには、いわゆる婦人の教育研修のみならず、日常生活的な面も多分に取り入れられる要素を含むというふうに思いますと、あそこの場所で現在の施設ですと不十分なように、私がちょっと見たところでは感じるんですけれども、今後たとえば料理ですとか、そういった多様化するものに対しても十分にこたえられるような施設にされていくのかどうか、現状のままでしばらくいくのかどうか、その辺のところもちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　お答え申し上げます。ただいまの御質問の、現状のままではちょっとそういう学習の場等には不適でございます。それで、予算もいただいてございますので、一応秋ごろまでには開設できるように、改造のただいま準備中でございます。どういうところを改造するかと申し上げますと、まず第一に、あの建物そのものがいわゆる事務所建物でございます。それで集会建物としては不適でございますので、それをまず改造するわけでございます。それで、一階の部分が、これが一番広い集会室といたしまして、約五十名ぐらいの集会ができる部屋にいたします。それから二階の部分をやはり若干改造いたしまして、小さな部屋を三つばかり設置する予定でございます。主な会場といたしましては、まず水洗便所が現在のままでは不適でございますので、これをまず改造しないことには一応使えないという一つの制約を受けておりますので、早急にこれも着手したいと思っております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　いま市川議員の質問の中にもちょっと触れられておりましたけれども、開設が秋ということなんですけれども、この開設の予定日ですね。非常に昨年の十二月に補正予算がついて、建物を購入して、もう三月、六月とかなりの時期を経ているにもかかわらず、そんなに大きな建物でもないし、中の改造にもそんなに時間かけなくても早期に開設できるんじゃないかと思うんですけれども、開設について非常に時間がかかってるわけです。ですから、私は一刻も早くこの婦人センターが開設できるようにしたいというふうな要望があるわけですけれども、開設の予定日、このことをお尋ねします。

それから、予算の中にもちょっと運営委員のことがのっておりますけれども、運営委員五名がこれから指名されると思うんですけれども、この運営委員がもうメンバーが決まっているのかどうか。さらには運営委員会をどのように運営していくのか、これは仕事の内容にもかかわりますけれども、その点。

それから、第六条の「婦人センターの使用時間及び休館日は市長が別に定める」というふうになっているんですけれども、これはもう市長が別に定めなくても、この中にきちっと入れてもいいんじゃないかというふうに思いますけれども、その点をお尋ねします。

それから第八条の、「使用者は、市内に居住又は勤務する婦人が主な構成員である団体とする」というふうになっておりますけれども、私はこの団体の取り扱いもあるかと思いますけれども、逃げ道として、「ただし、市長が特別の理由があると認めた場合はこの限りでない」となっておりますけれども、それじゃ個人がグループで参加する場合には団体とするのか。また個人の方たちが集まって学習をやるときにはどういう扱いをするのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　お答え申し上げます。ただいまの御質問の、まず開設の予定日でございますが、言

いわけになるかと思いますが、実はこの建築基準法の問題にひっからまっておりまして、現在まで、二階の部分が果たして現在の基準法に触れないかどうかというようなことで非常に手間取っておりました。これがようやくめどがつきましたので、実際問題として大分おくれているようでございますが、秋までにはひとつ開設したい、こういうつもりでおるわけでございます。ですから九月の何日、あるいは十月の何日ということは、いまのところ、卒直に申し上げまして、まだその日までの予定はございません。

それから、二番目の委員の問題でございますが、これもまだ、広く委員さんを求めるという基本的なものは決まっておりますが、具体的にはまだ指名の段階にはいっておりません。

それから六条関係の、いわゆる使用時間及び休館日でございますが、先ほども申し上げましたように、一応月曜日の休館ということを念頭に置いております。それから年末年始、それから祭日、こういうものの場合には一応休館をしようというふうに予定しております。これも平生の管理、そういうものがやはり事業団等に依頼するようになると思いますので、そういう含みも若干ございます。

それから八条の点でございますが、もちろん何々団体という一つのはっきりした名称を持っていらっしゃらないで、何人かのグループの活動の場合、これは一つの団体として認めるわけでございます。ですから代表者のお名前で申し込んでいただければ使用できる、こういうことでございます。

それから最後の――申しわけございません。もう一度ちょっと御質問をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　個人がこの場所で学習したりする場合にはどうするのですか、ということです。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　お答え申し上げます。個人ということになりますと、本当のただ一人という解釈でございましょうか、それとも、先ほどちょっと触れましたが、個人の集まりでございましょうか。個人の集まりの場合でございましたら一つの団体として認めるわけでございますが、お一人でもってお申し込みになられても、それはあくまでも個人でございますので、お申し込みを受けつけるわけにはいかないと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは要望を申し上げておきたいと思いますが、開設はいろいろと状況がいま説明されましたのでわかりましたけれども、本当に一日も早くこれを開設していただきたいと思います。

それから、第六条の使用時間及び休館日でございますけれども、やはり婦人の場合、夜集まる場合には、食事の仕度をしてから夜集まりますので、そういう点も配慮して、公民館も関係いたしますけれども、とかく早い時間にこの時間が終わるために、非常に利用がしにくくなっておりますので、夜の時間はなるべく遅くまで利用できるように、まあ限度もございますけれども、その点をお願いいたします。

それから八条の点ですけれども、まあ個人が一人で借りるということはないですけれども、ここに「団体とする」となりますと、個人の方がグループでも何となく申し込みにくいという点もありますので、この点は団体というふうにこだわらないで、文章をちょっと変えてもいいんじゃないかというふうに考えますので、その辺をお願いしたいと思います。

それから、この運営委員会が、非常にこれからの婦人センターの活動にとっては重要な仕事になると思いますので、この運営委員会、非常に、どういうことを婦人の方たちがこれからの日野市政の中で活動していくかという、大変なこれからのものでございますので、メンバーにもいろいろと配慮されたり、またどういう仕事をしていくかということで、いろいろと市の方でも配慮していただきたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○十六番（夏井明男君）　お尋ねいたします。四条なんですけれども、やはりここで「使用しようとするものは市長の許可を受けなければならない」とあるんですけれども、ここを、「市長に届けなければならない」というふうに改めた方がいいんではないか。前に市民ギャラリーについてもお尋ねしましたけれども、ほかの市町村でもやはり許可という言葉を使っております。それにならったという趣旨のお話があったんですけれども、許可ということは、厳密に調べたわけではありませんけれども、許可するかしないかということはかなり強い権限で、実際に市長さん並びに部長さん等におかれましては、全体の条文から解釈して、これは原則として認めるものなんだ、届け出があればそれはそのまま認めるんだということが、五条等のあたりからも、例外規定で制限ということも設けられてますから当然わかるのですが、これは実際に許可を受ける場合、用紙やなんか持って行く窓口に担当の係の人がおられるわけですが、実際にそこへ伺ったときに、そこの対応の問題があると思うのです。利用する側としては、その公共施設をお借りしたいということでおじゃまするわけですけれども、これはかなり微妙な問題だと思うのですが、長くその立場に、職務にありますと、自分の権限といいますか、裁量ということで錯覚しまして、とかくすると利用者の側から見て、私意のあるような対応をされてしまうという誤解を生むことがあるわけです。そういうことを考えますと、ここでは許可という言葉を使わない方が、むしろ長い利用者の立場、また市の行政にとっても有効なんではないかというふうに私は思うんですが、その点市長さんのお考えをお聞きしたいんですが。

○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　考え方といたしましては全く同感でございます。いかに使いやすくするかということで発想をすべきだと思っております。
○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。
○六番（古谷太郎君）　先ほど鈴木さんから質問があったときに、運営委員会は五名で運営するというふうな御発言がありました。佐々木部長の方からはまだ決まっていないんだというようなお話でございました。それはそうとして、一体市長、この運営委員会というのは非常に大事だと思います。そこで、市長はどのような考えを持っているのか。恐らく改造するにしても、かなり運営委員会の意見も参考にしなければならないんじゃなかろうかと思うので、その点を質問したいと思います。
○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　なるべく公平感覚のある、良識や見識で認められるふうな、そういう立場の方がよろしいだろうというふうに思っております。（「何名ですか」と呼ぶ者あり）それはまだ規定をしておりませんが、予算でたしか五名程度というふうに考えておると思います。
○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。
　本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
　お諮りいたします。これをもって議案第四四号、日野市立婦人センター条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。
　これより議案第四五号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。
　理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　議案第四五号について提案の理由を申し上げます。
　本議案は、市立旭が丘南地区センター及び市立南平南部地区センターの開設に伴い、日野市立地区センター条例の一部を改正するものであります。
　詳細につきましては担当部長に説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。
　生活環境部長。
○生活環境部長（佐々木　博君）　御説明申し上げます。
　現在、日野市立地区センターにつきましては、大地区センター二カ所、それから小地区センターと称するものが四十四カ所ございます。それに、以下表にございます旭が丘南地区センターと南平南部地区センターの二カ所を追加するものでございます。
○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
　本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
　お諮りいたします。これをもって議案第四五号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。
　これより議案第四六号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。
　理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　議案第四六号について提案の理由を申し上げます。
　本議案は、ひの児童館七小分室を開設するため、日野市立児童館設置条例の一部を改正するものであります。
　詳細につきましては担当部長に説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。
　福祉部長。
○福祉部長（坂本金雄君）　議案四六号について御説明をいたします。日野市立第七小学校区の留守家庭児童、一年生から三年生までは、従来この小学校区の中に学童クラブがございませんでしたので、市立一小の学校区のふたば学童クラブ、それから市立六小の学校区にございますさくら第一学童クラブへ分散入所をして対処してまいりました。しかし、この七小校区の住宅、及びそれに伴う児童増加、こういう傾向のために、財団法人の東京都新都市建設公社が所有する土地五百六平米を借り上げまして、そこに軽量鉄骨づくり、平家建て九十九平米、収容定員おおむね四十人の単独施設が本年三月三十一日をもって竣工いたしました。四月一日から開設したことに伴い、日野市立児童館設置条例の改正を行うものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
　本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
　お諮りいたします。これをもって議案第四六号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第四七号、昭和五十七年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第四七号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市一般会計補正予算第一号であります。補正の額は、歳入歳出それぞれ一億九千八百七万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二百三十五億八千二百九十九万七千円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。財政課長。

○財政課長（山崎　彰君）　御説明申し上げます。それでは明細書の次の歳入、八ページからでございます。国庫支出金のうちの国庫補助金でございます。第七小学校併行防音工事、それから大坂上中学校併行防音工事の補正額それぞれ一千万、それから五千五十七万八千円という数字でございます。

次が十ページ、十一ページ、都の補助金でございます。これは農業費補助金で、米穀流通消費改善対策でございます。それと水田利用再編対策推進事務費でございます。それの補正額でございます。トータルいたしまして百五万六千円でございます。

次に繰入金、十二ページ、十三ページでございます。これは公共施設建設基金から三千二百万を取り崩して歳入として充てたわけでございます。

次は繰越金。これは現在五十六年度決算をいま実施中でございますが、当初予算で四千万、繰越金を計上いたしまして、ここに一億三百六十八万一千円をさらに追加で繰越金を使用していきたいということで計上いたしました。

続きまして十六ページからは歳出でございます。歳出の主なものを申し上げますと、十七ページにあります十三委託料、百一万二千円。これは衛生処理場用地の測量を実施していきたいということで都との交換分のものでございます。

次に飛びまして二十二ページ、民生費、社会福祉費でございます。そのうちの中段のところにあります社会福祉施設費の十五の工事請負費でございます。三百七十万、これは旧高幡福祉センターを解体するものの補正でございます。

次はコミュニティ費でございます。十五につきましては、先ほど議案でも出ております平山地区、その他南平地区、日野地区の広場の整備ということで、ネットフェンスとかU字溝、そうしたものの工事請負費で四百六十四万五千円です。それから十九の負担金につきましては、三月、当初予算におきまして私どもでミスをいたしましたこれの不足額、補助金との関係でここに四十万をのせまして百二十万と、都の補助金と同額にいたした次第でございます。

次が飛びまして二十四ページ、二十五ページ、学童クラブ。これは金額が二百六十一万三千円で、ここに書いてありますように産休代替職員並びに欠員というようなものの補正額でございます。

次に二十六ページ、二十七ページの下から、十五の工事請負費でございます。これは清掃課の千二百四十万でございますが、旧事務所のところをプレハブで新設して増設していくということでございます。

次に二十八ページ、二十九ページ、これは先ほど歳入でありました水田利用再編対策推進協議会の補助金をここに歳出で計上させてもらいました。

次が三十ページ、三十一ページの補償、補てん及び賠償金の土木費でございますが、これは議案五二号に出ておりますが、和解になりました。このような形で二百五十三万四千円を計上したわけでございます。

次が三十二ページ、十五の工事請負費千二百万円、これは自転車置き場設置、日野駅のところの千平米の工事請負費でございます。

次に三十四ページ、三十五ページ、繰出金、これは都市計画事業特別会計の方へ千六百二万五千円を、旧市役所のバス路線のところの道路の拡張ということでこれに繰り出すものでございます。

次が三十六、三十七ページでございますが、非常備消防につきましては組みかえでございます。十八の三角で出ております二十七万六千円を備品費に、消防ポンプの保険料とそれから重量税を計上したために、これを組みかえまして、同額を役務費と公課費に入れたということでございます。

それから消防施設整備費につきましては負担金で二百五十六万二千円、第四分団、第七分団、それぞれ改築及び新築を行う補助金でございます。

次に三十八ページ、三十九ページ、教育費でございますが、一番最初の報償費二百七十万につきましては、奨学金ということでここに計上させてもらいました。

次に飛びまして四十ページ、四十一ページ、各工事請負費でございますが、十五の工事請負費、学校管理費、これは営繕工事で、二小、三小、高幡台のそれぞれの営繕工事でございます。

それから学校建設施設整備費の二千九百五十万の工事請負費につきましては、ここに書いてあるとおりの改修でございます。

それから一番下は、先ほど申し上げました第七小学校の併行防音工事でございます。

次に中学校費でございます。やはり大きな数字は十五の工事請負費六百二十万、この中には三中の職員室の拡張というようなことも含まれております。

それからその下の教育振興費でございますが、これは当初予算で、事業の変更に伴います訪問学級が移動教室を計画いたしましたんですが、三年に一遍ということで、ここにあります修学旅行に変更になったということで、それの不足分を計上したわけでございます。十三、委託料、十四、使用料及び賃借料、十九の負担金、それぞれ同じでございます。

次に四十四ページ、一番下の工事請負費でございますが、四千九百十万につきましては、大坂上中学校併行防音でございます。

あとは最後の文化財でございますが、四十八ページ、四十九ページ、遺跡事務所の修繕ということで四十一万円を計上させてもらいました。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　三十三ページ、安全対策費の自転車置き場のことに関して質問したいと思うのですが、いよいよ日野駅周辺の自転車置き場の整備がなされるということで、この前議会でも多くの論議があったわけでありますけれども、自転車置き場が設置された後、現在駅周辺に置かれている自転車がどういうふうになるのか。新しい置き場に移動すると、現在の置き場になっているところはどういうふうになるのかということが一つの課題だろうと思うのですけれども、その辺のところはどういうふうにされようとするのか、ひとつ説明していただきたいと思うのです。先ごろ新聞でも伝えられておりましたけれど、一定の市の考えもあるようでありますので、この際、お聞きしておきたいと思うのです。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。お尋ねの自転車置き場につきましては、日野駅の路線の下に現在仮りの置き場として、ほかに用地がございませんので、あそこを設置場所にしているわけでございますけれども、今回補正をお願いいたしまして、新たに日野駅の西側に約千二百平米の民地をお借りいたしましたので、ここを整備することによりまして、ただいま申し上げました仮りの置き場という形で設置しております置き場につきましては、やはり撤収をいたしまして、新しい場所に整理をいたしていきたいというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　撤収して整理をするということなんですが、その整理の仕方がどういう整理の仕方をするのかわかりませんけれど、ただ精神的に、ここに置かないでくださいということだけでは私は整理はできないんではないか、という気

もしておりますので、なお詳しいことは、付託された委員会で御論議いただければよろしいかと思いますので、ひとつ委員会でもその点、十分な御審議をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　二十七ページ、清掃費の中の、ただいま説明のありました工事請負費一千二百四十万、これはどこに何の目的で建てるか、御説明いただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（伊藤正吉君）　お答え申し上げます。現在、次の五十何号でしたか、三次処理の施設をつくるに伴いまして、旧建物があるわけでございます。木造の平家建てがございますけれども、これは一番東北側になりますが、その建物を取り壊しまして、その後に三次処理施設をつくるわけでございます。そういたしますと、あそこに環境保全の事務所あるいは控え場がございます。これを取り壊す関係がございまして、場所につきましては、一応こちらから行きまして、新井橋からずっと下流に行きまして、二番目の道を突き当たりまして、すぐのところに旧事務所がございます。旧事務所の建て屋を一部改造いたしまして、そこに増設していく、こういうことで、増設後につきましては、環境保全がここに事務所を構える、こういう内容のものでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　私が聞きたいのは、いわゆる日野市と随意契約を結んでおるそういう会社が使う、使用目的の建物を、なぜ市がこういう形でつくらなければならないのか。本来つくらなければならない定款かあるいは契約か何かになっておるんでしょうか。お答えいただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（伊藤正吉君）　いわゆる廃棄物の処理につきましては、市町村の固有事務でございます。これを本来でしたら市が直接行うわけでございますけれども、これを市にかわりまして委託業者がやるということで、市の行政の一つの固有事務という判断の中で、こういう形のあれを処理場の中に増設いたしまして、一応こういう建物を建てていく。こういうことで、これにつきましては、いわゆる地方自治法の二百八十何条でございましたか、行政財産の使用、こういう形の中で、それらの設備を踏まえて貸し出していきたい、かように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　私はつくっていいとか悪いとかいうものではなくて、いわゆる一企業と日野市は随意契約を結びながら委託して、清掃業務をやっていただいているわけですが、本来きちっとしたいわゆる委託料等払って、私は前回の議会においてもその点を指摘して、いわゆる疑惑を極力なくすような方向で契約処分をしておくべきだというときに、また今回のこの補正

において、こういったものを市がやることが果たして妥当なんであろうかどうか、大変疑問に思ったから質問したわけであります。結構です。それで。

○議長（石坂勝雄君）　　秦　正一君。

○二十六番（秦　正一君）　　四十五ページ、大坂上中学校の防音工事の、これに関連しまして一点お伺いいたしたいと思います。先月だと思いますが、市長あてに、大坂上中学校、並びに高校の運動場の砂じんが大分、二月から三月、四月、五月、乾燥したときには相当近所の住民の、特に都営住宅ですけれども、あの辺に砂じんが上がって、非常に迷惑しているということがありまして、三沢氏が代表で陳情書を市長あてに出したわけですけれども、それに対する市の方の考え方は、どんなふうにしてそれを直していくか、またそういう考えがありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　　お答え申し上げます。大坂上中学につきましては、本年度当初予算の中で、一応増築並びに給食室関係の予算の設計費を計上さしていただいているわけでございますけれど、引き続いて工事に入る時点の中で、確かにいま御指摘のような、散水といいますか、校庭に一応砂じんが巻き上がらないような方向での散水等の、相当口径の太い水道管、こういうものを一応工事と並行しながらセットしたい、こんなぐあいに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　　ほかに御質疑はございませんか。

小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　　三月の第一回の定例議会の当初予算審議の中で、学校警備関係の予算が計上されまして、全部機械化を図るということで予算を計上したけれども、警備会社が対応できないので、六月に補正を組ませていただくと、審議の前にそういうことをたしか述べられて、そういう経緯があったはずなんですが、今度の補正ではそれが出ておりませんけれども、それはどういうふうになったでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　　お答え申し上げます。ただいまの学校警備関係の委託、これにつきましては、機械警備並びに有人警備という形で、現在両方とも委託料という形の中で経過しておりますので、現状ではその委託料の中で処理が可能で、九月補正の時点で計上し、御審議をお願いいたしたい、こう考えております。

○議長（石坂勝雄君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第四七号、昭和五十七年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件は、歳入全般及び歳出

のうち、総務費を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へ、それぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第四八号、昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第四八号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第一号であります。補正の額は、歳入歳出それぞれ一億一千五百七十二万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を十一億七百七十七万一千円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　　関係部長から詳細説明を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　それでは私から、議案第四八号の、日野市都市計画事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

本会計は区画整理事業を推進するための経費を計上いたしたものでございまして、内容につきましては、事項別明細書に基づきまして御説明申し上げます。

まず歳入から御説明申し上げます。

六、七ページをお開きいただきたいと思います。繰入金でございますが、これは一般会計からの繰入金でございまして、先ほど一般会計のところで説明がございました旧市役所庁舎前の道路を拡幅いたすための経費を一般会計から受けるものでございます。

八、九ページをお開きいただきたいと思います。これは前年度からの繰越金でございます。

次に十、十一ページでございますが、諸収入でございます。この諸収入は、神明上区画整理事業の保留地処分金を計上いたしたものでございますが、今回補正いたします保留地三百七十九平米は三区画でございまして、前年度、抽選によりまして当選者が決定したわけでございますが、当選者及び補欠者が辞退を行いました関係上、契約に至らなかったものでございます。この分を今年度さらに抽選するということで計上したものでございます。

次に歳出でございますが、十二、十三ページの一般管理費の工事請負費、これにつきましては、先ほど申し上げました旧庁舎前の道路の拡幅でございまして、現況八メーターを九・五メーター

に拡幅いたすもので、施工延長は六十メーターでございます。
次に十四、十五ページでございますが、神明上区画整理事業費でございます。この神明上区画整理事業は、本年六月三十日に、土地区画整理法百三条に基づきまして、換地処分の公告が知事によって行われます。これによりまして、事業が法的な終了をするということになりますが、道路の補修など、残工事を引き続き年度内実施をいたすために、それらの費用を補正いたすものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。
○三十番（高橋通夫君）　十三ページですが、旧庁舎の前の道路拡幅でございますが、これは最初にどうしてやらなかったのか、その理由を御説明願います。あそこは神明上区画整理の中になっていて、方々がすでに計画どおりになっているのに、いまさらどうして、最初からやらなくて、ここでやる必要があるのか。そういう点。
○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。
○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。当初区画整理事業といたしまして計画いたしましたのは、八メートルでございます。それを九・五メーターにさらに拡幅するというのは、この時期にきてどうしてやらなければならないかといった御質問でございますけれども、ここの路線につきましては、将来市内の循環バスを通す予定の経路でございます。そういうことで、将来のその循環バスに合わせまして、この際一般会計の中から区画整理事業に繰入金としてちょうだいいたしまして、それで一応区画整理事業が現在存続している関係上、ここで拡幅を行うということになったものでございます。以上でございます。
○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。
○三十番（高橋通夫君）　そうしますと、そこだけ直して、その先はどういうことになりますか。すでにこういうふうになっているんだかどうか。
○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。
○都市整備部長（結城邦夫君）　旧庁舎の前のところは、大型バスが運行するのには、現在の状況では角切り等も行っておりません関係上、回転が不可能であるということで、そこのところを約六十メーターばかり拡幅することによって、大型バスが通るという見通しのもとに行うものでございます。
○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。
○五番（谷　長一君）　神明上土地区画整理費のこの事業費、そのうちの二十二の補償、それから補てん、賠償金、この詳細説明は、この工作物、損失、それから整地等になっておりますけれども、その内訳、内容はどういうふうになってこのようなものが今回補正で提出されたかということが第一点であります。
それからあと一つは、これはただいまの部長の説明にあります

残存工事につきまして、この区画整理の中におきまして、側溝等の流れが非常に悪い、または設計上のミス等によるものもあるんじゃないかと思っております。それはどうしてかと申しますと、この地区住民より、非常に側溝の流れが悪い、または横断個所等は非常に詰まってしょうがない、また掃除等に自治会等が支障を来しているわけです。そのようなこともあわせて、この残存工事等はどうなるのか、一体それらの工事を実際に、六月三十日で区画整理は終わるということになりますけれども、本年いっぱいはやるんだということでありますけれども、そこいらを詳細に説明していただきたい。以上です。
○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。
○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。まず一点目の補償、補てん及び賠償金でございますが、この中にはここに書いてございますように、工作物、損失、整地補償、この三つの補償がございます。まず工作物の補償でございますけれども、これはブロック、モルタルによりまして擁壁を組んだところでございますが、これが亀裂が入っております。これの補修を事業の一環として行うというものでございます。
次の損失補償でございますが、区画整理法第九十条の換地不交付によりまして使用収益の停止に伴う損失補償でございまして、これは対象者が十名おります。面積といたしましては三百七十三・四七平米でございまして、平均いたしますと一件三十三平米の損失の補償となっております。
次は整地補償でございますが、整地につきましては街区の一六四、一六五街区、これは一・三・二路線の南側になります。ここは遺跡が出るということで遺跡の調査対象になっておりまして、従来からの遺跡調査というのが非常におくれを来してきた関係上、昨年度までに調査が完了いたさなかった部分でございます。面積は約六千平米でございます。対象権利者は九名でございます。これの整地を今年度実施をいたすものでございます。
また二点目の残存工事でございますが、御指摘のように側溝の流れが悪いとか、また道路の部分に穴があいてるとか、そのほかいろいろ補修を行わなきゃならない部分が出てきております。これは建設部の方にこの道路を引き継ぐに当たりまして、今後、区画整理事業の一環として完全にいたしまして、それで最終的には引き継ぐというために、一応、今年度中にそういったものを区画整理事業で実施をするということになっておるわけでございます。
以上でございます。
○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。
○五番（谷　長一君）　それから、ただいま工作物の補償、これに関しまして、いわゆる設計のミスとか工事の手抜き、またはその瑕疵関係等はどうなっておるかということをちょっとお伺いします。
○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。
これは工事の手抜きだとかそういったものは、私ども調査した関係上はないというふうに判断しております。したがいまして、地盤沈下等によります自然の亀裂というふうに判断いたしたために、工作物の補償で実施をするもので決定いたしたものでございます。
○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。
本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
お諮りいたします。これをもって議案第四八号、昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。
これより議案第四九号、市道路線の一部廃止、議案第五〇号、市道路線の廃止、議案第五一号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。
〔助役登壇〕
○助役（野呂　章君）　議案第四九号から議案第五一号につきましての提案理由を三件について申し上げます。
まず第四九号についての提案理由を申し上げます。
本議案は、市道上万願寺五号線外三路線の現況が廃滅し、公共の用に供されていないため、道路法第十条第一項の規定に基づき、その一部を廃止するものです。
次に議案第五〇号についての提案理由を申し上げます。
本議案は、市道上万願寺六号線の現況が廃滅し、公共用に供されていないため、道路法第十条第一項の規定に基づき廃止するものであります。
次に議案第五一号についての提案理由を申し上げます。
本議案は、神明上幹線一号線外百四十六路線を、道路法第八条の規定に基づき市道認定するものであります。
三議案についての詳細につきましては、担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。
建設部長。
○建設部長（中村亮助君）　御説明申し上げます。御説明申し上げる前に、大変申しわけございませんが、ミスプリントが二カ所ございますので、おわびを申し上げて訂正をさせていただきます。
議案四九号の一枚目でございますけれども、ここに「市道路線の廃止をなすものとする」というふうに書いてございますけれども、これは「一部」という字句が抜けておりますので、御挿入をいただきたいと存じます。
それからもう一点は、議案五一号の、資料として添付してございます後から二枚目でございますけれども、市道神明上幹線一号線認定議案説明書というのがとじ込んでございますけれども、これの図面の右下の方に「本町二丁目二〇―九」と書いてございますけれども、これは頭に「日野」という字がつくわけでございまして、大変申しわけございません。御挿入をいただきたいというふうに存じます。
それでは三議案につきまして、順次御説明申し上げます。
まず議案第四九号でございますけれども、これは市道路線の一部廃止でございまして、本件は上万願寺五号線外三路線の一部が廃滅いたしまして、現在公共の用に供されておりませんので、その部分を廃止するものでございます。場所につきましては説明図にありますように、雪印乳業の日野工場の敷地内に存するものでございまして、これの道路廃止につきましては、同社に有償譲渡を予定しております。
次に議案第五〇号でございますけれども、これは市道路線の一部廃止でございまして、本件は上万願寺五号線外三路線の一部が廃滅いたしまして、現在公共の用に供されておりませんので、その部分を廃止するものでございます。場所につきましては説明図にありますように、雪印乳業の日野工場の敷地内に存するものでございまして、これの道路廃止につきましては、同社に有償譲渡を予定しております。
次に議案第五一号でございますけれども、これは市道路線の認定でございまして、神明上の区画整理事業が完了することに伴いまして、区画整理事業区域内に築造されました百四十六路線の引き継ぎによる認定でございます。それからもう一路線につきましては、南平三十一号線の認定をお願いするものでございます。
区画整理事業に伴う百四十六号路線につきましては、従前同様、区画整理事業名をそのまま路線名、「神明上」とさせていただきます。内容といたしましては、幹線が「神明上幹線」、一号線から三号線まで三路線でございます。神明上一号線から同百四十五号線までの百四十三号線と合わせまして、百四十六路線になるわけでございます。なお、幹線一号線につきましては、先ほど御訂正をいただきました別添、二枚目の説明図のとおり、起点が国道二十号線となっておりまして、終点が東豊田二丁目二十六番地の一までございます。これは吹上の区画整理事業完了後にまだ未認定でございましたので、この区画整理事業区域内の幹線と一連性をもちまして、今回認定をお願いするものでございます。
南平三十一号線につきましては、京王線の南平駅のホームの延長に伴いまして、このホームの東側にございます踏切の移設のたいということでございまして、上万願寺六号線一路線につきましては、現況がやはり廃滅しておりまして、雪印乳業の日野工場の敷地内に存するものでございます。四九号と同様に、廃止後は同社に有償譲渡を予定しておるわけでございます。

めに、京王帝都電鉄が築造した道路の市への移管を認定をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　議案の四九号、五〇号、ともに市道路線の一部廃止でございます。これは雪印乳業工場敷地内の市道路線の一部廃止ということでありますが、これは議会でも論議があった個所だと思いますが、いまの部長の説明ですと有償譲渡ということでございますが、これはどういう基準といいますか、有償になるのだということは、最近こういうケースはあまりなかったんじゃないかと思うんですね。一部路線の廃止の場合は、ほかに新しく路線を認定するというような、いわゆるつけかえという場合が多かったんですが、今回の場合はそれにかわる道路がなかなかできないというようなことであるのかどうか。有償譲渡が最も適切な処理なんだということとなんだろうとは思いますけれど、その辺はちょっと経過があれば御説明いただきたいと思うのです。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。この二つの議案の道路の一部廃止ないし廃止につきましての道路関係につきましては、周囲の状況から推しまして、つけかえを必要としないものでございます。したがいまして、有償譲渡でやるということでございまして、その価格等につきましては、近傍地価等の関係を参考にいたしまして、各審査会等にお諮りを申し上げて価格を決めていただいて、有償譲渡するという予定の作業を、議決をいただいた後、進めてまいるつもりでございます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。谷長一君。

○五番（谷　長一君）　神明上のこの幹線一号、それから二号、三号につきましては、これは都の補助金をもらって築造した道路だと私は記憶しているのでありますけれども、この三路線を日野市が持っていた方がよいかという、いわゆるメリット、デメリットについて御説明をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。これはすべて区画整理事業が終わった時点で市道に引き継ぐというものでございまして、都道とかそういう関係は、区画整理事業の完了とともに、私の方の立場としては出てまいりません。事業が終わり次第、市道に認定をして、自後市が維持管理していく、こういうたてまえでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第四九号、市道路線の一部廃止、議案第五〇号、市道路線の廃止、議案第五一号、市道路線の認定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第五二号、土地明渡請求訴訟事件に係る和解の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第五二号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、中央高速道路敷に係る土地明け渡し訴訟事件の和解について、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは議案第五二号につきまして御説明申し上げます。本件は府中市居住の角倉正平さんより、日本住宅公団を被告といたしまして、東京地方裁判所八王子支部に提訴された別紙目録の土地明け渡しを求めた訴訟事件の和解をするための議決をいただくものでございます。なお日野市はこの訴訟事件に補助参加をいたしております。

事件の概要につきましては、議案中の四に記載されているとおりでございますけれども、昭和五十五年の一月より、十三回の口頭弁論の後、本件は和解により解決するよう、裁判所の勧告で、その後六回の調停の結果、別紙和解条例案のとおり当事者間で合意に達したものでございます。

本件について和解によって解決する方が望ましいと判断をいたしました理由に幾つかございますけれども、その一つは、市及び公団への所有権移転の立証資料が皆無でございまして、証処不十分ということで敗訴の危険性がきわめて強いということが一つでございます。二つ目といたしまして、原告が要求いたしました金額、一千七百八十五万円を、その後原告が五百万円まで譲歩する意向がございまして、裁判所で提示した額が最終的には三百八十万円になったということが二つ目でございます。次に三つ目といたしまして、判決が出された場合の賠償額は、時価で換算されますと、約一千万円ぐらいを超えることが予想されるわけでございます。四つ目といたしましては、市と公団との負担割合がそれぞれ市が三分の二、公団が三分の一ということで裁判所の提示がございまして、これは市及び公団の責任の度合いを求めたものでご

ざいまして、妥当なものと判断ができるものでございます。以上のようなことから、和解することが有利と判断をいたしました。

なお、この当初の裁判所提示額は三百万円でございましたけれども、調停経過の中で、原告が、先ほど申し上げましたように三百八十万円を下回る額では本訴に戻るという意思を強く示しまして、三百八十万円は公団が昭和四十年当時、用地買収いたしました坪四万五千円の額に相当するわけでございます。そのために三百八十万円で合意に達したものでございます。議会の議決をいただき、来る七月二日に裁判所で最終の調停が行われまして解決するという運びまで来たわけでございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第五二号、土地明渡請求訴訟事件に係る和解の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第五三号、日野市立三沢児童館（仮称）新築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第五三号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市立三沢児童館（仮称）新築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により提案するものであります。入札の結果、一億一千万円で中島建設株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは御説明申し上げます。工事の概要につきましては、別添に資料がございますが、建設の場所は八小の敷地内でございます。建物は鉄筋コンクリートづくり、二階建てで、床面積が合計で四百八十八・九五四平方メートルでございます。業者の指名につきましては五月十七日の指名委員会で十二社を選定いたしました。五月三十一日に入札を執行いたしましたところ、先ほど提案理由で御説明したとおり、中島建設株式会社が一億一千万円で落札いたしました。工期は契約の翌

日から昭和五十八年二月二十八日までございます。よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第五三号、日野市立三沢児童館（仮称）新築工事請負契約の締結の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第五六号、日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第五六号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定、及び議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により提案するものであります。入札の結果、総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　御説明申し上げます。この工事は、衛生処理場のし尿処理施設の処理水をより浄化するため、新たに処理施設を設置するものでございます。工事の概要につきましては、別添の資料がございますが、建設場所は衛生処理場内の汚泥焼却施設横の約四百五十平方メートルの敷地でございます。施設の内容といたしましては、薬剤処理、オゾン酸化処理、砂ろ過処理の設備を設けて高度処理を行うものでございます。

業者の指名につきましては、五月十日に指名委員会を開きまして七社を選定し、六月十日に入札を執行いたしました。別紙入札調書のとおり、株式会社セキスイエンバイロメントが三億七千七百万円で落札いたしました。工期は契約の翌日から、昭和五十八年三月三十一年までございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　三次処理のこの工事ですが、当然の結果、三億七千七百万円で、株式会社セキスイエンバイロメントが落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　御説明申し上げます。この工事は、衛生処理場のし尿処理施設の処理水をより浄化するため、新たに処理施設を設置するものでございます。工事の概要につきましては、別添の資料がございますが、建設場所は衛生処理場内の汚泥焼却施設横の約四百五十平方メートルの敷地でございます。施設の内容といたしましては、薬剤処理、オゾン酸化処理、砂ろ過処理の設備を設けて高度処理を行うものでございます。

業者の指名につきましては、五月二十四日に指名委員会を開きまして七社を選定し、六月十日に入札を執行いたしました。別紙入札調書のとおり、株式会社セキスイエンバイロメントが三億七千七百万円で落札いたしました。工期は契約の翌日から、昭和五十八年三月三十一年までございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　三次処理のこの工事ですが、当然

これは国庫補助金等を財源にしてやるわけであります。当初予定していた予算の金額、それから予定していた国庫補助金、あるいは起債の金額、及び今回内示になりました国庫補助金の金額をまず示していただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（伊藤正吉君）　お答え申し上げます。し尿処理の三次処理施設につきましては、六月二日付で東京都清掃局長から内示が来てございます。当初予算一億八千百七万一千円が基本額でございます。これの二分の一が一応当初予算に計上されてございます。ただし内示につきましては六千三十五万七千円、約三分の一、こういう実態でございます。これにつきましては、いろいろ公害等の規制区域につきましては別途また内示がある、こういう前提でございますので、全国一律に三分の一の内示がございました。それで、いわゆる公害対策基本法の関係の公害防止計画区域の市町村につきましては、特例立法によりまして二分の一という補助の単価が決められてございます。これにつきましては次の内示がある予定でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　そうしますと、現在の国庫補助金が内示が非常に少なかったんですが、予算に比較しまして、それが追加で補正されるというふうに理解していいわけでありますね。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（伊藤正吉君）　一応当初予算には、基本額の二分の一の計上がしてございます。今回内示がございましたのは三分の一でございますので、一応追加内示がございますが、予算につきましては増減がございません、歳入の。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　増減のないということは、残りの三千万はもらえます、こういうことと理解していいわけですね。いいです。それで。

次にちょっと質問したいのは、三億七千万余の入札価格ですが基本額が一億八千万。まあ、三次処理の基本額よりもいい施設を入札した――いいということはちょっと悪いかもしれませんが、まあ、基本的なものよりはぜいたくな施設である、こう理解できるのですが、ぜいたくな部分をちょっと教えておいていただきたい。ぜいたくという言葉は悪いかもしれませんが、いわゆる基本額に含まれないような事業があるわけですから、その点を説明願いたい。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（伊藤正吉君）　別添に、一応し尿処理のフローシートがお配りしてございます。その中の一番下の三次処理施設計画、ここに書いてございますが、いま補助基本額を申し上げましたのは、加圧浮上の工事だけでございます。その他のオゾン酸化、砂ろ過方式につきましては補助対象ではございません。これは一応公害防止計画地域でございますので、都の補助はつくわけですけれども、国の補助はつかない、以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。飯山茂君。

○十五番（飯山　茂君）　ちょっとお聞きしたいんですが、十一日の日に全協でこの件をお聞きしたのですが、指名委員会のメンバーはいまはどなたとどなたなんでしょうか。それをまずお聞きしたいんですが。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　指名委員会ですね。助役、総務部長、管財課長、同係長です――契約係長ですね。それから主管課の部課長、あと検査官、それから建設工事担当の部課長です。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君。

○十五番（飯山　茂君）　実は、私ちょっと大変気になることを聞いたんですが、この三次処理を入札を受ける業者が七社ございましたね。その中である業者が、もううちに決定をしているんだから、六社の業者はあたふたしたってだめですよと、こういうことを言っておられたそうです。私はそういうことはないと思うんです日野市に限って、ですけれども、そういう話が仮りに出ていたとしたら大変なことだと思うのです。そのことにつきまして、私はそういうことは余り疑いたくないんですが、そういう話を聞きましたので、当然このことは総務委員会に付託されると思いますが、総務委員会の皆さんも審議されると思いますが、いまこういう不況の時代ですから、金額がやっぱり三億ということになると、各業者とも目の色を変えてその仕事を取ろうとしております。しかもセキスイさんも水にかけてはすばらしい業者だと思っております。この前の、現在仕事をしている富士電さんにしても、富士電さんの機器を使わなければ仕事は取れないんだというような、非常にむずかしい問題があったようです。そういう中で、今度はまたその業者が六社に対して、各メーカーは、うちがもう決まってるんだ、こういうことを言って歩いていた。しかも入札の前のことでございますので、大変問題でないかと思うのですが、その辺を、いまの指名委員会の方々も十分私は注意をされるべきだと思うのです。その辺をひとつ、総務部長というよりも、やっぱり助役がこの間十一日に説明をしましたから、助役からちょっと答弁をしていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（野呂　章君）　御質問に対してお答えいたします。入札前においてある一社が言いふらしておった、これはどうかということでございますけれども、残念なことにつきまして、もしそういうことがあったならば、これは遺憾なことだと思っております。私どもに対しましては、少なくとも指名当時におきましても、その後の経過につきましても、厳重にそのよ

うなことのないようにそれぞれが連絡を取りながら対応しておりました。したがいまして入札当時まで、また開札した事態におきましても、そのようなことを寡聞にして聞いておりません。もしもまた、そういうふうな、先ほど繰り返しますけれども、事業者がいたならば、大変遺憾なことだと思っております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君。

○十五番（飯山　茂君）　大変助役が遺憾なことだとおっしゃっていますけれども、指名をされた業者からそういう話が出ているというようなことでございますので、十分御検討しながら、そして総務委員会の皆さんにも十分検討をしていただくよう要望いたします。終わり。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第五六号、日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事請負契約の締結の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

これより報告第二号、交通事故（日野市南平四丁目一番地九先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　報告第二号についての報告を申し上げます。

この報告は、日野市南平四丁目一番地九先路上における交通事故について、専決処分により相手側との損害賠償額及び和解の締結をいたしましたので、地方自治法第百八十条第一項及び第二項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろ御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　御説明申し上げます。この事故は五十七年三月四日午後三時ごろ、市内南平四丁目一番地九先都道百七十三号線路上において、建設部公園緑政課職員、岩崎末男の運転する車両が停車し、後部座席の同乗者がおりるため、ドアを開けたところ、後方より来た八王子市在住の佐々木隆司さんの運転する原動機付自転車に接触し負傷されたものでございます。この事故は市職員の庁用車運転による公務中の事故でございますので、市が損害賠償責任を負うことになります。したがいまして市は相手方と示談いたしまして、相手方に対し四万八千三百九十円を賠償することで和解いたしましたので、ここに報告するものでございます。なお、賠償額につきましては全額保険から支払える予定でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第二号、交通事故（日野市南平四丁目一番地九先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を終わります。

これより報告第三号、昭和五十七年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　報告第三号について報告申し上げます。

この報告は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、昭和五十七年度日野市土地開発公社事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　日野市土地開発公社事業計画につきまして報告いたします。本年度の事業は、面積で十二万三千三百四十七平方メートル、金額で八十六億八千九百三十三万五千円でございます。前年度の事業計画と比べますと大幅に増額になっております。これは公共用地取得の中で、教育用地として小学校用地のほか、中学校用地、さらに、すでに買収済みでございますけれど、南平八丁目地内のいわゆる高校用地分が新たに加わっておりますこと、さらに土地区画整理事業、公共用地の中で万願寺土地区画整理事業のほかに、高幡土地区画整理事業、並びに豊田南土地区画整理事業の公共用地が新たに加わったこと、こういうふうな理由によりまして前年度より増額になっております。さらに用地造成事業でございますけれど、これにつきましてはただいま申し上げました小学校、中学校の造成を見込んだものでございます。以上報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　ただいまの報告の中に、南平の高校用地が入っているということですが、その高校用地のことで、まだ境界の、隣地との判がもらってないということを聞いている

んですが、そういうことになると、境界がまだはっきりしていないというわけかどうか、その点について。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　この件につきましては、先般、古谷市議の方から御質問いただいてるわけでございます。現在公社の中で、この辺につきましては調査しておりますけれど、私の方に伺っている中では、この件につきましては、報告の中では、すでにこの境界の査定ですね、これはもらっておるというふうに、きょう現在伺っております。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　きのう、私はその地主さんにお会いしました。判を押しておりません。ですから部長さん、ひとつよろしく、実測をちゃんとやってもらいたい、お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　いま古谷議員のお話では、まだ境界の判をもらってないというんですけれど、境界がわからないのに、どういうわけで実測ができたか、そういう点についてお伺いします。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　ただいま、ちょっと私の方に伺っている報告と、食い違いがあるようでございますので、さらに調査をいたしましてお答えを申し上げたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　この用地買収の中に、日野桑園とかいわゆる淡水区、これは入っているんですか。あるいは入ってないとすれば市長の方にお伺いしたいんですが、いつ、どのようになさるか。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　五十七年度の計画の中には入ってございません。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる日野市内にあります農林水産省跡地の取得については、大まかには三カ所、日野市にいずれ譲渡されるという話はすでに報告を申し上げております。そして一番初めに仲田緑地の、つまり桑園の本所の部分でありますが、これの二・二・十一号都市計画道路より以南、四・六ヘクタールを、これを第一次に払い下げたい。あわせて神明上にそう広くない、四百坪ぐらいな、第三桑園というふうに聞いておりますけれど、その部分を早く市で受領してほしい、こういうお話が参っております。その第一桑園と申しましょうか、本所の先ほど申し上げました部分につきましては、いわゆる二・二・十一都市計画路線があるわけでありますが、この間御報告いたしましたとおり、その道路の管理者は都であるか市であるかということを明確にして同時譲渡をするというふうに言われております。そこで東

京都に、都道として取り組んでほしいということをお願いをしてまいったことを御報告を先般いたしました。したがいまして、それらが整いますれば、この秋、十一月か十二月に行われるというふうに聞いております国の審議会を経て、そうして決定をされ、次いで本年度いっぱいに譲り受けたい、こういう考え――学校用地がございますが、それは学校用地のことでございまして、それに伴って来年度あたりがそういう話の始まる時期になる、このように考えております。現状、そういう状況です。

○議長（石坂勝雄君）　申し上げておきますが、高橋通夫君、古谷太郎君から質問された件について、総務部長の答弁が食い違っておりますので、公社等の調査をされた結果、両名に報告をしておいていただきたいと思います。

　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって報告第三号、昭和五十七年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を終わります。

　これより報告第四号、昭和五十六年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　報告第四号について報告申し上げます。

　この報告は、第一小学校屋内運動場改築、中央公園住居址復原などの事業に係る一般会計繰越明許費及び脱水機設置事業に係る下水道事業特別会計繰越明許費の繰越額を、地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定により報告するものであります。

　詳細につきましては、担当部長に説明いたさせます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（山崎　彰君）　御説明申し上げます。それでは一般会計二件、それから下水道事業特別会計一件でございます。これは三月におきまして、繰越明許費として御承認をお願いしたわけでございます。そしてここで繰越明許の計算書を出したわけでございます。

　教育費、小学校費でございます。第一小学校屋内運道場改築で、これは六月三十日までに完成するものでございまして、一億一千五百万円のうち繰り越しした金額は、そこに書いてあるとおり八千五十万円でございます。

　それから教育費、次の社会教育の中央公園住居址復原ということで、これは遺跡の方の調査が、やはり理由は第一小学校も同じでございますが、遺跡の調査がおくれたという中で、これは全額、千二百九十四万円を繰り越して、今年度の十二月二十八日までに完成するというものでございます。

　それから下水道事業の特別会計の多摩平処理場の脱水機設置でございますが、これは五月三十一日ということですでに終わって

六月十五日　火曜（第三日）

いると思いますが、これを全額五千二百十九万円繰り越しまして、この計算書を作成いたしました。御了承を願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。川嶋博君。

○十四番（川嶋　博君）　一般会計の教育費の中で、中央公園の中の住居址復原という項が入っております。それに関連しまして、これは内容はどういうような原形に復原するのか、または鉄筋コンクリート、そんなものを使うのか、または昔そのままの状態のものをつくるのにこれだけの費用がかかるのか、説明をお聞きいたします。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。中央公園の住居址の復原につきましては、早稲田大学の渡辺先生、これは相当そういう面では権威の先生ですが、その先生を中心として検討していただいておりまして、内容的には鉄筋コンクリートとかそういうものでなくて、全くそのままの状況での復原を意図している、こう聞いているわけなんです。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって報告第四号、昭和五十六年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告の件を終わります。

請願第五七―十二号、グリーンボックス（生ゴミについて）に関する請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第五七―一二号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

請願第五七―一三号、臨時自転車置場の撤去に就いての請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第五七―一三号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

請願第五七―一四号、多摩川魚類の増殖、保護についての請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第五七―一四号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

請願第五七―一五号、たばこ・塩専売制度存続に関する請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第五七―一五号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時　一分散会

昭和五十七年
第二回定例会

日野市議会会議録

第十五号

六月十五日　火曜日　（第三日）

出席議員（二十八名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	簇野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（二名）

十七番　黒川重憲君

二十九番　滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	中坂亮助君
助役	野呂章君	福祉部長	本村金雄君
収入役	成井正夫君	水道部長	土方武彦君
総務部長	加藤一郎君	病院事務長	小山哲夫君
市民部長	加藤一男君	教育次長	長沢三郎君
生活環境部長	佐々木博君	企画課長	田窪鎮夫君
清掃部長	伊藤正吉君	財政課長	山崎彰君
都市整備部長	結城邦夫君	企画財政部主幹	中里正市君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	平敏男君	書記	谷省三君
書記	五十嵐隆君	書記	串田和君
書記	栗原莞次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　小野口純子君

議事日程

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

昭和五十七年六月十五日（火）
午前十時開議

午前十時十三分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十四名であります。

これより一般質問を行います。

一の一、再び甲州街道日野坂バイパス附近のバス停設置と日野台一丁目十二番地先附近の横断歩道設置についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔十八番議員登壇〕

○十八番（古賀俊昭君）　お許しをいただきましたので、質問をいたします。

甲州街道の日野坂バイパス付近にバス停をつくっていただきたい、それから日野台の一丁目十二番地先に横断歩道ないしは歩道橋をつくっていただきたい、この件に関しまして質問に入ります。いずれも昨年の十二月の議会におきまして質問をさせていただいた件です。過去、数人の議員の方からも議会で質問も出ております。しかしながら、この件に関します進展というものが一向に現在、見られていないわけであります。本日の私の質問と、それから市長並びに市側当局の積極的な御答弁と姿勢によって、一歩でも確実にこの問題が前進することを願って、具体的に入っていきたいと思います。

御承知のように、日野坂のバイパス付近にバス停が欲しいという住民の皆さんの要望が最初に議会に出されましたのが昭和四十八年であります。いまからちょうど九年前になるわけです。その後、昭和五十年に同じような趣旨の請願が再び議会に出されております。いずれもすぐに採択をされて今日まで実現を見ることなくこの請願が、あるいは陳情がたなざらしのまま今日に至っているということは残念なことだと私は思います。

昨年の十二月の定例会で私がこの問題に関しまして質問をしました折、生野企画財政部長はいろいろと京王側の言い分を挙げられまして、結論としては困難というより不可能な状態にあるという大変悲観的な、そして絶望的な意見のようでありました。きょうお見えになっておりませんが、担当部局の方からひとつ明快な御答弁をお願いしたいと思います。

この甲州街道の両側に住んでおられます方は、現在、国鉄のいろんな不詳事や運賃の値上げによりまして国民の国鉄離れが進んでいるとはいえ、やはり都心まで出る場合、また、高尾や八子王方向へ通勤や買物で出る場合には、どうしても日野駅を利用するわけです。中央線を使います。そうしますと、足の問題としてどうしてもバス停というものが必要になってまいります。確かに歩けない距離ではないんですが、お年寄りなどはやはり大変な、ひとつ苦痛になる距離だと思います。特に最近はいろんな催し物も多く、お年寄り等がお出かけになる機会も多いようですので、この問題の解決はやはり切実なものがあると思います。

前回も述べましたように、この日野台一丁目地区と申しますの

は工業地域に指定をされておりますので、日野自動車を初めたくさんの工場が置かれております。日野駅に朝おり立ってこられる方は、駅からここまで歩いてこられるわけです。日野市にお住いでない方もやはりこういうバス停がつくられますと利用されるわけでありますので、また同じように私どもとともに喜んでいただけると思います。

この地域はこの二年間に、私も入っておりますが、高層住宅が二つ建ちました。日野台一丁目だけでも世帯数は急速にふえまして、現在、五百三十世帯にもなっております。ですから請願が出されました、また、陳情が出ました当時よりもはるかにこのバス停設置の要望が強くなっている。そういうことをぜひ市側も認識を改めていただきたい。そういうふうに思うわけであります。

この国道二十号線、甲州街道には現在、京王帝都のバスと、それから都バスが二路線走っております。しかしながらバスの本数また利用状況からしまして、やはり京王帝都と市側は折衝してこられたと思いますので、ここで改めていままでの問題点これを整理する意味からも、なぜバス停が設置できないのか。その問題点と交渉の経過をここで、関係方面との交渉の経過も含めてお聞きをいたします。

それからこれは二点目に入りますが、バス停の設置と関連をいたします。日野台の一丁目十二番地先付近に横断歩道か歩道橋をつくっていただきたい、この件になりますが、やはり昨年の十二月の私の質問に企画財政部長がお答えになりまして、日野台高校や大坂上中学校ができたこと、また、大坂上中学の生徒の約六割近くだったと思いますが、このバイパス、甲州街道を越えて通学をしている。そのような状況、また、人口もふえた、世帯数もふえてきたということを、そういう変化を認めてその設置についての調査を確約できると思います。という御答弁で確約の御返事をいただきました。その後、何か検討をしていただいたのか、予算面でももし何か措置が取られておりましたら、それも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。企画財政部主幹。

○企画財政部主幹（中里正市君）　答弁をさせていただきます。従前に企画財政部長が対応しましたので、その連関のもとに回答いたす次第でございます。

一点目のバイパス付近へのバス停設置の件でございますが、従来から地域の方々や市議会でのたびたびの御指摘等を背景といたしまして設置要請が進められてきたところではありますが、現在までの未設置の経過理由にもありますように、これが新設につきましては残念ながら京王帝都等へ当たったが、現段階では取りつく島がないと申しましょうか、不可能という域を脱しておりません。その理由としましては、従来から議会で部長が理由を述べておるように、日野駅と四百メーター余りの至近距離であるというゆえのこと。それから道路形状がカーブをいたしておるということ。加えて坂道でもありますというようなことで、利用者数に多くを望めないという京王側等の判断もございますが、あわせて車両交通の安全が確保できないゆえということからでございます。

それから続きまして二点目の横断歩道または横断歩道橋の設置の件でございますが、確かに日野駅と日野坂上は約千メートルの距離がありまして、この間に甲州街道を横断する信号機つきの横断歩道は四カ所設置されておりますが、御指摘の地点、すなわちバイパスの分岐点と大坂上の新旧甲州街道の分岐点のＹの字型の横断歩道との間は、四百メートル余りあります。

したがいまして、御指摘の地点の状況は二日ほどその朝、実際に踏査してそういう経過もありますが、踏査してみた結果、日野台一丁目に所在する工場への出勤者、つまり日野駅でおりて湾曲している道路を上ってこられて日野台一丁目、日野自動車の東門も含める一丁目付近の工場に勤務する出勤者、それから日野駅へ向かう御当地の市民の方々、それから大坂上中学校の生徒、その三者と申しましょうか、を問わず日野台一丁目十二番地の市道、小構の十二号線の起点付近になるわけですけれども、そこを横切る方は相当多く、朝夕の歩行者の立場においては問題意識を一にいたしますので、横断歩道の設置の方向で庁内の担当部課との検討、調整をし、企画財政部といたしましては見通しが得られるように努力する所存でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　担当者としていろいろ御苦労なさっていることはよくわかりましたが、私も自分の立場でいろいろ調べてみたり聞いてみたりしました。また、さきに質問をされた議員の方の議事録等も大体読ませていただいたんですが、私が調べました、聞きました範囲では、京王帝都の自動車部によりますと要は安全対策、このバス停設置の件についての安全対策がなされればほかに問題はないというような結論だったように私は判断をしました。ですから先ほど言われました採算の問題、これは前回、企画部長は収益上の問題がある、収益事業であるからその面でネックになっているというようなお話もありましたが、京王帝都の方ではそのようには言っておりません。

それからバス停間の距離、これもそうですが、現実に私たちが町へ出ましてバスの走っているのを見ますと幾らでも距離の短いところはあるわけです。ですから、これが決定的な阻害の原因になっているということはないと思うんです。ですから京王自動車は日野市からの要望を受けまして、果たしてそのバス停が必要かどうか、そういうことでいわゆる実態調査というものをすでにやっております。その結論は、やはりバス停の設置に関しては異論はないという結論であります。そして、その問題となっている安全対策上のものが解決されれば、バス停の設置はかなり具体的に前進するのではないかという話でありました。

具体的な、では安全対策というのはどういうことかということになりますが、日野坂は多分二％か三％かの傾斜、勾配があると思いますが、この傾斜部分をなくすこと、これがまず一つだということでありました。

それから、ここは国道でありますので大変交通量の多いところになっております。ですからバス停部分についてはバスベイと呼ばれるところだそうですが、いわゆる他の車の邪魔にならないようないういう停車部分をつくること、これが私が教えてもらいました二点の問題点でありました。ほかは特別指摘はされなかったのであります。ですから先ほどの採算の問題、距離の問題というのは、現在、問題になってないということであります。

ただし、既存のバス停でやはり勾配の個所にあったり、また、距離が短かったりするというようなこともあるそうですが、現在は安全対策上、運転者への負担もかかりますので、労働条件等の問題もあってこのようなところには一切改良がなされない限り設置をしていないということです。現に多摩ニュータウンにはバス路線が引かれましたが、やはり傾斜部分は平らにしてバス停を設置したということでございまして、バス停は山根入、山の根っこの入ると書いて「ヤマネイル」と読むんだそうですが、そういうところのバス停設置に関しては傾斜部分を削ったということも一緒に教えてもらったんです。

そのほか、横断歩道の設置がなければならない、歩道橋が必要だということでもありましたが、これは設置する場所にもよりますが、バイパス付近の現在あります横断歩道を活用することによって、何とかこの横断歩道を使用することによってできないか、これもやはり検討すべきだと思います。

ですから、新しいバス停の設置の場合は公安委員会の安全対策についての意見がつくわけですが、東京陸運局でも直ちにこれらの条件が整えば許可することは何ら問題はなかろうというお話でありました。ですからこの二つの障害を除くため、ぜひバス停部分の道路改良工事を行わなければならないと思います。そこで市側としては、この国道を管理する建設省に対してバス停設置のための協力の要請をしたことがあるのか。また、この交通安全対策上の条件を整えるための工事の要請等をしたことがあるかどうか。先ほどの経過の説明の中では一切このことは触れられておりませんでしたので、再質問をいたします。まず、一点目。

それから横断歩道橋の設置の件ですが、これも先ほど申しましたように、いろいろ地元の往来する方の頻度も高くなっておりますのでそういう要望が強くなっている。検討をまたお約束していただきましたので、大変利便の悪い思いをしているということをさらに御認識いただいて、ぜひ早急に対処をしていただきたいと思います。これも二点目の質問としてお聞きをしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部主幹。

○企画財政部主幹（中里正市君）　再び答弁をさせていただきます。

一点目の文書等によるバス停設置にかかわる関係機関の申し入れですけれども、残念ながらいままでのところは再三申し上げている従前からのこういう機会にも申し上げた経過があるとおりの範囲があります。それを超えられていませんので、いまのところは文書等による正式な設置方の申し入れと申しましょうか、申請等の行為はいたしておりません。

それから二番目の横断歩道橋の件でございますが、実地踏査をいたしてみましても、住民の方々も心理的に外コーナーを回るのを駅周辺までぐるっと行くのと、柳町側のいわゆる内カーブの方を行くのと、利便性もあると思いますが、日野駅をおりられて所在する企業へお勤めをする方の横切りの方が事例としては多うございますが、加えて中学生にかかわる大坂上中学校の通学区にいたしましても、いわゆるかっての低い部分の新町、栄町のお子さんは例のバイパスのところの横断歩道が通学指定路でございます。先生のお住まいの一丁目であるとか、日野台二丁目であるとか、いわゆる高台の日野自動車の北側の方の一帯のお子さんが大坂上の新しくできた信号つきの横断歩道で、その割合は先生御指摘のように確かに大坂上中学校の六割が甲州街道北側にお住まいの御子弟でございます。それで、その六割の中の一五％余りが一丁目なり二丁目なり、例の日野自動車周辺の台地のお子さんの子弟であります。

したがいまして、バイパス付近の横断歩道を通るお子さんの数は三百人余りに達しておりまして、その横切りの場面も二日間にわたる調査の結果でも目にしておりますので、その点は当面は中学校をして交通安全指導の徹底を図らねばなりませんと思いますが、御指摘の横断歩道の設置の方向についてはいわば入り口と申しましょうか、スタートの第一歩として、種々御指示をいただいておりますのでそれに学んで、あるいは力としてはずみをつけたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　最初のバス停のことですが、建設省とは何らいま折衝をしていないというお話でありました。甲州街道部分の道路改良を行うことによって初めてバス停設置ということが具体化するわけですから、全く十年間交渉一つやっていないということは、はなはだ不本意に思います。ぜひ建設省へもそういう道路部分の改良について早速申し入れをしていただいて、そういう手順を踏まえていただきたいと思います。

それから歩道のこともお約束されて大体半年たったわけです。これから第一歩だということで半年ずれたわけですが、ひとつ、これもよろしくお願いします。建設省との交渉をやっていただけますか、すぐに。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部主幹。

○企画財政部主幹（中里正市君）　文書によるというよう

な正式立った手続をしていないということで、当然、役所内部では交通安全対策にかかわる管理課となかんずく建設部でございますが、それらとのふだんの仕事の上ではるる折衝があるわけでございますが、前向きと申しましょうか、今後、努力するようにいたします。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　いわゆるお役所ですから、正式に文書で申し入れをする、そして日常の一定の中で交渉を重ねていく、これは当たり前のことですので申し上げておきます。

最後に、市長にお答えをお願いいたします。このバス停の件、または横断歩道、歩道橋の設置の件はそれぞれ私ども住民も力を合わせて市側と一緒になって問題の解決に取り組んでいくべきものだと思います。しかし、このバス停の設置の最初の陳情、それから請願が昭和四十八年に出されまして、やがて十年が経過するわけです。森田革新市政十年の歩みとともにこの問題は全く未解決のまま、未達成のまま何ら進展をすることなく年月と時間だけが経過をして今日に至っているわけです。いままでの質疑をお聞きになりながらどのような感想をお持ちか、お気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　近年、甲州街道の歩道設置でありますとか、かなり大坂上付近の道路改造はなされたわけでありますが、かえってそのためにバス停等をつくることがよけいに困難になったということもあるような感じがいたします。そして、言われますところのバスベイということになりますと、適当な場所があるかどうか民地のとにかく取得をしないことにはそういうことも成り立たないように思われます。したがって（「建設省が関連しているんでしょう」と呼ぶ者あり）駅にそう遠くないので、やっぱりもっと市内交通の観点からいきますと、利便を図るべきところは各地にあるわけでありまして、これからも御指摘の趣旨は理解できますので努力はしたいと思いますが、なかなか困難な課題だなというふうに伺ったところであります。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　反省を聞かせていただかなかったんですが、いま、日野市は京王帝都との間で循環バス、それからバス停の屋根がけの問題、また、高幡の区画整理のことに関しましてもいろいろ交渉を重ねておられるとこだと思うんです。少なくともこのバス停設置の件に関してはそういう安全対策を日野市の方で積極的に進めるということで、京王側からすでに日野市へボールが投げ返されていたんではないかと思うんです。ですから関係方面ともこれから積極的に交渉をしていただいて、一日も早くこのバス停設置の件、十年もう経過をしております。実現をするようにお願いをして、私のこの件に関します質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって一の一、再び甲州街道日野坂バイパス附近バス停設置と日野台一丁目十二番地先附近の横断歩道設置に関する質問を終わります。

一の二、市の行う指名競争入札制に改善すべき点はないかについての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○十八番（古賀俊昭君）　第二問目としまして、日野市が発注をする公共工事や物品調達の際に行われております指名競争入札の方式について、現在の方法でいいのか、改善すべき点はないかということについてお尋ねをいたします。

地元の商工業者の皆さんが日野市の活力ある経済の源になっておられるわけです。これらの商工業の従事者の皆さんがこの低成長時代といいますか、そういう困難な時代に入って企業の体質を改善する、そしてこういう時代に対応していく、そのためにいろいろと努力をしておられるということの状況の中で、やはり市側としても何か率先をして一つの施策を確立をして、こういうことを手伝っていく、そういうことが現在必要ではないかと私は思います。本日は建設関係の工事について、私、しぼってお聞きをしたいと思います。

市の方でもかねてから市内業者を育成する、そういうことで東京都の基準を援用しまして、できる限り仕事を市内業者に発注をするというふうなお考えをお持ちのようです。では、本当にそうなのか。五十六年度に市が発注しました公共工事の市内業者契約の状況を見てみますと、総件数三百七のうちに二百四十四件が市内業者で七九・四八％、約八割ですが、請負金額を見てみますと二十八億一千百万円のうち、市の業者が請け負いました金額は十二億七千四百万円で四五・三四％、全契約金額の半分にも満たない数字であります。

それから、もう一つわかりやすい資料をいただいております。昭和五十四年度から五十六年度までの三年間に日野市が発注した一億五千万以上の、これは大きな工事ですが、この工事について市内業者が何件受注をしていたかということです。昭和五十四年度、全部で七件市は出しておりますが、市内業者が請け負いましたものはゼロ。昭和五十五年度は四件出されております。そのうち一件を市内業者が受注をしております。そして昭和五十六年度は二件出ましたが、市内業者はやはりゼロであります。つまり三年間十三件、一億五千万以上の公共工事が市から発注されたんですが、わずかに受注したのは一件、惨たんたる状態であります。東京都のＡランククラスの仕事をりっぱにやっている会社でも、実績がありましても、たとえば今日やっと完成をしました一小の体育館のように工期を理由にして市内業者が全部外されてしまう、こうした現実が起きているわけです。

昨年の九月に、この一小体育館の発注に関しまして市議会でも市内業者育成ということからいろんな意見が出され、議論が交わされました。いろんな現在の指名のあり方、下請けのあり方、ま

たこれらの問題をどうすべきかということでの議論であったと記憶しておりますが、やはりひとつこの辺で日野市独自のルール、先ほど申しましたように何か一つ確立した施策で業者と対応していく、そういうことが必要ではなかろうかと考えます。そして市内の多くの受注可能な業者に市の発注する仕事がやれる機会、チャンスを与えていく、そして適正な競争を促して質の高い業者を育てていく、そのための方針はぜひ必要ではないかと思うんです。

総務部長に伺いますが、東京都は財務局で発注します公共工事に関し、受注機会の増大のための共同企業体に対する建設工事の発注取り扱い要綱というものを持っています。まず、この要綱の目的とするところ、そして内容を説明していただきたいと思います。お願いをします。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　ただいま東京都の財務局の発行しておりますいわゆる取り扱い要領といいますか、これについての目的、内容等の説明をということでございます。

私どももこれについての資料を持っておるわけでございますけれど、目的といたしますところは、いわゆる共同企業体の性格及び目的、いわゆる中小企業あるいは中堅、こういった企業、こういった方に対する共同企業体方式の活用といいますか、こういうふうなことが目的とされまして、この要綱ができているというふうに私は思っているわけでございますが、やり方といたしましては原則として大企業者、中企業者の間で共同企業体を結成させ、工事を受注させることにより業者間、とりわけ中小企業者の受注の機会の増大を図るため、いわゆる工事分配型の共同企業体、こういうふうな性格及び目的でこの要綱がつくられております。

一つのやり方といたしましては、これは建築工事の場合でございますけれど、原則として一件工事につきまして十の共同企業体を指名する。指名に当たっては金額の区分によりまして組み合わせを行っていく。これは一つの第一グループ、あるいは第二グループというものを選びまして十社を選定し、選定通知書を交付していく。選定された二十社、あるいは金額によりましては三十社にわたるわけでございますけれど、このグループ間において二社あるいは三社ずつの共同企業体を任意に結成させる、こういうふうなやり方でございますけれど、このような方法によって中小企業に受注の機会を増大していく、こういうふうな内容のものでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　いま御説明をいただきましたが、要約して言えば小学校の一年生と六年生を一緒にして競争させるというのは無理なわけですから、これを一つにしてまとめてそれぞれできる。一年生には一年生ができる仕事をやってもらう、そういうジョイントの方式を定めたものだと思います。これはやはり地元業者を育成するということで有力な方法だと思います。市

内業者の育成ということを何度言いましても、まず仕事をやらせてもらわなければ業者自身は伸びることは不可能なわけですからこうした大きなＡクラスの仕事でも、この東京都財務局の要綱に従えば、中小業者もどんどん仕事ができるわけです。大手業者と組んで仕事をやれば、その中小業者の長所も遺憾なく発揮できると思いますし、また、そういう機会を与えることによって得意とするところをまたその業者も伸ばしていく、質の高い業者に育っていく、そういうことではないかと思うんです。

市長を初め、市側では常に地元の業者、市内業者を育成するということを言っておられますが、日野市でもこれに準じた、このようなジョイントベンチャーのこれに関する具体的な要綱をぜひ早急につくるべきだと思います。日野市の場合は東京都の基準の、東京都の場合の額の大体三分の一の金額にすればいいのではないかと思います。ですから建設工事、建築工事は一億円以上、道路舗装は四千万以上、それから設備工事は二千万以上、その他千五百万円以上とすればよいのではないかと思うんです。そして、原則として一件の工事について五社から十社ぐらいの共同企業体を指名をする。市長、こういうものをどうお考えになるか。公共下水道の認可が決定されまして大きな事業がふえてまいります。どうしてもジョイントによる方式を取らざるを得なくなる時期がもう来ているわけです。日野市独自のこのような地元商工業者を育てる、振興を図る意味からこの種の要綱をぜひつくっていただきたいと思いますが、市長の前向きのお考えをぜひお聞かせをいただきたいと思います。お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市が発注いたします公共工事につきましては、一方には良質の成果をなるべく安価で上げる。こういう一般的な条件と、それからあわせて地元の産業あるいは業者、この育成にも寄与できる、この二つの関連をどう調整するかというところに判断の基準があるわけであります。

したがいまして、その基準を超えない範囲でと申しましょうか、そういうことでいわゆる企業側の業種でありますとか、規模でありますとか、このものを、大中小というようなこともあるかもしれませんが、いわゆるジョイントベンチャーという異系列に分けて、それの関連づけの上で発注をする。この仕組みにつきましては、一応市としても要綱的な形でそのできる条件は制度化いたしております。これをいかに今後活用するかということになってくると思っておりますので、十分研究をいたしたい。このように考えておるわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　そういう要綱を検討していただけるようないただけないような、ちょっとよくわからないんですが、（「よく聞きなよ」と呼ぶ者あり）その要綱ができる条件が日野市には整っているというのは、どういうことでしょうか。な

にか、そういうものがあるんですか。
○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　ジョイントベンチャーを組む、そういう基準になる要綱はつくってある、こういうことであります。
○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。
○十八番（古賀俊昭君）　ぜひ具体的に、東京都の要綱は非常に示唆に富んだものがあると思いますし、参考になると思うんです。いろいろいま入札の制度、議論もされておりますので、ひとつ市内の業者、ぜひこういうものを喜んでいただけると思いますので、御検討いただいたようでもありますので、ひとつこれからも前向きに取り組んでいただきたいと思います。
　最後に、あと二点だけ聞いておきます。業者の方にとりましては頭の痛い問題に、資金を調達する苦労があります。この資金の確保が早急にできなければ資材も買えない。それから人手も確保できない。いろんな工事に影響する事態が発生をしてくるわけです。そういうことで、前払い保証金制度、これが業者にとって非常に活用されているわけです。業者からの要望も強いと思いますが、以前お聞きしましたところによれば資金繰り等の関係で十分にこれが実施されていないようなことも聞きました。現状はどうなのか、お聞きをいたします。
　それからもう一点これに関連して、これは市長にお聞きしたいと思いますが、土木、建築などの技術者の研修のことです。幾らりっぱな機械がありましても、また、機材を持っていても、やはりりっぱな人材がなければ会社としては有効に機能しないわけです。ですから市内業者を対象にした研修会、そういうものを、たとえば商工会に補助金を出す、そして商工会にそういうことを年に何度かやってもらう、そういうふうな補助金を出してもらえるようなお考えはないかどうか、これは市長に伺っておきたいと思います。いかがでしょうか。お願いします。
○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　産業政策といいましょうか、あるいは技術者の育成研修といいましょうか、そういう制度は東京都にもあると思っておりますので、それらをなるべく活用をさせていただく、あるいは必要があればある程度の援助をしてそういう機会に参加のできる、こういうことを今後の課題に、いまの質問を伺って考えるべきだというふうに感じております。
○議長（石坂勝雄君）　総務部長。
○総務部長（加藤一郎君）　それでは一点目の質問、お答え申し上げます。現状はどうなっているかということでございますけれど、前払い金制度につきましては、日野市に前払い金に関する規則、これが四十年に規則でできているわけでございますけれど、これの昨年度の実施状況でございますけれど、件数として五件、三億二千六百七十万、そのうち規則の中では三〇％以内ということで九千八百二十一万円、これが昨年度の実績でございます。
　この前払い金制度につきましては、手続上の問題がいろいろございますこれは業者の方におきますところの手続の問題でございますけれど、そういう手続の関係からどうしてもめんどうになるということからこれに対する、まあ、私の方としてはいつでもこれを受け入れるわけでございますけれど、その手続上のことから辞退をされているというふうなことも私ども聞いておりますので、そのようにお答え申し上げておきます。
○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。
○十八番（古賀俊昭君）　商工会への補助金は、今年度もたしか百万ほどはふえておりましたが、他市に比べまして日野市はかなり低い数字となっております。同じような人口規模の市を見ましても、日野市よりもっとたくさん出ております。商工会へのそういう補助を、他市に比べて少ないわけですからこういう業者の研修など大変喜んでもらえるものだと思いますから、いま市長は必要があればというようなお答えもありましたので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。
　それから、いま前払い金制度、なにか手続がめんどうなのでというような話がありましたが、大体、そうですね、役所のそういう仕事というのは必ず書類が伴いますし、特にお金がかかわってくる、しかも大金であるということで、もともと手続が簡単なはずはないと思いますので、こういう面でできるだけ市側でもそういう業者の申請なり、事務手続を手伝っていく。これはもう当然のことだと思いますので、手続が繁雑だというようなことは理由にはならないと思います。
　また、この公共事業に関します前払い金制度、地方自治法でもきちんと決められておりまして、日野市のような自治体でありますと四割までは前払いができるようになっておりますので、ぜひこの制度を活用していただいて、業者に対しても利便を与えていただきたい。そういうふうに考えます。
　それから最後になりますが、これは意見の方に入りますが、やはり質の高い業者を育てていくということは単なる育成ということのみではなく、そういう考え方だけではなく、やはり市側も愛情を持って育てていくと同時に鍛えていく、練摩の機会も与えるそういうことが必要だと思います。ですから大きな工事にも市内の中小業者が入れるように、やはり要綱の制定というのはぜひ具体的な措置として必要だと思います。こうしたジョイントに関しますルールをきちんと施策として確立をいただくように重ねてお願いをしまして、この指名入札制に関します私の質問を終わりたいと思います。
○議長（石坂勝雄君）　これをもって一の二、市の行う指名競争入札制に改善すべき点はないかに関する質問を終わります。
　一の三、市職員の違法ストには厳正に対応をについての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○十八番（古賀俊昭君）　去る六月の、今月ですが、三日と四日、期末手当をめぐりまして自治労加盟の市の職員組合が勤務時間内に食い込む違法なストを行いました。この件に関しまして質問をいたします。きょうはその期末手当がくしくも支給される日です。多数の職員の皆さんは地方公務員として誇りと、そして自覚を持ってまじめに働いておられるわけですが、中でみずから法律を守るべき立場にありながら違法な行為が行われたとすれば、やはり法に照らして正しい対応がとられることは市民感情からしても当然のことだと思うんです。

まず最初に、この三日、四日、行われたストの概要について人事当局の対応措置、これらも含めて説明をお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　今月の三日、四日、争議行為でいわゆる夏期一時金の要求獲得、これが主な内容でストが行われた。時間につきましては三日については四十分、四日については二十五分、職場によってはその時間をオーバーしたところもございます。こういうストが行われたわけですが、市側といたしましては六月二日、三日と深夜にわたりましてスト回避に努力をいたしました。委員長に対しましては六月一日付をもちまして警告書を発し、ストに参加する職員に対しましては各所属長を通じまして当日のストに参加しないように周知をお願いしたわけですが、残念なことにただいま申し上げました時間のストに突入してしまった、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　参加者は何名ですか。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　失礼しました。六月三日でございますけれど、参加者数は七百二十七名でございます。これは参加率で申し上げますと五九・五％。それから六月四日でございますけれど、参加者七百三十六名、六〇・二％、そのような状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　警告等をお出しになったんですが、また、未然防止のいろんな対策は講じておられるということなんですが、一向に守られたためしがない。そういうことだと思います。

皆さんもよく御承知のように、地方公務員の争議行為というのは地方公務員法で、法律で明文化規定をして一律に全面禁止されております。この規定が、いわゆる労働基本権を定めた憲法二十八条に違反しないことは最高裁判所の判例でもすでに確立をしているところです。それから争議行為は、この日野市でも白昼堂々と行われておりますが、それらの行為の中にはリボンをつけたりはち巻きをつける、また、腕章等を着用するということも含まれるということ、これも判例できちんと確立をしております。しかし、堂々と行われている。現行の法律では、争議行為を行った首謀者に対しては刑事罰をもって対応するように決められております。また、それ以外の一般の参加者については懲戒処分が設けられているのみで、これは日ごろから服務規律に関して当局が重大な責任を持っておられる。任命権者がこの懲戒処分を与えられてその処分についての権限が市長に与えられている。そういうことなわけです。ですから市長の責任は実に重大だと思います。これらのストライキに厳正に対応がとられていないというのは、全く無責任な私は人事管理ではないかと思うんです。また、そう言われても仕方ないのではないかと思います。

それから先ほど総務部長のお答えでは、参加者に対する賃金カットのことはなかったようですが、ちょっとその辺、お聞きをしたいと思います。どのようになるんですか。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　お答え申し上げます。当然、条例に照らしまして賃金カット、いわゆる減額が行われるわけでございます。今回の例で申し上げますと、本庁関係ですと四十分で終了していますから四十分、三日の場合ですね。四日の場合ですと二十五分でございます。条例の中、あるいは規則の中におきましてこれも取り扱いといいますか、減額の時間というものが明確に規定されているわけでございまして、ただいま申し上げました時間で申し上げますと、一時間五分、こういう数字になるわけでございます。合計いたしますとですね。

したがいまして、このカットにつきましては一時間の賃金をカットする、こういうことでございます。と申し上げますのは、規則の中におきまして三十分、いわゆる一時間未満の端数を生じるときは、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる、こういうふうな規定がございますので、この五分につきましては賃金カットのオーバーしました五分につきましては対象にならない。こういうふうな現在の規定の中からでは、そのようになっておるわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　いま、賃金カットは行われるということですが、これはよく言われますところのノー・ワーク、ノー・ペイの原則に照らして、当然のことだと思うんです。これらは働かなかった時間に対して賃金を支払わないというわけですから、制裁のための処分には当たらない。仮にこれをもし行わなかったとすれば、公金の違法な支出になりますから、住民監査等で出てきても仕方がない。しかし、いま日野市は行っておられるという

ことですので、まあ、これは処分ではない。ノー・ワーク、ノー・ペイの原則にのっとった当然の措置であるということを、念のため強く申し上げておきたいと思います。

市長は三月の議会で、私の一般質問の中でこういう発言がありました。「民主主義という一つの政治のあり方は一番進歩したと思いましょうか、人間がつくってまいりました自治の形態といたしましてすばらしい政治理念というふうに私どもは思うわけであります」と言っております。市長は「民主主義」ということを大変愛しておられるようでありまして、民主主義という言葉に、まあ、酔っておられるというのは悪いですが、非常にたくさんお使いになる。私の答弁の中でも実に十一回、民主主義という言葉をお使いになりました。

また、次のようにも言っております。「法治国だから、もちろん法律は守るべきだと思う」、こういうふうにも言っておられます。私もこの件に関しては全く市長に同感であります。しかし、それならばおよそこの民主主義の国において明らかに法を犯しながら何らの処分も受けないことがある。そういうことは絶対あってはいけない。そういうふうに私は思うんです。

市長、この点についてそういうことをおっしゃったわけですが、確認をしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地方公務員の争議行為が禁止されていることは根拠のあることでありまして、私どもも大変遺憾に存じております。

したがいまして、その争議行為がいま言われているところの民主主義だというようなことは全く無関係だといわざるを得ません。そして、もちろん法治国という法律にのっとって一つの規範があるわけでありますから、これを求めることは責任者としての当然の立場だ、こう考えております。そういう見解に立ちまして、こういう問題の処理を適正に果たしていくということは、これまた市民の信頼を得るために必要なことだというふうに考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　違法な行為を行えばそれに伴って何らかの制裁を受けるというのは、社会秩序を保持する意味からも当然のルールだと思いますが、市長はそのことに関しては御異議ありませんか。民主主義とは無関係と、いま伺った……。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　おっしゃられたとおりでありまして、異論はありません。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　異論がないということですので、民主主義のそういう社会秩序を守るルールといのうはお認めになるわけです。そういう最低の決められたルールを守らない人たち、

つまり違法ストに参加をした人たちが遺憾に思うということは市長はいまおっしゃっているんですが、何らの処分も与えられていない。どういう心理なのか私には理解できません。市長が本当に民主主義という制度の価値をお認めになるなら、それを形でもってまず示していただきたい。そう思うんです。私はですから違法ストをよくない、遺憾に思うという立場は明らかにされながら、しかしその対応はされていない。ちょっとわからないわけです。その市長の態度を明らかにする方法は、私はただ一つだと思うんです。法治国において法を守らない、そういう人たちはきちんと市長の名において、市長の名でもって厳格に処置を行う、そういうことではないかと思います。市長は今回の六月三日、四日行われましたストに対して速やかに適正な措置をお取りになるお考えがあるかどうか、具体的にお聞かせをいただきたいと思います。六月三日、四日のストの件に関してだけで結構です。（「いい質問だ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　主張の仕方の適切でないということを十分知らせるような、そういう指導をいままで行ってまいっておりますが、これをもっと厳しくやろう、このような考え方でおります。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　懲戒処分も含めてというふうにも取れますし……（笑声）。先ほど申しましたように、一般参加者に対しては懲戒処分が行われるということを法律は想定をして、人事の管理責任者である市長にその懲戒権をゆだねているわけですから、これが正しく適用されない、ルールを守らなかった人たちに対して対処できないということでありますと、やはり管理責任の、そういう人事管理の回避ではないかと思うんです。いままで警告や、そういう申し入れが一切守られたためしがない。全国的な傾向でもありますが、特に地方自治体ではこういう違法ストが繰り返される。スト権の認められている民間企業においてさえ、現在は話し合いによる解決方法がほぼ定着してまいりましてストは減少の傾向にありますし、現に今回の春闘に際しましても民間

のストライキというのは非常に少なかったわけです。
しかし、公務員のみがこういう違法なストライキを絶えず、特に地方公務員においては繰り返す。これはやはりそういう管理責任者の重大な責任回避、そういうものがあるといわれても仕方ないと思うんです。いま言われました市長の考え方、私なりに解釈させてもらえれば、苦しい立場はあるかもわからないけれども、しかしそれを厳格に行うというのが市長の明らかな立場であるわけです。ですから、それを私、心からお願いをしておきたいと思います。そうしませんと、まじめにそうしたストライキにも参加しないで法律を守り、公務員としての自覚、そういうものを持って職場で働いておられる人たちに対してもはなはだ平等を欠く、そういうことになると思うからです。
市長、それから御承知かと思いますが、職員組合の事務所のベランダに組合の大きな旗が立っております。私は何が書いてあるかは知りませんが、そのほか横断幕も張り出されております。これらの掲示には庁舎の管理規則、これによりますと許可が必要だと明記をしてあるんですが、許可を得たものかどうか。それをお聞きしておきますが、これはあくまで仮の話ですが、たとえば私どもが、新政会ですが、新政会の控え室の窓から私たちが何か印になるような旗か何かをベランダで出したいということを申し出れば、それが許されるのかということです。許可されるかということであります。ですから庁舎管理規則、どのように運用されて

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。
○総務部長（加藤一郎君）　お答え申し上げます。ただいま御指摘がございましたが、その管理規則におきますところの許可におきましては届けはされておりません。以上でございます。
（「ビラはどうですか」と呼ぶ者あり）
ビラにつきましても、許可は得ておりません。このような行為

いるのか。私は許可を得ていないんではないか、そういうふうに思うわけですが、これもまたルールが守られていない一つの実態ではないかと思うんです。話は複雑なようですが、しごく簡単なことだと思うんです。庁舎は市民のものでありますから組合のものでも、それからわれわれ議員のものでもないわけです。当然、市長のものでもありません。ですからこの認識を持てば何でもないことだと思います。すべてが変わってまいります。庁舎もきれいになると思うんです。
庁舎の管理規則が守られていないもう一つの例が、傍聴や市役所にお見えになる方も御存じだと思いますが、市役所の壁や柱に自治労のビラがあちこちに張ってあります。これらは組合の掲示板に張るべきでありますから、明らかに管理規則、これも違反です。もし管理規則に照らして申し出があって認めたものであればそうではないんですが、多分そのような手続は取られてないんではないかと思います。違いますでしょうか。総務部長に先ほどの旗の件も含めてお尋ねをします。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。
○総務部長（加藤一郎君）　そのようには思ってないわけでございます。（笑声）
それで、先ほどちょっと言葉が足りませんでしたけれど、警告をするということばかりではなくて、当然それにはいつまでに撤去する、事前の通告としては警告いたしますし、いつまでには取っ

違法であるということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。
○十八番（古賀俊昭君）　違法が堂々と白昼まかり通っている。（「恥ずかしいから憲法の幕を下ろせ」と呼ぶ者あり）そういう、先ほど言いましたように庁舎は組合のものでもないし、議員のものでもありませんし、市長のものでもない。やはり市民の共通の持ち物ですから、それを違反した形で使い続ける。警告をするけれども守られない。理解に苦しむわけです。今回、いまもビラがあちこちに張ってありますが、また警告をされるのかどうか。もし、されることをある程度予測をして、完全に予測をしておられるかもわかりませんが、ただそれを出し続ける。なにかの一つ覚えみたいにやっていかれる。責任者として、これは市長も入ると思いますが、無責任ではないかと思うんです。こういうものは庁舎に関係ある人は、たとえば私どもがなにかビラを張りたいと思う場合は、廊下に勝手に張っても警告を受けるだけで、別に張り出しても構わないということですか。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。
○総務部長（加藤一郎君）　ただいまの庁舎管理規定の中では罰則等はございませんけれど、前段で話がございましたいわゆる地公法三十七条におきます争議行為の禁止、これのような中に該当するものと思っております。そういう意味におきましては

につきましては再三、先ほどもちょっと警告のこと等で申し上げましたけれど、私どもの方といたしましては庁舎管理規則に違反するというようなことから、文書あるいは口頭をもちまして再三の注意は行っているところでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。
○十八番（古賀俊昭君）　これも再三注意をしておられるそうですが、やはりそういうルール違反、管理規則違反が行われている。口で民主主義や平和やいろんなことを唱えて積極的に運動なさる方でも、こうした自分たちのまず身の回りのルールを守らない。そしてこの庁舎をあたかも自分たちの専有物であるかのごとく、そういうものを無断で掲示をされる。許可を出せばいいものを、出さない。そういうことが行われているわけです。そういう警告なり申し入れをして、それに対する明確な組合側に対応がない場合、いわゆる撤去等の対応がない場合は、強制的ななにか手続は取れないのか。ただ言いっ放しというんじゃ余りにも無責任だし、お粗末だと思うんです。どうでしょうか。（「そのとおり」、「しっかりしろ、総務部長」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。
○総務部長（加藤一郎君）　ただいまの庁舎管理規定の中では罰則等はございませんけれど、前段で話がございましたいわゆる地公法三十七条におきます争議行為の禁止、これのような中に該当するものと思っております。そういう意味におきましては

てください。取らなかった場合には当然こちらで取りますということで、そういう撤去したこともございます。ですから、そういう方向で今後も進めていきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　では、いま張られておりますビラは、撤去を総務部長の手でされるわけですか。

それから、先ほどの旗の問題も許可が出されていない、許可を得ていない、申請が出されていないので許可を出していないということですから、違反です。この撤去も組合に対して申し入れるんですか。重ねてお聞きをします。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　過去にもそういうふうに文書あるいは口頭でお願いしてるわけでございます。今回につきましても御質問がございましたので、そのように撤去の申し入れをいたしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　申し入れが無視されないように心から願っておきます。

私たちが選挙をやる場合もそうですが、たとえばポスター等が違法な形で出されるというようなことがたまたまあれば、警告を受ける。そして撤去をする。みんな、当選した議員の方もそうですが、やっているわけです。それはルールだからそうやっているわけです。それらのルールを、少なくとも市庁舎に勤める職員が市庁舎の管理規則を守れない。言語道断のことだと思うんです。それを放置しながら長年、この庁舎ができてもうずいぶんたちますが、旧庁舎のころからそうじゃないかと思うんですが、一向に改められない。やはりこういうことに関して名案を出すのも仕事のうちの一つですから、ただ言いっ放しではなくて、いまビラと旗については今回、警告を出すということですので、その警告の成功を心から祈っておきたいと思います。

それから最後に、市長にお聞きをします。このような、いまお聞きになったような実態をどう思われるかということです。ルールを守るというのが法治国の、特に民主主義国家の基本だと思うんです。市長の、先ほど申しましたようにお好きな民主主義が市長のひざ元で泣いていると思います。感想を聞かせていただくようお願いします。

それと、庁舎管理規則のことについても何か御意見があればお聞かせください。お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　社会通念というものがいろいろございます。社会通念も一つの民主主義のルールということもあるわけであります。したがって、みずから一定の規範を基準として対処することはもちろんでありますが、また、言われますところの労使協調といいますか、話し合いということも大変信頼関係

を深める意味で必要であります。そういう努力がむしろ私の方に欠けているかもしれません。そういうことを反省しながら、今後努力をしたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　努力をされるということで、やっぱり一定の規範があるわけですからそれを守っていただく。当たり前のことだと思うんですが、労使関係の協調ということとはまた全く別のこれは次元の話だと思います。

いま、お聞きしていると、なにか市長が組合に対してきちんとしたことが言えない弱みでもあるのではないかと思えてなりません。市長に勇気を出していただいて、言うべきことは言っていく。そうしなければ市政への、先ほど市長も言われました、使われました言葉、信頼、これが得られないということだと思うんです。まじめに仕事に取り組んでいる職員の皆さんの信頼も減少するのではないかと思います。職員の活性化ということが最近よく公務員の問題に関して言われておりますが、この職員の活性化ということもこういうルール無視が市役所の中で堂々と通っているということでは、なかなかむずかしい。そういうことじゃないかと思います。

先ごろ、私はテレビを見ておりましたら、英国放送でつくりました「文明」というシリーズの番組がありました。その結びでK・クラークという人が「他の何よりも一つの文明の息の根をとめかねないのは信頼の欠落である」と指摘しました。この言葉を市長に贈りまして、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって一の三、市職員の違法ストには厳正に対応をに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時三十分休憩
午後　一時　六分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

二の一、シビル・ミニマムの策定について問うについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔二番議員登壇〕

○二番（福島敏雄君）　それでは、シビル・ミニマムの策定についてと題しまして質問させていただきます。

シビル・ミニマムにつきましては、近代都市がそこの住民のために当然備えていなければいけない生活の最低基準、こういうふうに定義をされているようであります。

私はこの三カ月間、議員としての立場で市民と行政のパイプ役になるべく努力を続けてまいりましたが、改めて市民のニーズの

多様さと、行政に対する期待の大きさを知ったわけでございます。まず、市民のニーズについていえば「揺りかごから墓場まで」、いわゆるライフ・ステージ、ライフ・サイクルから端を発したもろもろの要望を市政に対してのみならず、政治、行政に持っているのであります。この、人の一生を通じて発生する市民要望を大きな幹とすれば、この幹に関連して住宅、道路、交通、自然、環境、文化などの枝が複雑に絡み合って出てきているのが現在の市民のニーズ、要望であろうと思います。

そして、市民それぞれは税負担の重さ、いわゆる重税感を強く持っております。自分のこの程度のささいな要求はすぐ解決してくれないのはおかしいとさえ思っているのではないかというふうに感じる面もあるわけであります。自分たちの納めた税金がどのように使われているか。多くの市民はその詳細を知るすべはありません。自分の要望が市政に反映されないときは、重税感と不信感だけが残る結果になっているように思います。

したがって財源の有効活用による市民要望の早期解決こそ市長以下職員のすべてと、私たち議会に課せられた大きな課題であると肝に命じるところでございます。そして、そのためには何をどうすべきかを真剣に考え、市民にその答えを示すべきときが来ていると思います。私はそれの大綱を示したのが基本構想であると思いますが、市民の期待しているのは、むしろその基本構想にうたわれているそれぞれの政策はどの水準に、いつまでにやろうとしているのか、ここに注目をしていると考えるわけでございます。

以上の観点に立ちまして、ごく身近な問題につきましてまず現在の政策決定基準につきまして幾つかを質問し、その討論を通じまして問題点を明らかにすることによって、これから策定していきます長期計画、短、中期計画の立案に当たって考慮していただきたい事柄を要望してまいりたいというふうに考えております。

それでは、具体的な質問に入りますけれども、質問の第一点目は街路灯の設置基準でございます。きのうも若干論議はありましたようですけれども、五十七年度予算では水銀灯百灯、蛍光灯二百灯を計上をしておりますけれども、どういう基準でこれを設置していこうとしているのかという、その設置の基準がありましたらお聞きをいたします。

さらに、そういう基準をもとに日野市全域であと何灯ぐらいあれば街路灯については満足するというふうに考えておられるのか。その辺のところを、まず一点目にお聞きをいたします。

二点目は、これも似たような話ですけれども、カーブミラーの設置についてでございます。これも昭和五十七年度予算で五十本設置することになっておりますけれども、このミラーを設置する基準がありましたら、説明をお願いをしたいと思います。

さらに、先ほどと同じように、交通安全上あとどのくらいカーブミラーを必要だというふうに把握されているかどうか。この二点、交通問題に、あるいは街路灯、身近な問題ですけれども、そ

の基準と、さらに必要な絶対量についてお調べがついておりましたら、お聞きをしたいと思います。

三番目の質問は、若干中身が違いますけれども、保育園入園希望者の保留児解消策についてでございます。まず、現在時点におきます保留児はどのくらいの数になっておられるか。

それから、その保留児を担当の部署といたしましては解消に向けて努力をしているとは思いますけれども、どのような考え方、あるいはポリシーを持ってこの保留児について解消する考え方があるか。この辺につきまして、冒頭三点、まず質問をさせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、ただいまの御質問の第一点と第二点目につきまして、あわせてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、街路灯の設置基準ないしはカーブミラーの設置基準でございますけれども、これにつきましては明確な設置基準というものは、現在、持ち合わせがございません。ただ、やはり市民要望あるいは道路状況の実態調査、ないしは交通安全上の問題として警察署からの必要個所への要請、これらを踏まえまして単年度予算の中で計画的に取り組んでおるというようなことでございまして、幾つ必要かというようなそういう市域全体の要求量がいま幾つぐらいあるかというふうなことにつきましては、現実的にとらえた中ではやはり単年度の中で概略把握をいたしまして、それを予算の中に反映をさせていただくということで設置をいたしておるのが実態でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　保留児の数の御質問でございますが、六月一日現在、百三十九人おります。年齢別に申し上げますとゼロ歳児が十二人、一歳児三十四人、二歳児二十八人、三歳児四十人、四歳児十七人、五歳児八人でございます。それで、この内容を見ますとそのほとんどが三歳未満児となっておりまして、保育所では施設の規模によりまして各年齢ごとに定数が定めてありますが、最近、三歳未満児に保育需要が増加しておりまして、その結果、これが低年齢児層に保留者が多く出ているわけでございます。

それで、この解決策でございますが、技本的には保育所の増設新設、こういうことになろうかと思います。しかし、近年、全国的に見られます出生率の低下現象、それから日野市におきましても措置率が昨年の八〇％から本年は八六％に高まっております。そういったような状況にございますので、現在のところ具体的な保育所の新設計画はございません。しかしながら、既存の保育園の改築等の機会に低年齢児層の措置定数を増加するとか、それから民間の保育所の充実、未認可保育所、家庭福祉員の制度、そう

いったことを利用していただくほかに、もちろん保育所というのは自治体が責任を持ってやらなければいけませんが、事業所の御協力などをいただきまして、事業所の中に事業所内保育所などが開設できますれば、この解消に大変大きな力になるんではなかろうかと考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　いま、それぞれ答弁をいただきましたんですが、再質問という形は、前の二つにつきましてはこれで終わりにさせていただきますが、保育園の方の関連でシビル・ミニマム的な発想として、たとえばいま現在、相当入園するための基準があるように聞いておりますけれども、これは確かに大変厳しい環境の人が申し込まれたというようなときには、いま、ここ満杯になっておりますけれども、そういう人たちに対しては、具体的にはどういうような対応を担当部署ではとられているんでしょうか。説明をいただきます。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　措置基準というのがございまして、保育が一〇〇％欠けているものは指数一〇と申しまして、この指数の高い方から順次措置をしてまいるわけでございますけれども、四月の時点で保育所の定員いっぱいを入れておりますので、四月以降の方につきましては空きが出るまでお待ちいただかなければならない。これが現状でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　いま、三点にわたります質問は、これからのシビル・ミニマムに対する考え方を引き出すための討論でございますので深入りはいたしませんけれども、いまお聞きいただきましたように特に身近な問題であります。それで、市民の方が直接役所の担当者と話し合いをする機会の多い問題だというふうに考えます。それだけに実態の把握と政策基準の確立が、私は不可決であると考えますが、いま、それぞれ答弁をいただきましたが、必ずしも行政としてはここの水準まで到達をすべきだという方針があった上でのいろいろな予算の計上その他が必ずしもなされていないように、いまの答弁で私は感じたわけでございます。

　いろいろ実態調査、こういったようなものにつきましては手間暇かかることも多いとは思いますけれども、やはり市民要望が出てくる前に、要するに市役所の担当部、課、係がそれぞれの到達すべき基準をつくっていくということについては、行政の進め方として市民要望を聞くということと、それに基づく最低基準、到達基準をつくっていくということはセットのこととして考えていく必要があるんではないかというふうに考えますので、以下、市長にお聞きをいたしたいと思います。

　質問は、第二次基本構想、今定例会で審議をされるわけでございますけれども、これにつきます長期計画のあり方につきましては昨日も議論があったところでございますけれども、蒸し返すようになるかもしれませんが、いつまでにどのような方法でつくり上げられようとしておるのか。この辺につきまして、まず御質問をいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　基本構想の中にも、基本構想、それから基本計画、それから単年度計画、短期計画といいますか、こういうお互いの連動性をつけながらやっていくというふうに申し上げておるわけでありまして、早い時点、つまり十年前にできております総合的基本計画というものもございますし、それからその後、おおむね三年程度を想定いたしました中期的公共事業の計画もございます。それから年々上がってくる市民要求にのっとって、そうしてその中にまた片りんするものも当然数多いわけでありまして、作業といたしましてのごく一般的な手法は、担当いたしますそれぞれの組織がもう一遍具体的なものを挙げていく。それをまた調整をとりながら一定の計画をつくっていく。もちろんその中にもまた市民参加の手法をはさむ。こういうことが私はことしの、つまり基本構想に望みます考え方だというふうに考えております。

　それから、内部資料という意味が濃いわけでありますが、都からも公共施設三年計画というふうなものを毎年提出をすることになっておりますので、それらがいわゆる内部の資料である。こういう関連性がございます。

　それから八月時点からの一つのサマーレビュー的な庁内の意見交換、それから始まりましてだんだん予算化、こういうふうな手順を経てまいるわけでありまして、それらを有機的に、しかもこのときの大きい課題というものを中心に置きまして、そうして最大限歳入あるいは財政運営を展望いたしながらやっていくというこういう事情にございます。したがって、作業は日常的なものであるというふうにお考えいただきたいと思うわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　いま、市長の方から御答弁をいただきましたんですけれども、もう少し聞きたいことがありますのでお答えをいただきたいと思います。

　私は長期計画につきましては、先ほど申し上げましたように近代都市がそこの住民のために当然備えていなければいけない生活の最低基準、いわゆるシビル・ミニマムそのものだというふうに考えておるわけですけれども、これは私の考えが誤りかどうか、これも市長にお伺いしたい。

　要するに、長期計画はシビル・ミニマムと私はほぼイコールではないかというふうに考えますので、その辺の御見解をいただきたいということであります。

　それから、いま市長の御答弁の中にも一部、組織におきます政策決定のあり方、これにつきまして答弁をいただいたわけであり

ますけれども、シビル・ミニマムにつきましては行政の最小単位ごとに設定をされて、それぞれの係、課、部の到達目標ができることになると思います。

したがいまして、ここで問題なのはそれぞれの部署で積み上げられたものは財政との整合性がかなり必要になるわけでございまして、何を最優先させるのか。あるいは順位づけをどうするのか。これは最終的には市長の意思が大きくなることは明らかだとは思いますけれども、行政のプロであります職員がつくり上げられたそれぞれの到達目標、こういったようなものはいまの市庁舎の中におきますすり合わせ、あるいは方向づけ、こういったようなものはどの辺で実際に行われているんでしょうか。その辺につきましての御質問をしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　シビル・ミニマムの策定ということにつきましては、福祉施策、それから教育的施策、あるいは市民生活の生活環境的な施策、いろいろ考えられるわけでありますが、一つの例にとられました、たとえば街路灯のシビル・ミニマムというものは市内をメッシュに切って、それで何か照明をするといったような意味ではないわけでありまして、やっぱり街路の照明はもちろん一応できております。ただ、もっと生活の周辺に私道でありますとか、なかなか立てることの困難なところにまた必要であるという、そういう住民要望が私はやっぱり一つの基準である。暗いところを全部照らせということも考えられなくはないんですけれど、日野市におきましては相当街路灯等は普及しているわけであります。そのうちにまた新しい宅地集団ができたとか、そういうことをきっかけに路線路線がまた一つの役目を担っていくわけでありまして、そういうあらかじめ、もちろん原則的な基準は成り立つわけでありますけれど、その原則的な基準はすでに一応整っていると思いますし、それにまた追加していく、あるいは密度を高めていく、こういうことがいわゆるシビル・ミニマムをより高める、そういう手だてになっている、このように考えておるわけでありまして各組織すべて情報をそれぞれ持っておるわけでありまして、すり合わせということにつきましては、これは内部の、たとえば私道に立てる際にはそれなりの許可も取らなきゃなりませんし、それらの調整ができて初めて要望にこたえられていく。こういうようなことが現実の姿だというふうにお答えをする次第であります。

ですから、シビル・ミニマムの策定ということの、特に保育園の保育児に対します基準なんていうものは、これはもちろん措置係数という形で基準ができておりますが、むしろいろんな思考の中から、いろんな配慮の中から、いろんな配慮の中から、あるいは市民要求、市民の意見の中から生きた形で策定をしていくべきものだ、このように言えるかと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　確かにこの種の質問は考え方のあれですから、それと質問の仕方も新人で大変つたなくということであれでございますので、私なりにここで要望を申し上げまして締めくくりさせていただきたいと思います。

新人の私がこのような質問をしましたのは、市民に不便があったら早く取り除いてやり、本当に日野に住んでよかったと思われる血の通った思いやりと連帯感、公平感のある日野市実現を望むからでございます。市民要望は時としてエゴに近いものもあるかもしれません。しかし、政策なり基準なりを示して説明をしなければ理解は得られないと考えます。シビル・ミニマム、この言葉はどうでも構いませんが、ぜひそれぞれの課、係で将来を展望した具体的な計画、到達目標、これを立案されることと、庁内の政策論議がますます活発になることを望むわけでございます。

そして、その結果として五十八年度以降の予算編成に生かしていただきますよう格段の御努力をお願いをする次第でございます。

以上をもちまして第一点の質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって二の一、シビル・ミニマムの策定について問うに関する質問を終わります。

二の二、豊田駅北口周辺の安全対策について問うについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○二番（福島敏雄君）　それでは第二点の質問でございますけれども、豊田駅北口周辺の交通安全対策につきまして質問と要望を含めた形でさせていただきます。

豊田駅北口周辺の交通安全対策につきましては、強い住民要望を踏まえて三点質問をいたします。

質問の第一は、自転車の対策でございます。駅前商店街の歩道の上、それから駅前から立正佼正会に向かう道路上に多数の自転車が置かれておりまして、歩行者がかなり危険な目に遭っているのは皆様方御承知のとおりだと思います。

そこで質問でございますが、自転車対策ということで総合的に問えばいいんでしょうけれども、この際、豊田駅北口一帯の自転車について対策を練られた経過があるかどうかということと、その練られた対策がありましたらお聞かせをいただきたいということが質問の一点です。

それから二点目は、都営住宅用地が北口の前にあるわけですけれども、いま、これがさら地になっておりまして建てかえが目前な状態であります。それで、その都営住宅用地につきまして都に対して自転車置き場についての要望、申し入れをした経過があるかどうかということと、あの都営住宅の建設予定並びに計画の大綱、要するにコミュニティーのセンター、そういったようなものを含めまして定期計画の大綱につきましてお聞きをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、第一点目の豊田駅

北口の自転車対策につきましてお答え申し上げます。

一般的には市全域を含めましてまず第一の条件としては駐車場の整備、駐車場の確保ということが挙げられるわけでございますけれども、豊田駅につきましては現在二・二・六号線の跨線橋の下に二カ所、それからいま御質問のございました都営住宅の建設予定地と路線との間の鉄道用地に一カ所ということで、会計三カ所の自転車置き場が設置されておるわけでございますけれども、実態といたしましては駅を中心といたしまして放置状態というのが実態でございまして、できるだけ駐車場をふやすということで努力はいたしておるわけでございますけれども、幸い都営住宅の建設予定もございますので、これに関連いたしまして私の方も自転車置き場の確保という点では都と折衝を重ねておりまして、窓口としては企画課になっておりますけれども、自転車置き場の確保という点については努力をいたしておるわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　多摩平の都営住宅の建てかえの状況でございますけれども、建てかえ戸数は八十二戸予定しております。建物の概要なんですが、公営一種住宅ということでございまして、七階建ての計画のようでございます。

この建物につきましては、建てかえのための拠点といたしたい、今後の建てかえの拠点といたしたい、今後の建てかえのための拠点といたしたいという東京都の計画のようでございます。着工予定が本年の十月上旬ごろには行いたい。完成は五十九年の三月末日の予定というようなことでございます。

それから、御質問のコミュニティーセンターの件なんですが、あの地区には中規模のコミュニティーセンターを要望をしていきたいということで、少なくとも四百平米から五百平米ぐらいのものを要望していきたいということで、この件につきましてはただいま都の住宅局の方と折衝中でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　私の質問のねらいが交通安全対策でございますから、計画の大綱につきましてはいまの答弁でいいわけですけれども、質問の中身であります、あの中に自転車置き場が何台ぐらい収容のスペースの置き場ができるのかどうか、この辺のところを質問させていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　住宅局の方との折衝の中で、都営住宅用地の中にいわゆる公道が入っているわけでございます。この公道のつけかえを周囲にいたしたいという計画でございます。そのつけかえの道路の中で、中央線側に沿って東西に幅四メートルの歩道を設ける。それで、この歩道のうち半分の約二メートルについては市の方でどのように使っていただいても結構でございますというお話でございます。

したがいまして、この歩道のうちの半分の二メートルの部分について自転車置き場として市の方でも使用したいというふうな計画でございます。ただ、何台ぐらい収容できるかというようなことなんですが、現在詳しく計算はいたしておりませんので、はっきりいたしません。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　具体的に答弁いただきまして、たしか四メートルの歩道を二メートル市の方で使うということのようですが、さらにそういう面でいけば国鉄用地の側の方も整理しておけるということになりますので、相当駐車できる、能力アップということになると思いますが、いまは南側の方を聞かれましたけれども、東側と西側はどんなふうなあんばいになるんでしょう。

○議長（石坂勝雄君）　企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　ただいまのところ住宅局と折衝中でございますが、南側、できましたら若干建物の配置の関係上、西側の方に若干余裕がございます。したがいまして、西側の方のつけかえ道路部分についても若干建物等をセット・バックしないでも二メートルぐらいの幅が取れるというふうなことで、協議の中で、できましたら西側の方についても自転車用地として使わせてほしいというふうなことにつきましては、東京都の方に申し出をしてございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　わかりました。特に要望申し上げますが、西側、立正佼成会側、あすこの道路にも自転車はいっぱいでございます、現在。したがいまして、いま二メートルほどの歩道を都に要望中ということでございますが、できるだけあそこに二メートルの歩道が外から、歩道といえば外から入れると思いますけれども、ぜひつくっていただきますように要望をしたいと思います。

それで欲の深いあれになりますけれども、東側の方につきましてもできればそういう歩道をつくっていただくということの要望お願いをしたいと思います。

こうやってみますと、南と東と西が全部自転車に埋まってその中に都営住宅七階建てが建つというような感じになっちゃうかもしれませんけれども、現在、歩行者が、特に光の家の方などもおられますし、やはり基本構想にもうたわれておりますけれども、人間尊重といいますか、人間優先といいますか、こういったような理念を交通安全対策上に貫くとすれば、少しのかっこうの悪さはやむを得ないと思いますので、ぜひその辺のところをスペースの確保につきまして要望を申し上げたいと思います。

交通安全対策の二つ目でございますが、豊田駅北口の前を東西に走ります市道多摩平幹線一号線という道路でございますが、あそこには自転車専用レーンが両サイドにございます。しかしなが

ら駐車している車が大変多くなっておりまして、特に休日には自転車の通行が困難であります。自転車専用レーンというのは名ばかりで、自転車が車道を走っているということになるわけでございます。大変危険でございまして警察ではミニパトカーで呼びかけをしているようでございますが、私はそれには限度があると考えるわけでございます。

というのは、北口周辺は市内最大の商業地域でありますし、市内循環バスが走っていないというようなことも重なって、マイカーによる買い物が非常に多いわけでございます。したがって、取り締まりを強化するだけでは最終的な解決にはならないと思います。これまた基本構想で揚げております。くどいようですけれども人間優先、人間尊重の一つの理念と、魅力ある商業というもう一方の理念をともに生かした解決策、これがなければならないというふうに考えるわけでございます。

したがいまして、以上のような考え方に立って自転車専用レーンが現在、特に休日には長い駐車場というようなかっこうになっておることに対しまして、いかなる見解をお持ちなのか。お聞きをいたしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは自転車専用レーンの確保ということでお尋ねがございましたので、お答え申し上げたいと思います。

御存じのように、御要望の多摩平幹線一号につきましては豊田の駅の北口から真っすぐ国道二十号線まで都道二百三十五号線とクロスをいたしまして、これらのクロスの基点を中心といたしました道路状況につきましては、御指摘のとおり放置自転車あるいは商店の有形の車、それらが大げさに申し上げますと常時駐車しているというふうな状況で、大変自転車レーンの設置につきましても問題になる点が多いわけでございますけれども、自転車の通行の安全を図るというふうな点から申し上げますと、当然、自転車レーンの確保はしていかなくてはならないというふうに考えておりますので、都道につきましては都道の関係でございますので南建の方の道路管理者、あるいはまた交通安全上の取り締まりというふうな点では所管の日野警察署もございますので、日野警察署、それからまた地元の商店会等の強力な御協力という点もなければ実現できないというふうに考えておりますので、これらの関係機関等とも十分協議をいたしながら、御要望にこたえられるような形で検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　いま、建設部長の答弁をいただいたわけですけれども、質問の前にあえて二つの理念を申し上げたわけでございます。やっぱり人間優先という理念と、魅力ある商業、こういう理念があると思うんです。あそこにあんまり取り締まりだけを厳しくしては、やはり買い物客というものの集まり方

も少ないということになるわけでございまして、私は取り締まりを強化してほしいというふうな質問に流れないように極力配慮したつもりでございますので、そういうことを御理解を賜っておきたいと思います。そういう意味で、要望という形で申し上げますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。二点申し上げます。

この間、五月、初めて建設委員会で行政視察をさせていただきましたが、徳島、高松、両市でございました。この中では市営なり県営なりの駐車場というようなものが、町のスケールも違うかもしれませんけれども、市の中で有効に機能をしていたように私は見受けて、帰ってまいりました。これが日野市に即当てはまるというようなことにつきましては、用地の問題、そういったようなことでむずかしい面があるのかもしれませんけれども、やはり将来を展望してあそこは商店が発展すれば発展するほど現在の中ではそういう交通の面ではますます環境が悪くなるということを考えますと、商業の発展と交通のルールの確立といいますか、そういった面から考えて、やはり市営駐車場にするのか、あるいは民間が建てればいいのか、その辺はよくわかりませんけれども、先ほどの答弁の中で商店街との話し合いというものも答弁の中に含まれていたように思いますので、ぜひそういった形で解決をしていただくように要望をしたいと思います。

それから要望の二点目でございますが、あの地域の周辺の駐車ということにつきましては、先ほど指摘をした道路以外に枝線と

いいますか、細い道路の中にもかなり駐車がされております。それで、住民の要望がありましたので見に行きましたところ、中には、全部とは言いませんけれども、朝、見たナンバーの車が夕方もそのままあるというような具体的な事例もあるわけでございまして、あの辺、交通標識という面で、駐車禁止というような標識はあるわけですけれども、それがドライバーの皆さん方にはなかなか目につかないような形で標識も立てられておるというふうに私は思うわけです。

したがいまして、あの一帯の交通標識につきましてもぜひ警察との連携をとられる中で整備を進めていただきたいというふうに思うわけであります。要するに、運転者の交通安全教育、こういったようなものも必要だと思いますので、あすこを駐車場がわりにして出勤されるというような人がいては困ると思いますので、そういうような方々が出ないような一歩でも進んだ標識の設置、こういったようなものをお願いを申し上げたいと思います。

質問の仕方がちょっと申しわけないと思いますが、交通安全対策の中の三番目でございますが、これは北口のタクシー乗り場の屋根の設置についてであります。この質問には、質問の背景といたしまして住民から見て不公平感を与える行政は極力なくしてほしいと願いを込めていることにつきまして、まず御理解を賜りたいと思います。

タクシーは、もちろん雨の日の利用が多いのが当然であります

けれども、北口には現在、屋根がございません。日野駅には新たに設置されました。聞くところによりますと、豊田の南口には設置をされるというふうに聞いております。そこで、あの辺から見ますとタクシー乗り場の屋根につきまして、市はいかなる方針を持っておられるのか。できるだけつけていこうとしているのか、つけられないところはしょうがないのかというような方針についてお聞きをしたいということと、北口のタクシー乗り場についてはいかなる理由で設置をできないのかということについて、二点質問をいたします。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それではタクシー乗り場の屋根の設置ということで御質問がございましたのでお答え申し上げますけれども、確かに先ほどお話にございました都道二百三十五号線の都道関係になるわけでございますけれども、その都道の歩道の部分に、道路部分にタクシーを待つ市民の方たちが雨の日などたくさん列をなしておりますし、私も過去三年ほどあすこを利用いたしておりましたので、その実態は十分把握しておるわけでございまして、やはりお尋ねの第一点のつくっていく考えかどうかという点につきましては、つくる必要性を十分感じております。

したがいまして、過去におきましても都の方に要請をした経過がございまして、まだ実現に至っておりません。東京都の道路占用許可基準並びに道路専有物権の配置基準というのがございまして、これに照らし合わせまして取り扱われるというふうになりますので、なかなか問題もあるわけでございますけれども、今後、占用許可要望につきましては、再度、許可基準そのものの改正を要請いたしながら、実現できるような形で努力していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　前向きな答弁をいただきまして大変ありがたいと思うんですが、都の基準を直すといいますか、そういったようなことについては相当困難が予想されることなんでしょうか。いまの答弁で私が住民の人に、建設部長はこういう答弁だったんですからそのうちつくでしょうというふうに答えた方がいいのか。どちらなんでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　都の基準を申し上げたわけでございますけれども、路線バスの関係につきましては路上に屋根をつくるというようなことで建設省からの基準もあるようでございます。そういう関係もございますので、確かにむずかしい面もあろうかと思いますけれども、まだ私も日が浅いもんですからこの問題について具体的に取り組んだ事例がございません。

したがいまして、必要性を強調しながら私ども日野市だけの問題でもないようだというふうに判断もされますので、改正につきましては都の方に強力に要請をしていくということを考えております。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　この質問の冒頭にも申し上げましたように、豊田の南口にはできるという話を聞いております。これは国鉄用地ということでできるというふうに私は聞いているわけです。北口がいま聞きますと都道だということで、都の許可がないから非常にむずかしいということでございます。

したがいまして、北口にできないということにつきまして住民の皆さんに説明をすればできないことはないんでありますけれども、同じ駅の南と北でできたりできなかったりということにつきましては、行政から見れば困難なことは含まれているのかもしれませんけれども、市民が見ればタクシー乗り場の屋根ということで同じものでございますので、ぜひそういうもんで建設部長、非常に前向きな答弁をいただきましたんで、その線でぜひ建設をしていただきますように、御努力いただきますように重ねて要望いたしまして北口駅前の交通安全対策についての質問を終わりにいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって二の二、豊田駅北口周辺の安全対策について問うに関する質問を終わります。

二の三、日野駅周辺の住民要望についての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○二番（福島敏雄君）　それでは質問の大きな項目の三点目でございますが、日野駅周辺の住民要望につきまして、これも住民要望を踏まえて質問をさせていただきます。

質問の第一点は、まず西側広場、区画整理で大変りっぱになりましたけれども、この西側広場へのトイレの設置についてお聞きをいたしたいと思います。

皆さん御存じのように、日野駅には駅の構内、改札口を入った中にトイレがあるだけでございます。このたびの区画整理で西側が大変りっぱになりましたが、ここにはトイレがありません。正確に言えばホームの西側のすぐ下に簡易トイレがあるわけでありますけれども、標識がなくて、それがいかにも電気室か何かの格納をしているような感じのボックスが立っておりますので、トイレと一見してわかる人は非常に少ないわけでございまして、先日もあの近くの人に聞きましたら、その簡易トイレがあるすぐ目の前で子供に用を足していた御婦人がいらっしゃったというふうに聞いておるわけでございます。そういうことでございますので、あの広場の周辺の商店にはトイレを借りに来る人もかなりあるというふうに聞いております。

そこで質問でございますけれども、質問の一点目は、私といたしましてはあすこの日野駅の西口、これに改札口といいますか、開設されれば駅の中に入っていくということで非常に便利になるということで、トイレの件もいいと思うんですけれども、日野駅の西側の出口の開設について、素人で大変恐縮ですけれども、い

ままで国鉄と、あすこを開けてほしいというような形で話し合った経過があるかどうか、一点お聞きをしたい。

それから、いずれにいたしましてもいまないわけでございますので、あそこの広場にかなり人が集まるといういまの段階におきましては、公共的なトイレは人道上からも必要だというふうに考えるわけですけれども、これにつきましての御見解を賜りたいと思います。

それからさらに、先ほどお話ししました簡易トイレはどういうところで設置をしたのか、その性格についても説明を願いたいと思います。

それでは質問の二点目でございますが、国道二十号線とガードの下の歩道の関係でございます。歩道の拡幅についてでございます。現在、あのガード下の歩道は人一人が通れるスペースしかありません。かさを差したら恐らくすれ違うことは困難でありまして、こっちで待ってて、広いところで待っているというようなことが実態でございます。

そこで質問でございますが、先ほどのシビル・ミニマムの考え方とも関連をするわけですけれども、私はこういった貴重な時間を使って一カ所の問題を改善してくれというのは非常に心苦しいということをも考えますので、歩道の幅について最低基準というものをつくって、少なくとも国道に面している歩道はかさを持って二人が通り過ぎる幅だとか、そういったような基準をつくってそこに到達をしていないところは、これは歩道の拡幅をしていくんだというような考え方があるかどうか、お聞きをしたいと思います。

さらに、そういう考え方がないというふうに仮定をいたしますと、私としてはこういうことこそやはり生活の最低レベルとしての設置を合意をして、それで一番人通りの多いところから直していくというようなことを考えていかなければいけないと思いますし、そういうことになりますと、日野駅の下のガードなどはその優先順位からいくとトップクラスになると思いますんで、ぜひやっていただきたいというふうに思うわけですけれども、その辺につきましての御見解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　日野駅のホームの中の西側の部分の改札口ですか、これを設けることについて国鉄当局と交渉をしたかということでございますけれども、私が現在、はっきり言えばつかんでおりません。したがいまして、調査をいたしまして御返事申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい結構です」と呼ぶ者あり）

それから三点目の件についてですが、国鉄のガード下、国道二十号線にありますガード下の道路幅の件でございますけれども、あすこの部分につきましてはガードによります車道そのものがかなり狭い状況ということが言えるかと思います。いずれにいたしましても建設省の国道事務所の方とこれは交渉をしてみるということでやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

日野駅西側の広場に行って、トイレの件でございますが、御存じのように神明上区画整理事業の一環といたしまして、日野駅前の広場を築造するに当たりまして、公衆便所を含みます公共施設の整備、内容について検討をかねてから行っております。その中でトイレにつきましては日野駅舎の改良計画というものは現在、進められております。これは企画財政部の方で窓口となって進めておるわけでございますが、この改良計画と並行いたしまして国鉄乗客並びに広場の利用者というものの使用いたします兼用トイレというものを設置することが駅管理上、または広場の環境上からいっても最善の方法であるという結論を得まして、現在では広場の中に設置することを中止しております。今後におきましては、この駅舎の改良に合わせまして国鉄側、またはバス会社、あるいはタクシー会社、そういった企業との連携のもとに協議を進めまして、設置をする方向で検討をいたしていきたいというふうに考えております。

それから簡易トイレが現在、西側に小さいのが一つ立っておりますが、これは京王バスの乗務員のトイレが従来ここを整備する以前に京王といたしましてバスの発着所に設置をしておりました。それにかわるものといたしまして国鉄用地の借り上げを京王が行いまして、乗務員のための簡易トイレを設置いたしたものでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　実は質問の通告後、ちょっとまずいところがございまして、企画課長にお答えしていただいた問題は事前の通告の内容から漏れていたところがございますので、若干そういう面では私の方もおわびをしたいとは思いますけれどもそれにつきましても、いま都市整備部長の方の答弁ですと、あそこのまずトイレの問題ですけれども、日野駅の私が冒頭質問した西口を開いて駅の中につくるのがベターだから、それまで待つんだ。一口に言えばこういう答弁じゃなかったかと、こう思います。

それで企画課長の方の答弁は、これから西口の開設について国鉄と話し合ってみます。こういうことでございますので、冒頭申し上げましたように通告のまずさもあるわけですけれども、いずれにしましても私といたしましては、あるいは日野駅の西側一帯の住民からいたしますれば、一番いいのは西口に改札ができるということになれば、先ほど二つ言ったような要するに道路の歩道の拡幅につきましても、あそこを通らずに駅へ入っていけるということが出てまいりますし、トイレの問題につきましても駅の中にそれなりのものができれば一番いいということで、私としてはやっぱり西側の改札を広げる、開設するということにつきまして、

都市整備部長もそういう基本的な考え方をお持ちでございますので、ここではぜひあの開設を強力に国鉄側に進めていただきたいということを、この件については要望をさせてもらいたいと思います。

それから、そういう状況でございますから、話は現実の問題になりましてトイレの問題が残るわけでございますけれども、やっぱりあの広場におきまして国鉄のホームが改良されないという段階において公衆的なトイレがないというのは、いまある簡易トイレは京王の乗務員さん専用のものだというふうにお聞きをしましたので、それではやはりこれも、能がありませんから繰り返しますけれども人間尊重といいますか、そういった面からおきましてもやはり私としてはその理念にやや欠けるところがあるんじゃないかという感じがするわけですけれども、市長の御見解がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問全体にわたりまして市民生活を守る最低基準、こういう立場から、市民生活をよりいい条件を保てるように自治体行政が努力するということは当然といえば当然でありますが、それぞれにやっぱり責任区分がおのずからなければならないと思うのであります。

つまり、駅に人が寄るということは駅を利用するために集まるわけですから、本来ならばその輸送機関側がそういうものの受け入れ体制をつくるということが望ましいんですけれど、これも一概には言えませんから、少なくとも協力をしてもらう。こういうことでないと問題は解決困難なわけでありまして、そういう観点からわれわれは責任区分を明らかにしていく。そうして市民生活を守る中でそれぞれの分担において正しい施策をやっていく。これがまた自治体行政を正当ならしめるゆえんだ、このように思っております。

自転車の駐輪問題もそういう観点で、市が設置しますのは駅付近ではなくて、駅から多少、百メートル、三百メートル程度はあっても、そこをつまり施策として置き場ができますならば、駅近くの車の条例等を定めることを前提に一応の基準が成り立つわけであります。そういう方向でいま整備を進めているというのが現状でございます。

したがいまして、タクシー乗り場の屋根にいたしましても、これはやっぱり管理者という側で都道がサービスするか、あるいはタクシー会社がサービスをするか、こういう問題になるべきではなかろうか、こう思っております。

それからトイレにいたしましても同様でありまして、公園におきましてはもちろんこれは市が管理する公園でありますから公園で設置いたしますが、駅につきましてはいずこの駅でも鉄道側が設置されてあるというのが基準だ、このように思っておりますので、そういう観点から努力をすることに努めたい。こういうふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　革新市長を支える立場の議員といたしましてさらに市長に質問をさせていただきますが、（「余りいじめるな」と呼ぶ者あり）いまの御答弁をいただきますと、やはり管理の区分を明確にする、こういうことで市のやることと、あるいは国鉄なり、あるいは民間会社がやることについては区別をつけていくべきだということについて、私は理解をできないわけではございません。

ただ、私が申し上げたいのは、何といいましても日野市に住んでいる住人、あるいは日野市に昼間来る住人、こういう方々のためを思えば、もしいまのような市長のお考えだけで用が足りるのかどうなのかということになりますと、私は疑問でございます。それでタクシー乗り場の屋根も、あるいはトイレにつきましてもというお話をいただきましたけれども、いままで私が一時間過ぎたきょうの質問の中で、いまの市長の御答弁はすべて見解があべこべになったというような感じを私自身受けるわけでございますけれども（「もっとはっきり言っていいぞ」と呼ぶ者あり）、私といたしましてはやはり、まあ考え方が未熟なのかもしれませんけれども、住民要望を素直に私としてはここで披瀝をさせていただいておるわけでございますので、これは市長にだけのお話ではありませんけれども、要するに住民に対する考え方として、いままでこの三カ月間、やや庁舎の中におきます不満があるとすれば、これは日野市の要望をした場合に「これは日野市の管轄する外にある問題です。したがって市としてはこのことについての対応は十分できません」、こういうような答弁も庁内の幾つかの部署からも聞いたことがございます。

ただ、住民はその目で見ておりますから、あれはどこが管理しているのか。あるいは市で管理しているのか、民間で管理しているのかというようなことの見定めはつかないわけでございまして、そういう要望があるとすれば、ぜひ市が仲介に入ってそれぞれの関係機関と折衝をする中で、それは直接は市がやらないかもしれませんけれど、ぜひそういうような考え方、住民に対する福祉の向上という面で、そういうふうな考え方も私としては必要じゃないかというような感じがいたしますもんですから、あえて反論じみた要望をさせていただくわけでございます。私といたしましては、これ以上市長の見解は、もしあればお聞かせいただきたいと思いますけれども……。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　言葉足らずだったかもしれませんが、日野市民の生活を守るということについては最大限の努力をいたしますし、しかし、それもまた処理の仕方はそれぞれの責任区分の中で要求をしていく、こういうふうに申し上げたつもりでございます。それでもなおできないということになれば、どう

したってこれは市民を守る立場からのまた別の見解を持たなければならない、こういうふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　それで具体的な話にまとまりかかったところが大変ったなさで申しわけないんでございますけれども、強い願望を言わせていただければ、トイレの問題につきましては、あそこに西口、国鉄が開かれれば一番いいわけですけれども、その間に市としてあすこに公営的なものをつくるお考えがないかどうか、再度、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　豊田の北口にも本来は公団管理の現状があるわけでございますが、あの管理がどういうふうになっているかということをわれわれもこれまで長い間、大変残念に思っているわけでありまして、また後の責任管理ということもございますので、十分考えた上で対処しなければならない。このような現在の考えでございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　大綱的なお願いになるわけでございますが、当初、ここに立ったときはこのような進展になるというふうには考えてもみなかったわけでございまして、私といたしましては、しかしながらいままでるる要望してきた件につきましては、私として信念を持ってぜひやっていただきたいということだけを要望いたしまして、質問を終わりにさせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって二の三、日野駅周辺の住民要望に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時　十九分休憩

午後二時四十三分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

三の一、市民体育館の月曜日開館についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（米沢照男君）　市民体育館の月曜日開館について質問をいたします。

日野市のスポーツ行政、スポーツの振興策につきましては、御承知のように各小中学校の施設の開放、あるいは七生中学校への夜間照明施設の設置など、年々その振興策が図られてきております。南平の市民体育館も開館以来、年を追って市民の利用者もふえてきております。私のきょうの質問は、いま、毎週月曜日は休館日になっておりますけれども、何とか月曜日も開館できるように思います。

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって二の三、日野駅周辺の住民要望に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時　十九分休憩

午後二時四十三分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

三の一、市民体育館の月曜日開館についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（米沢照男君）　市民体育館の月曜日開館について質問をいたします。

日野市のスポーツ行政、スポーツの振興策につきましては、御承知のように各小中学校の施設の開放、あるいは七生中学校への夜間照明施設の設置など、年々その振興策が図られてきております。南平の市民体育館も開館以来、年を追って市民の利用者もふえてきております。私のきょうの質問は、いま、毎週月曜日は休館日になっておりますけれども、何とか月曜日も開館できるような措置が講じられないかどうか。この点について質問をしたいと考えております。

まず一点は、この五十六年度一年間に市民体育館の利用状況、そして各種目別の利用件数がどの程度の利用状況になっているのか。この点をまず一点、お伺いしたいと思います。

二点目は、月曜日に休業している営業所、そしてそこに働く従業員の数がどの程度なのか。もし、つかんでおられればお答えをいただきたいと思います。

三点目は、月曜日に体育館を開館する手だてとして幾つかあるかと思いますけれども、たとえば高齢者事業団に委託をして月曜日管理をするとか、あるいは利用団体、スポーツサークルやグループに自主的にその日は管理をさせるとか、幾つかの方法があるかと思いますけれども、この点についてその可能性があるかどうか。また、主管課として検討されているかどうか、伺いたいと思います。以上、三点についてお伺いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。確かにいま御指摘のように日野市のスポーツ人口、これは年々増加してまいりまして、南平の体育館の利用状況、これを見ましても昭和五十五年度延べ四万一千六百二名という利用状況でございましたが、五十六年度に至りましては四万五千七百五十九名と、約一〇%ほど利用者の数がふえている。そんなような状況でございます。

なお、各種目別にどんな競技で利用しているか、詳細については後ほどまた資料で報告させていただきたいと思いますが、いま手元にそれぞれの種目ごとの人数については持ち合わせておりませんが、全体としてバレー、あるいは卓球、それから柔剣道、これらの利用については特に利用状況が多いのではないか、そんなように想定されます。

それから月曜日です。休業している営業所、あるいは日野市における月曜日休業している営業所の人口といいますか、そういう人数ですね、どれくらいいるか正確な数というものはつかめていないんですが、確かに理髪業等につきましては日曜日営業して月曜日が休みを取っている。こういう状況で、特に営業を一応休んでいるお店が多いのは水曜日が一番数の上では多いのではないかこういうようにとらえています。ただ、月曜日に営業をやっていない事業所の人口、これがどれくらいいるかという点については申しわけございませんが現在のところ正確な数をまだつかみきれておりませんので、後ほどまたその点について調査をして御報告いたしたいと思います。

それから三点目の、月曜日何とか開館する方法といいますか、これができないかという御質問でございますけれど、確かに市の職員をもって月曜日も開館をするという内容になってまいりますと、これは労働基準法等との絡みから非常にむずかしい。週四十

八時間、一日八時間というような一つの基準もございますので、いま米沢議員さんの方から御指摘のような方法で高齢者事業団なり、あるいは利用団体の自主管理、こういう方法について教育委員会の方と事務局の方といたしましては、その内容をいろんな角度から検討していってみたい。こんなように考えております。

ただ、多摩地区に全部で公立の体育館が十一館ございまして、それらの利用状況、あるいは月曜日開館の方法等につきましても担当課の方で調査したところ、月曜休館というような形をとっている市が七市、それから逆に月曜日は開館して火曜日に日曜日の振りかえをとって休館している市が二市、その他の市が二市というような状況で、日曜日の振りかえを月曜日にとっている市が比較的多いということ。

なお、この問題に関しましては、単に体育館の問題だけに限らず公民館、あるいは図書館等、これから先の行政サービス全体の問題との絡みなどもございますので、担当課の方といたしましても十分いまの趣旨を理解した上で、運営面でどういう方法があるか。こういう点について検討させていただきたい、こう思っております。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　今後、検討するというお答えをいただきました。先ほど触れましたけれども、月曜日に休業しているという事業所、あるいはそこに働く従業員、かなりの数に上ると私は思っております。しかし、毎週月曜日が休館日ということで全く一年間通じて一度も利用できない、そういう状況に置かれているわけです。したがって、ぜひ積極的に検討してその実現を図っていただきたいと思います。

市から提示されている資料を見ましても、年間、五十六年度の場合、二百八十八日の開館です。したがって、現状では約八十日近く休館しているということになるかと思いますけれども、万度三百六十五日開館ということは実際問題不可能だろうと思います。

したがって、たとえば隔週の月曜日に先ほど言ったような方式で開館が可能ではないかというふうに私は考えております。その点で具体的に検討され、早い時期に結論を出されるように、強く要望したいと思います。この点について、さらに一点お答えをいただければありがたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　ただいまの趣旨に沿いまして、担当課といたしましても十分運営面等を含めながら検討し、前向きな形で回答できるようにいたしたいと思います。（「以上で終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって三の一、市民体育館の月曜日開館に関する質問を終わります。

三の二、保育行政の水準を維持し、さらにいっそう充実させよについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○二十三番（米沢照男君）　保育行政の水準を維持し、さらにいっそう充実させよについて質問をいたします。

私はこれまでにも鈴木都政による減量経営という名の各種補助金の打ち切り、あるいは福祉教育の切り捨てに対して、また臨調路線、にせ行政改革による地方自治体と国民生活への犠牲と負担のしわ寄せに対して、市民本意の民主的な行政を一層充実をさせるという立場から、革新市政が果たすべき役割りが一層重要になってきている。こういう点を一般質問を通じて再三再四強調をしてまいりました。私の今回の質問も、同じ立場から保育行政に関連して質問をいたします。

日野市では、これまで働く勤労者、働く婦人の要求と期待にこたえて市立の保育園を十二カ所設置をしてまいりました。そして切実な生活要求にこたえて施策を進めてまいりましたけれども、これは三多摩各市の保育行政への取り組みの現状から見ても、高く評価できると考えております。

しかし、共働きの勤労者の勤務時間、あるいは通勤時間の実情に照らして、その切実な要求に沿ったものになっているのかどうか。産休明けのゼロ歳保育、あるいは障害児や幼児保育など、市民要求にこたえたものに現状なっているかどうか。さらには、保母の配置の問題、労働条件の問題など、児童憲章に照らして本当に行き届いた保育行政が実施されているのかどうか。また、諸条件が整備されているのかどうか。私は保育行政、保育内容を充実させていく上で、当面、改善すべき課題が少なくないと考えております。保育行政のあり方をめぐって、中央、地方を問わずさまざまな論議が、いま、なされております。

昨年七月、第二次臨時行政調査会の第一次答申では、第一に保育所建設を抑制をする、第二に保育料の大幅値上げを行っていく、第三には職員の抑制を行っていくなど、保育所切り捨て政策の実施を打ち出しております。

さらに九月には、行政管理庁からこの臨調答申を推進する立場から、保育所に関する調査結果報告及び勧告が発表されております。この報告では、調査にあらわれた高い保育料や厳しい入所基準に対する不満など、保護者の声が全く無視をされて、第一に入所基準の改悪、第二に保育所新設の抑制、第三に定員の見直しなどが強調をされております。

こうした一連の臨調路線の動きの中で、地方自治体に対して入所基準、保育料、運営費など、保育行政全般にわたって国基準の枠内に押しとどめようとする行政指導、干渉が一層強化されてきているのが実態であります。それで、日野市における保育行政の水準を維持をし、さらに一層充実を図っていく。そうして働く市民、働く母親の要求にこたえていく上で、保育行政を取り巻く環境はとりわけ厳しい状況に置かれているということが言えると思います。

そこで、具体的な質問に入りますけれども、第一に、日野市の

場合、この保育行政に対して国や都からどういう行政指導がなされているか。一点、伺いたいと思います。

二点目は、その行政指導に対してこれまでどういう具体的な対応をされてきたのか。まず、この二点についてお伺いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答えを申し上げます。国や都からの行政指導は具体的にどんなものがあるかという御質問に対しましては、いまのところ具体的な指導はございません。

したがって、具体的な指導はございませんので、市としての対応もいままでどおりの対応を続けてまいりたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　臨調路線の絡みでの行政指導は、まだ具体的になされてないという答弁であります。先ほど紹介した幾つかの中央の動きを見ましても、これから行政指導ないしは干渉が強まってくるだろうと私は考えております。

そこでお伺いしたいわけでありますけれども、日野市の職員組合、保育園部会から何回か父母にあてての訴えのチラシが配られております。短い文章ですので、引用しながら質問したいと思いますけれども、「子供が脅かされているということで昨年より保母が九名削減」という見出しで、こういうふうに書かれております。――私たちはより充実した保育を目指して、これまで受け持ち定数の改善や設備の拡充に向けてさまざまな取り組みを重ねてきました。特に一歳児十名の子供に対して保母二人という配置について、一名の保母増員を要求してきました。それは生活面、排せつ、食事、着脱などを自立させなければならない大切な時期に十分な指導を行っていきたいためだからです。しかし、現状ではその要求も受け入れられず、フリー保母を回して初めて保育が円滑に行われている状態です。ところが今年度の職員配置では、実に十二園中五園で保母が減らされた。――ということで、以下、書かれております。

きょう配られたビラでは、保育園十二園中七園で九名の保母が削減されたということで、体が具合悪くなって休みたいときも休めない、そういう状況に置かれているということが訴えとして書かれております。この点について、本年度どういうことで九名の保母を減らさなければならなかったのか。まず、伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答えいたします。保育所には児童福祉施設最低の基準がございまして、保母でございますとか調理員等を置くことにしまして、これらについて具体的な配置の基準を定めているわけでございます。

また、東京都はさらに保育所の内容を充実させるために保育所運営費、補助要綱を定めまして、国の基準を上回る配置基準を定めております。

日野市におきましては、さらに市の上積みといたしまして保母の雑務から解放するために用務員をつけるとか、そういう手だてをいたしまして保育内容の充実に努めているところでございます。

それで、先ほどのビラのお話でございますが、私はまだ見ておりませんのでよくわかりませんが、九名の減ということはございません。日野市の場合はあくまでも都の基準に従いまして保母の数を各保育所に配置してございます。ゼロ歳児につきましては園児三名について保母一名、一歳児につきましては園児五名について一名、二歳児につきましては六名につきまして一名、三歳児につきましては二十名につきまして一名、四歳、五歳につきましてはそれぞれ三十名に一名の割合で保母を配置してございます。

そして、さらに九人以上のゼロ歳児を持っておる保育所につきましては、ゼロ歳加算といたしまして一人の保母をプラスいたします。それからさらに特例保母の二人、充実保母の一人、栄養士一人、それから保健婦あるいは看護婦を一人、そしてさらに用務員を一人というように、保育所の中の組織全体のトータルでは都の水準よりもさらに高い水準を市は保っているわけでございます。

それで、この九名の減というのは先ほども申し上げましたとおり、保母の定数は現在百四十二名でございます。これは昨年の百四十五名に比べまして三人ほど減でございますが、この三人につきましてはただいま選考中で、近々配属が実現される見通しでございます。以上のように保母の定数全体から見ますと九名は減になっていないで、昨年の水準を維持している、こういうことが言えます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　先ほどの答弁で、五十六年度が保母の数が百四十五名、今年度が百四十二名ということで、三名減員。その減った分をいま補充するんだというお話ですが、高幡の保育園と平山だったでしょうか、ゼロ歳児保育の関係で、当然、ゼロ歳児保育には保母をほかの年齢の保母よりもよけい配置しなきゃならない。こういうことから、実資的に足してみると九名減ったことになるんだ、こういうことで九名減ったということが言われているんじゃないかと思うんですがね。その点はどうなんでしょう。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答えいたします。高幡保育園がゼロ歳児保育を新築と同時に始めまして、ゼロ歳の定員ができました。そのためにゼロ歳加算の保母を張りつけまして、そのほかに特殊事情があるということで三名の職員を張りつけました。それで、その職員はゼロ歳児保育をやっていない保育園から異動をさせたわけでございますけれども、ゼロ歳児保育をやってない保育園につきましても、都の基準に照らし合わせまして都の基準

を満たす人間プラスオーバーの分を高幡保育園に持っていった事情がございます。

したがいまして、総体では都の基準を十分満たしている。昨年と変わらない保母数があるということが言えるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　そこでさらに質問をいたしますけれども、主管課から出された資料によりますと、今年度各保育園の保留児の合計は百六十三名になっております。毎年そうでありますけれども、なかなか父母の、働く勤労者の要求に全面的にはこたえ切れない状況にあるわけですけれども、これは保母の増員ともちろん無関係ではありません。どうしても条件整備を行いながらこうした要求にこたえていくということであれば、必要な保母を増員させながら条件を満たしていく、要求にこたえていくということになると思うんですけれども、これも市から出された資料によるものですけれども、日野市の十二園の認可定数は千四百四十三名であります。ところが市が独自に、つまり五十七年定員ということで定めている枠は千二百十一名でしょうか。つまり認可定数と実際の市で決めている定数との差、これがちょうど百二十名の差があります。いろいろ事情があってそうしているんだろうと思うんですが、この点について保留児が百六十三名いる中で認可定数よりも実際は百二十名も減らした形で定数が定められている。

私は、むしろ認可定数よりも実際の定数を減らさなければならないいろいろ事情があるんだろうと思うんです。むしろこれだけの保留児が毎年出ているわけですから、認可定数いっぱい措置できるような条件整備をまずやるべきじゃないか。条件整備を怠っていて、そうして認可定数よりも低い基準、枠を狭めてですね。百二十名といえば、ちょうど一園分ぐらいの規模が実際には定数減になっている。もちろん現状のままで定数だけふやされたんじゃ、それは担当する保母はますます労働過重になってしまいますから、その点できちっと必要な保母の増員をさせ、条件整備を整えた上で、認可定数ぎりぎりまで措置数の枠を認可定数どおりに実施していく。このことがやはり積極的な保育行政ということが言えるんじゃないかと思うんですが、その点について認可定数と実際、市がいま枠を決めている定数との差はどういうところから生じているのか。この点をまず一点伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答えいたします。現在の保留児の数でございますが、先ほど福島議員の御質問の中でお答えをさせていただきました百三十九名、六月一日現在で百三十九名でございます。

それから、さらに米沢議員さんの認可定数と運用定数に百二十名の開きがあるではないか。この百二十名の開きを何とかすれば保留児が一挙に解決するではないかというような御質問でございますが、確かに認可定数と運用定数の間には大きな差がございますけれども、差につきましては昭和五十年代でございましょうか、保育園児の数がたくさんいたころ、とにかく預かっていればいいんだ、そういう時代が過ぎ去りまして、保育の内容、質の問題にまで論議が及んでまいりました。認可定数いっぱいに子供を預かるよりも、少し数を減らして保育内容を充実した方がいいんじゃないか。そういうようなこととか、保母の労働条件を幾らかでも軽くできるんじゃないか。そういったもろもろの理由がございまして、長い歴史的な過程の中で現在の運用定数が定まってきたものだと思われます。

この運用定数につきましては、本年度中に各園の園長と児童課と協議をいたしまして、新しい運用定数について決定をいたしたい、このように今年度当初から考えておりますので、そのときまで結論をしばらくお預けいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　一定の限られた保母数の中で保育する場合、措置児が少なければ少ないほどより充実した保育が行えるということは言えると思うんです。

ですから、実際問題、たとえば認可定数が百五十名の保育園で、五十七年度の市の定数が百二十七名、つまり認可定数より二十三名減らしてやっている。それは施設の面積その他さまざまな要素があって、いま答弁があったように定数を減らしている。こういうことだろうと思うんです。それは保留児が全くない、むしろ空きがあるような状況なら現状に合わせて基準を下げる、定数を下げるということはあり得ることだろうと思いますけれども、現状、毎年のように保留児がいるわけですから、内容の充実ということだけでお答えいただいても、ちょっと理解できないんですね。私は。

たとえば多摩平の保育園、認可定数百六十一名だと思います。現状は百二十七名で抑えている。確かにあそこは古い保育園ですから、実際の現場では定数はそうだけれども実際はこのくらいに抑えなければ十分な保育ができないということから、現場の要求との関係で定数が抑えられてきているんだろうと思うんです。私は、むしろ認可定数に見合う条件整備、たとえば遊戯室が手狭なら、広げたらいいじゃないですか、さまざまな条件整備を整えながら保留児の問題を解決していくということでないと、本当に要求にこたえた行政とは言えないんじゃないかと思うんです。その点はどうでしょうか。

一つだけ例を挙げますと、平山の保育園、もともと手狭でした。しかし、昨年でしたか、増改築をしました。あそこだけは認可定数いっぱいに本年度も措置してます。つまり、条件整備をやったから認可定数どおりに措置ができる条件があるということだと思うんです。ですから、そういう条件整備をやらないままずるずる来ているから、結局、認可定数よりも相当下回った定数で措置せ

ざるを得ない。そのために保留児が生じて、残されているという状況があると思うんです。

ですから、要求にこたえて積極的に保育園を新設していく。これも必要です。しかし、同時に古い建物ですから認可定数にそぐわない条件があるとすれば、それを整えていくということで、この保留児の問題は解決できるんだろうと思うんです。その点、再質問いたします。

それからもう一点は、現状を見てみますと保留児のほとんどが三歳未満児に集中しています。これは現状に即して積極的な保育行政をやっていくとすれば、三歳未満児の定数の枠を広げるという具体的な検討も必要じゃないかと思うんです。その点はどうでしょうか。

まず、二点お伺いします。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答えいたします。施設の整備、拡充を図って定員を認可定数いっぱいにする考えはないかという御質問でございますけれども、財政的な問題もございます。内部的に財政当局とも十分打ち合わせた中で一層の向上を図ってまいりたいと思います。

それから、三歳未満児の低年齢の措置児の問題でございますけれども、現在ある保育所を改築するような場合には低年齢児の定員をふやす方向で改築をするなど、低年齢児の定員をふやすことで努力をしてまいりたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　現状に合わせて三歳未満児の定数の枠を広げるという点について、もう一度お伺いします。具体的にどういう検討をされますか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　三歳未満児の定員をふやすということで、四歳、五歳の方、比較的余裕のある方は減らして、そのかわりに三歳未満児の定員をふやすというようなことも検討しなければならないと思います。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　すべての保育園一つ一つやっているわけにいきませんから、幾つか拾い出して再質問したいと思います。

たとえば南平の保育園、三歳未満児八名が保留児です。本年度三歳未満児の定数が二十七名で抑えられています。では、過去の実績はどうかということで調べてみますと、三十二名まで措置した年があります。

多摩平でいいますと、三歳未満児が十九名保留になっております。これも二十七名で定員が抑えられていますけれども、過去の実績を見ますと四十三名措置をした年があります。

ですから、一定の条件整備さえやれば、その実情に即した形で対応ができるんだろうと思うんです。それは、枠を主管課で決めて、これしか入れませんということで、あとはじき出すというやり方ならそれは安易でいいと思いますけれども、もう少し働く母親、あるいは共働きの勤労者の立場に立って一人でも多く措置をする。保留児は出さないという立場で工夫をすれば、具体的な検討をすればもっと私は保留児を減らすことができると思うんです。もちろんそこに働く保母さんの要求にもこたえなきゃいけないと思うんです。それが前提でありますけれども……。全体で認可定数よりも百二十名も、つまり一園分も定数を下げなきゃならない、こういう実情をいつまでも放置しておいていいということはないと思うんです。定数はそうだけれども部屋が狭いとか、最近の保育行政のあり方から見てちょっと無理があるな、現場の要求も無理だという、そういうことから定数を減らしてきているんだろうと思いますけれども、その点は手の打ちようによって、具体的な対策を講ずることによって両方の要求を満たすことができるんじゃないかと私は思っている。その点、どうでしょう。（「市長に言わなきゃ」、「向いてる方向が逆だよ」と呼ぶ者あり）

担当部長でお答えしにくければ、市長から積極的なひとつ立場で答弁をいただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答えをいたします。先ほどのお答え申し上げましたとおり、今年度中に児童課と園長の間で運用定数の問題につきまして話し合う予定を立てておりますので、ただいまの御質問の趣旨を十分その席で反映いたしまして、弾力性のある定数の決定に向けまして、保留児の数を少なくする方向で検討を加えさせていただくことをお約束いたします。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　具体的な検討をされるということであります。百六十三名の保留児、そして一方では保母の要求として本当に行き届いた保育をやる上では、もっと保母を増員すべきだという要求の中で、今年度九名減らされた。これは基本構想の中で述べられていることに逆行するんじゃないかということまで、訴えのチラシには書かれております。

したがって、保母の要求と、そして働く母親、共働き勤労者の要求、両方を満たすという立場で積極的な検討を期待したいわけでありますが、その検討の結果、この百六十三名の主として三歳未満児の保留児が年度の途中でありますけれども一部、全員とはもちろんいかないでしょうけれども、解消が図られるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　その線に沿って努力をいたしたいと思います。（「名答弁」、「百三十九人頼むわよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　大変積極的な答弁をいただきました。いまのやりとりを通じて、市長からひとつ総括的な、さらに

積極的な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまで保育園行政につきましては、なるべく受け入れを広げるということで取り組み、近ごろの児童、幼児の減少傾向ともあわせて、ほぼ日野市の福祉保育行政はある程度の達成を見たというふうに思っていたところでありますが、保育定数と運用数がそのように開きがあるということを明確には知らなかったことを大変申しわけないと思っております。

そういう関係の保母定数というのがどのように満たされておるか。これは多分施設の老朽ということもあるかもしれませんし、また、保母の要求という面等、またあったかというふうに思うわけであります。状況を十分把握をし、今後、保留児をなくする方向で努力をしなければならない、このように思う次第であります。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　最後に要望して、この質問を終わりたいと思います。

認可定数が、認可定数と実際の市の定数とで百二十名の開きがある。直ちにその百二十名の差を、保留児が百六十二名もいるんだから（「百三十九」と呼ぶ者あり）百三十九名いる、それを埋めなさいということを私は言ってるんじゃないんです。その辺は誤解のないように。

まず、条件整備が必要です。その一つには、保母の増員があります。それから同時に、手狭な、もし施設の状況があるとすれば、それは増改築をする。（「そうだ」と呼ぶ者あり）その上で保留児の解消を図っていく。こういうことでなければいけないと思うんです。積極的に、これまでも積極的に取り組んできたことは高く評価しますけれども、さらに一層働く母親、共働きの勤労者の立場に立って積極的な保育行政をやるように、強く要望しまして私の質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって三の二、保育行政の水準を維持し、さらにいっそう充実せよに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時三十六分休憩

午後三時五十六分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

四の一、高齢者施策の充実と促進についての通告質問者、中山基昭君の質問を許します。

〔二十四番議員登壇〕

○二十四番（中山基昭君）　それでは事前の通告に従いまして、市長並びに関係部長に御質問してまいりたいと思います。

さきの三月の定例会におきましても、市長の施政方針の中で若干の指摘を行い、その見解をお伺いしてきましたが、高齢者、高年者が健康で豊かな、心配のない生活を送るために地域社会とりわけ身近な行政における一層の行き届いた施策の充実を初め、私たち市民一人一人の創意と理解が大切なときではないかというふうに考えております。

八十年代に入り、社会、経済の不透明、不確実の時代だといわれてきております。しかし、ただ一つ間違いなく確実なことは、急速な高齢化社会の進行と到来だといわれ、このことは社会や経済の諸状況が大きく変貌をすることでもあり、私的な要求を超えた全国民的な重要な課題として新しい道をつくり、切り開かなくてはなりません。

国勢調査によりますと、昭和五十五年、一昨年になりますけれども、六十五歳以上の人口は一千五十七万人、総人口の九・一％になりますが、高齢化はさらに急激に進み、六十年には一〇％を超えるとも言われております。後におきます五十五年の調査からは七千三百九十七名でございます。対人口比では五・一％でありますが、今後の推計によりますと年次ごとに五百名あるいは六百名の増加が予測をされますし、中でも七十五歳以上の高齢者がその三〇％以上に達してきております。平均的な寿命におきましても人生八十年の時代を迎え、長い高年、高齢期におけるニーズも幅広く、高年期を前期と後期というような視点から保健、学習、就労、住宅、経済など体系的な整備と、計画的な充実が必要じゃないかと思います。特に負担の制約や政府の施策や政策の不十分の中で、この補完を図るために地方行政における工夫と努力が必要なときではないかというふうに考えております。市長も大変深い見識と努力をなされ、福祉施策の推進、憲章の制定、第二次の基本構想におきましても老後の諸問題が提起されておることも承知をしております。

しかし、私は高齢者対策はこれまでの弱者としての福祉的な観点からだけでなく、当然の社会的な正常な現象と受けとめ、認識をする中で、高齢者が地域社会の一員として充実をし、生きがいの持てる生活が確立されることを思考されなくてはならないと受けとめております。これが対策、対応の原点でもあり、また、最大の敬老であり、行政の最大課題ではないかというふうに考えております。

長い間の高年期への対応といたしまして、先ほど触れましたように前期、後期というふうな二段的な方式を提唱したわけでありますが、このことはすでに国際的にもいろいろの場において指摘と論議がなされてきております。この基調は七十四歳ぐらいまでを発展への労働的な世代とし、可能な限りの活躍の場を、七十五歳ぐらいをめどにオールド層として医療や福祉などのより手厚い社会的な、経済的な福祉の充実を図るべきだとしております。もちろん個人差によりましてその状況は異なりますので、年齢だけ

での区分は困難だと思いますが、これまでの画一的な対応からそれぞれ適合しての有効的な対応を図ることは一つの新しい方向とし、評価をし、また、必要なことではないかというふうに受けとめております。

私はこうした観点と認識の中で、まず現状を見直し、改善への第一歩とするために次の五項目にわたり、質問と指摘をしてまいります。

最初に、高齢者動向の的確な把握についてであります。その対応や施策への第一歩は、高齢者の動向、生活実態、ニーズなどの的確な把握に努めることが重要ではないかと考えますが、こうした調査や把握を実施したことがあるかどうか。あるとすると、どのような方法で行い、その結果をどのように分析をされているかということが一つでございます。

次に二つ目は、事業団の充実と就労の促進についてであります。高齢者の雇用、就労という面におきましては、社会的にも労働団体や企業のそれぞれの努力等を経て、定年も六十歳までに大方引き上げられましたし、さらには定年後の就労等についても拡大をされてきております。こうした中で、いままでの経験や、能力を活用しての生きがい労働、選択的な就労という面からはシルバー人材センター、高齢者事業団の活動に大いに期待が寄せられてきておるわけでございます。設立以来、関係者の努力によって会員数、あるいは契約高等も年次ごとに着実に発展を示してきておることも承知をしております。ただ、現状は運用という面でなかなか資金面の制約が大変厳しいというようなお話等も聞いております。

そういった中で、経常費に対する補助金、こういうものの財源構成等を見ますと、国と東京都で全体の七五%、市が二五%、こういうような補助金の財源構成になっております。こうした観点からも今後の高齢者対策の重要性、こういう面でもっと積極的な資金背景、資金の裏づけ、こういうことを進めることが必要じゃないかというように思います。

二点目は、次にこれからの課題というふうな関係にもなろうかと思いますけれども、事業団の方とも調整なり協議、これらも必要性があると思います。そういう会員の手づくりの生産活動による展示、即売、あるいは小、中学生の学習教室の開設、こういうふうなことの中で、より事業の拡大、あるいは社会的な参加、こういうふうな事業等の導入ができないかどうかということが二点目です。

さらに三点目は、経済的な安定収入、さらには就労という面から、今後、会員ではないけれども就職や就労、こういうふうな希望をする方もふえてくるんじゃないかというふうに思います。そのための助言や相談、あるいは技術習得、こういう面の業務をさらに発展できないかどうかということが三点目でございます。

次に三項目目になりますけれども、学習と余暇活動の推進についてでございます。高齢者、平均的には六十五歳といわれるわけですけれども、この生活時間の分布について総理府の統計調査等を見ますと、睡眠あるいは食事などの一次活動が十二時間、仕事や通勤、買い物などの二次活動が四時間、休養や趣味、スポーツなどの余暇活動としての三次活動が八時間、こういうふうな調査結果がございます。この調査の結果からも、高齢者は余暇、自由時間に恵まれている時期であり、学習や余暇活動への条件の整備、環境づくりが望まれてきておるということが言えると思います。

余暇という面からは、現在、ゲートボールなり老人農園、こういう面で大変普及がされてきておりますし、さらに今後、老人憩いの家等の建設が予定をされております。この憩いの家を、単なる憩いの家というふうな観点でなく、老人総合センター的な位置づけの中で健康相談なり、あるいはできれば機能回復施設なり、こういうものを含めて設けられないかどうかということでございます。さらには利用の範囲、あるいは利用圏、お年寄りですから、なかなか厳しい面がございます。したがって、都などへ気軽に利用ができますように、すでに千葉市等で実施をしているようですけれども、一般家庭の居室の一部を契約して借りて、老人の集会の場に提供をしていただく、こういうような点についても検討していくことができないかどうかということでございます。

さらに二点目ですけれども、学習については「寿大学」あるいは「樫の木学級」等が開設をされ、内容も充実をしてきておりますが、課題といたしましてはやはり運営やプログラムにもっと多様性を持たせた老若、いわゆる老人から子供までの相互の交流などを含めた生涯教育、生涯学習、こういうふうな観点からの整備と充実、こういうことが必要ではないかというふうに思います。

あわせて高齢者の健康づくり、あるいは疾病の予防、こういうためにも、知識の普及を図るためにも、老人健康学級、こういうものの新設等ができないかどうかということでございます。

さらに四項目になりますけれども、寝た切り老人の介護事業の充実についてでございます。高齢者、高齢による体力の減退、疾病の発生、障害の進行などにより在宅での介護が大変深刻になりつつあります。公的な施策の充実が強く望まれておるわけですがなかなかこの点も不十分さの中で市内の居住者は寝た切り老人が二百五十六名、一人暮らし老人が二百五十五名おるというふうな、ここに調査資料等がございます。しかし、在宅の場合、介護者の疾病あるいは特別の事情等により、家庭における介護がなかなか困難な場合が出てくる。こういうときに施設に端的な処置等も実施をされておるとも承知をしております。

ただ、この場合、施設が大変遠方にある、遠いところに多いということで、移動等が大変困難でなかなか利用がしにくい。こういう場合も大変多いようでございます。したがって市内の医療機関等の強力、市立病院等も含めて専用のベットを確保することが必要ではないかということでございます。

二点目は、医師との連携によって訪問看護が実施をされておりますが、これまでの実績から見ますと、大体月間二回ぐらいになっております。訪問の回数の増加と、さらには医師か行政なり、指示がない方までにもこうした訪問等の拡大するための体制ができないかどうかということでございます。

さらに三点目は、一人暮らしの老人に対し友愛訪問が実施をされておるわけですが、訪問員は、見ますと十五名ということでございます。そうした少数の訪問員の中で、特にこの友愛訪問に支障がないかどうかということです。

最後になりますけれども、これは行政機能の整備と体制の確立、こういうふうな問題でございます。高齢化社会の進行に伴う多面的な需要の広まり、ニーズの多様性によりまして、地域行政における積極的な施策の追求が必要とされてきております。高齢者による生活の障害は医療、健康管理、福祉援護など相互に関連がするものでありますが、実態は補助金の中央集約的な仕組み、こういうふうな関連もございまして、国や都の制度への依存と、さらには制約などから体系や機能が分立をし、それぞれの連携に大変不足するのではないか、不満足ではないかというふうな感もいたします。

高齢者、老人施策というと個別的な特殊条件に適切な対応を図るためにも、地域行政における主体性と努力によって生きがい対策、日常生活の援助、包括的な医療サービスの確立等について、総合性を重視しての計画や施策の促進を図るために研究、検討を進めることが必要なときではないかというふうに思います。

さらに生活環境の確立、社会保障の整備と充実については、公的な責任において実施をされることが基本でもあり、望ましいわけでありますが、貧困の社会福祉を補完し、自動機能を高めるために一定の拠出制を含めたサービス制度の導入、こういうものについて検討をされることも必要じゃないかというように思いますけれども、この点もあわせて市長あるいは関係部長等の見解を、まずお伺いしてまいりたいというふうに思います。

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　たくさんの御質問をいただきましたが、初めから順を追ってお答えをさせていただきます。

初めに、高齢者動向の的確な把握をという御質問、御指摘もございましたが、おっしゃるとおりに国の六十五歳以上の老人人口の割合は八・九％、それに対しまして都が七・四％、日野市におきましては五・五五％、こういうデータが出ております。日野市は若者の町をあらわしておりますけれども、確実に一年ごとに四百から五百の老人人口がふえてまいります。そういう意味合いから、老人に対する社会保障の施策について、ここで一つしっかりしたものをつくらなければならない、そういう必要に迫られているわけでございます。

すでに、国の中央社会福祉審議会におきましては、当面の在宅老人福祉対策のあり方というような答申文を出しましたし、都においても同様な答申文が出ております。それで、この答申文の中にはマクロ的な数字データが出ております。そういったものも参考にいたしまして、日野市の施策につきまして、今後、煮詰めてまいりますけれども、何と申しましても今度は市内の高齢者の意識調査、意識がどういうものであるか、そういうことに関する調査資料がほとんどございません。その調査を本年度中にやってまいりたい。社会課老人福祉係が中心になりましてかなり規模の大きなものを予定をいたしております。その意識調査が出ますと、それに対して対応する施策のあり方が論議されるわけですけれども、今後の福祉の進むべき方向は在宅福祉が中心になるであろう。そういう意味合いから、コミュニティー・ケアーを進め、高齢者や障害者の地域の中で、社会とつながりを持ちながら、連帯を持ちながら充実した生活が送れるように施策の作成に努力をいたしてまいりたいと思います。

それから二点目の、事業団の充実と就労の促進でございますが、日野市の事業団は昭和五十四年の四月に発足をいたしております。そして五十六年十二月一日から財団法人シルバー人材センター日野市高齢者事業団というように名称を変えまして活動をやっております。

行政側の役割りといたしましては、高齢者事業団に対して仕事を出すこと、そしてその運営が円滑にいくように補助金あるいは貸付金を交付する、こういうようなことが行政に課せられた使命だと思いますけれども、御質問の中に先ほど国と都が七五％の出資の率である、補助金の出す割合であるというお話でございました。一千五百万の半分を国が持って、残りの五〇％をそれぞれ都と市が半々持つ。こういうことでございますので、国と都で七五％、市が二五％という線でよろしいわけでございます。

それで、五十六年度につきましては高齢者事業団に出した仕事の量、契約金額につきましては二十六市の高齢者事業団のトップでございます。これは大変誇れることでございますけれども、一億五千二百五十四万九千三百二十一円、これは二十六市中の一位でございまして、このうち公共的な仕事が五六％、民間から出された仕事が四四％の比率でございます。そこで働く会員の数は二百名を若干下回りますが、その就労率、会員に対して働く人の人数の割合でございますけれども、二十六市中十位。そのほか、いろいろな観点から日野市の高齢者事業団を評価いたしましても、二十六市中五本の指に入るという成績でございます。最高年齢の方は男の方で八十六歳、女の方が七十九歳、そういう年齢の方まで働いていらっしゃいます。

それで、この補助金あるいは貸付金でございますけれども、五十六年度につきましては、この交付の時期が若干おくれまして事業団の運営に大変不自由を来しました。事業団が三菱銀行から直

接お金を借り入れてやるというような事態がございました。今年度はそれを反省いたしまして、年度当初にすでに半分の補助金と、それから運転資金の三百万円の貸し付けは済んでおります。

それから事業団の活動の例として、小中学生の勉強の相手はどうか。これは葛飾、足立の方の高齢者事業団でやはり同じようなことをやっておりまして、テレビで紹介をされました。大変子供たちの人気が高い。学校と事業団の先生とどちらがいいかというようなアナウンサーの質問もございましたけれども、おじいちゃんやおばあちゃんの先生の方がいいというような返事が返ってきておりまして、やはり優しさといいますか、孫を見るような慈悲の目で勉強を教えている、そういうことが子供に受け入れられたのではないかと思います。そのことにつきまして事業団の事務局長あるいは事業団の職員にも私からお話をいたしました。日野市でもそういうことを考えているんだ、そういう返事をいただいております。

それから事業団に参りまして、技術修得や助言指導、そういった機能を持たせられないか。現在、事業団の中でふすま張り、それから研ぎ物、植木、こういったものにつきましては技術修得のために何日か通いまして、ここで技術を覚えて、その技術を事業団の中で発揮していただいております。こういう面も本年度の事業団の活動計画の中を見ますと、たくさん取り入れられております。

それから次に学習と余暇活動の推進ということでございますけれども、現在、高齢者に対する学習の機会は、教育委員会の方でやっております。寿学級、主として学習面の勉強の機会の提供でございます。私ども福祉部でやっておりますのは、樫の木学級と申しまして、主として趣味的な学級でございまして、現在、俳句、茶道、華道、詩吟、浪曲、陶芸、フォークダンス、あるいは民謡というような課目にわたりまして、それぞれ二十名から六十名の方々が参加をして勉強に励んでいらっしゃいます。広報で募集をいたしますと、一発で定員に達するというような人気の高さでございます。今後につきましては、この課目の充実を図っていきたい。すでに私どもの聞いた樫の木学級の修了生がその後、自分たちでグループを作りまして、自主グループをつくりまして、学級で得た一定の成果以上の積み上げを行っているところでございます。

それから生涯学習の観点から、年代の違う人たちも入れられないかというような御提案、御指摘でございますが、私も全くこれ同感でございます。お年寄りの方々が老人クラブに集まりましてお年寄りだけの会合を、まあ、それも結構なんでございますけれども、ここに年代の違う人たちの交流を入れればさらにもっとすばらしい会合になるんじゃないか。例を挙げれば、老人クラブ連合会が主催をして毎年福祉大会というのを開きますけれども、その福祉大会の出し物を見ておりますと全部お年寄りでございまして、踊りですとか歌、そういったものの発表の機会になっておりますけれども、そういうところに小さい子供さんなども招待をして一緒に和気あいあいとした会合にすれば、老人だけの会合よりもさらにすばらしいものになるんじゃないかと思っております。私もかねがねこういう面についてもう少し工夫の余地はないかなと考えていたところでございまして、御指摘のことについて何らかの形で実現に努めてまいりたいと思います。

それから健康学級につきましては、この寿大学の中でも毎年健康に関する勉強を一、二回入れてございます。それから単位老人クラブの集まりの中でも健康学級的なものが入っております。したがいまして、現在やっております樫の木学級の中に健康学級を取り入れるという考えは、現在のところ持ち合わせておりません。

それから寝た切り老人の介護事業の充実をということでございますけれども、五十六年度に寝た切り訪問看護の実績を調査をいたしまして、五十六年四月から五十七年三月まで在宅の寝た切り老人数は月々によって変化がございますが、大体百八十四から百八十九までの間を上下しております。そのうち訪問をした数が百十七から百二十五、こういう数が出ておりまして、訪問の回数は延べ一月のうちに二百五十八回、一番多い日で二百五十八回ございます。

それからこれより前に、五十六年三月三十一日に日野市における在宅寝た切り老人訪問実態調査という調査もいたしております。寝た切り老人の年齢別ですとか寝た切り老人の現状、それから訪問看護の状況でございますとか、病名、臥床の期間、一カ月の医師にかかった状況、褥瘡形成者の一覧、移動能力と敏捷時間、排せつ方法と移動の能力、清潔方法、食事の姿勢と移動能力、部屋数と家族人員数、家族員数と家族構成、介護者、介護者の健康上の訴え、介護者の生活の影響、こういうような項目にわたりまして調査を行っております。それでこの調査の結果によりまして毎月二回の訪問看護を行っておるわけでございますけれども、その内容は訪問看護プラス家族への介護の指導でございます。月に二回は隔週ということになります。隔週二時間でございますので、この看護を待つお年寄りたちは非常に首を長くして待っているわけでございます。できればもう少しこの回数をふやしたいんでございますけれども、都の補助事業ということでございまして、当面この二回でがまんをしていただく。さらに都へ、この回数をもう少しふやしてもらえないかというような働きかけで対処をしてまいりたいと思います。

それから訪問看護につきましては、寝た切り老人の家庭にすべて、一〇〇％訪問いたしまして、要請がなくても一応調査は一〇〇％済んでおります。

それから友愛訪問、十五人の人数では少ないんじゃないか、こういうお話でございますけれども、これはお年寄りの側から要請があったときに出かけていく制度でございまして、いまのところ

十五人で対応できる、こういうような状況でございます。一応、私の方のお答えをさせていただきました。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　総合的な、これから向かう高齢者社会ということを前提に先取りに回るようないろいろな御提言をいただいたように感じております。

したがいまして、今後、行政といたしましても十分対応のできる基礎的な勉強もいたしまして、組織にも能力をつけなければならない、このように感じておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君。

○二十四番（中山基昭君）　ちょっと、部長の答弁の確認ですけれども、寝た切り老人が先ほど百八十九人、こういう説明ですけれども、私の、五十七年度の福祉の人口、こういう資料からは二百五十六名、こういう関係ですけれど、この辺の違い、どちらが正しいか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。私の申し上げました百八十四から百八十九、この数字は在宅の寝た切り老人数でございまして、中山議員さんのおっしゃる数から施設に入っている方を除いた数でございます。

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君。

○二十四番（中山基昭君）　すると、施設に入ってる方は永久的に施設に入っているんですか。変動をするということですか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　施設に入っている方が七十名足らずいらっしゃると思いますけれども、体の状態が健康を取り戻してよくなった場合にはお宅へ帰ってくるケースもありましょうしそのままずっといらっしゃる方もいらっしゃいます。

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君。

○二十四番（中山基昭君）　それでは何点かにわたりまして、再度、御質問をしてまいりたいと思います。

最初の高齢者動向等の的確な把握、こういう面からは先ほど部長も、日野市は比較的若い都市だというようなことの中ではございますけれども、これから積極的な、規模の拡大された、精度のよい調査をしていきたい、こういうことでございますから大いに期待をしたいわけです。

いま、私があえてそうした面で申し上げますのは、やはり高齢化あるいは高齢者施策、こういうものは少なくともそのニーズは全国レベルで均一的に形成をされるんではない、こういうふうな認識をしているわけですね。したがって、やはりその都市、その自治体等の中の地域政策、こうした中に根づいた、あるいは確立された施策でなくてはいけない。こういう面で特にこの点を強調をしておきたいということでございます。

次に、先ほど高齢者事業団、私は、部長は制度だからよろしいんだ、七五対二五でもいいんだ、これはもう承知をしております。だけどその辺をただ単に七五対二五でいいんだということでなくて、もっとこれを拡大するような形で考えられないかどうかということを聞いているわけです。

さらに資金面で、運用で事前の対応等をしておるんで特段支障がないということでございますけれども、この点を再度、確認、お聞きをしてまいりたいと思います。

さらに学習という面で、老人保健学級の開設、これは寿大学の中にカリキュラムで年間二回ぐらいこうした学級が持たれていることを承知をしております。しかし、これからの老人の保健、こういうものを考えるときに大変重要じゃないか。もし、これを一本に引き出して考えることはできないかどうか。あるいは、やることが必要じゃないか。こういうことです。これは福祉の方でなくて、むしろ教育の方でひとつ御答弁を願いたいと思います。

あと、さらに寝た切り老人という面の介護という面では、最近全国的にも大変深刻化しております痴呆状態の老人の介護問題、こういう問題がございますけれども、この辺も十分担当部としては意識、認識を新たにしながらその対応を検討していく必要があるんじゃないか。こういうふうに思いますし、あるいは市内で、そうした問題で御相談等がなされたケースがあるかどうか。実績があるかどうかということもあわせてお聞きしたいと思います。

最後の行政機能等の問題ですけれども、市長も先ほど触れておりましたけれども、内部でも十分勉強なり、あるいは知識の修得、こういうこともしていきたいということがございますけれども、確かにそのとおりだと思います。少なくともこれからの専門的なあるいは構造化される事業でございますから従事者、あるいは専門職の教育養成、こういうことはやっぱりきちんと充実をしていくことが必要じゃないかと思います。

さらに、先ほど最後の後段で、これからのむしろ、何ていいますか、自動的な機能を高める、あるいは社会福祉の貧困さを補う、こういう面からの拠出性の導入、こういう面の検討等の問題についてどのようなお考えを持つかということについては触れられておりませんので、特にお聞きをしておきたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　近年、都下の他の市におきましても福祉公社というふうな発想の展開の中で、老人の在宅福祉をより安定をしていこう、こういう考え方が試みられております。私どももそのことを十分いま注目をしておるところでございますが、今後の地域社会としてそういう問題は必ずそういう課題が求められるというふうに感じ、対応できるような努力を詰めてまいりたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。寿大学

の問題でございますけれど、いま、中山議員さんの方から御指摘がありましたように、確かに社会教育の成人教育分野の中で取り扱っているいろいろな講座の中では群を抜いて参加者数が多い大学でございます。

その中にいろいろな講座を設けながら老人の方々にも対応しているわけでございますけれど、特に老人健康学級というような形で健康問題だけを取り上げて年十二回なら十二回、そういうような講座を別に持つことがいいのか。あるいは一連の講座、その中には野外教室などといってＮＨＫの放送センターを参観に行ったり、あるいは明治神宮へ行ったり、いろんな野外の教室等も講座の中に取り入れながら対応しているわけでございますけれど、その辺の問題点につきましては、現に寿大学で講座を受けている老人の方々、こういう方々の御意見も聞いた上で、さらに日野の保健所だとか、あるいは医師会だとか、いろいろな担当している方々との打ち合わせ等もしながらその方向を探っていきたい。こう考えております。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　高齢者事業団への補助金の額の件でございますが、先ほど申し上げたとおり国が五〇％、二五％ずつを都と市で持つ、こういうことでございまして国の額、都の額は動かせませんが、市の額を上乗せするということはできます。それで、事業団で出ております決算書の内容などをよく検討させていただきまして、出すべきものは出したい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君。

○二十四番（中山基昭君）　確認ですけれども、最初の三項目の老人憩いの家との関連で総合的なセンター、この答弁がなかったように思いますけれども、この辺の関連はどうですか。

老人憩いの家が本年度予算等の中でも建設が予定をされておるけれども、さらに単なる憩いの家ということでなくて、なるべく内容充実、あるいは機能等も整備をする中で、老人、総合センター的な位置づけ、こういうふうなお考えを持たれたらどうかということですけれども、この辺はどうですかということと、さらに、なかなか比較的高齢者の利用という面では、こうしたりっぱな管理施設ができたとしても利用の面でいろいろな制約がございますので、むしろ交通の便利な、あるいは歩いて隣りに行けるよというふうな関係で、千葉市等でも実施をしておる。一般民家の居室を貸していただいて、それでそこを一つの利用施設にしておる。こういう事例もございますから、そうしたこともこれから考える必要があるんじゃないか。この点です。再度お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　老人憩いの家の設計委託料につきましては、五十七年度予算でお認めをいただいているものでございます。その構想につきましては、四百九十五平米程度の広さ。そして建設の場所は六四ブロックを予定いたしております。五百坪程度の広さの中にセットをする、そういうことが決まりまして、その憩いの家の中身にどんな施設、どんな部屋をつくるかということにつきましては、日社協老人部会などの組織を通じまして、すでに答申をいただいております。

それによりますと男女の風呂場、舞台つきの大広間、さらには六畳から八畳の小部屋を四つ。そんなような規模で、さらに食堂ですね、それからロビー、そういったようなものをつけました。げたばきで行ける宿泊施設ということで、現在のところ進めております。

それからさらに日野の古い民家をその場所に移築いたしまして、文字どおり、いろりを囲んだ炉辺談話などもやっていただきたいそんなような構想もございます。

以上、現在の考え方をお答えさせていただきました。

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭。

○二十四番（中山基昭君）　最後に一つ、再度市長を初め関係の部長に要請をして終わりたいと思いますけれども、高齢者施策の一層の充実と促進を図るためには地域的な連帯と理解を深め合い、高齢者の一人一人の切実な問題が個別の状況からの幅広いニーズに対応しての施策の推進、サービスの向上を図ることが重要ではないかというふうに思います。そのためにも国の機関委任行政への依存主義からの脱皮を図り、地域的なニーズを基盤に行政としての主体性と努力によって高齢化社会に向けて新しい道をつくり出すときであるというように思います。

幾つかの答弁や見解をお聞きしておりますと、委任業務になるとか、あるいは要綱との関連はどうだとか、大変隘路の要因が大きく強調をされておるわけですが、私は隘路を乗り越えるために真剣に、やはり積極的な努力を必要とするんだということを重ねて指摘をしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって四の一、高齢者施策の充実と促進に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

六月十六日　水曜日　（第四日）

昭和五十七年
第二回定例会

日野市議会会議録

第十六号

六月十六日　水曜日　（第四日）

出席議員（二十七名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	旗野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（三名）

六番　古谷太郎君
二十八番　石坂勝雄君
二十九番　滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
総務部長	加藤一郎	君
生活環境部長	佐々木博	君
清掃部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平敏男	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原尭次	君
福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育次長	長沢三郎	君
企画課長	田窪鎮夫	君
財政課長	山崎彰	君
資産税課長	永瀬誠一	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田和平	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　浜田文子　君

議事日程

昭和五十七年六月十六日（水）
午前十時開議

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

午前十時六分開議

○副議長（大柄　保君）　おはようございます。本日議長の石坂議長は所用のため外出をいたしておりますので、副議長の私がかわって会議を運営いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十九名であります。

これより一般質問を行います。

五の一、（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）飯山　茂君。

○十五番（飯山　茂君）　ずっと十一日から議会が始まりましたけれども、企画財政部長がお見えにならない。きょうはまた市民部長もいらっしゃらないですが、どうして出席されていないのか、昨日福島議員の日野駅の問題につきましても、線下駅の対策費の問題ですが、どうも答弁が食い違っているような気がしてならないんです。前回のときに市長と議長が国鉄に行ってお願いをしてきたと、こう私どもは聞いているんですが、田窪課長の話ですと、これから鋭意努力をするというようなお話でございますので、その辺の食い違いがどうもあるようでございますので。

それから、部長が休んでいるときは少なくとも助役か市長が、やはり議員にその旨を伝えていただきたいと、こう思うんですが。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　ただいま飯山　茂君から議事進行の申し出と、本会議におきまして部長の出席がないと、これらの問題についての質問がありましたけれども、理事者側どうですか。市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘をいただいて大変恐縮に存ずる次第でございます。機会を得て早くお伝えをすべきだったというふうに感じております。

生野企画財政部長につきましては、メニエール氏症候群という症状をかねて持っておりまして、ときどき失礼をいたしております。今回はちょうど議会開会前に診断書を付して、そして休暇したいというふうに届け出を出しておりましたわけですが、そのことを早くお伝えをし、御了解をいただくべきだと思って御指摘に対し大変恐縮しておる次第でございます。

それから、加藤一男市民部長でございますが、この人も持病がございまして、病院との討議の中で、たしか昨日でしょうか、入院をし、あるいはきょうかもしれませんが、即日、あるいは翌日手術を受ける。こういうことを本人から申し出を受けておりました。その症状と申しますのは、前立線肥大の手術ということでございまして、二週間の予定で回復できるとこう申しておりますので、大変恐縮でございますが、御了解をお願いをしたいと申し上げておることと考えております。したがいまして、答弁等の粗相がございましたならば、そのことをより明らかに

してなるべく正確な答えをすることに努力をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（大柄　保君）　ただいまの市長の答弁で飯山茂君よろしいですか。

○十五番（飯山　茂君）　了解。

○副議長（大柄　保君）　日野駅の問題の答弁はよろしいですか。

それでは、一般質問に入ります。

五の一、行政に関する諸問題と長期計画についての通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

〔十四番議員登壇〕

○十四番（川嶋　博君）　それでは、一般質問に入らせていただきます。

前置きは抜きにいたしまして、今議会で基本構想が発表されました。その中には内容的にはすばらしい都市計画、教育問題、福祉問題も含まれております。しかし、それをよく見ますと、私の考えですけれど、具体的な内容が盛り込まれていない。この点について私はいま少し行政としてそういう具体的な問題を構想の中に入れて市民の皆様に理解していただくよう私はそう思いますけれど、理事者として、その具体的な内容が入ってなかった理由についてお尋ねをしたいと思います。

特別委員会につきましては、都市計画につきましては、下水道問題だとか、それから、高幡踏切、市民会館特別委員会も含まれておるから入っていないという解釈もとりますけれど、その理由を説明をしていただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　これまで基本構想のことに触れまして、いろいろと御意見をちょうだいいたしております。私どもの考えますところ、これまでもまたお答えをした機会もあったわけでございますが、基本構想の趣旨は、地方自治法の第二条第四項、第五項というところに示されているとおり各市町村はおよそ十年間程度を目途にして、市の自治体の行う行政についての基本的な構想を持てと、こういうことが指摘をされておるわけであります。したがいまして、構想と申しますと、余り具体的な事業計画を求めているものでもなくて、一つの考え方、理念そういうことを余り急なジグザグがないようにという意味も含めて求めておるものだというふうに考えております。したがいまして、その理念ということになりますと、具体性を持たないということで、ある面では御不満も出てくるわけでありますけれども、その基本構想に即したその中で、事業計画を組んでいくこういうことになる一つの指針だというふうに考えます。したがいまして、伴って引き続き今度は御指摘のような事項を内容といたします基本計画をつくっていくと、そして、

またその基本計画の中から中期短期という形の優先順位を決めて、そして単年度予算にまとめていく、こういった流れが考えられるわけでございまして、そういうやり方でこの基本構想をなるべく現実的な政策として、あるいは施策として具体化していこうとこういう考えのもとに位置づけられているということで、むしろ具体的ないわゆる計画という年次的、あるいは財政的な裏づけの意味を持つものは、そういう次の段階の基本計画なり、あるいは中短期計画に譲ると、こういうふうな考え方で成り立つものであるというふうに考えておるわけであります。

○副議長（大柄　保君）　川嶋　博君。

○十四番（川嶋　博君）　これからの質問につきましては、昨日の福島議員の質問と内容が重複しますので省略いたします。過日、文教委員会で輪島市と加賀市の行政視察を行いました。その中で、市民会館というものを特に視察を行ってまいりましたけれど、加賀市では人口六万五千、千四百席の市民会館であり、結婚式場まで備えた、また地域の特色を生かした市民会館でございます。いま日野市でも市民会館の建設につきましては、特別委員会も設けられ、いま基本設計の段階に入っておりますけれども、それについて質問に入らせていただきます。

まずいままでの経過を概略の説明をお願いいたします。

○副議長（大柄　保君）　企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　企画課長です。いままでの経過説明でございますけれども、概略をかいつまんで御説明をいたします。

五十六年の三月に市民会館建設対策特別委員会が設置をされております。次に、三月十九日に第一回の委員会が開催され、四月三十日に先進市の視察等を行っております。それから、五十六年の四月三十日ですか、やはり相模原市民会館、それから厚木市の文化会館等の視察を行っております。このような中から、昨年の十月七日の議会におきまして、市民会館の基本設計の委託料が六百四十八万九千円の議決を受けてございます。そのような中で、基本設計を業者に委託をして行うということで、本年の三月三十一日に基本設計ができてございます。そういった中で、市民からの要望も受けたいということで広報によりまして、二月から意見並びに要望等があったら企画課まで提出願いたいというふうなことを行ってございます。その中で、三月三十一日までの基本設計の終了までに期限的に一元的に間に合うものにつきましては織り込んだ形の中で、基本設計ができ上がってございます。そのような中で、今後の手続でございますけれども、市民会議を開きまして、この基本設計のたたき台をもとに議員さん方からの意見要望を踏まえながら一応のまとめといったものをつくりたいというふうな計画でございます。以

上です。
○副議長（大柄　保君）　川嶋　博君。
○十四番（川嶋　博君）　そのいままでの段階で座席の数、または面積、駐車場の問題はどうなっているでしょうか。
○副議長（大柄　保君）　企画課長。
○企画課長（田窪鎮夫君）　大ホールの席数についてでございますけれども、特に財政上の問題、それから市民会館の敷地として位置づけられております庁舎南側の面積というふうなことから、また使いやすさといったような見方から千席から千二百席の間ぐらいに大ホールの席数を納めたいというふうに考えております。
　それから、市民会館の駐車場でございますけれども、これにつきましては、現在の予定地の中には設置することは不可能でございます。したがって、できましたら近隣の民有地を借り上げてつくりたいと、こういうふうな計画を持っております。
○副議長（大柄　保君）　川嶋　博君。
○十四番（川嶋　博君）　ことしの成人式には成人になられた方が千百何がしかの出席がありました。前年に比べまして多くの方が成人式に出席されました。市民会館というものは、特定のものではなくて多目的な会館でなくてはいけないと思います。せめて成人式が全員参加で行えるぐらいの市民会館の建設を私はしなければいけないと思いますけれど、また駐車場につきましても、三百台ぐらいの能力がある面積を確保してりっぱな日野市の特徴を生かした市民会館、どこの市へ行っても市民会館を後ほど増築をしたなんていう話も聞いておりません。設計の段階でそういうものを取り入れて行わなければいけないと思いますけれど、その点いかがでしょうか。
○副議長（大柄　保君）　企画課長。
○企画課長（田窪鎮夫君）　大ホールの席数についての再度の御質問でございますけれども、現在の予定地の面積等から勘案いたしまして、最大席数をふやしても千二百席程度にならざるを得ないというふうなことから、現状ではやはり千二百席どまりにしたいというふうな考え方でございます。
○副議長（大柄　保君）　市長答弁。
○市長（森田喜美男君）　市民会館の建設につきましては、議会でも早くから特別委員会を設置していただき、市民要望もかねて高いわけでございますし、なるべくりっぱなものをつくりたいという考え方にはどなたも異論のないところだというふうに思うわけであります。ただ基本的なその条件といたしまして、やはり手持ちの土地でなければならないこととか、したがいまして、制約条件というふうに考えるべきではないと思いますけれども、基本的な日野市の市勢といいますか、市の勢いでありますが、市勢にふさわしいそういうことが何よりも求められるわけであります。そこで、これまで申し上げてまいっております中央公園、それからできております中央公園、そして市民会館その三拠点を日野市の市民センターないしは行政センターというふうに考えるべきではなかろうかと、伴いましてこの庁舎をこの場所に建設いたしました当初から過去の都市計画的なサイドから、そういう取り組みの中で、状況を迎えておるわけであります。そうなりますと、地積が約ここの庁舎地積は一万四千平米ぐらいでありますので、その中の供用部分を除きまして、実際に建物の部分は四〇％、したがいまして六千数百平米こういう単位であろうということ。それから、そこに建築基準法、あるいは日影条例、その他をそれぞれ法規的にクリアできます建物の限度と申しましょうか、あるいは一方には財政のことも考えまして、大体二十億円を限度とするというか、あるいは少々頭の出る場合もあるかもしれませんけれども、そのあたりが日野市の現在なし得る能力、あるいはまた将来を考えましてもふさわしい規模、それらの一致できるのが、たしか建物として六千五百平米というような想定が成り立つのであります。その中に大ホール、それからいろいろな会議室、伴う市民施設等が一応基本設計の中には込められておるように見ております。したがいまして、固定数ということもありますし、付属するいろいろな必要な施設、あるいはスペースこれらがほぼ成り立ち得るというふうに考えられております。これからいろいろな御意見もいただいておりますので、できるだけその意見に沿い得るようなそういう努力をすべきだと思っておりますし、特に特別委員会、あるいは議会全体の御意見も慎重に承りたいと、こういう時期に入っておりますので、なお、ことしは本設計の年に入っております。それに間に合わせる手続のこともございますし、それから意見聴取のことを満たしてきた、このように考えておるところでございます。別の委員会等の場でより具体的な資料として、具体的なものを資料として提出をいたしたいと、このように考えておる次第でございます。
○副議長（大柄　保君）　川嶋　博君。
○十四番（川嶋　博君）　市民会館につきましては、いま本設計に入る前に多くの市民の要望を入れて悔いのないりっぱな市民会館を建設をするように要望いたしまして　一般質問を終わりたいと思います。
○副議長（大柄　保君）　これをもって、五の一、行政に関する諸問題と長期計画に関する質問を終わります。
　次に六の一、学童通学路の標識についての通告質問者、飯山茂君の質問を許します。
　〔十五番議員登壇〕
○十五番（飯山　茂君）　十五番飯山でございます。議長のお許しが出ましたので、まず一般質問をさせていただきます。昨年私は九月の定例会におきまして、防災対策についてと、そして標識についてという一般質問をさせていただきました。

その中で、防災対策につきましては、大変積極的に担当部局が鋭意努力をされて、まず避難場所の標識これを設置していただきました。このことについてはこの場をお借りしてお礼を申し上げます。

各所に看板の標識が立たれ、そして非常に見やすく市民の皆様方からも大変日野市も他市に比べてすばらしいものであると、こういう言葉も聞いております。（「本当かい」と呼ぶ者あり）また、防火用水の標識も本年度は撤去の予算を当初予算でも見られておりますように前向きに取り組んで、そして一基四千何がしという撤去費まで含めて予算を加えていただいておることを特に私は予算書を見て前向きな行政だということを痛感しております。ただそれだけではなくて通学路の標識については、いまだに依然として手が加えられていない。これは大変残念なことでございますが、当時の生活環境部長がいまはかわりまして、そして、当時答弁を受けました教育長もいらっしゃらない。そして、当時土木の部長もいらっしゃらない。こういうようなことで大変答弁なりお答えがしにくいと思いますが、私どもも大変市内を回ってみていまだに手がつけられていないというのが状況でございます。特に子供たちの安全を守ろう。市長は常常市民の暮らしと命を守ろうということですが、やはり日本の将来子供さんたちのやはり生命や健康であることが、まず第一だろうと思います。まずそういう面におきまして、私は昨年この問題に取り組んだのでありますが、ある学校の生徒さんが、たまたまそのさびのついた棒にさわったために目の中にごみが入ってしまった、こういう問題がありましたので、これに取り組んだんですが、先ほど申しましたように防火用水については非常に前向きに進められたと、ところが、これからの日本を育てようという子供さんたちのこのことを忘れているんじゃないかとこう思います。大変私はこのことが残念でなりません。まずお伺いいたしますが、昨年の九月から防災課では予算を組んだけれども、教育委員会としては、予算がなぜできなかったのか、その辺をお伺いいたしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　飯山　茂君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　お答えいたします。

大変申しわけない状況でございますけれども、確かに新設校の開校、あるいは学区域の変更、それから校名等がそれに伴って変わっている標識がそのまま古くさびて残って見にくいと、こういうような状況が市内の随所に見られると、これらの標識の撤去、あるいは立てかえこういう面につきまして、いままでどちらかといいますと、都の補助金絡みで、この新設だけがその認められているとこういう状況下におかれておりまして古い標識の撤去、この問題につきまして対応できなかったということ、これまことに申しわけなく思っております。本年度予算で、

管理課の方に新しくその新設、それとあわせて撤去の市の単独予算、これを予算措置していただきましたので、今後これらの古いさびついてしまっている標識等の撤去につきましては、順次予算措置の中で解消していきたいと、とりあえず本年度当初予算の中で、認められている独自予算として四十本の標識の撤去並びにその新設を図っていきたいと、こんな具合に考えておりますので、お許し願いたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　飯山　茂君。

○十五番（飯山　茂君）　いま教育次長のお話ですと、四十本の撤去がなされるというんですが、場所はお示しいただければ大変幸せだと思いますが、先日も第三小学校の教頭と校長に私がお会いをしたときに、しかも第三小学校の入り口のところに地域的で言えば緑ケ丘ですが、そこの場所に立っているのが全くの真っ黒なんですね、それで、非常に学校の先生もこういうのが見にくいし、危険であるというようなことを言われているんですが、四十本というのはどことどこを大体お示しいただいているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　御指摘のように三小学区、五小学区、六小学区、それに四小学区、この付近に特にその標識のさびついて、あるいは車等にぶつかって倒れかかっているというような状況での標識がそのまま存置されていると、こういうことでこの実際これらの問題につきまして、学校当局の方も指定した通学路、これについての学校からの調査資料これを毎年取り寄せてそれに基づきながら対応しているわけでございますけれど、さらに徹底いたしまして、通学路途上の標識等のその新設だけではなくていま申し上げました撤去の本数等につきましても、いまの四校だけでなく他の地区の中にその存置されている標識等についても、できるだけ詳細な資料を集めた上で、それに基づいてのこの標識の設置場所、あるいは見直しこれらの問題について十分管理課の方とも協議をしながら煮詰めていきたいとこう考えております。

○副議長（大柄　保君）　飯山　茂君。

○十五番（飯山　茂君）　たとえばいまお聞きをしたんですが、昨夜のＮＨＫの八時五十五分のニュースを次長ごらんになりましたか、なりませんか。昨夜の八時五十五分のニュースには中野区の学校ですが、中野区役所ですね、の学校の生徒さんがスクールゾーンに標識があって入ってはいけないというそこへたまたま区の清掃車が入って子供さんをひいてしまったと、それに対して父兄が損害賠償を要求したと、ありましたね。（「あった、あった」と呼ぶ者あり）そういうことが、市にやはりうかつにするとかぶさってくるわけですね。その税金でやはりどこの市でもそうですが、やっぱり税金で当然賄うんだと思います。私はそういうことがあってはいけないということで

この場をお借りして特に強く申しているんですが、やはり防災対策でもしかり、あるいは教育の面でも特に教育の面につきましては、そういうことが私は大切だろうと思います。特に私は日野自動車から出ていますから、これから日野自動車の名前が出ますと、先輩の議員の方々も日野自動車を出すなとおっしゃられるかもわかりませんけれども、ことしの四月の一日に日野市の小学校入学数千二百八十何名ですか、この方々にも生徒さんに黄色帽子を配布したと、これはやっぱり企業ということではなくて、やはり子供さんを安全から守ろうという意味で出したわけです。あるいは日野自動車の北側に万年べいのところにのりがある、そののりではどうも子供さんが足がよごれたりするということで、フェンスにかえて、しかも道路を広くして、そして通学路にすると、やはり企業も一生懸命やっているんですから、やはり市側といたしましても、そういう面を積極的にひとつ進めてもらいたい。最後になりましたけれども、教育行政、防災行政を含めてひとつ市長より御意見をいただければと思うんですが。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　飯山議員さんからこの通学標識のことを御指摘をいただきながら、対応のにぶいこと私も残念に思っております。この特に学童の交通安全ということにつきましては、かってはそういった標識も役立ったことがあったときますし消防委員会等にもいつも意見を伺いながら、時代もあると思いますが、むしろ現在は、車に対しては路面に文字や記号を記すという形で効果を上げているふうに思いますので、そのこととともあわせて、つまりそのときそのときの一般的なこのセンスにあわしてゆくということが大切だろうというふうに考えるわけであります。何かこう一定の基準を満たしておるからして、これで十分だなということはないわけでありますからして、努めて実際の効果を上げるこういうことをもっともっと目を注ぐべきだというふうに考えますので、学校等にもそのことをよく伝えまして、そして市民ぐるみ、地域ぐるみで子供たちの安全をより見守っていけるように努力をしなければならないということを痛感しておるところでございます。

　それから、防災のことにつきましても、従来はこの都市的な環境でない、いわゆる消防団というのがほとんどその労に当たったわけでございますけれども、だんだん都市化に伴いまして特に消防署のこの消防能力、消火能力、あるいは雨期に向いますと、特にまた水防関係のことも必要なわけでございまして、また地震対策ということも近年だんだんと現実的な問題として、市民意識の中に高まってまいっております。それらを含めていかに安全な地域社会をつくるかということは、都市計画サイドと、もう一つには市民の意識をその方向に向けていくと、こういう二面の用意がなされるべきだというふうに思いますので、それらにつきまして消防委員会等にもいつも意見を伺いながら、

あるいは諮問をしてお答えをいただきながら一歩一歩という形でその考えの発展のできる施策を進めておるところでございますが、一層よろしく御指導をいただきたいと、このように存ずる次第であります。

○副議長（大柄　保君）　飯山　茂君。

○十五番（飯山　茂君）　大変前向きな姿勢の御答弁をいただきまして、このことをぜひとも遂行していただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（「御苦労さん」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　これをもって六の一、学童通学路の標識に関する質問を終わります。

　次に七の一、都市整備、環境問題についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔七番議員登壇〕

○七番（馬場繁夫君）　都市整備、環境問題について質問をさせていただきます。

　今回初めての一般質問でありますので、答弁は具体的にわかりやすくお願いいたします。

　都市整備、環境問題は大変幅が広く、また深い問題でもあります。さらに巨額の予算を必要とする問題でもありますので、今回はさわりの部分を六点について質問させていただきます。

　まず初めは、道路整備関係の問題を中心として質問させていただきます。

　第一点といたしましては、市内の道路網計画のことでございます。市内に幹線道路計画は都市計画道路があり、また土地区画事業内におきましては、生活道路計画がされているでしょうが、そのほかの地域にありましては、生活道路計画案があるのでしょうか。開発行為、またミニ開発があった場合ばらばらの行政指導であったならば、環境の悪化を招いていくだけであると思います。

　そこで、第一点の質問でございますが、市全体の地域計画道路、または生活道路網の計画が現在できているでしょうか。また、土地区画整理事業とその周辺とまた土地区画整理事業の関連性の問題はどうなっているでしょうか。また、開発行為、ミニ開発行為のある場合、道路整備及びその周辺との関連性はどうなっているでしょうか。その辺について第一点目は質問させていただきます。

　第二点目としては、狭隘道路の問題でございます。災害どきの避難活動や防火活動といった人的空間の最低条件の道路幅四メートルと日照、通風、防火性といった建物間の物的相互関係の最低条件の道路幅四メーター、このように人的物的両面における安全性の最低条件の道路幅を確保することは、私道にとっては当然なことであると考えております。ところが市内には道路幅四メーター未満の道路狭隘道路が数多くあります。

そこで、第二点の質問でありますけれども、狭隘道路についてはどのような施策をお持ちでしょうか。また、三月議会におきまして、秦議員が質問いたしました四メーターに満たない私道の拡幅におきましては買収方法で拡幅を行ったらよいのではないかとの質問でありますけれども、その後どのように検討を行ったのか、具体的に市長の答弁を受けたいと思います。

第三点目といたしましては、私道の道路舗装のことでございます。人間的活動空間と物的相互関係の最低条件の面からいった場合も、本来は公共的な性格を持っている私道路、特に公道につながり通り抜けができるような私道は一般の人々の交通も多く、より公共性が強いのであります。このように公共的性格の強い私道の整備管理が本来個人に任されている現状でございます。しかし、道路としての公的利用を義務づけているのであれば、当然その私道の整備管理にあっては市側の責任で行われるのが一番望ましいのではないかと考えている次第でございます。その上から第三点目の質問をいたします。私道の道路整備は現在市が七割負担で、私道の所有者が三割負担となっておりますが、今後市側の増額負担の考えはあるでしょうか。また、公共性の強い私道につきましては、市で一〇〇%の舗装ができないでしょうか。たとえば東平山一丁目五番地付近の私道は特に公共性の強い私道でございます。滝合小学校の実質的通学路として利用しておりますし、また平山中学校の通学路として指定されております。都営住宅、供給公社平山団地の中学生、また国鉄平山団地の中学生、またその周辺の中学生が多く利用しております。また一般の人々も数多く利用している公共性のきわめて強い私道でございます。雨の日は水たまりができ通学に大変不便を感じております。市側で一〇〇%負担で道路舗装ができないでしょうか。

これより家庭用雑排水、用水路関係の質問に入っていきたいと思います。

第四点目としては、水路の清掃の問題でございます。

家庭用雑排水のごみ、または一部の浄化槽の排水向け用水路等が下水化し、流れを悪くし、また悪臭を放っている現状の用水路が数多くあります。土木課では年一回水路の清掃を行っているとのことでありました。

第四点目の質問といたしましては、清掃の状況はどのような状況でありますか、今後の対策はどう考えているか、お聞かせ願いたいと思います。たとえば平山六丁目の八王子市との行政境に流れる水路でございます。昔は沢蟹がおりまして、水も大変にきれいなところでございました。現在は平山園等の家庭用水のため下水化しております。夏になりますと、大変悪臭が漂ってくる水路でございます。数年前の台風の豪雨のとき一部が崩れまして、八王子市との協議の上一部暗渠にしたと聞いております。八王子市と協議の上清掃並びに水路全般にわたりまして、暗渠にしていただきたいと思いますがどうでしょうか。また南平八丁目のくまんどう公園付近に流れる水路でございますが、ここは昭和五十三年度の日本観光が開発したところで、水路が深く一部水路底に平盤がなく家庭用ごみ等で沼状になり流れを悪くし、さらに悪臭が大変ひどいということであります。毎年二回の清掃も地域の人たちが大変な思いをして行っている状況であります。そこで、清掃並びに水路整備改善をお願いしたいと思います。また同じく南平八丁目の代々木ゼミ学生寮の北側の水路でございますが、この家庭用のごみ等がたまり、深く沼状になり悪臭が漂い、また蚊が大量発生する状況であります。清掃及び水路改善をお願いしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

第五点目といたしましては、家庭用浄化槽のことについて伺います。

昭和四十二年にし尿浄化槽の構造基準が建設省から示されて以来、その建設数は急激に増加しております。新規準の浄化槽におきましては、まだ問題が出ていないようでございますが、旧基準の浄化槽で十分管理がされていない状況であったり、浄化槽が古く浄化能力が低下した浄化槽の場合、また増築等により家族人数構成の変化により浄化能力が低下した場合により浄化槽によっては黄色水が出たり、時にはなまがそのまま出る状況にあります。そのため用水路、水路等を汚し、住宅環境の悪化を招いている現状でございます。第五点目の質問といたしましては、市の浄化槽業者は二社ありますが、許可書の管理人数は何人でしょうか。また、その人数で管理が十分できているのでしょうか。また、浄化能力を十分満たさない浄化槽については、今後どのような対策を行っていくつもりでしょうか。そのことについて質問いたします。

第六点目といたしましては、立て穴式吸い込みの解消の件でございます。市の公共下水道の基本計画と並行して雨水施設計画も進められておりますが、下水道の完備はまだまだ残念ながら先のこととなります。そこで、現在の雑排水、浄化槽等の排水は、用水路、水路、側溝等に流されております。そのため用水路等が下水道化し、生活環境の悪化を招いている現状です。しかし、まだ地域によっては家庭用雑排水等を自宅の庭などに穴を掘り、立て穴を掘り排水を流し込んでいる下水に浸透させている立て穴式吸水槽で処理している現状であります。穴の壁面や底面に油、ヘドロがたまり、また雨の日が続くとたちまち道路の水が流れ込んだりいたしましてあふれ出す始末です。しかも危険で不衛生でもあります。立て穴式吸い込み槽の管理は大変家庭にとっても負担がかかる問題でもあります。下水道完備の早期実現の市民の声は強いものであります。しかし、下水道完備はまだまだ時間がかかりますので、第六点目の質問といたしましては、雨水施設計画実施を部分的に早め、吸水槽処理

の解消はできないでしょうか。また、新井団地の西側の地域は浅川がすぐ近くに流れているのにもかかわらず、まだまだ排水できない状況で住民の方が大変困っております。何とかこの地域も一日も早く解消できるようにお願いしたいと思います。以上六点について御質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（大柄　保君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答えを申し上げます。

第一点目の道路整備の問題でございますが、基幹的ないわゆる都市計画道路につきましては、現在のところで延べ延長といたしましては、五万七千メーターばかりございます。このうちの現時点における進捗状況でございますが、三三％が完了いたしまして供用を開始をしてございます。それ以外現在認可を取り、または施工中のものといたしましては四二％、すでに完了したものを含めますと四二％が完了ないし事業を現在行っているという段階でございます。また、区画整理事業におきましては、これらの幹線道路も並行して実施をいたしておりますが、区画街路におきましても、区画整理の段階で地域の状況にあわせまして、住宅地としてふさわしい道路の設置を行っている段階でございます。

それと、ミニ開発の段階における道路の整備はどうなっているかといった御質問でございますが、開発指導要綱に基づきまして私どもの方に開発の届け出がある、申請が出てきた段階で、まず庁内で十分こういった点については協議を行います。道路の進入道路といたしまして、道路の状況が不十分な場合、周辺の道路の整備並びに用地の市に対する寄付等を含めまして、道路の位置指定と取り組みまして開発許可を行っている段階でございます。私の方からは以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　ただいま都市整備部長の方から基幹道路、あるいは開発に関連した道路の整備の問題をお答えしたわけでございますけれども、私の方は現有の私道の維持管理という立場からお答え申し上げたいと思いますけれども、そういう点から申し上げますと、公共性の高い生活道路という点でまだ市内にはたくさんの私道がございます。その私道の整備、構造改善等の問題につきましては、私道の整備要綱の中で対処していくというのが原則的な考え方でございます。したがいまして、そういう点で今後もできるだけの対処をするような努力をしていきたいというふうにお答えを申し上げたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　清掃部長。

○清掃部長（伊藤正吉君）　お答えします。

四点、五点、六点目に該当するかと思います。あわせまして御回答したいと思います。

まず立て穴式のスポイルドの吸い込み槽の件でございますけれども、これにつきましては、日野市家庭雑排水の処理要綱という要綱がございまして、これによりまして、月一回その立て穴の処理水をくみ上げて、処理場の方へ運ぶと、こういう要綱によりまして、その雑排水は処理場の方へ運んで処理してございます。まずなお、この経費につきましては、二分の一の市が負担してございます。現在のところ一リッター二円でございますが、それに対しまして一円分の補助をしているわけでございます。

昨年実績をちょっと申し上げますと、約この家庭用の雑排水につきましては、千三百七十キロリットルが処理されてございます。こういうことでいま現在はそういう処理をしてございます。

それから、次のし尿浄化槽の件でございますけれども、これにつきましては、一応やはりこれにつきましても、し尿浄化槽清掃作業給付の住民負担軽減措置に関する要綱という要綱がございまして、これによりまして処理をしてございます。清掃作業の年に一回の清掃経費につきまして、約半額相当の経費を補助している、こういうことでございます。これにつきましては御存じのことと思いますけれども、五百人以上の浄化槽につきましては、合併処理でございますが、これにつきましては責任者がついてそれで管理に当たると、それ以下につきましては、そのつくった業者と管理契約を結んで、年に四回ほどの管理契約を結んで、そういうことで現在の何といいますか、浄化槽の清掃管理に当たっているこういうことでございます。ただ、これにつきましては、私どもの方でも一応広報等にＰＲいたしまして、一応し尿浄化槽につきましては届け出をしてほしいと、こういうことで広報等で周知を図ってございますけれども、相当数まだ未届けのものがあるわけでございます。この未届けにつきまして、私どもの方は清掃部は非常に場所が不便なところでございますので、毎年本庁に出向きまして、一応こういう浄化槽のある場合には申告を受け付けますから、出張して受けつけますからということでＰＲしてございますけれども、なおこれにつきましては徹底しないむきもございますので、本年度につきましては、市内の四カ所か五カ所に出張いたしまして、それでこのし尿浄化槽の受付作業をして、なおこれにつきましては徹底をしていきたいと、かように考えておるところでございます。以上です。

○副議長（大柄　保君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　建設部長でございます。順序が変動いたしまして大変申しわけございません。

私の方からさらに御質問にお答えしていきたいと思いますけ

れども、まず私どもの補償問題でございますけれども、現在の市が持っております補助金の交付要綱の補助率の引き上げをできないだろうかという御質問でございますけれども、御質問の中にもございましたように本年の三月の定例会の中でもお答えを申し上げておりますけれども、生活道路として非常に機能の高い、公共性の高い、そして公道との連関を保っていると、こういうふうな道路の整備につきましては、七〇％の補助という形で、あとの残り三〇％につきましては、いわゆる受益者負担ということでお願いをしているわけでございますけれども、学校の通学路の問題との関連などもございますので、それらを考慮いたしますと、今後さらに学校側の御意見等も伺いながらできる限りの可能な範囲内での引き上げに向かっての検討はしてみたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、次に水路清掃問題でございまして、これにつきましては幾つか具体的な例を挙げて御質問があったようでございますけれども、まず平山六丁目の八王子境の水路の問題の清掃でございますけれども、これは御質問の中にもございましたように八王子市と日野市のちょうど境を流れておりまして、かっては丘陵地帯としていわゆる緑豊かな地域がありまして、そちらの方の山の方から流れ込むいわゆる沢の末流地の場所が現在自然的な地形のままになっておりまして、一斉に水等が発生いたしますと、上流の方からごみだとか、あるいは木の枝などが確かに流れ込んでおる状況があるようでございまして、そしてさらに末流につきましては御存じのように都道と京王線をまたぎまして暗渠になっておりまして、その暗渠の排水路が南平用水路のちょうど失礼いたしました平山用水路のちょうど取水口のところで浅川に注いでいると、そういう状況の水路でございますけれども、私ども水路の清掃という立場で年に一回の清掃週間、あるいはまた常時土木課の清掃班がパトロールをしておりますので、必要性があれば常時清掃には努めていきたいというふうに心がけておる次第でございます。

それから、さらに南平の八丁目の一三番地ないし八丁目の一六番地付近の水路の清掃ないしは今後の改修対策でございますけれども、まず南平八丁目一三番地付近の水路の清掃につきましては幸いに地元の自治会が大変熱心に常時清掃を御援助いただいておる状況がございます。そういう関係もございますので、私どもの方も清掃には力を入れているという点もございますけれども、南平用水路の本流との関連もございますので、この本流の河床が土砂によりまして非常に低くなっているという状況もございますので、本年度河床のかさ上げ計画をいたしておる次第でございます。それから、さらに南平八丁目の一六番地先のやはり水路清掃問題でございますけれども、この水路につきましては、やはり南平用水路の主流になっておりまして、水路勾配が非常に保てないような状況もございまして、水の流れも

比較的スムースでないというふうな状況もございます区間でありますので、今後やはり本流であります南平水路の改修をしていかなければならない。こういうふうな考え方を持っておりますので、来年度あたりからできれば三年計画ぐらいで、水路改修の原則として下流からやらなくちゃならないという点もございますので、下流から逐次計画ができるような考え方を持っていきたいというふうに思っております。当座のしゅんせつ作業につきましてはまだ一部、灌漑用水路としての活用がございますので、そういう点を考慮いたしまして灌漑期が済んだ後に全面的な清掃を実施するというふうな計画も持っておるわけでございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　大変失礼いたしました。

第六点目の問題でございますが、雨水計画を早めて雑排水、いわゆる立て穴式の排水を処理できないかといった御質問でございますけれども、雨水計画は現在全地域にわたって事業の都市計画決定をとっております。あとは事業の認可も引き続きとったわけでございますが、まず私どもといたしましては、雨水の浸水のひどい地域を重点的に整備をしていくということで、いままでは都市下水路という形でもって整備を進めておりましたが、今後は雨水管の埋設という形で本年度から事業に入ってまいります。この雨水管に家庭雑排水を取り込もうということは、公共下水道といたしましては不可能でございます。家庭の排水、いわゆる雨水以外の雑排水を収容する管渠は汚水管でございます。したがいまして、私どもは雨水管と汚水管を並行させて進めていく、汚水管の方は処理場に近いところから順次やっていく、また雨水管の方は当面浸水でお困りの地域そういったところを重点的に整備をしていくという計画で本年度から実施に入ってまいっております。それと、新井団地の西側の雑排水でございますが、新井団地の付近は、浅川処理区に入る地域でございます。浅川の処理場が完成いたしますと、ここのところは完成と同時に汚水を処理場まで運んで処理場で処理をするという一番早い時期に整備される地域でございます。ここの設計は本年度から一部設計に入っております。処理場の方の状況でございますけれども、現在の段階では地主さん方ほとんどの方が測量をしてもいい時期ではないかといった御理解を得ております。したがいまして、東京都で近く現在の施設の中に、これは衛生処理場の中でございますけれども。そこに出先の事務所を設けまして積極的に用地の測量を行い、保健所の方々と用地の買収等についての話し合いに入っていくと、こういう段階で約用地買収については二年ほど予定をしております。買収が終わりました段階で、直ちに第一期工事に入ってまいるわけでございます。現在の予定では処理場は完成いたしますのは六十

二年というふうに踏んでおります。したがいまして、西新井団地の西側付近一帯は六十二年には水洗化が可能になる、という状況でございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　次、建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　建設部長でございます。大変申しわけございません。

狭隘道路に対する施策として、市が今後どのように取り組むかというふうな御質問で、その中で私道の拡幅への考え方ということで答弁を求められておるわけでございますけれども、私どもの方といたしましては、やはり市の基本的な姿勢としては、やはりあくまでも市道認定への基準というものを持っておりますので、これを遵守していきたいというふうに考えております。したがいまして、具体的に申し上げますと、道路幅が四メーターに満たないものこれらについては、やはり受益者の寄付という点で御理解がいただければ公道認定をいたしまして整備をしていくというふうな基本的な姿勢をもっていきたいというふうに考えております。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　さきの議会に問われた際にも見解として、お答えはいたしたと思っておりますが、特にいまの質問の中の二点、いまの狭隘道路を買収でも行って拡幅すべきではないかという点と、それから、一〇〇％補助ということに該当するものはそういう基準をつくれ、こういう点につきましてお答えを再度いたしたいと思います。

日野市都市計画に位置づけられておるものは、これは区画整理等によって、あるいは直接買収によって道路を逐次築造してまいるわけであります。しかし、区画整理等をいま今後とも考えない場所、こういう場所については、いつまでも無償でということも現実的でないかと思っております。したがいまして、この間もケースケースによって積極的な解決というか、機会があればぜひ行いたいというふうにお答えをした、そういう考え方を持っております。

それから、公共度の高い私道の舗装を求められる場合は一〇〇％補助か、あるいは市直営でやったらどうかと、このこともしばしば問われるところでございますが、これに対しましても、地主の同意という原則がどうしても伴うわけでありますけれども、そういう事務処理をいたした上で、そのままケースケースで一〇〇％補助もあるいは市直営もやりたいという考えを持っておりますので、具体的な事例の際にはひとつ十分検討させていただきます。そのことをつけ加えておきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　馬場繁夫君。

○七番（馬場繁夫君）　そうしますと、いま市長さんの答弁によりますと、ケースケースによって機会があれば行うということでありますけれども、じゃ、先ほど指摘しました東平

山一丁目の件は具体的にどのような扱いになるかその辺の考えをお聞かせしていただきたいと思いますのでお願いします。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いますぐこの場でというわけにはまいりませんが、現地をお示しいただいて、そしてなるべく早くお答えのできる、あるいは実施のできるそういうふうにこの場ではお答えをいたしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　馬場繁夫君。

○七番（馬場繁夫君）　関連しまして、その通学路の件についてちょっと教えていただきたいんですけれど、現在通学路を指定する場合、建設部とよく協議の上に通学路を指定されているのでしょうか。また、その通学路におきまして、整備が不十分な場合教育としてはどういうふうに考えておるか、その辺についてお聞かせ願います。

○副議長（大柄　保君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　お答えいたします。

通学路につきましては、一応子供の登下校の安全確保ということを主体にいたしまして、学校の方から年度当初この通学路を通して子供の登下校を行いたいとこういう届け出を教育委員会の方に提出してくると、この提出の中にたまたま今回私道が含まれていたということで問題になっているわけですけれど、学校当局に一応指導している時点の中においては、あくまでも公道を中心としての通学路指定という形で、ただ地域によりまして、なかなか公道へ出るまでの短い距離ですね、これを自分の玄関から出てその公道に至るまでの道路が二十メートルとか、三十メートルですね、私道を通らないとどうしてもその公道に出られないとそういうような状況の場所も場所によってはございまして、学校の方も苦慮しているわけですけれど、そこまで通学路として指定するということ、いわゆる私道まで通学路として指定するということは、いろいろ問題を残しますので、学校当局の方にもそういうことのないように指導してまいりたいと思っています。

○副議長（大柄　保君）　馬場繁夫君。

○七番（馬場繁夫君）　ちょっと戻りまして、狭隘道路の件についてもう一度市長さんのお考えをお聞きしたいと思うんですけれど、現在平塚市の道路で狭隘部分につきましては、平塚市でも要綱が出てまして、その一条におきましては、この要綱は建設基準法第四十二条二項の規定により見なされた道路を境界線まで道路を拡幅するための用地を本市が予算の範囲内で買い取ることに関して必要な事業を求めるものですと、こういうふうにあるんですけれど、たとえば市の狭隘道路の四メーター未満に満たない場所で火災が発生した場合、消防自動車がまた緊急自動車がその道路が狭いため入れない。その家が全焼したり、また人命にかかわる場合がありましたら、その場合市

の行政責任というものはあるでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

○副議長（大柄　保君）　市長答弁。

○市長（森田喜美男君）　狭い道路に面して家ができて、そこに事故が生じたと、これはもう例は探せば相当あると思うんですが、そのために行政責任がとわれるということは私はないと思っております。行政責任というのはつまりその補償というようなことだと思うんですが、それよりも行政責任というのはそういう状態をいつまでも放置しないというその点について責任を感ずることになると、このように思っております。

○七番（馬場繁夫君）　わかりました。また都市計画生活道路問題につきましては再度検討した上、また一般質問をいたしたいと思いますので、今回はこれをもちまして終わりといたします。どうもありがとうございました。

○副議長（大柄　保君）　これをもって七の一、都市整備環境問題に関する質問を終わります。

次に七の二、障害者の福祉対策についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。お願いします。

○七番（馬場繁夫君）　障害者の福祉対策について質問させていただきます。

障害児の義務教育小学校卒業後の進路保障の問題は今日切実で重要な課題となっております。障害児が卒業期を迎える時期には現在以上に進路保障、就学保障が大変大きな問題になる状況であります。障害者の一般企業への就労となりますと、大変困難な社会問題にもなっております。しかも軽い場合はともかく、生活訓練を必要とする場合、一般企業への就労は大変困難な状況であります。学校授業後も再び在宅障害者として余儀なくされ、家庭へとじこもるのではなくて、何とか社会とかかわり合って生きていきたいと、こういう願う障害者の家族の願いは強いものであります。市には現在共同作業所が一カ所あります。常に財政の困難を抱えている現状でございます。また一カ所しかないため入れない方もおります。また卒業期を迎える障害者もふえてまいります。また南部地域からの交通が大変不便であります。そこで、第一点目の質問といたしましては、市営の共同作業所を京王線で利用できる地域内に建設をお願いしたいのであります。また今後の共同作業所についてどのような施策をお持ちなのか、その点についてお聞かせ願います。

第二点目といたしまして、障害児の子供の保育園の入園についての質問をいたしたいと思います。生きがいを見出すことの困難な時代にありましては、一人の子供を生み育てていくことは大変なことであります。大脳生理学的には乳児の脳には大人と同数の百四十億個の脳細胞があると言われております。また三歳までには人間の才能、性格等あらゆる面の基礎が一切築かれると説明されております。また両親の生活態度、特に乳児と

接する時間の一番多い母親の場合、その母親の態度いかんによっては一生が左右されることと言われております。障害児の子供の一生を考えた場合、また障害児をふやさないためにもその対策が大変重要な課題となってくると思います。

そこで、第二点目の質問といたしましては、両親そろって目や口の不自由であったり、また母親が目や口の不自由である障害者であったり、またそのほか乳児、幼児等の育成、育児等に障害がある場合、市の特制度として、ゼロ歳より本来であれば、親とともに専門的な口述等で育児の手助けすることが大事でありましょうが、いま緊急を要するものでありますので、保育園等にゼロ歳より入れるような制度はできないでしょうか。以上二点について御質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（大柄　保君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　福祉部長です。お答えをさしていただきます。

市営の共同作業所を京王線沿線へ新設できないかという御質問でございます。現在不十分ながら日野台に共同作業所がございまして、障害を持つ人がそこで自立のための準備と申しますか、自立のための生きがいと申しますか、そういうことに向けて一生懸命やっているわけでございます。市内一カ所でございますので、足の便など非常に不便をかけているわけでございますが、現在のところこの作業所は市内全体で一カ所という構想で進めてまいっております。旭が丘の六四ブロック、通称六四ブロックに本年度百二万円の設計委託料をいただきまして、身障福祉施設を建設いたす予定でございますけれども、この施設の中心的な核となる部分に共同作業所を入れる考えでございます。現在は日野台の作業所が二十名定員でいっぱい入っていらっしゃいますが、この六四ブロックに建てます共同作業所は定員を五十人に想定いたしまして、五十人の方が働けるような作業所並びにそれに付属をいたします実習所なども考えておるわけでございます。そういったことで御質問の趣旨に大変沿えなくて申しわけございませんが、いまのところその六四ブロックの共同作業所に全力を投球をいたすこともございまして、京王沿線は御容赦いただくことで御了解をいただきたいと思います。

それから、障害者特に聾唖者の子供さんを保育園に入れる場合の制度の御質問でございますけれども、保育所の入所につきましては、御承知のとおり措置基準が定められております。保育に欠ける部分が六〇％以上、指数六から上の方でございますけれども、指数六から上の場合に入所資格が生じてくるわけでございます。定数外の申請でございますと、六以上の方は全員保育所に措置できるわけでございますが、残念ながら本年の百

三十九名の保留児が出ておりますような関係で指数の高い者から順次措置をいたしているわけでございます。両親が聾唖者で子供さんが健常児の場合につきましては、親子の会話がないわけでございます。そうしますと子供の発達に重大な影響も出てまいります。そういうことで子供さんを集団生活の中に入れて、そこで正常な発達を促すということが大事になってまいりますので、親御さんが聾唖者の場合のその子供さんの指数は最優先順位をつけてございます。たとえ親御さんがお勤めでなくても、その子供さんを保育所に入れたいとそういう希望がございますと、最優先で入れられるようになっております。ただし四月時点でもって定員いっぱいを措置してしまいますので、四月以降の申し出の場合には、その園に欠員が出た場合に限り入っていただくと、大変申しわけないんですが、そういうようなことになっております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　馬場繁夫君。

○七番（馬場繁夫君）　たとえばその両親が聾唖者だったり、また、母親が聾唖者の場合その家族から保育園等に入るための申請がない場合でも市側からそのような両親の場合は制度として、ゼロ歳児を入れるような制度はできないでしょうか。

○副議長（大柄　保君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　福祉部長です。お答えを申し上げます。

福祉事務所の方でこの聾唖者の名簿の把握などは十分できると思いますので、申請を待たず役所側から積極的に働きかける方法はとれますので、内部的に検討させていただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　馬場繁夫君。

○七番（馬場繁夫君）　それから、共同作業所のことなんですけれども、六四ブロックに計画中ということではございますけれども、残念ながら南部地区にいまのところ建設する予定がないということでありますから、南部地域に共同作業所等に入りたいという希望があった場合、その交通の便については何か特別な配慮をしていただけるのでしょうか。その点についてお願いいたします。

○副議長（大柄　保君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　福祉部長です。お答えいたします。

交通の便につきましては、家族の方の付き添によってお願いしているのが現状でございます。

○七番（馬場繁夫君）　非常に残念なことでありますけれど、また南部地域に身障者の家族がまた数名が集まりまして私設の作業所を建設しようという空気も一部あると聞いております。そういう場合におきましては、市の方で南側地域に建設する予定はない現状でありますので、その補助等は積極的にしていただける予定、または考えがあるのか、その辺についてお聞かせをお願いします。

○副議長（大柄　保君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答えいたします。

二・三の方が集まって自主的にそういったことをやりたいと、そういう申し出がございますれば、それに対応して援護策を検討しなければならないと思っております。

○副議長（大柄　保君）　馬場繁夫君。

○七番（馬場繁夫君）　大変ありがとうございました。これをもちまして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（大柄　保君）　これをもって七の二、障害者の福祉対策に関する質問を終わります。

議事の都合により暫時休憩をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大柄　保君）　御異議ないものと認めます。

よって暫時休憩いたします。

午前十一時　四十　分休憩

午後　一　時三十一分再開

○副議長（大柄　保君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、一般質問八の一、減税について、八の二、都市計画の根本的な見直しについて、八の三、商工業の振興についての通告質問者、古谷太郎君から東京都区画整理組合連合会の会議に出席のため、本日一般質問ができないので最終日にしてほしいとの申し出がありましたので、最後にいたします。

次の九の一、教育行政について問うについての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔十九番議員登壇〕

○十九番（市川資信君）　ただいま議長より教育行政について問うという通告質問の発言のお許しをいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。

私は三月の定例議会におきまして、日野市の基本構想と教育行政についてという一般質問を行ったわけでございますが、そのときに私の持ち時間がなくて途中で終わらざるを得なかった、その積み残した面、部分について本日は主に質問をさせていただきたいと。先般の質問の中で、三中の用地取得についてその見通しを時間がないので簡潔に御答弁いただきたい、かように市長に申し上げたわけでございます。そのときの市長の答弁は、三中につきましては、お話をできる状態ではないので、しばらくお待ちいただきたい、かように答弁があったわけでございます。それから私の通告質問が四月二日でございました、以来二カ月有余過ぎておりますので、その後の三中の用地取得見通し

についての進捗状況がいかがなっておるか、この辺についてのまず市長からの答弁をいただいて、さらに質問を重ねてまいりたいとかように存じます。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　三中の今日の過大化と、それからあと数年間なお生徒数がふえるという状況に当面いたしまして、数年来大変その打開に苦慮しておるところであります。特にこの学校は周辺小学校四校の卒業生を主として受け入れるそういう学校区になっていますものですから、他の中学に比較いたしまして、なかなか解決策がむずかしいことで一時は校区の改正等である程度の対応ができないものだろうかということも検討いたしましたが、いずれもなかなか無理であるという結論であります。そこで、新設校をつくるなり、あるいはそれに準ずる方法をもって取り組まなければならない。そういう観点に立ちまして、過去にも交渉を試みたことはありますけれど、たとえば杉野学園用地の割愛、長い間放置されてありますので、割愛取得はできないものであろうかということにつきましても、真剣に交渉というところまではまいりませんが、接触をいたしました。その回答はきわめてあいまいでありまして、とても期待できるというふうな状況でもありませんし、特に大学設置基準に必要な地積ということになりますと、これは根本的に無理だということにも考えざるを得ません。そこで、先ほど準ずる方法というふうな表現をしているわけでありますが、先般このＰＴＡの方々がおいでになられまして、ある程度の目途を持っていること並びに不法に放置はできないので、これの打開のために五十九年開設という形で五十九年には間に合わせる形でひとつ真剣に努力をしているのであるということと、多少のそれに対します期待を持たれるそういうお答えをいたしております。その期待にこたえるということでいまいろんな角度から奔走いたしております。可能性ありというふうに考えてはおりますが、まだ総合的な調整を必要とする、そういう問題に当面いたしております。したがいまして、いま具体的なことを現実的な立場から議会に報告をできる、あるいは市川議員にお答えができるという段階にまで到達していないことを残念に思っております。しかし、ここ一カ月程度の期間の中で、これらを十分詰めて、そして実現化できるそういう取り組みでぜひ進めようと、こういうふうな考えでおります。そういった次第でございますので、いま時間がかかっていることですから何らかのということの求めは当然だというふうに思っておりますけれど、総合的調整というかかわりの中で、もうしばらくその時期を猶予させていただきたい。このようにきようのところは、お答えをさせていただきたいと思っております。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　御答弁ありがとうございます。昨年の十二月の日野市議会にいわゆる三中にかかわる請願が二件提出されたわけであります。一件は請願五六－四〇、もう一件は請願五六－四一、第三中学校過密化の解消と教育施設の充実を願う請願。もう一点は、三中を母体とする新設中学校建設に関する請願。これは程久保の六五〇、高幡団地関不二子さんほか六千五百十九名、もう一つの方は松村和子さんほか六百六十三名からなる請願であったわけであります。日野市議会では、これらの請願を最終議会において異例ともいえる請願上程から審査、採択、議決、可決と超スピードで全会一致でこの三中問題に取り組んできたわけであります。温かい理解を示してきたわけであります。しかし、分離校の目安もいま調整中とかでなかなか見通しがつかないという現状の中にあって、市当局はこの三中のいわゆる長年続いております現状認識をどのようにとらえておるのか、私はまことに心もとないのであります。たとえば、今年度三月当初予算におきまして、三中予算は使用料及び賃借料の仮設校舎借り上げ料四百四十万が計上されたのみでありまして、さらに今六月定例会の教育予算の補正にも三中に対する補正額は見当たりません。せっかく議会が深い認識をもってこの二つの請願をフルスピードで当局に送付していながら、それらが全く当初予算並びに今六月定例議会に生かされてなかったという点につきまして、私は不満の意を表明せざる得ないのであります。再度三中の過密の現状というのでしょうか、この際もう一度振り返りまして、三中の実状というものをこの議会において、具体的に申し上げてみたいと思います。

　まずプールでございますけれども、通常中学のプールは二十クラス、一組四十名としてカリキュラムでは、二クラスずつの使用で全カリキュラムを消化できるというのが通常の姿であります。ところが、三中の場合には四クラスが九時間組まれております。御存じのように三中のプールは小学校予算を充てたために六コースの二十五メーターであります。四クラスが使用するというと、一クラス平均一・五メーターの使用であります。いわゆる最近体位の向上しております中学生にとりまして、これではいわゆる正規の水泳の教育というものが施されないのは論を待たないのではないかと思います。おまけにプールサイドにつきましても、規格が小学校でございますので、全く使用に耐えないというのが現状であります。適正授業にならない上に現実に四クラスの合同水泳ということが不可能なためにいま三中では、本来中学の体育時間は二時間通しでございますが、一時間をプール使用して、一時間を教室に入れて体育の授業に当てはめて何とかやりくりしながら消化しておるというのがプールについての現状でございます。さらば体育館はどうかと申しますと、またこれもプールと大同小異でありまして、実質的に生徒の多いために使用に耐えられない状況だと、特にクラブ活

動は、バレーボール、バトミントン、バスケットボール、剣道、卓球等いわゆる正規の体育指導がむずかしい上に、それに付随するところのプール、体育館の更衣室、またこれがまことに狭い。そして人数が多いものですから、いわゆる更衣室に入って体育を終わった方々が更衣室で取りかえている最中に次の授業を受ける生徒が入ってきてそこでオーバーラップする。そのためにまた狭い上にはげしい混雑を生ぜざるを得ない。このような状況から生徒間で思うような活動ができないということを私も今回のこの一般質問に先立ちまして何人かからこの耳でお聞きした不満の声であります。また、グラウンドにおいても同じことがいえるわけであります。昨年私は三中の運動会を少し見させていただいたのでございますけれども、たとえば全校生徒があの校庭に集まりまして全体の体操をするときに、どうして並べるのかなあと、私は最初こう興味をもって見ておりました。生徒を互い違いにずらしながら校庭の端までいっぱいに使って全員を並べてそれでも手と手がぶつかり合っているというところが現実でございますし、また、運動会のときの百メーターの直線がとれておりません。斜めに横断してゴールしたときには、その前にある障害物にぶちあたるんではないかと、こう急速に飛行機が着陸して逆噴射をして翼を立ててとまるふうな形になるんですが、大変普通は徐走でさあと流れて行けるものが現状ではできていない。それらをもってしても万が一先にある障害物等にもし事故があったとき等はまことにどのような処置をとられるのか、あるいはクラブ活動の運動場も体育館、プールと全く同じでありまして、陸上競技部、野球部、テニス部、ハンドボール、サッカー、これらがお互いに譲り合って使用しているわけでございますけれども、先般私三中に招かれましてお聞きした中に、テニスのコートの一面に百人以上の方が練習されておるというようなことも指摘されておりました。一方また、グラウンドのみならず教室に目を向けてみれば、特に特別教室が四教室、現状では先生はカリキュラムの低下もやむを得ない、先生自身もおっしゃっております。特別教室の不足から、いわゆる教育過程の完全消化がスムースに運ばないこういう現状だそうであります。特に第二音楽室等に至っては普通教室を音楽教室に改装したものですから、二重窓になっておって、いすも机もいわゆる普通教室のものを使用していながら隣室の授業している教室に迷惑をかけてはいけないということで、窓をあけられない状態である、蒸しぶろの中で音楽の授業を耐えなければならない。大変つらいとの声を聞いております。このことは、いま一教室ありますプレハブ教室についてもいえるのだと思います。御存じのようにあのプレハブ教室はそれでなくても一般教室よりも三度ほど気温が高いそうでありますけれども、グラウンドにまともに、グラウンドの上につくったんですからあたりまえですけれど、隣接しておりますので、窓をあけると常時

体育をしておる騒音で授業が生徒の後の方、あるいは真ん中辺がよく聞き取れないことがあるんだということでやむを得ず窓を閉め切って授業が現在続いておる。おまけにその学級が四十六名ということで最大学級になっておるわけです。これらの大ぜいの人がその中にいるんですから、私は生徒はたまったものではない、大規模校の悩みはくめども尽きずあるわけでありますけれども、委員会活動をたとえば例にとってみますと、三中にはいろいろと委員会はあると思うんですが、私が知っている範囲では、保健委員会、生活委員会、整備委員会、放送委員会、図書委員会、家庭執行委員会等々だと思うんですけれども、いま三中の委員会活動は各クラス男女一名ずつの選出であります。現在二十九学級でありますので、二、九、十八ですから五十八名の方が一クラスの中で委員会活動をされるわけです。当然先生も入って六十名になるわけでありますから、いすは足りない、机もないということで、委員会活動は後の方に大ぜい立ったままで常に聞かれておる状態であるというようなことも聞いております。また、大規模校過密校の弊害というんでしょうか、そういったものには種々さまざまな点に及んでおりまして、たとえば修学旅行の集団行動のときに強い制約を受けておるそうであります。たとえば同じ学校ですから、本来統一行動をとって京都、奈良等の修学旅行のときに目的地について同一行動ができれば、これは正常な形であるんですけれども、従来の経験で、一号車から十号車が同時に次々に出ていって目的地についたら一号車と十号車との時間差が二時間あったというような結果が生じておる。やむを得ず現在は行程を二班に分かれて五台の別別のバスを利用して、途中で合流しながらまた行動を共にとっておるというような変則的ないわゆる修学旅行というんでしょうか、とらざるを得ない。また、私が先般三中で先生にお聞きしたところで、教育面では確かに私も潤徳小学校当時千五百名からなる過密というものを経験しておりますので、わかるんですが、何が一番心配でしょうか、こういったときに、災害ですということが言われたわけです。その先生いわく、たとえば六百名の生徒を避難させるのに十分かかったと仮定すると、市川さん千二百名のときには倍数係数では物事は成り立たないんだと、いわゆる二十分では千三百名からなる生徒を処理することができないんですよ。これには二十五分と、二十六分とか有機的に物理的になってしまうんです。そういうことを考えると、やはりこの過密校は一日も早くひとつ対処していただきたいというふうなことを申されておりました。こういう中にありまして、議会においてもこれを請願を採択し、市当局も三中問題には深い理解を示されておるだろうと思うんでありますけれども、この私が一般質問をするに先立って、いろいろと調査等の中で、たとえばこれは大きな矛盾だなと感じるものが教育上の問題で一つあったわけであります。それは養護の先生であります。三

沢中学校がいま六百九十名ぐらいではないかと思います。大体ほかが七百名から八百名ぐらいです。にもかかわらず、三中は千二百五十名、養護の先生がお一人なわけです。それで、通常の場合には私はよろしいんではないかと思うんですけれども、それでなくとも倍いればけが人も倍出るのはこれは物理的に当然な現象でありまして、特に歯科健診カードとか、健診カードを、これは一枚ずつですから二枚一人についてつくらなければならない。そういうことが七百名の学校では千四百枚で済むんですけれども、三中の場合には二千五百枚つくらなければならない。あるいは普段は保健室も当然多いわけでありますけれども、けが人をされたときに、日野市でもある程度のタクシー利用ということは認めてるそうでありますけれども、ある学校でけがをされて、タクシーを利用して工藤整形外科へ行って帰ってきてそれを請求したら、これはどういう病気で帰りは歩いて帰れなかったものなのかどうかというようなことも担当者から言われたんで、それからは、三中ではないんです。この話はほかの学校なんですが、利用してないと、そんなような話を養護の先生もお聞きしたもんですから、自分で通っている自動車で常にその子供たちを工藤整形あるいはお医者さんへ連れていって治療して帰ってくる。まことに心やさしい養護の先生なんでありますけれども、こういうようないわゆる歯科健診、あるいは健康診断等にするときには当然そのお医者さんの隣で記録をしなければならないわけであります。三中のいわゆる中学は教科制であります。小学校と違って担任制ではありませんので、その担任の先生が歯科健診のとき等ずっと慣れているところでやっておるというと、教科制ですから、時間帯によってまた授業に行かなければならない。そういったときに担任の先生にバトンを渡したりすると歯の治療等は専門用語でありますので、なかなか記録するのに覚えるまでに時間がかかる、慣れたと思うと終わりだというようなことで、歯医者さんからもいやがられておるというような現象が起きているそうであります。そういうようなときには、ある程度大規模校にはあるいは中学校にはパート事務等を使って事務処理、あるいは記録のパート等を使ってもいいんではないか。何か聞くところによると、府中、町田、五日市等は二十三区はほとんどやっているそうでありますけれども、ほとんどパート事務を使って時間帯ですから一人のパートが二千円から三千円程度だそうですけれども、そういうものを使って教科に先生が事務をとるためにカリキュラムを遂行できないというような支障があるようなことではいけないと思いますので、ひとつそういった面に関しても温い過密校なりの配慮というものが必要ではないか、かように思うわけであります。

いま市長の三中に対する新設校の目安いま努力しながら調整中であると、長い間いろいろとかけ合ってきたんですけれども、大変取得にまだある程度の時間を要するというような御答弁をいただいたわけでありますけれども、少なくともたとえば五十九年度に開校したとしても、五十七年度、五十八年度、いま二年生はもう新設校に入らずにして卒業されていくわけであります。このいわゆる義務教育期間の貴重な一日一日というものをいまのような環境状態の中で教育をされておるということによっては、先生もおろか、あるいは父兄にとっては本当に身につまされるような気持ちで日々を送られているんではなかろうかと、かように思うのでありますけれども、どうかこれらの改善努力を、いわゆる過密校解消までの分離校までの現状解消というものに対して極力至急改善されるように要求いたしまして、ただいま私が申し上げました中から、何点かを拾い出して質問させていただきたいとかように思います。

まず一点目であります。プールの現状をどうするのか、これが一点目であります。

二点目が体育館対策と、先ほど一点目のプールと体育館との更衣室の改善についてどのような考えがあるか。

三点目は運動場の状態に対する見通し、第二運動場をつくるとか、あるいは現在の雨が降ればびしょびしょになって排水がまことに悪い、これらについても拡幅計画と並べて御答弁いただきたい。

四点目特別教室の増設の件について質問いたします。

五点目、先ほど申した歯科健診時のいわゆるパート事務の取り扱いについて配慮していただけるのかどうか、これが五点目。

六点目、これは私の個人的な見解ですので、まずある生徒から牛乳を三階に運ぶのが大変重いので、大変だというようなことを聞いたんですが、三中には当初給食を前提としたリフトがあるわけであります。あのリフトが現在使われていないだろうと思うんですけれども、危険性があるから使わせないのか、もし危険性がないんならば、そういう何も重いものを三階まで手で運ばなくてリフトを使ったらいかがかなと単純な私の疑問に思いましたので、その点について六点目として質問させていただきます。

次に、いまの現状がもし長く続くとするならば、学年会、父兄会を開く場所が当然ないわけであります。それについてのいわゆる三百から五百人程度入れるホールというでしょう、そういったものを設置する方向があれば一番よろしいですけれど、そういう対策を考えたことがあるのかどうか、なければ今後あるのかどうか、その二点について質問します。

八点目、備品購入と予算額四十万という点についてお聞きします。

備品というと学校関係はたしか五千円以上が備品というたしか項目になるんではなかろうかと思うんですけれども、十年たった同じ器具であっても、また二、三年前開校した備品であっても、やはり備品は備品として現存として残るものは備品であ

ります。しかし、古くなったために大変使いにくいものもいっぱいあるわけであります。そういうものも形があるうちはなかなか改善させてもらえない。まして予算、年間四十万の予算では本当に心もとない、こういう中にあって、いわゆる十年を経過したような学校に対する備品購入費の配慮というものがあってしかるべきではないかとかように思うんですけれども、八点目としてお聞きいたします。

最後に九点目でございます。私は三中の学区はある意味において、日野市の教育委員会における学区設定の誤りが多分にあったのではなかろうか、かように思うのであります。先般も三中に行ったときに私は申し上げたんでございますが、あの学区設定のときに芙蓉ハイツを、あるいは程久保地区関係を三中地区に入れるか入れないかで大変議論したときがございました。そのときに今回おやめになられた倉又教育長さんでございますけれども、将来とも三中は分離する見通しは持っておりません。あくまでも現状で処理できるはずであります。したがって芙蓉ハイツは三中に学区を入れますということを私ははっきりとお聞きしておるんですけれど、それらに対して市当局は具体的にどのようなお考えだったのかどうかお聞きしたい。以上九点ございます。お聞きした上でさらにわからない点があれば、再質問をさせていただきます。

○副議長（大柄　保君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。いま市川議員の方から御指摘になられましたとおり、確かに三中につきましては、用地の確保を中心として非常に学校が過大化してしまっていると、小学校のピークの波が中学校に押し寄せてきているというこういう現状の中で、教育委員会事務局といたしましても、特にこの中学校の過密解消の問題につきましては、鋭意努力をし、七生中を分離して三沢中を独立させ、あるいは一中、二中から大阪上中学を独立させ、四中七生から平山中学を独立させてきたと、こういうような状況の中で、三中だけがその取り残された状況の中で、現在の過密の状態を生んでいるということ、これも全く御指摘のとおりでございます。ただ他の中学校と異なりまして、確かにこの用地問題というものが、三中地区につきましては、非常に困難な状況におかれていると、しかし、この現状をこのまま放置しておくわけにはこれは全くいきませんので、何とかその五十九年の四月時点までにはどんな方法であれ現在の三中の過密状況の緩和、この問題につきましては、市当局とも十分協議、連絡を取りながら対応していく、そういう方向での努力をお約束していきたいと思います。ただそれでは五十九年四月まで現行の三中をこのままの形で放置しておいてよいのかと、特に第一点のプールの現状、あるいは体育館の問題、それから、運動場の拡張計画、こういうその問題になってまいりますと、これすべて用地との絡みを持っており

ますし、体育館の中のたとえば更衣室、こういうところをもう少し生徒が授業が入れかわる際に使いやすいような方向で改善していくとか、そういうような部分的な問題につきましては、できるだけの努力を払ってまいりたいと思いますけれども、プールを三中にもう一つつくると。体育館はいまの体育館が手狭だからもう一つ別の体育館を三中の中につくるというような状況になってまいりますと、いずれにしても運動場の拡幅計画とあわせて用地という問題に何はともあれ遭遇すると、こういう状況でございますので、一番、二番、三番のこの点につきましては、しばらく確かにこの新しいその分離が行われ、三中がある程度その適正規模の学校になるまでの間、先生方の努力、あるいは工夫等によりまして、この辺の問題については何とか努力していただきたいと、これを申すよりか実際問題として方法がないといってもいい現状でございます。ただ特別教室の問題これにつきましては、現在でも二十九学級とこういう状況の中で、普通教室も一学級不足していると、こんなことからプレハブ教室を一教室使っているわけでございますけれど、来年度の推計からいきますと、三十一学級に五十八年度はならざるを得ないと、そうしますと普通教室も三教室足りなくなると、こんなような問題も含めまして、この特別教室の問題等についての現在の用地の問題等も含めながら現在設置されておりますプレハブ教室を仮にそのリース方式であれ、何であれ、二階のリース方式の教室改造等によって、特別教室の充足、こういうものにつきましては、五十八年度へ向けまして、十分施設の方とも検討をして対応していきたいと、こんなような状況で考えております。

それから、パート事務関係です。これにつきましても、確かに御指摘のように現在の教員関係につきましては、教員の配当基準といいますか、定数配置基準というものが、都の方から示されまして、それに基づいて教員数は学級規模に応じて配置されているわけでございますけれども、事務職員、あるいは養護、こういう教員につきましては、各校一名配置という状況ですから、御指摘のように七百、八百の学校でも一名の都費の事務職員と、養護の教諭と千三百を超えるような学校でも同じような状況と、こういう状況で確かに保健事務その他あらゆる面で大規模校が抱えている問題点というものはあるわけでございまして、そういう現状を打開する方向の中で、市の方から二名の事務職員が送られているわけでございますけれど、これにつきましても中学校は全部二名の事務職員を送っていることでございますし、特にその保健事務関係、これは千三百からの児童生徒の保健カードその他を全部管理して、一人一人の子供の状態を把握しなくてはならないと、こういう状況の中で、特に定期的な健康診断とか、あるいは修学旅行その他の移動教室前あたりの健康診断とか、プールを使用する前の健康診断とか、学校で

は年に何回かそういうような定期的な健康診断をやらざるを得ないような場面というのがあるわけでございまして、そういう際の保健事務のパートこれを何らかの方法でこの大規模校については、考えていきたいとこう考えております。

それから、六番目の牛乳を運ぶリフトの問題でございますけれど、この問題につきましては、現在電源がどういう状態で完全に調理室ができるまでそこまで通っているのかいないのか、施設の方との絡みもございますので、十分その辺の問題につきましては、問いただした上で、もし使用できる危険なく使用できるそういう問題があるのでしたらば、それはそれでせっかく備えつけられている設備でございますので、活用できるような方法での検討をしてみたいと思っております。

それから、現状のこういうような状況がある程度長く続く場合、学年会、あるいは父兄会こういうものを行うためのホールはどうにかならないのかと、この問題でございますけれど、この問題も先ほどのこの体育館、あるいはプールと同じように、一定の用地を必要とする問題でございますが、教育委員会そのものといたしまして、実は、今回の大阪上中学の五十八年度の給食の開始とあわせながら、中学校給食が単に小学校給食の延長という形だけでなくて、その食堂がある時点では学年の集会の場に使え、ある時点では父兄会等催す際に、どうしても中学校教育というものが学級担任制でなくて教科担任制というものをとっている関係から、いわゆるその学年単位の集りというものが非常に中学の場合頻繁に開かれると、ただ食事をしただけで、あとは活用できないという性格のものでないので、そういう問題を含めながら中学校給食の今後を考えていきたいと、こういう方向でおりますので、三中につきましても、その三中の給食問題と絡めながらこの対策については考えていきたいと、こう考えております。

それから八番の備品購入の関係でございますけれど、これは各学校への配当予算これにつきましては、一応庶務課の方で最低基準的な形での配当を行っているわけでございますけれど、いま申し上げましたようにそれぞれの学校の規模、あるいは備品についても古く開設された学校と新しい学校、そういう中で十年から使っている備品がいろいろな形で傷んでくると、一例を申し上げれば、マイク等の放送関係の施設とか、相当金額のはる備品関係につきましては、学校への配当予算とは別に特別予算というような形で教育委員会の方で管理しながら、そういう必要に応じての配当等は行っておりますので、三中の現状等とも絡みながら十分その辺の問題は対応し、なお、どうしてもこれだけの一応その施設は緊急措置をしなくてはならないと、こういう問題につきましては、補正であれ、何であれ単にその五十八年、五十九年を待つというだけでなくて、対応できる面については、その事情を十分調査した上で対応していくような方

法での取り組みを進めていきたいと思っております。

最後に学区域の設定の誤りというこう問題があったのではないかと、指摘されればいまのような状況で先ほど市長の方からもございましたように四校の小学生が全部集まってくるというような学校、こういうその状況の中で、学区域の見直し、こういう問題についてもこれはある時点ではどうしても考えざるを得ないと、当初現在の日野市の人口のふえ方というもの、これはなかなか最近落ちついてまいりましたけれど、予測しにくい面がございまして、実際たとえば百草台小学校で、もっと子供がふえるだろうと思って子供の収容は可能な形での教室の増築をしたところが、思ったよりも生徒の増加が少なかったとか、そういうような社会的なこの流動、そういうものや何かの中で、新しい団地がどういう形でどう開けていくのかという問題等もございまして、前倉又教育長の方で、あるいはその三中については、もうこれ以上分離するような状況は必要はない学校なんだというような答弁があったかもしれませんけれど、その時点の全体の情勢の中での答弁だと思いますし、学区の設定については、これはやっぱりある時期には再度見直しをしていかなくてはいけない、こういう問題を抱えていると、このことについても教育委員会として十分検討を進めながら努力していきたいと、こんな具合に考えています。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　御答弁ありがとうございます。ただいま教育次長からの御答弁一点から九点までいただいたわけですが、さらにその質問に対して、再質問をさせていただきたいと、かように思います。

まず一点目のプールでございますけれども、現状では分離校を踏まえた中で、新設としてもう一つのプールをつくるということは考えられないというような答弁であったわけですけれども、いずれにしましても、あのプールが小学校規格であるというところにも一つの大きな問題点があるということが一つ指摘しておきます。それともう一つは、確かにいまつくっても夏には間に合わないわけでありますけれども、やはりこういう苦しいときの神頼み、犬も歩けば棒にあたるではないんですけれども、私はやはり窮すれば通ずる、やはり考えること、努力することだろうと思うんです。たとえば杉野学園にいまあるあのプールはほとんど地域の方が多少使う程度であって使っていない平日は、そういったものを市で積極的にレンタルするとか、あるいはもっとほかの方法があるならば、それでもよろしいんではないかと思うんですけれども、まずプールに関してはそういう方向で前向きの検討をしてもらいたい、現実にことしの夏からそれが一点目であります。体育館でありますけれども、私は体育館にしても、いま体育館は大変りっぱなものでありますが、あれをたとえば二階へ持っていってみるとか、緊急の対策とし

ては、そういう方法も全く考えられなくはない。更衣室については早速改善を図ろうといま答弁をいただいたので、それはすぐ実行して移していただきたいと思うんですけれども、そういう方法も一つの考え方ではなかろうかと思っております。限られた場所ですから、違った場所へもう一つの体育館ということも考えられないでしょうし、何らかのいま少し愛情のあるものの考え方を過密校の生徒に示してもらいたい、かように思うわけです。

三点目の運動場の拡幅については、ちょっと私はっきり何かこうぼかされたというか、聞き取れなかったのか、私の耳が悪いのか、よくわからないんですが、またそれ後で聞くとして、特別教室現在のプレハブ校舎を二階等にして対処するというようなお答えだったと思うんです。現在のところをもしプレハブ校舎の二階にしたら、現在のプレハブ校舎三教室あるわけですが、あの校舎もいわゆるグラウンドに面しておって夏暑いから風を入れようと思っても窓をあけると騒音で生徒の体操で窓をあけることができない。そういった場合のいわゆる先ほどの特別教室、音楽の第二音楽室ですが、それらの窓もあけられない、二重窓になって、何ていうんですか、蒸ぶろのような中で、授業を施している対策というものに対するいま答弁をいただけなかったんですが、再度それらについて御答弁いただきたい。

それから、大規模校に関して歯科健診、あるいは保健事務の取り扱い等については、大規模校に対する事務パートも考慮しょうというお返事いただいたんで、ぜひひとつ、そう常時でなくてそういう特別に忙しい繁忙のときにはある程度配慮してあげるべきが筋ではなかろうかと思うので、ぜひお願いしたい。

それから、六点目の牛乳運搬のリフトでございますが、電源の調査をして危険がなければやってみたいというんですが、これはあくまでも私個人の意見でありますので、運搬するときには学校当局と十分話し合った上で使っていただきたいと、こう要望しておきます。

それから、学年会、父兄会を開く、いわゆるホールがつくってもらえないかということに関しては、中学校のいわゆる学校給食を考えた上でホールとの兼用という意味だろうと思うんですが、給食室だけではなくてホールも考えたい、ならば、三中に対する給食の時期というものはいつごろ考えておるのか、ということの答弁をいただきたい。

それから、備品購入と四十万円という件ですが、たとえば、いま、はからずも次長がおっしゃられたとおりであります。高額な備品、たとえばオージオメーターがそうだそうです。聴力器ですけれども、聴力検査器なんですが、非常に壊れやすいんだそうですね。たとえば六百名七百名の学校でも一台、千二百名でも一台、これは一台で検査する時間を二倍近くかかるわけですから、あるときにはあいている学校のを借りてきたらいいじゃないかという指示をされたそうですけれども、行ってみたらその学校も隣の学校も全部同じ日に健診してたんで帰ってきたというようなことも私聞いております。やっぱしそれなりにオージオメーター等は場合によったらば一台ぐらい市が持っていて、そういった大規模校に貸してあげるレンタルというか、そういうシステムでもいいんではないかと、そういうことによって、それでなくても大規模校は先生のカリキュラム、日程が大変なんですから、そういった面で少しでも仕事が軽減できるような方向に指導する、あるいは配慮するということをもっていくのが筋ではないかと思っております。

九点目のことについて私の答弁とちょっと次長食い違ったんですが、私は言おうとしていることは、いわゆる三中がこれほど長い間の過密校を抱えながら苦慮している中で、教育委員会としては、この対策というものの教育行政当局理事者に当然その対応を具申しておるんだと私は信じておるのでありますけれども、市当局はその具申しておったのか、したけれどもその具体的な回答がなかったのかどうか。そこら辺の答弁をいただきたかったと思ったんですがその答弁がなかったので、再度いまの再質問についての御答弁をお願いいたします。

○副議長（大柄　保君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　お答えいたします。

もし抜けていましたらまた御指摘いただくということで、特別教室の増築関係の問題でございますけれど、現在日野三中に在校している子供たち、この子供たちのことを考えなくてはなりませんし、本工事あるいは先ほど申し上げましたプレハブ校舎というような形での方向、これは五十八年度時点を考えた際に、すでに先ほど申し上げましたように三クラスの普通教室の不足という問題、この問題が出てきますし、それから学級数がふえるということは、勢い特別教室がクラスごとにかち合ってしまうというそういうような弊害も出てまいりますので、学級の数の上とあわせて特別教室の問題も配慮せざるを得ないと、こういうことで当面この五十八年度へ向けて私自身現在の三中の問題を考えます際に、これが正式な増築工事というような形で三中の問題を取り上げるということになりますれば、これは基本設計、実施設計さらに工事と、工期、こういうようなもろもろの問題を抱えていく中で、五十八年度のいわゆる不足教室そのものの対策すら不可能になると、こういう面もございまして、先ほど申し上げましたように現在の三中の工事というもの、こういうものを考えた際に三クラスのいわゆるクラス増と、特別教室の配置、これを考えますと、どうしても二階建てのリース形式で対応を五十八年度に向けてせざるを得ないのではないかと、こういうことで、ただそういうプレハブ教室等の一応非常に環境の悪い面、こういう面につきましては極力施設の方ともできるだけ快的な形の同じリース方式であっても、快的な形で過ごせるような配慮やなん

か通しながら、対応していきたいとこう考えております。

それから、二番目にこの学校給食をいつから考えるのかと、もし先ほどの答弁のようなわけであればと、教育委員会事務局としては、できれば一年も早くという気持ちは父兄の方々と同様でございますけれど、全体的な予算問題等との絡みで毎年一校程度ずつ中学校給食というものを実施していきたいということで、昨年度の大阪上中学に続きまして、本年度日野一中の給食問題について、現在施設の方でその設計に入る前の調査を進めております。そうなりますと、三中の学校給食という問題、これは私自身のいろんな角度から検討しなければならない要素を持っておると思いますけれど、現在の三中の過密の状況がある程度緩和される、そういうその状況の中で、三中の給食の問題というものは考えざるを得ないのではないかと、こんなように考えております。いまここで、昭和何年度三中の学校給食を開始いたしますからという答弁まではちょっとできかねますけれど、現行の過密状況の緩和後の問題として、この問題については考えていきたいと、こんな具合いに考えています。

それから、先ほどの備品購入の問題とあわせまして、確かに集中管理方式といいますか、備品の中でも常時使うというんではなくて、あるときには教育委員会そのものに備えつけておいて、必要に応じてこう何校かの学校が共有できると、こういうシステム、これも確かに必要な問題でございますし、そんな問題も含めながら、とにかく不足している備品の特に高額備品等の問題についての配慮、これについてはできるだけの努力をしてまいりたいと、こんなように考えています。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　答弁まだいただいてないんですが、ブール、それから特別教室の暑さの対策ということに対して、答弁いただいてないんですが。

○副議長（大柄　保君）　答弁漏れのないようにお願いします。教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　ブールの現状の問題、確かに先ほど御質問の中で杉野学園のブールをどうだと、夏期休業中のブールの利用と、それから学校の教育過程の時間内におけるところのブールの利用と、確かに三中からその教育過程の時間内に杉野まで生徒が出かけていって泳いでまた学校まで帰ってくると、その次の授業が待っていると、こういうような問題等を含めますと、実際的にはなかなかその往復に要する時間帯の問題等も含めながら、普段の教育過程の中では、どちらかというとむずかしいのではないかと。それから、もう一つ私これは中学校のブール関係の問題につきまして、全市的に見ているわけでございますけれど、小学校のブールの活用というのを、これは夏期休業中非常に盛んに利用されていると、ただし中学の場合は、どちらかといいますと夏期休業に入りますと、生徒

の方はそれぞれのクラブ活動、いわゆる野球とか、サッカーとか、いろいろなクラブ活動に絡んでいまして、ブールそのものは夏期休業中に利用する頻度といいますか、この問題は小学校と異なりまして、どちらかといいますと、水泳クラブの子供たちが中心となりながらブールを使っている現状、これは各学校を通して中学校の場合の現状でございますけれど、そんなような状況で普段のこの授業時間中を使ってのブールという、これにつきましては、いま市川議員の御指摘のとおりに非常に規格、あるいは学級規模生徒数、そういうものから悪い意味で言えば、芋の子を洗うみたいな状況というものが出がちでありますけれど、先ほどの近隣のブールをお借りしてできるかどうかという問題、これも少し教育委員会として検討させていただきたいと思うんですけれど、それから、あと、先ほどの特別教室の増築関係の問題と絡めまして、もしそのリース方式等で対応するんであれば、ぜひそのリースを使っている間の期間でもクーラーなり何なりで普通の教室の温度よりか確かに相当向上しますので、そういう方法を考えられないかと、いままでクーラーを使ってというような形のあれをとっていなかったので、これもリースとあわせて期間的にお借りできるようなシステムやなんかがあるというようなあれがあれば、これはこれでまた考えてみたいと思っています。ただ実際に教室にクーラーを入れてクーラーの生ずるいろいろな健康面や何かの問題点や何かを考えたときにちょうど中学生の年代ですか、あの年代の中で、逆に暑い校庭から今度は教室の中に入ってきて急に冷えたとか、あるいは教室でそのクーラーで授業を受けていて急に暑い校庭に出て運動に入ったとか、そういうものが健康的な面でどんなような影響を及ぼすか、いろんな問題等もあると思いますので、校医の先生、あるいは森久保先生あたりの委員長もお医者さんなので、そういう方々の御意見等も聞いた上で考えてみたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　もう一点答弁漏れしているんですが、次長、これほどまでにいわゆる十二月議会で請願が採択されているにもかかわらず、今年度当初予算にも補正予算にも三中対策というものは施されていない。これは教育委員会当局は、行政当局に要請してられるのかどうか、これらの解決策というもの、どちらが要請してないから行政当局は知らなくてやらなかったのか、要請したんだけれども行政当局がやらなかったんだと、どちらかはっきりさせておきたいので、その答弁はできてないということです。

○副議長（大柄　保君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　お答えいたします。

教育委員会時点といたしましては、どちらかといいますと、新設校の開設とこのことに重点をかけて、この問題が解消する中で、現在の三中の過密の問題というものは、ある程度平常化

すると、こういうような配慮を持っていたもので、そのための三中そのものを現在増築するとか、あるいは先ほどから御指摘になりましたようなプールの問題であれ、体育館の問題であれ、そういう問題を何とか現状の中で改築する、あるいは増設するこういうような形での要望というよりも新設校をつくる中で、この過密を解消し、この標準規模の学校へもっていきたいと、こういうその気持ちの方が強かったので、その辺の大きな予算の上での問題要求というのは教育委員会の方から市当局の方に出されていなかったことは事実でございます。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　大変細かくいろいろな点を質問して御答弁いただいたわけでございますが、一応以上教育次長の答弁とともに先ほど第一点目の質問いたしました現在三中分離校のいわゆる九中の用地確保ということについて先ほど市長はある程度の目途は持っているんだが、五十九年度にあわせるように努力調整中であると、このような御答弁をいただいたわけです。もし、差し支えがなければ、私もかなり勘がいい方だと思います。大体この辺だとか、交渉相手はこういう関係の人だとか、ちょっとそれと大体先ほど数ヵ月というようなことがあったんですが、大体このぐらいには目鼻がつけるんだと、いまどちらかと言えば、情報公開法と叫ばれる中で、確かにこういう交渉中のもので、公開したためにそれがかえってだめになってしまうという実例もあります。市長の立場としては苦しいでしょうけれども、もし差し支えなかったならば、その件と、それからいま私が一点から九点まで質問した内容について感ずるところがあったらば答弁いただきたい。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問を通じまして、また先般学校長並びにＰＴＡの方々ともお会いをいたしまして、心を痛めているということにつきましては、今後庁内で教育施設のことで対策本部でもつくって取り組まなきゃならないなということを痛感いたしました。そして、先ほど将来展望につきまして現状を総合的な調整過程にあるというふうにお答えをした状況でございます。なお、学校教育の現場で、過大化しているその結果が過密になっているという状況でございますし、したがって、学習現場の生徒の悩み、先生の苦労、また、学校経営者の校長の苦心、子供たちの親、のまたいろいろなこの御心配、これらをひとつ解決をするということが何よりの要請でございますので、そのような取り組みをすることによってひとつ解決できる、これをより確かなものにしょうということで、取り組んでおりますので、よろしく今後とも御鞭撻をお願いをしたいとこう思っております。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　御答弁ありがとうございました。肝心の私の聞き出そうとした点については最後まで触れられずじまいで残念ではございますが、やはりある意味ではやむを得ないだろうと理解いたします。

ここに私いま中学校のこの資料を持っておるんですが、第一中学、第二中学、七生中学、三中、四中、三沢中、大阪上、平山中、この三中だけが一千二百五十人、五十七年五月一日現在です。ほかは多くても八百名台、六百名七百名というのが全部であります。いわゆる市内の中学校がきわめて適正なスムーズな学校運営が進められている中で、三中のみが過密校として残って、生徒先生のみならず父母の間から不満の声の出るのもきわめて当然の理であろうとかように思うわけであります。私も先ほど申し上げましたが、かって経験した潤徳小の過密校から推しまして、これらの解消に立ち向かわなければならないわけでありますが、かって二中が日野市の学習院だとうたわれてまいりました。そして、現在はその栄誉は三中に渡ったということがしばらく前から私の耳によく入っております。生徒の自主制を尊重して、その活動が開校十数年にしてすばらしい伝統をつくり上げられたものだと、心から賞讃するものでありますけれども、現状のような状態が今後とも、もし長い間続くというならば、それらのすばらしい伝統も果たして保持できるかどうか、私は杞憂の念を禁じ得ないのであります。市長もことしの当初議会に施政方針表明をされております。その中に子供の学力、体力、情操を培い、教育、文化、スポーツの諸施策の充実を図って人間性豊かな町の発展を図ると表明しております。日野市は昔から伝統的に教育には惜しみなく金を注ぎ込んできた町であります。親はかすりの着物を着ても子供には絹の衣を着せる。この格言はまさに教育を意味しての格言だろうかと思っております。人口増のために従来一般会計に占める教育予算も多いときは三八％前後を行き来しておりました。しかし、今年度の一般会計に占める教育予算は二三％であります。今年度のいわゆる教育にかけるということは、いわゆる将来の日野市、またあるいは社会に大きな前進を図る意味でありまして、また、すばらしい投資でありまして、三中の来年度の先ほど教育次長もおっしゃっておりましたが、五十八年度に三十三学級、千三百九十四人、五十九年度が千五百三人、三十五学級、六十年度が千五百十五人の三十六学級、六十一年度で千四百九十人の三十五学級、六十二年度が千四百十七人の三十三学級と、まだまだ三中の過密対策というものは、現状のままを早く解決しなければどうにも厳しい状態が続くということが十分予想されております。どうか市当局におきましては、英断と勇気をもってこの三中問題の一日も早い解決に蛮勇をふるって臨んでいただきたいことを心からお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○副議長（大柄　保君）　これをもって九ノ一、教育行

政について問うに関する質問を終わります。
お諮りをいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長（大柄　保君）　御異議ないものと認めます。
よって暫時休憩をいたします。

午後二時四十七分休憩
午後三時　十三　分再開

○副議長（大柄　保君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
十の一、社会教育における公民館の役割りについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。
〔十二番議員登壇〕
○十二番（板垣正男君）　社会教育における公民館の役割と題しまして、一般質問を行いたいと思います。
東京都に公民館連絡協議会というのがつくられておりまして、創立三十周年を迎えました。その記念事業の一つといたしまして、東京の公民館の歩んでまいりましたこれまでの歴史をまとめた冊子ができておりますが、大変部厚いものであります。この三十年間の東京の公民館活動が内容を年々豊富にさせながら、今日までその事業活動を行ってきたということを私はこの記念事業として編さんされた資料編を見ることによって感ずるものであります。この東京の公民館の三十年史のあいさつの中で、公民館連絡協議会の会長である高木忠郎氏は次のように述べております。社会教育法の制定、都公連の発足からすでに三十年余が経過しました。「三十而立」という言葉のとおりいまや公民館は、地域における社会教育の中核的存在としての地位を確立してます。いま全都の各公民館では、東京の持つ住民相互の生活の共通基盤の脆弱性を乗り越えて豊かな地域づくりを目指し、お互いの連帯意識を深めながら住民の自主的参加による活動が幅広く展開されております。精神的にまた文化的により充実した生活を求めて、いつまでも学ぶ心を持ち続けようとの生涯学習の気運は日ごとに高まりを見せています。こうしたみずから学ぶ意欲に燃えた住民によって支えられた学習社会の拠点としての公民館の今後に果たすべき役割は重くかつ大であります。こう述べております。公民館がこの三十年間さまざまな角度から論議を重ねつつそれぞれの自治体で行っております事業活動を発展させながら、今日まで進めてまいりました。このことが今日いま読み上げました高木会長のこの言葉の中に、今日の公民館の果たすべき役割りはますます重要であることを裏づけることができる、私は判断するものであります。日ごろ公民館ということについての論議は比較的少ないかと思います。私たちの自治体の中における公民館の位置づけが一体どういう位置づけになっているかということにも反映されるものでありま

すから、日野市政の中における公民館がどう市民の中に反映されているかと、いうことも見てみなければなりません。その前に私は一体公民館とは何か、改めてこの問題を問い直してみる必要があるんではないかと思います。社会教育法に指定された公民館、法に規定された公民館が一体どういう性格を持ち、どういう事業活動を行う方向づけがされているか、このことを改めて見直すということは、私は今後の公民館活動を進める上で決してむだではなく、むしろその必要性さえ感じているものであります。
そこで、教育委員会に公民館とは一体何か、日野の教育委員会に公民館の位置づけはどのようになされているか。この点をまずお伺いしたいと思います。
二点目に、それでは日野市の公民館活動がどんな現状にあるか、ありのまま現在の公民館活動を明らかにしていただきたいと思うのであります。公民館を利用する市民は、一体どのくらいの人数にのぼるのか、また公民館の主体事業は何か、社会教育事業の中における公民館の主体事業はどういう傾向のものが多いのか。
三点目に、公民館そのものの施設の状況、昭和四十一年に開館いたしました日野市の公民館、現在どんな住民要望にこたえるだけの施設となっているか。これにあわせまして、貸館的な要素があるのではないかとも思われますので、その点も含めて御説明をいただきたいと思います。
四点目に、公民館を運営する上でも、また公民館の主体事業を進める上でも欠かすことのできない職員の配置がどうなっているか、館長、主事この配置が適正に行われているかどうか、これらについて現状をお伺いしたいと思います。まず二点について質問を行います。
○副議長（大柄　保君）　教育次長、答弁。
○教育次長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。
公民館とは何か。公民館の位置づけということでございますけれども、ただいま板垣議員の方で指摘されましたように社会教育法の二十二条の中で、公民館の事業というものが一応規定されている。その中では、定期講座を開設するとか、あるいは討論会、講習会、講演会、あるいは展示会等を開催するとか、図書、記録、それから模型、資料等を備えて市民の利用を図るとか、あるいは体育、レクリエーション関係の集会を開催するとか、各種の団体との連絡を図るとか、施設を住民の集会、その他公共的な利用に供する、そのような一つの公民館事業の位置づけというものが規定されているわけでございます。現在の公民館の状況でございますけれど、日野市の場合、じゃ規定に基づいてどのような状況であるのか、現在の活動の状況、あるいは利用者数、それから、主体的にどのような事業を公民館の中で実施しているのか。これは五十六年度の現状でございます

けれど、公民館の使用回数、これは全回数と、延べ回数でございますけれど、千三百三十七件の使用回数がございます。なお、使用人員に至っては、三万三千十一名というのが五十六年度の実績でございます。この中で、どんな事業を公民館として、この一年間取り組んできたかと、事業の行いました主な中身でございますけれど、料理教室、それから書道教室、リボンフラワー、フジかご教室、話し方教室、囲碁教室、着つけ教室、編み物教室、ペン習字教室、写真教室、こんなような形で一応五十六年度公民館事業として取り組んでまいりました主な事業の内容でございます。そういうような状況の中で現在の公民館の施設の状況、これはいま板垣議員がおっしゃったとおり、昭和四十一年に一応開設されたわけでございますけれど、すでに十数年の月日を経過して、他市の公民館と比較した場合、社会教育委員会等の中でもよく話題になるのですが、現在の日野市の中央図書館、これらと比較した場合に余りにもこの公民館行政に注ぐ教育委員会の情熱といいますか、こういうものに見劣りがあるのではないかと、現実いまでも社会教育課長が兼務の形で、公民館長を一応兼任していると、そういうような状況の中で、本当に公民館事業というものを発展させ、推進していくためには、やはりきちっとした館長が図書館のように専門職的な形で存在してその中で、ある程度この公民館の仕事そのものを事業を推進していくと、こういう形をとっていくのが本来的な形ではないかと、どちらかと言いますと、社会教育課の方で、事業計画を立てて、それを公民館の方に一応お示しして細々やっていると言っては語弊があるかもしれませんけれど、現状そのものはそんなような状況でございまして、御指摘のように貸館的な要素というものが非常に強いというその辺の状況も日野市の現状でございます。運営上の問題でございますけれど、これも日野市の公民館運営規則というのがございまして、その中には、一応館長、副館長、係長、それから職員、それらの任務というものが一応規定されていて、運営審議会の諮問を通しながら、日野市の公民館を運営していくと、こういうような形で一応規則の上ではできているわけでございますけれど、現状では、職員が三名ほど配置されて社会教育課と連絡を取りながら対応しているというのが現状でございます。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　社会教育法に規定され、公民館が位置づけられております。教育次長は、ごく簡単に公民館とは何か説明がございました。私もこの一般質問を取り上げる際、改めて関係法規を調べましたところ、公民館というのは大変な法的な裏づけをもった施設であるということを改めて認識したわけであります。憲法の第二十六条には、すべての国民が等しく教育を受ける権利をうたっております。教育基本法には、国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。こう第七条でうたっております。いわば、憲法や教育に関する基本的な法律でこのように位置づけられているわけであります。さらに社会教育法では、いま説明があった点も含めて第五章公民館の項をわざわざ起こして法律で定めているわけであります。特にこの中で、私は大切なことだと思うことに事業の内容がございます。七項目にわたってその事業が明記されております。教育次長の説明も含めてこの七項目の事業が行われるならば、地域住民にとって社会教育の要求、かなりこたえることができる、そう私は判断するものであります。そして、今日の日野市の公民館運営に当てはめるならば、一体どういうその法律に基づく運営がなされているかと、見出すことはむずかしいくらい公民館の運営、あるいは職員の配置、こういったものがはっきりと規定されております。館長の問題でも第二七条公民館に館長を置き主事その他必要な職員を置くことができると、こう規定しております。そして、主事は館長の命を受け、公民館事業の実施に当たると、こう述べているわけであります。ただいま説明のあったことから言うならば、館長は課長が兼任、公民館には常時いないということや、主事が配置されていないということになるわけであります。そして、第二八条には、市町村の設置する公民館の館長、主事、その他必要な職員は教育長の推薦、当該市町村の教育委員会が任命するとされているものの、第二項であらかじめ公民館運営審議会の意見を聞かなければならないと規定されております。私は昨年度も議会から公民館運営審議委員として選出されてまいりました。残念ながらこうしたあらかじめ聞かれたことがなかったように思います。（「何やっているんだ」と呼ぶ者あり）そうなくても任命できるかのような意見もあるわけでありますけれど、はっきりと規定された法律に基づいて正しい運営がなされなければならないと思うわけであります。法律に規定され、そして地域住民の学習権を保障するというこの公民館こそもっと情熱を注いで今後の事業活動を行っていかなければならない。このことは公民館に関係する住民やその他すべてが口をそろえて私に述べたことであります。私もそう感じました。法律に基づく位置づけや条文は以上でありますけれど、要するに公民館とは、地域住民の社会教育を保障する施設であるということや文化的な創造活動を行い得る施設ということにならなければならないと考えられます。一般行政とは一応切り離されております教育委員会のもとで、公民館活動独自の活動がなされていかなければなりません。公民館には幾つかの性格があると言われておりますが、それは地域性や総合性、民主性だと言われております。この地域性というのは市町村が設置すると義務づけられていることからもわかりますように市町村独自の施設の建設や事業運営が法律に基づいて行われるということを指してい

ものと思われます。二つ目の総合性とは何か、公民館がほかの社会教育施設と決定的異なるという点で、その機能の総合性だと解説は述べております。これは機能の総合性といっても何でもいやだということでもないわけでありますが、たとえばある目的を持たないある住民やある一人の青年が公民館へやってきた。この青年や住民にある意識を働きかけることができるというのが公民館の総合性だというわけであります。ですから、社会教育に関するすべてのことがそこに備わっているというのが理想でありましょう。また、母親の学習権を保障するということでも、たとえば保育室を設けてその機能を十分発揮するということも必要であります。それはこの三十年間三多摩各地における公民館事業の中で、保育室を設置し、婦人の学習権を保障する自治体が多く誕生し、そしてその保育も公民館事業として今日まで進められていることからも十二分に伺えることができるものであります。三つ目は、民主性であります。一つは公民館運営審議会ということがおかれております。これも一つは、住民の意向を反映する重要な場であります。そして、住民参加、利用者の意見を反映された民主的な公民館運営や活動がなされていかなければならない。このことが公民館として、しっかり守らなければならない点ではないかと思います。こういう前提を踏まえまして、先ほど教育次長が説明いたしましたような今日の日野市の活動状況、公民館の活動状況はきわめてお寒い話と言わなければなりません。そういう中でも熱心に事業主体としての取り組みを進め、また多くの市民や住民の参加によって活動が進められてきているわけであります。教育委員会自身が、今日の公民館の活動を細々とやってきたと、こう言っているわけでありますから、これはもう私は多く言うまでもないことであります。本来ならば、こうしたことは、とても言えたことではないんではないかとも思われますけれど、しかし、事実はそう表現せざるを得ないのではないかと思います。公民館のその事業主体は、社会教育行政、機構、この中にもはっきりとうたわれております。管理には一項目から九項目までそして指導係のもとでは、一項目から十項目まで、一つ一つ紹介するにもたくさんの時間が必要とするくらい述べられております。この何分の一しか今日公民館主体事業としてしか行われていないのではないかと思われます。もう一つ私は指摘しておきたいことに毎年社会教育というこういう年間の取りまとめた冊子が議会にも配付されます。この中で、公民館の位置づけというのが、実質三ページにしかまとめられておりません。百十八ページ、全部で百二十二ページあるのでありますけれど、この中で公民館の部分というのは、わずか三ページ、一ページ部分は公民館の建物の概要しか書いてありませんから、その内容というのはわずか二ページにしか納められておりません。いかに今日社会教育の中で、公民館の位置づけがおろそかにされているかということを私は、このことによっても伺い知ることができるんではないかと思います。

さて、私が質問した幾つかの点においても、教育委員会の答弁がございました。今後どうするかということにも当然なっていかなければならないわけでありますが、その前に日野市を含めて東京、特に三多摩の公民館の活動はどんな歴史や経過をたどってきたのでありましょうか。詳しいことは要りませんけれど概括的な特徴的な点を説明していただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　公民館の歴史という形で相当広範囲にわたっての御質問ですけれど、確かに戦後間もなく文部省訓令によって、社会教育というものに対する重要性というものが認識されて、それ以降各地区ごとに公民館を設置するというその運動がそれぞれの地区ごとに展開されております。日野市の場合には先ほど申し上げましたように昭和四十一年に中央公民館というものが設置されたわけでございますけれど、もうそれ以前に国分寺、あるいは小金井、あるいは三多摩では調布、それから小平、その他多くの市で八王子とか、多くの市で公民館というものが設置されて、公民館活動が展開されていると、そういう状況の中で、現在日野市の公民館活動というものに対して、いま板垣議員の方から御指摘のように非常に立ちおくれている面というもの、これはゆがめない事実だと思います。これは三月議会の時点でも竹ノ上議員の方からも質問がございましたけれど、今後の日野市の文化行政というもの、こういうものはどういう形で推進していくんだと、先ほどの御指摘のように生涯教育というそういうその場面の中にありまして、これから先の日野市の社会教育の部面、これにつきましては、相当な力を教育委員会自体注いでいく必要性、これは単に公民館問題だけではなくて、スポーツ関係の問題であれ、あるいは図書館の問題であれ、非常にたくさんの課題を社会教育分野の面で抱えていると、こういうように認識しております。いままで教育委員会自体どちらかと申しますと、人口急増期の中で、学校施設、とにかくまだきょうも先ほど市川議員の方から三中の問題のあれがございましたけれど、学校施設づくりというもの、これに教育委員会が非常に膨大な資金需要を抱えて待ったなしの仕事という形で学校建設そのものに市当局に予算をお願いしていたと、そのまあはね返りといいますか、公民館、あるいはスポーツ行政、そういうようなものが立ちおくれてきているその事実、これは今後一応鎮静化している人口状態の中で、そういままでのように急ピッチな形で、学校施設づくりに追われるという状況は一応克服できたというその観点の中から、内容的には文化施設の充実、あるいは中身の問題、そういうものに全力を挙げて取り組んでいかなくてはいけない非常に重要な要素であると、そういうその認識に立っております。特に昭和

四十一年に中央公民館ができて昭和六十一年にはちょうどその公民館ができての二十周年にも当たるわけでございますので、その辺のところに一応の焦点をおきながら、それ以前に手がけられる内容、たとえば公民館を運営していく上での館長、その他の職員組織の充実の問題とか、あるいは館長を中心としてのこれから先の公民館行政を進めていく大きな課題とか、そういうものを六十一年の二十周年あたりを一つの焦点に据えながら取り組んでいくと、そんなような形で努力を続けていきたいと、こう考えておりますので、しばらくその時間をお貸しいただきたいと思うんです。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　しばらく時間は貸せないと言いたいところであります。東京の三多摩の公民館の歴史は詳しくここで申し上げても仕方のない点はありますが、たとえば公民館の設置数がどんなふえ方をしてくるかということを見るだけでも、公民館活動の活発な展開が伺い知ることができるのであります。三多摩の公民館の新聞記事に初めて載ったのは、昭和二十一年だと言われておりますが、当時小平村の公民館が新聞記事になりました。以来今日まで各自治体の取り組みが強まってきているわけでありますが、昭和四十六年の年には東京全体でも公民館というのは二十五館、そして五十年になりまして、五十五館にふえました。五十四年では公民館は東京全体で六十八館急速な増加をたどっております。しかし、これも図書館の二百二十七館から比較するなら比較にならないくらい少ない数にとどまっております。ともあれ、近年三多摩各自治体における公民館の設置が相次いだその背景には社会教育に対する住民の要望の高まりがあるかと思います。それともう一つは農村形の公民館活動から都市形の公民館活動へと転換を行ってきた。三多摩の人口急増にあわせて、住民要望を反映しつつ公民館の活動内容が発展してきたとも考えられるわけであります。そういうふうにして考えるならば、三多摩の人口急増は日野市だけにとどまっていないわけであります。私は教育委員会が学校建設に追われて、公民館や社会教育活動に力や情熱を注ぐことができなかったとは言えないと思います。現に図書館活動はりっぱに日本一だと言われるくらい前進させてきているではありませんか。一つは、やはり公民館に対する認識の問題があったんではないか、こう私は判断せざる得ないわけであります。もう一つ、公民館がますます発展しつつあるという裏づけの一つに毎年開かれております公民館大会がございます。これは東京の公民館大会に毎年自治体関係者、公民館関係者、そして利用する住民、こういう人たちが参加して大会を開くわけでありますが、ことし二月三鷹市で開かれました第二十回の東京都公民館大会には、七百五十名を超える参加者を数えております。ある

自治体の公民館関係の方の述懐によりますと、いまから十年前百名の参加者をどう集めるかということに頭を悩ませたということから見るなら、今日のこの盛況はまことに感慨深いものがあると述べております。一部に公民館不要論というものがあるそうでありますが、これは日野の教育委員会の中にもあったかのようにも伺っております。しかし、公民館は衰退するどころか、ますます自治体の住民の学習権を保障する施設として、重視されつつあるということを私は強調したいわけであります。武蔵野市や三鷹市など、いわゆるコミュニティーセンターなるものの施設の建設が進んでまいっておりました。特に七十年代このコミュニティー施設の建設は各方面から注目を浴びつつ設置が進められてきたようであります。これをもって公民館の不要論とするのは余りにも性急なことではなかったかと思います。ですからこそ武蔵野市民などから、コミュニティーセンターでは社会教育が行えないということで百団体を数える住民の議会への請願によって、社会教育法第五条に基づくいわゆる公民館の部分を述べたこの法律に基づく社会教育施設の建設の要求が大きな運動として盛り上がったと伝えられております。私は日野市におきまして、三月議会における教育次長の図書館と公民館、社会教育施設の両輪であるというこの言葉に希望と期待を見出して、きょうの質問を行い、また、これからの公民館事業の発展を願うものであります。本当に公民館と図書館が社会教育施設の両輪ということでとらえるならば、私はいまからでも遅くなく公民館への取り組みに情熱を注いでいただきたいと思うわけであります。そして、改めて根本から公民館のあるべき姿というものを見直し、正しく住民要望にこたえる公民館の活動を進めていただきたいと思います。いま三多摩各地、東京における公民館の設置数による公民館活動の発展を述べましたが、昭和四十九年三月付で、東京都教育庁社会教育部が発行いたしました新しい公民館像を目指してというのがございます。この三多摩テーゼとも言われる新しい公民館像は、以来各自治体の公民館活動を取り組む上で、その目標として多くの自治体や関係者の中で参考とされたものであります。この新しい公民館像はさまざまな角度から、公民館のあるべき姿を述べております。全部を私は紹介するわけにはまいりません。たとえば公民館運営の基本、七つの原則、あるいは職員の配置、館長の役割り、こういったことについて細かく、しかも具体的に述べております。新しい都市公民館像を定めたということでも一定の評価を得たものであったと伝えられておるわけであります。そのほんの一部だけを紹介いたしますと公民館運営の基本、七つの原則ということで、自由と均等の原則をうたい、公民館は無料で住民に解放されなければならないという原則、学習文化機関としての独自性の原則、これはいま申し上げましたようにコミュニテーセンターなどというものにかわることはできない独自性を育施設の両輪ということでとらえるならば、私はいまからでも遅くなく公民館への取り組みに情熱を注いでいただきたいと思うわけであります。そして、改めて根本から公民館のあるべき姿というものを見直し、正しく住民要望にこたえる公民館の活動を進めていただきたいと思います。いま三多摩各地、東京における公民館の設置数による公民館活動の発展を述べましたが、昭和四十九年三月付で、東京都教育庁社会教育部が発行いたしました新しい公民館像を目指してというのがございます。この三多摩テーゼとも言われる新しい公民館像は、以来各自治体の公民館活動を取り組む上で、その目標として多くの自治体や関係者の中で参考とされたものであります。この新しい公民館像はさまざまな角度から、公民館のあるべき姿を述べております。全部を私は紹介するわけにはまいりません。たとえば公民館運営の基本、七つの原則、あるいは職員の配置、館長の役割り、こういったことについて細かく、しかも具体的に述べております。新しい都市公民館像を定めたということでも一定の評価を得たものであったと伝えられておるわけであります。そのほんの一部だけを紹介いたしますと公民館運営の基本、七つの原則ということで、自由と均等の原則をうたい、公民館は無料で住民に解放されなければならないという原則、学習文化機関としての独自性の原則、これはいま申し上げましたようにコミュニテーセンターなどというものにかわることはできない独自性を

持っているんだということを強調しているものであります。そして、四つ目には職員必置の原則、専任の職員を必ず置くということや地域配置の原則等々細かく述べられているものであります。私は日野市の今後の公民館運営、行政、社会教育行政においても、大いに参考となる部分があると考えておるものであります。最後に、私は今後の幾つかの具体的な課題について、質問を行いたいと思います。

ひとつその具体的な課題を考える際、何回か繰り返していましたように社会教育と公民館の役割りを明確にするということを前提にひとつ次の質問を行ってまいります。

一つは、公民館事業の計画を行う際、利用者や住民の参加を保障するということであります。小金井市では公民館事業企画実行委員会なるものを設けまして、住民の意見を反映させる機会を設けております。二つ目には、小平市が毎年実施しておりますが、市独自の公民館大会を開催し、公民館を利用するあらゆる市民や団体が一年間の公民館を拠点とする活動の総括やその成果を発表し合うということを保障することであります。また、これに関連して東京の公民館大会に参加できる保障を確立していただきたいと、公民館審議委員であるわれわれには、東京の大会には案内がまいっておりません。一体日野市から参加しているのかどうかすらわからないのでありますが、公民館利用者、公運審の委員、その他関係者がこの大会に参加できるようにすることであります。三つ目は、先ほど申し上げましたように婦人の学習権を保障する保育室、託児室、こういったものの完備であります。専任の保母を置き公民館事業としての保育室を設けることが必要であります。四点目は、現在の施設の改善であります。いろいろな不備な点がたくさんあります。今年度は冷房装置が取りつけられるということで、一定の便宜が図られるようになりました。しかし、実際利用する上で多々不便な点があるわけであります。たとえば談話室には博物館と見間違えるような展示室が設けられまして、遺跡等の展示が行われるようになりました。これは、公民館本来の機能を大きく損なっていないのではないか、こう懸念されるものでありますが、今日かわり得るような博物館がないということからの暫定的な措置ということで、あの展示室が設けられたわけでありますが、永久にあの状態を続けるということが、私は公民館活動の進める上で、やはり障害になるものと考えます。施設の点で言えば、建てかえという問題も当然ございます。現在の施設には基盤からいろいろと問題点を含んでおるようでありますが、当然今日の住民要望に沿うような施設に建てかえるということも課題にしていかなければならないと思います。もう一点は、多摩平の社会教育センター、日野地域の中央公民館、そして日野の南部地域に公民館の設置が地域的にも必要なことではないかと思われます。五点目に、資料コーナーを設置しなければなりません。

公民館を入りますと廊下の左手に机の上に各地の公民館だよりやその他若干の資料がありますが、とてもとても資料コーナー、そして、利用者の期待にこたえる資料がそろえてあるという状態ではありません。しっかりとした資料コーナーを設置するということも必要であります。六点目に音楽を練習する、そういったときピアノがない公民館、これは三多摩でも余りないようであります。公民館だより第二号の中で、私の考える公民館というのを寄せておられる方がおられます。コーラスを始めたが、その練習の場が公民館なのです。ピアノのないさびしさの中で練習を重ねました云々となっておりますが、これは確かにさびしいことではないかと思います。ピアノを備えて音楽練習にしっかりとこたえていただきたい。七点目は、いま警備委託されたようであります。九時半まで利用時間が決められておりますが、委託された警備は大変時間に厳しく、九時半以前に公民館から退去しなければなりません。そのため大変不便や不満を感じている声も聞いております。この辺の改善を進めることができないのかどうか。九時半まで十二分に利用できるように保障しなければならないと思います。八点目は、利用時間の延長であります。勤労青少年の利用にこたえるには十時まで利用時間の延長を検討をすべきだと思います。九点目、公民館だよりの編集に利用者の参加を加えて今後の公民館だよりの編集や発行を行っていってほしいという要望であります。十点目に、私が要望する点として、公民館利用者懇談会の提案であります。これは公民館だよりにも提案されておりますので、市側と考えが一致するということにも即なるわけでありますから、即刻実行できるよう準備を進めていただきたい。以上十点について具体的な要望を行いました。もう一つ障害者と公民館の関係であります。四十一年当時開館されたときには障害者の利用ということが残念ながら計画には入らなかったんではないかと思います。できた当時は、りっぱな公民館であったのでありましょう。しかし、今日やはりこれも公民館活動の活動の調べの一つとしてとらえることもできると思いますが、障害者が利用するようになってまいりました。当然それらの人たちにも公民館が十分学習や教育の場として利用できる施設に改善していかなければなりません。聞くところによりますと、障害者青年学級が公民館を利用して料理教室を開こうとしたそうであります。現に開いているようであります。二階の実習室を使った際、障害者は二階に上れない、絶望的な階段だと言っております。もし、仮に車いすやあるいは歩行に困難な障害者が二階に上ろうとする際、多くのボランティアを初めとする協力者によって、ようやく二階に到達するということであります。玄関からして、障害者のことなど配慮されていないつくりになっておりますので、改善を行っていかなければなりません。これは、きょうの質問の中には施設の面だけの提案を行っておきますけれど、今後公民館

の事業という中に障害者の利用、障害者の公民館での学習や文化創造の場になるようなことも当然考えていかなければならないわけであります。国立市の公民館は、コーヒーハウスというのがあるそうであります。障害者がこのコーヒーハウスにやってまいりましてみずからコーヒーを注ぐ、あるいはコーヒーを飲む、健常者と語り合う、こういう場があるそうであります。すぐれた各自治体のこうした経験など学びつつ日野市における障害者の公民館利用の促進のために大いに力を注いでいただきたいと思います。以上具体的な十点の要求項目と障害者の公民館利用の問題について質問を行います。

○副議長（大柄　保君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　全部にわたってお答えできるかどうかわかりませんが、一応ただいま出されました十点についてお答えをいたします。

まず最初の公民館事業計画の中に企画委員会を設け、住民参加でその事業を決めていったらどうかと、これは現在でも広報ひの等使いまして、この事業を決めるのに対しても住民の集まりをもっていただき、その集まってきていただいた方たちの中で、企画委員会をつくり、テーマを決めて運営をしていると、こういうような形で、向上的な形の企画委員会のあり方等につきまして、運営審議委員会との絡みもあると思いますけれど、検討させていただきたいと思います。それから、現在の公民館大会、特に東京の公民館大会等への参加、あるいは市の一年間のそれぞれの活動を発表できるような機会、これらの問題につきましては、非常に重要な問題ですし、ぜひそういうような運営をし、それから東京の公民館大会等への案内につきましては、運営審議委員会の方とか、あるいはそれぞれの事業の中心になられている方たちを通して連絡が取れるような方向をとってまいりたいと思っています。それから、婦人の学習権の保障の関係でございますけれど、これも現行施設の状況の中で、非常に問題はあるわけですけれど、お隣の福祉センターを利用してボランティアの方々の御協力や何かを通しながらこの保育という形でのめんどうを見さしていただいているというのが現状でございまして、これらの問題も今後その公民館という活動の中に参加される方々のいろいろな利便、こういうものを図っていくためには、保育室の必要性というものは、確かに存在すると思います。それから、施設の改善関係でございますけれど、これは最後のこの障害者の公民館の利用の問題とも絡みまして、確かに車いすでそのままあがれるような状況とか、そういうような施設づくりになっておりませんので、施設の改善等を通しながら対応していきたいと、ただ、その中で、たとえば現在の談話室が展示室になっていると、これも現行施設を一応最大限に利用する形の中で、資料コーナーとか、そういうものをいろんな角度で使いたいという社会教育委員会関係の職員の創意等もあって、ミニコミ展だとか、その他資料コーナーをつくるような方法での努力、これを続けてまいりたいと思っています。それから、警備委託、利用者の時間の延長、これらの問題等につきましては、確かに夜間五時以降の公民館の利用に不便がないようにということで、高齢者事業団の方に九時半までの警備委託をお願いしておりますけれど、時間延長という特に夏期時間帯は七時ごろまで明るくてそういう状況の中で、時間延長等につきましては、一応担当課の方とも十分話をする中で、せめて十時ごろまでは利用者の方たちが利用できるような状況をつくっていきたい。それから、音楽の練習等にピアノのない公民館なんていうのはどこを探してもないぞというようなことでございますけれど、これらの問題等につきましても、一応改善のための努力をしていきたいと思います。ただ、現行の公民館の一応施設の状況その他を通しまして、どこへどういう形でそういうその部屋を設けるか等の問題等もございますけれど、ただいま御指摘された点の中で、改善できる面から早急に手をつけていきたいと、こう考えております。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君

○十二番（板垣正男君）　私は館長の問題と主事の問題も先ほど質問を行ったのでありますが、教育委員会は、二十周年を迎える六十一年をめどに検討したいとの答弁でございましたが、もう少し早くできないものかどうか、ちゃんと人員を配置する、正しく社会教育基本法に基づいて、人員を配置するという点は多く繰り返しませんので、端的に答弁いただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　私の言葉足らずの面もあったと思いますけれど、現行の公民館の職員組織の編成、これにつきましては、先ほど申し上げましたように社会教育課長が公民館長を兼務しているというような状況は一日も早く改善していきたいと、そういう方向で新しい意欲的な形でこの公民館行政に取り組む館長を中心としながら、六十一年というその言葉が出たのは、公民館そのものをいま板垣議員がおっしゃるような形で施設、あるいは設備面も含めながら、抜本的な方向で公民館というものを運営していく、それの人員をそろえながら六十一年をめどに公民館行政そのものを充実が図れるような体制づくり、それの一番基本になるのは、やはり公民館行政の一応責任に当たる館長というものの存在がございますので、これにつきましては、一日も早くそういうような状況をつくり出して、その館長を中心にこれからの公民館行政というものをどう展開していくかということを十分練り上げて六十一年を迎えたいと、こういうような趣旨で申し上げたわけです。（「長すぎる六十一年じゃ」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　一日も早く体制を整えていきたいということに、私は必ず実行していただきたいということを強調しておきたいと思います。

最後に、これまでの私の質問、教育委員会の答弁等を踏まえまして、市長の考え、またお感じになった点をお伺いしておきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の中の御指摘の全般を通じまして、大いにうなずかせる内容もございますし、それから、教育次長が答えましたその現在の認識並びに将来の見解、こういうことについても大いに同感をできる内容であったと思っております。市長はこの総合調整権と申しましょうか、全体を調整する責任があるわけでありまして、教育委員会だけの要請内容というべきではないと思っておりますし、私の考えを少し申し上げますならば、社会教育と社会福祉ということは、今日ほとんど同意語に近い、多少行政上の対応がおくれている感じがしないでもないと思うのであります。したがいまして、今日までこの社会教育、社会福祉というものを総合的に行政とそれから市民活動の中で考えますならば、日野市の全体的なレベルは相当な水準である。それから、社会教育という範囲ではありますが、まず図書館活動などはまさに社会福祉そのものでありまして、公民館との両輪関係、これも否定するわけではありませんが、機能的にはりっぱに大きい役目を果たしていると、こういうふうに思うわけであります。そして、これまで日野市では、館の機能はそれぞれ一応あるわけでありますけれど、地区センターでありましても、あるいは福祉センターに対しましても、あるいは文化面での七生公会堂の使命機能でありましても、それらをそれぞれに満たしている役割りをなしてまいっております。それから、これから大きく取り組もうといたしております市民会館におきましても、まさに公民館活動を大きく果たす使命を持つわけであります。現在の公民館法で定められております、またきょう特に御指摘のあったことは十分うなずけるわけでありますが、東京都を通じてその名前を用いているのは、今日でも五十数館であるというふうなことから言いましても、比較的地方都市にはそういういわゆる公民館活動として、特定の位置づけがあるわけでありますけれど、今日の市民社会、それから市民活動の中には、公民館が中心にならなければ機能しないなんていうこともないように思いますし、しかし、御指摘の小規模の公民館でありますからして、それなりのまた機能の高いものを受け持つべきであると、このように思います。義務施設であります小中学校もこれはとりもなおさず大きな意味で社会教育、あるいは公民館的役割りも果たすべきだと思っておりますし、少しオーバーな言い方をしますならば、市の行政、市民生活、これらまさに社会教育、また公民館活動の中にある、

というふうにも言っても過言ではないぐらいに私は認識をいたしております。成熟をした自治体、また成熟した社会になればなるほど、そういう機能が必要であり、また求められることになると思いますからして、今後一層の全分野にわたりまして、努力をいたしたいとこのように考えるべき問題というふうに思っております。以上です。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　最後に意見を述べてこの質問を終わりたいと思いますが、東京の公民館は、五十五館ではなくて六十八館です。五十五館というのは、五十年の年に五十五館ということですから、それよりもふえておりますから、間違いのないようにしていただきたいということと、社会福祉と社会教育が同意語という認識には私は立ってないということ。それから、市民会館をつくることやあるいは現在あります地区センターその他いろんな施設がありますが、これをもって公民館の活動にかわっているということではないということを私は最初から申し上げてきたわけであります。この点の市長との見解が若干違うようでありますけれど、職員を配置するかどうかということが大変大きな分れ目であります。地区センターはだれも職員はおりません。これをもって公民館の役割りを変えようということではないんだということを私は強調するためにわざわざこの問題を取り上げたわけであります。そして、コミュニティーセンターとの違いも強調いたしました。職員は館長、主事を初め必要な人員を置き、そこに集まる住民や青年、婦人それらの人たちの学習を行う権利を保障させる、あるいはそれらの活動に奉仕する、こういう役割りを果たすものではないでしょうか。そこのところをしっかりとだからとらえていただきたいということを私は最初から申し上げてきたつもりであります。

最後に、いま臨調、臨時行政調査会の答申にも見られますように、地方自治体の公共施設が民間委託の方向を示されております。また、職員の削減に伴いボランティアの活用による人員の確保などを方向づけておりますが、こうした公共施設の民間委託などを絶対に行わせてはならない、私はこう考えるわけであります。いまこそ森田市長を初め教育委員会、住民のさまざまな学習、文化、創造、そして集会、こうした市民活動を保障する上でも、公共施設の充実や内容の一層の改善、そして、必要な人員をしっかりと配置して、市民要望にこたえていかなければならない。この基本姿勢に立って、今後の社会教育、公民館行政を進めていただきたいことを最後に強調いたしまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって十の一、社会教育における公民館の役割りに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

六月十七日　木曜日（第五日）

午後四時三十分散会

日野市議会会議録

第十七号

昭和五十七年
第二回定例会

六月十七日　木曜日　（第五日）

出席議員（二十七名）

一番　橋本文子君
二番　福島敏雄君
三番　小俣昭光君
四番　小山良悟君
五番　谷長一君
六番　古谷太郎君
七番　馬場繁男君
八番　馬場弘融君
九番　高橋徳次君
十番　旗野行雄君
十一番　一ノ瀬隆君
十二番　板垣正男君
十三番　鈴木美奈子君
十四番　川嶋博君
十五番　飯山茂君
十七番　黒川重憲君
十八番　古賀俊昭君
十九番　市川資信君
二十番　藤林理一郎君
二十二番　竹ノ上武俊君
二十三番　米沢照男君
二十四番　中山基昭君
二十五番　大柄保君
二十六番　秦正一君
二十七番　奥住芳雄君
二十八番　石坂勝雄君
三十番　高橋通夫君
二十一番　名古屋史郎君

欠席議員（三名）

十六番　夏井明男君

二十九番　滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
総務部長	加藤一郎	君
生活環境部長	佐々木博	君
清掃部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平敏男	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原尭次	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　柿崎洋子　君

福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育次長	三沢三郎	君
企画課長	田窪鎮夫	君
財政課長	山崎彰	君
市民課長	落合豊	君

書記	平川雅	君
書記	谷野省	君
書記	串田弘	君

議事日程

一　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

昭和五十七年六月十七日（木）

午前十時開議

午前十時十二分開議

○議長（石坂勝雄君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十四名であります。

これより一般質問に入ります。

十一の一、過密教育解消の進捗状況を問う（三中について）の通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔二十二番議員登壇〕

○二十二番（竹ノ上武俊君）　一般質問をさせていただきます。本日は三中の過密教育の問題、そしてまた日野市の緑を保存する問題、最近激しくなった爆音の問題、三つの質問を一時間半でということで通告をいたしておりますので、時間を配分しながらやっていきたいと思います。

それでは最初に、日野市議会、六月定例議会におきまして、議会事務局に、締め切りの時間までに所定の用紙に、「過密教育解消の進捗状況について、三中について」ということをちゃんと書いて提出をしたただ一人の議員として、誇り高く、市長並びに教育委員会に質問をするものでございます。本日の一般質問で明らかにしたい点が四つあると思います。それは、三中の過密教育の解消については、方法は一つしかないという点でございます。これは仮称九中であれ、いずれにしろ、独立校というものをつくることによってしか、過密教育ということを解消する道はない、このことを市当局並びに教育委員会が明らかにされなければいけないというふうに思うわけでございます。

明らかにしたい第二点は、現在千二百五十八名の生徒数を抱える本日の問題、あしたの問題として、当面今年度の補正予算を使ってでも緊急避難的に解決をしなければいけない点は何かということを明らかにする点だと思います。

また三点目は、独立校をつくるという問題も、また当面の問題を解決するという点についても、いずれもその方向を決める、判断をする、これは非常に緊急性があるという点でございます。この点の自覚を市長並びに教育委員会が強めていただく、はっきりしていただくということがどうしても必要でございます。

第四点は、やはり市政全般を考えるに当たりまして、三中がなぜ大規模校、過大校になってきたのか、この日野市政の歴史的な背景、経過というものも明らかにしておかなければいけないと思うわけでございます。以上四つの点について、具体的にこれから質問に入りたいと思いますので、簡潔なる答弁をお願いしたいと思います。

第一点目の、過密校解消のためには、独立校をつくるしか解決の道がないという点についてでございます。三中の学区を地図を広げてみますと、どなたが考えましても、学校用地として、中学校規模の敷地面積を直ちに入手できる土地がないというのは、これは素人考えでも一目瞭然でございます。しかし、だか

らといって、三中の設備などを拡張して、そのことによって三中の面と申しますか、面積が広がる。そうすると確かに過密ではなく、生徒も職員も散らばって授業など行うことができますので、そういう点で一種の過密解消になるという方に解決策を持っていきたいと考えるのは当然だという気もいたします。しかし中学生のいまの社会的な背景における教育効果というものをいろいろ新聞で読み、あるいは全都的な小中学校の経験などを聞いてまいりますと、過密教育そのものに、大規模校そのものに教育効果が上げていけない弊害がたくさんあるということが言われているわけでございます。

いま私は、東京都教職員組合南多摩支部が、主任手当拠出金によるパンフレットということで、大変りっぱな、「どの子もかしこくたくましく」というタイトルのパンフレット、これを読ませていただいているところでございます。このように教職員の皆さんが、どの子もかしこくたくましくという観点から教育実践に取り組んでいかれる中で、結論的には、中学生にあっては大規模校というものは、いかような努力をしても必ず教育効果上弊害が起こってくる、こういう結論が大体全体を占めるに至ってきているわけでございます。私は本日、きのうもちょっと質問がございましたので、その質問とダブらないようにという意味合いで、なぜ大規模校で弊害が出るのかという点を、きのうに続いて重ね重ねではございますが、教科指導、あるいは生活指導、こういう面から見てみたいと思うわけでございます。私も市会議員でございまして教育は素人であり、また余り教育内容に干渉を政治がするということは、教育基本法の精神からいっても好ましくないものでございますので、素人なりに考えたいまの三中における学科指導、生活指導、こういうものでどういう弊害が出ているのかという点を、少し市長並びに教育委員会に知っていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

学校の教育、あるいは三中の中でどういうことが行われているかということは、いろいろ先生方に聞いてみますと、大体七つぐらいに分けて、私はいろいろの活動が、教育活動が行われているというふうに理解をいたします。一つは教科指導というものではないかと思います。それから二つ目は生活指導、こういう点ではないかというふうに思うわけです。それから三つ目は学級活動というようなものになっていくと思います。それから四つ目が道徳的な教育の問題、五つ目はクラブ活動、六つ目はいわゆる学校行事のもろもろの諸活動、そして最後はやはり職員間の連絡研究態勢、団結、こういうような問題ではないかと思います。私はこの七点についてしゃべりますと、三中問題だけとりましても何時間もかかるわけでございますので、この七点のうちの中からそれぞれ一件ぐらいずつ、現在三中で起こっている実態を申し上げまして、一刻も早く過密教育の解消を

願うわけでございます。

教科指導というのは皆さんも御承知のように、大体国語、数学、理科、音楽、美術、体育、技術、家庭、英語、そのほかとこういうふうになっていると思います。こういう中で、いま三中はクラスが九クラス、十クラスと一学年であるわけでございます。したがいまして国語の先生が同一学年だけで二人で一週間の、この時間のこま数を消化し切れない、つまり二・五人から三人、二・五人ということはございませんので、結局三人の教師が一学年の国語なりあるいは数学なりを担当して教科指導を行う、こういうことになっていくわけでございます。そうしますと、大きな問題は、やはり中学生という意識と体格が発達した中で、同じ教科、数学なら数学を三人の先生が担任するということになりますと、この三人の先生が、三中では大変努力されているようでございますけれども、大変な連絡を密にして、そして一人一人の生徒に愛情を持って接していくことが必要になってまいります。しかしマンモス校になりますと、この三人の打ち合わせというのが非常にさまざまの教育指導等、あるいは公務分掌というんでしょうか、そういう教職員の実務というものがございますので、三人が常々この教育内容で打ち合わせをするということが、これまた、なかなか努力はされているようですけれども困難である。そして、仮に努力をしたといたしましても、一学年十クラス前後となってまいりますと、子供たちの水準、性格、名前、こういうものを覚え切るということは、これは神様でなければできないような状態になってまいります。そういうところから、先生たちの問でもまた生徒の中からも、あるいは父母の間からも、本当に教科指導というものが行き届いてくれているのか、どの子にも平等に同じ水準でしていただいているのかという不安や疑問、こういうものが出てくるのは当然であるわけでございます。これはどの教科についても私は言えるんではないかというふうに思います。

また、いま三中におけるたとえば理科教育、こういうものを見てみますと、クラス数が多いために実験室が使えない。せっかく中学生がそういう点で向学心、好奇心、探求心、こういうものを持って成長する過程にあって、実験室が使えないで理科の教育をせざるを得ない。あるいはまた理科室がありましても、先生たちもこの理科室を指導要領に基づいて十分に使うには調整をしなければならない。この調整が大変苦労であります。ですから理科の問題でも、たとえば技術、家庭の教育でも、この特別室というものを使わないで、一般教室でこういう教育もしなければいけない、こういう事態が毎日続いているのが三中の実態にあるわけでございます。これが昭和五十八年、五十九年となっていけば、もう文部省が、現在は強制的に義務づけてきているこの教育指導要領、指導要領の線に沿ったカリキュラム、

あるいは時間割り、こういうものもとにかく組めないという実態が、すでにもう現実もそれに近いし、押し迫っている、こういう状態になっております。きのうはグランド、プール、その他の問題で議員から質問がございました。いま体育館使用、グラウンド使用についても一週間二十七こまの時間割りになっておりますけれども、これを先生たちが大変苦労されまして、大体指導要領の内容を果たすような状況でやりくりをして使っておられますけれども、これも本当は一学年六、七クラスでないと限界と言われているわけでございます。こういう点が非常に困難になっている。どの先生も共通して感じていらっしゃるのは、三年間生徒を担任して、ついに一定の部分については生徒の名前を覚え切れなかった、こういうことが非常にまじめに努力して教育実践をされている校長先生以下のこの教職員の中での大きな一つの不安、そういうものになってきております。

生活指導の面でいきますと、これは大変な大問題でございます。たとえば三沢中が問題行動、非行とまでいかなくても問題行道、あるいは非行、こういうものが話題に父母の間でなりました。しかし三沢中では教職員、校長先生以下でがんばられまして、父母や生徒も協力したとは思いますけれども、このうわさがだんだん弱くなりまして、非常にこういう問題を解決していったということを私は聞いております。これが解決した最大の原因は、私は適正規模の生徒数を抱えている中で、やはり先生たちの生活指導などが目が行き届く、そして努力をする、そういう中で解決し得たものと思います。このような状態がこと三中に侵入してきた場合には、これはもう私は、四十五名なりの校長先生以下の先生が努力されても、千二百五十八名というこの生徒を、本当に完全に生活指導し切れるということはできないと断言してもいいのではないかと思います。やはり問題行動というのは少数の生徒の中ではなかなか起こしにくいわけです。千何百名もいると、おれぐらいわからないだろうということで、起こす方も起こしやすい、また指導する方は目が届かない、こういうふうになっていきます。大規模校ということが問題行動を起こす隠れみのに生徒にとってはなっているわけでございまして、まだまだ大きな問題はないとはいえ、その兆候などはひたひたと三中にも迫まっているというふうに見受けられますので、これが起こらない前に、一刻も早くこの大規模校過密教育というものを解消をしていただかなければいけないと思います。

それから、生徒数が多いということは、一たんそういう非行、問題行動が起こった場合は、感染の速度が速いというふうに言われております。経済でも悪貨が良貨を駆逐するということがよく言われますけれども、このスピードが非常に速い。そして進行したらそれを防ぎ切れない、こういういま状況になっております。そして先生たちがんばっても、やがてはこの先生の

指導をすり抜けて問題行動がどんどん起こっていく、こういう事態が間もなく三中にも訪れるのではないかと、私は心配している者の一人でございます。

次に、学級活動の問題がございます。三中についてはいろいろの評価をちまたでされているし、またＰＴＡ、教育委員会などでも一定の評価をされていると思いますが、私はこの三中学区に長年住んでおりまして、考えるのは、やはり子供たちの正しい意味での自立、集団的な行道をする中でも、この自立的にそういうことを行っていくという学級活動というものが保障されてきた。これを先生たちも育ててきた、こういうことが言えると思いますが、一例を挙げれば、生徒会活動も現在何だか不活発だというふうにいろいろと承っているわけでございます。そういう点で、これは大規模校になれば、幾ら生徒たちががんばっても、あるいは教職員ががんばっても、そういう集団的な中で自立した判断力を持った青少年が育っていく、こういう方向というのはなかなか実行しにくい、こういうことが私からもよく感じることができます。各クラスの学級活動を校庭で行うにしても、場所の配分が大変である。二十九クラス、場所取りが大変であって、伸び伸びした学級活動が、独自の学級活動ができない。体育館の使用もしかりでございまして、体育館一つを区切っていろいろ工夫して先生たちやっていらっしゃるようでございますけれども、こういうことができない。特に私は、小学校と違いまして、中学校では成長期ということから見て、やはり教職員の団結とともに、生徒たちの連帯感、団結力というものも必要なものだろうというふうに素人なりに考えます。そういう点で大規模校というのはなかなかそういうのができない。私も田舎育ちで四百人ぐらいの中学を出ておりますけれども、そういうところであれば一生、生涯に残るような先生の思い出とか、学校の行事とか、そういうことが本当にはだ身に感じてやっていけるわけでございますけれども、千何百人となるとこういうことができないのも明らかではないでしょうか。私はそういう点でも非常に危険な事態に三中が来ているということを、何回か十二月議会でも言いましたけれども、もう一回重ねて、改めて関係当局が認識していただきたいと思います。

道徳教育の問題についても、やはり私は似たようなことが言えるのではないかと思うわけです。またクラブ活動、このクラブ活動こそ教師と生徒が人間的につながっていく場でございます。しかしこれが一つのクラブに八十名、百名というようなことになりますと、クラブを指導する先生も、子供たちの名前も覚え切れない、こういうような状態でクラブ活動を指導しろといっても私はできないし、子供たち自身も不満を持っているのではないか、こういうふうに感じます。

学校行事の点を六番目に私は挙げましたが、学校行事というものも、全国的にもう学校行事の研究会がございますように、

盛んにやらなければいけないものでございますが、この学校行事が非常に多いわけでございます。合唱祭、遠足、修学旅行、卒業式、運動会、入学式、相当ございます。大規模校においてこういうものを本当に先生たちが真剣に運営をしていく、子供たちがそれに従っていく、私は大変な事実も聞いてはおりますけれども、困難だろうなということが想像できます。ですから、こういう学校行事というものも非常に子供たちの教育で重視されているものでございますけれども、これを発達させるためにも大規模校ではどうしても不可能な点、壁が出てくる、こういうふうに言えるのではないかと思うわけでございます。

また、七番目は職員間の諸活動の問題でございます。私と市川議員が先日、ＰＴＡの役員会へ呼ばれまして、教頭先生がおっしゃっておりました。まあ、ここで言ってしまうと教頭先生お困りかもしれませんけれども、「教頭も二名にしていただきたいですな」とおっしゃっておりましたが、教頭の仕事も最近は非常にふえてきております。こういう中で、校長先生以下の先生たちの公務分掌、こういうものが大変ふえてくる。しかもこれを集団的に先生たちもやるわけですから、スムーズにいくわけがございません。もちろん三中の先生はがんばっていらっしゃるというふうに私は確信しております。先生たちが学年ごとの研究会をする、学年会という先生の会議をやるといたしましても、これも十、五六人でやることになるわけですね。普通

六、七クラスですと、これが六、七人ということになります。そういう先生たちの意思疎通、六、七人だと昼食を食べながらでも、あのクラスはどうで、この子はどうでというようなこともできるでしょう。しかし十五、六人となりますと、これは会議ということになりまして、機械的になり、なかなか行き届いた学年間の担当教師の間での研究、交流、意思の疎通、こういうことも困難になる。そういうことがひいては私は、大変団結された職場だというふうに聞いてはおりますけれども、必然的に、客観的に職員間の団結もしにくくなる、こういうふうに考えます。いま、以上述べましたこれらについては、三中だけではなく、全国過大校は共通の問題があろうかと思いますけれども、三中の中で私が運動会の席上、あるいは先生たちと交流する中、父母の皆さんと交流する中、生徒たちから聞いた感想、こういう中でつかみました教科指導や生活指導、そういう中で、大規模校であるがゆえに絶対に果たせないんだという問題点の一部を紹介したわけでございます。こういう点で、何としてもこの大規模校というものはやはり否定されるものである、中学校においては。高校においてもそういうことが強く叫ばれまして、小規模高校という方向に東京都も変えてまいっておりますけれども、中学校も同じでございます。この大規模校というものは、やはり中学生のかしこくたくましく育つ中で不適当なんだという点を私は市長も教育委員会もあくまで握って放さな

い、こういうふうにして教育行政を進めていただきたいと思います。

いま、三多摩の各地の大規模校の状況はどうかという点をちょっと私は調べてみました。たとえば人口急増中の町田市、ここは去年で三十三クラスというのが一校、三十クラスというのが三校ですね。そして二十七クラス二校、こういうふうにございます。町田が一番過大校がございます。それに比べますと日野市は森田市長のもと、職員と教育委員会の努力で、革新市政になりましてから九つの小中学校をつくってまいりました。したがいまして残されているのはこの三中の過大校、こういう点になっております。多摩市で二十六クラスぐらいなのが一校ですね。それから立川には古い町ですのでない、人口急増都市ではない。国立もほとんど見られないというところです。近くでは府中、ここも二十七、八クラスが一校、調布市が過大校が二校、八王子でも一つか二つというような状況になっております。

こういう中で　徒数を見てみますと、昭和五十九年の三中の状態、三十五クラスぐらいになる、あるいは三十六クラスになるということになりますと、ひょっとすると三多摩トップの過大校ということになってくるわけでございます。したがいまして私は、土地の取得が非常に困難ではございますけれども、この過大校というものを何としても独立校によって解消するんだ、この立場は、去年の十二月会議でも教育委員会の到達した立場

でございますし、市長もそういう認識に立たれた立場であり、その後も努力をされている立場でございますので、この立場を絶対に捨てないで三中のことを考えていただきたい、こういうふうに思います。すぐに、ないものねだりで独立校をつくれということを私も父母も決して言ってはいないと思いますので、そういう点では数年間かかっても、何としても地主さん、あるいは関係諸団体、こういう土地に当たっていただきまして、住民合意もかち取って、独立校というものをこの近辺に建設する、そういう方向で努力していただけるかどうか、この点第一点、明らかにしてもらいたいと思います。

第二点は当面の諸要求でございます。これは五十九年度までに解決すればいいというのではなく、ことし解決できるものは、ことしの九月の市議会ででも補正予算を組んで解決をしていただく、そういう点で私は、もう本当に本格的に考えていただきたいと思います。きのうも十ばかり議会から、当面これこれをやっていただいたらどうだという意見がございました。ここで私も若干ダブる点はあるかもしれませんけれど、六、七点、当面の補正予算ででも、あらゆる合法的な手段で解決してもらいたい点を要望して、これに対する答弁をいただきたいと思います。

第一は、プレハブ教室の解消でございます。私はこの間ＰＴＡに呼ばれまして、生徒会室、ＰＴＡ室というのに行きました。

生徒会室とＰＴＡ室が一室しかなくて、プレハブの中というので、本当に残念な状態だと思います。その中に座っておりましたら、中学一年だか二年の女の生徒たちが廊下を歩いていたんですけれども、最近は体格もいいせいか、また中学生ということもありまして、音が大変反響するんですね。ですから、とても家が揺れるような感じでございまして、こういうところで授業したり、生徒たちが委員会を開くとか、私はとてもこれは不十分だというふうに思います。したがいまして、このプレハブについては何としてもこれを撤去していただく、これをしてもらいたいと思います。きのうの答弁で若干あいまいでしたけれども、プレハブをリースするのか、二階建てをリースするとか、何かちょっと聞こえた節がありましたけれども、そういうことはもうとんでもないことで、教室をふやす場合は鉄筋工事をしていただく、これしか私は中学生の教室としてはないというふうに思います。そういう点でひとつ決断をしていただきたい。

第二番目は、体育館の問題でございます。体育館については、これはやはり土地の問題がございます。周りを見れば都有地、日本住宅公団、都市整備公団ですが、この所有地、明星大学の所有地、そういうものがあるわけでございます。公団と都有地については行政側の団体でございますので、私は住民が反対しなければ確保できる土地もあるかとは思います。しかし、最近のこの体育館の考え方を高校などで見てみますと、二階建て、三階建てという方向が出てきております。これは土地の問題を考えずに二階建ての体育館ということが研究できるわけであります。一階は天井を低くしまして剣道、柔道、卓球、こういうようなものができるようにして、二階をドーム式の屋根にしてその他のスポーツができる、こういうふうにすれば二階建てであっても、建築許可基準の問題などあろうかと思いますけれども、その辺を相当研究してもらって、二階建てということにして、雨が少ない時期やあるいは夏休みなどを利用して、隣りの小グラウンドなどを天気のいい日は使うなど、あらゆる地域の協力を得まして、この体育館を二階建て、三階建てというようなことをすれば、土地問題がなくても解決できるし、体育指導、そういう点から、私は教職員の皆さんからも反対されないそういう方向で体育指導ができるのではないかというふうに思います。これは早い方法で解決できますので、教育関係諸法規、文部省の補助金の問題など研究して、そういう補助金が出ないというのであれば日野市の独自予算でこういうものをやるぐらいの決意で、ひとつ、そういう答弁をいただきたいと思うわけでございます。

三つ目はグラウンドの問題でございますが、これもプレハブの撤去と、いまテニスコートがございますので、このテニスコートの場所をほかに確保するということができれば、いまのままのグラウンドで、二百メートルトラックで十コース、こういうことがある程度楽にとれるということになってまいります。私たちも自治会その他でグラウンドをお借りしておりますけれども、中学校のグラウンドを借りておりますけれども、学校開放その他で。中学生で二百メートルコースで八コースとなりますと、これは事故が起こるぐらい狭いコースになりますので、少なくとも現在の状況では二百メートルトラックでしたら、悠々たる十コースというものにしないと、これはクラス対抗もできないわけでございますので、この辺をもう運道会その他には間に合うように、そのぐらいの勢いで考えてもらいたいと思います。

それから、きのうも議員が触れられましたけれども、三中のグラウンドは、いままでもいろいろの意見は出ておりますが、本来三面傾斜、四面傾斜といいますか、雨水排水がよくできるようになっていなければなりませんけれども、あそこは十数年前につくったグラウンドで、単に山腹を削ったというもので、一面傾斜。それから使っている土の質、砂の質というものが非常に粗悪でございます。したがいまして、これも抜本的に、いつでも雨が降った翌日はすぐグラウンドが使えるような、そういう抜本的なグラウンドの改善というものを、これは各小中学校から出ております。出ておりますけれども、さっき私が教科指導、生活指導の問題で言いましたような危険な事態ということからいきますと、日野市の中では三中でございますので、そういう点で、伸び伸びと育つためにも、このグラウンド、この問題を私は特別予算を組んでもらわなければいけないのではないかというふうに思うわけでございます。

それから、四点目については教室の増設ですね。これも生徒数がふえて、文部省の基準に従ってふやしていくという状態では追いつかないのではないかという気もいたします。そしてまた将来生徒数が減っていったとき、空き教室ができるという不安などもあるかと思います。しかしここ数年間、過大校というのが続く見通しが明らかなわけでございますので、この際、鉄筋の教室の増設というものを図っていただきたいという気持ちでございます。そして、現在四十五人一クラスです。教室は四十人クラス、三十五人クラス、先進教育国のように二十五人クラス、こういうところまで将来日本の教育も発展するわけでございますので、またＰＴＡの活動、生徒会の活動、何にでも使えるわけでございますので、幾ら増設してもやり過ぎるということは私はない、こういうふうに確信をいたします。こういう形でひとつ増設についても急いでもらいたい。できれば生徒会の委員会などができるような大きな教室、規模以上の大きな教室などがあればなお結構なことでございます。あるいはきのうも出ました小ホールというようなものがあれば、二百人から三百人ぐらい入れるところ、将来いろいろな条件が整って学校給食が食堂形式でやるというような時代も来ると思います。そういうことを見通してつくってもいいかと思いますが、小ホール

という例はほとんど学校教育上ないと思いますけれども、この辺も私は教師、父母、生徒とも望んでいるものではないかと思います。

五点目は図書室ですけれども、これが非常に大規模校にふさわしくなく、図書数も少なく、貧弱であるという点で見てまいりました。この図書室も一刻も早く拡充してもらいたい。

六点目は、きのうも出ましたが、養護教諭の問題でございます。これは教職員その他の運動がありまして、養護教諭は三十クラス以上二名にするという方針が一時、東京都の教育委員会でも出たことがございます。残念ながら自民党鈴木都政が、臨調路線、行政改革だということでこの案を葬り去ってしまった。ここに最大の原因がありまして、養護教諭がふやせないという問題があります。きのうもるる述べられましたように、養護教諭の大変さというものは、私もきのうの発言同感でございますので、そういう点で特別の態勢を一刻も早くやってもらいたい。東京都が許可しなければ、日野市の独自の力でやってもらいたい、こういうふうに思うわけでございます。

また、最初一言ちょこっと触れました教頭の問題でございますが、これはあれですから、教職員と相談されて、二名必要ならやっぱり必要かもしれません。

そういうことで私は、当面、来年度、再来年度の文部省の指導要領に基づいたカリキュラム、教育課程のすべてを解消できる態勢、時間割りが組めるような状態に一刻も早くやってもらいたいという点でございます。

第三点目は、いま触れました点で、一刻も早く判断をしてもらいたいということなんです。このためには、きのうは市長は、何か特別態勢をとるようなお話もございましたが、本当かどうかという点はもう一度確認したいと思いますけれども、議会の方も超党派、満場一致で、この件については、たとえ森田市長の予算に反対された保守会派の皆さんも、三中の独立校については満場一致で十二月議会で可決をいたしております。こういう点で、議会も恐らく、市が方針を出せば、離時議会を開けばすぐ議員全員集まって参ると思いますので、離時議会でも必要なときは開いて、満場一致で、一刻も早い予算執行などをしてもらいたいと思います。

この第三点の問題で、私、ＰＴＡの方から聞いた話によりますと、ＰＴＡと市長がるる懇談をされたということでございます。その席上、市長が校長、ＰＴＡに対して、いまある考えはあるけれども、まあ議会で答弁をいたしますというふうにおっしゃったそうでございます。もうすでに議会が始まっております。きのうの質問に対して、あと一カ月間ぐらい考えさせてくれという答弁でございました。私はこの困難な独立校をつくるという過程の中で、市長が、九つの小中学校をつくった大きな力量と、経験、確信、こういうものがありながら、その胸中を

察するには余りありますけれども、この一カ月がまた一カ月半となりますと非常に大変でございますので、まあ、言えなければ結構でございますけれども、ＰＴＡの皆さんに、あるいは校長先生に、議会で答弁しますと言ったことが、議会になったら一カ月おくれたという事情が、もし大変なものがあればお教えいただければと思うわけです。しかし昔の保守政治時代と違いまして、ＰＴＡの皆さんでも校長先生でも、一時間でも二時間でも市長と本当に言いたいことをお互いに言い合うといえるこの改新市政、この点は私はいずれにしろりっぱなものだと思います。ひとつざっくばらんに、そういう意味で市長から答弁が聞ければいただきたいと思います。そして緊急な判断をすることでございますので、やはりＰＴＡ、教職員、地域、こういうものと市当局、教育委員会とのずれが出ることもままあるかと思います。そういう点については後から情報を伝えるというのではなく、あくまでも民主的に、教職員に対しては校長を通じてで結構でしょう。ＰＴＡに対してはＰＴＡ会長、地域に対しては自治会長、こういうことで情報をなるべく早く出せるものは出してもらって、住民合意がある中で三中の過密解消という方向に進むように、反対運動が出ないように、そういうふうに意を尽くしてこの行政を運営していただきたいと思う次第です。

第四点目でございます。第四点目は、もし答弁があればで結構でございますので、市長なり、教育畑をずっと歩いてきた、また今回教育委員会から正式に委嘱されてすべての教育行政を預っている長沢教育次長、所感があれば御答弁をいただきたいと思うわけです。三中の問題を含め、日野市内の学校が今後過密校がふえていく、そういう中で、公共用地というものを先行的に取得していただきたいということを、私どもは共産党市議団三人の時代にも、議会の正式の場で、あるいは委員会の場で主張いたしてまいりました。私も昭和四十九年これ引き続きまして公共用地の先行取得ということで一般質問でも取り上げ、かつまた昭和四十九年代、文教委員会副委員長をしておりましたとき、当時の教育委員会の庶務課長などにそういう計画をずっと一貫して追及をしてまいりました。市民の中には教育委員会の努力不足、あるいは市長の努力不足というふうに思われている方々も私はいらっしゃるに違いないと思います。議会でも絶えず、これは私どもの党だけではなく、すべての会派の皆さんが、過密教育の解消ということは取り上げてまいっております。議会も努力をしている。また教育委員会も、その当時当時の専門家である教育庶務課長が、その都度の年次計画、過密教室の増設計画、こういうものを明らかにして、一定の努力は私はされてきたと思うわけでございます。また市長も、議事録その他を見てまいりますと、一定の努力をされてきております。まあ、そういうことであるわけでございますが、いま私たち三中地域の父母と生徒、教職員、そして全市の市民、市長などが、

この三中の問題で悩む、やっぱり寄って来た原因は、私は明確にしなければいけないと思います。三中は、もともとあの地域に日本住宅公団の用地、こういうものを利用いたしまして、百草団地と高幡台団地の人口というものを当て込んだ一つの独立校でございました。したがいまして、日野市のまちづくりを長期的にやらんとする市長は、新しい住宅地を開発するときには、千世帯ならば学校用地五千坪、そのくらいは要求して、開発責任者にちゃんと確約をした上で開発させていかなければいけないと思います。東京都は革新都政になりましてからこのことを守りまして、都営住宅については、一千世帯の場合は五千坪の学校用地というものをちゃんと計画して開発をしております。最近も森田市長になりましてから、大規模開発に対してはこういうものの用地を要求をいたしております。ところが残念ながら、いま西武住宅、また日本信販、そして明星前住宅、あるいは電建住宅、芙蓉ハイツ、こういう地域については、この学校用地、公共用地の提供というものを見通した開発計画の指導というものが、これは日野市においても関係上部機関においてもなされなかったわけですね。ここに私は最大の原因がある。ですからその教訓を握って、今後日野市で人口が余りふえないとは思いますけれども、人口がふえるに当たっては市長並びに教育委員会が十分に子供たちのことを考えた開発の行政指導をしていただくよう思うわけでございます。第四点目については答弁があればで結構でございますので、以上四点についての答弁をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　お答えいたします。昨日、市川議員の方とも、同じような形での答弁をさせていただいたわけでございますけれど、いま竹ノ上議員の方からおっしゃられたとおり、現在の三中の過密校の解消問題、この問題は、適正規模の上から言っても、一応中学の適正規模という形で文部省あたりでは、十八学級からせいぜい二十四学級、こういうのが小中学校の一つの適正規模の学校という形で標準化されているわけです。そういう状況の中で、現在二十九学級、来年度は三十一学級になることがもうあらかじめ読み取れる、そういう状況の中で、ぜひ独立校をつくってこの問題について解決を図っていただきたい。先ほど竹ノ上議員の質問の中でも、ないものねだりをするのでなくて、数年かかってでもやはりあの地区の今後の発展、その他の問題を考えたときには独立校というものが必要である。このことにつきましては教育委員会も全く同感でございまして、現在の三沢あるいは三中、これらを含めても、さらにもう一校あの地域に中学がどうしても必要であるということ、このことは、いままで、その他の地区のこの中学校の過密を解消してくる段階の中で、あの地区にはもう一校独立校の

中学を欲しいという、このことについては、ぜひそうあっていただきたいと考えております。

　ただ、それでは当面している現在の中学校の問題、この問題そのものを考える際に、いま三中で学んでいる子供、この子供たちをそのままにしておくわけにいかない。数年も先の状態の中で、独立校が云々という、そういう長期の展望に立った中での独立校の必要性というものは十分わかるわけですけれど、いま当面しているこの中学生ですね。三中の子供たちをどう対応していくのか。この点から考えていく際に、昨日も市長の方からも話がございますように、総合的な形でこの問題について調整をさせていただく期間をあと一カ月ほど欲しい。そういう中で用地あるいは企画、教育委員会一体となってここの問題でのいわゆる解決方法を図っていくためのあらゆる努力を傾注していきたい、こんなように考えております。

　判断、方向を決めるタイムリミットはどうかと、こういう問題点を三番目に指摘されておりますが、現実問題、五十八年度の問題そのものをとらえたとしても、確かにすでにタイムリミットといいますか、五十八年度予算の予算編成、そういうものやなんかを含めながら対応していかなくてはならない時期が八月、九月になれば出てくるわけでございまして、そういう状況の中で、昨日リースというような形で、現在のプレハブ関係の鉄筋リースとかいろいろございますけれど、そういうできるだけの手段を講じながら、五十八年度の対応、これをどうやっないい、こんなように考えています。

　それとあわせて、当面の、現在の置かれている三中の問題、これらの問題を解決していく中で、いろいろ教科指導上の問題とか、生活指導上の問題とか、たくさん竹ノ上議員の方から指摘がありましたけれど、これはもう確かに生徒数が過密の中におけるところの教育活動、これは特別教室の利用一つ取り上げても非常に学校では苦労される問題であることはおっしゃるとおりでございまして、そういう状況の中で、現在の三中をどうしていくんだという当面の問題にかかわってくるわけでございますけれど、いずれにしても三中そのものを正常な形で教科活動が進められていくような方向にするためには、プレハブを解消し、グラウンドを改修し、あるいは体育館等も二階建てというような発想に立っての一応御意見もございましたけれど、これらの問題、三中自体をどういう方向で対応するかという、先ほどの総合的調整の中で当然とらえられていく性格を持っておりますし、実際にこの三中の、五十八年度に向けて、さらに二クラス、クラスがふえると、現在でも一つはプレハブ校舎で授業をしている。さらに来年度は三クラス、プレハブ校舎で授業せざるを得ない。それに伴ってさらに特別教室の不足、こういうものも出てくる。そういう状況の中で、昨日リースというような形で、現在のプレハブ関係の鉄筋リースとかいろいろございますけれど、そういうできるだけの手段を講じながら、五十八年度の対応、これをどうやっ

ていくか。実際に鉄筋校舎と申しましても、一つの工事にかかっていく期間ですね。建築確認から設計から工事、こういうものを考えていった場合に、なかなか五十八年度のこともどういう形で受け入れるか、この問題等とも絡んでまいりますと、当面、将来の三中の将来展望を考えながら、当面の子供を受け入れる形での範囲の中で、一日も早いこのプレハブの解消ということは結構でございますけれど、当面これをどういうような形で対応するかということでは、いま申し上げたような手段しか五十八年度に向いてはないのではないか、こんなように考えております。

それから、その他養護教諭とか図書室の問題とか、こういう問題につきましては、確かに大規模校が抱えている問題の中でたくさんの問題があるわけですから、昨日も市川議員の御質問に御答弁いたしましたように、ある保健パート的な方向での処置とか、そういうような問題等については、教育委員会としても十分検討して対応していきたい、こういうように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　再質問を若干させていただきたいと思います。教育委員会の立場として、大規模校解決については、これは独立校しかないという点は、ちょっと将来的な話で不満な点はございますけれども、独立校によって解決をする、こういう線を堅持するということでございますので、私はこの点については、その実現を一刻も早めていただきたいということを要望しておきたいと思うわけです。この点については最後に市長から一言ございますれば、確認の意味で御答弁いただきたいと思います。

第二点の当面の問題でございますが、その中の一、二、再質問いたします。まずプレハブ教室の問題でございます。私は、教育次長は教育畑も歩いてきているし、よくわかっていると思いますけれども、宮仕えの身でありますから、なかなか五十八年だ何だとおっしゃっていると思うわけでございます。しかし学校建設についても、私は程久保小建設のときに教育委員会に提案した問題がございます。それ以前は、校舎などをつくった後、体育館、プールの建設が大変時間がかかる、一年も二年もたってからつくっていくという文部省などの予算の設定の問題などがございました。この中で、程久程小については父母の皆さんの要望が強くて、プール、体育館を実際の使用に間に合うようにつくれということを提案をし、そのための補助金の獲得の仕方、さまざまな教育関係諸法規の研究、こういうことを提案いたしましたところ、それまでの小中学校の建設よりも、プール、体育館を早くつくることができたという、そういう変化が起こったことがあるわけでございます。こういう点で、生徒数の規模がどうのこうのというようなことではなく、私はこの

際、教育委員会が熱意を持つならば、やはりこのような過密の状態、プレハブが全国的にも減っていくという状態の中で、三中のプレハブは絶対増設しないという観点での研究をしてもらいたい。そしてそれこそ臨時議会でも開いて、増設はちゃんとした正規の鉄筋の校舎、こういう形での研究というものをしてもらわないと、文部省が四十人学級は十二年先などというようなふうの、次長個人を責めるつもりは毛頭ございませんけれど、そういう答弁では、現在の独立校ができないという中にあっては、何としてもそういう要望が強いわけでございますので、このプレハブ問題は、一刻を争って、そのような点も研究してもらいたい、こういうふうに思うわけです。

また予算編成の面でも、補助金がなくてもできるという道も、私は必要な場合にはとらなければいけないと思います。そういう点で、市長などにもこの点で考えがあれば、第二点のプレハブの問題、再答弁をお願いします。

そしてもう一つは、先ほど若干しか触れませんでしたが、体育関係の問題で、プールの問題が一つございます。きのうは議員の方の質問に対して、杉野のプールを借りることも検討すると教育次長は答弁をされました。しかし私は素人でございますのでよくわかりませんけれども、これほど二十七こま体制というんでしょうか、時間割りが密集して、文部省からあれをやれ、これをやれというような形、生徒自身も学びたいという中で、いかにバスを備え運転手を備えても、実際の時間割りなどで私は、すぐ近くならいいですよ、一、二分のところに増設するのは大いに進めてもらいたいです　土地があれば。しかし事実上、素人考えですのでお許しをいただきたいけれども、杉野まで水泳の時間だけ行くというのはちょっと大変だと思うわけです。それで、よく学校当局と相談をされていただいて、いまのプールで、確かに一コースに一クラスが立って練習するというのは大変な事態を想像できます。もう混んでる民間のプール教室以上の状態でございますので、これが中学生に対してそういうことが行われているということは、本当に正視にたえないという状態だと思います。しかしあのプールは、プールサイドも狭いわけでして、準備体操もできないし、危険であるという点などもあります。現地を見ていただければわかりますけれども、そういうプールでございますので、横は山のがけで緑、前は子供たち、先生たちが愛しているこんもりとした庭、といいますか、庭園、そういう設計になっておりますけれども、もし学校全体の合意が得られれば、プールサイドぐらいは緊急突貫工事で広げて、子供たちが準備体操ぐらいはできる、ゆとりをもってプールの付近にたむろできるということができると思いますので、私はこの辺も、すぐできることとしては解決していただけないかというふうに思う次第でございます。第二点の具体的な問題についてはそういうことです。

時間がございませんので、たとえばグラウンドについても抜本的な工事をすれば何億円もかかるかもしれません。最低一億円ぐらいかかるでしょう。しかし、たとえば移動式のスプリンクラーというようなものがあればほこりを沈めるというようなことができますし、簡単な、いまも何かされているんですけれども、あれはグラウンドの工事じゃないということでしたけれども、簡単な工事で水はけが早くできる、緊急措置もできると思いますので、その辺で時間割りいっぱい子供たちが伸び伸び校庭を使えるように、そういうことも含めて第二点、再答弁をいただきたいと思うわけです。お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　いま申し上げましたプレハブ問題、もちろんプレハブよりか鉄筋校舎の本校舎の方がいいにこしたことはない。そういうことと、先ほど申し上げました当面五十八年度へ向けての一時緊急避難的な状況の中での対応、これをミックスしながら十分検当させていただきたいと思います。ただ、五十八年度の問題ということで、相当やはり深刻に受けとめているわけでございますけれど、傍聴の方々もお見えになっている中で、余り過大な期待感だけを持って帰られても困りますし、私自身、率直に、いま五十八年度へ向けて対応できる教育委員会としての全力投球をしたいということを、先ほどのプールサイドの問題、あるいはプレハブの解消の問題、そういう問題等を含めながら一応お答えしたわけでございまして、その辺ひとつ御理解を願いたいと思います。

それから校庭の問題等につきましても、緊急避難的に、現在のテニスコートをどこかに一時移して、それであそこの校庭が目いっぱい使えるような方法はないのかとか、そういうような点につきましては、教育委員会事務局としてもあらゆる角度から検討をさせていただきたい、こういうことを申し上げておきたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　もう一点、プレハブ教室の問題ですけれど、次長がおっしゃるのもよくわかります。しかし程久保小の例で私がいま提起いたしましたように、過去の議事録や教育委員会のやりとりなどお調べいただきたいと思うわけですけれども、研究すると答弁すればまたすぐ鉄筋が建つようなことになるというふうに誤解する人はいないわけでして、そういういろんな教育諸法規、補助金関係の研究、予算編成のやり方、こういう点をやっぱり研究はしてもらいたいと思うわけです。その点について積極的に、いまの態勢のままでどうするかじゃなくて、その辺を突っ込んで研究するという姿勢があれば、必ず血路というものは開かれるものでございますので、私はその辺を、教育委員会も人数も足りないかもしれませんけれども、ひとつぜひその辺に、予算、財政当局とも相談されて

研究をして、こういうふうにして大規模校を解決したんだという実績を全都的にも打ち出せるような、そういう情熱をもってひとつ考えていただきたいと思いますので、この点についてもう一度答弁をいただきたいわけです。

それから最後に市長の所感を聞きたいと思いますが、実は私、声を大きくして言うだけが能ではないと思います。思いますけれども、まあ、ＰＴＡや校長がこの前お会いされたときに、三中については予算を惜しんだことがないというようなことで、確かに今度の補正予算でも少し出ておりますが、しかし実感からいたしまして、いまプレハブ教室がございます。蒸しぶろのように暑いというんで換気扇をつけてくれということで、市川議員もごらんになりましたが、換気扇がついたんですね。これが浴室用の換気扇と同じ大きさでありますので、まあそういう実感から、父母や生徒、教職員というものは、行政を、内部をよくわからないためもございますと思いますけれど、判断しますので、そういうことで私がいま申し上げました、あるいはきのうも議会から出ました、そういう当面する要望というものについては、やはりよく現場の方々と話し合って予算をつけていく。しかもいまこの大規模校ということをよく考えていただいて、それこそ惜しみなくと言うと全市的な観点からは問題もあるかと思いますけれども、しかし日野市のいま小中学校の教育の中では三中の問題は最大の問題になってきつつあるわけでございますので、そういう点からひとつ、大局的な観点で手を打つという立場ですね、これを教育委員会並びに市長にもお願いしたいと思うわけです。教育委員会の再答弁、また市長の答弁、これをお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　お答えいたします。程久保小学校の例等も十分研究した上で、この三中の問題についても対応してほしい、こういうことで、研究する点につきましては十分研究させていただきたいと思いますが、現在の非常に多い行政需要、こういう中でき得ることは最大限、私どもといたしましても、国庫の補助とか、都からの金をどうとにかく引き出してくるかとか、そういう問題をやはり研究の中には織り込んで対処していきたい、こういうことで、三中の本建築をどういう方向で取り組めばどうなるかと、そういうことにつきましては教育委員会事務局としても十分研究させていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　第三中学の過大の現状をいか打開するかということに相当手間取りまして、この点につきましては責任として痛感をしたしております。先般、ＰＴＡ並びに学校長もおいでになられて、話し合いをしたことがございますが、その際にも一定の確信をもちまして、そうして五十九年

の四月には現実的な打開の手だてが成り立つというふうなお答えをし、その内容の事柄につきましてはしばらくお預けをいただきたい、このように相当期待の持たれる回答をいたしました。その後、なおこのことを確実にするために、いろいろな角度から検討を進めておりますが、都市計画上でありますとか、開発の手法上でありますとか、それらのことの総合的な調整を必要とすることがあるということに到達しておりますので、そのことをあわせて処理をし、そうして具体的な御報告ができるまで、その間約一カ月ほど御猶予をいただきたいというふうにお答えをしたのが、昨日の市川議員の質問に対するお答えでございます。したがいまして、その域を出るお答えは今日もないわけでありますが、何といたしましてもベストが不可能であるならばベターという方法で物事は処理しなければなりません。したがいまして、大きい観点から、きのうも申しましたように、内部に教育委員会事務局を中心といたします、対策本部と言いましたけれど、少なくとも本部に相当するぐらいなチームを編成いたしまして、将来的な課題、また、いまるる当面的な問題として指摘のありました事柄等について最大限の可能性を追及し、そしてそれによって今日の三中が置かれております子供たちの教育現場としてのいろいろな悩み、それから先生方のいろいろな困難、それから管理者校長の管理上のいろいろな問題もあると思っておりますので、また特に父母、家庭の方からの御心配も解消できる手だてを講じて、この状況を一刻も早く突破と申しましょうか、解消に努力をすることを責任として対処いたします。したがいまして、結論といたしましては、総合的な調整にしばらくお時間を猶予してほしい、こういうことに申し上げたとおりでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　それでは時間が制約されておりますので、一言要望を申し上げまして、この一番目の質問は終わりたいと思います。そして足りない点、委員会、また議会中、そのほかの場でさらに市側にお願いなどを続けていきたいと思うわけです。

　いま市長が答弁されましたが、ベストがなければベターということで行かざるを得ないと思いますけれども、くれぐれも私は、このベターの中に、大規模校というものの教育上の弊害、こういうものをよく認識して、独立校をつくる方向、これを握って放さず、当面の問題を積極的に解決していくという観点は貫いていただきたいということを一点要望をしたいと思います。また、土地の問題やいろいろ絡みますので、どこかの市長さんはこういう問題で議会から批判されたことがございますけれども、私どもの議会は全員が三中については望んでおりますので、苦労は多いかと思いますけれども、土地の折衝そのほか何度でもアタックしていただいて、ひとつ所期の目的を達成していただきたいと思います。いま自民党の政府が、人口急増地に、国民の運動で、特別の予算を小中学校建設はつけましたけれども、今度の行政改革で土地購入については、十二月議会で教育長も答弁されましたように、一〇％ほど補助金を削ってくるというような問題などが出てまいります。しかし私は日野市では、そういうことがあっても断固として教育の点を守っていただくように心からお願いし、また必要があれば私どもの党としても国会なども通じ、国政の場も通じて、あらゆる協力をいたしまして、この過密教育解消の点でがんばってまいりたいと思うわけでございます。答弁どうもありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十一の一、過密教育解消の進捗状況を問う（三中について）に関する質問を終わります。

　十一の二、緑地保存についての市の取組み状況を問うについての通告質問者、竹ノ内武俊君の質問を許します。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　一番目の過密教育解消の進捗状況を問うという問題に時間がかかりましたので、あとの二つの質問については要点だけを申し上げ、そしてまた答弁も簡潔にしていただく中、次回でさらに突っ込んだ質問をやらせていただきたいと思います。

　緑地保存については、私もこの市議会でこれに関する問題、一般質問の場でも十回近く取り上げてまいっております。しかしこれは絶えず警鐘乱打するということがあらゆる方面から必要な事態になっておりますので、こういう立場から一言質問をしたいと思います。申すまでもなく緑というものは、精神的な面でも私ども人類、人間にとって必要なものであります。また人間と自然の循環関係においても緑は欠かせません。あるいはこの点では専門家の皆さんが、地球の人類の存亡の危機につながるような状況で、緑あるいは動植物がなくなっているということが各地で指摘をされているところでございます。

　私は先日、高幡台の団地を歩いておりました。ところが団地内でアジサイをいじっているおばあちゃんがおられまして、私にこの株を分けてあげるから、百草団地でもふやしてくださいということでいただいてきまして、さし木をしているところでございます。こういうふうに、あらゆる、庭園を持った方、持たない方も含め、全市民がいま、緑を強めていこうということで大変な努力をしているところでございます。そういう中で、日野市も大変緑には関心を持って努力をされてまいりました。また住民運動の分野でも、たとえば百草団地の自治会の皆さんなどが公団と話し合いなどをされて、市の協力を得て、一万二千平米に、あの荒れ地に緑を復活するということで、三多摩の丘陵部分を一部分でも取り返すというような住民運動、こういうものもやはり歴史的に見て、面積は狭くとも、大きな出来事であるというふうに思います。そういうことで私は一、二、質

問をいたします。残された時間があと十四、五分ほどでございますので、答弁の方は一言で結構でございます。また続いて行わせていただきたいと思います。

市側での、今後の、程久程、百草園付近を中心として、日野市内の山林緑地、こういうものを市で購入してでも緑を守ろう、そういう計画はあるかどうか、この点をひとつ御答弁いただきたい。

それからもう一点は、程久保地域、百草園地域にはいろいろな樹木と鳥類、昆虫がすんでおります。たとえばクヌギの自然林というようなものもございます。ところがこの自然がだんだん少なくなってまいりますと、クヌギという植物一本取りましても、人が助けてあげないと成長していくことができない事態にまでたち至っていると言われております。そういう点で、いままでも樹木、昆虫などを守る運動を市はされていると思いますけれども、この点についてどういう今後努力、方向をされているか、計画があるか、一言簡潔に御答弁いただきたいと思います。

また三点目は、国とか東京都へも働きかけているかどうか、あるいは地主さんたちにも働きかけているかどうかという点を質問いたします。

四点目は、最近マスコミ市場をにぎわしました〇・一平米運動という、こういう住民運動に対しては、大変困難な見通しも指摘されておりますけれども、市としてはどういうふうに位置づけているか、以上四点質問いたしますので、一言ずつ御答弁いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。第一点目を緑地を保全する市の今後の計画、予定といったものはあるかどうかということでございますが、たしか五十五年でしたか、同じような御質問がございまして、それに対しましては私どもといたしまして、今後こういう保全を行うためには、市としても積極的に保全を図っていく、また用地買収の必要がある場合には用地買収も行わなければならないということでお答えを申し上げてございます。現在でもこの考え方については変わっておりません。ただ、用地の問題がございますので、地主さん方とも十分話し合いが必要かと思います。今後市といたしましてはそういった点で努力をしていきたいというふうに考えております。

それから三点目の、都または地主に対しての市としての働きかけがあったかどうかといった御質問でございます。東京都に対しましては、私ども直接都の担当局、部、課に参りまして、この良好な緑地を保全するために、都としても、財政逼迫の中ではあるけれども、できるだけ保存するために買収等を行っていただきたいという旨を申し上げ、それに対しまして東京都といたしましても、可能な限りの努力はするという答えを得ております。また地主さん方に対しましても、開発が出てきた段階で、私どもといたしましては行政指導を行いまして、できるだけこれらの自然が廃滅しないようにお願いをし、また御理解も得るための努力を行っているところでございます。

それと第四点目の、日野の自然を守る会で、今回シンポジウムを行いました〇・一平米運動、これにつきましては、私どもの方にまだ具体的な内容についての御相談があったわけではございませんが、市といたしましても、やはりこの自然を守る、また緑を今後残していくという運動に対しましてはもろ手を挙げてわれわれは賛成するところでございます。この運動は北海道の知床の斜里町に発しました運動、その都市版ということが言えるかと思います。私どもといたしましても可能な限りの協力を惜しまないところでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方から、第二点目の御質問にお答えをいたしたいと思います。貴重な植物保護への対策ということの御質問でございますけれども、市域全体の中で現在制度的に持っておりますのは、保護育成に関する要綱、これに対する補助という制度的なものを持っているわけでございますけれども、本年の四月の一日から、樹木だけでなく、貴重なやはり草木部分、そういうものを保護していこうということで、これに対象を加えております。そういう中で今後貴重な植物については保護をしていくという考え方でございまして、五月にも市域全体を対象にいたしまして植生調査も実施しているわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　市長にも答弁をいただきたいところでございますけれども、市長は農業問題あるいは植生、こういうことの専門家でもございますので、時間のあるときに答弁をいただくということで、一、二点要望してこの質問を終わりたいと思います。

一つは、〇・一平米だけのことを言っているわけではございませんけれども、昆虫あるいはホタル、そのほか緑に関するいろいろのことを守っていこう、育てていこうという住民の運動、活動は全市的にございます。こういう点でぜひそういう住民運動と手を携えて、今後ともこの緑を、特に自然のままの緑を残すために全力を挙げていただきたいと思います。現在日本信販なども、百草園にいたキジなどが庭に出てきて、庭の草花の種まで食べるという状態で、キジなどもすむところがなくなっておりますし、あるいはまた、程久保の唯一の日野市の、一つのかたまりになったこの緑地地帯、ここでクヌギ林にすむチョウチョウなどもだんだんいなくなる、こういう貴重なものもとだ

えていくという状況にございますので、一刻も早くそういう点に配慮をしていただきたいと思います。そして、その際には、ぜひ市内にいるこういう植物、動物の専門家の方々、こういう方々もぜひ、日野市で、そういう方々の意見を取り入れる場をつくっていただいて、緑地の保存、こういうことに努力をしていただきたい。また政府や東京都にも働きかけていただきたい、こういうことを要望いたしましてこの質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十一の二、緑地保存についての市の取組み状況を問うに関する質問を終わります。

十一の三、爆音増大と立川基地の新たな事態についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　最近、日野市の上空の爆音の増大というものは激しさを増してまいりました。このことについて一言質問をいたしたいと思います。

以前の飛行回数に比べてみますと、飛行回数がふえただけではなく、上空、中空、低空という三重、同時に市内上空を飛行機が飛ぶというような事態などが起こってきております。これは申すまでもなく、アメリカのアジア地域における、あるいは中東地域における横田基地の活用、特に最近レーガンが主張している限定核戦争、この戦略の指導のもとにこういう状態が起こってきていることは明らかでございます。日野市でもいろいろ調査をされていると思いますけれども、一日百機飛ぶというような状態などが日野、町田、昭島などで行われてくる状態です。住民の苦情も日野市にも来ていると思いますし、いろいろのところでそういう声が聞かれます。

また夜間飛行の点も、午後十一時から午前六時まで、この点でたとえば昭島市の調査によりますと、年間百七十二回、夜間は飛ばないと言いながら、米軍機が横田基地からやっぱり飛んでおります。こういう状態というものが私どもの平和と命の安全、財産の安全に対して大変な危険を増していることは明らかでございます。

さらに私が調査しましたところ、立川の基地が地震のときの防災のための拠点だというふうに、立川市長など、あるいは東京都から聞いておりました。防災の拠点であるならばあるらしく、そういう方向で進むかと思いきや、間もなく、三月一日飛行開始が許可されたC1というジェット基が日野市を超低空で、百数十メートルの高さで、最も爆音が激しく、最も落下の危険の多いこの自衛隊のジェット機、これが立川基地に進入してくる予定になっております。住民が反対しておりますし、いろいろな政治的な動きの中でまだ離着陸を繰り返す事態にはなっておりません。しかしこの危険が迫ってきております。さらに政府などのジェット機の発注などを見ますと、立川基地に防災ではなく、横田基地の第三百四十五核兵器輸送部隊を守らんがためと専門家が言っている自衛隊のAH1Sという自衛隊機、

これはベトナム戦争でミサイルを発射してベトナム人民を大量殺りくし、かつ戦車などを破壊した恐ろしい大型のヘリコプターでございます。これが近く立川基地に二十四機も配備される、こういう事態になっております。私ども日野市民は基地に隣接した市として非常に不安が迫まっているということができると思います。横田基地、立川基地が撤去される、このことが最終的な解決でございますけれども、当面私は日野市がこれらの爆音の調査、立川基地の動き、こういうものをつかんでいただきたいというふうに思うわけです。そしていま、御存じのように、ニューヨークでも百万人という、レーガンが大変なショックを受けたという反核の運動が盛り上がってきております。日本ももちろんでございます。こういう世界の歴史が変わりつつあるときでございます。市民の皆さんから三月議会では反核の決議をしてくれという要望も出されました。しかしこれは成功しませんでした。今回もまた出されております。私はその場でまた討論に参加したいと思いますけれども、こういう世論がある中、日野市として立川基地の新しい事態、それによって加わる日野市民の危険、爆音公害、こういうものにどういうふうに対処されるか、時間がございませんので、答弁予定された部長、課長の皆さんいらっしゃるとは思いますけれども、市長から一言、こういう場に対してどういう対応をしようとしているか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　立川基地が米軍から返還されて後、その跡地の利用計画というのがかなり進んでまいっておるわけであります。その中に、もと飛行場という部分の滑走路が、図面の上で見ますと西の方に約二百メートル移動し、――二百十メートルですか、そしてまた南北も延長されたというふうに聞いております。いままでわれわれが聞いております範囲では広域防災基地であるということでありますので、またその飛行場は防災活動をする際の慣熟のために、C1ジェット機が一年間に二十回程度離発着する、この程度に聞いております。それ以上の情報は何一つ与えられておりませんので、一層目を見張って状況を注目し、市民生活を守るための対応、対処をいたしたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十一の三、爆音増大と立川基地の新たな事態に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御意議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩
午後　一時　九分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

十二の一、情報公開の制度化を推進せよについての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

〔十一番議員登壇〕

○十一番（一ノ瀬　隆君）　最近、情報公開制度の制定を求める意見や運動が盛んになっています。この時流に乗って質問をさせていただきます。情報公開制度の専門家であるカナダのカールトン大学の政治学の教授であるドナル・C・ローアット氏は、情報公開制度の導入は民主主義の国では避けられない潮流であり、各国政府とも情報公開制度を導入せざるを得ないことになるであろうと言っています。それで、情報公開制度について若干調べてみました。

地方自治体の場合、住民自治が本旨とされ、現実に自治体における施策は日常生活に直接的にかかわるものが多く、住民の利益のために円滑に事が実施されるためには、住民の政治参加が不可欠である。そして参加するにはその問題を十分知っている必要があり、それを可能にする情報公開制度が必要不可欠の前提になるということであります。神奈川県流に言いかえれば、市政運営の基本理念である市民との共同作品としての市政を推進するため、開かれた市政の実現に向けて、市民の知る権利を制度的に保障し、市政の一層の活生化を図ろうとするものであります。この知る権利は表現の自由と一体のもので、基本的人権に内包される重要なものであることを確認いたしました。国の情報公開法の制定についての対応は非常に消極的でありますが、地方自治体の取り組みは進んでいるようであります。一九七九年十二月に、広島県府中町においては、情報公開条例案が議員提案として議会に対して提出されました。また八〇年から八一年にかけて、滋賀県、神奈川県、大阪府などが、この制度の実施に向けての報告書が作成されています。昨年末の朝日新聞社の調査によると、三十五都道府県、四十九市町村がプロジェクトチームを編成して検討しているということです。ことしの四月一日より、山形県最上郡金山町で、全国自治体のトップを切って公文書公開条例が施行されました。神奈川県と埼玉県では来年度から、大阪府は八十四年度から制度実施を目指しているということです。東京都が八十四年度に条例化を予定しており、三鷹市、武蔵村山市、府中市の各市と、中野区、豊島区ではプロジェクトチームを設置し、検討を開始しています。目黒区でもことし二月、報告書が作成されています。このほか三多摩では八王子市、立川市、武蔵野市、調布市、田無市が現在

検討中ということであります。朝日新聞によりますと、三多摩の中では三鷹市が最も準備が進んでいて、昨年六月、企画部次長をキャップに、課長級六人で情報公開基本問題調査研究プロジェクトチームを発足させたそうです。そして情報提供の現状、保存文書の分類や管理、情報公開の範囲と方法などについて資料収集や会合を重ねており、ことし四月に市長に中間報告を行い、九月に最終報告を出す方針で、八十四年度中には条例を制定することを明らかにしています。このように情報公開制度化への盛り上がりが高まる中で、日野市は果たしてどうなのか。市民参加の市政を標榜する日野市ですから、他市に負けずに準備、検討が進められてきていることと思いますが、いかがでしょうか。この準備がどこまで進んでいるのか、お答え願いたいと思います。また、この情報公開制度推進のために今後どのような方針でいるのか。他市に先駆けても条例を制定する考えはないか。そして現状は情報ないし文書はいかに保管、管理されているか。その中で従来はどの程度の情報が公開されてきたのか、いままで公開していないものはどんな情報なのか、その中で公開可能なものはどんなものか。公開制度を発足させても、公開不可能なものはどんなものがあるのか、以上、具体例を用いてお答え願えれば幸いであります。以上をまず質問させていただきます。

質問をもう一度繰り返します。

質問一、日野市においての情報公開制度の準備はどこまで進んでいるか。

質問二、情報公開制度推進のための今後の方針は。

質問三、他の市に先駆けても日野市情報公開条例もしくは公文書公開条例を制定する考えはあるか。

四、現状は、情報ないし文書はどのように保管、管理されているか。

五、これらの情報の中で、従来はどの程度の公開がなされてきたのか、具体例を挙げていただきたいと思います。

六、いままで公開されていない情報はどんなものなのか、具体例を挙げていただきたい。

七、この中で公開制度が発足したら、公開可能と考えるものはどんなものか、具体例を挙げていただきたい。

質問八、公開制度を発足させても、公開不可能なものはどんなものがあるか、具体例を挙げていただきたい。

以上八問です。よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　第一点目の御質問でございますけれども、情報公開制度の準備がどの程度進んでいるのかということでございますが、最近都道府県及び市町村におきましても、情報公開制度の制度化が一つの課題となって提起さ

れているわけでございます。日野市といたしましてもこの問題には対応していかなければならないわけでございますけれども、制度化の準備につきましては具体的には進められておらないのが現状でございます。しかしながら、市政図書室等においても資料の提供をいたしているわけでございますので、これも情報公開の形の一つであるというふうには考えております。

それから、今後の方針でございますけれども、情報公開制度そのものは、やはり進めていかなければならないと思うわけでございますけれども、やはり他市町村と同じように、プロジェクトチーム等をつくってこれに対処していかなければならないんではないか、このように思うわけでございます。したがいまして、第三番目の質問の内容の、他の市に先駆けて制度化する考えはないかという御質問でございますけれども、やはりこの条例化に当たりましては相当の準備期間が必要になるというふうに思ってございます。したがって、やはり近隣市の情報等も収集しながら、慎重に準備を行っていかなければならないんではないか、かように思っております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　現状ではどのような文書の保存、管理がされているかという御質問でございます。市におきましては庶務課に文書係がございます。そういう係の中で、各課に対しましてファイリングシステム、こういった指導を行ってきております。これは五十三年度からこういうシステムを行っているわけでございますけれど、こういう中で、この確立、現在におきましても不十分でございます。そういう中で、今後、当然公開になれば、文書の公開これが一番の中心になるわけでございますので、こういった不十分の点も今後十分研究いたしまして、これがもし情報公開が実施されれば、これに即するような態勢を整えていきたい、このようなことでこれから進んでいきたいと思っております。

そういうことで、どの程度の公開がされるかというようなその他の五点目、あるいは七点目、あるいは六点目、八点目の問題でございますけれども、先ほど企画課長の方からお答え申し上げましたとおり、今後の問題としてこれは準備を進めていかなければならない、このように考えているわけで、したがいまして、五点目以下の問題につきましてはお答えがいまここではできないわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　「東京二十六市の情報公開条例の準備進む」と報じた数ヵ月前の朝日新聞で、日野市は将来検討することにしているという部類に入っていましたが、この域を出ない現状が回答されたと思います。四問ないし八問については、果たして日野市には情報があるのか、公開していい情報、公開できない情報があるのか確認したいための質問でありました。期待した答えは得られませんでしたが、これは具体例も含めて各部からそれぞれお答えいただきたかったところであります。一九七九年にわが国も批准した国際人権規約の中には、「すべての人は表現の自由の権利を持ち、この表現の自由は、あらゆる情報と思想を受け及び伝える自由を含む」と明記されています。したがって表現の自由は、情報を伝えるというだけでなく、情報を受ける自由をも含むということであります。この情報を受ける自由とは、すなわち知る権利であると私は解釈しました。かくして先ほど申し上げましたように、知る権利は表現の自由と同様であり、これは日本国憲法第二十一条で保障されているのだと考えるべきであります。この点特に、憲法を市政に生かす森田市長に申し上げたいところであります。知る権利の保障とは、まさに人権の保障であり、この保障のないところ、政治的権利、市民としての権利は保障されていないといえるわけであります。知る権利の保障、人権の保障としての知る権利の保障の制度化が情報公開法であり条例化であると理解いたしました。

私は五年前と昨年の二度、議員として日野市長の選挙運動をやりました。その中で口にして一番記憶に残っているものは、「緑と文化の市民都市」であります。森田市長の創造したこのスローガンは、全国の多くの市長選挙で継承されました。ここで言う市民都市とは、市民の参加による、市民のための市政を行う都市を意味していると思いますが、この市民参加に必要不可欠なのが市政に関する情報の公開であります。ここで、「憲法を市政に生かす、緑と文化の市民都市」をスローガンとしてきた市長に、情報公開制度早期実現への意欲をお聞きしたいと思います。なお、今回提案された基本構想の中にも情報公開について若干の記載があります。広報はＰＲだけで情報公開にはおよそおぼつかないものであり、市政図書室のスケールでは、情報公開という大がかりなものを賄うことができるかどうか、疑問に感じています。このことをつけ加え、市長のお考えをお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもの自治体でも、情報公開の必要があるということはかねがね考えていながら、一面、当面の事務事業が大変繁多でありますために、いま指摘をされて、積極的な答弁のできない状況に、私も残念に思っておる次第であります。いろいろな基本理念もこの情報公開には伴うわけでありますし、何といたしましても、特に地方自治体行政、あるいは地域民主主義の前進ということにつきましては、役所の方から積極的に情報をいつでも提供できる、こういう態勢こそ本来のあるべき姿だというふうに考えるところであります。近年、そういう観点から、都道府県におきましてもあるいは市

町村におきましても、先進的な試みをなされておる市もすでに出ておりますし、それから私どもの東京都市長会でも、このことについて事務局を中心に研究課題としようというふうな申し合わせにはなっております。自治体行政の中で、どのような情報にいたしましても、そう秘密保持というふうなかた苦しいものはないといえばないんでありますが、一方には個人のプライバシーの事柄でありますとか、それから現在執行中のといいましょうが、進めつつある中間的な未確定の情報というようなものは、まあ場合によっては情報たり得ない、そういったものもあるように思います。努めて門戸を開いて情報を提供したいという基本的姿勢は持っておりますが、制度として、あるいは制度をまた内容的に組織化をして用意ができているという段階でもないわけでありますので、今後この課題につきましてもひとつ積極的に、よそに余りおくれをとらないように進めていきたい。このように御指摘に対して思いを新たにしているところでございます。今後一層の鞭撻をいただきまして、適正な情報が公開できる、当市の一つの地方自治としての面目を保っていきたい、このように感じておるところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　市長の前向きの意欲を期待したいと思います。

先ほど引用いたしました情報公開の専門家、ローアット教授は、続けて次のように指摘しています。「最も注意しなければならないことは、どんな政府も必ず国民の目から隠したい情報を蓄積しているものであり、情報公開によって政府の権力を制約されることをきらうものであるから、政府側は必ず弱い法律をつくって情報公開制度を骨抜きにしようとすることである。市民の側はこれに対して強力な世論をつくり、強い法律をつくるよう全力を尽くさなければならない」ローアット教授の指摘です。このローアット教授は日野市の森田市長を知らないと思いますが、知っていたとしても、日野市の政府は、森田市政は例外だとは言わないと思います。ということは、日野市民も市を相手に強力に情報公開条例を制定するために、強力な条例を制定するために戦わなければならないということだと思います。神奈川県の長洲知事も言っています。「情報公開は、情報を独占することによって成立している役所の優越性を根底から覆すことであり、秘密主義の体質を払拭する革命であるから、情報公開は大事業だ」と言っています。いま私は情報公開制度の推進を市にやれと要求しています。市長もやると言っています。以前からやるつもりでいたと見てよいと思います。しかし、本来、行政の手を縛るこの制度、市のいやがるこの大事業は、市民の提案によるか、議員提案によるのが本筋であります。それにもかかわらず、行政主導で進められている事態は議員の怠慢であり、みずから議会の形骸化に手をかしていることにすら気

がつかないのではないかという厳しい批判も存在しております。情報公開なきところに民主主義はないといわれるこの情報公開制度の実現のために、私も努力していきたいと考えているところであります。

次に、情報公開制度について私の把握した幾つかの問題点、重要な点について挙げておきたいと思います。まず大きな点は、情報公開化のためには、莫大な公文書の整理、保管が完全になされなければならないということで、公開前に情報管理が完全になされている必要があるということであります。それには、一番として、行政の活動が記録されているということ、二番として、情報が保存されているということ、三番として、情報の目録が完備されていることがあります。次の点として、非公開はあくまで必要最小限であり、プライバシーの保護などを除き、できる限り公開にしなければならない。また人の生命、健康、安全に関する情報は、非公開にすることは絶対にしてはならないというものです。これは情報非公開が、薬害、公害をもたらした多くの事例がそう言わしめているのだと思います。公開するか否かを決めるのは、裁判所よりも、市民が加わった行政委員会にまずゆだねるのが望ましいと言われています。また、市当局が情報公開を行うだけでなく、日野市内にある公共機関、あるいは大企業に対しても必要な情報公開を求めることもやっていくべきだということも、私の確認した大きなことでした。

以上何点か申し上げました。情報公開の具体例が先ほどの質問にお答えされず、示されませんでしたので、私が理解し得る卑近な例を一つだけ挙げておきます。議会の委員会の議事は従来非公開とされ、会議録は配付されていません。議会で案件を自主的に討議し、決めるのは、本会議よりも委員会の方がはるかに多いのであります。議会こそは最も重要な民主的な討議の場であり、議会における論議こそがまず第一に全面的に公開されなければならないはずであります。完全な議事録作成は、議事内容の公開の大前提となるもので、議事録の整備なしに公開は実現し得ないのであります。われわれの議会では、まず委員会の全面公開と議事録の完備を行わなければ、情報公開制度について論議する資格はないだろうと言われています。各委員会の議事録を作成すること、これは非常に大変なことだと思います。情報公開は大事業だが、もう一つの大事業が、情報公開のための文書整理、管理だと言われる一つの典型だと私は考えました。全体的に情報公開のためには文書管理費が大きくふくらみ、一般的に議会費に相当するものだと言われています。しかしこれはいままでやってこなかったのが問違いであって、もともと必要なものだという理解をしていかなければならないのだと思います。

ほかに情報公開の事例としては、保育園の入所基準、入所決定経過の公開、市立病院での患者への診療録の公開、入札に関

する請負業者の指名基準、入札結果の公開、市議会議員の出張報告書の公開、各種審議会の議事や議事録の公開、教育委員会の議事録の公開などがあります。

以上申し上げ、実はここで、いま私が申し上げたことについての意見、感想を含めて、最初に私が質問しましたものの四点目から八点目の情報の現状、公開の可能性の質問をそれぞれの部長、教育長、事務長、事務局長に行い、それぞれの実情などをお答えいただきたいのであります。しかしそれは後の機会に譲るとして、特に自信をもってお答えいただける方がありましたらお願いしたいのであります。なければ結構であります。情報公開制度の早期実現をかたく決意しての沈黙であると理解いたします。

さらに続けます。市民参加の市政を進めるために、憲法を市政に生かすために、この情報公開制度は非常に重要であります。市政図書室にも参考になる多くの書籍、雑誌、新聞切り抜きなどが用意されていました。私の非力なるがゆえに、これらを十分消化できず、満足な質問ができないことは遺憾であります。もともと情報公開は行政の手を縛る制度であり、行政のいやがるものでありますので、行政にその推進を全く任せるのは適当でないと言われています。こういう問題こそ特に議会側が、市民と一緒に市当局をむち打ち、前進させなければならないものだと思います。この意味において今後も勉強して、半年ないし一年たってまた質問、主張を繰り返したいと考えています。

情報公開条例そのものの作成について、細かい具体的なことは述べませんでした。社団法人自由人権協会が、○○市情報公開条例として全十五条のモデル条例案を発表しています。また、金山町では公文書公開条例全十条がすでに施行されています。また、市民からいろいろ批判されてはいますけれども、昨年の九月に神奈川県から、情報公開制度に関する調査研究報告書が出されています。吸収すべき材料は豊富になっています。ぜひとも前向きな検討、推進をお願いいたします。情報公開はひとり企画課、あるいは庶務課、文書係に任せ得るものではないと思います。今後、各部長にもこのことを質問したいということをいまから通告しておきたいと思います。重ねて情報公開の制度化の推進を強くお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十二の一、情報公開の制度化を推進せよに関する質問を終わります。

十三の一、旧日野地域の公園等の現況、十三の二、日野排水樋管新設に伴う問題点、十三の三、実施設計を前に市民会館についての通告質問者、馬場弘融君から、所用のため本日早退いたしたいので、一般質問を最終日にしてほしいとの申し出がありましたので、最後にいたします。

十四の一、市民会館早期実現は大丈夫かについての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔四番議員登壇〕

○四番（小山良悟君）　新自由クラブが日野の市議会に議席を得まして、初めて一般質問をさせていただく、きょうは歴史的な日でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

市民会館早期実現の件でございますが、日野市の文化の拠点として、一般市民や各種文化団体の長年の願いであった市民会館がいよいよ建設に向かって本格的に着手するということで、本年一月一日号の「広報ひの」にも計画が発表され、事業計画が実現に向かって確実に一歩一歩前進しているものと理解しておりました。ところが、先月の二十八日に開かれた、私が委員をしております市民会館建設対策特別委員会で、理事者側より提示された基本計画図の説明が明確でなく、具体的な事業計画もはっきりせず、結局委員会は中断されました。このことはすでに鈴木委員長から市長に報告されていると思いますが、市民会館の早期実現に一抹の不安を感じましたので、市民会館早期実現を熱望されている大勢の市民になりかわりまして質問をさせていただきます。

まず市民会館基本計画図ですが、先般の特別委員会でその作成意図が説明されず、内容についても、大ホールの客席は一階、二階、三階にあり、各階の客席数はわからないが、とにかく全体で千二十席、図面に示された駐車場はたったの十二台ということでした。このことについては先般川嶋議員からも質問がありましたけれども、もちろん市長は、周辺の民有地を駐車場として借りる意向だということですが、これも借りてみてからのことで、借りられるかどうかもわからないし、また借りたにしてもいつまで借りられるか、不安定要素として問題が残ります。市役所の隣りの建設予定地は、交通不便であることは市民からも手厳しい指摘で、市長もいたく御承知のはずですが、駐車場の認識といい、客席の収容人数、敷地の選定など、まことに僭越ですが、事業計画の甘さを感じ心配になってきたわけでございます。基本計画図の作成を設計事務所に委託する際、当然のことながら、一般市民、各種文化団体、あるいは市議会などの要望や意見を集約し、どのような機能を持ち、どのような主要目的を前提として建設するか、設計者にその意図を伝えたと思いますが、その点について、かかった費用も含めまして御答弁をお願いしたいと思います。

二点目は、これまで市民会館建設に寄せられた一般市民、各種文化団体、及び市議会などの要望や意見がたくさんあったことと思います。皆さんがそれぞれの立場で、それぞれの都合で要望や意見を出しているとは思いますが、これらの要望や意見をそのまま全部取り入れて市民会館を建設するわけにはいかないでしょうから、何らかの形で要望や意見を集約し、事業計画

に反映させなければなりません。いままでどのようにしてきたか、また今後どのようにしていくのか御答弁をお願いします。

三点目は二点目に関連しますが、市民会館建設に関して市長は、百人会議なるものを組織して意見を吸収したい意向もお持ちのようですが、もしそうであるならば、この百人会議のメンバー構成の選出基準と、百人会議と市議会の市民会館建設対策特別委員会との位置づけはどうなるのか、あわせて、常任委員会である文教委員会との位置づけもどうなるのか、御説明いただきたいと思います。いずれにいたしましても、大部分の市民は、市民会館は一体いつできるのだろうか、待ちこがれております。いつ完成するか、明確なめどをぜひ教えていただきたいと思います。以上の件、よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　御質問の第一点目でございますけれども、市民会館の建設に当たりまして、計画図をどういう意図でつくったかという御質問でございます。これにつきましては、広く意見、要望を計画の中に取り入れていくためには、やはり具体的な図面と申しますか、計画図が必要ということから、基本設計図ということで作成をいたしたわけでございます。予算は六百四十八万九千円でございます。

それから、この基本設計図を作成するに当たりましての、設計業者への大まかなと申しますか、大きな、いわゆる内容でございますけれども、一応延べ面積としては六千五百平米ぐらいのもの、それから大ホールについては大体千席から千二百席までのものということ、それから、多目的ホールとしてできる限り有効に使えるように、会議室、それから和室、そういったものを配置していただきたいというふうに、大枠の中で、そういう注文はつけてございます。

それから第二点目の御質問でございますけれども、広報の呼びかけを行ったわけでございますけれども、これに伴って、団体、それから個人等からも要望、意見が寄せられたわけでございます。その中で、基本設計図の作成は五十六年度の予算でございますので、三月三十一日までに当然のことながら終了いたさなければならないということでございます。したがって広報等で寄せられました意見については、その設計作業の中で期限的に間に合うものについては入れていただくということで、設計業者の方にもその内容的なものはお渡しをしてございます。したがいまして、どれとどれが反映できたかということにつきましては詳しくは申し上げにくいわけですけれども、期限的に間に合ったものについては反映はされているというふうに思っております。

それから、今後この要望なり意見をどのように計画の中に加えていくのかということになろうかと思いますけれども、今後

市民会議を開催したり、それから議会の意見、要望等については、今後行います実施設件があるわけでございますけれども、その実施設計の前の段階に、一部基本設計的なものも含んでやる計画でございます。したがって、今度の実施設計と、その前段にございます基本設計の中で、間に合わなかったもの、それから今後の要望、意見については入れていくというふうな予定でございます。

それから三番目の御質問でございますけれども、市民会議のメンバーはどんなメンバーになっておるかという御質問でございますけれども、ただいま予定しているところでは、十九名ということでございます。内容的には、社会教育関係団体の方々、それから小中学校の方々、それからコミュニティ振興研究会の委員さんとかいったメンバー、それからあと、市民会館の建設に対して意見の提案をしていただいた方、これが二名というふうなことで、それらの方々によって、十九名を予定しております。

それから、四点目の日程でございますけれども、一応私どもの方で計画をしております日程でございますが、今後市民会議等を開いた中で実施設計に入っていくわけでございます。実施設計は少なくとも八月ないし九月ごろには実施設計に入っていきたいというふうな計画でございます。したがって、建築許可の関係とか、そういった関係の手続を、来年、少なくとも二月三月ごろに行うということ、それから、四月、五月ごろまでには二カ月でいわゆる施工会社の決定を行っていきたい。したがって、五十八年の六月ごろから工事に着手いたしたい。完成は六十年の三月いっぱいぐらいまでに完成をしたい、こういう工程上では計画になってございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　ちょっと細かい質問になりますけれども、この基本設計図の方ですが、この説明で、ちょうど特別委員会のときに課長が出席されておりまして、事情はよく御存知と思いますけれども、六百四十万、約六百五十万かけてこの基本設計図をつくったわけですけれども、具体的な図としてお願いしたといういまの答弁でしたけれども、それじゃ伺いますけれども、先ほども話しましたように、一階何席なのか、二階何席なのか。それから、建物にはどんな建物でも主張といいますか、建物の性格づけといいますか、そういったものがあるはずです。この市民会館の場合にはどういう使用目的が前提としているか、特徴的な機能はどういうところにあるか、それをちょっともう一度お願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　席数につきましては、一階の部分が六百八十六席ということでございます。それから二階と三階の部分のホールの席数なんですが、これは二階と三階

が、図面ではちょっと二階と三階に分かれているようになっているわけでございますけれども、実際は二階と三階がワンフロアになったような形式になっているということでございまして、この二階と三階合わせまして三百三十四という数字が出てございます。したがいましてこれを足しますと、千二十席という内訳になるわけでございます。

それから、このいわゆる設計の目的、それから特徴づけはどういうところにあるのかという御質問でございますけれども、私どもの方で基本設計に入ります前に、設計業者の方々と打ち合わせをしてございます。その中で大枠として、先ほど申し上げたように延べ面積六千五百平米、それから最大席数は千から千二百ぐらいの間ということでお願いをしているわけでございます。そういった中で、特徴づけという御質問でございますけれども、できるだけ大ホールだけつくるということではなくて、多目的ホールということで、幅広く、会議、それから各種の開催に使用できるような形のものでお願いをしたいということで、設計業者の方には協議をしたわけでございます。その中で設計業者としては、数多くの市民会館の建設、いわゆる設計を手がけているようでございます。したがって、各種の市民会館のいままでの設計をした中での経験、それから知識等から踏まえて、大体さまざまな分野にわたって最良のものというか、ベターなものが知識として出ているわけでございます。そういったもので、設計業者としていいと思われるようなものを平均的に出していただいて、そういう中で設計の中に生かしてもらった、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　私はこの基本計画図に、先ほども言ったように六百五十万も貴重な税金をかけてつくってるわけですから、先に専門業者である設計事務所に相談してこれをつくりあげたということも一つの方法だろうとは思いますけれども、しかしこの市民会館は、日野市全市民がいろいろな形で、いろいろな立場で、自分たちの都合で、立場で、こういう市民会館をつくってほしいという願いを皆さんがそれぞれ持っているわけなんです。ですから私は、この六百五十万の税金を使うんでしたら、専門業者に相談する前に、たとえばこの百人委員会とか、あるいは市議会の特別対策委員会の意見とか、各市の先進諸市の市民会館を見学してきたその報告とか、あるいは大勢の市民の皆さんのいろいろな角度からの要望を聞いて、それをたたき台にして業者に持って行って、市民のおおよその要望はこういう要望が大きいんだ、その線に沿ってひとつ基本計画図をつくってくれないかと、こういうやり方が私は順序として正しいんではないかと思います。そこをすでに、これは私から言わせればただの絵なんです。だってこの図を見て下さい。何が書いてあるんだか、字が小さくて見えないんです。私だってまだ若いつもりでおります。ですがこの中に書いた字が読めないんです。これを私どもに資料として出してきたんでしょうけれども、この姿勢もまず疑います。縮尺でしょうけれども、わかるのを出していただかなけりゃ困るわけです。まあ、話はちょっと横にそれますけれども、議案なんかにしてもそうです。ページ数を打たないでとにかく出してくる。非常に不便です、不親切です。配慮が足りない。これから市民会館を、まあ一応のスケジュールは決めてるようですけれども、客席が一階が六百八十六、全体で千二十というのも一体だれが決めたんだと異論が続出するんじゃないかと思うんです。皆さんにできるだけ意見を出させて、吸収した上で基本的な設計図に取り組む。そしてそれをたたき台にしてさらに検討して、そして実施設計に移るという手順が一番妥当と思うんですけれども、その点が非常に、何と申しますか、不安であります。ひとつ、今後の手順については十分に皆さんの意見を吸収して、この駐車場の問題でも、ちょっと簡単に考えてるようですけれども、これはやはり大きな問題だと思います。千名以上のものを収容するのに、図面に出たのはたったの十二台。しかもこの場所は交通不便な場所です。車を利用される方が多いわけです。そういう状況の中で、市民会館は一度つくったら、まさか三年や五年で取り壊すつもりじゃないでしょう。周辺はどんどん開発されて家も建ってきます。民有地が駐車場としてあてにできるなんていうのは何年できますか。そういった状況を考えますと、敷地の選定すら何か問題があるような気もするわけです（「そうだ」と呼ぶ者あり）その点市長のちょっと御意見お伺いしたいんですが、場所がもう決まって、この敷地に市民会館を建てるという決め方に無理があるような気がしますけれども、いかがでしょうか。結婚する相手を決めないのに結婚式場だけを決めちゃったみたいなのと同じで、ひとつその点どのようにお考えか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろと御心配をいただいているわけでありますが、これまで幾多の市民要望に立ちまして、市民会館の建設がいよいよ時期を具体化しなければいけない、こういう段階に到達しております。そうして、先日もお答えいたしましたとおり、まず手持ちの土地でなければ具体的な計画は成り立ちません。したがって手持ちの土地であること、それからその土地に可能な配置、特に建築基準法等の制約の限度があると思いますから、それがクリアーできる条件を持つこと、それから財政的な配慮も当然なければなりませんので、一定の可能な財政配分の能力の中にあること。その中で市民要望を最大限に吸収できること、それから日野市の将来の発展ということもあわせて、いわゆる文化施設のセンターとして機能が十分であること、そのようなことが基本条件として望んでおるところであります。いま御指摘のように、議会につくっていた

だいております市民会館建設対策特別委員会、第二期目になっていただいているわけでありまして、これまでの一期目の際にもそういった基本的なことは報告をし、一応了承を得ている、このように考えております。したがって情報としても、日野市民の方々に、市民会館の建設に向かってという私の提言もいたしまして、そうして御了解をいただいてる中で事業は進んでおるというふうに考えております。いま御批判をいただいておりますのは、基本構想とも言うべき基本設計の段階でございますから、かなり融通の可能なものを提示しているわけでありまして、客席の数等につきましても融通は私はできると思っておりますし、それから複合的な機能が、なるべくスペースもとって、しかも市民要望にもかなう、こういったことを想定しながら、これまでの意見を取り入れた中で、いわゆる構想としてできている、基本設計としてできているものでありますから、これが固定的に、もうこれで動かないなんということではないわけでありまして、十分可能な意見の受け入れはいたしながら、まあ、最大公約数というふうな限度で意見をまとめさせていただく、このように考えるところであります。たまたま庁内の異動等によりまして、担当者が部署を変わったりしているものですから、少しお答えが不十分であった、この点は申しわけなく存じております。この次には私どもも出席をさせていただきまして、十分御意見を承りますとともに、いままでの経過、考え方等を資料に基づいてお答えをしなければならない、こう考えております。

それから、設計担当者に聞いてみましたところでは、もともと、この間も言いましたように、庁舎、公園、それから市民会館、これを一つの市民センターとして位置づけてまいりますので、そういう意味ではきわめて理想的である、地型の中にも十分機能を果たし得る、そういう設計が成り立つということ、それから法規や、日影条例はもちろんでありますし、いろいろな建築に伴います法規、法令は完全にクリアーできる、こういうことでございます。したがいまして今後整った運営の中で、議会の御理解、市民の御理解をいただきつつ、いわゆる早期実現と申しましょうか、二年ほどかけて、そうして完成をさせていただくことは十分可能である、このように考えておるところでございます。

なお、これからの最も大切にしなければなりませんのは、市民参加の手法だと思っておりますし、なかんずく議会の頂点とするそういう合意をいただく手続、手順だというふうに考えております。そのことにも十分御指導やまた御理解をいただきまして、早期建設ということに御理解をいただきたいということを切に願っておるところでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　市民会館建設についてはこれ以

上の質問はいたしませんけれども、いずれにしても、この事業計画が進行している過程の中で、大丈夫かなと思われる材料がたくさんありますので、ひとつそこの辺を十分に検討されて、後々不満が出ないように、ひとつ慎重に事業を進めていただきたいと思います。この件は一応これで終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十四の一、市民会館早期実現は大丈夫かに関する質問を終わります。

十四の二、都立高校誘致用地に関する諸問題についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○四番（小山良悟君）　次に、都立高校の候補地として、日野市土地開発公社が用地を買収されましたので、その件に関する諸問題について質問させていただきます。日野市の高校進学率が昭和五十六年度九五・八％、うち公立高校進学率は五二・八％となっている今日、南平在住の福岡さん外四万名もの署名請願を初め、大勢の市民が熱望している都立高校誘致は、私も一日も早く実現したいと念願している一人であります。さて、候補用地が確保できたことで、誘致運動に拍車がかかり、実現に向けて一歩前進したと言えると思います。しかし一方では、これまでの運動の展開、今回の用地買収の動機、時期、取り引きの相手、取り引き内容、買収後の誘致運動の展望、誘致実現までの用地の管理、及び活用など、いろいろな問題を含んでいますので、速やかな誘致実現を願う立場から、これらの問題を整理する意味で質問をさせていただきます。

まず、これまでの都立高校誘致運動の経過、特に理事者側の東京都に対する働きかけの実績はどうなっているか、要点だけひとつ簡単にお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　これまでの働きかけでございますけれども、五十六年の六月二十六日に日野市長から、都立高校の新設についてということで、東京都の方に要望を出してございます。それから本年の五月十九日付によって、やはり市長が東京都の教育長の方に伺いまして要望書を出してございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　これだけの大勢の市民が熱望している大きな問題を、昨年の六月一回、ことしの五月に一回というだけの働きかけということは、大変意外に思いました。その程度の働きかけをしていないという前提になるかと思いますので、それを前提にして後の質問を続けていきます。

二点目として、いろいろ複雑な問題を抱えている用地を、あえて候補地として買収したからには、誘致実現のめどがあってのことと思いますが、私の調査では、東京都の事業計画は、昭和五十九年度までに新設する高校は、払い下げ予定の国有地に

具体的な計画が決まっている東大和と東村山の二校と、都有地に分校一校、計三校だけとなっております。そして昭和六十年度以降は新設校はいまのところ当分なく、大地震が発生したとき、その安全が保障できない危険な校舎七校の改築に重点を置かざるを得ない事情にあるとのことで、これはかなり強力な誘致運動をしないと実現はなかなか困難であるという感触でありました。しかし私の調査した以外に、市長として何か確かなめどを得ていたものと思います。十七億の大金を投じて買収をさせたわけですから、確かなめどなくて買うわけがないと思うのが自然であります。そのめどを教えていただき、いろいろ心配している市民を安心させていただきたいと思います。確かなめどをひとつ……。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま公式の文書で提出したのはそういうことを課長が言ったわけですが、これまで、いわゆる市民の大きな、新しい都立高校の設置運動というものは、大変なエネルギーをもってお願いをしている、こういうことでありまして、私どもも都度都度、折りに触れて、いろいろなコースから運動しておるということを、まず一言申し上げておきたいと思います。

それから、この日野市を含むいわゆる高等学校区の設定ということの中で、都下の各区の中で、最も設立をしないと受け入れられない――全体から見れば多少、都立高校離れでありますとか、あるいは公私の高校を総合すれば、全都の子弟の収容能力はあるとか、こういう段階には来ておりますが、この南多摩、日野市を含みます高等学校区、ここについては新設校がぜひ必要である、こういう事情は聞いております。たまたま都の財政事情ということもありまして、また全体の先の見通しの中から、もちろん従来のようにどんどんと設立が進められるということは困難であるということも、われわれもよく存じております。これまでのいろいろな折衝の中で、まず用地を持つということが先決である。これはあたりまえと言えばあたりまえでございますけれども、そういうわれわれも背景と申しましょうか、切り札を持たずして運動することのいかに無力であるかということを痛切に感じてもおりました。それからたまたま担当局との接触の中では、南平、つまり京王線の沿線であること、あるいは日野市内でもすでに二校ありますし、それから両隣りのそれぞれの市の配置状況等を考えます場合に、きわめて適切な位置であるということ、このようなことは内々に伺っておりました。そして、たまたまということではありませんが、これまで御報告もいたしておりますとおり、その場所を、あるいはその土地を確保するために、努力を積み重ねてまいりました結果、取得も可能になりましたから、今度こそ本当に背水の陣と申しましょうか、具体的なわれわれの真剣味を買っていただく、こ

ういう時期に入ったと思っております。都に対します今後の運動というものは、きわめてまた厳しいものがあるということも承知しておりますけれども、これを突破せずして市民要望にはこたえられない。また時の行政責任者として、これぐらいな決意、努力というものは当然背負うべきである、このように考えたところであります。一層ひとつ全市的なお力添えをいただきまして、目的達成に邁進をするようにいたしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　それでは角度を変えまして質問させていただきます。今回の用地買収の内容、実態を、できれば書類の提示とともに明らかにしていただきたいと思いますが、まずその前に二、三点質問をいたします。

この用地の売買に当たっての調査期間は、どのくらいかけておりましたでしょうか。速やかに答弁お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　答弁、総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　ただいま市長の方から、書類による要望のほかに都との折衝があったということを申し上げましたけれども、この時期からいいますと、これは五十六年ですね。五十六年の上旬のときからこの交渉に当たっておりました。失礼、五十六年の四月です。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　五十六年四月ということですけれども、五十六年四月から今回の用地の買収に当たっての調査期間があった。そのぐらいの期間をかけて調査していた鈴木独歩氏の土地を、直前になって新日本エンタープライズからなぜ買わなければならないのか、非常に不思議に思うわけですが、その理由を具体的に、納得できるように説明してください、お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　この土地が独歩から新日本エンタープライズ、これに譲渡されたということでございますけれど、御承知かもしれませんが、独歩につきましては相当の債務があるわけでございます。その額が相当な額に達しておりまして、このままの状態におきましては処置ができないという状態まで追い込められた。また裁判等にもかけられておった状況でございます。そういう中におきまして、これは全協の際にも御報告がされたかと思いますけれども、土地の面積の問題、こういった問題につきましても一部あったわけでございます。面積が実測とそれから公簿の面積と相違があったというようなことで、市といたしましてはそういう相違におきまして、その面積は約一万平米でございましたけれど、そういうような状況の中では、市といたしましては購入できないというようなことも一時あったわけでございますけれども、そういう中から、独

歩にいたしましては、単価、公簿が実測より少なくても、その公簿の面積でもってこの総額、これは変えないで買ってほしい、こういうような問題がございましたけれど、市としてはそういう状況では買えないというようなことで、一時は突き放したこともあります。そういうような中から、これがエンタープライズに移ったということは、私どもその内情わかりませんけれども、先ほど申し上げましたような債務等の関係、いろいろな状況の中から、エンタープライズに譲渡された。当然譲渡されれば、その状況の中から、市といたしましてはそのエンタープライズから、市の先ほどの額でもって、市の方に売ってもよろしいというような状況がございましたので、市といたしましてはここで、新しい新日本エンタープライズと契約を結び買収した、こういうような状況でございます。私も内容的に詳しく知っているわけではございませんけれど、私が受けている範囲におきましては、そのように伺っているわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっと補足をいたしますと、債権債務、つまりもと独歩のがんじがらめの状況は登記謄本見ればよくわかるのですが、その債権債務を処理するかどうかはこれはやっぱり向こうの側の仕事でありまして、われわれが取得をする一番大切なポイントは、すっかり債権債務が処理されたもの、つまり無傷の状態で、そして日野市の登記にそっくり変えられて、その時点で約束をした適正な価格というもので提供を受けたということでありますから、さかのぼって内容というものはほとんど知らないのがあたりまえとも言えますし、それから、それを知ってみたところで別段どうということはないのではないか。要するに結論として、無傷な状態のものを実測で、公正な単価で買ったということですから、それでよろしいんではないかというふうに思っております。以上。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　市長の物差しと私の物差しは当然のことながら違うのはあたりまえでしょうが、大分違うみたいですが、いままでこの土地を買おうとして交渉してきた相手が、債権債務を整理する意味から、新日本エンタープライズにかわった、という説明ですけれども、あの悪名高き鈴木独歩氏が、新日本エンタープライズに、仮に債権債務を消す意味で取り引きしたとしても、その間に中間搾取がないなんということは、この市民だれ一人信用する人はいないと思います。そうでなくても、いろいろな地域で詐欺まがいの行為までしているような人物でありますから、全然、当初市と交渉していた金額と同じ金額でその新日本エンタープライズに移したことでもないでしょうし、中間が入れば、たとえば個人的に土地を買うときに、Aという不動産屋と交渉しておった。いざ買う段になったら、このBの不動産屋を入れてくれ、そういうふうに言われたらわれわれどうしますか。冗談じゃないですよ、間に入れば中間搾取があるじゃないですか、それは困ります、そういう返事が当然だと思うのです。ちょっといまの説明は苦しい説明になるんじゃないでしょうか。まあその点は一つ問題として残しておきます。

それで、先ほど総務部長の説明があったようにも思いますけれども、この売買の面積基準について質問しますけれども、境界がまだ定かでないそうですから、多分公簿売買だろうと思いますけれども、念のため公簿売買か実測売買か、確認させていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　実測面積でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　それはちょっとおかしいじゃないですか。現実にその周辺の地主が、まだ境界が決まってないんだ、私も判こを押してないということを明らかに言明しているんです。それは間違いないですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういうことをここのところちょいちょい問われているわけですけれども、登記をされているということですから（「登記と実測は違うぞ」と呼ぶ者あり）いやいや、実測によって登記しているわけですから、それで話はついているというのがこれが本当じゃないでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　不動産の取り引きは、公簿売買ということもあるわけなんです。通常行われているわけなんです。それは何もおかしいことではないんです。ただ、公的な機関が公簿売買をするということは余り好ましいことではないと思うわけなんですけれども、それ、実測売買ですね。総務部長に念のためにもう一度お伺いします。間違いございませんか。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　実測でお願いしました。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　資料というのの一番確実なものというのは、日野市の名儀の登記謄本ということになるわけでありますから、これはしかるべきところでいつでもごらんに入れることが可能であります。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　今回の実測売買という資料、明らかにわかるものを提出していただけませんか。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　ごらんいただきたいと思います。いますぐですか――後ほどお持ちします。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　何せ初めての一般質問でございますから、その要領もなかなか得なくて申しわけございません。
それでは公簿の面積と実測の面積はどうなっておりますか。
○議長（石坂勝雄君）　総務部長。
○総務部長（加藤一郎君）　公簿でございますけれども、公簿は七万七千九百九十八平方メートルですね。実測によりますと六万五千百二十九・七三平方メートルでございます。
○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。
○四番（小山良悟君）　山林部分と公衆用道路部分とをひとつお願いします。
○議長（石坂勝雄君）　総務部長。
○総務部長（加藤一郎君）　実測の方でございますけれど、山林部分が六万五千三百九十・五三平方メートルでございます。それから公衆用道路でございますけれど、百三十九・二〇平方メートル、合計しまして先ほど申し上げたとおりでございます。（「公簿の山林の方は」と呼ぶ者あり）ちょっと合計が出しておりませんけれど、公衆道路だけ数が少ないですからちょっと申し上げますと、これは二十五、四十四、三十六、六十一でございます。それ以外が山林ということでございます。
○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。
○四番（小山良悟君）　この私の質問のねらいですけれども、この実測売買か公簿売買かが大変大きな意味を持つわけでございます。まだ境界線のあれにも応じていないという地主さんもいるということでございますので、その辺を確かめて……。普通、実測のあれがありようがないと思うのですけれどね。地主が判こ押してないというようなことでございますので。その辺のところを後ほどきちんと調べていただきたいと思います。境界が定かでないということを私は承っておりますので、その前提で今回の質問を取り上げたわけでございます。したがいまして、市側で実測売買であるということであれば若干話の内容も違ってきますので、これは留保させていただきます。
それではもう一つ最後に、この件に関して最後に、昨年の十二月七日の議会で市川議員がこの用地取得に関する質問をしておりましたけれども、その答弁の中で市長は、鈴木独歩氏のような悪徳業者にこのまま土地を持たしておくと、後々安心できない。日野市の傷であるから安心できないということを申しておりました。安心できないから買うんだということも取得目的の一つとして答弁しておりますけれども、これは公けの、公式の場で自治体の長が堂々と発言するということはちょっとおかしいんではないかというふうに思うわけなんです。こういう論法でいきますと、いま不動産業界どこでも大変不況で悩んでおります。日野市に土地を持っている不動産業者は、売れないからひとつ独歩流のやり方でどんどん違法行為をやろうじゃないか、十万や二十万の罰金を払ってもいい、森田市長は必ず買ってくれる、こういうことを言っているのと同じわけで、無法者を追認するような言葉になると思いますので、この件について市長にひとつ、できればその発言を取り消していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　要するに高等学校を誘致するには土地が必要である、位置としてきわめて、探せばああいう場所になる、それから持ち主はかくかくのくせ者である。ですからこの、勝負と言われていましたが、取り引きですね。われわれはみごと明確に勝利した、このように思っておるわけでありまして、そういうふうに御理解をお願いしたいものだと、こう思っております。
○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。
○四番（小山良悟君）　私は素直に発言しているわけですから、素直に受け取っていただきたいんですが、この都立高校を誘致するための用地が必要であるということは、私も認めているわけです。都立高校を誘致するために、鈴木独歩氏のたまたまその場所がいいから買ったんだということであればいいわけなんです。それは新自由クラブとしても否定しているわけじゃないんです。ただものの道理として、市長が公式の場で、違法者の、悪徳業者の違法行為を追認するような形ですね、そういう発言をしているわけです。追認している発言をしているわけです。あああいう業者に土地を持たしておくと心配だから買うんですということをはっきり言ってるんです。議事録に出ているんです。そのことだけを私は、ものの道理として、筋が違うんじゃないかということを申し上げたいわけなんです。
○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　何といいましょうか、そのときのはずみだったと思いますけれども、都の建設指導事務所でしょうか、ここにもごあいさつに行ってまいりましたが、日野市は大変よい措置をしてくれたと、きわめて評価されるあいさつをいただきました。ですから私は何か言われるふうなことはないんではなかろうか、こう思っておるわけです。
○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。
○四番（小山良悟君）　残念ながらなかなかかみ合わないようですけれども、それは周辺の方も、ああいう悪徳業者から日野市が買ってくれた方が安心だと、感謝されてると思います。各方面からもいろいろと、よくやったというあれもあるかと思いますけれども、しかし、周辺の住民の方は安心するかもしれませんけれども、ただ先ほども申し上げますように、ものの道理として、筋論を私は言っているんです。その筋を通したくて私は申し上げたわけで、いろいろかみ合わない御答弁をいただくんでは時間の浪費でございますので、この件についてはこれで質問を終わらせていただきますが、いずれにしましても

実測売買か公簿売買かの決着をきちんとつけた上で、もう一度何らかの形で質問させていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十四の二、都立高校誘致用地に関する諸問題に関する質問を終わります。

十四の三、幼児教育センター建設に関する諸問題について小山良悟君の質問を許します。

○四番（小山良悟君）　最後に幼児教育研究センター建設に関する諸問題について質問いたします。日本で初めて幼稚園ができたのは明治九年でございます。いま幼稚園、保育所のあり方がいわゆる幼保一元化という形で議論されているわけですが、この幼稚園がよいか保育所がよいかの議論はすでにこの明治九年ごろからあったわけでございます。今日まで解決できないでいる最大の壁は、文部省と厚生省の行政のなわ張り争いと考えますが、非常にむずかしい問題であります。この難問題に日野市では幼児教育研究センターを設置して意欲的に取り組むということですが、取り組む以上は、市民が納得できる運営をしてりっぱな成果を挙げていただきたいと思います。そこでこの幼児教育研究センター建設の前に、何点かの質問をさせていただきます。

幼児教育のどんな点を特に大きな問題として想定し、どのような思想、哲学を持って研究センターを建設するのか、御答弁をいただきたいと思います。つまり、この幼児教育センターを建設する気になった本当の動機を明確に知りたいわけでございます。すでに予算が通っている現在でも若干理解不足でございますので、親切にひとつ御答弁をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　その点につきましては、一番私どもが信頼をしております重松先生からじかに聞くことが一番御理解がいただけるわけでありますが、その構想の依頼をいたしました立場としてお答えをしたいと思います。

古くからことわざに、「三つ子の魂百まで」というふうに言われておりますし、学術的にも、三歳前後が人間形成といいましょうか、人格の整う一番大切な時期といいましょうか、そういう時期に当たっておる、こういうふうに聞いております。そうして今日、わが国事というと大げさでありますけれども、経済も成長し、社会も成熟し、しかもなお人間が果たしてそれだけの幸せが到達できたであろうか、ないしは一人一人として人間形成に満つるものがあるであろうかということを考えてみます際に、一番幼齢期の教育のあり方と申しましょうか、保育のあり方といいましょうか、こういうことに到達するというふうに考えます。したがいまして、一つの自治体としてあるいはぜいたくといわれるかもしれませんけれど、特にまた専門家との出会いでそういう機会に、大きく感銘するという機会に当たりまして、自治体がそういう発想に立つということも、これまた大切なことではないかというふうに思った次第であります。哲学とかそれから理念とかいうふうに当たってくるかどうかわかりませんが、やはり地域社会あるいは人の社会というものを構成する際に、いろんな普遍的な行政施策はやってまいっておるわけでありますが、高齢者の時代と言われ、私はそれよりももっと幼児の時代というものを考える時期が来た。そしてまた幼児の教育的対応こそ地域社会の一番重要な問題である、こういうことに思いをいたしまして、そうして専門家の方々と共感を私自身も味わいながら、この構想を日野市に実現をさせていただきたい、こういうことがその理由ということに当たると内心思っております。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　それでは二番、三番、四番は続けて質問させていただきます。まず、いろいろ幼保一元化が議論されておりますけれども、市長は市民の幼保一元化のニーズをどのように受けとめているか、本当のニーズはどこにあるんだろうかということをひとつお伺いします。

それから、地方の自治体もいろいろな形で幼保一元化のテーマに取り組んでいるようですが、結局一元化は、現在の文部省の幼稚園行政、厚生省の保育所行政の枠に阻まれて非常に困難な状況にあり、次善の策として幼保一元化ではなく、幼保一体化を図っているようであります。その例として大阪の交野市と香川県の直島がありますが、一億六千万の建築費と毎年七千万以上の経費をかけていく大事業でございますから、当然事前調査が終わっていると思いますけれども、もしこの二つの例を御存じでしたらどなたでも結構ですけれども御説明いただきたいと思います。どのような形でやっているかですね。

それからこの幼児教育研究センターを建設した以後、市が負担する年間経費の実際の額ですね。それとその内容について御説明いただきたいと思います。

さらに、全国に先駆けて幼保一元化の試みをやるということでございますから、本来国で取り組まなければならない非常に次元の高い事業ですが、したがいまして、国や都から研究補助金の交付やあるいは指導主事などの派遣が可能かどうか。多分自治省などからお小言をちょうだいするような事業になるかと思いますので、非常にむずかしいとは思いますけれども、その道は絶対ないかどうか。できるだけ日野市民の負担を軽くしたいので、その道があるかどうかをひとつお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の順序に当たるかどうかちょっとわかりませんが、いま考えられておりますのは、幼児教育センターは建物として日野市の土地に建てて、そして法

人化されるべき法人に、つまり重松先生を中心とするスタッフでございますが、ここに委託をするという形をたどることというふうに考えます。したがって公設法人営と申しましょうか、こういう形式をとりませんと、市の行政としてはなじまない点もございますので、そういう形をとろうというふうに考えられております。したがって補助金として研究者の人件費用、それから維持費としての費用というふうなものが必要だと思っておりますが、あと、その法人自身も事業化もされる部分があると思いますし、それから資金を広く求める、こういうふうな計画も言われております。したがって、まだはっきりとどういう経営でというところまでのことを聞いておりませんけれども、そのような構想を持って、いま重松先生を初め関係の方々が、省なり都なり、いろいろお話をされておるようであります。いま質問をされている、つまり市が直営するものでないという点をお考えいただければ、あとの経営のことの推測ができるかと思っておりますが、いま完全に答えるわけには、それだけの私もまだ話を聞いてない状況であります。もう少し詳しくそれらのことをお互いに明らかにいたしまして、構想がだんだんと具体化に進みつつある今日でありますので、資料等によって御報告をさせていただく機会を持ちたい、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　明確な回答が得られませんでしたけれども、私は市民の皆さんも、幼保一元化というよりも一体化のニーズを求めているんではないかというふうに思います。つまり幼稚園に子供を預けている方はできるだけ長く預ってもらいたい、保育所に子供を預けている方は幼稚園的な教育をしていただきたい、単純に言うと、そういうことを一番望んでいるんではないかというふうに思います。もちろん高い理想を持っておられる方もありますから、あくまで幼保一元化して、幼児の教育の模索をしてもらいたいという願いを持っている方もあるかと思います。しかし現実に大多数の方は、そういういわば幼保一体化の道を望んでいるんではないかというふうに私思います。先ほど大阪交野市と直島の例を、もし知っていたら説明してくださいと、意地の悪い質問をしましたけれども、多少私も調べてありますので、参考までに申し上げておきますので、ぜひ今後の御参考にしていただきたいと思います。

　大阪交野市では、幼稚園、保育所、両方の資格を持った教員を採用して、幼稚園、保育所を同一敷地内に建て、通称幼稚園と呼んでいます。そして五歳児から幼稚園に籍を置く子供と保育所に籍を置く子供を混合してクラス編成を行い、午前中は幼稚園的な教育を行います。午後からは保育児だけにクラス編成をして、保育所としての役割りを果たします。香川県直島の場合も幼児学園条例を制定して、大阪交野市と同じような内容になっておりますけれども、これらの共通するメリットは、施設費

が安上りである、人件費も安い。たとえば園長が本来二人必要なところを一人で済むというメリットもあります。デメリットとしては、経費の持ち分関係が複雑で、事務の簡素化を図ることが必要なようですけれども、いずれにしても、単純に考えれば、こういう幼保一元化の高邁な理想よりも、幼保一体化の現実的な対応を市民の方が望んでいるんではないかというふうに私は思いますので、その点もぜひ御検討をいただきまして、政策に取り入れていただければ幸いでございます。以上でこの質問を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十四の三、幼児教育研究センター建設に関する諸問題に関する質問を終わります。

　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時五十八分休憩
午後三時二十七分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

　十五の一、障害者と共に生きるためのまちづくりを積極的に推進せよについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔一番議員登壇〕

○一番（橋本文子君）　朝早くから長時間お疲れのところ、最後までどうぞおつき合いのほど、よろしくお願いいたします。

　それでは通告に従いまして、「障害者と共に生きるためのまちづくりを積極的に推進せよ」ということで質問をさせていただきます。いまから三十五年も前の話になりますが、当時女学生だった私の友人に和子さんという人がおりました。彼女はお兄さんとたった二人の兄妹で、そのお兄さんというのは小児麻痺の障害児だったわけです。その和子さんたちのお父さんは写真屋さんをしておりまして、絶えずお客さんが出入りする家庭だったわけですが、そのケンちゃんと呼ばれるその障害者のお兄さんは、人前に出るのがとても大好きな人でした。ケンちゃんはお客様が見えるたびに、不自由な足を引きずってお店に飛び出して、あたりかまわず奇声を発するわけです。それでお母さんはいつもケンちゃんの後を追っかけて、もう二十歳は多分超えていたと思うんですが、そのお兄さんをあわてて奥に連れ戻すという毎日だったようです。いきなりこんな話を始めましたのは、当時としては大変珍らしい、特別な出来事だったように思うからです。当時障害者といいますと、家族以外の他人の目には決して触れないように、家族がしっかりと抱え込んで、学校に行くことはおろか、自由に外出することも禁じられて、

ひっそりと限られた生活空間の中に甘んじる以外に生きるすべもなかった隔離収容の実態があったからです。

そして戦後一転して、新憲法のもとに民主主義が確立されました。人種の差別、男女の差別、学歴、貧富、その他あらゆる差別が取り払われていく中で、障害者に対する差別も徐々にではありますが、市民の意識の中から解消されていきました。しかし現実に戻ってみますと、じっくりと障害者問題を見詰め直していきますと、どうもまだ理念だけが先行していて、実態面が伴っていないように思えて不安で仕方がないわけです。そこで今回もまた、特に障害者問題に照準を当てまして、障害者とともに生きるということはどういうことなのか、また障害者の自立を妨げ、その幸せを奪い取っている元凶は何なのか、みんなで考え、すばらしい日野の町をさらに育てるために、次の四点について質問をしていきたいと思います。どうぞよろしく御答弁のほどお願いいたします。

その第一番目といたしまして、昨年十二月二十日に発行をされました「日野市の未来の生命をはぐくみ育てるために」というタイトルの冊子がございます。この本の末尾には日野市における文化福祉ゾーンの構想計画の全体配置図が書かれており、場所は例の旭が丘の六四ブロックが示されております。昨日も公明党の馬場議員から、その質問の中で、共同作業所問題として取り上げられた経過もあるわけですが、その答弁でも触れおられました身障者のための寮というその施設について、いま一つすっきりと理解できない点を感じておりますので、質問をさせていただくわけでございます。といいますのは、この施設をどういう目的でつくるのか、その基本的な考え方と、その理念をどんな形で具現化しようとなさっているのか、この二点がまだはっきりと見えてこないものですから、御答弁をお願いしたいと思います。これが第一点でございます。そして二点目といたしましては、落川の都立日野療護園周辺の道路の整備状況についての質問でございます。私も過日車いすの人と、職員の方も御一緒に、とにかくお使いに付き添って歩いてみました。この日野療護の敷地の中には地区センターがあるのを皆さん御存じのとおりでございますが、まず初めに気がつきましたのは、ここが日野療護でございまして、ここ地区センターのあるところです。この地区センターのわきのところ、どういうわけですか、この地区センターに行くまでの道はきれいに広がっているのですが、この地区センターのわきだけが側溝が残されて、ふたがけもなく道幅が狭くなっております。まずこれが歩き始めに最初に感じた、不自然だなと思った一点でございます。

そしてそこを通り過ぎまして、落川橋とその前後の道幅の狭さ、これは車いすでなくても、ただ一人で歩いてみるだけでも皆さん多分おわかりになると思います。大変危険です。車とすれ違うときにははらはらします。それが二番目に感じた危険な

点でございました。

そしてこの道をさらに進みますと、この郵便局に突き当たる手前のところ、ここに歩道がございます。ガードレールがございます。この歩道、歩いてみてください。車いすを押してとてもとても、私のようなか弱い手では、力では押し切れないほど段差がたくさんございました。家に入ると車の入るところが低くなっていたり、ほんのちょっとしたところが低い。何回も段差があるわけですね。その郵便局の手前のところ、大変これは車いす一人では通れないなと感じました。（「図面は理事者に見せるんだ」と呼ぶ者あり）皆さんにも一緒に考えていただきたいものですから。

それから、段差が絶えず足をすくうなと思いながら歩いて行きまして、その郵便局の前を右に曲がりました。そのときのお使いは、ヤサカ家具店というところに行く目的だったわけです。そしてこの郵便局を右に折れまして、家具店に出るまでは裏通りの道を通り、踏切を渡ってそして川崎街道に出て、しばらくまたその歩道を通ったわけですが、ヤサカ家具店に行くまでの歩道、平らじゃないんですね。傾いていたり、段差が絶えず出てくるわけです。その段差をやっと押し切りまして家具店まで行ったわけですが、普通の、一人で歩けばそれこそ十五分かそこいらで歩ける道なんでしょうが、車いすを押していきますと三十分、それも大変な、息を切らす思いで行ったわけでございます。これでは自立を妨げる町というほかないんじゃないかというふうに、その道を歩く限り私は感じたわけでございます。

車いすで暮している人といえども、自分で一人でお使いに行きたい、一人でポストにも手紙を入れに行きたい、自分の頭をきれいにしたいときには美容院にも行きたい、理髪店にも行きたい、そんな思いをいつも阻むのがこの道路状況ではないかと、この日野療護の周辺を見てつくづくと感じているわけでございますが、先日も一人の車いすの方が、電動の車いすに乗ってこの落川橋を渡り、郵便局に出る手前の狭い道を、表に出ると危険だというので狭い道を通って百草の駅の方に出ようとしたところ、この狭い道のところで子供とすれ違ったために、その子供たちを、避けようと、ほんの少し車いすをわきに寄せたら、そこが斜めになっていて車いすが転倒し、転倒しただけでは済まなくて、さらに低い下の方へ転がり落ちて、幸い七針縫ったぐらいで終わったという話でしたが、これはやっと始まった、いままでは職員がついて歩いていてそういうことが起きてなかったんだと思いますが、これからできるだけ一人で歩きたいという車いすの障害を持った方々、これではとても一人でお使いに行くことができません。この日野療護周辺の道路状況、ぜひとも整備をしていただきたいと思うのですが、いまお話ししたもろもろの諸問題、どう取り組んでくださるのか、具体的な御答弁をお願いしたいと思います。

それから第三番目の質問でございますが、七生の養護学校には、障学児はむろんのこと、両親から見捨てられた帰るべき家のない子供たちが寝食をともにしながら、すべての暮らしを隔離収容の形で過ごしていることは皆さん御存じのとおりでございます。ここでは職員の、教師として、また親がわりとしての献身的な努力で子供たちの暮らしが保障されているわけですが、社会参加と平等という市の施策における理念を、必ずしも十分なし得ては、行い得てはないのではないかと危惧を持っているわけです。養護学校をまた卒業した後も、隣りの福祉園に籍を移されて、その長い一生を隔離施設の中で終えていく運命を背負わされているとしたら、これを黙って見過すわけにはいきません。これは福祉園がいいとか悪いとかという問題ではなくて、障害者が一人の市民として生活できる方向でという市の基本構想の理念をしっかりと押えて、七生の子供たちが健康で幸せな暮らしができるようにという、そのために行政の側からの積極的な取り組みが求められているということを察知しての、先取り行政をやっていただきたいと思うのです。この重たい課題を突きつけられている日野市として、少しでもその解決を図るためには、まずこの養護学校の子供たちを地域の学校で受け入れることはできないか、そのことをいま私は真剣に考えています。地域社会に自然に溶け込む形で暮らすことができるように、その最初のステップとして、できるだけ地域の小学校で積極的に迎え入れるべきだと考えている者ですが、この点についての見解を、担当の方からぜひとも御答弁をお願いしたいと思います。

それから四点目でございますが、いま日野の郵便局、新しくつくり直されようとしているそうでございますが、これを機会に、車いすの人でも利用できるように、窓口の高さ、あるいはポストの高さ、また入口のスロープ等、従来満たされていなかった部分について、郵政省に対して、日野市としてぜひとも、文書なり何なり、正式に要請をしておいてほしいと思うのですが、これは直接車いすで暮らしている方たちから私にも訴えを伺っておりますので、その用意があるのかどうか、ぜひとも御答弁、お願いをいただきたいと思います。

以上四点についてとりあえず御答弁、よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。通称六四ブロックに建設をいたします身障福祉施設につきましては、これが実現化するきっかけとなりましたのは、国際障害者年日野市対策協議会の答申によるものでございます。第三十一回の国連総会におきまして、昨年、昭和五十六年を国際障害者年とするように満場一致で決定いたしました。国や自治体はそれに対応して必要な措置を講じたわけでございます。日野市

におきましても委員九名からなります日野市国際障害者年対策協議会を設置いたしまして、十一カ月の間に十四回の会議を精力的に開いていただきまして、昨年十月十三日に答申文をいただいたわけでございます。

その答申文は、保健医療について、それから教育について、さらに福祉サービスについて、さらに障害者の就労について、この四本の柱で組み立てられておりますが、その三つ目の福祉サービスの中に身障福祉施設を設置してもらいたい、こういう答申が出てきたわけでございます。

この施設につきましては、通称六四ブロックの一角、千五百平米の敷地を使いまして、そこに六百六十平米の施設を建設する予定でおります。この施設につきましては、橋本議員さんの冒頭のお話にもありましたように、障害者を隔離するという意味でなくて、障害者も一般市民、健常者とともに生きるという理念でもって臨みたいと思います。あの六四ブロックには現在老人憩いの家、それから希望の家などもございます。そういった施設をブロックのへいで完全に仕切ることをしないで、できるだけ風通しをよくしたいと思います。そのためには、ブロックでなくて、せいぜい生けがき程度にとどめまして、そこに風を通しまして、それぞれの方との交流を図ってまいりたいと思います。またそれが国際障害者年のテーマであります完全参加と平等の意味するところにもなると思うわけでございます。障害者も健常者もともに分け隔てなく社会の一員として生活できる、そういった一つのモデル地区のような形でできたらいいな、こういう考えでおります。本年度百二万円の予算をちょうだいしてございますが、今年度前半に各障害者団体、あるいは障害者の御父兄、あるいははかの自治体の障害者施設の見学視察、そういったことを行いまして、十月ごろをめどにいたしまして設計を委託したいと思います。時期的に少し急がなければなりませんが、その間に十分お話し合いを詰めまして、構想、考え方をつくり上げまして、それを設計委託に回す、こういうような段取りで考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは第二点目の、日野療護園の周辺の道路整備の問題につきましてお答え申し上げます。大変具体的に生活圏の道路としていろいろ指摘をされたわけでございますけれども、東京都の日野療護園につきましては、設置の段階で企画課が中心となりまして、周辺道路の整備ということで東京都とも協議をしてまいってきております。そういう関係の今後の周辺道路の改造という計画も具体的になっておりますけれども、幾つか具体的になっている道路改修等を申し上げながら、御説明をいたしていきたいと思います。

まず日野療護園と、程久保川の、お話のございました落川橋との間の道路につきましては、いま申し上げましたように東京

都の福祉局と協議が進んでおりまして、本年度中には計画施行をする、今年度中に完了するというふうな予定になっております。その他、程久保川左岸の河川管理道路もございますけれども、これらの道路については、東京都が程久保川改修をした段階で、両側に河川の管理道路があるわけでございますけれども、未舗装になっている区間もございます。これらにつきましても本年度で整備するということで、すでに当初予算の中でお認めをいただいております。

そのほか、中西商店と、お話のございました百草の郵便局の前を通っております、市道でございますけれども補助十七号線、これの路面につきましても良好でない個所もございますので、これらについても実施をしていくというふうな予定にいたしております。

それから療護園の南側から京王線の百草駅までの間につきましては、在来からの道路が基幹となっておりまして、落川地区全体で見てまいりますと、落川ないし百草の外周的地域の人口増加、あるいは開発等に対処し切れない道路状況が現状では残念ながらあるわけでございます。したがいまして歩道の段差なども含めまして、あるいはまた道路が狭いということで歩車道の分離構造ができていないというふうな点で、通行の安全が図れないという部分も部分的にはございますので、これらの点も踏まえまして、さらに施設管理者であります東京都への協力要請などもしてまいりながら、周辺道路の整備に努力をしていきたいというふうに考えております。なお、歩道の部分の段差につきましては、道路に面します住居の出入口になっておりますので、どうしても車なんかの出入りという関係で、多少の段差をつけなければならないという現状もございますので、できるだけこの段差の解消につきましては改良に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　七生養護学校の子供の地域の学校への入学、これが可能でないかという御質問でございますが、この点についてお答え申し上げます。御承知のように、七生養護学校、これは都立七生養護学校ということでございまして、都の教育委員会の管轄下に置かれている学校でございます。確かに七生福祉園に寝起きする子供たちは、施設の中の学校ということで、全寮制のような方向をとって七生の養護学校に通っている。で、一番問題になるのは、昼食等のいろいろそういうことなどは福祉園の食堂を使って賄っている。その地域の学校へ通学するような方法をとった場合に、食事の問題等、さまざまな問題が予想されるわけでございますけれど、実はこの問題につきましては、都立の七生養護学校の校長さん等も含めまして、三年ほど前にも、大分いろんな角度から、いま橋本議員さんの方から指摘されたような問題での何らかの交流が行

えないものかということで検討をしたこともあったわけです。ただその時点では、制度上のいろんな障害問題が絡んで実現するに至らなかった。ただ、せめて運動会等はいろんな形で連合的な方向でやれないかとか、こういうことで、毎年のように七生の都立養護学校の運動場とか、あるいは平山台小学校の運動場とか、そういうものを使いながら、八王子、日野、稲城、多摩市なども共同しながら、この七生の養護学校の子供さんたちと一緒の連合運動会等催している。

先生方の交流、これらにつきましても、七生の養護学校から逆に日野市の学校に異動してこられた先生とか、日野から七生の養護学校に転勤された先生とか、そういう方々がいらっしゃいますし、いま申し上げましたような具体的な問題等を含めながら、この問題については、七生の養護学校の方も非常に強くその辺の問題を希望していますし、それからまた一方、地域の子供さんの中で、七生の養護学校に入れてもらえないかというような希望を持っている家庭、そういうような七生の養護学校への受け入れ、これらの問題も相互乗り入れといいますか、そういう問題も含めながら、それぞれの希望する方々も交流が図れるような手だてがないか、こんなことで、これからも十分七生養護学校を含めて協議を進めていきたい、こう考えています。

○議長（石坂勝雄君）　企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　四点目の御質問でございますけれども、日野郵便局の建てかえに伴いまして、入口のスロープ等の要求をお願いしたいということでございますけれども、私どもの方で郵政省の方に要望を出したいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　どうもありがとうございました。いまの御答弁を伺った上で、再び質問をしていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず第一点目についてでございますが、私、ともに生きるとか、風通しをよくとかいう御答弁ちょうだいしたんですが、もう少し、たとえば、それじゃこういう質問をしましょう。そこを通所の形で障害を持った方が通われるとして、終生そこで通所しながら過ごすということでつくろうとなさっているのか、あるいはあくまでも過渡的なものとして、そこで訓練を受け、さらに民間の企業なりあるいは役所でも結構でございます、就労ができるように保障していく場とするのか。障害者が自立をするとか、ともに生きるということは、ずっと施設の中で囲われて、あるいはそこでただ与えられるだけで暮らすということではなくて、できるだけ持っている能力を伸ばし、それを社会に還元していく、これは一般の人と全く同じです。人間が生きるということはそういうことではないでしょうか。ですから、そういうことで私は具体的にお伺いしたいと言っているわけで、

ですから目的をはっきり教えていただきたい。それをどう具体化するのか教えていただきたいということで質問したんですが、そのことをお願いしたいと思います。

それから二番目の問題につきましては、センターわきについては本年度中に解決をするということで了解しました。これ何か地域の方が、約束が違うじゃないかというのでかなり怒っておられるようですから、ぜひとも早期によろしくお願いいたします。

都への協力要請などしながら段差の解消をとおっしゃるわけですが、たとえば中西屋から駅までの段差を数えてみますと、このわずかな距離に八カ所もあるんですね。多分これ間違いないと思います。事ほどさように、歩道のあるところ、それはもう車いすじゃない、ただ二本足で歩くためだけの道なんですね。もう最初からこの療護園というのうができることは早くからわかっておりましたし、その時点で受け入れ態勢をきちっとすべきじゃなかったかと思うのですが、受け入れた後で、障害者が車いすで出て転倒して縫って、それから後で対応するというんじゃ、余りにも能がなさ過ぎると思うので、本当にやる気がおありなのかどうか、おおよそどの辺をめどにして都と協力しながらやっていかれようとしているのか、いつごろできそうか、そのあたりをいま一度御答弁願いたいと思います。

そして第三点目の、七生の子供を地域の学校へということでは、私も中に入ったわけじゃないので、一人一人の子供と対応していれば一番いいんでしょうが、いろいろと聞いた話を総合してみますと、私は障害の程度がひどいとか軽いとかいうことは余り言いたくないし、私のそれは本音のところではいやなんです。ですけれども、あえてそれを言わせていただくならば、必ずしも程度から見てそういう養護学校へ行く子じゃない子が、あの七生の学校にいるんじゃないかというふうに伺っているんですが、つまり引き取る親がない、帰る家がないということだけで収容されている子がいるんじゃないかということで、あえて程度を、言いたくない程度を出しているんですが、その点をもう一度伺わせていただければ幸いでございます。

四点目はやってくださるということで、それはよろしくお願いします。

以上三点、再質問です。よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　この身障施設の中に設けられます核となる共同作業場、通所の訓練施設でございます。この施設はもちろん、その施設に通っていただいて、そこで仕事を覚え、さらに適切な生活指導なども施しまして、健常者と同じような状態にしたい。したがいまして、そこに生涯置いておく隔離の施設ではなくて、健常者に近づけるための自立のワンステップとして考える施設でございます。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。中西商店から駅までの段差の問題を具体的に挙げられて、改良ということでの時期的な問題のお尋ねがあったわけでございますけれども、改良個所につきましては、歩道も含めましてやはり路面の整備、あるいは基本的にはやはり非常に道路が狭いということで、百草園の駅から北に通ずる地域としては幹線的な道路、需要も多いわけですけれども、踏切の問題などもありまして、大変この御指摘の道路につきましては問題もありますし、いつごろまでにというふうな時期的な判断もなかなかできかねるわけでございますけれども、とりあえず療護園の方々がお使いになる、御利用になる生活圏の範囲内として、たとえば郵便局においでになるとか、あるいは中西商店に身の回りの買い物に行くとかいうふうなことになりますと、先ほども申し上げましたように、補助十七号線の、その区間のやはり歩道分離、これらを中心とした当面の改造計画というものを考えていかなくちゃならないのではないかというふうに思っておりますので、その辺を中心にいたしまして、東京都の方にもさらに協議を進めながら、確かにおっしゃるとおり、この施設を受け入れる点では、周辺の生活環境の整備という点では十分でなかったものはあったと思います。その辺は反省いたしておりますけれども、関係の庁内部局ともさらに協議を進めながら、先ほども申し上げましたように、東京都への協力要請を進めていきながら、見直し、再検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。ただいま御指摘のように、七生の養護学校の児童生徒、その中にはさまざまな障害をお持ちのお子さんがいらっしゃるのですけれども、御指摘のように、比較的程度の軽い子供さん、こういう子供さんも含まれていることは事実でございまして、本年度七生養護学校から逆に日野市の平山台の身障学級に転任されてこられた先生も、いわゆる地域の身障学級の方で、これほど一程度の重い軽いは別といたしましても、目を放せない子供さんが地域の身障学級の中で教育されているのかということで、逆に驚かれているような状況でございまして、現実問題として、先ほど申し上げた三年ほど前、都立の七生養護学校の校長さん方とお話し合いしたときも、校長さんの方からも、そういう比較的軽度の身障の方の地域の学校へといわゆる就学、こういうものが不可能かどうかというような、そういうことでお互い検討をし話し合った、こういう状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　ありがとうございました。福祉部長の言葉の中で、ちょっと一点気になる言葉がありましたので、指摘をさせていただきたいんですが、その施設を、「健常

者に近づけるための訓練」という言葉を使われた。健常者に近づけるということは、つまり障害を持った人がだめな人で、健常な人がいい人だというふうな、私自身はそういうふうな受けとめ方をいたしておりますので、その「健常者に近づける」という言葉じゃなくて、一人一人個性があるその人たち、その個性を生かせるような形で訓練をするというふうにお考えを改めていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。（「同じことだよ」と呼ぶ者あり）全く理念として違うものですから、指摘をさせていただきたいと思います。

それから二番目の歩道分離、これは大変、都との協力をしながら、この段差を解消するとか、あるいは道幅を拡幅するとかいうのは本当に困難な仕事だと思うのですが、本当にそこで一生暮らすかもしれない車いすの方にとっては、唯一の生活道路でありますので、やっぱりそこは十分に手を尽くしていただいて、少しでも早い時期に道路の整備をしていただきたいと、切にここで要請をさせていただいておきます。よろしくお願いをいたします。

七生の子供についても、いま次長の方からお話を伺って、私の感じていたのが間違っていなかったというふうに思います。ただ親がいないからとか、育てる人がいない、帰る家がないということだけで養護学校の中へ押し込められて、そして一生その中で過ごしてしまうということ、本当に許されていいことじゃない問題です。きめ細かな施策というのは、本当に一人一人の能力をりっぱに引き出して、そしてその子たちが社会にその力を還元できるということをあくまでも、何度も言うようですが図っていただきたい。この第二次の基本構想の中の第三章一節の四番目ですね。ここに「参加と平等を目指す障害者福祉」というのがうたわれています。ほんの少しだけ読ませていただきますが、「参加と平等を目指す障害者福祉、心身にハンディキャップを持つ人々に対する施策は、社会参加と平等とを実現することが基本である。このために保育、教育、保健医療、住宅、勤労、都市的生活環境など――都市的生活環境など、ここにはっきり出ていますね――などの部門が連携し、障害者が一人の市民として生活できる方向で施策を進める。」ここにはっきりとうたわれている、これを、しっかりと具現化していただきたい。このいままでのやりとりをお聞きになっていらして、市長、何かお感じになったこと、ここで御答弁いただけたら幸いでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　落川の療護施設を日野市に受け入れる際、われわれはその施設に対して極力好意を持つという基本的姿勢で都と折衝に当たりました。事業の開拓ということは大変時間のかかることでありますし、これからのことになると思うのですが、つまりでき上がった環境のところに見えたということではなくて、これから環境をつくるわけであります。したがって、いま御指摘のことなどたくさんケースがあるわけでありますが、これはこれから、当事者方々のいろいろな生活上の経験をわれわれも摂取しながら実現をするわけでありまして、それこそ福祉の道だというふうに思っております。ですから、でき上がった状態の中で来られたというんではなくて、これから受け入れる環境整備をするというのが、これが順序でありますから、そのように御理解をまずいただいておくことが肝要だと、このように思います。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　もともと農道のような狭い道のところへ大きな施設が来たわけですから、困難なことは私もよく承知しております。いま市長が、これから整備をしていきたいとお答えくださいましたので、それを期待してこの質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十五の一、障害者と共に生きるためのまちづくりを積極的に推進せよに関する質問を終わります。

十五の二、大気汚染健康障害認定者について問うについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○一番（橋本文子君）　それでは二番目の大気汚染健康障害認定者についての一般質問をさせていただきたいと思います。

質問の第一点目は、日野市における大気汚染にかかわる健康障害認定者数、及び三多摩の中での人口比を考慮した上での比

較、この点を第一点、お伺いしたいと思います。
そして二点目は、私の調べた限り、公害患者数が大変多いと見ているのですが、この公害患者多発の原因についてわかっていること、及びその対策はどのようにされているのか、その二点についてお伺いをいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　お答え申し上げます。二点の御質問でございますが、第一点の市内の患者の数、それから三多摩の各市町村の数ということでございますが、市内におきましては五十七年四月一日の日野保健所の調査による数字でございますが、六百十九人でございます。これはもちろん大気汚染にかかわる健康障害病として指定されております四つの病気の総人数でございます。千人対比でいきまして約四・二という数字でございます。それから、調査不十分で申しわけございませんが、三多摩の分につきましては調査が行き届いておりませんでしたので、近隣の多摩市、稲城市、八王子市の分について御参考までに申し上げたいと思います。多摩市におきましては五百十二人でございます。千人対比は五・二人。稲城市におきましては七十六人、千人対比は一・六でございます。それから八王子市におきましては千四百七十二人、千人対比三・七人というふうな数字になっております。これも日野市におきまして昭和五十三年から約ここ四年ほどの期間をとってみましても、年々増加していることは事実でございます。

それから第二点の原因及び対策についてでございますが、現在この大気汚染によりますところの健康障害認定、この認定そのものが、いわゆるお医者さんから、医療機関から、これはどうも気管支ぜんそくでございます、あるいはぜんそく性の気管支炎でございます、こういうふうに言われました患者が保健所の方に行きまして、いわゆる認定書を出すことによって即そのまま認定していただけるわけでございます。そういう中におきまして、この原因と申しますのを幾つか取り上げてみましても、いまのところ非常に、医療機関におきましても、果たしてどれ本当の原因であるかというようなことが、実際問題として明らかになっていない状況でございます。幾つかの例を申し上げますと、かって、先ほど議員さんがおっしゃいました六〇年代から七〇年代という時代に、ちょうど十五年ほど前になりますが、この日野市内におきましても、浅川系、多摩川系に非常にブタ草が繁茂したことがございます。それで一次はこのブタ草の花粉による被害ではないか、こういうことも言われたわけでございます。最近はそのブタ草も非常に減少してきておりまして、余り見られなくなったわけでございます。

またある一面では、家庭に飼われておりますところの小鳥、

犬ネコ、こういうもののペットの羽、ないしは毛、そういうものが気管につかえて悪くなるんじゃないか。あるいはまた一番問題でございます大気の汚染によりまして、有害物質が要するにのどにからまって悪くなるんじゃないか、いろいろ原因らしいことは言われておるわけでございますが、現在の保健所の段階におきましても、これという決め手はないようでございます。まあ、私どもが知り得ている原因と申しますのは、お答えにならないかもしれませんが、要するに原因がはっきりしていないのが実情でございます。しこうして、これに対する対策といたしましても、これという決め手がございませんので、たとえばブタ草等の雑草の繁茂、こういうものに対しましては刈り取りをしているというような対策を現在は実施しているわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　それでは再質問をさせていただきますが、ブタ草も一部の原因になるだろうとは思いますが、私は必ずしもブタ草がすべてではないと思っています。たとえば、杉の花粉のためにアレルギーが起こるというので近年大変騒がれておりますが、じゃあ杉は最近植えて最近花粉を出し始めたかといえば、そうじゃないでしょう。太古の昔から、それこそ箱根にしろ日光にしろ高尾にしろ、杉はいま以上にたくさんありました。そのころいまのように杉の花粉でみんながアレルギーを起こして困るような大変な騒ぎがあったでしょうか。私はそれも必ずしも、原因には全く関係ないというふうには思いませんが、たとえば車の排気ガスだとかそういう花粉だとか、もろもろのものが複合されて汚染されたところに、いまのいろんな大気汚染の問題が出てくるんだろうと思います。その中には工場から出される煙もあるでしょうし、まだまだ私たちの知らない原因が隠されているだろうというふうに思っておりますので原因がわからないというのは大変不安です。再びこの基本構想を出して申しわけございませんが、「健康で安心して暮らせる保健医療体制」というので、ここに基本構想が書かれているわけですよ。皆さんお読みになっているのでもうここで読みませんけれども、やっぱり市民が安心して健康で暮らせるように、よその町より私はこのぜんそくの人が多いように思うんです。いま多摩市と稲城市と八王子市だけを伺いましたが、実はこの多摩市、三多摩で一番患者数の多い町です。そして二番目が私の調べた感じでは田無になります。そして三番手が、ワーストスリー、この日野市です。たくさん、二十六市もある中で、日野市がワーストスリーに入るというのは余りいい実態ではないというふうに思いますので、ぜひともこの原因を追及していただいて、その原因に対応するような施策を施していただきたい。私は素人ですから何もわかりません。どうぞ行政の側で手を尽くして、これから市民の健康を守るために全力を尽くして

やっていただきたいと思います。

それと、いま一点、ちょっと再確認したいんですが、認定書を出すだけで認定されるとおっしゃった、その言葉、認定書というのは、かかっている、つまり主治医から認定された書類ということですね。そのことちょっと一点。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　お答えします。これ、率直に申しまして、私もある新聞の切り抜きを所持しているわけでございますが、こういうふうに記載されております。「ぜんそくなどの症状と医療機関で診断され、大気汚染によるものとして認定申請が出されれば、特に因果関係を調らべず審査会を通すシステムになっている」、こういうことで認定を受けてるようでございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　はい、わかりました。やはり医者の診断がもとになっているわけですから、それならそれでいいわけです、ですから、それがたくさん出ているから、いいかげんな認定になるということにはならないと思います。この日野市の平均、先ほど説明の中でも、千人に対して四・二という数字が出ておりますが、ちなみに地区別に調べたのをちょっと披露させていただきますと、平均よりも高い地域、そのトップが東平山です。二番手が平山です。そして三番手が上田、四番手、石田、五番手が下田と程久保地域になっております。これが日野市の中のワーストファイブです。原因は何かわかりませんが、そのような配分になっているようでございます。原因もわからない、したがって何もやっていない、これでは市民の健康は守れません。私、今後の市の施策に期待をさせていただいて、この辺でこの二番目の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十五の二、大気汚染健康障害認定者について問うに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時二十六分散会

六月十八日　金曜（第六日）

昭和五十七年第二回定例会 日野市議会会議録 第十八号

六月十八日　金曜日　（第六日）

出席議員（二十七名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	簗野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
三十番	高橋通夫	君
二十八番	石坂勝雄	君

欠席議員（三名）

十六番	夏井明男	君

二十九番　滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	福祉部長	坂本金雄君
助役	野呂章君	水道部長	土方武彦君
収入役	成井正夫君	病院事務長	小山哲夫君
総務部長	加藤一郎君	教育次長	長沢三郎君
生活環境部長	佐々木博君	企画課長	田窪鎮夫君
清掃部長	伊藤正吉君	財政課長	山崎彰君
都市整備部長	結城邦夫君	市民税課長	小沢幸之君
建設部長	中村亮助君	選挙管理委員会事務局長	山沢秀光君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平串勇君
次長	平敏男君	書記	川野田雅省君
書記	五十嵐隆君	書記	弘和三君
書記	栗原莞次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　川久保友子君
速記者　小野口純子君

議事日程

一　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

昭和五十七年六月十八日（金）

午前十時開議

午前十時二十一分開議

○副議長（大柄　保君）　おはようございます。

皆様も御承知のことと思いますが、夏井明男君の御尊父がお亡くなりになりました。本日、議長は葬儀参列のため座を外しますので、その間、私が務めます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十三名であります。

これより一般質問を行います。

その前に一般質問十六の一、戦争・原爆資料常設展示室を設置せよ、十六の二、医療と健康について、十六の三、生活環境の整備について、十六の四、補助金についての通告質問者、夏井明男君から一般質問は取り下げたいとの申し出がありましたので取り下げをいたしますので、お願いいたします。（「了解」と呼ぶ者あり）

それでは、十七の一、生活環境整備について問うについての通告質問者…、（「議長」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほど議長が夏井明男議員のことで御尊父の御逝去というお知らせがございましたが、市長部局といたしましては収入役を市長代理に参列をするために、収入役は本日出席いたしません。

よろしく御了承お願いいたします。（「了解」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　ただいま市長の方からあらかじめ発言がございました。よろしくお願いいたします。

十七の一、生活環境整備について問うについての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

〔二十番議員登壇〕

○二十番（藤林理一郎君）　皆さん、おはようございます。

十七の一の生活環境整備について問うという題名でございます。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

ただいま議長さんよりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

すべて都市計画法に基づきまして街路用途地域、防災地域すべて区画整理事業を用いて公園緑地等を計画施工して市街地を造成を目的として大小にかかわらず現在まで五カ所の土地区画整理事業――組合施行としてなされてまいりました。そのうちでこの七月一日を期して十数年間、神明上土地区画整理事業は終了することになっております。この十年間、各関係者の方々に御苦労さまとお礼を申し上げたいと思います。

戦後、市街地におきましてミニ開発された個所も多くございます。今日にして顧みますと乱開発とも言えるような現状でもございます。現在にして少なくない新興住宅街に往々にしてあるように見受けられます。今日にして道路として認めていながらいまだかって整備されていない現状でございます。雨が降れ

ば水がたまり、道路でありながら道路でないような現状でございます。いま現在消防団員数が四百八十六名、消防ポンプ車八台、小型自動ポンプ十五基、消防車十五台となって編成されております。お粗末なのは消防団詰め所及び器具の置き場でございます。戦後、団員の方たちが手押しポンプ時代からの建物を利用して使用なされている現状であります。最近になってその建物が老朽化しつつあるように見受けられますので、増改築等をお考えいただきたいと思うわけでございます。

そのことについて七点ばかり質問をさせていただきます。

日野駅前周辺に区画整理事業として施行を伴いなされましたが、駅西側周辺に整備なされておりましたことでございますけれども、でき上がってみますと現在とでき上がる以前の計画図を見た場合、トイレ、または横断歩道――トイレは取り除かれているようでございます。横断歩道の位置は変わっておるようでございますが、市民の方から、これはどういうふうにしてこういうような形になったんだろうかということを常々聞かされております。そこでその変更された理由をひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。これが一点。

過日、福島議員の方からもこのことについて質問があったと思います。その中で、トイレが設置されていないようですが、市民に対して不自然のような考えがあるようにも私は思うわけでございます。この福島議員の質問について、市長は、国鉄、京王電鉄、市側と三者でよく話し合った結果をという答弁がありましたが、三者で話し合った経過報告をお聞かせいただけるかどうかを、もう一度確認の意味で市長さんにお尋ねいたすわけでございます。

三点目、日野駅西側または東側の線路、のりといいますか、擁壁といいますか、そのところにサッキ、ツッジ、または伸びない樹木を植えて自然の緑をふやすこと、保全の確保の考えがあるかどうかお尋ねいたします。これは三点目でございます。

四点目、私道のことについてでございますが、市道と公道に続いております私道でございますが、市側に移管する場合、道路幅として四メーター、または舗装、側溝等の整備をなされていなければ市の方で取るわけにはいかないというようなことを常々聞かされておるわけでございますが、その移管について、どのようにすれば移管をできるかということでございます。その理由をひとつ説明をお願いいたしたいと思います。これが四点目。

次に五点目でございますけれども、私道のところに都市水道管が大体二十五ミリないし三十ミリの管が埋設されておるわけでございます。水道の圧が下がると水道の出が悪いというような話も聞いております。水道管の七十ミリぐらいの管に取りかえを、整備、無償でできないものであるかどうか一点お尋ねいたします。

かしれない現状ではなかろうかと私は思うわけでございます。いま現在消防団員数が四百八十六名、消防ポンプ車八台、小型自動ポンプ十五基、消防車十五台となって編成されております。お粗末なのは消防団詰め所及び器具の置き場でございます。戦後、団員の方たちが手押しポンプ時代からの建物を利用して使用なされている現状であります。最近になってその建物が老朽化しつつあるように見受けられますので、増改築等をお考えいただきたいと思うわけでございます。

そのことについて七点ばかり質問をさせていただきます。

日野駅前周辺に区画整理事業として施行を伴いなされましたが、駅西側周辺に整備なされておりましたことでございますけれども、でき上がってみますと現在とでき上がる以前の計画図を見た場合、トイレ、または横断歩道――トイレは取り除かれているようでございます。横断歩道の位置は変わっておるようでございますが、市民の方から、これはどういうふうにしてこういうような形になったんだろうかということを常々聞かされております。そこでその変更された理由をひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。これが一点。

過日、福島議員の方からもこのことについて質問があったと思います。その中で、トイレが設置されていないようですが、市民に対して不自然のような考えがあるようにも私は思うわけでございます。この福島議員の質問について、市長は、国鉄、京王電鉄、市側と三者でよく話し合った結果をという答弁がありましたが、三者で話し合った経過報告をお聞かせいただけるかどうかを、もう一度確認の意味で市長さんにお尋ねいたすわけでございます。

三点目、日野駅西側または東側の線路、のりといいますか、擁壁といいますか、そのところにサッキ、ツッジ、または伸びない樹木を植えて自然の緑をふやすこと、保全の確保の考えがあるかどうかお尋ねいたします。これは三点目でございます。

四点目、私道のことについてでございますが、市道と公道に続いております私道でございますが、市側に移管する場合、道路幅として四メーター、または舗装、側溝等の整備をなされていなければ市の方で取るわけにはいかないというようなことを常々聞かされておるわけでございますが、その移管について、どのようにすれば移管をできるかということでございます。その理由をひとつ説明をお願いいたしたいと思います。これが四点目。

次に五点目でございますけれども、私道のところに都市水道管が大体二十五ミリないし三十ミリの管が埋設されておるわけでございます。水道の圧が下がると水道の出が悪いというような話も聞いております。水道管の七十ミリぐらいの管に取りかえを、整備、無償でできないものであるかどうか一点お尋ねいたします。

六点目、自治会館の補修、増築、改築に補助金の増額についてでございますけれども、大体いまの制度は二十一万円に対しての二分の一、また最高額が二百万以上に対しての二分の一というような補助金の制度になっておりますけれども、このことについてもう少し緩和、また増額をする考えがあるか、ないかということをひとつお聞かせ願いたいと思います。

七番目、消防団の詰め所及び器具の置き場のことでございますけれども、増改築の整備を行う考えがあるのかどうか、お尋ねいたしたいと思います。

以上をもって御答弁をお願いいたしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私の方から一点目、二点目の日野駅西側の御質問につきましてお答え申し上げます。

まず一点目の横断歩道の変更と申しますか、整備前の状況と整備後の状況で変更があった、その理由はいかんということでございます。

新たに駅前広場といたしまして区画整理事業の中で整備をいたしました広場、これは当然周辺の交通状況等もあわせまして駅広、それから駅広の面積、それと、その中における交通の体系等を十分検討し、かつ公安委員会とも検討を重ねた結果、公

安委員会の方で最も安全な方法ということで指示がございました。私どもの方といたしましても独断で考えておった案があったわけでございますけれども、その市の案と公安委員会の考え方、こういったものを検討いたしまして公安委員会の案をある程度採用いたしまして現在の横断歩道が決定されてきた経緯がございます。このように歩行者の安全、交通のスムーズな流れというものを考えた上での現在の位置になっておるわけでございます。

それと二点目のトイレの件でございます。

先日、福島議員さんの方からも、御質問にお答えしたところでございますけれども、ただいま御指摘がありました中に広場を整備する前にトイレがあった、それがなくなってしまっているという御質問がございましたが、整備前には、いわゆる公衆のためのトイレというものはバスの発着所、その周辺にはなかったわけでございます。ただ京王バスの乗務員を対象とした京王が設置いたしましたトイレが一カ所ございました。このトイレは乗務員のためであったわけでございます。したがいまして、区画整理事業の中で京王側にそれの補償という形で、事業の中で補償をいたしまして、京王側といたしましては国鉄側の了解を得て国鉄用地内にそれと同等なものを設置いたしてございます。これはあくまでも前にあった施設の代替として京王の乗務員を対象として設置されたものでございます。

それと、今後の問題といたしまして、市の考え方には日野駅舎の改築にあわせまして、駅の中から、または駅の外からも利用できるような、いわゆる兼用のトイレというものを設置することで国鉄または京王、タクシー会社、そういった企業の関連と市の方とで十分煮詰めた上で駅の改築の中にそういったものを取り入れていきたいということで、今回広場の中にトイレを設置することを見合わせたものでございます。

以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方から三点目と四点目の御質問にお答え申し上げます。

三点目の問題につきましては日野駅の周りの路線ののり面の緑化ということでございますけれども、これにつきましては本年三月の中旬ごろに緑化の計画をつくりまして、そして特に日野駅の今度区画整理事業できれいになりました関係もございまして、西側ののり面については景観的にも効果的であるというふうなことから何とか緑化をするということで八王子の保線区に緑化についての申し入れをした経緯がございます。その交渉の結果、回答がございまして、保全局長の方から国鉄ののり面を削るということになりますとやはり問題がある、つまり軌道の安全を得るためののり敷でございますので、そういう点で問題があるので許可できないという回答が残念ながらございました。したがいまして、こういう経緯を踏まえた中で今後国鉄の

責任範囲の中で、緑化あるいは美化という点で御指摘のございましたサッキとかツツジ、そういう低木類を植えるということができるかどうか、そういう対策を国鉄の方でしていただけるかどうか、そういう点については今後要請をしていきたいというふうに考えております。

それから次に四点目の私道の移管問題でございますけれども、これにつきましては御存じのように取り扱いの規定がございまして、その取り扱い規定によりますとやはり一番問題になりますのは幅員の四メーター以上というふうな問題もございますし、そのほか補償条件あるいは道路の角切りの問題、そういうような幾つかの条件がございまして、市道認定ということになりますとやはりこれらの条件を満たしていただく、それによって市道認定をしていただくということで、議会にも審査をお願いし議決をいただいておるわけでございますので、そういう点ではやはり今後ともこの取り扱い規則の中に規定されている事項につきましては対処していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　水道部長。

○水道部長（土方武彦君）　第五点目の私道路の水道管を無償で取りかえられないかという御質問にお答えいたします。

配水管は都の方針といたしまして公道内に限り布設することになっております。したがいまして私道路についてはすべて個人の負担により給水管で分岐し給水することになっておりますので、取りかえることは御了解のほどお願いいたします。

以上です。

○副議長（大柄　保君）　自治会館の件、生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　六点目、七点目の御質問にお答え申し上げます。

六点目の自治会館の増改築というものに対する補助金の増額の考えはありやという御質問でございますが、地域住民のための自治会館の御利用の度合いというのは非常に活発に御利用いただいておるわけでございますが、これに対しまして自治会館の増改築等に関する工事の補助金交付要綱によりまして、先ほど議員さん、おっしゃられましたような額でもって現在のところ補助はしているわけでございますが、これに対する増額ということになりますと一応私どもといたしましても非常に建築年数の古いもの等もございまして増改築が頻繁に行われるようでございます。いまのところ予算の範囲内では順を追ってやっていく、こういうような状況下でございます。将来、もちろん私どもといたしましても補助金というものにつきまして予算的に増額していきたい考えでございます。

それから七番目の消防器具置き場の整備についてでございますが、これも先ほどおっしゃいましたように非常に古い建築の器具置き場がございます。特に昭和二十年代、三十年代に建築

されたようなものがあちらこちらにある状況でございます。こういうようなものにつきましても一応現在整備中でございます。といいますのは消防委員会あるいは整備計画、こういうものをそれぞれの分団長さんないしは部長さんの方から申請に基づきまして担当課の方でもって調査いたしまして順を追って整備しているような状況でございます。これにつきましても当然予算的にも関係してまいりますので、この点につきましてもなるべく予算をよけいいただいて、それで整備していきたいという考えでございます。

以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　藤林理一郎君。

○二十番（藤林理一郎君）　いま回答をいただきましたけれども、ちょっとこの三番目のことでございますけれども、これは何か、いま部長さんの話では八王子の保線区というんですか、そのところにお話にいったということを聞かされております。ただし、これは私の考えは、交渉によってはこれは不可能じゃないんじゃないかと思います。なぜかといいますと中央線のところにでも二カ所線路わきののりのところにツツジ、サツキ、または伸びない樹木を植えながらきれいにしている、いま現在日野の場合はいつも年に二回ばかりススキなりの雑草が生えまして刈り取っているというようなことでございますので、できましたら強く交渉いたしまして日野の駅はこういうふうにして区画整理も終わりきれいな駅になったわけでございますので、ぜひこれについてのことをやっていただきたい、また植えていただきたいというように努力していただきたいと思います。

次に四番目でございますけれども、これはどうなんですか、私、少しこれにいろいろと市民の方から意見、要望を出されておるわけでございますけれども、場所といいますと柳町または日野台地域に非常に多いということでございまして、それで私質問したわけでございますけれども、この私道の、ということでいま現在うたっておりますけれども、公道に面しまして、そして、その道路といたしますと通学道路にも使用されているし、そしてある反面、また道路幅が幅員四メーター十分ある。その中で舗装とそれから側溝もその中に測量費、こういうようなものを兼ねますと非常に高くつきまして、そして移管する方々にしてみればそんな不要な金を出してまで移管することないんじゃないかというようなことを考える方も中におるようでございますので、できましたら市側とその権利者、よく話し合いの上でできるならば無償によってとっていただき、そして整備していただくというような方向に努力していただきたい、要望しておきます。四番です。

それから五番目でございますけれども、これと同じようなことでございます。私道の中にいま水道部長の方から答弁がございましたけれども、私道のところには一切この水道管というものが埋設できない、新たにできないということでございますけれども、これもできましたらひとつその周辺の権利者の方たちと十分話し合っていただきましてこの私道と同じような方向でやっていただけるように努力をしていただきたいと思います。これは五点目です。

六点目でございますけれども、この六点目のことについて私は非常にこの各自治会または地区センター、並行してみますと地区センターは土地それから建物、これは市の方でおやりになって十分活動なされておりますけれども、この自治会という中の会館の運営については非常に会員さんからいただける会費、大体総合してみますと百円、一番低いところで八十円会費、そして最高のところでは、これは何ですね、いろいろ事情があって千円ぐらいとっている自治会もあるようでございますけれども、大体平均してみますと百三十円から百五十円というのが自治会費のようでございます。その中から畳がえ、雨漏りを直すというふうに考えますと大体最低どう考えてみましても五十万から百万というような金額になっております。そうしますとこれは最高額が二百万に対して二分の一でございますから二百万超えないと百万の補助をいただけないということでございます。そうなってきますと非常にその自治会の方では補修、増築しようと思ってもなかなかできないということでございます。だから、これをできましたら補助要綱をもう少し検討でもしていただきまして上げていただきたい、こういうふうに各自治会長さん、よくそういうような話が出ておりました。また私もそういうことを聞かされております。だからこういうふうな質問をさせていただいたわけでございますので、できましたならば一日も早く自治会、会館の会費についてぜひこの要綱を市長または担当部課長さんなりが寄って話し合ってそして解決していただくようにお願いしたいと思います。これが六点目です。

七点目でございますけれども、これも先ほど答弁いただきましたけれども、一番古いところでは大体戦前十二、三年ごろから自治消防というような、その当時は自治消防と言わなかったですね、そういうようなときから手押しポンプを持っておったことだと思うんですが、その時代からもって現在まで来ていることであるわけでございますけれども、その市長さんなんかよく歳末警戒のときに消防団に対して御苦労さまというような形で団長なりと一緒に回っていると思いますけれども、そのときに見まして市長さんはどうですか、この消防団の詰め所またオイルや器具の置き場、見てみて本当に消防団の活動範囲も制限されているような厳しいものが要綱にうたわれております。そういうようなものをうたっているんだから、できましたらこの消防団員の詰め所また多額な金額を投資して消防自動車なんかを配置するわけですから、その器具置き場、詰め所なりを早急に整備していただくようにお願いしたいと思います。その辺、

市長さん、どうですか、お考えは…。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問に対しまして私のお答えしなければならない部分が何点かあるというふうに承った次第であります。

さしあたり、いま消防団詰め所のことが問われておりますので、そのことからお答えを申し上げますと、これまでも年々器具置き場並びに団員詰め所というものの改造をやってまいっております。土地の都合等がいろいろあるところもありますし、大変条件のいいところもあります。したがいまして、それぞれの個所のできるだけ成り立ちますように整備すべきことは当然整備をいたしますということでこれまでもやってまいっておりますが、今後もそのように進めてまいる考えでございます。

自治会館におきましても同様でございまして、地区センターに、つまり市の管理する公共施設として土地ぐるみ移管をしていただいたのは現在直接市が管理いたしておりますし、自治会管理で保有されているものにつきましても補助要綱によりましてできるだけの整備改善に努めておるわけであります。もし御指摘が日野台二丁目の自治会館だとすれば、あれは畳がえでありますとか、あるいはトイレやお勝手の改造でありますとか、年々進めてまいった経過もよく御存じだと思っております。何か地元によりよいお考えがあれば積極的にお話を伺いますということも申し上げております。それでよろしゅうございますか。

○副議長（大柄　保君）　藤林理一郎君。

○二十番（藤林理一郎君）　それと、この一番目の日野駅周辺のトイレのことと、それから二点目のことをもう一度確認の意味でお願いしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　このたび区画整理としての日野駅周辺の整備工事が終わったところであります。この際、今後の課題になるわけでありますが、日野駅の改造という問題が必ず伴ってまいりますし、また、これは市政の大きい仕事だというふうに認識をいたしております。そして、もっと先の見通しを申しますならば、いまは土塁でつくられておる軌道敷でありますが、やっぱり代架をすべき時期が早晩来るべき地域である、このように言えるかと思っております。それは、しかし、将来の課題でございますが、区画整理というのは既存のものにつきましては極力補償という形なり、あるいはつけかえという形で補いをするわけでありまして、区画整理事業がトイレの工事までやるということになると、区画整理事業には地主さんの負担されているようなこともあるわけでありますから、したがって、問題は二つ考えたわけでありまして、区画整理事業としては表にあったものを機能を下げない範囲で措置しなければなりませんし、それから駅前広場というこれは市が管理する、あの場所は市が管理をする場所でありますが、市の管理する範囲の場所に市民の利便をなるべく守れるような措置をするということはまた大切な施策でありますし、今後行政の管理する立場に立ちまして将来のこと等も考えておかなければならないわけであります。

したがいまして、市民要求で大変この市が管理する駅広場に何々が必要であるというふうなことがあればこれはそれなりの今後の管理上の問題として対応をいたすわけでありますけれども、いまあちこちを見渡しましても駅前広場に市が管理をするトイレを設置しているというところは、私の知る範囲ではないように思っております。またトイレの管理ということもかなり厄介でございますからして、これらのことが改めて道路管理あるいは広場管理の立場から考えたいと思っております。

なお、あわせて鉄道側それからバスやタクシーを運行いたしますそういう運行業者のお考えのこと、それから市民の立場を代表する市の行政のこと、これらがお互いに協議をいたしまして、そうしてあるべき姿の一番いい方法をとっていくということに何事もなるわけでありますから、この間、御質問に対しまして自転車の置き場のこと、あるいはトイレのことも入っておったかもしれませんけど、そういう意味でそれぞれの責任区分を分担をするということが管理側のこれは問題でありますけれど、そのことを正確にすることがまたわれわれ行政の努めでもあります。たまたま駅の改造ということがいずれ市が行政として乗り出さなければならない、そういう事柄だというふうにも思いますし、そういうことに区画整理が終わりました後は続いて取り組んでいく時期にもなったわけであります。いまお答えをいたしましたような範囲の考え方で最大限に市民の生活利便を守っていくということに努力をしたい、このように考えるところでございます。

特に自転車置き場につきましては、これはいろいろなこの考え方もありますし、東京都が諮問委員会を編成いたしましてその答申も出されておりますし、今後わりあい方向づけができてくるんではないかというふうには思っておりますけど、自転車という乗り物の特性上余り強い態度も出せない、むしろ弱者の、乗り物としては弱者でありますからして余り強い態度は出せないわけであります。なるべく置き場をつくった上で、そうして整備をして、この整備を――整備といいますか、その置き場をつくった上で規制をだんだんと理解を得ながらやっていくというやり方でないと成功しない、このように思うところでございます。

そのようなことで、いま考え方をもちまして多少駅前とは距離がありましても広場をつくる、駐輪場をつくることが一応整いましたならば次には条例の制定等も行って、そうして一定のルールやマナーというものを取り戻していく、このように考え

るところでございます。よろしゅうございますでしょうか。

○副議長（大柄　保君）　藤林理一郎君。

○二十番（藤林理一郎君）　この三点目はどうなんですか。三点目、のり、鉄道ののりのところ…。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も鉄道ののりをなるべく美化するということは玄関でもございますし、大切なことだと思います。したがいましてこの雑草やそれからススキを生やしておくよりも果木を植えさせてもらった方がいいんではなかろうか、このことは十分そういう協議をいたしたいと思っております。

○副議長（大柄　保君）　藤林理一郎君。

○二十番（藤林理一郎君）　いま関係部長さん、また市長さんから本当にこの私の質問に対してできるだけ前向きでやっていこうというような答弁がございました。これについて私この七点についてできるだけこの行政側としてできるものから一日も早く解決をしていただきますように要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。（「御苦労さま」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　これをもって十七の一、生活環境整備について問うに関する質問を終わります。（「御苦労さまでした」と呼ぶ者あり）

次に十八の一、日野市における「土壌浄化法」による排水対策についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

〔三番議員登壇〕

○三番（小俣昭光君）　日野市における土壌浄化法による排水対策について質問いたします。

私は三月議会で百草、落川地域、いわゆる南多摩処理区の進捗等について質問いたしましたが、今回はそれ以外の地域です。排水問題について市民要望にも触れながら質問いたします。

市民の大きな関心事となった多摩川にサケを放流する会が二月、三月二回にわたりまして中央線鉄橋下流でサケを放流したと大きくテレビや新聞などでも報道されておりました。この鉄橋下の水質ＢＯＤ、いま四・四ＰＰＭとなっております。下流ではもっとふえていると言われております。（「サケがかわいそうだよ、そんな汚い水」と呼ぶ者あり）サケが三年、四年後に帰ってくるようになるまでどうしてもＢＯＤ三ＰＰＭぐらいにしないといけない、このように指摘されています。

今回も下水道問題を取り上げたのは、一つはこういった清流を、また自然を取り戻そう、こういう市民要望とあわせまして具体的に現実の問題として困っております市民生活の中でますます深刻になっております生活排水、雨水の問題、これらについての解決の方向を根本的に見直していきたい、こういう立場から今回取

り上げたものでございます。（「いいぞ」と呼ぶ者あり）

日野市では他市と比べると用水が多く、この用水に雨水や家庭排水を安易に利用してきたことが、近年大きく生活様式が変わり用水の汚れる一因となってきた。また用水のないところでも家が建ち並び、これらのところは家庭排水を吸い込み槽に頼ってきています。十年前の保守市政時代には下水道事業計画すら立っていなかったわけでございます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）現在の下水道事業のおくれはその一因となっております。森田革新市政は市民要望の強い下水道事業計画をつくり上げ、いま、その実現に大きく踏み出したところであります。市の財政状況、国・都の補助金をとりながらこれらの事業を完備させるまでには十数年かかるものと思います。

これらの努力は理解しつつも吸い込み槽を頼っている市民にとって一時も早く完備してほしい、こういう願いであります。御存じと思いますが、吸い込み槽に頼っております家庭では二、三年たつと思うように吸い込まずあふれてきます。おふろの水も十分に流せず、だましだまし流す状況となっています。家庭の主婦の頭を痛めている。よく晴れた日にも洗たくができない。私は洗たくが好きなのに洗たくができないということで何とかしてほしい、こういう要望も出ております。また、こんな話も出てきております。日野市は住みよい所と言われて建て売りの家を買って日野市に移り住んで二カ月ぐらいたったときに何か変ないおいがする、調べたら吸い込み槽であった。初めて悪徳業者にだまされたということに気がついた、このように言われております。この家庭では吸い込み槽を掘り直したそうですが、六十センチぐらいの大きさで深さ二メートルで何と十五万円もかかった、これが三、四年たつと掘り返さなければならない、このようなことを言われております。雨水につきましても大雨どき側溝があふれ冠水した、調べによると行きどまりの側溝であった、市役所に相談にいったところ民間の所有地だったから所有者に対策をしていただきたい、このような返事だったそうでございます。

これらの市民要望にこたえる立場から、次の問題についてお答えいただきたいと思います。

一つは雨水の排水に対する市への相談、苦情、これらについてどんな状況で、どんなふうに処理されてきているか。

二つ目としては浅川流域下水道や秋川の流域下水道進捗状況等をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの二点の御質問に対してお答え申し上げます。

一点目の雨水の問題でございますけれども、雨水管というものがまだ完全には現在の段階では整備されている状況ではござ

いません。したがいまして大雨の段階などではこの雨水のために浸水を起こすという個所がまだ何カ所かございます。そういったところに対処を私どもはこれまでも行ってきておるところでございますけれども、苦情、この処理という形では私どもはそういう情報を得ました段階では直ちに職員を現場に派遣してその状況等を把握してございます。それで、そういう個所につきましてはできるだけ早く雨水管を埋設するということで計画等も進めております。その一環ではございますけれども、従来の多摩平六丁目あたりの浸水につきましては黒川都市下水路という下水路、都市下水路をもちましてこの浸水を防除するという形で四年間の計画で現在工事を進めているところでございます。

それと今後は公共下水道といたしまして雨水につきましてはすでに全域について事業の認可を得ている段階でございます。したがいまして、まずことし着手いたしますのは落川の多摩川沿いの一帯側、非常に浸水を来している段階でございます。それに対応するための雨水管の埋設をことしの事業といたしまして実施をいたします。これに基づきまして本年度中にそういった地域の浸水は解消されるものというふうに考えておるわけでございます。したがいまして、住民から苦情等が、または通報があった段階では直ちにわれわれといたしましては現場に職員を急行させましてその状況等も把握いたしている段階でございます。

それから第二点目の浅川処理区、秋川処理区につきましての現在の進捗状況でございます。

浅川処理区につきましては、まず処理場は、処理場の問題でございますが、現在の段階で権利者六十一名の方がいらっしゃいますが、その大半の方々がもうここで測量させてもいいんではなかろうかということで今月の六月下旬に地主会等も開きまして測量に対しての協議が行われるというように聞いております。私どもも流域下水道本部の部長などと一緒に先週も地主さん方のところを歩きましてまず測量をさせていただくということでお願いをしてまいりました。流域下水道本部といたしましては測量に入る、また測量に続きまして用地の買収に来年度から二カ年間にわたって入っていくという、その前提といたしまして市の衛生処理場の中の厚生ホールに流域下水道本部といたしましての出先、いわゆる事務所を近々設置することに決定しております。今後は精力的に用地買収等に東京都の職員が中心となりまして都と当然私ども市の方といたしましてもこれに協力いたしましてできるだけ早く用地の買収を完了させたいというふうに考えているわけでございます。この用地買収は完了いたしますと直ちに第一期工事に入っていくわけでございます。一期工事は六十二年の予定で現在計画が考えられております。この六十二年に第一期工事が完了いたしますと処理場周辺並びに高幡、百草、落川、こういったところは――失礼しました、高幡と程久保それから三沢、その辺の地域は水洗化が可能になるものでございます。

それともう一点、秋川の処理区でございますが、秋川の処理場は八王子市の小宮に建設が予定されております。昨年の十月に都市計画決定が行われまして今月中に事業認可申請を流域下水道本部の方で国の方に出すことで現在――きょうもそうでございますが、本日もこの問題につきまして関連市が集まりまして流域下水道本部と協議を行っている段階でございます。したがいまして、今月中には事業認可申請が行われるという予定でございます。処理場の完成は同じく六十二年ということで計画がされていると聞いております。

以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　小俣昭光君。

○三番（小俣昭光君）　いま都市整備部長からの説明でおわかりのように、まだ日野市全体の流域下水道、大きな先になっております。私が住んでいます東平山あるいは西平山地域ではまだ何年先ということもわからない状況でございます。こういうところでは多くが吸い込み槽に頼っている地域でありますす。雨水の持って行き場のない所で、また下水道整備のおくれている地域、こういう所で地下浸水方式あるいは土壌浄化法が適しているのではないか、これこそいま現実に市民の要望にこたえる道である。流域下水道ができるまでこういう方法を市としてもとっていただきたい、こういうように思います。いままでの吸い込み槽は上から汚水を流入させると最初は水が重力によって土壌のすき間に通って勢いよく吸い込まれますが、時がたつと目詰まりを起こして流れなくなる。これは土壌のすき間が常に水で満たされ嫌気状態となっている、そのため嫌気性菌のいわゆるバクテリアの出す分泌物によって土壌をふさぐ膜ができ汚水が浸透しづらくなっている、こういうことが言われております。

ここで地下浸透を取り入れた座間市ではどんな実験をやったかといいますと、ここに図面をかいてきておりますが、こういう形です。幾つかありますんで市長に見ていただきたいと思います。（「そう、そう」「そうすりゃいいんだ」「都市整備部長にも…」と呼ぶ者あり）

駐車場の地面のわきをアスファルトのところを三十センチ幅に約十メートルほどをカッターで切り取って三十センチ幅で約五、六十センチ掘ったようです。そこに百パイのエンビのパイプの横に穴のあいた長さ十メートルのパイプを横に寝かし、パイプの入り口を両方を地上に出して周りを砂利で埋めて両方の入り口から水をどんどん注ぐ、注ぎ込んだそうでございます。その結果、どのくらい入ったかといいますと十メートル百パイのエンビのパイプで一時間で五千七百二十リットル、少ないと

きでも四千四百二十リットル吸い込んだようです。三時間連続してやったらどうかといいますと一万四千八百十リットル吸い込んだと言っています。どこに行ったのか不思議なほどだそうでございます。どんなふうにしみていっているのかパイプを埋めた所から一メートルぐらいの所をユンボというブルドーザーで掘ってみたらそこにわずかに水がにじみ出ている、この程度だった、どこに行ったんだろうと思うほど吸い込んだそうでございます。この量を屋根に換算するとどうなるかというと、百平方メートルの屋根で、屋根だった場合には毎時五十七ミリの雨が降っても完全に飲み込めるという量のようです。それから八十平方メートルの屋根に住んでいた場合にはこの十メートルのパイプをいければ毎時七十ミリの雨は大丈夫、六十平方メートル——約二十坪の方だと毎時九十五ミリの雨が降っても大丈夫、こういうような結果が出ました。これを一時間単位でやったり、あるいは二十四時間単位で実験したそうです。その結果座間市では、それならば市庁舎でやってみることになり、市庁舎の周りに六カ所、それが第二図になっております。市庁舎の周りに六カ所ますを入れ、ここにエンビの百パイの穴のあいたパイプを埋めて現在もやっているようです。わきに側溝がありますが、全然そこには水が流れてこない。どんどん地下に浸透していく、このようなことが言われております。そこで庁舎の実験の結果を含め市民の皆さんに連続十回ほど市の広報で市でもやったけれども大丈夫である、やり方はこういうやり方だと絵をかいて屋根からの雨どいのところに穴のあいたますを置き横から百パイのエンビのパイプを水平に埋ずめてその周りに砂利を入れ、ないし砂を入れてやり、その上に土をかぶせてそれだけでいい、後は上に乗って遊んでいたり草を植えたり草花を植えて結構である、このように市の広報でお知らせしたそうでございます。そうやって市民の皆さんに絶対大丈夫であるということを説明しながら雨水を地下に還元していく方法を、いわゆる雨水の排水に困ったり、うちは周りに側溝がないから困った、流しようがない、こういった方にも全部こういう方法をいま指導して、新しく家を建てる方まで、建て直す方、現在苦情が来ている方に、こういう方にも指導しているそうです。

ここで、なぜこの方法が目詰まりを起こさないのか話をしますと、皆様方も御存じのように、昔から行われた畑のすみに穴を掘り台所のごみを入れて土をかぶせて半年ぐらいしておきますとごみが跡形もなくなっている、こういう経験をした方も多いかと思います。そうしておけばにおいも発生せず衛生害虫も発生しない。穴の深さもせいぜい五、六十センチ程度だと思います。また最近電信柱も鉄筋コンクリートがふえていますが、以前は木製の電信柱でございました。生けた部分五十センチから三十センチぐらいのところが腐りますが、それより下では腐っているのが見当たりません。この昔からの生活の知恵が

台所でごみを処理していることは余りにもあたりまえ過ぎての、その原因については余り考えなかったのでございます。それから腐る部分が土壌中の成分の密度と一致していることがわかった。その中でバクテリア、その土の中でバクテリアがいるのは地表から一メートル程度でそれより深くなるとバクテリアの種類も減少する。土壌微生物、バクテリアは最も活発化しているのは五十センチぐらいで土壌動物——ミミズやオケラなども三十センチ程度で活動している、このようなことが言われております。これが図面で第三図にかいてあります。

これらの方法を長野県の南箕輪村では家庭雑排水を同じような方法で、雨水の場合はますのところからすぐわきに穴のあいたエンビのパイプを横に水平に入れましたけれども、その前にもう一つ汚水を受けるますを取り入れました。そのわきに砂利を入れてその上に土をかぶせる。ただ、これだけの方法を通してこの砂利の中を通っていける水を受け取って横へ流すという、こういう方法を採用したそうでございます。そうしたら不思議なほどこれを通っていくだけで家庭の汚水が浄化されてきれいになり、それを地下に浸透させる方法をいまもとっているそうです。

これらの原理は、そのものを採用する場合、浄化研究センターというのがあって、ここでお話をすればこの方法をやれる、こういうように話は進んでいるそうでございます。

そこで再度質問いたします。

雨水によって冠水する地域、たとえば百草園の駅前、あそこの通りは川崎街道から踏切の間、低くなって川崎街道側からの水も流れ込んできております。また行き場のない所となっております。こういう所でこの地下浸透方式を取り入れてみるべきであると私は思います。あるいはいまアスファルトも水を吸い込むようなのが研究され、建設省でも研究しているそうです。そういう地域、地域に合わせた側溝に、側溝をいけられる所では側溝から、あるいはアスファルトから雨水を地下水に還元する、こういう方法をぜひとっていただきたい、こう思います。

そして二番目としては、私はいろいろ研究してきたんですが、去年の六月に日野市の職員が市政事務研究講座Bグループ報告書というのが発行されていることがわかりました。これが私のいろいろ調べてきたところに大方のことが書かれていたということが、きのうわかりましたので、ここでもいろいろ取り上げております。長所、短所、かなりりっぱにまとめてありますので市の職員もすでに一年前にこれらの研究をしている、こういうことが明らかになったわけです。これを採用してみる、この報告書のとおり実験をしてみて実際に生かせるかどうか、やってみる気はないかどうか。そのときには人手不足と言われておりますので、ぜひ人員を確保してこれらの研究に取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

この二点について質問いたします。

○副議長（大柄　保君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの二点につきましてお答え申し上げます。

まず一点目の百草駅前の雨水による冠水地域、こういった所にただいま御指摘のございました雨水の土壌浸透方式、いわゆる土壌浄化法というものを取り入れて実験的にやってみる気はないかということでございますが、私どもといたしましても、ただいま御指摘がありました職員の研修事務――研修によりましてある一定の報告書がなされているということも内容はよく存じ上げております。職員課の職員も昨年の十一月に山形県の羽黒町に派遣をいたしましてこの浄化法――土壌浄化法につきましての実態研究もさせてございます。その後、私どもといたしましてもどのようにこの浄化法というものを公共下水道以外に活用していくかといったことについては内部検討を重ねてはおります。

たとえば雨水の土壌に浸透させていく方法といたしましてはこれから公共下水道としての雨水管が各所に設けられていくわけでございますが、その中で雨水ます、これは公道等に設けられますますでございますが、その底を従来のものはコンクリートで固めてあるわけでございます。それを底を抜きまして土壌と接触を、水が接触ができるということで改良いたしますとこの雨水ますに入りました水は少量の雨ですと管まで到達、管を流れていくことなくその中で処理がされる、また、それが満杯になって浸透率以上にたまってきたような場合、この場合には当然管の中に入っていくわけでございますが、雨水管に入った雨水はまた管の中に一定の間隔で穴をあけておくということによりまして管からまた地中に浸透していく、こういった方法がとられるということは可能であるということは言えるわけでございます。そういった点の検討も行っておるわけでございます。ただ、公共下水道でまだそういう方式を採用するということにつきましては建設省の方で事業としてまだ認可の対象としては取り上げてございません。試験的には当然できるわけでございます。そういうことで建設省の方も現在こういった点につきましては検討を進めておりまして、将来は必ずやこういう方法がとられることが認可されるということになろうかと思います。

したがいまして、市といたしましてもこういった点につきましては対応できるように十分現在の段階から検討を進めていけるわけでございます。機会あるたびにはかの施設等も見学をいたしておりますし、また、現在行われております下水道の、いわゆる技術的な博覧会が現在行われておりますが、こういうところにも職員を派遣いたしましてこの浄化法につきましての新しい技術を修得させるために勉強に向けている段階でございます。したがいまして市といたしましても今後積極的にこういった方法を取り入れられる可能な範囲内で積極的に取り入れていきたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、次の職員研修の報告書でございますが、ただいま申し上げましたように、こういうりっぱな報告書がなされているわけでございますので、こういった点については可能な限り今後の下水道の対策の一環といたしまして採用をいたしたいというふうに考えているわけでございます。

以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　小俣昭光君。

○三番（小俣昭光君）　いま都市整備部長からお話がありましたが、早速取り入れていただけるように、という御辺事でしたので、ぜひ実現させていただきたいと思います。

そしてもう一点お伺いいたします。

これからつくられます公共施設、これでこういうところにこの雨水の地下浸透方式をぜひ取り入れていただきたい、そうしていただきたいということでございます。いま区画整理などが進んで、そして面的整備が整備されることによって雨水が側溝に流れ、それが即川に流れる、こういうやり方だと二、三年前にも都内で起きました都市洪水という結果を招くおそれがあるわけでございます。浅川をきれいにする、あるいは多摩川をきれいにする、そのためにもいまの汚水処理の方式では死んだ水を川に流す、このようなことが言われております。これでは川はきれいになりません。

そこで、もともと水は人間の生活にとって欠かせないものだということが言われております。清水を得ることはすべての人々の課題であります。土壌浄化法は水全体の考える安全に確保するというものであると思います。日野市のスローガンである緑と清流を取り戻そうも同じ考えに立っている。流域下水道、これを普及させるとともに雨水の、雨水を地下に還元する方向をぜひ研究していただき、そして市民要望にこたえていただきたい、調査、研究していただけるものと確信いたしまして、私の質問を終わります。

最後に市長に御感想をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この水の問題で大気と大地といいましょうか、空と地面の関係の水の循環機構、これは自然を守る上できわめて重要な課題であることはもう申すまでもありません。そして、いま都市施設として流域下水道方式とか公共下水道方式との関連によりまして都市の雨水、用水を処理をする、こういう方式が一つの法律的制度として行われているわけでありますが、学説によりましてはこの下水道方式を否定し、いま言われるような小規模な土壌浄化方式でかえって地球の――地球というと大げさですが、環境の保全のために有効であるというふうな学説もあったと存じております。したがいまして、

この空から降る雨を、雨水をなるべく土壌に浸透させる、そういう関係を保つことが望ましいわけでありますから、降った雨を全部早く河川を経由して海に流すということはいろいろな意味で水のエネルギー問題を含めて大きなロスである。将来砂漠化させる危険があるということも言われておるわけであります。

そういう意味でこの一つの土壌浄化法という水の一つのリサイクルと言えると思うんですが、そのことがいま実験的にだんだんその有能性について証明をされつつある、このことも一応でありますけど、存じておるところでございます。したがいまして、市が積極的に市民生活にそれを奨励するという方式までは一挙には進み得ませんけど、市民の方々から何かそういうことを自分たちの生活の問題あるいはアイデアとして積極的にやっていただくということは大変いいことでありますし、そのための、もし資金的なこの施策が必要であるというならば住宅改良資金という制度がありますので、これらを使っていただく、ソーラーシステムと同じような対処の仕方ができる、このように思っております。

したがいまして、公共下水道が普及するまでかわるべき地域的措置としてということも考えられなくはないんですけど、やっぱり日野市の地質あるいは土壌という土壌構造のこともあるわけでありまして、私、小平市では、この道路上等の雨水の浸水が少々の穴を掘ることによってどんどん吸い込んでいくということを聞きまして見に参りました。つまりあの地域の土壌が下に砂利層がありまして、流し込めばかなり吸収するといいましょうか、下のその地下水に浸透させる、こういうことが可能な土壌でありますが、果たして日野がそうであろうか。河川敷周辺あるいはローム層の台地の地層ということもありますから、いわゆる赤土の上の日野市のこの台地側の大変深い赤土の層があったわけですが、これらを含めてローム層ということかもしれませんけど、これはかなりかたい、密度の高い土壌ですからしてなかなか水を吸わない、また水を吸うのは一メートル程度の表土のいわゆる黒い土、ここでしたらずいぶん水を吸うわけでありまして、吸い込みが吸わなくなるというのはその目詰まりということになるわけでありまして、そういう意味で、いま言われました市の職員が自主的な勉強をしたり、それから施策をしてきたりしているという成果もありますので、これをどこかで実験をしなさい、このことは言っておるわけであります。そのようなことを経て、より日野市という地域での有用性といいましょうか、可能性ということを高めて、高めた上で判断をし、もし奨励をするものであれば奨励をすることも結構だ、このように思います。

空から落ちる水をなるべく地中に吸収をさせる、これはこの緑を保全する上からも、それから河川に一気に水を流さない、都市洪水を起こさないためにも堤内地に、あれですね、遊水池などを設けると同じ意味で大切なことだというふうには考えております。（「終わり」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　小俣昭光君。

○三番（小俣昭光君）　どうもありがとうございました。

（拍手）

○副議長（大柄　保君）　これをもって十八の一、日野市における「土壌浄化法」による排水対策に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大柄　保君）　御異議ないものと認めます。

よって暫時休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後　一時　三十分再開

○副議長（大柄　保君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問十九の一、住民のための地方自治をについての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔五番議員登壇〕

○五番（谷　長一君）　通告しておきました住民のための地方自治をにつきまして質問をさせていただきます。

日本の経済は、新聞紙上を見ましても相変わらず厳しい状勢にあり、国は大変な財政危機に陥り、三兆数千億もの赤字国債を発行する。これもやむを得ないというような状態になっているようであります。そのような中におきまして、さらに経済に不安的要素を投げかけておるのは、ドル高、円安であります。本来ならば、円安ということになれば輸出が伸びる、輸出増につながるというのが従来の考えでありました。

しかし、現在はこの世界的な不況、さらには各国の通貨の不足、それに伴いまして、新聞等を見ましてもよくおわかりのように貿易摩擦、これらが加えられまして非常に日本の産業等は前途に大きな不安を投げかけております。考えてみますると八方ふさがりの状態であるといっても過言ではないと思います。国民はどうかと申しますと、そのあおりを食って生活は、物価に影響しまして非常にこれから前途に不安的要素を投げかけるというのは、これから将来あらわれてくるのではないかと私は考えております。

そのような中におきまして、この変革が人々に対してどのように意識的革命をもたらすかということではないでしょうか。これは考えによりましては当然なことでもあります。これらに関心を持っている住民は、当然、政治への直接参加や、また、多くの知り得た知識等を力にいたしまして、住民参加という形になって多くの方々が団結し、その結果、住民パワーという大

きな力を生み出す。そして正しい政治、正しい行政を行うことを求めてくるようになるのではないかと私は考えております。

そこで、地方自治は一体だれのためにあるのかということになりますと、これは簡単である。一口に言えば。しかし、その奥行きの幽遠、これは大変なものでありまして、非常に多くの方々が複雑多岐、また千人も二千人も同じ顔の人はいないように百相、百面、百相を呈しているといっても過言ではないと思うのであります。たとえどのような政治形態がとられておりましても、これはその所在が認められている、これは法の自治法のもとに認められているということになりますと、地方自治体のこの政治たるものは現行においては日本津々浦々に至るまで民主政治体制が行われている。それを支持しているのは住民であるというふうに私は考えております。住民の意思の表明の場、これらは一体どこにあるのか。また、どこに向けられているのかということを考えなければならないのではないかと思います。地方自治体は住民の手の届く身近なところで行政を行っておるのであります。そこでその存在の大きさはわれわれの手の届くところにあり、また、ときによっては日野市においては東京都または国に対してのわれわれ住民、市民の防波堤にもなる、また、ならなければならないのではないかと私は考えております。

地方政治、この地方自治は、私はあくまでも住民のためにあるものである、その認識が市民の間に根強く定着することを心から願い、また、祈るものでもあります。それらの観点に立ちまして、住民のための地方自治はどうあるべきかということについて、第一点、質問させていただくわけであります。

次には、第二点に移らせていただきます。

第二点は、最近は経済優先にかえて人間優先、また、生活を守る人間優先と進化して、社会全体の価値感の転換を含めて改めてその周辺といいますか、これらが、考え方が変わってきたというふうに私は考えております。

どうしてかと申しますと、五月一日の広報、「市民生活を守る市の会計簿」というタイトルがありまして、市長の施政方針表明、この中に人間優先の社会を目指すというのがあるわけでございます。この人間優先の社会、この優先というふうに進化した過程、これは一体どこで転化してきたか。これを見ましても転換したというふうに書いてあるんです。それですから、転換というのはどのような形で、まあ産業優先から、企業優先から人間優先に、または人間尊重に変わったと私は思っておるのであります。

これらをいまどちらを採択するか。二者択一ということになりますけれども、非常にこれらは市民または住民の間におきましても、単に日野市だけではなくて全国におきまして非常に大きな注目を集め、また、批判の的になっておるということは周知の事実であります。選挙におけるときにおいても、その主張

等を見まするると、過日の立川の選挙等を見に行きました、私は。それで、一体どのようなことが言われておったかというと、一方は国に直結する、または都に直結する訴えをしている議員、候補者は大体保守系だと。（「落選だ」と呼ぶ者あり）それで、住民に直結しているような候補者は革新というふうに私は受けとめたのでございます。

そこで、一体、中央志向なのか、住民志向なのかということを私はつぶさに考えてみたんです。上か下かと。そうしますと、どっちを向いても、これはどっちが悪いというものはないように私は考えております。どっちも悪いとこないんです。どうしてかと申しますと、上か下かというのを上手に調和するということは、これは市長または市政に携わる議員も連帯責任があるんじゃないかと、私はそのように私なりに理解をしたのです。

そこで、いわゆるまた自治ということを、この広報におきまして三割自治ということが書かれているんです。一体、どうして三割自治かということを考えてみまするると、いわゆる税収は国に七割、地方に三割ということになるわけですね。それで今度は仕事になると地方が七割、国が三割と、逆になるわけです。この財源の配分が逆だということになると、そこで一体どうしたらよいかということを人間は考えるのは当然なんです。そうなると一体どうしたらいいか。そこで住民に直結する政治、国に直結する政治ということになって、これをどっちを強調しても私はその強調する度合いの相違にすぎない、こういうふうに考えております。しかし、真の地方政治というのは、または真の地方自治のあり方というのは両方の、先ほど申しましたようにどれだけ上手にこれを取り入れて調和して、これを政治に反映していったらいいかということに尽きるのではないかと思うのであります。そこで第二点の、人間優先の社会を目指してということにつきまして質問をさせていただきます。

それから、今度、第三点です。この第三点は、理念として憲法ではいわゆる地方自治の本旨と表現して、これを保障しているわけですね。そこで、憲法で保障されているとなると、住民というのは基本法ですから、これはひとつおれたちが力を出さなきゃならないというふうに、当然力を出すのは当たり前です。そこで、住民の力がついてきた、知識という力を持ってその力をお互いに結集する。それが大きな力になってさらに、まあ、結集は団結ですから、することによって政治に対していろいろ圧力をかけてくる、これは大変なことですよ。時と場合によっては国、自治体等に当たることもできるし、場合によったら当たりまして政治の姿勢を変えさせることもできるというふうに考えております。これはすなわち住民パワーといってることじゃないかと思うんです。地方自治の主役というのは、あくまでも住民組織運動にのっとられるということは、私はあっていいのか、なくていいのか。選択というのはむずかしい。住

民の政治への直接参加が見られるようになったのは、いまから約十二年ぐらい前、一九七〇年以降ではないかと私は考えております。国へ直結する政治が住民へ直結する政治に、言わば上から志向は下に向いてきたということは、その政治形態に対する住民の自発性と申しますか、それが結集して政治を変えようという直接民主主義の上から、今度は下から上への政治形態ということに私はなりつつあるのではないかと考えております。

このような場合、いわばかかわりのない、いわゆる市民党としての住民の自発性、それから自立性ということによってなされる住民参加、これは従来とは変わった異質の一つのあらわれと申しますか、あらわれて運動になるんですから運動ということになり、地方自治の中に問題意識を投げかけ、さらにこれを発展させる多くの人たちのあり方に変化を来し、新たな潮流、それから――何と申したらいいんですかね、新たな志向の転換等がなされる。これが地方自治の中の一つのこれから問題点になるのではないかと思うのでございます。多くの人たちのあり方を変えさせ、新たな潮流の変化を胎動させる原点をこれから見出し、中央直結と住民直結の両者を調和しなければならない。また、調和へと導かなければならない。市民の間にこれから一層根ざして、それからの力がいわゆる先ほど申しましたよ住民パワーとなって発揮できるようになり、公害とか、または私たちの身近な問題、いわゆる生活権、生存権を守る運動に大きく発展して、政治を変える住民パワーとなって発展していかなければならないと私は考えております。

そこで、政党政治に携わる人、または政治に携わる人たちがそれらを認識いたしまして、それらの方々と接触を始めておるというのも事実であります。

一方、住民の意識高揚に伴い、権利を強く主張する。住民が主張するんです。または行政が公共の事業を行うときに、やはり公共の福祉も前に立てまして事業等を強く推進する。これらがなされるわけでございます。そうしますと、両者が必ず公共の福祉なんだ、おれたちの方も公共の福祉なんだということになれば、そこでぶつかるのは当然であります。それらの打開の道を見出す、これらを私は時間を要しても語って、住民の納得のいく線で解決してもらわなければならないのではないかと考えております。特にこれは日野市におきましても、公共事業等におきまして一部見られる点もございます。近ごろの優先は一体何かということになりますと、先ほど触れましたように人間優先以外には何物でもないというふうに考えられます。地方自治も人間尊重を前面に打ち出さずしては、行政というものは不在の感さえあるというくらい明瞭になってまいったのでございます。ただいまの地方の、また、日野市におきましても各所におきまして開発が行われております。一時よりも少なくなり、鎮静ぎみといっても過言ではないと思います。

開発が行われると行政におきましても人間尊重、生活権の優先等を旗印にこれを規制する。これは国もそうであります。それらは一体何かということになりますと、自然保護、公害の追放ということですね。これを強く前面に打ち出しております。日野市におきましても、いわゆるこの自然保護法、または建築基準法、法律規則の網から漏れたものをどのようにしてこれを完全なものにしようか、完全に近いものにしようかということで要綱等も設けられております。これらを私は、行政側は乱用することなく駆使する。どうしてかと申しますと、武蔵村山等におきましては公共の事業を推進するために建蔽率の違反を行い、市長が退陣したというような事例はつい最近で、振り返ってみれば新しいものであります。それらを考えまして、これからのそれらの法規則等によって基準の指標等を、保全措置を進めようというときにはよく演繹的に理解してもらいたい。そう思うんです。

これも、いわゆるつくったものは古いんですよね。たとえば日野市におきまして広報に、これ、後で触れますけれども、財政状況の公表というのは昭和三十九年につくられているんですね。そうしますと、時代の変化によりまして非常に、もうこれは世が変革されているんですから変わらなきゃならないのはやっぱり同じなんですね、十七年もたって。そういうことでは私はいけないと思います。

そこで、そこいらの点につきまして特に注意をしまして、憲法で住民の健康、生活の権利が保障されているのでありますから各種の公害から守る、自然保護ということは市民全体の問題であるというふうに私は考えておりますので、地方自治体におきましてもこれらは大きな連帯責任ではなくて、これはもう一つの自治体のやるべき当然のことであるので、特にそこいらを強調しまして第三点の自然保護と緑と清流、それから第四番目の質問の自然保護と自然美との触れ合いの場、自然公園を南部丘陵の緑地保全地区につくってくださいとの質問をするわけでございます。

次に、今度は五番目といたしまして、財政の行くえは非常に大切であり、かつまたこれを有効かつ適切に使ってもらわなければならないと思うのであります。財源たるものはすべて住民が納付した税金であり、しかもこの税金たるものは納付する義務を持っている方々が納めているんですから、当然、納めたらその金がどのように使われるかということは知る上におきましても――知る上じゃなくて、当然、知る権利があると思うんです、反射的に。それらのことを考えてみますると、先ほど申しましたように日野市におきましては、昭和三十九年に財政運営状況の公表というのが条例で決められて、年二回公表しておるわけです。

そうしますと、市民は必ず見ると思うんです。しかし、住民

から見れば財政運営が行われているといっても、広報を見ても、ガラス張りで行われなければならないということであるけれども、住民としてみれば納めた税金の行くえをどのように使われているかということは十分監視する、また、監視しなければならないと考えている人が大多数ではないかと思うんです。

そこで、住民にもっとわかりやすくこの情報提供というものは一体ないであろうかということを考えております。これは、私も住民ですから住民の側に立って考えなければならない。また、住民の側に立つことは常に押しつけ的な側に立つ行政、いわゆる役所の姿勢を、多くの方が文句を言えば姿勢というのは当然変わるわけですね。どうしてかといえば地方自治ですから。ただし、この要求は正しくなければいけないと、私はこのように考えております。それですからこの真相を明瞭に情報化するということ。それには、これは広報で状況を提供する。また、基本方針等を見ますると心の触れ合い、それからまた市長の施政方針等を見ますと、ゆとりと触れ合いを高めるということが書いてあります。そこいらをここで考えてみまするとと、単に年に二回出す広報だけではなく人と人との触れ合い、これが最も大切ではないかと思います。

それで、次の第五点目の質問として、財政運営の公表はこれでよいかを質問させていただきます。

以上、五点に対しまして質問をいたしますので、よろしく御回答のほどをお願いいたします。以上です。

○副議長（大柄　保君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　谷議員の識見からほとばしるような民主主義政治、特に地方自治に関します格調の高い御質問をいただいて、大変教訓的に拝聴しておるところでございます。

言われたことにそれぞれ同感のできることが大多数でございまして、地方自治の住民と行政との関係、あるいは国政と地方自治のあり方、こういうことにつきましてあるべき姿を表現をされて、われわれも全く同感である、このように承った次第であります。

地方自治の本旨という言葉が憲法の地方自治を規定する条文の中にあるわけでありますが、地方自治の本旨という、それを具体的に定義づけ、あるいは解明したという手段はなかなか私どもも見合っていないわけでありますが、おおむね、いわゆる民主主義に立つ行政、それから市民との関係、つまり主権者であります市民との関係、こういうことがとらえられるわけでありまして、それに沿って今日行っているというのが私どもの行政の一番中心に位置いたします基本姿勢である、このように申し上げることができると思っております。

また、その源泉といいましょうか、エネルギーは住民の意思

に基づく市民運動、住民運動、そういうエネルギーに基づきまして自発性、自立性による住民参加の手段が日野市の場合、特に経験をすることが多いわけでありまして、これがまた行政を前進させる大きな力にもなっておるという評価は、また、御意見のとおりだというふうに思っております。

そこで、なかなか項目に沿ってお答えをするということもむずかしいわけではありますが、できるだけそういうふうな表現の仕方をもってお答えさせていただきますと、十分言い尽くせないかもしれませんが、人間優先の社会を目指す理念とその現実はどうするか。とかく政治の動向と申しましょうか、国際的にも国内的にも、本来、いろいろ経済政策は人間を優先する手段として用いられるべきでありますけれど、それが逆に経済の方が優先して人間の基本的人権等を圧迫するような現象が起きたのが、かっての大きく言えば戦争であったと思いますし、自然環境から言えば公害等の発生であったといえるかと思っております。

したがいまして、人間優先というのは常に平和が優先すること、それから人間を大切にすると申しましょうか、人権を尊重する、それらの手段がすべてまた民主主義の理念から発展するものだというふうに思うわけであります。その調和がまた大切であるということもお説のとおりでございまして、国は主として外交や治安や総合的な政治を担当する。それから、地方自治はまさに直接的に市民生活を守る、また、発展をさせる、そういう役割をするのが本質的なものだろうと思うわけでありまして、日本の三割自治といわれる現在の地方自治は、まだまだ未完成のものであるというふうにわれわれ自身も痛感するところでございます。

また、人間尊重の手段には、大切な手段として第三問、第四問で問われております自然環境をいかに守っていくか。人間生活はすべてこれ自然環境の中に浮かんだ状態であるわけですから、自然環境そのものが人の健康や生活を支えるに十分な、そういう環境でなければならないと思いますし、緑とか清流とかいう問題は大変身近な問題として一番わかりいい課題でもありますし、また、これを共通の目標としますならば絶えず自然環境の自浄能力といいましょうか、復元能力といいましょうか、そういうものが保存をされて健全な環境と健全な社会と、それから健全な人の生活の基になる。このように考えるべき一番基本的な、われわれも政策といたしておることを御承知のとおりであります。これにつきましてはいつの議会でも支持、鞭撻をいただいておるところでございますが、なかなかまた人口急増というふうな自然をだんだんと壊していくことに対処いたしましての施策が、すぐ手を打つという手がなかなかありませんで、したがって時間をかけましたり住民意識を高めましたりして、ともにそういう条件整備をやっていく。これが今日の町づくり

そのものの姿である、このようにお答えができると思っております。

特に地域社会といたしまして、人間同士の触れ合いと申しましょうか、つまり潤い、人間性をお互いでつなぐといいましょうか、共有する、そういう条件が地方自治には特に行政目的として、つまり公園でありますとか、施設でありますとか、いろいろな手段として一番やれる、行える場所でありますから、そういう人間関係の触れ合いを高めて、そうしてそこから思いやりの気持ちを引き出していく。かたい言葉で言えばそれが参加と連帯でありますし、柔らかな言葉で言えば触れ合いと思いやりである。このように考え、努力をいたしておるところでございます。

それから、市民参加のために情報の公開でありますとか、正しく認識をしていただく、そういう手段がきわめて大切であることも御指摘のとおりに感じております。特にそれを端的に表明いたします財政運営の公表、つまり納められた税の行くえをお知らせをするという、そういう手段でありますからいかにわかりよく、ガラス張りはもちろんでありますが、表明をしていくかということは、これまたきわめて大切なことでございます。

そこで、なるべくわかりやすく、あるいは機会をとらえてということをより努力をしなければなりません。現在の財政運営公表というのは、御指摘にありましたとおり自治法等に基づくわけでありますが、三十九年のころの制定となっておりますので、確かに時代として、また、住民意識感情として変化がこの間は特に著しかったときでありますから、今日に向く姿に改めるべきである、こういう御指摘につきましては全く同感でございます。十分このことにつきましても研究をいたしまして、そうして行政と市民生活とが理解をし合えることはもちろん、呼び合った中で、呼応した中で地方自治というものが発展をする。そういう素地をますますわかりよくつくっていくというふうに努力をしなければならない、このように考えております。

まだお答えすることが多々あると思っておりますけれど、このようなお答えをして、また改めて御質問がありましたらお答えをさせていただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　谷　長一君。

○五番（谷　長一君）　ただいま御答弁をいただきまして、住民のための地方自治ということは非常に複雑多岐にわたっております。これは第一回の定例会のときも市長の施政方針を熟読いたしまして、なるほどということを私は思いました。

また基本方針を見ましても、大変であるというふうに理解はしておりますけれども、やはり理念、現実、これはやはり理想は到達すべく努力しても、また、はるかかなたに行くものであるというふうに私は考えておりますけれども、行政は、あくまでも理念は理念として現実の追求もさらになされなければならないんじゃないか、そのように考えております。

そこで、先ほど第一点の質問の答弁にありました、市長は主権者である、それと市民との関係ということを申されましたので、いま、ふと思い浮かべたのはこの主権者、いわゆる主権者というのはわれわれ市民から見れば権力者であり、市民からの付託ということで行政を行っている、このように考えます。それらのことを考えてみますると、ちょうど、いまウォーター事件というのを思い出してもらえば一番いいんじゃないかと思うんです。これはもう十年ぐらい前だと思いますね。あれは六月の幾日だか忘れましたけれども、ちょうどいまのように蒸し暑い日だと私は考えておりました。テレビを見ていまして、民主主義の権利がこれは揺らぐんじゃないかというような大きな騒ぎであったんですけれども、これは権力者であってもやはり国民であるというふうに私は、これは結論ですけれども考えています。

どうしてかと申しますと、やはり国は法によって統治される、また、治められる。その番人である大統領ですからやはりここに裏を返してみれば、ただ一人の市民であり、国民であるというふうに考えておりました。そこで、法の権威というものに対して大統領は屈伏するというか、自分の職をなげうって辞職したというようなことですね。これは内容というのは、民主党の事務所へ、いわゆるＣＩＡですか、中央情報局が――ＣＩＣか、違うよね。ＣＩＡだよ。（「ＣＩＡは韓国だよ」と呼ぶ者あり）まあ、その中央情報局、これでいきます。――そうしますと、そこへ盗聴器をつけた、こういう事件ですね。その責任をやはり追及されまして、いまで言うと日野市においてもいま騒がれております、結局行政のシステムを公開、またはこの前のプライバシーの侵害でいろいろ問題になった電子機器の導入、これらのこともあわせ考えれば考えられないこともないのであります。

それですから、やはり権力者といえども市民でありますので、ぜひとも一人である、権力を持たせてもらった市民に対する感謝というのを感じまして行政を行ってもらいたいということを、心からお願いいたします。

それから、第二点の人間優先ということでありますけれども、広報等を見ますると産業優先から人間優先、または人間尊重に転換したというふうに書かれているんですね。そうしますと、やはり転換期というのがあるんじゃないかと思いますけれども、そこいらもあわせて、そんなにむずかしくなく具体的に、わかりやすく説明願えれば幸いと思います。

それから自然保護と清流、それから四点の多摩丘陵、緑地保全地区に自然公園をつくってくださいにつきましては、つくってくださいですから具体的な答弁はなされなかったので、もっと具体的に、簡単で結構ですからお願いいたします。

それから五点目の財政運営の公表、これにつきましては、ガ

ラス張りと申しましてもやはり政治というものは非常にガラス張りばかりがよいということだけのみにこだわってはいけないと思うんです。どうしてかというと昨日、それから一昨日の市長の答弁のときにも三中の件におきましては、さらにさかのぼりますと第一回の定例会のときにも、まだ発表の段階ではない、これは用地取得について。ですので、これはガラス張りにも限度があるということは私もよく知っております。そこいらを踏まえまして、いわゆる市長の考えているものをあと一回お聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどの私のお答えの中に、主権者という言葉は市民の方を主権者という意味で申し上げたつもりでございますが、憲法の前文に書かれておりますとおり、民主的な選挙によって選ばれた議員や行政の長に当たる者は、その負託によって権力を与えられたものであるし、また、その権力は住民の福祉のために使うものであるというふうな関係でございますから、私も絶えずそのことをわが身にも聞かせまして、一つの権限ということで行政は成り立たせなければなりませんけれど、権力的であってはならないということは絶対的に、また絶えず考えるべきことだということも胸に抱いておる、そういう考えでございます。

それから南部の方の自然公園、南部丘陵地あるいは緑地保全地域をつくれという提言でございますか、たまたま動物園を中心といたします南部の丘陵には、動物園はこれは明確に自然公園でございますし、周辺の調整区域、市街化しない区域、これも今日、大変規模は小さくなりましたけれど守られております。これが日野市の貴重な自然の財産でございますから十分守って自然を守るシンボルにもしなければならない、そういう意味合いを持っておるというふうに思います。

これと、多摩川、浅川の河川、水辺、こういうことが日野市の特長でございますので、これらを水をきれいにするということからも取り組んで、そうして生物や生態環境もあわせて守っていくことが特に子供の教育のためにも、それから市民の健康の上でも、あるいは町の将来のたたずまいといたしましても、ぜひ必要である。このことを心から考えております。施策を通じて、それから清流条例でありますとか、緑化推進条例でありますとか、そういうものを定めておるのもそういう趣旨によるものでありまして、このことを十分貫いていかなければならない、このように考えております。

それから行政のまだ決まらない中間的なこと、つまり試案的なことを、これはガラス張りの中にも入らないわけでありまして、意見を十分お伺いしなければなりませんが、決まらないことを情報としては取り扱えないものであるというふうには言えるんではないかというふうに思います。しかし、わかりやすい

表現ということは何よりも大切だと思っておりますので、余り役所めいたとか、官僚めいた形でない、私自身もそうですが、手づくりとか素人っぽいとかいうのがこれまた自治体行政には許されるべき、あるいはもっとそういう観点から発想すべきことが多々あるんではないかというふうに思っております。

○副議長（大柄　保君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　ただいま市長からも四点目の御質問につきましてお答えしたところでございますが、私の方からちょっと補足をいたしたいと思います。

南部丘陵に自然公園をという具体的な施策に対する御要望でございますが、これにつきましては私ども現在、緑のマスタープランという将来の緑化あるいは公園、そういったものの基本的な考え方といたしましてのプランを国の指導に基づきましてつくってございます。多分きょうあたりには皆様方のところにこの報告書が配付されるかと思います。この中で南部丘陵の公園につきまして私ども将来、目標といたしまして公園の計画を考えてございます。仮称ではございますが、「多摩丘陵公園」といたしまして、面積約十五ヘクタール、これを南平地域、先ほど市長からお話がございました調整区域を主とした地域にこの公園を設置したいというふうに考えておるわけでございます。

この公園の位置づけでございますけれども、総合公園ということでその中には郷土の森だとか、あるいはファミリー果樹園、植物園、そのほかにピクニック広場、展望台、そういったものをこの公園の中につくっていこうということで、マスタープランの上では位置づけてございます。以上、補足をさせていただきます。

○副議長（大柄　保君）　谷　長一君。

○五番（谷　長一君）　第一点と第二点につきましては、これで結構です。

それから第三点、四点、それから五点はもうこれよろしいんですけれども、三点、四点につきまして最後に質問させていただきますと、ただいま部長さんのおっしゃられる日野市緑のマスタープラン、これは私も先ほどいただいてまいったんです。

それで、ただいまの説明ですと多摩丘陵公園と称しまして十五ヘクタール、この場所は南平地区の調整区域であるということで、その公園たるものは総合公園だということに、いま答弁をいただいたんですけれども、われわれが生活していく、これは人類はいつも何を見て安らぐかということになりますと、自然とともに私はいままで生存してきた、そのはかり知れない一つの恩恵があったればこそ今日の繁栄がなされたのではないかと考えております。その自然の恩恵も時と場合によったら乱用されまして、この貴重なる緑地、自然景観を損壊する、このようなことが行われる場合があるんですね。

どうしてかと申しますと、公園をつくるということによって

人工美を出さんがために壊れてしまう、これは各所において私はこの目で見て、本当にああ、自然公園とは言っても人工美を加えたがために壊されてしまう、これらのことは各所において行われているというのが事実ではないかと思うんです。

そこで、景観を損壊するということにとどまらず自然界との調和、これをやらなきゃいけない。それには一体何をやったらいいかということになると、それは緑のマスタープランにも、私はよく中を読んでないからわかりませんけれども、書いてあるんじゃないかと思うんです。人間の生活環境を著しく悪化させてはならないということはもちろんでありますけれども、自然の精緻な秩序というのは筆舌には尽くせないものがあるんじゃないかと私は考えます。この貴重な価値、すなわち人間の知恵の宝庫といわれる自然です。その自然の計画を私たちは知らず知らずのうちに受けて成長してまいるのであります。この享受する自然の景観、これをいかに最善の方法で、最善の努力をしてこれを後世に残すか。自然と生活との調和、これも大切でありましょう。しかし、緑豊かな生活の環流、これらをどうしてもつくらなきゃいけない。経済成長率の低下に伴って大変革がなされ、しかも産業と人口というのは都市に成長する、また、集中してきているんです。事実。社会の変化とともに市民生活、意識、価値観等は変わってくるということを忘れないで、やはり自然保護、それから緑と清流、これらをやはり少しでも完全な形に近いような姿で私たちの子供たち、さらには孫に伝えていく。その責務というのは非常に重大ではないかと思うんです。

そこで、いわゆる全体的なまとめとして市長さんに何点かでよろしいですけれども、日野市の緑のマスタープラン、この報告書について、これらを策定するに当たりまして、国の指導によってつくられたんだから都も経由されておるということはわかっておりますけれども、この自然保全地域等はどのような形でこれから残されるのか。

それから、将来、日野市独自の緑地帯は、さらに日野緑地というのはありますけれども、拡大していかれるかどうかをお尋ねいたします。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　人工的な自然の守り方が逆に自然を壊すということも確かにあると思いますし、それからナラやクヌギの雑木林はあれは人工樹林ではありますけれど、だれが見てもこれは自然の姿そのものでありますから、落葉樹の樹林を残していこうという市民運動には、私は大いに支持すべきものがある、このように考えております。

一つ、大変困ることは、やっぱり日本の国内が過疎、過密という異常な、やっぱりこれは経済的な背景によるものでありましょうけれど、その悩みを、せっかくの地方では自然林が荒廃する、都市は樹林地を宅地化してますます緑が減る、こういう悪循環があることであります。そういう、しかも緑、樹林地等はみな私有地という形で財産として、あるいはこれまでの農業生活等の資材を供給する場として私有地になっておりますから、これをいかに理解をいただいて、その姿を変えない形で守っていくかということと、大変相続の場合等に決定的な場面が生ずるわけであります。

そこで、これまでもそうでございましたが、適正価格で譲渡をしていただけるものは、予算の範囲ということになりますけれど努力をして、そうして市が取得できる、そういう財政条件の中でなるべく取得をしていくということが長期にわたって必要な手段である。このように考えております。

したがいまして、一方には開発規制という形も出るわけでありますが、これはよく理解をしていただきまして、そうしてその関係の調整を納得の中で求めていく。そして努力をして緑地を取得をしていく。こういう方法で今後の緑を積極的に守らなければならない。また、守る手段は恐らくそれ以外にはないんではないかというふうに考えております。

○副議長（大柄　保君）　谷　長一君。

○五番（谷　長一君）　終わりに、地方自治につきましては非常に大きな問題でありますけれども、趣旨というのは先ほど申しましたように当初の施政報告並びに基本計画等をこれからも、私もよく勉強させていただきます。

終わりに、行政は将来も地方自治に対しまして力強く激動の中に展開していく、そして急激な流れの中に民主主義の原点をひとつ見出して、力強く改革の中におきまして前進していき、企業優先から先ほど言われました人間優先という改革を乗り越えて進歩、発展することを心からお願いいたします。

さらに、これからそのようなことを踏まえまして一層奮励するようお願いします。以上です。

○副議長（大柄　保君）　これをもって十九の一、住民のための地方自治をに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大柄　保君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時三十七分休憩

午後三時　四分再会

○副議長（大柄　保君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問二十の一、障害の早期発見と治療のための幼児健診の確立をについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔十三番議員登壇〕

○十三番（鈴木美奈子君）　ただいまから一般質問を行います。

障害の早期発見と治療のための乳幼児健診の確立をでございますので、お間違いのないようにお願いいたします。

新しい生命の誕生は、両親を初め多くの家族からも喜び迎え入れられる。そしてまた、その喜びはたくさんの方々に多く広がっていくと思います。しかし、十カ月本当に母親が大事に胎内の中で育ててきた赤ちゃんが出生してから半年、一年たって、あるときこの赤ちゃんはよその赤ちゃんと比べて首の座りが悪いとか、また、目がちょっとおかしいんじゃないかとか、発達の段階がよそのお子さんと比べて非常に悪い。そういう中で、お母さんが異常を発見して病院に駆けつける。あちこち病院を渡り歩く中でその病名がはっきりしてお母さんに伝えられる。そのショック、そのために子供と一緒に自殺をする。こういうことも現実には起きているわけでございます。

しかし、そういうお母さんたちだけではなくて、本当にその子供たちと一緒に治療をやり、訓練をやり、そしてその子供と一緒に力強く生きていく。そういうお母さんたちもたくさんいらっしゃるわけです。今月の広報には、日野の通所訓練者の希望の家の紹介が載っております。そこでのいろんなお母さんたちの生き方がここに報告されているわけでございますが、私はそういう中で早期発見、早期治療、これがどうしても必要であると思うわけです。そういうことをやることによって病気をさらに進行させることを食いとめ、また、リハビリをやることによって歩行を可能にしていく。こういうことが現実にあるわけですから、この日野市の中でもぜひともこれができるように、その提案を私はやっていきたいと思うわけです。

先般、私ども共産党議員団は滋賀県の大津に行ってまいりました。行政調査で大津の乳幼児健診、障害児健診は全国でも非常にたくさんの方々が視察に訪れ、そしてそれは評価されております。一九七五年生まれの八十三名の障害児のうち脳性麻痺のお子さん、重複を避けて、この重複障害のある子供を除きますと、全員が小学校に行くまでには歩けるようになったという、こういうことが報告されております。さらには七六年生まれの子供も全員歩けるようになった。これはやはり早期発見、早期治療によって、また、リハビリによってこれが可能になったわけですから、ぜひとも私はこれをこの日野市の中でも行っていただきたいと思うわけです。

国連が国際障害者年で実現すべき五つの目的、これを発表し、その中の一つに障害の発生の防止、及びリハビリテーションのための対策を推進することを掲げています。また、私たちのこの日本でも心身障害者対策基本法でも、国及び公共団体は心身障害の発生の原因及びその予防に関する調査研究を促進しなければならない。国及び地方公共団体は心身障害の発生の予防のため、必要な知識の普及、母子保健対策の強化、心身障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進、その他必要な措置を講じなければならない。このように定めているわけです。

ところが行政管理庁の指摘でも言われておりますけれども、乳幼児の健康診査、心身障害児の発見、これを必ずしも重点に置かない。これは全国的にもそうです。乳幼児健診のパーセンテージが五〇％、三〇％という健診率が非常に多いわけですので、こういう中で私はぜひとも日野市の中でもこうした先進市に学んで実現していただきたいと思うわけです。日野市と大津市との違いがあります。大津では本当に長い歴史があり、そして市の姿勢、スタッフ、財政、こういう中で大津方式といわれるこういう健診がみごとに花が咲いているわけですけれども、私はいま、これから提案するその中の一つでも、この日野市の中で実現していったならば、障害児を持たないお母さんも、また障害児を持っていらっしゃるお母さんも本当に喜ばれると思うわけです。そういう確信のもとに、これから質問をさせていただきます。

一つ目は、健診漏れの家庭に対する指導はどのようになっているか。日野市の五十五年度の発表もされておりますが、五十六年度の健診の人数、並びに何人の方が健診されたかという、そういうことも含めて御回答をお願いいたします。

二番目には、市、保健所という、こういうばらばらの健診ではなく、一貫した市の行事として乳児発達に応じた健診をしていくこと、このことが必要ですので、その点をお願いいたします。

三番目に、この健診の結果、障害が発見されたならばすぐにこれに対応する、こういう体制を確立していただきたい。

四番目には、こうしたことをやっていくためには乳幼児の保健対策のための専門家のスタッフがどうしても必要でございます。この専門家のスタッフを確立する。こういうことに対するお答えをお願いいたします。

さらには五番目、乳幼児医療費の無料化を日野市はゼロ歳児から一歳になるまで行っておりますが、その赤ちゃんの医療費制度を延長して障害幼児の医療費の公費の負担制度、これをぜひつくっていただきたいと思います。

六番目に、保育所の入所、幼稚園の入園、小学校の入学、これは障害をお持ちのお子さんに対する、いろいろと日野市の中でも行っていると思いますが、希望する場合は対応するように一層の努力をお願いするわけですが、これに対する教育委員会並びに福祉事務所の対応をお願いいたしたいと思います。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　ただいまの御質問の一点から四点目までについてお答え申し上げます。

まず第一点でございますが、健診漏れの家庭に対する指導はどのようになされているかという御質問でございます。ただいま当市におきまして乳幼児の健診というものの内容につきましては、新生児、生まれた時点から始まりまして四ヵ月健診、六ヵ月健診、九ヵ月健診、十二ヵ月健診、それからちょっと間を置きまして三歳児の健診、こういう一つのサイクルを繰り返しております。こういう中におきまして、現状から申し上げまして健康課の医療専門職というそれに従事する職員の数等からいたしまして、要するにサイクルのポイントを維持するのが精いっぱいというような状況でございます。

それでありますので、事後の指導につきましては一応そういう幾つかの健診の中におきまして何らかの障害が見出された子供に対しましては、言うなれば医師の方ないしは保健所の方、こういうふうにその治療関係が移されてしまうわけでございます。そういう状態でございますので、これという障害が確定した児童に対しますところの指導はそういうことで移管されますが、健診に漏れた児童のその後の指導ということにつきましては、お恥ずかしながら満足にいってないのが現状でございます。

それから五十六年度の健診の数でございますが、大体、日野市におきましては八〇％を常に超えておりまして八七％、それから五六年度の受診率におきましては大体九三％という数字を維持しております。

次に、二番目の御質問でございますが、市あるいは保健所というふうに分かれた健診でなくて、一貫した市の仕事としての健診をやったらどうか、こういう御質問でございますが、これも率直に申し上げまして、現在、日野保健所と申しますのは日野はもちろんでございますが、稲城、多摩の方にもすでに相談所というものが開設されておりまして、事実上は、半分以上は日野市の保健所といっても過言ではないというふうに考えております。そういう中での市と保健所の共同でございますので、一応私どもは一貫した仕事というふうに考えているわけでございますが、また、これを本当の意味において一貫した仕事といたしますと、やはり保健所の問題もございますし、また、市内医師会とのいろいろな健診の関係もございますので、いまのところこれにつきましても具体的案は持ち合わせない状態でございます。

次に、三番目の障害が発見された場合にはすぐに対応できる体制を確立せよ、こういう御質問でございますが、先ほど申し上げました幾つかの健診段階の中におきまして、その健診の時点で発見されたものにつきましては、病名として発見されたものにつきましてはほとんど医師の段階で、これは当院で治療する、これは当院では治療できないからどこどこへ回す、こういうような一つのやはり区切りがつけられておるようでございます。

それから四番目の、乳幼児の保健対策のための専門家のスタッフをという御質問でございますが、これにつきましては現在、専門家スタッフといたしましては当市には保健婦がおります。それで、保健婦の指導によりまして毎週火曜日、金曜日、そういうものを相談日として設置してございます。それからまた、そのほかに第四の金曜日につきましては日野保健所を借りまして、場所も借りまして、また、保健婦さんの手も借りまして、また、医師の手も借りてということで、保健所におきまして同じくこれの相談日を開設しているという実情でございます。

以上、四点につきまして簡単ながらお答えいたしました。

○副議長（大柄　保君）　五点目、福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　五点目と六点目の保育所関係について、お答えをさせていただきます。

五点目の、乳児医療費制度を延長して障害幼児の医療費の公費負担制度をつくれという御質問でございますが、現在、老人医療制度と同じように身障医療制度というのがございまして、その制度で手帳を持っている場合には公費負担、無料で医療機関にかかることができます。

それから保育所関係の入園でございますけれども、本年六月一日現在、日野市立の保育園障害児の数が七つの施設で八人おりまして、この八人にはそれぞれ介助員をつけまして保育に当たっております。二歳児が一名、三歳児が二名、四歳児三名、五歳児二名、合計して八人おりますが、それぞれ介助員をつけて保育に当たっております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。幼稚園並びに小学校の入学と絡みまして、教育委員会で対応しております心障教育の現状を含めて御報告いたします。

教育委員会の中には中央心障教育推進協議会というものを設けまして、心障教育の充実に常に努めているわけでございますけれど、その協議会の仕事の中身といたしましては、一つは心障をお持ちになっている児童生徒、こういう障害児のお子さんに対する適切な教育の保障、このことを諮るための教育措置のあり方、これを研究しております。

それから、なお、身障児に対する教育条件の整備、教育の指導の方法の改善、さらに一般の教職員、心障学級を受け持っているというだけでなくて、普通学級に勤務している一般の教職員の方々に対しても心障教育というものを理解していただき、または協力してもらうための研修、この三つが心障教育推進協議会の中で取り組んでいる主な事業でございます。

なお、そういうような推進協議会の中で取り上げられております問題の中から、幼稚園等に入園する際に障害をお持ちになっているお子さんに対しましては、先ほど、保育園の場合と同様に介助員をつけてそういう方々の就園のためのお手伝いをし

ている。それから就学相談委員会というのがございまして、これは一応専門医のお医者さん、それから精神医、さらに心理学者、それにふだん心障教育に直接当たっている担任の先生、こういう方々によりまして就学相談委員会というものが組織されまして、障害児の就学に対する際の指導、これを行っております。

なお、教育相談室の中に専任の相談員、この方が二名常駐しておりまして、いつでも障害関係の問題について悩みをお持ちになっているお母さん等の相談に応ずる体制、これを整えております。それで、五十六年度時点におけるところの相談件数は合計七十件、相談が寄せられております。以上です。

○副議長（大柄　保君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは再質問いたします。

日野市には、健康課という大変いい課が最近できました。しかし、本当にこれが子供たちの、いま私が質問した中での乳幼児の健診にとって、余り稼働してないんじゃないかというふうに思います。これは私は職員の数の問題、また、保健婦さんの数の問題にもあるかと思うわけです。これはまた後で質問いたしますけれども、私はこの中で日野市が希望の家という三歳から就学までの通所訓練施設、これがあるからゼロ歳から三歳までの赤ちゃんをそのままにしておいていいのか、そんなようにも感じるわけですが、それとの関係。そんなことはないんならないで結構ですけれども。希望の家があるから後は日野市の方としては一般の医師の方に、健診があってどこかぐあいが悪かったら医師の方にそのまま回してしまうという、そういうことなのか。その辺を一点、お聞きいたします。

それから、なぜ私が大津でやっているように四カ月、十カ月の健診が必要であるかという、こういう点についてお話ししたいと思いますけれども、先ほど部長の方の回答では全部、都も市も含めて健診が行われている数字が出されました。四カ月、六カ月、九カ月、三歳児、三カ月、十二カ月という、これは全部、都も市も含めての健診です。私はこれを一つのところで、全部市の行政としてやっていただきたいということは、やはり健診してそのままその子供を医師の方にお願いするんでなくて、大津と同じように、日野市がその子供たちを本当に障害出さないためにどうするのかということを考えていただきたいわけです。

三カ月というのは赤ちゃんの首も座り始めて、だっこしてよく外を歩いてらっしゃるのをお見かけする方も多いと思います。しかし、このとき先天性の疾患や、また股関節の脱臼が発見されても手おくれにならない、このとき本当に早期に発見すれば手おくれにならない、こういう時期です。でも、いま、子供たちのそのときの発達状況によっては三カ月では全然わからない、そういうことがありますので、これを四カ月健診。

そしてまた、十カ月の健診でも、九カ月になるとはいはいやおつかまりができる、そして片言が親にはわかるような言葉を発する。そういったことから、これについても個人差や発達の段階があるので、それでははっきり決まった十カ月、これが本当に子供たちの成長にとっては二つの節があるということから四カ月、十カ月という、こういう健診になるわけですから、これをぜひ必要であり、そしてまたこの健診もボイター法という、こういう健診方法を大津はやっているわけです。こういうことによって本当に脳性麻痺、こういうことをなくしていく。こういうことができるわけですから、ぜひこれを取り入れていただきたいと思うわけです。

それから医療費の問題では、ゼロ歳から五歳までの障害児の数、もしそちらの方で把握しておりましたらゼロ歳から一歳、一歳から二歳、二歳から三歳、三歳から四歳、四歳から五歳という、その子供の数がわかりましたらそれをお知らせいただきたいと思います。

それから、いまは全く保健所とそれほど連携をとっていないように思いますが、保健所も多摩と稲城に新しくできて、日野市の保健所とそこまではいかないわけですけれども、かなりは重点が置かれるということですので、日野市との連携をもう少し密にしていただきたいと思うわけですが、その辺についてもう一度お聞かせいただきたいと思います。以上。

○副議長（大柄　保君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　三つの点についてお答え申し上げます。

第一番目は、医療機関で発見されたもの、並びにそういう方々を希望の家へ回すことによって市の責任は逃れたのか、こういうことでございますが、毛頭そういうふうには考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

それから二番目の点でございますが、たまたま私ども大津市の例というものを不勉強ながら十分わきまえておりません。その点につきまして、また私ども勉強させていただいた上、四カ月並びに十カ月、そういうものの健診につきまして関係医師会ともまた相談の上、善処していきたいというふうに考えております。

それから三番目の保健所との連携ということでございますが、これにつきましても、私、先ほど申し上げましたように日野市の保健所として少し厚かましいくらいに保健所の方へも働きかけていってみたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　福祉の方……。

○副議長（大柄　保君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　幼児の障害者の数でござい

ますけれども、いま、手元に持ち合わせておりません。申しわけございません。後刻、お届けに上がります。

○副議長（大柄　保君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは、また再質問いたしますが、いまの医療費の問題ですけれども、赤ちゃんの医療費、五十六年十月一日から五十七年三月三十一日までの半年間のゼロ歳児の医療費の市の持ち出し分が六百二十九万六千四百二十二円ということで、障害児のお子さんはそれに比べて本当にわずかだと思うんですけれども、いまはとても医療費が高い。そういう中ではせめて健診を受けている、治療を受けている、そういうお子さんに対しての医療費の市の負担分はそれほど私は高くないというふうに思いますので、これについてはぜひ検討いただきたいと思います。これは後で市長にお答えをお願いいたします。

それから、もう一度希望の家のことに触れさせていただきますが、この中でちょっと触れたら――名前は申し上げませんけれども本当に治療を早期発見、早期治療ができたら、もっと障害が進行しないでもよかったんじゃないかなというふうに思うわけです。それは希望の家で発行されたお母さんたちのこの手記を読んでみますと、本当にお母さんたちの辛い思い、そしてまた通所訓練に通って子供と一緒に力強く生きていくという、そういう思いがあふれているわけですね。こういう中で本当に一歳過ぎてようやくわかったという方や、二歳八カ月ぐらいになってようやく障害がわかったという方、非常に年齢が高くなってから発見されているわけです。

ですから私はこれを本当に早い時期に、早期発見、早期治療、これをやることによって障害がなくなる。そして大津のように歩けるようになるわけです。けさ、私はモニターテレビを見てまいりました。これは一月二十日に近畿の方のＮＨＫテレビで放映されました「ユキちゃんヒロちゃんがんばれ」という、大津市の脳性麻痺への取り組みという、こういうテレビの報道がありまして、これが大変大きな障害を持っている方、また、もっていない方も含めて反響を呼びまして、五月三日に全国放送になったわけです。それで、私は大津に行ってきたという話をしましたら、障害児を持っていらっしゃるお父様から、これをぜひ見てほしいということで、テレビを借りてきたわけです。きょう、ようやく短い時間、三十分間でしたけれども、そのモニターテレビを見て本当に確信を持ったわけです。早期発見、早期治療ということが、本当に子供がすばらしく発展していく段階がそのテレビに出ている。それによってほかの県からも大津の診察に行く。そして、先ほど述べましたそういう治療方法によって改善されていく。こういうことがあるわけですから、私は特に革新市政としてこういうことができないわけはないと思うわけです。（「そうだ、そのとおり。できないわけはない」

と呼ぶ者あり）ですからその点について、また後で市長にお尋ねいたします。

それから、財政の問題はなかなか困難な状況がありますので、これは当然国がやるべき仕事をなかなかやらせないために、どこの県、国、自治体でも大変苦労をしているところですので、これは私ども共産党議員団、本当に昨年の国際障害者年を迎える中で、国会議員がたくさんこの問題では障害児問題、障害者問題を取り上げておりますので、国会議員団とも協力しながら自治体への補助をふやさせる、こういう運動を行ってまいりたいと思いますが、ぜひ日野市の方でもその運動に取り組んでいただきたい。

それから保健婦さんをふやすことが、非常にこれは大きな仕事への発展となるわけです。いま、日野市の中では一人の保健婦さんがこの健診にはかかわっている。そのほかパートの方を雇っているということで、あとは訪問看護制度の方に一人保健婦さんが行っておりますので、二人しかいない。この健康課の中では本当に課長一人残って、あとすべて健診の方に行くわけですね。成人病もありますし、結核検診もありますし、非常にこれから大事な課だと思いますけれども、そういう点で私はぜひ保健婦をふやすことがこれからのこの仕事を進めていく上では大切かと思いますが、その保健婦さんをふやすことについてぜひ検討いただきたいわけですが、いかがでしょうか。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　三点に質問をいただいておりますが、これまで保健衛生課、いろいろ積み上げの仕事を進めてまいっておりますが、まだ不十分な点も当然あるわけだというふうに思っております。

特に地域保健のことにつきまして、地元の医療機関からもいろいろな協力、助言をいただいておりますし、そういう協議会の中できょうの御提案などのことも含めて、ひとつ十分御検討をいただく機会を持ちたい、このように考えます。

日野市の特徴としてはお誕生健診ということをやっていまして、医師会からは誕生健診よりも一歳半健診がより有効なんだというふうな意見を伺っておりますけれど、誕生という一つの節目でもありますし、家庭の保育をされる側の関心も高めたいわけでありまして、今後も継続すべき仕事だというふうに考えております。

その専門家はもちろん大切でありますし、また、保健婦がなるべくくまなく歩いて、そうして保健指導ができれば大いにいいことはわかりますけれど、一面、お母さん方にも育児知識の中に特に障害でありますとか、疾病に対します知識を深めていただくこともこれまた大切だというふうに思いますから、それらの一環の中で指摘されましたことについても今後、行政サイ

それだけです。

ドの対応を十分検討いたしたい。今日のところ、そういうお答えをいたしておきたいと思っております。

○副議長（大柄　保君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは、もう少し質問させていただきます。

保育園の障害児の入園のことですけれども、十二の保育園があるうち、いま障害児保育をやっているところは七園ですね。そして先般も米沢議員が指摘いたしましたように定数減の保育園もあるわけですから、ぜひここで障害児がすべての保育園に入れるように。さらには年齢としても日野市の場合ですとかなり、五歳が二人、四歳が三人、三歳が二人、二歳が一人ということで、一歳の赤ちゃんには手がかかるかもしれませんけれども、一歳の赤ちゃん、ゼロ歳児の赤ちゃんもなるべく保育園に入れるような、そういう配慮をしていただきたいと思うわけですが、その点を一点。

それから、教育委員会の方には、いろいろと私は障害を持つお子さんがその障害に合った、そしてそのお子さんの教育に合った、そういう学級に入ることが望ましいと思うわけですけれども、わりあいと幼稚園に入れないとか、小学校に入れないとかという声が多々入ってくるわけですけれども、それについて本当にお母様方とも話し合いをやった中でやっているとは思いますけれども、どうしてそういう回答というかしら、そういう

○副議長（大柄　保君）　それでは、現在、市立の保育園に入所しております障害児は、先ほどお答え申しましたとおり八人おりますが、その障害の内容につきましては言葉が遅いとか、自閉的な傾向にあるとか、排せつ関係ですね。排せつが余りよくできないとか、そういう理由の方でございます。

それで、こういう障害児を保育所に迎え入れるにつきましては、東京都の保母の基準プラス介助員、これはパートで雇い入れますが、パートの介助員を一人つけまして対応しているわけでございます。私立の保育園も含めまして、将来、低年齢児の方に障害の入所希望がありますれば、なるべく対応する方向でまいりたいと思っております。

○副議長（大柄　保君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。普通学級あるいは幼稚園に希望しても入れないという声が議員さんのお耳の方に入る。教育委員会の方といたしましては、先ほど申し上げましたように就学相談委員会という組織が設けられて、その中で専門的な立場の先生方がそのお子さんの障害の状況に応じて、このお子さんの場合には都立の養護学校が適当なのではないかとか、あるいは心障学級へ進学されることが適切ではないかとか、あるいはお母さんは心配しているけれど、このお子さんの場合には普通学級で一般のお子さん方と一緒に教育を受けることの方がお子さんのためには将来伸びますよ、こういうような専門的な先生方の一応助言と申しますか、指導があるわけでございますけれど、お母さん方の中にはぜひ普通の地域の学校に入れていただいて、ほかの子供さん方と一緒に教育を受けられるような手段を講じていただきたい、こういう希望を申し述べられる父母の方もたくさんいらっしゃるわけです。

それで、できるだけ父母の方々の要望、これについては尊重していく方向で対応しているわけでございますけれど、中には症状が非常に重度の場合には専門家の先生方も、とても普通学級の現状の受け皿の中では無理であるという結論を下す場合がある、そうしますとそこでいわゆる父母の方と、それから就学相談委員会との間で一応見解の違いというものが出てくるわけでございますけれど、その際におきましては教育委員会そのものが間に入りましてできるだけ相互の調整、あるいは小学校の場合であればその子供さんの居住している学区の学校、それの校長さん、あるいは先生方とも打ち合わせをした上で、そのお子さんの発達の状況、これがある程度とにかく可能である、何とか学校段階でお引き受けして対応していきますという結論が出れば、就学指導委員会の結論とは食い違っていても極力対応するような努力をしているわけでございますけれど、場合によってはとても症状の度合いによっては普通学級そのもので対応し切れないという結論が出た場合、この場合にはこれはもうやはり繰り返し繰り返しお母さんとの、あるいは御父兄との話し合いを続けざるを得ない、そういうところが教育委員会時点で幼稚園あるいは小学校への希望をしてもなかなか受け入れてもらえないという、そういう声が議員の先生方のお耳に入るのではないか、こう受け取っているわけです。

ただ、いま申し上げました重度の障害をお持ちのお子さんの場合のケース、内容となりますと、単に教育サイドの問題だけでなくて医療の分野、福祉の分野、これが総合的な形の中でとらえられないと、教育の段階にだけその問題を持ってきても、事実、とにかくいまの教育の受け皿の時点の中ではなかなか困難であるという事例があることも事実でございます。

○副議長（大柄　保君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　わかりました。

それでは最後に市長にもう一度お尋ねしたいわけですが、新しくできた健康課という課、これに対する位置づけですね。私はこれはやはりこれからの地域医療の中で非常に果たす役割りは大きいと思うわけですけれども、課長が一名で、あと保健婦さんが一名、そのほか予防関係、保健関係で合計十一名ということで、外に出る仕事が多くて課長が一人机のところに座って電話のいろんな相談を受けるという、こういう状況の中では私

はもっとここに人員を配置して本当に医療の点ではもっと充実した活動ができるように、こういうことが必要だと思うわけですけれども、そういう点で健康課というものに対する市長の考え方、お願いいたします。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　健康課が生活環境部でありますとか、あるいは福祉部に組織されている、市によって相違がありますが、私どもでは健康はイコール生活であるという考え方で、まあ、福祉という見方もあるわけでありますが、そのような基本的な考え方でいるところではあります。

そして、健康というのは一人一人の個体、個性の問題でもありますけれど、また、環境、それから広い範囲の守り方がおのずから必要である。緑や清流もまさにそういう密接な関係があるという見方であります。ですから行政の規模が直接健康行政に狭いということが言われているかもしれませんが、幸いにして日野には保健所というきわめて市民生活に、特に健康の問題で頼るべき都の行政の施設があるわけであります。なかなかこれの有機的な関連という面では不十分な点もあるかも知れませんが、五十名という職員を擁して基本的な保健衛生行政をやっていただいておるわけであります。

したがいまして、健康課が機能的に弱いと見るか、十分対応できると見るか、そのあたりにもお考えがあると思っておりますけれど、保健婦が少ないということも確かに言われております。しかし、また歯科衛生というのがきわめて一生の健康のために重要だということで歯科衛生士を幼児の時代から指導できる、そういうふうな仕組みもつくりました。日常、欠ける点、担当者にしてみればもっと機能的な能力を備えたいということがあるに違いないと思っておりますので、十分検討してまいります。

ただ、いまこれは別の事情というわけではないんですが、定員の増加ということが非常にむずかしい時期に入っておりますので、なるべくそれを組織内の融通によって満たしていかなければならない、こういう一面もございます。そういうこともあわせまして、保健活動は日常生活そのものであるということとあわせて、総合的な取り組みをしていくべきである。しかし、また特に障害とかいうことについては幼いときの障害ということは特にまた早期発見ということも大切だと思っておりますから、そのようなことがまだ欠けている点を医療機関の御意見も十分伺って、詰める努力をいたさなければならないというふうに伺ったところでございます。

○副議長（大柄　保君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは要望して終わりたいと思いますが、最初に、どうしても私は市長がまだ大津に行っていらっしゃらなかったら、ぜひ大津に行ってじかに担当の生活環境部長、課も一緒にこれは視察、私ども議員だけでなくて全国から本当に市長並びに担当の方たちが見学、実施に、実際やっているところまで含めて行ってますので、ぜひそれを行っていただきたいと思います。

それから、これをやる上では本当に国と自治体の責務があるわけです。国の責任では日本国憲法にある第二十五条、それから児童福祉法の第二条、母子保健法の第五条、心身障害者対策基本法第九条、こういうことをぜひ守ってこのためにやっていかなければならないので、ぜひこれを守る立場でやっていただきたいと思います。

それから健診漏れ、発見漏れ、対応漏れをなくす一貫した乳幼児の健診体制、障害乳幼児体制、これをぜひ確立させて生まれてくる子供の障害の余地、早期発見と治療、訓練、保育、それからお母さんたちへの訓練、教育、こういうことを行っていただきたいと思います。

さらには、先ほど教育委員会の方で述べられました就学相談委員会、ここのメンバーなどもぜひ健康課ともタイアップしながら、さらには作業療法士だとか医学療法士、こういう方たちも含めてぜひスタッフを確立させていただきたいというふうにお願いします。

そして、特にいま国の予算の問題にどうしても私は触れなければならないわけですけれども、国の予算が軍事費だけを大優先させていく、こういうことが非常にいまのいろんな自治体の行政をやる上で支障を来しているわけですから、軍事予算の飛行機を一機削ることによって（「そのとおりだ」、「当然だぞ」と呼ぶ者あり）、こうしたことが本当に解消させられるわけです。冗談でなくて、本当なんです。ですからそういう点も含めて国に対する働きかけ、これをぜひお願いをいたしまして第一問目の質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって二十の一、障害の早期発見と治療のための乳幼児健診の確立をに関する質問を終わります。

二十の二、多摩平団地の赤水対策と給水本管の点検をについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○十三番（鈴木美奈子君）　次に、多摩平団地の赤水対策と給水本管の点検をということで質問いたします。

多摩平団地ができましたのが昭和三十三年の十月、第一次の入居が七百十二戸、それから三十五年の八月には第六次の入居として五百七十六戸、それですべての駅前第一、第二含めて二千八百十六世帯の団地への入居が終わったわけですけれども、いま団地の中でもいろいろと、もう建てて二十五年たつということから環境の中のいろんな改善、さらには外壁の修理だとか、いろいろと改善がされております。この中でも個人の負担、市の負担、さらにはいま名前が変わりました住宅都市整備公団、

こうした三者の負担によるいろんな施設の改善がされているわけですけれども、この中でいままで自治会としても取り組んできた中で、水の問題があるわけです。私も住民の方から直接何回も言われましたけれども、第六次に入りました五百七十六戸の、このところでは赤水が出て非常に困る。これ、私も住んでいるところですので、朝、起きますと水道のじゃ口をひねるとコップの中が赤さびで赤くなるという、そのお湯を今度はポットに入れて夜になりますとポットの下が赤いさびで浮いてしまうという、こういう状況があるわけです。困っている住民の方たちは御自分で水をろ過する。こういう器機を購入して備えつけているおうちもありますし、これをぜひ、市でやれるのか、公団がやるのか、こういう点を明らかにして、これに対する対策を立てていただきたいと思うわけです。

それからことしの一月四日、まだお正月のお客様のある大変楽しいお正月の夕方、ある一つの棟の横が、配水管が突如割れまして水があふれて夕飯の仕度に困ったという、こういう事態が起きました。市の方でもすぐに業者の方を、もうお正月ですので業者の方を集めるのも大変だったらしいんですけれども、その点は本当にすぐに来ていただいて、でも夜の九時過ぎまでかかりました。そして給水のポリタンク、ポリバケツですね、それを何回か何往復して、水の問題では解決していただいたわけですけれども、三十三年に建てられた建物の中でこういうことが次々と起きてきますと、これからいろいろと地震など起きる場合いろんなことが起きるわけですから、ぜひ団地内に起きます問題、いま四点についてお尋ねするわけです。

一つは、団地内の給水本管の配管地図をぜひ示していただきたいと思います。どこにどういうふうに管が通っているのかというのがわからないわけです。その点をぜひお願いいたします。

二つ目には、事故防止のため地下に埋設されている本管の点検、調査をしていただきたい。

三つ目には、赤水の原因。これは団地の中全部ですけれども、特に一番多く出るのが団地の二二九号棟から二四七号棟までの、通称第四団地といわれております。そのところに集中して赤水が出ているわけですので、その赤水を明らかにして、原因を明らかにしてその対策を立てていただきたい。

四番目、市、公団の責任区分を明らかにして、公団がやるのか市がやるのか、それとも個人がやるのかという、こういう点、本当にきちっとして、もしこれが公団でやるものであったならば、市の方でもぜひ働きかけていただきたいわけですが、この四点についてまず質問いたします。

○副議長（大柄　保君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。水道部長。

○水道部長（土方武彦君）　それでは、いま鈴木議員さんの方から御質問がありました点についてお答えいたします。

まず第一点の、団地内の給水本管の配管地図を示せということでございますが、これは後ほどお渡しいたします。

それから第二番目の御質問でございますが、事故防止のため地下に埋設されている本管の点検、調査せよということでございますが、多摩平団地は昭和三十三年に日本住宅公団、現在、先ほどもお話がございましたように住宅都市整備公団という名前に変わっております。この公団によって整備、建設されたものでございます。公道内に埋設されております本管でございますが、この本管は約九〇％が石綿管でございます。最近、特に第五小学校の南側、それから第二中学校の西側等で漏水事故が発生しております。この原因究明のために本管の一部を切り取りまして、強度、耐久度、そういうものを検査いたしました。

その結果、石綿管の強度保持率、つまりその強度はどのくらい保たれておるかという率でございますが、四二％であることを確認いたしました。四二％という数字は、いますぐ使用不可能ということではございませんが、何らかの対策が将来必要だということでございます。

その次に第三番目の御質問でございますが、赤水の原因でございます。この赤水の原因でございますが、昭和三十三年に建設されました各号棟の内部の配管が鋼管を使用しておるために、管内に付着している鉄さびが生じ、赤水となるものと考えられます。特に雨の後、晴れた日に多く、また、土曜、日曜に休みのときに全世帯が一度に使用したときに発生しております。これは管内に付着している鉄さびが水の流れ、流速の変化によってそのさびがはがれまして赤水の原因となっているのであります。

次の第四点でございますが、市、公団の責任分を明らかにすることですが、これは多摩平の団地の中の水道施設は昭和三十八年、当時の日本住宅公団から市が引き継いだものでございます。市の管理部分は浄水場施設、これは水源を含みます。都、公道内の水道管で、公団の管理部門は団地の敷地内及び建物内の水道施設でございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　どうもありがとうございました。

いま、部長の方から報告されたように大分古くなっているということですので、一番目の、ぜひ配水管を取りかえていただきたいわけですけれども、それができるかどうか。その点を一点。

それから赤水が出ているところは公道から団地の中に入ってきて四号棟ですと一号棟から四階まで縦になっていますね、その部分から赤水が出てくるのか、それとも市の方のところが出てくるのか。その辺、もう一回、ちょっとお尋ねいたします。

○副議長（大柄　保君）　水道部長。

○水道部長（土方武彦君）　お答えいたします。第一点の問題でございますが、この配水管を掘り起こせるかどうかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、これは何らかの対策が必要かと思います。

そこで、対策といたしまして多摩平団地の全体を、まずよく検討いたしまして、配水管布設がえをいたしたく、都と協議いたしまして布設がえの計画を立てたいと思っております。

それから第二点でございますが、赤水の対策でございますが、この赤水につきましては管内に付着している鉄さびが流速によってそれが出るものと思われます。その対策でございますが、住宅都市整備公団と協議いたしました。その結果、公団が団地内の給水管と各棟に共通している部分、縦管と呼んでおりますが、その部分を同時にライニング鋼管にかえるという計画を立てております。計画は昭和五十八年度に全体の三分の一、残りの三分の二を昭和五十九年及び六十年度の両年度にわたって実施したい、そういうお答えをいただきました。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　水の問題では水道法にも述べられておりますように、法律の目的が第一条に述べられて、自治体の責任が第二条に述べられております。本当に水道が私たちの日常生活にはどうしても必要なものですし、すぐにかえるということですけれども、至急やっていただきたいことは、いま飲んでいる水が危険でないのかどうかという、その点を。ぜひ水を各棟から取っていただいて、その点検も同時にやっていただきたいと思うわけですけれども、その点はいかがでしょうか。

○副議長（大柄　保君）　水道部長。

○水道部長（土方武彦君）　水の検査ということでございますか。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）それにつきましては定期的にやっておりますが、臨時的にやる方法もございます。都の水道局と協議いたしたいと思います。以上でございます。（笑声）

○副議長（大柄　保君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　これは大丈夫だと思いますけれども、命にもしかかわる場合がありますと大変ですので、協議でなくて市の責任で速やかにやるという、そういう回答をお願いしたいと思います。

それから、八二年の六月十二日に「キイ」という団地向けの新聞が入りましたが、これも鶴川、これは町田市ですけれども、鶴川二丁目のところでもいま部長がお話になったようなライニング工法によって赤水防止に対する水道管を布設させていく、こういうことが載っております。ぜひ、私どもは命にかかわる水の問題ですので、至急市の責任において住宅都市整備公団に

に対しての指導、そして働きかけを一層強めていただいて、すぐにやることは水の検査、これをぜひお願いをいたしまして私の質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって二十の二、多摩平団地の赤水対策と給水本管の点検をに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時十一分散会

六月二十一日　　月曜日（第七日）

日野市議会会議録

第十九号

昭和五十七年
第二回定例会

六月二十一日　月曜日　（第七日）

出席議員　（二十八名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	旗野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
三十番	高橋通夫	君
二十九番	滝瀬敏朗	君

欠席議員　（二名）

十六番	夏井明男	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
総務部長	加藤一郎	君
生活環境部長	佐々木博	君
清掃部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平敏男	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原莞次	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子　君

議事日程

昭和五十七年六月二十一日（月）
午前十時開議

福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育次長	沢三郎	君
企画課長	田窪鎮夫	君
財政課長	山崎彰	君
資産税課長	永瀬誠一	君
書記	串谷平	君
書記	田野川雅	君
書記	平省弘	君
書記	和三	君

一　一般質問
（請願上程）
二　請願第五七―一六号　南平五丁目排水管埋設延長に関する請願
三　請願第五七―一七号　たばこ・塩事業の専売制度維持存続に関する請願
四　請願第五七―一八号　被爆者援護法早期法制化決議に関する請願
五　請願第五七―一九号　地域公共交通確保に関する請願
六　請願第五七―二〇号　都バス廃止に関する陳情
七　請願第五七―二一号　「非核都市宣言」に関する請願
八　請願第五七―二二号　「都京都住宅供給公社の不当な家賃値上に反対の意見書採択を求める」請願

本日の会議に付した事件
日程第一から第八まで

午前十時四十七分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は二十四名であります。

これより一般質問に入ります。

十三の一、旧日野地域の公園等の現況についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔八番議員登壇〕

○八番（馬場弘触君）　初めに、（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君。

○十五番（飯山　茂君）　一般質問の順序がどうも違うんじゃないかと思うんですが、順序でいきますと古谷議員が八番で、この前のときにはラストへということだったんですが、その後、馬場議員が都合悪いということですので、順序でいけば私は八番の古谷議員がおやりになるのが順序じゃないかと思うんですが、いかがでございましょうか。（「そのとおり」、「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　お答えします。古谷議員は一回、通告質問を取り下げる、こういう申し出がありましたので（「じゃ、取り下げじゃないか」と呼ぶ者あり）その後、なにかまたすぐ（「一度言ってからまたやり直すなんて、できないよ」と呼ぶ者あり）やるということになったので、こういう結果になりました。（「それはできない。じゃ、みんなそんなこと言ったら大変ね。じゃ、みんな取り下げてまたやるなんて、それはおかしいよ。」「一たん取り下げたのはもうだめですよ、締め切った後」、「前例がないぞ、そんな」、「休憩」、「議運を開け」等、議場騒然）

○議長（石坂勝雄君）　議事の都合により暫時休憩いたします。

午前十時四十九分休憩

午後三時　二分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議事進行に関する発言で、休憩中、議会運営委員会の開催をお願いし、議会運営委員会に古谷太郎君から通告質問を取り下げる旨申し出がありましたので、議会運営委員会は了承いたしました。以上のとおり御報告いたしますので御了承願います。

この際、古谷太郎君の発言を求めます。

○六番（古谷太郎君）　今回の件ですが、私の質問につきましては、すでに十六日に議会において満場一致をもって二十一日に行う、そのように決定されております。

ですから、当然私は行う義務もありますし、権利も持っているわけであります。しかしながら、今回の議場の混乱、このことで一応は取り下げることにしましたけれども、議員の発言、

また質疑は議員の責任であり、義務であります。また、議場の議会の決定は尊重しなきゃならないと思います。そういう点で、今後、このような事態がないように議会運営をされることを希望しておきます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　それでは一般質問に入ります。

十三の一、旧日野地域の公園等の現況についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔八番議員登壇〕

○八番（馬場弘融君）　大ベテランの飯山先生の御発言によりまして、議会については何も知らない私にとりましては愛のむちとも言えます。貴重な体験と勉強の場を与えていただきましたことにつきまして、質問に入る前に深甚なる感謝の気持ちをあらわしたいと思います。

それでは、議長の許可を得ましたので、旧日野地域の公園等の現況についてというテーマに基づき、質問をさせていただきます。

森田市長が誕生したのが昭和四十八年の四月でありますが、その三年後、昭和五十一年の九月に日野市行政調査研究会の第一次報告「日野市の現状と問題点」と題する報告書がつくられております。これは古谷栄前市長から市政を受け継がれた森田市長がどのように新しい町づくりに取り組むべきかを探るため、日野市の現状を調査させたものであろうというふうに思いますが、その報告書の都市計画の項で緑地及び公園が取り上げられております。読んでみますと「緑地公園の面積は平均としてかなり高いが、これは相当広大な多摩動物公園があるためであり、地区住民にとって身近に欲しい近隣公園等の整備のよさを示してはいない。むしろ宅地化に対応した公園、遊び場計画としてはおくれているし、偏在が見られる」、こう書いてあります。

さらに翌五十二年の二月には、この行政調査研究会の提言でもあります本報告書が出されております。その中の公園遊び場の項で、遊び場については市の積極的な姿勢が相当の効果を挙げていると評価をしつつも、今後の課題として遊び場は住民の身近により多く設置すべきであり、この点から民間遊休地の借り上げによる設置方式は今後も継続するとともに、公有地をその未利用期間、遊び場として活用することを積極的に推進すべきである、こう結んでいるのであります。

市長は、この二つの報告をずいぶん参考にされて、以後の市政を運営してきたと思うわけでありますが、それは昨年の第一回定例会におきます所信表明の中によくあらわれていると思います。もちろんこの所信は、御案内のように市長選挙に入る直前の所信でありますが、その中におきまして市長は次のように述べておられる。昭和五十二年以降の施策のうちから振り返って、日野市発展の目盛りに相当すると思われるものを挙げてみ

たいといわれ、その第三は町づくりの中の都市基盤整備であり、緑地保全のため用地買収を進め、住みよい町づくり要綱を実施し、農林水産省の日野桑園跡地、あるいは淡水区水産試験場跡地の地元利用を確保したほか、公園や子供広場の建設に努めました。こう自信を持って発言をしておられるのであります。

そこで、早速、私は二つの資料に当たってみました。一つは、皆様もすでにお持ちだろうと思います。東京都市統計第二十一号であります。これは都下二十六市をあらゆる分野から数字的に比較した冊子でありますが、その中の文化施設のページに図書館や公民館と並んで各市の公園の数が出ております。これは昭和五十七年一月一日現在の数字でありますが、日野市の公園の数は七十七ヵ所であり、二十六市中四番目の多さになっております。ちなみに最も多いのは町田市の百ヵ所、二番目が府中市の九十二ヵ所、三番目が八王子市の八十四ヵ所、そしてその次に日野市の七十七ヵ所となるわけであります。この数字を見る限り、市長の言葉に誤りはない、公園づくりに努力をしているなと思われるのであります。

さらに、第三十二回東京都統計年鑑によりますと、これは昭和五十五年、ちょっと古い数字ですが、先ほどの七十七ヵ所の都市公園に児童遊園、あるいは子供広場など、そのほかの公園を加えて公園等の総数として百十四ヵ所になっております。この数は二十六市中六番目であり、総合公園、あるいは地区公園、運動公園が全くないこと、そして児童遊園が少な目であることなど是正すべき点はあるものの、全体的に見てこの二つの統計による限り日野市の公園等は充実しているといえるわけでありまして、市長の発言に誤りはなかったと申し上げたいわけでありますが、ところが私が住んでおりますいわゆる旧日野地域におきましては、かなり以前から子供の遊び場が少ない、公園がない、お年寄りがゲートボールをする場所が不足している、こんな声が強く出されているのであります。これはどういうことか。市長みずからが昭和五十二年以来の日野市発展の目盛りの一つとして公園や子供広場づくりに努力をしてきました、こうおっしゃっている。さらに二つの統計を見てもそれに値するだけの数字が出されているのに、この大きな不満は一体どうしてなのか。私はこれら不満の声を聞いて日野市の公園や遊び場などの配置に、あるいは不公平な点、偏りがあるのではないか。そして、市長は本当は余り熱心に公園や遊び場等をつくってこなかったのではないか。こういう感触を得ましたので、それらを踏まえて質問をしたいと思います。質問は六点にわたります。

第一点は、本年の六月一日現在、市内にある都市公園、つまり児童公園、近隣公園、風致公園、都市、緑地、それぞれの数と総数を教えていただきたい。

次に遊び場、つまり児童遊園、子供広場、運動広場、これも

それぞれの数と総数を教えていただきたい。

それから、ついでに児童公園と近隣公園の違い、さらに今議会に条例案が上程をされておりますが、地区広場についてもその性格などについて教えていただきたい。

第二点は、第一点でお答えをいただいたそれぞれの公園、遊び場等のうち昭和四十九年四月以降、つまり森田市長が御自身の力で予算組みをされてからつくられたものの数を、それぞれ教えていただきたい。

さらに、その中で旧日野地域につくられたものの数を教えてください。

第三点、第二点の森田市長がおつくりになられた公園や遊び場等のうちで、一つとして都市計画法第四十条あるいは日野市住みよい町づくり指導要綱などに基づく開発行為、それと第二に区画整理事業、この二つによって自動的に、いわばたなぼた式に市の公園になったものの数を、やはりそれぞれ教えていただきたい。

第四点、これもやはり昭和四十九年以降、日野市が独自に用地買収をしてつくった公園の数、それと日野市遊び場条例に基づき、民間から借り上げて使用させていただいている遊び場等の数、これもそれぞれ教えていただきたい。

第五点、神明上地域を除きまして大字日野地域にそれぞれの公園と遊び場がどれくらいあるか。また、面積的にはどうか。特に多摩平、旭が丘地区と比べてどうなのか教えていただきたい。

さらに、現在の日野市の公園や遊び場等の配置で偏りがある。つまり数の少ないところ、面積の少ないところはほかにどの地域であるか、教えていただきたい。

最後に第六点、これは市長に伺いますが、前五問に対する回答をどう考えるか、お答えをいただきたい。

以上で一通り質問を終わり、あとはお答えに応じて再質問をさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私の方から六点の中の関係につきまして御説明申し上げます。

まず、六月一日現在の都市公園の数でございますが、現在、都市公園として計画、それからすでに使用が開始されておるものというので、すべてで三十一カ所あるわけでございます。このうちで供用開始が行われておりますのは、面積で六十ヘクタールでございますが、数としてはちょっといま資料の中で把握しておらないわけでございますが、この数については後ほど正確に拾い上げてみたいと思います。

それから未供用、まだ使われておらないいわゆる計画の段階の公園でございますが、三百六ヘクタールでございます。全体

の中で、三十一公園の全体面積が三百六十六ヘクタールでございますので、供用開始の部分は現在の段階では非常に少ないということが言えるかと思います。

それから二点目の運動公園でございますが、これについては運動公園としては現在はまだ計画中のものはあるわけでございますが、開設されているというものは、まだございません。ただ、運動場といういわゆる広範囲な定義づけの中で、特にソフトボール等で、または少年野球、そういったもので利用されている公園は河川敷を利用したもの、そういったものが数カ所あるわけでございます。

それから、今後は運動公園としては仲田緑地の跡に本格的な運動公園を設置することで、現在国の方とこの用地の取得についての協議が行われている段階でございます。

それと四点目でございますが、四十九年の四月以降にどれだけのものが設置されているのかということでございますが、大きくは中央公園の二ヘクタールがありますし、旭が丘の中に約二・五ヘクタールの公園も設置いたしております。

そのほか、四十九年の四月に開園になりましたものとしては、駒形公園、それから五十年の四月に緑が丘公園。それから五十二年四月、豊田公園。五十三年三月、日野台公園。それから五十五年四月、これが先ほど申し上げました中央公園でございますが、黒川公園、これも現在計画している中でまだ築造まで至ってないものもあります。用地買収は一部行っているところもあるわけでございます。

それから旧日野地区に何園開園しておるかということでございますが、旧日野地域、これは先生の御指摘の場所は甲州街道の多摩川寄りというふうに解釈いたしますが、その中では四ツ谷下の区画整理事業として設置いたしました四ツ谷下東、西公園、二カ所が設置されております。そのほかに北原公園というものが設置を行ってございます。

○議長（石坂勝雄君）　答弁中ですが、都市整備部長質問者とちょっと食い違っているようなんで……（「議長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　私は、現在都市公園が幾つあるかということをまずお伺いしまして、そのうちで昭和四十九年以降の数は幾つかという、単純なことなんです。もし、どなたかおわかりになればお答えをいただきたいと思うんですけれども。何年にどれができたとかいうことを具体的にお伺いをしているのではなくて、私のこれから先の質問に入るためのこれ、基礎になりますので、数字を知りたいということなんです。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　都市公園の中には児童公園、それから近隣公園、風致公園、都市緑地があるわけでございますが、この中に児童公園が六十九カ所、それと近隣公

園四ヵ所、風致公園六ヵ所、都市緑地が二ヵ所でございます。
その中で四十九年四月以降では駒形公園、それから児童公園としてたちばな公園だとかやと公園、さかい公園――少々お待ちください。（「名前を聞いてんじゃないんだよ」、「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　部長、結構です。（「ちょっと数が…」と呼ぶ者あり）はい、結構です。それでは、時間がなくなってしまいますんで…。

いまお答えのとおり、都市公園等については八十一ヵ所なんですよ。すべて、児童公園とか近隣公園、風致公園、都市緑地を加えまして八十一ヵ所いまあるはずなんです。そのうち前市長がおつくりになったのが二十六ヵ所。これ、私の調べですよ。昭和四十九年以降が五十五ヵ所になっているんです。ここまではいいですから。この四十九ヵ所のうち、これ、一番重要なんです。開発行為と区画整理でつくられたものがどれだけあるか。恐らくほとんどはそうだと思うんです。ですから具体的に全部なら全部、あるいは一つだけ違いますというふうなお答えが多分返ってくると思うんですが、それをお聞きしたいわけです。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。四十九ヵ所、ほとんど区画整理並びに開発行為によって確保したものでございます。（「それじゃ、市独自にお買い上げになった公園はありますか」と呼ぶ者あり）用地を買収して直接つくったというものはございませんが、緑地としてはございます。公園としては…

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君

○八番（馬場弘融君）　市長、いかがですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の趣旨、それから何を答えとして求められているかというあたりは見当つくわけでありますが、要するに旧日野というふうな分け方をすることに私は少々、われわれの考えと相違があるわけでありまして、都市整備をする際に、特に公園緑地の確保を強力に主張した人と、それから比較的主張の弱かった施策とのあらわれがかなりあるということは言えるはずであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そして、仮に旧日野といわれる部分を甲州街道の多摩川側、あるいは浅川側、あるいは、要するに区画整理手法のまだ行われていないという地域を指すならば、まさにこの御指摘の年代は土地の大変高騰した期間でもありますし、学校用地の取得というようなことで全精力を注いできたということも言えるはずだと思います。

したがいまして、特に御指摘のたとえば旧日野地区の多摩川に近い地域でありましたらば、これから十ヘクタールに近い広

大なスポーツ公園もつくる予定がありますし、あるいは北原公園、特に下水道処理場をつくる地域の処理場の覆蓋をして、そこに広い公園やグランドをつくろうという計画もあるわけでありますから、時代はまさにこれからであるというふうに御理解をいただければきわめて期待の大きなものが持っていただける、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　いまのお答えは都市公園のみについてでありますが、遊び場についてお答えをいただけますか。同じように数でお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　それでは遊び場の数についてお答え申し上げます。その前に、遊び場とは児童遊園、運動広場、子供広場、この三者の総称でございます。日野市遊び場の設置並びに管理に関する要綱、昭和四十八年四月一日に制定されたものに規定されてございます。

それで、児童遊園は児童福祉法に基づく屋外の児童厚生施設でございます。

運動広場は、都市公園法による以外の運動施設でございます。子供広場は、前二号に掲げる施設に類する施設でございます。遊び場の総数につきましては、児童遊園が十七ヵ所ございます。子供広場、十五ヵ所。運動広場、二ヵ所。合計三十四ヵ所でございます。

それから旧日野地区というお話でございますけれども、中央線の線路敷、それから中央高速道の道路敷、それから多摩川、この中に含まれる地域でお答えをさせていただきたいと思いますけれども、児童遊園につきましては五ヵ所、子供広場につきましては一ヵ所、合わせて六ヵ所ございます。

それから四十九年四月以降というお話でございますが、子供広場につきましては十一ヵ所ございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　ちょっと確認をいたしますが、全部で三十四ヵ所ある遊び場のうち、四十九年以降は十一ヵ所でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

先ほどの市長の都市公園に対するお答え、それからいまの遊び場の数に対する福祉部長のお答え、この二つを伺って、改めて私は先ほど申し上げた昨年第一回の定例会における市長の発言にこだわりたいというふうに思います。つまり、市長は昭和五十二年以降の施策のうちから、日野市発展の目盛りに相当すると思われるものを挙げた中で、公園や子供広場の建設に努めました、こうはっきりおっしゃっている。ところが、非常にあいまいな答弁でございましたけれども、さらに私の調べたところによれば都市公園に至っては市長がおつくりになった五十五の公園のうち、市が独自に買収をしておつくりになったのは恐

らく一つではないかと思うんです。たった一つ。残りはすべて区画整理か開発行為によって自動的に公園になったものであります。

また、遊び場についてはこの条例的な根拠となります日野市遊び場条例、これをつくられたのは前市長の古谷　栄氏でありますが、この時代に三十四から十一ですから二十三カ所ですか、二十三つくられているのに、森田市長は九年間わずか十一ヵ所しか設置しておられない。これでは、さきに引用をいたしました、公園や子供広場づくりに努めましたという市長の言葉は真実ではないと言わざるを得ないのであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

さらに、少し古い資料になりますが、昭和五十一年の第四回定例会、このときに共産党の板垣議員がこう言っております。「日野の革新市政は昨年、広場を公園法に適用させまして整備を行い、りっぱな都市公園としてよみがえらせたという実績を挙げました。日野台二丁目の中央公園であります。」――途中を省きますが、「このように年間一つでありますけれども、それなりの施策を展開して整備を進めてまいりました。私はこうした公園の整備をさらに力を落とすことなく進める必要がある」、こういうふうに市長の与党第一党である共産党の板垣議員がおっしゃっておる。ところが市長は、当然こういった質問もあったわけです。報告書もあったわけですから、御熱心に公園づくりを、遊び場づくりをされたであろうと考えまするのに、そうでなかった。非常に残念に思うわけです。

つまり、これからが重要でありますけれども、都市公園を例にとれば、つまり開発行為だとか区画整理によって自動的に公園になったものばかりということは、そういう開発行為が行われなかったり、区画整理が行われなかった地域は、これは旧日野だけじゃありません、かなりあります。そういう開発行為が行われなかった地域にはほとんど新しい公園がつくられなかったということになるわけであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ですから、質問の本旨に戻りますけれども、旧日野地域のような古くからの市街地では開発行為もないし、区画整理もないとすれば、まるで公園がふえていない。

かなり以前でありますと、学校の校庭というのは自由に出入りができました。ですから地域の方々にとって余り不便はなかったし、不足感もなかったのであります。しかし、学校開放が自由というわけにはいかなくなった昨今は、むしろ公園や遊び場の数が、そのスペースが減っているという感じを持つわけであります。この辺の市民感情について、もう一度、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民感情ということにつきましては、常に謙虚に反省をするところでございますし、それからできる努力はかなりやってきたつもりでもあります。

児童公園につきましては借り上げが多いわけでありますから、返してほしいといわれる場合もありますし、その際には何とか代替を用意したい、このような努力もやってまいったと思っております。今後も、借り上げでも何とかしたいということはすでに御承知のとおり、いろいろと呼びかけをいたしまして旧日野地区といわれる地域にもそれに該当するものも幾つか用意をいたしております。

そういう意味で、不公平感のないように極力、これからのことはこれからのこととといたしましても、つまり都市計画的な手法による確保は別といたしましても、なるべく使える広場とか公園とかいうものをあちこちに数をつくっていく、こういうことに努力をすることにつきましては、別段不公平ということは抜きにいたしまして努力をする大きな課題である、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　市長のお話を伺いますと、私は現在どうだという質問をしているんです。それに対して、それはどうだからということは余りおっしゃらないで、将来はこうなりますという話がもうすでに出ております。もう、それはわかっているんです。先日、日野市緑のマスタープラン報告書というものをいただきました。これはかなり具体的なこれからの公園計画が書かれておるわけであります。一通り読みまして、この計画が完了をすればほとんどの地域格差もそれほどない。しかも面積的にも数的にも満足し得るものになりそうなのでありますが、このプランについて、このプランに載っていない遊び場や地区広場等を加えまして、公園や遊び場等の配置の将来計画を多少詳しくお話をいただければありがたいと思います。

さらに農林省の跡地、桑園の跡地、これも絡ませまして旧日野地域においてその計画はどういうふうになるのか。もうすでに市長が少しずつお話をされておりますけれども、さらに大系的に説明をしていただきたいというふうに思います。これが第一点。

それから第一点に関連をしまして、多摩川の利用計画というふうな素案があるのかどうか、これも伺いたいと思います。というのは、すでに浅川につきましては浅川利用計画調査報告書というものがつくられており、日野市の意欲がわかるのでありますが、やはり市内を流れる重要な川であり、自然の一部である多摩川について、どのような利用計画を持っているのか。ぜひ伺わせていただきたい。これが第二点。

第三に、実は先日、文教委員会の研修で北陸の加賀市というところに行ってまいりました。その加賀市の中央公園、これは丘陵地帯にあるわけでありますが、その中に子供たちが自由に遊べる広大な芝生の広場や、おとぎの国と名づけられた、ここに資料がありますけれども、おとぎの国と名づけられた浅い池

つきのこれも広い児童公園があったり、野外音楽堂がある実に楽しい公園でありました。将来の日野市の公園づくりの計画の中に、こうした本当に子供本位の公園が企画をされているのかどうか、伺いたいと思います。

今回、調べてみて改めてわかったのでありますが、日野市の児童遊園、いずれもネコの額のように狭いものばかりであります。そして申し合わせたようにブランコ、滑り台、砂場、鉄棒、ジャングルジムなどがある。余りにも画一的な、大人の目で見てこれが公園だというものばかりであります。もっと子供の身になった、子供が喜ぶような自由な発想の、そして広い児童遊園があってもよいと思います。

実は、ここに「遊び場調査報告書」というのがあります。これは昭和四十八年の二月に日野市が遊び場対策連絡協議会をつくって調査してもらったものでありますけれども、これも前市長の古谷　栄市長の時代です。以後、こういう報告書はつくられておりません。この報告書の中で、日野市の公園や遊び場のおくれと画一性が批判されるとともに、品川区の遊び場行政がとってもよい、そして品川区では公園をつくるに当たって子供たちをプランニングに参加をさせ、彼らの意見を取り入れた自由なものをつくっているというふうに述べ、日野市も先進地に見習って子供参加のすばらしいアイデアの豊富な、特色のある公園づくりをすべきであると提言をしております。これらを踏まえまして、ぜひお考えを聞かせていただきたいと思います。

以上、三点、お願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の御趣旨はわれわれと全く同感でございますから、ただ順序、手法が買わなければ努力でないというようなことはないということを一言言っておきたいと思うんです。

質問の緑のマスタープランという、三年ほど前に建設省の直接の管理当局であります京浜国道事務所、それから都、そういった側から河川利用につきましてマスタープランつくりがされました。その際、日野市の場合は、われわれもいろいろ日野市の意見として提言は行いましたが、採用されたものとして落川の河川敷、それから東光寺の河川敷、この二地点が日野市のために将来開放されるべき場所ということで予定をされておるというふうに理解をしております。

ちょっと緑のマスタープランのことを先にお答えをしておきたいと思うんですが、緑のマスタープランは、これもたしか国土庁が中心になって行いました都市の描く未来像、その中の緑の位置づけということになると思っております。これはなかなか、基準としてはきわめてわれわれもかくあってほしいという期待には当たるわけでありますが、要するに地区地区を設定をして、そうして約三〇％の緑地を保て、こういう趣旨でありま

す。

したがいまして、いまおっしゃいます、これが実現できればきわめていい自然環境、緑の環境が保てるということは全くそのとおりでありますから、また、これに準じないと今後の都市整備、都市計画も準じることを求められるわけでありますので、極力それに沿っていくことが今後の都市整備の前提になるというふうに考えております。

ただ、実現ということになりますと、日野市におきましても多摩川流域、それから浅川流域も含めて相当われわれとしては広い緑地指定を現在、行っております。

それから、多摩川の橋はちょっと混同いたしましたが、その調査のマスタープランつくりにおきまして、二地点を指定をされておるということであります。これに準じて今後、整備、確保をしていこう、こういう考え方であります。

それからその他に、品川区を例に出されて、そういう将来計画を持てという御趣旨かと思いますが、日野市に自然をなるべく豊かに保存しようとしている努力は、まさにそれを兼ねたものをとにかく残さなければならない、こういう発想によるものでございますから、将来計画といたしまして実現することはきわめて望ましいと思っております。

日野市に、子供たちに冒険の機会や、あるいは野外活動の機会を与えるアスレチックフィールドでありますとか、あるいはキャンプファイヤーをやるキャンプ場でありますとか、そのような場をぜひ今後、折にふれて確保する努力をしていきたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　いまの市長のお答えで、緑のマスタープランについてはある程度背景がわかったようなんですが、具体的には何年ごろできるというふうなお考えをお持ちかどうかということと、それから多摩川利用計画についてもう少しはっきりとした構想なり何なりはないのかどうか、もう一度伺いたいと思います。お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。緑のマスタープランの方でございますが、これの計画目標年次でございますが、計画上といたしましては昭和七十五年を目途に計画を立案してございます。今後、この計画の中から都市計画の事業といたしまして、逐次面的整備ができるところから行っていくということになろうかと思います。それの具体的な実施計画は、まだ作成をしてございません。

それから多摩川利用計画でございますが、多摩川利用計画につきましては国の、建設省でございますが、京浜工事事務所におきまして多摩川全線の利用計画をつくっております。それで日野の地域、この多摩川につきましては大部分が自然の環境の

まま残す、こういう計画で組み立てられておりまして、現在、河川利用をしております地域、所、場所につきましては、そのまま運動公園として認められているわけでございます。それ以外は自然をそのまま残すという計画になっております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　時間がなくなりますのでそろそろまとめに入りますが、緑のマスタープラン、いずれにしてもかなり長期にわたる計画になろうと思います。ぜひ先行各地の例を参考にされまして、画一的ではない自由な発想を持った公園をこれからぜひつくっていただきたいというふうに思います。

それで最後に市長に伺います。将来の計画は大体いま理解をできました。しかし、それらの公園や遊び場ができるまではどうなるのか。一番初めに申し上げましたように、つまり現在、公園や遊び場等が不足している地域に対して、それまでの間、どういう行政を行っていくのか。

そこで質問ですけれども、第一に、先日どなたでしたか忘れましたけれども、一般質問への答弁で市長が、区画整理を行う予定のないところについては狭い道路の拡幅について必ずしも無償にこだわらないというふうなことを言っておられます。つまり買収してもよい、こういう考えだろうと思うんです。そこで、今後不足しているところについては市が買収しても積極的に公園や遊び場をつくるというお考えはないかどうか。これが一つ。

第二に、今月一日の広報ひのに市長の言葉が載せられておりましたけれども、この中で市民の方々の申し出によって三カ所の子供広場がつくられたということ、これからもぜひ遊休の土地はこういう形で貸していただきたいというふうにおっしゃっておるのでありますけれども、そこで、これから借りられるような場合は、まず現在不足をしているところをよく調査をされて、そういうところから重点的に借り上げ、子供広場だとか地区広場にしていただけないかどうか。

それから第三に農林省跡地、この払い下げも少し先になると思います。そこで、その払い下げを受けるまでの間、一時使用というふうな形で国にお願いをすることはできないだろうか。

この三つを、最後に市長に伺いたいと思います。お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今後とも広場の確保のために手ごろで買収可能なものは買収方式によって、また、借地方式で可能なものにつきましてはそのような努力を継続をしたい、このように考えます。

また、特に御指摘のとおり現在十分でない地域に重点を置くべきであるというふうに考えます。

それから借り上げ地所につきましては、先ほど答えたような積極的にやりたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　ありがとうございました。いずれにいたしましても新しく宅地を開発された地域に比べて、旧日野あるいは豊田の南口、平山、百草、こういった古くからの町並みが残る地域、田園地域というのは公園や遊び場等が余りに少ないというふうに思います。施策の公平という点から極力、是正をお願いいたしまして、この件に関する質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十三の一、旧日野地域の公園等の現況に関する質問を終わります。

十三の二、日野排水樋管新設に伴う問題点についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

○八番（馬場弘融君）　日野市の下水道は日野市公共下水道基本計画に基づきまして、汚水の排水路と雨水排水路、この二つに分けて排除する分流式をとっているわけであります。その中で、雨水の排水につきましては三十一の排水区に分けまして、市内を流れる多摩川、谷地川、浅川、程久保川及びお隣り多摩市を流れる大栗川へと、それぞれ樋門をつくって排除をする、こういう計画になっているのであります。

そこで、問題の日野排水樋管でありますが、これは三十一の排水区の一つであります日野排水区、この排水区は市役所があります神明地区、大坂上地区、それと新たに日野本町となる地区を含めた排水区でありますが、この雨水を多摩川へ排除する水門であります。設置場所は都市計画街路二・二・十号線と立日橋の予定地のすぐ下流になります。

さて、その日野排水樋管の工事ですけれども、ことしの二月から四月にかけて行われましてすでに完成を見ているのでありますが、この樋門の工事、設計にあるいはミスはなかったのかというのが私の質問の原点であります。

と申しますのは、実はこの質問通告とほとんど時を同じくしまして、多摩川の漁業協同組合長より多摩川漁類の増殖保護についての請願というものが出されております。この請願の趣旨は、まさに私の質問の第一点と同じ内容でありますので、この請願を踏まえて質問をいたします。

実は、第一回定例会におきまして、この日野排水樋管工事の件が上程をされておりますけれども、樋門の位置が低いために、樋門から河川敷の中を通りまして多摩川の本流に至る約二百メーターの導水路が掘られているわけであります。ところがその導水路でありますけれども――資料がどこかへ行ってしまいましたので――前回の第一回定例会の議案書にもありましたけれども、多摩川本流が流れている。これに対して直角に交わるような形で導水路が掘られているわけです。さらに、この導水路が非常に深い。ですから平常時の多摩川本流が導水路の方

に逆流をしないように、本流との境に砂利を積みまして簡易の堤防というふうなものがつくられているわけです。

ところが、これが問題でありまして、大雨とまではいかなくても多少の雨で多摩川の水かさが増したときごとに本流からこの簡易堤防といいますか、砂利を積んだところを乗り越えまして導水路の方へ逆流をしてくる。かなりの勢いで流れ込んでくる。水だけではなくて、魚も急流を避けて逃げ込んでくる。導水路全体がいっぱいになるまで流れ込んできますから、かなりの深さになります。ちょうどベルト状の水たまりがつくられた感じになるわけであります。魚というのは、雨による濁流を非常にきらいます。ですから必ず水のたまる静かなところに逃げ込む習性を持っています。この導水路はまさに多くの魚の逃げ場になってしまう。ところが雨がおさまりまして水位が下がってくる。そうすると砂利積みしたところ以下に下がりますと、本流と導水路が完全に分離をされてしまう。池になってしまうわけであります。もともと清水がわくようなところではありません。ですから導水路の水はどんどん引いていく。中では無数の魚がはね回り、浮き上がってしまうものも非常に多い。それをつかまえに、また多ぜいの子供たちがやってくる。深いところもありますから、熱中する子供たちにとっては非常に危険である。

請願を出されました漁業協同組合長の説明によりますと、組合では毎年アユを三十万匹、コイを四十五万匹、フナを四十万匹、それぞれ稚魚でありますけれども放流をし、多摩川の魚類の増殖、保護に万全の努力をしているということであります。

さらに強調しておきたいのでありますけれども、共産党の板垣議員あたりが中心となって進めております「多摩川にサケを放流しよう」という運動があるわけです。市長もこれについてはかなりバックアップをしておるように伺っておりますし、先日も小俣議員が発言をしておられましたように、この二月から三月にかけて二回サケの稚魚を放流したということであります。このサケの稚魚も導水路に入って死んでしまったかもしれません。市長も非常に御心配だろうと思います。導水路の完成以来すでに二回こんな状況がありまして、組合ではと網を持って多くの魚をつかまえ、浅川まで持っていって放流した。こんなことまであるそうであります。

さらに、市長がいつも言われているように清流を回復させようとする多摩川であります。昔のような自然を回復させようとする多摩川であります。大切な自然の一部としての魚類の保護という面からも、また、さらに大切なことは、魚を取りに来る子供たちの安全確保という面からもぜひ導水路の改修はしていただきたいというふうに思います。

そこで質問の第一点は、この導水路が現在どうなっているのか。また、もし直せるならどういう形にするおつもりか。これを伺いたいと思います。

第二点は、この日野樋門に近い東町一帯はかなり低い地域でもあります。少しの雨でもすぐ浸水をするところがあるわけであります。第一回の定例会でもこの問題は、わが新政会の奥住議員によって取り上げられておりますけれども、そのときの答弁について再確認をしておきたいと思います。そのときの都市整備部長のお答えによりますと、今年度は樋門からの樋管延長工事と並行をさせて東町の低地帯の雨水をも排除するための小さな樋管も同時に施工するということ。そしてこれが今年度じゅうに完成をすれば、周辺の雨水が樋門を通って多摩川に流れていくということで、浸水対策が一応でき上がる、こう述べておられます。

そこで第二の質問でありますが、最初に申し上げましたようにこの樋門の位置がかなり低いわけであります。平常時の多摩川本流と比べてもほとんど変わらないくらいの水位になっております。ですからかなり雨が降って多摩川の水かさが増した場合、濁流がどんどん流れているような場合、むしろこの樋門の水面より高くなっているような場合、本流より低いところにあいている水門を通って東町の低い地域の雨水が本当に多摩川に排除できるのかどうか。むしろ多摩川の濁流がその小さな樋管を通って、より低い東町の浸水地域に逆流するようなことはないのかどうか。最初の魚騒ぎ以来、地元ではこの樋門に対する不安感をつのらせております。ぜひ明確なお答えをいただき、市民を安心させていただきたい。

以上二点、お伺いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から、ただいまの二点の御質問につきましてお答え申し上げます。

まず一点目の導水路の現状、これをどう解消するのかという御質問でございますけれども、ただいま御指摘のありましたように、この導水路をつくったことによって多摩川の本流の水が増水をした場合に、この導水路側に進入いたしまして、それで魚類がここに避難をしたということで、この導水路には水が引いた後、多くの魚が水のあるところにたまっているということは、これは事実でございます。

それでこの樋管、まあ、導水路もそうでございますが、樋門全体または樋管につきましても、この建設に当たりましては関東地方建設局長との間で設計並びに施工、工事の監督という一切の委託契約を結びまして、五十七年の三月三十一日に工事が完了したわけでございますが、御承知のように河川にかかりますこういう樋門等を設置する場合には、すべての権限が建設省の方にありまして、地元の自治体といたしましては一切それは工事等は直接施工することが不可能でございます。そういう関

係上、建設省の方に一切の、設計から工事に至るまでの計画を行いまして、それでこういった樋門等をつくっておるわけでございます。

それで、この樋管設置につきましては河川法十三条に基づきます河川管理施設等の工事基準で水路とか流量とか、また地形等を考慮いたしまして、安全、しかも有効に排水ができるように構造上で設計、施工されておりますので、その点につきましては専門家でございます建設省の方の河川局においてそういったチェックがなされております。また、施工も行われております関係上、問題がないというふうに私どもは考えているわけでございます。

それで、今後これをどう改修するのかという点でございますが、魚類が増水した段階で導水路に入ってくる、これを防ぐということで、この導水路の本流までの延長は二百四十二メーターあるわけでございますが、現在はまだ排水は行っておらないという、このために本流と合流するところの河床を上げていたために降雨によりまして本流の水位が上昇しますと、排水路に逆流を起こすといった結果が出てきたわけでございます。これが本年の三月と六月の四日にそういう現象がありまして、先ほど申し上げましたように樋管の部分に魚が滞留したということがあったわけでございます。

この問題につきましては、五十七年度の事業で東町地域の浸水個所というものを解消するための工事、それと先生からも御指摘がありましたような工事を行うことによりまして、東町一帯の雨水というものを排除するために五十七年度に一応工事が行われるわけでございます。これが完成いたしますと、雨水が樋管に流入できるわけでございまして、これによりまして樋管からの排水が可能になってまいります。そういたしますと排水路の河床を本流の合流点まで切り下げていく。このことによって魚の入ってくる問題というものは解消できるというふうに考えております。

それで、雨水を直接流すまでの期間、暫定的な措置でございますが、六月十四日に排水路に高さ一・四メートルの盛土を仮締め切りという形で設置いたしました。この仮締め切りをやった関係上、今後、本流の水位が上昇いたしましても逆流現象は一応防止できるということで、その工事を施工したわけでございます。今後は従来のような増水程度では魚の逆流というものはないというふうに考えております。

それから東町の浸水、先ほどもちょっと触れましたけれども、二点目の問題でございますが、樋門の位置が低い、それで水位が上昇した場合には逆流するんじゃないかといった点の御質問でございますが、先ほど申し上げましたようにそのようなことのないような設計、施工が建設省によって行われております。それで計画降水高まで水が増水した場合には、一応樋門も閉め

るということで採用をしていきたい。また、そういうことで逆流を防いでいくということになろうかと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　そうすると、第一点についてはとりあえず対策をしたということ。第二点については計算上は大丈夫なことになっているというお話であります。

けれども、どうもまだ不安がありますので、これまでに多摩川あるいは浅川への雨水の排水用の樋門といいますか、そういうところで水門の位置よりも高い本流に対して樋門は計算どおり機能をしているかどうか。これまでにある樋門についてですね。どこか、そういうふうな例がありましたらちょっと教えていただきたいというふうに思うんですけれども。これ、一つお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それではお答え申し上げますが、現在、多摩川、浅川に数ヵ所の樋門を設置してございますが、いままでの設置後、そういった御指摘のような逆流したという現象はございません。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　はい、わかりました。時間がなくなりますので、実はもう少しこの辺、伺いたいと思っていたんですけれども、一応以上でこの件の質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十三の二、日野排水樋管新設に伴う問題点に関する質問を終わります。

十三の三、実施設計を前に市民会館についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

○八番（馬場弘融君）　私の手元に、日野市民会館の基本設計図、これはこの三月につくられたわけです。これがあります。長い間、市民の要望でありました市民会館がいよいよ実現へ向けてスタートしたかと思いますと感無量でありますけれども、ぜひよいものをつくっていただきたいということで、確認の意味からも何点かに分けて質問をしたいと思います。

第一点は、この庁舎ですけれども、建設の記録、昭和五十年の発行でありますけれども、これによりますとこの中ですでにこの庁舎の横、つまり基本計画に示された場所に市民会館をつくる予定になっておる。当時の構想では、新庁舎と前面の公園及び中央公園、それに将来つくるであろう市民会館をトータルに考えて、この地域全体を市民のコミュニティーセンターにするんだというふうなお考えであります。つまり、そういう大きなねらいを持って新庁舎がつくられているのならば、その時点でこの庁舎ゾーンの重要な一環をなす市民会館についても、当然それなりの素案といいますか、原案を持っておられたことと思いますので、その辺を市民会館建設の理念といいますか哲学

を踏まえてぜひ市長よりお答えをいただきたいと思います。これが第一点。

次に、そうした理念を踏まえまして具体的にはどのような内容のものをホールのほかに加える考えであるか。駐車場はどうするつもりか。さらに、大ホールの座席数はどのくらいを考えているのか。明確な根拠を示してお答えをいただきたい。

と申しますのは、これまでの委員会審議の中で担当部課長の答弁に気になる点が見られるからであります。つまり、一方にはホールの座席数の問題でありますけれども、文化協会あたりの要望にもあるように、市民文化の発展の場という面を重視すれば七百席ぐらいの中ホールと、三百席ぐらいの小ホールをつくってほしいという意見があるわけです。

また、他方には、先日川嶋議員が申されましたように成人式を行ったり、あるいはプロの音楽家を呼ぶ、そのためにはどうしても千五百席以上のホールでなければ不十分だ、こういう見解も強いのであります。

これら相反する意見に対して、市側として明確に両者を説得し得る考えを持っておられるのかどうか。ただ敷地の関係や日照条例の関係でやむを得ず千席ぐらいになってしまったとか、残念ながら駐車場はとれません、これでは余りに無責任だと思うからであります。ぜひ、明確な意義づけのあるお答えをいただきたい。これが第二点。

それから第三点として、資金計画について伺いたいと思います。総工費については約二十五億円程度だというふうに伺っておりますけれども、先ほどのこの庁舎建設の記録によりますと、昭和五十二年秋に完成したこの庁舎の総費用がほぼ同じ金額で、二十五億四千五百万円となっております。そこで、庁舎建設費の財源内訳との関連から市民会館建設費の財源計画を教えていただきたい。

具体的に申しますと、庁舎のときには国及び都の支出金が七億一千八百万円、地方債十億円、その他として庁舎建設積立金が六億四千万円、それに一般財源の一億八千百万円ですか、これを加えて合計二十五億四千五百万円、こうなっております。今回の市民会館についてもこれに対応するような計画があるかどうか、なるべく詳しく教えていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　市民会館建設に当たっての理念ということでございますが、先ほど質問の中にも触れられましたとおり、日野市の市民生活から見たセンターになすべき考え方だというふうにお答えすべきかと思っております。

つまり、庁舎もそうでありますし、それから中央公園、並びに今度大きな機能を持ってつくることになります市民会館、これらを総合して日野市の大きな自治の、まあ、とりでというといかがと思いますけれど、自治の要するにセンターであるということはどなたも理解されるところであるというふうに思っております。そうして、確かに日野市は中央線並びに京王線、それから甲州街道その他（「議長、質問に答えさせろよ。そんな関係ないこと…」と呼ぶ者あり）いま理念を言ってるんですから。

そういう東西交通はかなり整っておりますが、南北交通の面で欠ける点があります。しかし、すでに定められております日野都市計画がすでに着手しておりますとおり、完成を見ます場合にはまさに交通の上でも日野市の目玉になる位置である、こういうふうに計画をされております。

したがいまして、いろいろな意味で日野市のシンボル、日野市を象徴するシンボルと申しましょうか、日野市民が自分たちの町のセンターである、こういう意識が持たれる、そういう施設をつくろう、こういうことであります。

したがいまして、日野市にふさわしい市民会館というものはどうあるべきかということになるわけでありまして、日野市は地方に孤立する都市でもありませんし、首都圏という範囲の、しかも東京都下の多摩地域の相連檐するいろいろな意味での交流できる、その中の一都市であります。したがいまして、そういうことを基準にしたおのずからの考え方が生まれるはずでありますし、この問題についての対策は可能である、また可

能ならしめなければ意味をなさないわけでありまして、そのことは私は可能である、このように思っております。

それから中規模ホールが適切であるという考え方と、もっと市の公式行事等を行うそういう認識、あるいは老人会、このようなものもまたこの場で行えるという能力を持つべきであるという論はまことにごもっともでありまして、私は固定席並びにホワイエ、それからその他の場所でも、たとえばモニターテレビ等で（笑声）、あるいは文教施設等で十分な要望は満たすことが可能である、このように考えておりますので、どうかひとつ、委員会でこれらのことを十分お答えもさせていただくわけでありますし、御理解もいただきましてぜひ議会の鞭撻と推進のお役目をお願いしたいと思っております。

資金計画等につきましては、担当者の方からお答えいたします。

○議長（石坂勝雄君）　企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　財源計画についてお答えを申し上げます。財源計画につきましては、ただいまでき上がっております基本設計によりますところの財産でございます。総事業費につきましては約二十二億二千五百万円でございます。

その中で、財源の内訳でございますけれども、まず基金が約八億八千万、これは五十六年度の決算の予定額でございます。

それから国庫補助金といたしまして文化庁の補助金でございますけれども、地方文化施設整備費補助金というのがございます。八千五百万円の低額でございますけれども、八千五百万円を予定いたしております。

それから地方債についてでございますけれども、約九億六千八百五十万円ということになっております。

それから一般財源といたしまして、二億九千二百万円というふうな内訳になってございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　ちょっと数字の確認をしますけれども、二十二億二千五百万円。それで内訳が、基金が八億八千万、国庫が八千五百万、地方債が一億六千八百万（「九億でございます」と呼ぶ者あり）あ、ごめんなさい、九億六千八百万、一般財源が二億九千二百万ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

前段の理念につきましては、どうも歯切れのよい理念が全く伺われなかったのは残念に思います。高いお金を出して三十年に一度ぐらいのものをつくるわけですから、日野市としてはこういう理念を持っているから千何席になりましたということを明確に市民に対して言えるようなものをつくっていただきたいということを、まず申し上げておきます。

次に、特に駐車場の件でありますけれども、これは現在、あの建設予定地には京王バスの停留所があります。それから庁用

車、市民の車もかなり駐車してあります。つまり建設予定地はすでにこの庁舎だけの一般使用のためのスペースとして、かなり利用をされてしまっているのであります。しかるに、この場所に会館を建てた場合どうなるか。

まず、現在駐車している車のスペースが必ずどこかに探さざるを得ない。さらに加えて市民会館を利用する市民の車が恐らく二百台、あるいはそれ以上になるかと思いますけれども、やってくるわけであります。それをどうさばくおつもりなのか。先ほどの答弁では、民間の方からお借りをするんだというふうな非常に心もとない答弁でありましたけれども、一つの考え方として、日野中央公園の南側に道路に面したベルト状の市有地が残されています。私は何であんなふうな形で公園の向こうの土地を帯状に残しておくのか不思議でならないわけでありますけれども、あそこを駐車場にするお考えはないかどうか。これを伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　駐車場のことにつきましてはいろいろ対策を考えました。いま指摘をされるこの部分も駐車場の候補たり得たわけでありますが、もっと集団的な駐車場であることが望ましいわけでありますし、本来あの部分はかっては公園用地として神明上区画整理では予定をされておった範囲の中であります。一時減歩率等の関係で割愛したことがありますけれど、再度新都市建設公社に任せた後で市の所有することといたしました。

したがいまして、いまのところの考え方ではやっぱり緑化センターが優先する、そういう位置づけでございます。駐車場のことにつきましては、今後、責任を持って取り組みますし、それからいま言われたような庁用車並びに京王のターン地点ということにつきましては、もうすでに対策を考えておるところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　それから具体的な市民会館の中の付属設備といいますか、たとえばレストランがあるのか、和室があるのか、子供の預かり所のようなものがあるのか、ギャラリーといいますか、そういったものもあるのか、この辺についてもう少し詳しく原案を教えていただきたいというふうに思います。（「時間がないぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のものは、ことごとく概要に含まれております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　ありがとうございました。では最後に、時間がなくなりました。

資金計画のうちで、国庫補助金についてちょっとお伺いをしたいんですが、この庁舎の場合は国庫補助金の非常に多くのウ

エートを防衛施設庁の補助金という形で受けているわけであります。少し余談になりますけれども、その防衛施設庁の補助を受けてつくられたこの庁舎の中で、防衛庁あるいは自衛隊に対して反対をする、認めない会派の方々が何の不満もないということは非常に納得できないのでありますけれども（「全く関係ないよ」、「ピント外れ」と呼ぶ者あり）それは本題とは別でございますが、（「あさましい発言だ」等、発言する者多し）

○議長（石坂勝雄君）　静粛に。馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　民主主義というのは自由に発言ができるという、そのよさが民主主義であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

ところで、いまの防衛施設庁関係の補助金が、この市民会館についてはない。文化庁の補助金が八千五百万。非常に少額であります。（「文化庁どうした、自民党政府どうした」と呼ぶ者あり）共産党の諸君が言われるように、お隣りの立川飛行場からはＣ１ジェットが飛ぶそうであります。とすれば、市長は喜んで積極的にです、Ｃ１ジェットが飛ぶならば（「飛ばないようにしろ」と呼ぶ者あり）補助金をくれよと、くださいというふうに防衛施設庁の方に働きかけをして、そのお金も引き出してくる、そういう姿勢が必要ではないか。そう思います。最後に、この点を市長に伺います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　資金はなるべくいただけるものは広く（「何をやるにも共産党は反対じゃないか、衆議院本会議……」と呼ぶ者あり）いただくということを考えていることは申すまでもございません。防衛庁の補助金もかなり当てにしたいということで予定いたしておりました。

ところが、折衝をいたしました結果、つけていただける時期が明確でない。運よく順序を待って時期が相当おくれるというふうなこともあわせ考えまして、しかもその額がいま国でも、文化庁からいただく額のそう大きな差がないというような判断で、むしろその間には物価等も高騰するでありましょうし、市民要求も強いわけでありますから、二年後に確実にできる、そういう方法、手順を選んだ、こういう結論でございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　再度お伺いします。それでは防衛施設庁関係の補助金をいただくことは不可能ですか。明確にお答えをいただきます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　現在のところ不可能であります。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　はい、わかりました。非常に残念でなりません。

前回の議会において古谷太郎議員が言われたように、市長の役目というのは市民から千円の税金を集めたらそれを二千円、二千五百円、こういうふうに価値をふやして使う、それが市長の役目だ（「政府の役目はどうした」と呼ぶ者あり）。それをしないで、ただ自分のところのお金だけでつくろうとする、この姿勢にどうしても私は納得できません。（「もっと政府を批判しろ」と呼ぶ者あり）

いろいろ市長のお話も伺いました。ある程度理解できる点もあります。しかし、ぜひ焦ってつくらないでいただきたい。これから市民会議のようなものをおつくりになって、多くの意見に対して対処をしていくというおつもりのようでありますけれども、ぜひ、先ほども申し上げましたように日野市としての一つの理念、あるいは思想を持ってそれらに対処をしていただきたい。そうしないと、こういった多目的ホールというのは、みんながいいようにという形で妥協に妥協を重ねていきますと、結局は無目的ホールとなり、実に使いにくいものになったり、あるいは宝の持ち腐れになってしまうこともあるからであります。ぜひそういったことのないように、市民に使いやすい、後世の市民に残せるすばらしい市民会館をぜひつくっていただくよう要望を強くいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十三の三、実施設計を前に市民会館に関する質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

請願の付託をしたいと思います。

請願第五七－一六号、南平五丁目排水管埋設延長に関する請願が提出されました。

請願の要旨はお手元に配付されておりますとおりです。

請願第五七－一六号の常任委員会への付託は会議規則第百十二条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

請願第五七－一七号、たばこ塩事業の専売制度維持存続に関する請願が提出されました。

請願の要旨はお手元に配付されておりますとおりです。

請願第五七－一七号の常任委員会への付託は会議規則第百十二条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

請願第五七－一八号、被爆者援護法早期法制化決議に関する陳情が提出されました。

請願の要旨はお手元に配付されておりますとおりです。

請願第五七－一九号、地域公共交通確保に関する請願、請願第五七－二〇号、都バス廃止に関する陳情、請願第五七－二一号、「非核都市宣言」に関する請願、請願第五七－二二号、「東京都住宅供給公社の不当な家賃値上に反対の意見書採択を求め

る」請願が提出されました。

お諮りいたします。この際、提出された四件の請願は一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第五七－一九号、請願第五七－二〇号、請願第五七－二一号、請願第五七－二二号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時三十七分散会

六月二十八日　　月曜

（第八日）

昭和五十七年
第二回定例会

日野市議会会議録

第二十号

六月二十八日　月曜日　（第八日）

出席議員（二十九名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	簇野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（一名）

二十九番　滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
収入役	成井正夫	君
総務部長	加藤一郎	君
生活環境部長	佐々木博	君
清掃部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平敏男	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原莞次	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　川久保友子　君

福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育次長	長沢三郎	君
企画課長	田窪鎮夫	君
財政課長	山崎彰夫	君
納税課長	朝倉敏夫	君
書記	平川雅弘	君
書記	串谷野省三	君
書記	田平和	君

議事日程

昭和五十七年六月二十八日（月）

午前十時開議

（議案審査報告）

一　議案第三七号　日野市基本構想の制定について

二　議案第三八号　日野市民憲章の制定について

三　議案第三九号　日野市歌の制定について

四　議案第四〇号　町区域の設定及び変更に伴う関係条例の一部改正に関する条例の制定について

五　議案第四一号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

六　議案第四二号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について

七　議案第五二号　土地明渡請求訴訟事件に係る和解について

八　議案第五三号　日野市立三沢児童館（仮称）新築工事請負契約の締結について

九　議案第五六号　日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事請負契約の締結について

（総務委員会）

一〇　議案第四七号　昭和五十七年度日野市一般会計補正予算

（厚生委員会）

一一　議案第四三号　日野市地区広場設置条例の制定について

一二　議案第四四号　日野市立婦人センター条例の制定について

一三　議案第四五号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について

一四　議案第四六号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

（建設委員会）
一五　議案第四八号　昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第一号）
一六　議案第四九号　市道路線の一部廃止について
一七　議案第五〇号　市道路線の廃止について
一八　議案第五一号　市道路線の認定について
（請願審査報告）
（総務委員会）
一九　請願第五七―一〇号　記帳義務法制化反対大幅減税に関する請願
二〇　請願第五七―一五号　たばこ・塩専売制度存続に関する請願
二一　請願第五七―一七号　たばこ・塩事業の専売制度維持存続に関する請願
二二　請願第五七―一九号　地域公共交通確保に関する請願
二三　請願第五七―二〇号　都バス廃止に関する陳情
二四　請願第五七―二一号　「非核都市宣言」に関する請願
二五　請願第五七―二二号　「東京都住宅供給公社の不当な家賃値上に反対の意見書採択を求める」請願
（厚生委員会）
二六　請願第五七―一二号　グリンボックス（生ゴミについて）に関する請願
（建設委員会）
二七　請願第五七―一四号　多摩川魚類の増殖、保護についての請願
二八　請願第五七―一六号　南平五丁目排水管埋設延長に関する請願
（文教委員会）
二九　請願第五七―　六号　日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願
三〇　請願第五七―　七号　遊林農地をテニスコートとして利用することに関する請願
（厚生委員会）

三一　請願第五七―　八号　建材置場の公害に関する請願
三二　請願第五七―　九号　老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願
三三　請願第五七―一八号　被爆者援護法早期法制化決議に関する陳情
三四　請願第五七―　二号　（建設委員会）
三五　請願第五七―一一号　日野市大字宮五〇番地所在、別府神社の社殿並びに境内地の現状保存のため、万願寺区画整理地区の幹線道路位置指定変更の陳情
三六　請願第五七―一三号　新井用水路側道の舗装及びガードレール設置の請願
（継続審査議決）
三七　臨時自転車置場の撤去についての請願
三八　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
三九　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件
四〇　高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件
四一　廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件
（議　案　上　程）
四二　議員提出議案第一〇号　市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件
四三　議員提出議案第一一号　三多摩の電話料金格差の是正を求める意見書
四四　議員提出議案第一二号　多摩川・浅川の浄化対策促進を求める意見書
四五　議員提出議案第一三号　都立高校建設促進に関する意見書
四六　議員提出議案第一四号　行政改革に関する意見書
四七　議員提出議案第一五号　立川基地のＣ１ジェット輸送機並びにＡＨ１Ｓの発着中止を求める決議
四八　議員提出議案第一六号　立川飛行場の運用開始に伴う周辺自治体との事前協議を求める意見書
核兵器及び軍縮問題に関する意見書

四九　議員提出議案第一七号　第九次道路整備五箇年計画の策定に関する決議
五〇　議員提出議案第一八号　記帳義務法制化反対大幅減税に関する意見書
五一　議員提出議案第一九号　たばこ・塩事業の専売制度維持存続に関する意見書
五二　議員提出議案第二〇号　地域公共交通確保に関する意見書
五三　議員提出議案第二一号　都バス廃止に反対する意見書
五四　議員提出議案第二二号　東京都住宅供給公社の家賃値上に反対する意見書
五五　議員提出議案第二三号　非核都市宣言に関する決議

（追　加　日　程）

一　会期の延長

本日の会議に付した事件

日程第一から第四一及び追加日程第一まで

午後二時二十九分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十九名であります。

これより議案第三七号、第二次日野市基本構想の制定、議案第三八号、日野市民憲章の制定、議案第三九号、日野市歌の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（黒川重憲君）　議案第三七号、第二次日野市基本構想の制定について、議案第三八号、日野市民憲章の制定について、議案第三九号、日野市歌の制定について、以上三件なお十分な検討を要するということで総務委員会全会一致で継続と認定をいたしました。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　総務委員会に提案者である市長が出席されておりませんでしたので、この機会に伺っておきたいと思うんですが、第一点は、第四の柱として「活気ある産業と豊かな消費のまち」という柱が立てられています。この中で豊かな消費の町という表現は使い捨ての消費を象徴するような表現ではないかという、これはむしろ豊かな暮らしの町という表現の方がいいんではないかというふうに私は思っております。この点が一点と、それから第二点目は道路の建設整備の問題で、常に市民の声をこの施策にどう生かすかということが避けることのできない問題としてあるわけですけれども、この基本構想の文面では、この道路の建設整備あるいは交通網の整備等に関連して市民の声をどう反映させていくか、あるいは市民参加をどう施策の中で生かしていくかという点が明確でないというふうに私は思うんですが、その点についていかがお考えか伺っておきたいと思います。

第三点目は基地と平和の問題でありますけれども、いかに福祉の町を推進しようとも、頭の上を軍用機が朝晩飛び交うという環境の中で平和と安全が常に脅かされる、こういう現実問題があるわけですけれども、（「自民党の存在があるからそういうことになるんだよ」と呼ぶ者あり）この問題が触れられていないという点があります。

それから四点目は森田市政の基本理念であります憲法を市政に生かすということで、この九年間、民主的な施策が実施されてまいりましたけれども、この憲法云々という表現がこの基本構想の文面には全く触れられてないという点について私は疑問を持って

おります。

以上四点について、この機会に市長の意見を伺っておきたいと思います。そうして今後の総務委員会での審議に生かしていきたいという考えでございます。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ごく簡潔にお答えをしておきたいと思います。

この基本構想それから市民憲章、市歌は相共通する理念のもとに作成されているというふうに御理解いただいていいと思っておりますが、基本構想の中で豊かな消費、確かにそういう言葉を使っているわけでありますけれども、このこのは市民憲章の中では心豊かな町をつくりましょう、このように表現しておるわけでございまして、物質的な豊かさのみを目指すものではなくて、心豊かな消費あるいは暮らし、類似するものがあると思っておりますけど、そういう考え方だということをつけ加えておきたいと思っております。

それから道路の建設整備につきましては、もちろん市民生活また市民の意思というものときわめて密接な関係の中で施工すべきものは施工するというふうに進めなければならないと思って取り組んでおるところでございます。したがって、何か公害道路をつくる、公害を顧みず道路をつくる、そういうことではないつもりでありますし、市民生活をより豊かに、心豊かに円滑にするにはどういう道路網が必要であるか、このようなことも十分理解を得る手段を尽くして、そうして実施していくべきものである。つまり市民参加の理念はその中に貫かれていなければならない、このように考えております。

それから基地と平和の問題、これは言葉として表現の中に入っていないかもしれませんが、平和という言葉は当然この三つの議案の中のそれぞれの表現の中に挙げております。したがいまして平和という一番の共通する理念の中で基地の問題も当然日野市民あるいは日本国民に必要とするもの、あっては害となるもの、これらの仕分けはなされなければならない。したがって、その理念そのものは入っておるというふうに御理解がいただければ幸いだと思います。

それから憲法も同じでありまして、憲法は、これはもうすべての基本法でございますから、憲法の中でこの基本構想それから市民憲章、これらを貫いていくというふうに御理解をいただきたいものである、このように思っております。また後々それらにつきましての考え方の開陳はぜひさせていただきたい、このように願っております。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　いずれも継続の審査に付されたということですが、まず日野市歌のことについて、これは議長にお願いを含めて提供したいと思いますが、歌というのは歌詞がもちろんありましてそれも今回示されて私ども拝見をいたしました。しかし、また一つの構成をする要件であるメロディーやリズムというものを私たちは全く知らされていないわけです。前回の本会議でこの市歌が提案されましたときに、高橋議員だったと思いますが、一度聞いてみたらどうだという意見がありましたが、結局取り上げられませんでした。議場で聞くというのはいろいろ考え方はあるかもわかりませんが、やはり楽譜の読める作曲家でもピアノやギターをひきながら曲をつくる、ましてわれわれは専門家じゃないんですから、歌を審査する、審議するという場合に聞かずにこれを審議、審査した、そして継続になったというのは、やはり不熱心といえば語弊がありますが、市歌というものに対して本気でなかったのではないか、そういう取り組みの姿勢を市民の方から指摘されることもあると思うんです。ぜひ、やはり聞くのが当然だと思いますので、議長において賢明なる御判断をお願いしたいと思います。

それから日野市歌というのは、いわゆる私たちの地域共同体の歌でありますが、これは市長にお聞きいたしますが、市に市歌ができるのであれば、私たちの国にはやはり国歌というものがあるんです。市長は日本の国歌はどういう歌だと認識をしておられるか、それをお聞きいたします。

それから基本構想のことについてお尋ねをします。

昭和四十六年に第一次基本構想が提出をされて決定をされましたときに、森田日野市長は、この基本構想を審議する委員会の副委員長として参加をしておられたと思います。そして一般質問もやっておられまして基本構想のことを評価をしながら、また問題点も指摘されながら、特に市民参加ということがうたわれておりますが、その市民参加ということについて基本構想――第一次の基本構想ですよ――評価をしておられますが、実際自治体では、その当時の自治体では必ずしもそれが生かされていないんではないか、市民参加というものがまだ不十分ではないかということを述べておられる、そういう市長のお立場をお考えもあってだと思いますが、今回の基本構想が日野市議会に提出される前に各行政機関に配付をされまして、各行政機関の委員の意見が求められました。その意見というものは当然市民からこういう要望があったということでこの会議、委員会なり本会議に説明がされてしかるべきだと思います。それが市民参加の一つの形だと思いますので、そういう報告が市側から委員会においてなされたのかどうか、その点をお聞きいたします。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　ただいま古賀俊昭君から市歌のメロディーを本会議上で、この間聞かなかったからということの質問なんですが、継続だから委員長が答えるということでなくて、総務委員長からひとつ答えていただきたいと思います。お願いし

ます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）総務委員長。

○総務委員長（黒川重憲君）　私から答える方がいいかどうかわかりませんが、委員会の中でも委員からこの市歌を歌ういわゆる場所はどこでやるんだ、このような質問もなされました。いわゆる議場でやるのかどうか、あるいはまた小学校、小中学校の行事等でこれを行うのかどうか、そういう質問がありましたけれども、議場でという、やるような雰囲気はとてもなかったように記憶をいたしております。したがって、これから議場では恐らくこの市歌は歌われないではないだろうか、これが総務委員長の答えです。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私からお答えをしておくべきだと思いますが、この間も適当な場所でそのメロディーを、テープにとってありますメロディーを聞いていただくということを申し上げておりますので、ぜひ、そのうちにお聞きいただきたい、そういう機会をぜひまた議会にもお願いしようと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長、後のいわゆる二点を。

○市長（森田喜美男君）　付託委員会でそういうことを聞かれてはいませんから、改めて本会議場で聞かれたということになることと思います。私は、これまでしばしば申し上げたと思っておりますが、日の丸は国の旗だと言われ、君が代は国の歌だというふうに一般的には言われておるということも承知しております。（「何が一般だ」と呼ぶ者あり）ですから（「世界じゅうが認めているんだ」と呼ぶ者あり）市歌、市歌並みに一市歌並みと言っちゃ失礼ですが、市歌以上に敬意を持って大切にする、こういう気持ちが当然だと思っております。

　それから、もう一つの（「市民参加」と呼ぶ者あり）前回、つまり第一次の基本構想の中に、考え方としても市民参加の表現が薄いということと、それから基本構想の決定の手順として市民参加がない、なかったということは言えたかと思っております。つまり議場に、議会に配付されて、そうして議会が決めたということですから、これが一つの大きな市民参加の手段にはなっておりますからして、そういう制定の仕方もある。私はしかし、より広範に市民の御意見を聞くということで百人委員会に匹敵する拡大委員会にも御意見を聞いたという手順は踏みました。それから、出されておる意見は委員会に提出をして十分御検討をいただこう、こう思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　最初の市歌のことですが、私は何もここで必らず聞きたいということを言っているんではなくて、そういうものが必要だということで、市歌の制定ということが提出された。しかし、歌も聞かないで、委員会では聞かれたと思うんですが、本会議でまずそういう議員の半分以上の方が恐らく聞いてないんだと思うんですね。（「そうだ」と呼ぶ者あり）絵を見ないで絵の審査をするようなものだと同じだと思うんです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）ですから、やはり、そういう聞く機会というものは当然（「原則だよ」と呼ぶ者あり）私たちに与えられて当然だと思いますので、そういう場を全協なり、そういうところでも結構ですから、ぜひつくっていただいた方がよかったんではないか、そういうふうに思っております。（「そのとおり」「了解」と呼ぶ者あり）

　それから、市長は、君が代は一般的にそう言われているということの認識でもってこれを国歌だ、国の歌だと思っておられるようです。このことについてはいろいろ異論がありますが、また次の別の機会に譲りたいと思います。

　それから、（「よし、よし」と呼ぶ者あり）基本構想のことで、市民から要望を聞く、いわゆる行政各委員会から上がってきた意見を当然審議される総務委員会なり本会議においてこういう各行政機関からの意見が上がってきております。参考にしていただきたいということで委員会にそういう意見を出していただく、これは当然市民参加ということを言っておられるんですから当然ではなかったかと思うんです。これから審議の過程でそれを発表していくというようなお話だったんですが、じゃ、どうして今回その基本構想を審議する委員会に、百人委員会等で出された意見が出されなかったのか、それをお聞きします。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私、出したと思っておりましたが、出してないそうですから、これから出します。（「継続になってよかった」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　議長からメロディーの何というかその発表というんですか、この問題は恐らく名総務委員長ですから何かの機会にそういう機会を持たれると私も思っていますし、そういうふうに総務委員長にお願いいたします。古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　この基本構想、たまたま継続審査になりましたが、今回もしこれが委員会で可決されておりましたら百人委員会で――百人委員会じゃありません、各行政機関等で求められた意見というものは全く無視された形でこの基本構想が委員会可決をされた、採択をされたということになってしまうわけです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）求められた意味がないんじゃないんですか。（「全くそのとおり」と呼ぶ者あり）どうなんですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　意見はいただいておりますけど、別段その否定するような意見もございませんし、いま担当の方に聞きましたら用意をしていたけど提出し損ねた、こういうふうに言っておりますから（笑声）これから提出いたします。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。
○十八番（古賀俊昭君）　市長はその議員当時に基本構想第一次のときに副委員長として、日野市では市民参加が不完全だというような立場で、当時そういう意見を一般質問でも言っておられるんですが、御自身十年ほど市長今日までなさって、そういう御自分のお考えがあったんだと思うんですが、肝心の今度第二次基本構想をおつくりになるときにそういう自論が生かされてなかったという市の部局のそれは責任があるかもわかりませんが、やはり、これは市長の考え方を反映しているんではないかと思うんですが、いかがですか。
○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　そんなことはありませんが、手順が十分でなかったというふうに思いまして、これからきちんとやろうと思っております。
○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。
○十八番（古賀俊昭君）　住民無視といいますか、意見を求めておきながら、それが審議される委員会に全く上がってきたものが示されていなかった。たまたま今回継続になったわけですから、今回出されたものが次の審議の過程で出されるのが当然かと思いますが、総務委員長におかれましても、そういう市民の声というものがあらかじめ集められていたわけですので、そういうものが十分審議の中で今後生かされていくように私お願いをしまして、終わりたいと思います。（「よし」と呼ぶ者あり）
○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。
本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は閉会中の継続審査であります。本三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三七号、第二次日野市基本構想の制定、議案第三八号、日野市民憲章の制定、議案第三九号、日野市歌の制定の件は、閉会中の継続審査とされました。
これより議案第四〇号、町区域の設定及び変更に伴う関係条例の一部改正に関する条例の制定、議案第四一号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。
総務委員長の審査報告を求めます。
○総務委員長（黒川重憲君）　議案第四〇号、町区域の設定及び変更に伴う関係条例の一部改正に関する条例の制定について

これより議案第四二号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。
総務委員長の審査報告を求めます。
○総務委員長（黒川重憲君）　議案第四二号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定でございます。
納税意欲の高揚、税の早期収納確保、事務の簡素化等所期の目的を果たしたので、今回縮減をしていくものでございます。慎重審議の結果、全会一致可決といたしました。
よろしく御審議をお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四二号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。
これより議案第五二号、土地明渡請求訴訟事件に係る和解の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（黒川重憲君）　それでは議案第五二号、土地明渡請求訴訟事件に係る和解について報告を申し上げます。

原告の角倉正平氏に対しまして、被告の日本道路公団が百二十六万六千円、補助参加人の日野市が二百五十三万四千円を支払うことによりまして和解が成立したことでございます。委員会におきまして、公団より補助参加人の日野市が和解金が多いのはどういうわけか。あるいは、この金額の違い、建設委員会での審議は。当時の書類はないのか、あるいはまたほかにもこのような類似事件があるのではないか、こういった質疑がなされました。市長からも明確な理由がなければ和解には応じられないんだけれども、きわめて不本意な支払いであるけれども、当時のこの日野市の手落ちがあるため、書類もない不明確な点が非常に多い、当時の立証ができないために和解をするものである。このような理由から和解となったものでございます。

委員会におきまして慎重審議をいたしました。全会一致可決といたしました。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五二号、土地明渡請求訴訟事件に係る和解の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第五三号、日野市立三沢児童館（仮称）新築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（黒川重憲君）　議案第五三号、日野市立三沢児童館（仮称）新築工事請負契約の締結について審査報告を申し上げます。

三沢児童館の新築工事の契約金額一億一千万円でございまして中島建設が落札をいたしました。慎重審議をいたしまして、全会一致可決となりました。

よろしく審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五三号、日野市立三沢児童館（仮称）新築工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第五六号、日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事請負契約の締結の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（黒川重憲君）　議案第五六号、日野市衛生処理場し尿三次処理施設建設工事請負契約の締結についてでございます。

七社から選ばれましてセキスイエンバイロメントが三億七千七百万で落札をいたしました。委員会におきまして、入札金額の根本問題あるいは予算額の決め方について、また業者間のうわさについて、市側はどのような調査をなされたか、あるいは、この処理施設業者を専門にしている業者は何社ぐらいあるのか、このような質疑がなされましたが、全会一致可決といたしました。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五六号、日野市立三沢児童館（仮称）新築工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第四七号、昭和五十七年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

本件については四常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（黒川重憲君）　それでは昭和五十七年度日野市一般会計補正予算について審査報告を申し上げます。

歳入合計一億九千八百七万三千円。総務費関係は三百二十九万一千円でございます。慎重審議の結果、全会一致可決となりました。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（市川資信君）　文教委員会の審査報告を申し上げます。

議案第四七号、一般会計補正予算のうち教育費について、委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本委員会では六月の二十三日開催いたしまして担当部局より本件に対する提案理由並びに内容等につき詳細なる説明を求め、慎重審査を行った次第であります。

補正額は一億二千百十二万二千円。主な内容は奨学金の復活と大坂上中学校併行防音工事等でございます。奨学金につきましては受給者にはさかのぼって支給するものであり、また本定例会において新条例を検討する時間がないので、本年度は従来どおり補正を計上した上で支給するものでございます。

委員より、現行の奨学金額が僅少であるのでいま少し実情に沿うよう今後検討してほしい、あるいは、もっと早く検討して市民に迷惑をかけないようにするべきである等の意見があり、理事者側に適切なる措置を求めたところでございます。

それらを踏まえて質疑を終結し、採決の結果、本件は全員異議なく原案のとおり可決と決しました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　厚生委員会に付託されましたのは民生費、衛生費、消防費であります。民生費についての主な補正は老人福祉費でシルバーパスの発行などの電算業務委託が百六十四万弱、社会福祉施設費で旧高幡福祉センターの解体の工事費が三百七十万、コミュニティ費として新しく条例が制定されました地区広場を平山五丁目のさわがわ地区広場に続いて南平八丁目一二番地へ千三百二十二平米、日野二、九八〇番地へ九百八平米の地区広場をつくる工事費として四百五十万余があります。ほかに婦人センター開設に伴うものとして百万円強が補正されています。婦人センターの管理は高齢者事業団に委託し、九時から五時までが女性、五時から夜九時までが男性と予定されています。

衛生費については、今回の補正に関連するものとして、まず昭和五十八年度以降四年計画でなされるごみの収集方法の変更についての報告を受けました。これは本日皆様方のお手元に印刷物が配付されています。来年度以降四年計画で現行のダストボックスでのごみの収集を袋による収集に変えていくというものが主なる変更であります。衛生費の補正予算ではこのごみ収集の変更についてのＰＲの費用が計上されています。ごみ特集号の広報の発行、ごみの出し方のチラシ、その配布費用、看板設置などで合わせて約三百八十万円であります。衛生費として、このほか汚水管修理

と事務所用プレハブ新設が大きなものであります。

衛生費に次いで消防費でありますが、非常備消防費では、ポンプ車両として備品購入費に含めた保険料と自動車重量税を節を組みかえた補正額ゼロの補正であります。施設整備費としては土地を市に寄付する条件での器具置き場　移築の補助二百万円などであります。

以上の補正予算の説明に対して、主にごみ収集の変更についての質疑がなされました。この質疑によって、収集の変更によって一〇ないし一五％の減量が期待できること、のらネコに対しての弱点を持つ袋の収集には清掃パトロール車を配して善処すること、収集直前に袋を出してもらいたいことなどが回答されました。またビニール袋を市が提供すべきだとの意見も出ています。

以上のような審議の結果、民生費、衛生費、消防費の補正予算について全会一致可決といたしました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　委員会の方でもいろいろ質疑がされたということでございますけれども、一点だけ確認しておきたいと思うんですけれど、それはこのごみの収集の方式の切りかえに際しての市民への説明などについてでございます。第一年度に切りかえられる地域に市の職員の方がいま説明書などを持って回っているようでございます。この発表をしたある自治体では相当市民の混乱した意見が、あるいは市に対する改善後の要望などが出たというふうに聞いております。そこで、このこれから出てくるそういう市民要望、委員長報告ではビニール袋を支給したらどうだというようなことが一項出されておりますけれども、今後何種類も意見が出てくると思われますけど、こういう市民要望について、市の方は十分くみ取っていく、そういう方向で切りかえていく用意があるかどうか、その辺が明確かどうか、委員長なり担当部長に質問したいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　厚生委員長。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　市民要望に沿って十分市としても対処していくという回答がなされておりますけれども、さらに詳しい回答については担当部長よりお答え願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（伊藤正吉君）　いまの御質問の件につきましてお答え申し上げます。

一応お手元に二枚の印刷でお配りしてございますが、その中で二枚目のところで四カ年計画でダストボックス収集方式を変えていく、袋収集に変えていくということで第一年次につきましては都道の百五十四号線から東側一帯でございます。これにつきまして、現在鋭意地元の方に説明にいっているわけでございます。これらにつきまして担当者の方からもいろいろ報告を聞いているわ

けでございますが、とにかく一応市民の協力を得まして、それでこれの袋収集に変えていく、こういうことの中で、いろいろな御意見等も拝聴した中で、慎重な対応をとっていきたい、かように考えております。

なお委員長の方からも御報告がございましたように、一番問題になりますのは、やはり取った後の処理の仕方ではないか、こういうようなことで担当の方からも報告を聞いております。この場合の解決策といたしましては清掃パトロール車を二台ほど用意しましてその後順次整備、きれいにしていく、こういうような体制をとってございます。二本立てでいきますので、非常にいっときは確かに収集方法を変えるわけでございますので混乱が生じるわけでございますけれども、これらにつきましては広報の特集号あるいはごみの出し方等によりまして市民の皆さんの御協力のもとにこれを進めていきたい、かように考えております。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　私は、委員会でもやりとりされたと思いますので、要望だけ申し上げておきたいと思います。

粗大ごみについては十月一日実施ということでもうじきですし、それから第一年次の該当地域は来年四月一日からということでございます。この資料は二百二十四自治会となっていますが、ミスプリだと思いますけど、二十四自治会、特に大きな分譲地や団地などが密集している地帯でございます。したがいまして、職員を十分に配置して住民全体に対する説明会など、自治会から要望があった場合は、そういうことも繰り返し行ってそういう体制をひとつ完備していただきたいということが一つでございます。

もう一つは、住民から出た意見は必要なものはどしどし予算化するなどいたしまして、スムーズな形で収集方式の変更がなされるようにひとつ要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（藤林理一郎君）　建設委員会の審査報告を申し上げます。

議案第四七号、昭和五十七年度日野市一般会計補正予算についてでございます。建設委員会に付託されました農業費、土木費についてでございます。審査報告をいたします。

農業費につきましては、農業委員会費でございます。これは二十三万八千円の補正でございます。主なものは委託料十七万七千円の農地の登録制度に伴う台帳及び図面作成でございます。農業総務費については、五万五千円の補正でございます。内容については特別旅費であります。農業振興費につきましては、百五

万六千円の補正でございます。水田利用再編成対策推進協議会補助でございます。これは減反により米にかわる作物を奨励するための補正でございます。

土木費につきましては、土木総務費二百五十三万四千円、これは大体総務委員会に付託されました議案五二号にかかわる土地明け渡し請求訴訟事件の賠償金額でございます。道路橋梁費の中の道路新設改良費でございます。百七十万でございます。平山の大和田中一号線の測量委託費でございます。交通安全対策費については、一千二百八十八万の補正額でございます。自転車置き場用地測量として日野駅西側と滝合橋の下でございます。高幡の駅から少し離れております、あそこは何というんですか、元の支所近くでございますか、そのところで設置しようというところの工事請負費でございます。一千二百万円。第一小学校西側の開発公社のところに、これは何というんでしょうか、大昌寺ですか、そのところにある場所でございます。これも自転車置き場の設置するためのものでございます。都市計画費については千六百二万五千円、特別会計への繰出金でございます。

委員会の質疑の主なものは、土地明け渡し賠償額についての補助参加としての日野市が被告道路公団よりも賠償金額が高いのはなぜかに対してのことでございます。売り渡した市の責任を裁判所は重く見たのではなかろうか、対象面積はどのくらいあるのかという御意見。五十坪との答えがあり、委員より、議案五二号の関連はどうなのかということで意見が交わされました。建設委員会ではとりあえず、この予算は総務委員会に結論をまつということの意見で一致いたしまして、その他の質疑として、これらの自転車置き場の考え方に対して条例化を検討中、高幡駅前の自転車対策についてでは、京王大型店舗の協力はどういうようになっているかということです。それに対して、今後積極的にお願いしていくとの回答があり、高幡の大型店舗の交渉は速急に実施していただきたいとの意見が出され、採決の結果、全員一致原案可決と決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　二十九ページに関連して一点お伺いをいたします。

農業費の関係で旅費が十一万六千ばかり補正されております。当初予算がスタートして間もないこの六月の補正に、予算の性格からいってこの種の予算計上が補正という形で出てくるのは予算計上のあり方からいってちょっと私は納得できないわけです。この点について委員会としてどういう質疑がなされたか、一点伺っておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設委員長。

○建設委員長（藤林理一郎君）　特別旅費のことですね。

二十九番ですね。（「二十九ページ」と呼ぶ者あり）二十九ページですね。これは委員会の中で審議はなされなかったものですから、担当の方でひとつ答弁をしていただきます。（「どうした」「だめだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博理）　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

御指摘のとおり確かに当初予算からまだ三月もたたないうちにこのような補正をするということにつきましては、御指摘のとおり非常に芳しいことではございませんが、農業委員会、当初の予算におきましてこの審議、研修員の旅費並びに農業委員さんの視察研修の旅費というものが当初におきまして計上させていただけませんでした。そういう状況のもとにやむを得ず今回計上させていただいた、こういうことでございます。御指摘のとおり芳しいことではございませんが、今後は気をつけたいと思います。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　そこで、この機会に伺っておきたいわけですが、いま手元に具体的な検討資料を持ち合わせておりませんので詳しい数字は指摘できませんけれども、過日私が各款ごとに、あるいは各行政委員会ごとに旅費をここ五、六年に振り返ってどういう予算執行がされているか検討してみた経過があります。農業委員会にかかわる旅費は、五十一年度の予算執行額と比較して今回の補正でざっと三百、つまり三倍の予算化になるかと思います。これは各種行政委員会の旅費の予算の執行と比べてかなり特質した予算執行になっていると思います。それとの関連で、たとえば監査委員会、これは昨年から研修旅費は廃止をするんだ、削減をするんだということで予算化されておりません。そういう点で、予算計上の一貫性という点で私は予算の削減は大賛成でございます。冗費を削減するという点から積極的にその点の予算の合理化を図っていくという点は賛成な立場でありますけれども、この農業費にかかわる旅費がどうして他の行政委員会なり、あるいは款ごとの旅費の計上から見てこれほど多額に増額しているのか。

それから予算計上の方針といいますか、一貫性からいってどうなのかという点に非常に私は疑問を持っております。監査委員会が範を垂れるというようなかっこうのいいことは言いません。しかし、（「かっこういい、かっこういい」と呼ぶ者あり）財政運営上きちんと一本筋を通すべきだろうと思うんです。

この機会に意見も含めて疑問を提起して、答弁を求めたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　財政課長。

○財政課長（山崎　彰君）　お答え申し上げます。

いまの御質問でございますが、旅費というものについて財政運

営上、一貫した査定がなされていなかったんではないかというような御指摘でございます。最初のこの、ここにおきまする農業委員会の旅費につきましては、最初のは費用弁償ということで、これは、この当初予算におきまして四月一日から運賃改正がありました。これを見込んでなかった、そうした改正に基づく不足分でございます。

それから農業総務費におきましては特別旅費です。これがいま御指摘の件でございます。確かにここにおきまして農業総務費におきましては財政と担当課では相当な時間を費やしまして検討いたしました。そして当初におきましてこういう問題も出てまいりました。そこで当初におきまして、先ほど監査委員の方の旅費もございますが、行政委員会それから各委員会におきましては年一回の視察ということについてはそれを認めていきましょう、後につきましてはやはり財政運営上今後同じ形態でそれは一回限りで認めるということでお話し申し上げました。

そして、ではなぜここで六月にすぐに農業委員会だけこれを取り上げたのかということでございますが、これは私どもの方の考えと農業委員会の考え方が最初においてあれほど詰めたんですが、意見が違っておりました。それで申し上げます。どこが違っておるかと申しますと視察研修、職員研修、そうしたものは随行で行くのか、それから、職員が同じく構成されたメンバーの中で研修を受けるのかということで、私どもはこれの視察研修並びに職員研修については随行という考えでいままでやってまいりました。しかし、そこにおきまする構成された職員も行きましてその中でのディスカッションそれから各部会に分かれての話し合い、意見統括というものがなされなければその研修そのものがオミットされる――オミットじゃなく、それが効果がないというようなことから、それでは随行でない、構成員であるという観点から、最小限度のこの二点を認めた次第でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　一点は先ほどの説明でも三月の当初予算を計上する際に、当然のこととしてこの必要性は主管課では認められていたんだろうと思います。当初予想されていたものを計上しないで、すぐこの六月の補正で出してくるといういき方が予算計上のあり方からいっておかしいんじゃないかというふうに、私は一点思うんです。

それからもう一点は、一貫性の問題ですけれども、研修旅費は極力節減していくという方針には変わりありませんね、この点を確認しておきます。

○議長（石坂勝雄君）　財政課長。

○財政課長（山崎　彰君）　一貫性の問題で研修旅費を極力削減していく、行政委員会で年に一回ということで、それは財政の一つの方針として、昨年も、それからことしも同じ踏んでお

りますので、今後踏襲していきたいと思っております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　交通安全対策費の関係で一点お伺いしておきたいと思います。

自転車置き場のことに関しまして条例を今後検討するということの委員長の御報告がございました。細かい内容まで論議されたかどうかはちょっといまの段階でははっさりしませんけれど、おおよそいつごろの制定をめどにした考えが示されたかどうか、その辺がわかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設委員長。

○建設委員長（藤林理一郎君）　その論議はなされておりません。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　委員長の報告にそのことがございましたんでお聞きしたわけですけれど、それならば理事者に同じ質問を行いたいと思うんです。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。

条例の制定につきましては、何とか年度内に制定をしたいというふうな考え方がございます。自転車置き場につきましては、中央線あるいは京王線の沿線の関係につきましては、何とか早く整備をいたしまして、その上である程度の条例化をいたしまして規制をしていきたい、というふうに考えております。今回補正をお願いいたしました三カ所分のほかにも、まだ若干各駅ごとに検討してまいりますと幾つかの候補地もございますので、これらの点につきましてもできるだけ補正予算をお願いをしながら整備をして、現在ございます自転車置き場、非常に少ないし、ほとんどが放置状態ということでございますので、これらの自転車の放置状態が全部収容できるある程度の見通しがついた時点で、条例制定を考えていきたい、ということにしたいというふうに思っております。一応のめどとしては、できましたら年度内というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　議長に一点要望しておきたいと思うんですが、今回予算計上された置き場の設置個所と今後予想しております個所、すでにできたところもあるようですけれど、図面にしてその資料を議会などに示していただきたい、このことを市側にお願いしてもらいたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。市長。

○市長（森田喜美男君）　この際少しつけ加えて御理解をいただいておきたいと思うんですが、自転車置き場のこと、放置自転車に対しましての置き場のことを条例化いたします際には必

要な置き場が整っていなければいけないということが一つの前提になるわけでありまして、したがって、その条件が満たないと条例化はむずかしいわけでありますし、また条例化をするということはいままでの放置の状態に対して相当厳しい規制をしなければなりません。そういう意味での市民の御理解もいただかなければなりません。あわせて民営の有料置き場事業もございますので、有料にするか、無料にするかということも距離等に応じて考えなければならない要素だと思っております。

だんだん駅前放置自転車に対します行政側の、あるいは一般的なこの市民の常識としての考え方が方向づけられつつありますので、なるべくそれに順応する形で十分な理解を得ながらやっていくべきだ、このように考えております。したがいまして、条例化を余り急ぐことによって、市民の支持が得られないといけない、というふうに思っておりますことを、特に議会にも御理解をいただきたい、こうお願いする次第であります。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　関連いたしまして、委員長には恐縮ですけど、建設部長にこの席でちょっと確認しておきたいことがございますので、自転車置き場のことで一件質問したいと思います。

それはせんだっての本会議などで高幡不動駅の裏口、いわゆる北口とでもいいましょうか、裏口のより近くに自転車置き場設置の可能性九九％あるいは一〇〇％という感じで報告のあった件があったわけでございます。私ども現在できている保健所付近の自転車置き場など視察をいたしましたけれども、場所が通勤路あるいは駅から遠いため利用率が低い、こういう状態がございます。前の場所ですと非常に利用率が高い場所じゃないかと思っていたわけですけれども、あの場所はどういう理由で建設ができなかったかという点だけ確認しておきたいと思いますので、お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答えいたします。

お尋ねのございました場所は高幡駅の北側の用水路を利用した置き場の件だろうというふうに理解いたします。この件につきましては用水路でございますので、ふたがけの問題については東京都の関連がございますし、それからもう一つは確かに駅からは近いんですけれども、なかなか細長い所で、しかも、できなかった理由というのは、地元との調整の中で調整ができなかったという理由でございまして、そういう点で、いま御質問の中にございましたように二カ所民地をお借りしまして整備をさせていただいたということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　それではこれも要望を一言しておきたいと思います。

主たる理由が、あそこに医院などもございますけど、地元の人の協力というか、話し合いがつかなかったということのように、いま伺いました。しかし、非常にいい場所でございますので、今後ともひとつその地元の方と何とか話し合いなどしていただいて、あの場所にも置ければ非常にいいのではないかと思いますので、今後もひとつ可能性を追求していただけないか、こういう気持ちを述べておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

委員長報告について御意見があれば承ります。馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　総務費の中で庁舎連絡便というものが、（「建設だよ」と呼ぶ者あり）失礼しました。（「何やってんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　自転車駐輪場に関して意見、一言述べさせていただきます。

私も建設委員として駐輪場をいろいろ回ってきましたけれども、たとえば現在市営駐輪場として予定している場所それからいままでつくった場所を見て回りまして、現実にはかなり駅から離れている場所に利用されているわけですが、それを条例の規制などによって、なるべくその市営の駐輪場を利用させる形にもっていくということですけれども、一つはその点のあれについては、たとえばPR、これが非常に足りない。案内板なんかももっと大きな案内板を出し、ここに市営の駐輪場があるということを示すべきだろうと思いますし、その辺のところを速急にPRをやっていただきたい。それから案内板なんかの設置なんかも速急にやっていただきたいというふうに思います。

そして、今後駐輪場をつくる場合に、駅に向かって各家庭から集中してくるわけですから、その流れに沿った形で駐輪場が設置されるように望みたいと思うわけです。逆方向までわざわざ持ってって、自転車の性格からいってなかなかそこまでして駐輪場へ持ってくるということは守られないというふうに思いますんで、ぜひ、そういった場所の選定についてはその人の流れというものをよく把握した上で場所を選定していただきたいと思います。

それからもう一点は現実に駅から離れておりますので、自転車の性格からいきましてやっぱり皆さんは駅の本当の真ん前まで少しでも近くまで持っていきたいのが人情でありますから、先ほど話が出ましたけれども、駅前の大型店舗とか、あるいは銀行とかそうしたところを、ただ、つくってくれないかというふうにお願いするという形じゃなくて、もう一歩突っ込んだ形で、たとえばその駐輪場設置については、補助金を出そうとか、あるいは、その場所については固定資産税を免除しましょうとか、そういうふうなもう一歩突っ込んだ形で積極的なアプローチをして、電鉄とか、あるいはスーパーとか銀行とか、そうしたところに対して、駅前で仮にそれが有料でも、そういうふうな市民の便宜を図った形での対策も必要だろうと思いますので、無料の市営駐輪場とあわせて有料の民間のそういうふうなものを育てるということについては補助金を出すとか、いろいろな形で積極的に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四七号、昭和五十七年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件は、原案のとおり可決されました。（「議長、議長進行」と呼ぶ者あり）馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　先ほど私は全体的にこの予算、補正案について質問をしたかった、意見を申し上げたかったんですけれども、どうして許可をいただけなかったのか。

○議長（石坂勝雄君）　議長は、むしろやめたから不思議だと思っているんです。自分でやめられたんですから、馬場弘融君は。（「もう遅いよ」「終わり」「結構です」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）（笑声）

これより議案第四三号、日野市地区広場設置条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　厚生委員会の審査報告を行います。

議案第四三号は日野市地区広場設置条例の制定であります。子供広場、遊び場などのように使用者の制限がなく、すべての市民が交流を高め、地域の連帯意識を養うために、気軽に使用できる広場の設置を目的とした条例であります。この地区広場第一号として、平山五丁目のさわがわ地区広場がこの条例に別表として加っております。事務当局の素案としての施行規則も配付されて、この新しい条例を審議いたしました。市有地であるこのさわがわ広場は、千二百二十平米の広さであります。これに続いて、私有地を借用してこの条例での地区広場をつくることも計画されており、それが南平地区、日野地区の二カ所で、その整備費が先ほど可決いたしました今回の補正予算に出されていたところであります。

さわがわ広場は京王線、平山城址公園駅になった旧平山小学校の代替地として提供された土地であり、その処理経過などについ

ての質問がありました。審議の結果、全会一致可決といたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○十六番（夏井明男君）　この地区広場設置条例の根本的なことについて、市長さんにぜひお尋ねしたいんですが、一つは市の所有地、また、そういうものは別に問題ないと思うんですが、たしか馬場繁夫議員からの一般質問の中で市長さんが答弁されたと思うんですがいわゆる地区センターと同じような考え方で、各地域ごとにできれば地区広場をつくっていきたい、というような構想をたしかお話しになったと思うんですが、実際地区広場をつくっていただきたいという要望は、かなりあると思うんですが、根本的にはその土地をお借りする、お借りをして三年間、四年間お借りをしてそこで設置をしていく。当然なんですが、三年、四年たったときに、では、その広場を返してくださいということが当然これは出てくると思うんです。

一つは、これは確かめたわけじゃありませんけれども、市としてはぜひその土地を買収したい、買いたんだ、しかし、なかなか売っていただけないので次善の策としてお借りをするということなんですが、果たして実際三年、四年たった後で土地の提供者の方でぜひそれを返していただきたいということになれば返す、返還せざるを得ない、そうなった場合に地域の方はそこでいろいろなことをやっていかれる、その後についての対策をどういうふうにお考えになるのか、その辺が非常にあいまいだと思うんです。その辺をきちっとしておきませんとせっかく地区広場ということを大きく個々につくっていった後でそれが裏目に出てしまう可能性が十分あるんではないかというふうに思うんですが、その辺ぜひお考えをお聞きしたいと思うんですが……。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま、どこの地域でもこの特に子供たちのため、あるいは老人クラブのゲートボールというような目的のためになるべく自由に使える広場が欲しいという意識が大変高いことは御承知のとおりだと思っております。したがいまして、いまの御指摘は、まさに懸念するところでございますけど、そのことを一方では懸念しながらも、やっぱり積極的になるべく第一番にはやっぱり市の持つべき、市の持つ土地がもう文句なしによろしいわけでありますが、その次の手段としてやっぱり借りるということも、借りていっとき間に合わせるということも考え方に取り上げていきたいわけであります。なるべく代替、返せと言われた際には代替のこともあわせて考えなければなりませんし、そのときのむずかしさは伴うわけではございますけど、やっぱりそれはそのときのまた積極的な取り組みによって何とか解決をしていく。同じ場所というわけにはいかないわけですが、そういう考えも計算の上であえて踏み切ったという、そういうことでございます。

この条例は婦人の社会活動を促進し、婦人の生活と地位の向上に寄与する目的で、旧日野市役所の隣、三菱銀行跡に設立される婦人センターについて定めたものであります。世田谷区立婦人会館条例、それと施行規則が配付され、さらに担当の生活課の素案としての日野市立婦人センター条例施行規則が参考に供され、審議いたしました。

このセンターの管理は、高齢者事業団婦人部などに委託する。運営委員は五名とする。保育施設については二階の一部屋を考えている。団体とは名称をもっているとは限らないなど、説明と質問による答弁が多くなされました。そして、この条例案の問題点として第八条の使用できる者の範囲についての指摘が強くなされました。「団体とする」とあるが、個人も含めるべきだ。「市内に居住又は勤務」とあるが、市外の婦人との交流もあり得るなどの指摘であります。また運営について、運営委員について条例に何の定めがないのはおかしいという意見も出されています。

これらを受けて慎重審議いたしましたが、以上のような問題点は今後の運用の面で施行規則要綱の作成をも含めて十分善処してもらい、条例は特に修正しなくてもいいのではないか、ということで意見一致いたしました。なお、運営委員の人選については、この婦人センター設立に向けて努力してこられた方々をこの中に含めるべきだという意見が出され、この意見をも付帯して、この

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四三号、日野市地区広場設置条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第四四号、日野市立婦人センター条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　議案第四四号の日野市立婦人センター条例の制定についての審査の御報告を申し上げます。

日野市立婦人センター条例制定の議案を、全会一致可決といたしました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四四号、日野市立婦人センター条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第四五号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第四六号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　議案四五号の日野市立地区センター条例の一部改正であります。

市立地区センターとして四十七番目、四十八番目として新しく建設された旭が丘南地区センター、南平南部地区センターを条例に挿入するものであります。この結果、地区センターは大地区センター二、小地区センター四十六となったものであります。この時点で、住民の要望など必要性がありながら、土地確保の困難などから建設されない地域としては、富士見台地域、姥久保都営付近、金子橋地域、向島地域などがあることが質問により答えられています。

審議の結果、全会一致可決いたしましたので、御報告いたします。

続きまして、議案第四六号の日野市立児童館設置条例の一部改正であります。

このたび十七番目の学童クラブとして発足した七小学童クラブを、児童館設置条例に加え入れるものであります。すでに四月一日から発足しているこの学童クラブを新町名である神明三丁目とするのはどうなのか、現住居表示にしてそれから変えるべきではないかとの質問が、疑問が出されました。これに対し、児童課長より、もろもろの要素でこのような措置をとった、新町名が施行される七月一日以降公示すれば合法的である旨の回答がなされています。

他に問題なく、全会一致可決といたしましたので、御報告いたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は原案可決であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四五号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第四六号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

これより議案第四八号、昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（藤林理一郎君）　議案四八号、昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について、第一号でございます。建設委員会の審査報告をいたします。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ一億一千五百七十二万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ十一億七百七十七万一千円でございます。

歳出の主なものは一般管理費の中の工事請負費一千六百万でございます。これは旧庁舎前の道路を現在八メーターを九・五メーターということに拡幅するものでございます。将来京王バスが通行するのに支障がないように改修するものでございます。

委員会で慎重審議をいたしました結果、全員一致原案可決となりましたので、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四八号、昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）の件は、原案のとおり可決されました。

次の四九号、五〇号、五一号に入る前に、理事者から議案第四

九号、市道路線の一部廃止について訂正いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは議長から訂正の機会を与えていただきましたので、お礼を申し上げながら、謹んでおわびを申し上げて訂正をさせていただきたいと存じます。

四九号の議案の裏側に記とございまして、今回一部廃止をお願いいたしました路線名が四つ載っておりまして、その一番上の上万願寺五号線とございます。これはまことに申しわけございません、四号線の誤りでございます。したがいまして、次のページに添付されております説明図の右の中ほどにも路線の略図がかいてございまして、ここに上万願寺五号と書いてございますけれども、これを四号と御訂正をいただきます。

大変申しわけございません。御訂正をお願いいたします。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　これより議案第四九号、市道路線の一部廃止、議案第五〇号、市道路線の廃止、議案第五一号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（藤林理一郎君）　議案第四九号、市道路線の一部廃止、議案第五〇号、市道路線の廃止、議案第五一号、市道路線の認定についてのことでございます。以上三議案を建設委員会の審査報告を申し上げます。

議案第四九号、市道路線の一部廃止、議案第五〇号、市道路線の廃止については、雪印乳業内にございます現状が廃滅して公共の用に供されないというようなことでございますので、雪印乳業に有償で譲渡するものでございます。この議案第五一号、市道路線の認定についても同じく神明上区画整理事業完了に伴う道路引き継ぎでございます。幹線三路線、その他の百四十三路線、また、南平三十一号線については京王帝都のホーム延長による築造のものでございます。それを移管されたものでございまして、委員会で現地調査を行い慎重審査をいたしました。

全員一致原案可決と決定いたしましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（「異議なし」「五一」と呼ぶ者あり）これは四九号、五〇号、五一号全部一括しての……。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　市道路線の認定について、これは認定の規定によりますと幅四メートル以上なければならないということになっておりますが、この神明上の第十八号線は幅二メートルから六・七メートルというように、二メートルが含まれて

いるんですけれども、これについてはどういう内容か、説明を願いたい。

○議長（石坂勝雄君）　建設委員長。

○建設委員長（藤林理一郎君）　この、いま高橋議員さんから質問がございました所は、ちょうど矢の山というんですか、忠霊塔というんですか、あの部分に中央高速が通っております。それをまたがるところの中央高速の道路の面したところは四メーターないし六メーターまではございますけれども、それに踏み上がる階段というんですか、そのところが二メーターということでございまして……。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　これは四メーターにしなかった理由はどういうことなんですか。（「予算がなかった」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　建設委員長。

○建設委員長（藤林理一郎君）　それまでは審議は私たちはしておりません。（笑声）それで理事者側の方にひとつよろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの二メーターの階段部分でございますけれども、これをなぜ四メーターにしなかったかといった御質問でございます。

この工事につきましては神明上区画整理事業の中で施工したものでございまして、今回、建設部の方に道路を引き継ぐものでございます。そしてまず階段部分の四メーターにしなかった理由ということでございますけれども、ここの所はちょうど中央高速をまたぐ歩道橋でございまして、階段といたしましては、人が通るだけの階段でございますので、四メーターの幅は必要ない、二メーターあれば十分であるということで二メーターにいたしたものでございます。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　現在においてはあそこはまだ人家は少ないわけですけれど、今後人家等がふえて人口が相当ふえて、火災とか、地震とか、そうした非常事態が起きたときに、退避する場合に非常に危険ではないかと思うけれども、そういうことを区画整備としては考えなかったのかどうか。区画整理というのは百年の計であると思うんですけれど、目先のことだけで、そういうことでいいかどうか。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

将来のことについて考えなかったかといった御質問でございますけれども、二メーターあれば私どものいまの段階では十分であるし、将来ももしそういうどうしても必要な状況になりますと、また二メーターといたしまして反対側の方にこの階段も

設置できるようなスペースもございます。したがいまして、今後はそういう必要に応じては反対側の方にも階段部分をセットすればよかろうかというように考えております。

以上でございます。（「いい答弁だ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　これは規定にはそうなっておるんだけれど、今後この民間あたりで私道を市に寄付するとか、そういう場合、災害等にどうしてもこれは避難路で大切だ、だけれど現在どうしても拡幅できないとかいろいろしかし、それはもう何十年となく通っている、そうした道路については認定されるべきだと思うんだけれど、そういう点について見解をお願いいたします。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答えいたします。

お尋ねの件につきましては、私道の認定について現況の幅が市の規則で定められております四メーター以上という道幅に満たないもので、特にその地域の避難路というふうな形の中で考えられるべき道路があった場合どうするかということだろうと思いますけれども、一応現在のところでは市道の認定の規則がございまして、その規則にのっとった中で四メーター以上というまず一つの条件がございます。そういう条件がございますので、それ以下の私道の認定ということにつきましては、いま現在はできないというふうに言わざるを得ませんけれども、避難路というふうな関係でございますとまた私道の中で改修とか、そういうふうなことで条件に満てるようなことが発生してまいりますれば当然そういう条件の中で条件的に整うということで認定ができるわけでございまして、そういう点では、今後やはり避難路という点では、また主管部局とも必要があれば協議をしていきながら検討してみたい、というふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　都市整備部長に再び質問しますですが、市の規定四メーター以上なければ認定しないと言っておきながら、民間にはそういう厳しく言って、これから市が認定するというのに二メーターで構わず議会で認定させるというのはおかしいと思うんだけれど、そういう点はどうですか。四メーターにやっておけば市として大いばりでできるんだけれど、市のだけをやればできるものをしないで、そうして民間については厳しく言い過ぎるというのはおかしいと思うんです。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

確かに四メーターあることは望ましいことでございますけれども、ここの階段部分は段数といたしましてはたしか七段か八段程度の低い階段でございます。それで、この道路と高速道路との間

にスペースが非常に少ないということ、それと高速道路が築造された段階でこの階段についても片側は設置をした、しかし、片側は設置をしておらなかったという状況もございます。

それで市の方としては両サイドつける、両側につけることが望ましいということで設置したものでございまして、今後、先ほど申し上げましたようにどうしても必要という時点には片側にまた階段を設置することも可能でございます。そういうスペースもございますので、今後そういう余地を残しておりますので、御了承いただきたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　議案の四九号、五〇号に関連して一点伺っておきますが、この廃止される道路敷のうち雪印乳業にかかわる部分が面積でどのくらいあるのか。

それから、先ほどの報告で有償云々という表現がありましたが、一平米当たりどのくらいの額か、その辺をちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設委員長。

○建設委員長（藤林理一郎君）　いま米沢議員さんからのお話でございますけれども、有償で一平米どのくらいかということです、それが一点と、それからその面積はどのくらいあるかということですが、これは委員会の中で審議はなされなかったわけでございます。（「そんなの、わかるじゃないの」「おかしい」「図面があるぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）（笑声）そこで担当の方からひとつ答弁をお願いいたします。（「建設委員会やり直し」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　私の方からお答え申し上げます。

まず第一点の四九号の関係の一部廃止それから五〇号の関係の一部廃止、これの雪印にかかわる関係の面積につきましては三百七十三・〇六平米でございます。

それから第二点目の有償譲渡の場合の価格はどのくらいかというお尋ねでございますけれども、これにつきましては一応価格審議会にお諮りをして近傍地価とか、あるいは公示価格、こういうものを参考にいたしまして決めさせていただくということにしておりますので、いま、ちょっと明確に平米当たり幾らというお考えができないんでございますけれども、御了承いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　各企業にかかわる赤道の処理についてはケース・バイ・ケースでこれまで処理されてきたと思いますが、雪印乳業があそこに工場として設置されてからたしか二十数年たつと思います。その間、この赤道をただで利用してきたという言い方ができるんじゃないかと思うんです。日野自動車

の場合には、過去の議会でも問題になりましたけれども、工場の東側に道路を取りつけて、当初は日野自動車の負担で整備もやったという（「そのとおり」と呼ぶ者あり）経過の中で（「バスも寄付した」と呼ぶ者あり）戦前から（「税金も入る」と呼ぶ者あり）ただで利用してきた分はそれで補えるんだという意味の過去の説明がありましたけれども、この雪印乳業については、どういう最終的な処理がされるのか、私は少なくともこの取り込んだ部分にただで使った期間をプラスアルファーして工場敷地に即して側道をつけさせるのが筋じゃないかというふうに思うんです。有償で売るというよりも。この方が地域の将来計画からいってもベターではないか、というふうに思うんですが、この点はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまで大きい工場の敷地あるいは学校の敷地等になっておりました赤道につきましては、本来その外側につけかえをして、そうして公共の道路としての用に供する。こういうのが一番いい原則的な措置だ、このように考えます。したがいまして、いまの件につきましてもどの程度話が進んでおるかわかりませんが、できるだけ公道的な置きかえの配置を前提として考える、こういうことで取り扱いたいというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。谷長一君。

○五番（谷　長一君）　この神明上区画整理地内の一号から百四十三号路線までのこの路線の結局全体の求積はどのくらいであるか、ひとつ委員長にお伺いいたします。（「わからないよ」「がんばれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　建設委員長。

○建設委員長（藤林理一郎君）　まあ、何ですね。（笑声）たびたび私の方からこういうことを申し上げるのは何でしょうけれども、（笑声）これは建設委員会の中でこういうものが全然審議はなされておりません。（「たるんでる」「本当かよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）だから担当の方から答弁していただくようにお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　答弁ありますか。（「休憩」と呼ぶ者あり）都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　面積につきましては、ただいま資料持ち合わせございませんので、後ほど御提出いたしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「はい、いいです」「休憩」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は原案可決であります。本三件は委員長報告のとお決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四九号、市道路線の一部廃止、議案第五〇号、市道路線の廃止、議案第五一号、市道路線の認定の件は、原案のとおり可決されました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後四時二十三分休憩

午後十時四十六分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第五七－一〇号、記帳義務法制化反対大幅減税に関する請願、請願第五七－一五号、たばこ・塩専売制度存続に関する請願、請願第五七－一七号、たばこ・塩事業の専売制度維持存続に関する請願、請願第五七－一九号、地域公共交通確保に確保に関する請願、請願第五七－二〇号、都バス廃止に関する陳情請願第五七－二一号、「非核都市宣言」に関する請願、請願第五七－二二号、「東京都住宅供給公社の不当な家賃値上に反対の意見書採択を求める」請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（黒川重憲君）　総務委員会の審査報告を申し上げます。

請願第五七－一〇号、記帳義務法制化反対大幅減税に関する請願でございます。日野市東豊田四－三－七　土方　茂さんより出されました請願でございますが、委員会におきまして慎重審議の結果、全会一致採択となりました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

続きまして請願第五七―一五号でございます。八王子市散田町の伊倉さんより出されました、たばこ・塩専売制度存続に関する請願でございます。委員会におきまして慎重審議の結果、全会一致採択と決定いたしました。

続きまして請願五七―一七号、八王子市台町の志水さんより出されました、たばこ・塩事業の専売制度維持存続に関する請願でございます。これも慎重審議の結果、全会一致採択といたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

続きまして請願五七―一九号、地域公共交通確保に関する請願でございます。八王子市神明町の長谷部さんより出された請願でございます。慎重審議の結果、全会一致採択と決定をいたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

続きまして請願第五七―二〇号、都バス廃止に関する陳情でございます。八王子市神明町の長谷部さんより出されました陳情でございますが、全会一致採択と決定をいたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

続きまして請願第五七―二一号でございますが、日野市多摩平の赤松さんより出されました「非核都市宣」に関する請願でございます。慎重審議の結果、全会一致採択と決定をいたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

続きまして請願第五七―二二号でございますが、日野市東平山の荻沢さんほか七名より、「東京都住宅供給公社の不当な家賃値上に反対の意見書採択を求める」請願でございます。委員会におきまして慎重審議の結果、全会一致採択と決定をいたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。一ノ瀬隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　請願五七―二一号、「非核都市宣言」に関する請願について質問いたします。

この請願は日野市議会としてこの宣言を決議されるようという、させてくださいという請願でありますけれども、日野市議会ではなくて、日野市として、日野市長としてどういう考えであるか、委員会としてということが質問され審議されたかどうかを質問したいと思います。

そして、質問ないし市長の答弁がないとしたら、改めてここで市長からの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　総務委員長。

○総務委員長（黒川重憲君）　ただいまの御質問に関する質疑は委員会ではなされませんでしたので、市長から答弁をしていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　議会で議決をされます意見書等につきましては、その趣旨を尊重、私どもの執行機関としても尊重することが前提であるというふうに考えております。したがいまして、議会の議決に基づいてその趣旨に沿った非核宣言都市の提案を近い議会において行い、これを市民に公表し、適切な宣言の表明の手段をとっていく、このように当面考えるところでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）簇野行雄君。

○十番（簇野行雄君）　私も総務委員の一人でございますが、請願五七―二一号、「非核都市宣言」に関する請願、これがいま委員長の報告どおり全会一致で総務委員会では採択されたということは承知しておるわけでございますが、これに関連しまして、きょうの日程五五ですか、非核都市宣言に関する決議案が上程されておるわけでございますけれども、それにつきまして、私も提案者の一人ということになっておりますが、この件につきましては私は承知してないわけであります。

その辺、委員長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　総務委員長。

○総務委員長（黒川重憲君）　お答えをしたいと思います。

宣言を採択ということでございますので、市議会として宣言をしなければならない、したがって、このような総務委員会におきましても文面については委員長に一任ということで全会一致を見たわけでございますので、私はこの文章で提案をさせていただきました。

以上でございます。（「そのとおり」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　簇野行雄君。

○十番（簇野行雄君）　そのことにつきまして……（「文ものと、このように解釈をいたしまして、先ほどここに皆さんにお配りいたしましたこの決議案の内容につきまして宣言します、このようにしたわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　簇野行雄君。

○十番（簇野行雄君）　ほかに、いま委員長から報告がありました請願につきましては、決議をしてくれというような文章になっているわけですが、この請願につきましては、宣言を採択されるようという請願であります。ですから、自動的にこれに関連して、くどいようですが、日程五五の決議案が上程される、私がその提案者の一人になるということは、私は理解してないという趣旨であります。（「それはおかしい」「おかしい」「賛成者でしょ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　総務委員長。

○総務委員長（黒川重憲君）　お答えをしたいと思います。

宣言を採択ということでございますので、市議会として宣言をしなければならない、したがって、このような総務委員会におきましても文面については委員長に一任ということで全会一致を見たわけでございますので、私はこの文章で提案をさせていただきました。

以上でございます。（「そのとおり」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　簇野行雄君。

○十番（簇野行雄君）　そのことにつきまして……（「文

句言うなよ」「言論の場だよ、議会は」「議会ルールを知らないな」「ルールに従ってやっているんだ」「賛成すればそういうことになるんだぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　御静粛に願います。旗野行雄君。

○十番（旗野行雄君）　総務委員会で意思統一があるいはできていないんではないかというように私は理解しているわけです。（「そのとおり」「そんなことがあるか」と呼ぶ者あり）そういう中で、日野市の中でも、二人の婦人が代表としてそれぞれの団体からこの国連軍縮総会に向けて出発され、帰国報告も近くされるというふうに言われております。そうして全国の各自治体でもつい十日ほど前には藤沢で宣言をされましたし、川崎でも宣言をされております。ぜひ、こういう立場で、いま核廃絶の問題、また軍縮の問題を世界じゅうの大きな声でもあり、この日野の市議会でも市民の運動を受けて五百人を超える市民の集会があり、そしまた五月の二十三日には東京の四十万人集会、さらには六月十二日にはニューヨークでは百万人集会があるというこういう中で、私は直ちに明日でも日野市長の独自の立場でこの市議会の市民の意向を反映させて非核都市宣言を行うべきだというふうに考えておりますが、市長の見解をもう一度お尋ねしたいと思います。（「あした赤旗一面トップ」「議会に改めて提出する必要はない」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほど議決機関の決定につきましては、その趣旨を尊重するのがたてまえでございますし、私はこの取り決めにきわめて同感の気持ちを持っておりますので、執行機関としてもその指摘のありましたような措置を直ちに考慮する、こういうことで臨みたいと考えます。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　いまの私どもの会派の旗野議員の話に、質問に関連してですが、ほかに請願が日野市議会に今回出されておりますその請願の採択に、その結果によって、従って今回も意見書、決議、そういうものが出てきております。それらの請願は、すべてたばこの専売に関する請願、それから地域公共交通の確保、それから都バスの廃止、それから住宅供給公社の家賃の問題、これらの請願には、すべて議会で意見書なり決議を採択してもらいたい、ということがきちんと書いてあるわけです。ところが、この非核宣言都市を、非核都市宣言に関する請願というのには、市議会で採択をお願いします。市議会で宣言を採択されるよう請願をいたします、と書いてあるわけです。そういう内容であるものが、いきなり決議としてここに出てくるというのはその事務手続上何か問題ないのか、ということを感ずるんですが、事務局でも結構です、委員長からでも構いませんが、御回答をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　総務委員長。

○総務委員長（黒川重憲君）　委員長といたしましては、事務手続上問題はない、と判断をいたしておりますが、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）もし、あれでしたら事務局より答弁をさせたいと思いますが……。（「問題なし」と呼ぶ者あり）事務局はあれば……。

○議長（石坂勝雄君）　事務局はないそうです。古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　いま委員長のお話ですと、委員長に一任があったということですが、いまの旗野議員のお話ですと、その文章に関して、また、こういう決議が出されるということについては委員の一人としては承知をしてなかったというお話なんですが、そういう決議を出すということについて（「ぼやぼやしているからだよ」と呼ぶ者あり）委員会に諮って一任を取りつけられたのかどうか、お聞きをします。（「議運は独立してるんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　総務委員長。

○総務委員長（黒川重憲君）　委員会の中で、今日決議を出すということの取り計らいは、私としてはいたしませんでした。とにかく今回のこの総務委員会に渡りましたこの請願すべて、またたく間に請願採択をいたしました。各会派から非常に優秀な総務委員さんが選ばれてきておりまして（「そのとおり」と呼ぶ者

あり）非常に今回委員長楽な審議をさせていただいたわけでございますが、その中で全く即座に異議なし、こういうことで全会一致を見たものでございます。（拍手）

私も、その諮ることなく、当然この先ほど申しました宣言を日野市議会で出すということになれば決議ということは当然だと私も判断をいたしたわけでございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　自治体がこういう宣言を出すというのは、大変な重みがあります。（「そうだ」「そのとおり」と呼ぶ者あり）ですから（「黙って聞いてろ」と呼ぶ者あり）提出された時点でどの程度の時間をかけて審議されたのかわかりませんが、やはり文章というものは非常に大切になってまいります。それをやはり委員長一任という形も審議の進め方においてはあるかもわかりませんが、こういうものをつくる場合には、委員の意見をやはり聞くべきではないかと思うんですが、それをお聞きにならなかったということは、ちょっと私としては、やはり、そのための委員会ですし委員ですから、どうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　総務委員長。

○総務委員長（黒川重憲君）　私といたしましては、たとえばこの請願に対しまして、委員会審議の中で多数質問があり、あるいは意見が分かれたときには私も用意はあったと思いますが、

（「そうだ」と呼ぶ者あり）全会一致何の質疑も何もなかった、こういうことでございますので、私は全く委員長に一任された、このように解釈をいたしております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　この意見書に、（「古賀議員の負け」と呼ぶ者あり）意見書じゃありません、請願で市議会が宣言を採択されるようというふうになっているんですね。ですから採択を委員会ではした。これはよくわかります。もちろん委員会の結論ですから尊重しなければなりません。当然のことです。しかし、ほかの先ほど言いました請願のように決議をしてください、それに従って意見書を出してくださいというような請願の内容になってないわけです。なってないものが議員提出議案として出てきている、また委員会に所属している私どもの会派の簇野議員の方からもこういう議案が出るということについては知らなかったというお話ですので、やはりそれを（「そんなことわかりきっているじゃない」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）お諮りになることがやはり必要ではないか。採択に関してはもちろん異議はなかった、市議会で採択することも異議なし、しかし、それを議案として市議会に出されるということに関して、また文章については（「議案審査じゃないぞ」と呼ぶ者あり）委員にやはりお諮りになるといいますか、こういうものを出したいということを委

員長として委員にお示しになるべきではなかったかと思うんですが、いかがでしょうか。（「当然だ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　総務委員長。

○総務委員長（黒川重憲君）　委員長といたしましては当然これを決議案を出すということの判断の中で委員長に文案を任された、こういう判断をいたしまして今回のこのようになったわけでございますが、簇野議員がそのようにおっしゃった、私は同じ会派の先輩議員からも当然お話があったものではないか、（「そのとおり」「そうです」と呼ぶ者あり）このように解釈をいたして、今日まで何も言わなかった、こういうことでございます。

（「議員団長は何をしている、よく教育しなさい」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　委員会の審議は時間をかけてやる、場合によっては早くやる、いろいろなケースがあると思います。しかし、現にこういう委員の立場で審議に参加したんですがこういう議案の提出と、それから文章については諮られていないという立場でいま簇野議員からお話があったわけですから、委員会をもう一度お開きになる、確認をおとりになるというお気持ちは、委員長、ございませんか。

○議長（石坂勝雄君）　総務委員長。

○総務委員長（黒川重憲君）　先ほど来何回となく答弁をしているとおり確認する必要は私は改めてないものと判断をいたしております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　市長にちょっとお聞きします。

日野市がこういう宣言を行うということは、いろいろな考え方の方いらっしゃいますから、それはそれなりに結構だと思います。しかし、たとえば交通安全都市の宣言をする、また緑化都市宣言、また、ごみを捨てないような、そういう町の宣言をやろうというような場合は、当然議会にある程度の審議の期間が与えられるものだと思います。きょう委員長報告があって、いきなりこれが議案として出てくる、やはりこういうものは将来日野市にとって一つの指針にもなるのかもわかりません。ですから、その時間的な問題も問題だと思いますが、市長、こういうものがいま市長は近い議会に提案をしたいというお話だったんですが、今回すぐに早急に決めなければいけないものかどうか、やはりもう少し市民の意見を聞くなり、また委員会でもう少し慎重に審議をしてもらうような、そういうようなお考えがないかどうか、市長にお聞きします。（「市長独自の立場でできるんだ」「もう、きょう審議し尽くした」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は請願採択という段階で受けました感じとしてはその議決機関の決定を尊重して、そうして執行機関としての提案を行って、そういう手続が要るかというふう

に一応考えたわけでありますが、すでに委員会の方で、また請願者の方で、その非核宣言都市を行えという、ごくはっきりした、そういう内容を持った請願の採択でございますし、いまの総務委員長の報告を伺って、また、いずれ議会で議決されたという際には、なるべくその意思表示は早期に行うべきではなかろうか、こう思っております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

しかしながら、機材――機材といいましょうか、多少のまた予算も必要とするかもしれませんので、考慮させていただく、このように申したわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　委員長の御判断でお出しになったということですし、非常にスムーズに審議が進んだということなんですが、やはり内容のことで私承知しておりませんので、お聞きをします。

非核都市を宣言する、要するに核にあらざる都市ということになります。（「そんなに核が好きなのか」と呼ぶ者あり）（笑声）核には確かに兵器として使われるものもあれば、また平和利用として現に原子力発電所なんかで核が利用されている、そういう事実があるわけです。そういう平和利用も一切認めないという立場で日野市が非核宣言をすべきだという御判断に立たれたかどうか、その点をお聞きいただきたいと思います。（「……ふざけんじゃないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　総務委員長。

○総務委員長（黒川重憲君）　私はあくまでも委員会の審議の経過を擁する立場でございまして（「そうだ」と呼ぶ者あり）委員長としての見解は後ほどさせていただきたい、場所を改めてさせていただきたい、このように思います。（「りっぱ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　委員長からいま答えがなかったんですが、日野市としてこういう宣言をするというからには日野市長もいま賛成の意思を明らかにされたんですが、いま私が委員長に聞きました点、市長、いかがでしょうか。（「やっぱり右翼だと議会になじまない」「よけいなこと言うな」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。（「議会ルールを守れ」と呼ぶ者あり）

○市長（森田喜美男君）　いまの状況では議会でいま審議されているさなかでございますから、議決ということになるだろうと思っておりますが、質問の御趣旨、つまり非核ということは一つのこの連なった言葉として世界の共通の認めるところとなっているものだ、このように思いますので、（「常識」と呼ぶ者あり）使用できる用語として（「平和利用……」と呼ぶ者あり）定着しておるものだ、このように思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　非常にいま不明確だと思います。（「そんなことは関係ないよ、委員会報告だ」と呼ぶ者あり）核の多面的な性格というものが無視される可能性がある。つまり私たちは核によるそういう平和利用の面においては、核というものから恩恵を受けている、それは事実であるわけです。動かしがたい現実です。私たちが現にこうやって使っております電力の一七％ぐらいはすでに原子力発電で賄われています。全九州の電力必要量ぐらいのものがすでに原子力発電所でつくられて、私どもが使っているわけです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういう現実を全く無視をしてしまって、そういうものまでも否定するような考え方で、非核宣言都市をするというのは、市長、いわゆるわれわれ市民を守る、また国民の立場から考えてもやはり納得私はしがたいものがあります。そういう平和利用を認めないのか、認めるのか、日野市長としての立場を明らかにしていただきたいと思います。（「委員長報告に対する質疑だぞ、いま」「外れてる」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回の国連特別総会に日本でも約四千万と言われる署名を各署名に活動した方々が、団体の方々が国連総会に直接持ち込まれたという厳粛な事実もあるわけであります。そしてその際に使われた言葉として非核、軍縮という言葉はもっとも簡明に定着している言葉だというふうに思っておりますので、別段異論なくそのままの言葉を使って差し支えない、このように考えるわけであります。（「そうだ」「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私どもも軍縮、また、核の軍縮それから核兵器の究極的な廃絶を目指すということで、本議会に意見書を出しております。決してそういう軍縮の流れ、また核廃絶への人類の願いを私は否定するものではありません。（「インチキ」と呼ぶ者あり）しかし、現実のそうした国際政治または私たちの日常の経済生活の中でそういうものが現に使われて国民の認知もすでに受けつつある、（「そうです」と呼ぶ者あり）多分に日本人は悲しいことに原爆を体験しました。ですから、そういう私たちに一種の原爆に対する特別な意識があるかもわかりません。しかし、それとやはり非核宣言都市ということはおのずから別の次元でとらえなければならないと思うんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）私たちのこの町が非核宣言都市をするということが私たちにとってマイナスであってはいけないと思うんです。（「プラスですよ」と呼ぶ者あり）

ですから、その平和利用に関することをやはり認めるということを日野市長のお立場から私は言っていただきたいと思うんですが、（「そうだ」と呼ぶ者あり）しかし、私はそういうものを認めないというんであればそれも結構ですから、明らかにしていた

だきたいと思います。いかがですか。（「兵器を指しているんだ、核兵器を」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　あくまでいま使われております非核という言葉は国連の軍縮総会に持ち出された日本人の端的な意思というものの、意思そのものであると思いますので、そのことに立って同じ言葉を使うのが当然である、このように思っております。（「そうだ」「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。（「終わり」と呼ぶ者あり）

○十八番（古賀俊昭君）　この私どものところに核の、この請願をお出しになるということでお願いに見えた方がいらっしゃいます。その文章、ビラを見ますと、署名された方のお名前も出てるんですが、市長はこの署名にお名前をお書きになったんですか。（「そんなもの個人の自由だ」「答える必要ない」「関係ないでしょ」「委員長報告に対する質疑だよ、いま」「言論は自由だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の記憶では国連軍縮総会に提出されるという署名の、署名簿につきまして署名をしたことは記憶にございますが、今回の請願にはかかわりがないんじゃないかというふうに思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私たちのこの地球を守る、そして人類のそういう平和を確立するということはだれも異論がないし、究極的な私たちの目標として追求されなければならないと思います。人の命が無法な形で違法な形で失われてはならないことですから当然のことだと思います。

しかし、そうしたこういう運動を非常に熱心におやりになる方方が、私がかなり個人の見解になりますが、見ておりますと、たとえばアジアではベトナムからボートピープルと言われる人たちがたくさん逃げ出してくる、七十万人の人が一国から逃げ出すということは、まともな国家であるとは言えないと思うんです。そして太平洋の荒波の中にもまれ沈んでいく。人命が失われる。また（「何を言ってんの、何を」と呼ぶ者あり）アジアのカンボジアではすでに数十万の人が、場合によっては数千万の人が殺されたんじゃないかという――数百万の人が殺されたんじゃないかというような報告もすでに出ております。これらの、赤旗によりますと最初カンボジアの虐殺はないということを報道してました。しかし、現に国連でも、また、すでに今日では赤旗自身がその虐殺を認めている、そういうことで私たちの身近で人命が違法な形でしかも理不尽な形で失われているわけです。そういうものに全く目をつぶって、ただ地球を救うんだ、人類の福祉のためだということで、この運動を取り組むというものは非常に安易なものがあるんじゃないかと思います。（「議長、整理しろよ」と呼ぶ者あり）まず身近でそうした失われている命がすでにある、現にあるという認識がまずなければならないと思います。そういう人たちを救う、そういうところから出発してもいいんじゃないかと思うんです。

市長はそういう立場をどういうふうにお考えになりますか。

（「関係ない」「関係ある」「全く全然関係ない」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は絶えず地域社会におきましても、あるいは国際間におきましても平和ということが一番基本的に大切だということをしばしば申し上げておりますが、平和という観点からすべて考えますならば、もう迷うことなくこういう提案こそ大きく尊重するというのがまた当然の姿だ、こう言っていいかと思っておりますので全く不思議は感じないところでございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　私はいままでの議論を伺っておりまして非常に悲しく思います。（笑声）なぜ悲しいかといいますと正論が間違った考え方によって封じられようとしているからです。（「そうだ」「そのとおり」と呼ぶ者あり）

私がまず一番基本的におかしいと思うのは、先ほど簇野議員もおっしゃっておりましたように、この非核都市宣言に関する請願以外の請願については、それぞれの請願の文章の中に具体的に決議をしてください、あるいは意見書を出してください、という文章がはっきり書かれています。たばこにしてもそうです。都バスの廃止にしてもそうです。全部がそうであります。ところが、この五七－二一号に限っては、読んでみます。私たち日野市民は平和をねがう立場から、日野市議会が次の宣言を採択されるよう請願をいたします。こう書いて宣言文があるわけです。一つも決議をしてくださいということが書いていないんです。この宣言文を採択をしてくださいということだけしか書いていない。ですから簇野議員もおっしゃったように、この請願を採択することについては、全会一致よろしいでしょう。しかしながら、新たに総務委員会としてそれを決議文として別な議案として提案をする、そういうことは自動的にこの請願の中から出てこないわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）まさに民主主義が踏みにじられているといいますか、（笑声）非常に残念に思うんです。

この点について黒川委員長のぜひお考えをもう一度聞かせていただきたいと思うんです。（「同じ質問だ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　総務委員長。

○総務委員長（黒川重憲君）　詳しくは先ほど何回となく答弁をしたとおりでございますが、決して私は民主主義が踏みにじられているとは決して思いません。

以上でございます。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。
○八番（馬場弘融君）　残念でございますけれども、これはこれとしてもう一つ。
五七―二二号です、東京都住宅供給公社の家賃値上げということだと思ったんですけれども、委員長のお話ですと、不当なというふうな文字が入っておりました。この不当なという文字は、なかったというふうに私は記憶をしておるんですが、確認をお願いします。
○議長（石坂勝雄君）　総務委員長。
○総務委員長（黒川重憲君）　恐らくこの不当なという、いまの御質問でございますが、これは議員提出議案の方の不当というのが抜けている、こういうことじゃないかと思っております。したがって、これは議会運営委員会の中で議会を一致をして提出する議員提出議案には不当という文字は要らないんではないか、このような意見が出されまして、したがって、請願のこの表題とは、件名とは別にこの議員提出議案の方には不当の文字を削ったこのようなことでございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）
○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。
○三番（小俣昭光君）　五七―二二の「東京都住宅給供公社の不当な家賃値上げに反対の意見書採択を求める請願」、これについて質問いたします。
この請願は、平山住宅の自治会の副会長の荻沢　実さんを代表にして、そして公共住宅自治会協議会の七つの自治会の会長の団体署名を受けて請願を出しているものでございます。その前日に各会派の皆さん方にこの文案でどうでしょうかという形でお願いにきております。そのところでこの文章について一言だけ直したいというところがありました。この文章の中で削られておりますが、最初のうちには、消し去られたところは前段の中段に「しかし、公社はこのたび公共住宅としての性格を消し去ってしまうような値上げをしようとしております」、こういうようにここに書かれておりますが、その前の文章では消し去ってしまうような筋の通らない値上げをしようとしております。こういう文章が実は最初にこれでどうでしょうかということで各会派に回ったときにその文章が入っていたわけです。ところが、これについて、ここの筋の通らないところを消していただければ全部紹介議員になりますということで、各会派五人の、五つの会派、そして無会派の三人の紹介議員を取りつけたわけでございます。その文章に対して採択をした後に不当な文章、不当なところを削る、これについては私は納得できないと思います。
ですから、その辺について委員長の見解をお聞きしたいと思います。
○議長（石坂勝雄君）　総務委員長。
○総務委員長（黒川重憲君）　これも先ほど申しましたとおり議会運営委員会で議員提出議案の方は不当という言葉を削った方が本当で議会一致としてもいいんではないか、このような意見が出されまして、委員会として、議会運営委員会としては別にさほど議論もなされませんでした。その後各会派の代表者会議におきまして全会一致でこの不当という言葉を削る、このようになっておりますので、その辺は代表の方に十分お聞きになっていただきたい、このように思います。
○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。
○三番（小俣昭光君）　先ほどの意見で、先ほどの質問で出されたものについて、（「がんばれ」と呼ぶ者あり）この文章になりますと、そうすると東京都住宅給供公社の家賃値上げに反対する意見書、このような表題になるというようになりますと、いままで以上の強い口調になって、一円でも値上げを認めないというような意見書になりますが、この日野市議会でそのような意見書でもよろしいかどうか、それについて委員長の見解を聞きたいと思います。
○議長（石坂勝雄君）　総務委員長。
○総務委員長（黒川重憲君）　それは委員長としての見解と言われますが、委員長単独の見解は私はできないものと判断をいたしております。委員長は委員会で審議をされたものをここで御報告を申し上げるわけでございますので、先ほど申し上げましたとおり、この不当ということは、会派の代表の方、あるいは議会運営委員会で出ていらっしゃる方も御存じのはずでございますので、その辺はお帰りになりましてよくお尋ねいただきたいと思います。
○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。
なければこれをもって質疑を終結いたします。
本七件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
これより本七件について採決いたします。本七件に対する委員長報告は採択であります。本七件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五七―一〇号、記帳義務法制化反対大幅減税に関する請願、請願第五七―一五号、たばこ・塩専売制度存続に関する請願、請願第五七―一七号、たばこ・塩事業の専売制度維持存続に関する請願、請願第五七―一九号、地域公共交通確保に関する請願、請願第五七―二〇号、都バス廃止に関する陳情、請願第五七―二一号、「非核都市宣言」に関する請願、請願第五七―二二号、「東京都住宅供給公社の不当な家賃値上に反対の意見書採択を求める」請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。
これより請願第五七―一二号、グリンボックス（生ゴミについて）に関する請願の件を議題といたします。
厚生委員長の審査報告を求めます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

〔厚生委員長登壇〕

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　厚生委員長には大変ちょっと申しわけない時間に議事進行発言しましたけど、前の請願の審議の際にあった発言について、議事進行上、後ほどで結構ですけど、議長に取り計らっていただきたい問題がありますので、一言発言をしておきたいと思います。

それは私が所属している政党が発行し、また、かつ私も愛読者でございますが、赤旗の新聞がどこかの何やらの虐殺を認めた報道をしているというような発言があったように聞いております。これは正確に会議録ができましてから、私これを確認してからしかるべきところで反論なり適切な処置をしたいと思う次第であります。私が（「議事進行だけやれ」と呼ぶ者あり）読んだ中では、（「議事進行じゃない」と呼ぶ者あり）もし幼稚園の子供でも、（「そんな議事進行あるか」と呼ぶ者あり）新聞が読めるなら、（「何だ、おい」と呼ぶ者あり）こういう誤った（「赤旗の宣伝」と呼ぶ者あり）赤旗新聞に対する（「赤旗の宣伝」と呼ぶ者あり）誤読あるいは誤解はなさらないと思うわけですけれども、古賀議員はこういう発言がございましたが、今回別の機会に（「後でゆっくりやれ」と呼ぶ者あり）この問題で反論なり先ほど申し上げました処置をしたいと思いますので（発言する者あり）今後ひとつ議長のお取り計らいを今会期ということでなくて結構ですから、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。（「関係ない」「よし」「関係ない」「発言中は黙って聞け」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　厚生委員長。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　請願第（「静かにしろ」と呼ぶ者あり）五七―一二号についての（「大人げないぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）厚生委員会の審査報告を申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　御静粛に願います。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　この請願はグリンボックスに関する請願でありまして、横町自治会長の三田清一さんからのものであります。古谷議員、藤林議員の紹介であります。

グリンボックスが配置されていない自治会に対してはそれに相当する金銭または紙袋を支給されたいというものであります。一たん配置したボックスを自治会から歓迎されずに設置をやめたり無理に設置してトラブルがあった経緯があった。ボックスは十五世帯に一つの割りで置かれているが、袋の場合には小まめに回収しサービスをしてきたし、今後も行うという市長からの発言がありました。小まめに収集しサービスに努めるという市長の発言を受け取めて、実質的にこの請願の要望にこたえられているとして趣旨採択すべきであるという提起がなされました。

全会一致採択といたしましたので、御審議をお願いいたします。

（「趣旨採択」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。（「だめだ、こんな趣旨採択なんていうのは、何をやってんだ、委員会は」と呼ぶ者あり）なければこれをもって質疑を終結いたします。

（「趣旨採択なんてあるか、みんな趣旨はいいんだ、請願は。何がおかしいんだ」と呼ぶ者あり）（笑声）

本件について御意見があれば承ります。（「もう一回やり直せ」と呼ぶ者あり）なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五七―一二号、グリンボックス（生ゴミについて）に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五七―一四号、多摩川漁類の増殖・保護についての請願、請願第五七―一六号、南平五丁目排水管埋設延長に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（藤林理一郎君）　請願第五七―一四号でございます。多摩川魚類増殖・保護についての請願でございます。建設委員会の審査報告をただいまより申し上げさせていただきます。

本請願については、多摩川漁業協同組合長高野正次さん、ほか十七名の署名で日野市日野一、二四八番地先に樋門が設置されましたが、多摩川本流が逆流し、水位が低下したときに出口がないため、多数の魚が全滅するということでございます。その中に子供さんたちが魚とりに入るため水難事故のおそれもあるということで、改修をしていただきたいということでございます。

委員会では現地調査いたしまして、実施いたしまして、午後からの審議の中で、とりあえず本流との境に仮どめをいたしました。来年から東町の排水が、何ていうんですか、（「どうした」「事務局」と呼ぶ者あり）排水口から出てくる現在の底を大体三十センチぐらいのところに下げて、そしてやっていくというような説明がございました。その斜めになっているところの底に、幾らか説明がある中では、その水たまりのところに砕石を入れて、その砕石によって水たまりがなくなっていく、というようなことをすぐにやるというようなことで、全会一致採択と決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（「了解」「御苦

労さん」と呼ぶ者あり）

引き続きまして請願第五七―一六号でございますけれども、ナンペイ五丁目排水管（「ナンペイじゃないぞ」と呼ぶ者あり）（笑声）ナンペイじゃないんですか、南平ですか、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）（笑声）はい、そのところに水の流れが悪いというようなことでございます。そのところにヒューム管を一つ入れて、このところに流れをよくしていただきたい、という請願でございまして、これを建設委員会で全員の方が現地視察いたしました。よく見た結果、これでは大変だろうというようなことで全会一致採択といたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は採択であります。本二件は委員長報告のとおり採択するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五七―一四号、多摩川魚類の増殖・保護についての請願

請願第五七―一六号、南平五丁目排水管埋設延長に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五七―六号、日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願、請願第五七―七号、遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。本二件については、文教委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五七―八号、建材置場の公害に関する請願、請願第五七―九号、老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願、請願第五七―一八号、被爆者援護法早期法制化決議に関する陳情の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。本三件につい

ては、厚生委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五七―二号、日野市大字宮五〇番地所在、別府神社の社殿並びに境内地の現状保存のため、万願寺区画整理地区の幹線道路位置指定変更の陳情、請願第五七―一一号、新井用水路側道の舗装及びガードレール設置の請願、請願第五七―一三号臨時自転車置場の撤去についての請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。本三件については、建設委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第三七、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第三八、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より、農林水産省跡地利用対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第三九、高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

高幡踏切対策特別委員会長より、高幡踏切対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四〇、廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

廃棄物対策特別委員長より、廃棄物対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四一、市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市民会館建設対策特別委員長より、市民会館建設対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、（「議事進行」と呼ぶ者あり）これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　議員提出議案があと十四件残っております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）時間からいって、ここで当然会期の延長を諮っておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　議長からお答え申し上げます。

議会運営委員会で、この件に対して会期の延長はこの前のときに、議長もいろいろな点で何というか、注意を受けております。そういうことで、時間もまだ十二、三分ありますので、大至急いわゆる議会運営委員会を開いて、この議運で決めていただいて、再度議場に入っていただきたいと思います。（「よし」「議事進行」「休憩」と呼ぶ者あり）米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　三月議会の結末は、御存じのような経過で終わりました。したがって、ここで、あと十二分程度しかありません。これから議会運営委員会を開いて、そしてさらに議会を開会して会期を延長するということは、時間的に無理があるんではないかと思うんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）したがって、残る十四件の議員提出議案を、予定どおり議題にのせるということであれば、時間的にいって当然のこととして会期の延長をここで諮っておくべきだというふうに私は思うんです。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君の御意見、ごもっともだと思いますが、議会運営委員会にそういうふうに私議長として申し上げてあります。そういう点で、大至急いわゆる会期を延長するかどうかだけを決めればいい問題で、できると思います。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後十一時四十七分休憩

午後十一時五十四分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際会期の延長の件を日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よってこの際会期の延長の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、一日間延長し会期を二十九日までといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって一日間延長し、会期を二十九日までといたします。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後十一時五十六分延会

六月二十九日　火曜（第九日）

昭和五十七年
第二回定例会

日野市議会会議録

第二十一号

六月二十九日　火曜日（第九日）

出席議員（二十九名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	簇野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（一名）

二十九番　滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
収入役	成井正夫	君
総務部長	加藤一郎	君
生活環境部長	佐々木博	君
清掃部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	坂本金雄	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平敏男	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原尭次	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　川久保友子　君

水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育次長	長沢三郎	君
企画課長	田窪鎮夫	君
財政課長	山崎彰	君
納税課長	朝倉敏夫	君
保険年金課長	岩沢代吉	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田和君	

議事日程

昭和五十七年六月二十九日（火）

午前十時開議

（議案上程）

一　議員提出議案第一〇号　三多摩の電話料金格差の是正を求める意見書

二　議員提出議案第一一号　多摩川・浅川の浄化対策促進を求める意見書

三　議員提出議案第一二号　都立高校建設促進に関する意見書

四　議員提出議案第一五号　立川飛行場の運用開始に伴う周辺自治体との事前協議を求める意見書

五　議員提出議案第一七号　第九次道路整備五箇年計画の策定に関する決議

六　議員提出議案第一八号　記帳義務法制化反対大幅減税に関する意見書

七　議員提出議案第一九号　たばこ・塩事業の専売制度維持存続に関する意見書

八　議員提出議案第二〇号　地域公共交通確保に関する意見書

九　議員提出議案第二一号　都バス廃止に反対する意見書

一〇　議員提出議案第二二号　東京都住宅供給公社の家賃値上に反対する意見書

一一　議員提出議案第一三号　行政改革に関する意見書

一二　議員提出議案第一四号　立川基地のC1ジェット輸送機並びにC130H1Sの発着中止を求める決議

一三　議員提出議案第一六号　核兵器及び軍縮問題に関する意見書

一四　議員提出議案第二三号　非核都市宣言に関する決議

本日の会議に付した事件

日程第一から第一四まで

午前五時四十五分開議

○議長（石坂勝雄君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十八名であります。

これより議員提出議案第一〇号、三多摩の電話料金格差の是正を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　お手元に議案が配付されているとおりでありますので、よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一〇号、三多摩の電話料金格差の是正を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第一一号、多摩川・浅川の浄化対策促進を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　案文はお手元に配付してございますので、よろしくご検討いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一一号、多摩川・浅川の浄化対策促進を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第一二号、都立高校建設促進に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　皆様のところにすでに案文は配付されておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一二号、都立高校建設促進に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第一五号、立川飛行場の軍用開始に伴う周辺自治体との事前協議を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　お手元に配付されており

ます文案のとおりでございます。
よろしく御審議をお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一五号、立川飛行場の軍用開始に伴う周辺自治体との事前協議を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第一七号、第九次道路整備五箇年計画の策定に関する決議の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。藤林理一郎君。
○二十番（藤林理一郎君）　お手元に配付してございますので、それをごらんになっていただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一七号、第九次道路整備五箇年計画の策定に関する決議の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第一八号、記帳義務法制化反対大幅減税に関する決議の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしましたとおり案文のとおりでございます。
よろしくお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一八号、記帳義務法制化反対大幅減税に関する決議の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしましたとおり案文のとおりでございます。
よろしくお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一九号、たばこ・塩事業の専売制度維持存続に関する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。藤林理一郎君。
○二十番（藤林理一郎君）　お手元に配付してございますので、それをごらんになっていただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一九号、たばこ・塩事業の専売制度維持存続に関する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしましたとおり案文のとおりでございます。
よろしくお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二〇号、地域公共交通確保に関する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしましたとおり案文のとおりでございます。
よろしくお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二〇号、地域公共交通確保に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第二一号、都バス廃止に関する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二一号、都バス廃止に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第二二号、東京都住宅供給公社の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二二号、東京都住宅供給公社の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第二三号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二三号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第二四号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二四号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第二五号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二五号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第二六号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二六号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第二七号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二七号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第二八号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二八号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第二九号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二九号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第三〇号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第三〇号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第三一号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第三一号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第三二号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第三二号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第三三号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第三三号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第三四号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第三四号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第三五号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第三五号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第三六号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第三六号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第三七号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第三七号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第三八号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第三八号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第三九号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第三九号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第四〇号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第四〇号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第四一号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第四一号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第四二号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第四二号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第四三号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第四三号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第四四号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第四四号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第四五号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第四五号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第四六号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第四六号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第四七号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第四七号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第四八号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第四八号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第四九号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第四九号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第五〇号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第五〇号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第五一号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第五一号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第五二号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第五二号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第五三号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第五三号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第五四号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第五四号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第五五号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第五五号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第五六号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第五六号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第五七号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第五七号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第五八号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第五八号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第五九号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第五九号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第六〇号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第六〇号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第六一号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第六一号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第六二号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第六二号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第六三号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第六三号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第六四号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第六四号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第六五号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第六五号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第六六号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第六六号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第六七号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第六七号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第六八号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第六八号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第六九号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第六九号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第七〇号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第七〇号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第七一号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第七一号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第七二号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第七二号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第七三号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第七三号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第七四号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第七四号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
これより議員提出議案第七五号、都営住宅の家賃値上に反対する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。
○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付いたしました案文のとおりでございます。
よろしくお願い申

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議員提出議案第一三号、行政改革に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。名古屋史郎君。

○二十一番（名古屋史郎君）　皆さん方のお手元に行政改革に関する意見書の案がすでに配付されておりますが、国と地方が一体となって、時代の変化に即応するために、有効で国民生活を守るという立場での行政改革はどうしても必要なことであろうと、だれしも考えるところであります。いま行われているその行政改革に対して、国民的な立場から、この日野市議会としても行政改革に、こういう点に留意をして実施をしてほしい、という要望をこのお配りしてある案文のような形で提案したいと思いますので、よろしく御賛同のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第一三号、行政改革に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第一四号、立川基地のＣ１ジェット輸送機並びにＡＨ１Ｓの発着中止を求める決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　日野市に隣接する立川基地のＣ１ジェット輸送機並びにＡＨ１Ｓというヘリコプターの発着の問題について決議を出してほしいという提案でございます。

御承知のように、日野市は現在でも横田基地からの航空路になっておりまして米軍機の爆音公害また墜落の危険などいままでも市民から大変大きな不安が寄せられていたわけでございます。最近特にこの航空が激しくなりまして、爆音の危険が多いところへもってきまして、三月一日に使用開始になっていましたＣ１ジェット輸送機がいよいよこの発着を実行するという問題と重なりまして、今度国会などで明らかになりましたＡＨ１Ｓという大型ヘリコプター、これも発着をするというふうに発表がされてきております。このＣ１ジェット輸送機については、いままで議会でも取り上げられてまいりましたが、ＡＨ１Ｓというのはベトナム戦争などでロケット砲あるいはミサイルなど発射して大量の人間を殺りくし、かつまた戦車など一発で破壊するという大型のヘリコプターだというふうに言われております。

したがいまして、こういうものが発着いたしますと、日野市の上空は爆音公害が広がりますとともに、先般も立川基地のヘリコプターが信濃川河川敷におきまして、突然実弾の装備で軍事演習をした、ということが新聞に発表されております。

そういうことで、このミサイル発射、ロケット発射の飛行機などが日野市上空でそういうことなどが始まりますと、防災拠点と聞いていた立川基地とは遠く隔った、はなはだ市民生活に不安をもたらすものであると思います。

こういう点から爆音の規制、飛行の規制、こういうことを求める決議でございますので、ひとつ市民の立場また生命を守る、こういう立場から、全議員の皆さんの御賛同をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　ただいま提案者の方から説明がありました、この件に関します私どもの意見を若干申し上げたいと思います。

世論調査等によりますと、いわゆる自衛隊は国民の八〇％以上の支持を得て、今日国会で決められた、法律に基づいて活動をしているわけであります。その自衛隊に反対をする立場から、国民的なそういう合意を超えた、無視をした立場でのこれは意見書であると思います。つまり反自衛隊、反国民的、反民族的また反市民的な意見書だと断ぜざるを得ないと思います。

御承知のように、立川基地は国有財産の中央審議会の議を経まして、立川基地の跡地を利用する二本の柱が決められました。一つは大規模公園―昭和記念公園としての使い方、また、もう一つは広域防災基地、この防災基地としての面でこの跡地を使う。この二本の柱からこれらの立川基地の跡地利用ということが現在国土庁を中心に検討されているところであります。現に立川市長と東京防衛施設局との間で運用の開始について了解が得られており、Ｃ１ジェットの離着陸については、これから協議をするということになっております。立川防災基地は、自衛隊の航空隊がそのまま残って使用するということは御承知のとおりです。防災基地でありますのでこの面だけがとかく強調されるのでありますが、国土庁の災害対策本部も置かれます。厚生省の立川の国立病院もここに置かれる予定であります。また農林省の食糧の備蓄倉庫もこの基地に、基地跡に置かれる予定になっております。それから警察庁また消防庁の施設も置かれる予定になっております。日赤の血液センターもここに置かれることになっております。そのようにこの立川基地跡地は広域防災基地としての性格を持っているということを見逃してはならないのでありまして、いたずらに自衛隊の使用のみを拡大して市民に一知半解的な、オオカミ少年的な飛行機が来るぞ、落

ちるぞ、うるさくなるぞ、といった式の誤った情報というものは、私は慎まなければならないものではないかと思うのであります。

基地反対を唱えて、以前立川で市長選挙が行われました。基地が所在するところの立川市民は、基地反対を唱える現職の安部市長に、ノーの判断を下したのであります。つまり今日立川基地は、立川市民の合意のもとにこの跡地利用が進められている、ということが厳然たる事実である。そのことがまずひとつ、私どもぜひ知らなくてはならないことだと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）また立川基地には、現在航空ヘリコプターが三十機、それから固定翼の小型機が三機、隊員六百名という規模で置かれているのでありますが、これが今後増員されるというようなこともありません。いわゆる基地の機能の強化ということは、現在全く立川市と防衛施設局、防衛庁当局と話し合われているという事実もありません。それから離着陸による騒音のことがいま言われたわけでありますが、現在の立川基地に駐留します航空自衛隊の航空機は、離着陸します場合に、多摩川上空を通りまして、日野市の上空にはほとんど入っていないというのが現実の姿であります。つまり発着、離着陸とも大きく多摩川上空でカーブをしていきますから、直接現在の時点で立川基地の爆音公害というものは日野市には及んではおりません。（「航空騒音ひどくなっているわよ」と呼ぶ者あり）

また立川基地の現在の自衛隊の任務は、災害派遣と、すでに過去八年間の実績を見ましても、百五十件ほどの実績を上げております。アルプス等での遭難の救出五十四件、患者空輸の五十一件、それから山林火災等に対する出勤十九件、水害、雪害等の救援活動二十六件、このように、現に立川基地はすでにそうした民事協力的な意味からも、大きな役割りを果たしているのであります。また、先ほど申し上げましたように、国土庁の災害対策本部が置かれるということで、関東大震災規模の大きな自然災害が発生した場合には、この基地に関東以外の地区から、私どもが一番そのときになれば必要になる水、また食糧そして医薬品というものを、この立川基地に運んでくるわけであります。つまり、その運ぶときにC1ジェットを使う、しかし、滑走路が短いために、C1ジェットでの慣熟飛行、つまり滑走路になれるための訓練が必要である。そのために年二十回ほどの訓練をさせてもらいたい、こういうのが防衛施設局並びに防衛庁等の意向であるようであります。しかし、現在のところ立川市と―立川市長と東京防衛施設局長との間で、この話は現在行われてはおりません。まだ一機もC1ジェットは立川基地には、ですから飛んできてないということになります。

また立川の市議会で先般六月二十三日、この件に関する選挙後の質疑が行われております。何人かの方が質疑をされているようでありますが、つまるところ、C1の飛行回数については、

立川市長はできるだけ減らすような方向でこれから折衝を図っていきたいけれども、現在のところまだその折衝は始まっていないということであります。それから対戦車ヘリ、この対戦車ヘリの配備については、将来にわたりそのような計画はないと受け取っている、また、そのようなことはない、というふうに理解しているという答弁が、立川の市議会では行われているようであります。また、このヘリコプターはAH1S、日本に現在まだ二機しかないんです。

去る市議選の前に日本共産党の上田耕一郎という人が立川市民会館で演説をしまして、AH1Sヘリの大量配備が云々ということを演説をしておられますが、大量、何も配備しようとしても日本にまだ二機しかないわけです。こういうことで市議選を戦っておられます。また立川基地の軍事機能強化問題が六月三日告示の市議選の争点になることは必至です、ということも言っておられたようでありますが、確かにこの立川基地は大きな争点で争われたんでありますが、特別この主張をなさった方々が大躍進を遂げられたということは全くなかったようであります。

それから、もう一つ先ほど私は冒頭にいわゆる反自衛隊の立場からの意見書であるということを申し上げました。私どもは、自衛隊というのは、先ほど申しましたように、法律で決められて、私どもの国民の認知を得た上で現在活動している、いわゆる公的なものであります。自衛隊に対する国民の期待も大きいものがあると思います。つまり国際情勢は、特に極東におきましては、非常に厳しいものがあると思います。よく脅威はあるとかないとか言われますが、しかし、脅威というのは、力と意思があるかによって、私たちは判断しなければならないと思います。仮にソ連という国にその意思があるかないかはわかりませんが、しかし、その力を持っているということだけは、ぜひ私たちは正しく認めることが必要だと思うのであります。つまり、極東に空母ミンスクが配備され揚陸強襲艦イワンロゴフが新しく配備される、またSS二〇という戦域核が百二十機配備され、またバックファイアー八十機が新しく配備される。極東地域に統合司令部が新設される、また、わが国の固有の領土である北方四島に約一個師団が配置される、このようなことで、明らかに日本の国の周りは、客観的に国際情勢悪化しているのは事実であります。それに備えて自衛隊が正規の活動をする、法に認められた活動を制約するというのは、私はどうしても認めることはできないと思います。つまり、国の政治がやはりしっかりしていなければならないと思うんです。いたずらに扇動する、また、そういう、いわゆる私は偽善だと思いますが、そうした饒舌をもって市民を惑わす、そういうことは決して私たちは許してはならないと思うのであります。決して市民は無知ではありません。つまり、市民は賢明なる判断をもって、立川

市民は特にそうだと思いますが、今回の選挙にもそういう決断をしている、そういうことであります。

私たちはそうした正しい理解と、そして自衛隊に対する協力というものがなければならないと思うんですが、アジアの近隣の諸国を見てみれば、つまり共産主義と妥協することによってベトナムの悲劇は始まる、そしてカンボジアで虐殺が行われる、こういうことは私たちは認めなくてはならないと思います。ですから、こうしたアジアの同じ同胞の悲劇を日本においても繰り返してはなりませんし、そうした人たちにも、私たちはその悲しむべき事態をともに共有して、そうした過ちがアジアでまた再び繰り返されることのないように、私たちのそうした強い、国家に対する、また市民社会に対する理解というものを、こういう問題を通して強めていくことがぜひ必要ではないかと思います。

国家とは国防の組織であるとも言われます。また軍事を語らない政治は、楽器を語らない音楽であるということも言われると思います。軍事を否定することのみが平和ではない。これが現実の姿である以上、やはり正しく自衛隊というものの活動も認め、そして私たちの立場から理解を示していく、そういうことがぜひ大切ではないかと思います。

この意見書に対します私の意見は以上ですが、そうした大切な問題が含まれていると思いますので、意見を述べさせていただきました。

以上です。（「御苦労さん」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第一四号、立川基地のC1ジェット輸送機並びにAH1Sの発着中止を求める決議の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第一六号、核兵器及び軍縮問題に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　議員各位のテーブルに配付されておりますところの意見書案を朗読して、説明にかえさせていただきます。

世界の恒久平和は人類共通の願いである。この熱望が真の平和に結びつくよう、我々は努力していかなければならない。我が国は、世界最初の被爆国として、究極的な核兵器廃絶への願いを核兵器保有国に強く訴えるものである。よって政府は次の諸点につき積極的にこれを実行するよう要請する。

一、世界最初の被爆国である独自の立場から、核の惨禍が二度と繰り返えされないよう、核軍縮を強く訴えるとともに、国連の平和維持機能を強化し、すべての国が国連憲章に従って行動するよう要請し、軍縮の前提となる国家間の信頼を醸成していくよう全力を尽すこと。

二、現実の国際社会が核戦争の脅威にさらされている事実を認識し、実効性のある軍縮努力を通じ、世界の平和と安全に貢献すること。

三、核軍縮を最優先事項として取り組むとともに、通常兵器、特に化学兵器の禁止を目指す国際協定の締結に努めること。

四、世界の安定を図るため、軍縮により生じた余力は開発途上国への経済援助と世界経済の再活性化に向けること。

五、核エネルギーの平和利用については、積極的に関発を推進し、自らその実益を享受するとともに世界の化学技術の進展と人類の福祉に貢献すること。

以上地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出するものでありますが、特にこの五の核エネルギーの平和利用が大事であります。石炭、石油を火力発電に使用している現在、燃料に乏しい日本にとっては原子力発電は必要であります。設備投資の多い水力電気と原発を比較してみるに一キロワット当たりのコストは原発の方が半分でございます。

私は昭和二十年八月六日、広島におきまして原子爆弾の洗礼を受けたものでありますが、広島は一瞬にしてこの煙に包まれ、たちまち焼け野原と化したわけでありますが、多くの生命と財産を奪われてその惨禍は恐ろしいものがございますが、やはり、この平和利用ということは大事でございます。ノーモアヒロシマ、ノーモアナガサキ、これをもって説明にかえます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　核兵器及び軍縮問題に関する意見書案に対して一言意見を述べます。

いま読みあげられました意見書文案の中に、現実の国際社会が核戦争の脅威にさらされている云々とありますけれども、この今日の核戦争への脅威、その元凶は何かということを考えてみますと、突き詰めてみれば、アメリカとソ連による核軍拡競争、それが一層エスカレートする中での脅威がますます増長されている、こういうことが一つ特徴として指摘できるのではないかと思います。そうした核戦争への脅威、恐怖が高まる中で、核兵器の完全禁止、全面禁止、そして核廃絶へ向けての、いわゆる反核運動が国際的な取り組みとしてここ半年ぐらいの間に急速に高まってきております。日野市でも、すでに御承知のように、五月二十九日に反核、平和のための日野市民集会が開かれ、五百名以上の市民がこの集会に参加をしておりますし、五月二十三日

の東京行動では、四十万人もの人が反核集会に参加をしております。さらにニューヨークでは、百万人もの多くの人々がこの反核運動集会に参加をし、（「モスクワではどうなの」と呼ぶ者あり）世界的な世論として日増しにこの運動が盛り上がってきております。こうした運動の中で国連軍縮総会に向けて、日本でも（「……矛盾を感じないのかな」と呼ぶ者あり）全国的な署名運動が取り組まれました。三千万以上もの署名がこの軍縮総会に向けて提出をされております。

こうした国際的な反核運動の直接の引き金になったのは何だったんだろう。これは御承知のように限定核戦争構想であります。日本を含めたアジアそしてヨーロッパ、地域的に限定した中で核戦争をやろう、こういうアメリカの構想に世界的な反発としてこれが一つの引き金になって国際的な反核運動が（「…ソ連だけだよ」と呼ぶ者あり）今日のような状況を生み出していると思います。

したがって、この時点で核兵器に関する、あるいは核に関する意見を述べるとすればまず第一に限定核戦争構想に断固反対するという意思をまず表明しなければならないと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）第二には核兵器の完全禁止を最優先させることを内容とした軍縮条約の締結を要求していくという点が特に大事であります。ところが、いま御提案のあった意見書文案の中には、核兵器の完全禁止という表現は全く見られないわけであります。（「ソ連はどうだ」と呼ぶ者あり）第三には核兵器の使用を人道に反する犯罪として禁止をしていく国際協定の実現を目指す、この立場からの要求も欠かせない重要な事項だと考えております。第四には核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませずの非核三原則の実施、その法制化を要求する立場も明確にしていかなければならないと思います。第五には世界唯一の被爆国日本が被爆者の苦しみを広く世界に訴え知らせるとともに、被爆者援護法の制定を要求をしていく、このことも欠かせない重要な課題であります。第六には、日本とアジアを核の戦場とさせないためにアメリカの巡航ミサイルやソ連のＳＳ二〇を含めてアジアにおけるすべての核兵器の配備に断固反対をする、そして、日本から核基地と核部隊の撤去を要求をしていく、こうした諸点がしっかりと明示をされなければこの核問題での意見書、市民の要求、国民の要求に沿ったものとは言いがたいと私は思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

しかし、ただいま提案されました意見書案は究極的な核兵器廃絶への云々という表現があります。先刻御承知のように、究極的なという表現は国会の場でとりわけ公明党の強い要求もあって、超党派でこの文面は削除をされております。これは核兵器全面禁止の国民の願い、要求に照らして、当然のことだったと思います。さらに、この意見書案の中に、核軍縮云々という

表現があります。これはきわめてあいまいであります。核兵器の全面禁止という立場からすれば、核の保有を認める、そういう前提から、少しずつ軍縮を目指すというきわめて消極的な欺瞞的な表現になっております。（「そうだ」「中国の核実験を日本共産党は認めたじゃないか」と呼ぶ者あり）この点も指摘をしておかなければならないと思います。

さらに第五の核エネルギーの平和利用の問題についても言及をしておりますけれども、核兵器の完全禁止という、全面禁止という国民の願いからして核問題での意見書の中にこの問題も含めるということは、妥当性を欠くだけではなしに、現在この核エネルギーの平和利用の問題について言えば、安全が保障されてないという状況の中で開発だけを促進するという文面では、全く言語道断と言わなければなりません。いま大切なことは、いかに安全性を確保するか、安全を保障する、そういった立場からの平和利用が探究されなければならない、こういうふうに考えます。したがって、この核兵器完全禁止という立場からの意見書案であるとするならば、この五の核エネルギー平和利用云々の文言は全面的に削除すべきだろうと考えます。

全般的に見て、この意見書案は先ほど申し上げましたように、きわめて欺瞞的な内容になっております。（「全くそのとおり」と呼ぶ者あり）一点指摘しなければなりません。今後はいかなる場合にもそれぞれの立場からしっかりと意見を述べ合って議会を真の討論の場に

さらに、先ほど立川基地の問題で若干古賀議員から意見が述べられましたけれども、一言ここで反論をしておきますけれども、日刊工業新聞によりますと、ＡＨ１Ｓヘリコプターは、すでに五十七年度予算で十二機発注済みであります。そして立川基地には近い将来二十四機の配備が予定されているとすでに発表されております。特に問題なのは、このＡＨ１Ｓヘリコプターは対ゲリラ、対戦車のためのヘリコプターとしてロケット砲を登載できる、こういう内容のヘリコプターであります。防災を目的としている基地になぜこのようなヘリコプターが必要なのか。これは明らかに横田基地を補完する、そういう性格を持った立川基地の性格があるからこそ、こういった対ゲリラ、対戦車を目的としたヘリコプターの配備が計画されているんだ、ということをここでつけ加えておきたいと思います。

最後に、今回の一連の意見書、決議案提出までに長時間各会派の調整が行われました。私は、賛成の立場であれ、反対の立場であれ、議会である以上、それぞれの立場から意見を述べて討論をする、これが本来の議会のあるべき姿だろうと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）しかし、事実経過から見て、全く討論を避けるという、どういう姿勢は議会の自殺行為にも等しい、こういうことを（「ばかを言うなよ」と呼ぶ者あり）一点指摘しなければなりません。今後はいかなる場合にもそれぞれの立場からしっかりと意見を述べ合って議会を真の討論の場に

すべさだ、こういうことを最後に強調して、私の意見を終わりたいと思います。（「何をやってんだ、議運は。ふざけんじゃないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　議員提出議案第一六号、核兵器及び軍縮問題に関する意見書に対して、反対する立場から意見を述べさせていただきます。

表題には異論はないのですが、この表題に対して、あるいは前文そしてこの要請項目の一番から四番までに対し、第五番目の核エネルギーの平和利用という言葉の持つ意味が相反するということで、人道的な立場から反対の意見を述べさせていただきます。（「橋本さんは人道主義者だよ」と呼ぶ者あり）

いま全世界の国々の保有している核兵器は、地球を七回全滅させてもまだ余るだけの力があると言われている中で、核兵器に対する脅威は素直に受けとめる人々も、なぜか原子力発電を容易に認めてしまう実態があることを、私は大変不思議に思っています。原子力発電という言葉のイメージは、いかにも安全で平和的な事業のように感じられるのでしょうか。それゆえに、人々は簡単にきれいな核とか核の平和利用という言葉を使ってしまうのだろうと思います。（「太陽光線だって核エネルギーなんだよ」と呼ぶ者あり）

しかし、現実の問題として、核兵器の原料になるプルトニウムが原子力発電所の原子炉の中から、絶えず製造され続けているというわけでございます。原子力発電所が生み出されるきっかけになったのは、核兵器の原料になるプルトニウムを製造するときに発生するエネルギーをどのような形で工業的に生かし、利用しようかと考えられた結果、生まれたのだという事実、皆様、御承知のとおりでございます。（「だから査察協定を結んでちゃんと査察を日本は……」と呼ぶ者あり）いま、日本じゅうの原子力発電所から吐き出されるプルトニウムは二百五十キログラムを優に超えると言われています。長崎型の原爆は八キログラムあればできるそうですから、この量は三十一発の原爆を楽々製造できるはずです。現在わが国で運転中、建設中あるいは計画中のものを含めると、一九九〇年には五十数基の原発が完成することになります。その時点では、北は北海道から南は九州の鹿児島に至るまで、この狭い日本列島の海岸はほぼ原発の網の中に納められてしまうことになるでしょう。そして、出力にして五千三百万キロワットという数字は、現在持ち得ている約千六百八万キロワットの三倍以上という計算が成り立つわけですから、いかに恐しい将来が待ち受けているか、説明を待つこともないでしょう。身の毛のよだつ現実がいまの実態です。

それでは原発で燃やした核燃料はどうなるのか、この点もしっかり考えていただきたいと思います。化学処理をして現存ウラン、プルトニウム、死の灰に分けている再処理工場では、百

万キロワットの電力をつくり出すたびに毎日三キログラムの死の灰を生み落とす。この計算でいくといま日本の国内では毎日毎日広島に落とされた原爆と同じ形のものを四十五発以上つくったと同じだけの核のごみを生産していることになってしまいます。敦賀原発の放射能たれ流し事故は昨年の春のことでした。まだ皆様の記憶に新しい現実の出来事でございます。事故は敦賀だけに限ったものではありません。事故は起きても大方は穏されて、われわれ市民の目の届かないところでこっそりと処理されているのが実態でございます。（「ソビエトじゃないんだ、日本は」と呼ぶ者あり）それでもなお穏し切れなくて福島第一、一号基や島根などの事故も伝えられています。またアメリカにおけるスリーマイル島の大事故はあのとおりのすさまじい大惨事だったわけですが、もしあの大きさの事故が日本列島という狭い面積の中で、しかも東京のような世界に類のない人口の過密化された地域の中で起きたとしたら、問題はきわめて深刻であり、その惨事たるや目を覆うばかりのすさまじいものとなるでしょう。原子力発電所で働く多くの労働者が続々と被爆しています。その数も二十万人を超えたと聞いています。しかもその労働者の多くは下請という弱い立場の人々だそうですから、問題は一層深刻です。脳腫瘍、甲状腺障害、白血病と恐しい病名の死者を続々とふやし続けていることは絶対許されない問題ではないでしょうか。また放射性廃棄物、すなわち核のごみを太平洋へ捨てようとして太平洋諸島の人々から強い反対が出てマスコミをにぎわしたことは良心的市民の心を痛める原因になり、いまもって核のごみの処理方法は、全くその見通しが立っておりません。ドラム管の中に入れて野積みになっている恐ろしい核のごみはこれから一体どうなっていくのでしょうか。

核の平和利用をうたいながら、いつでも軍事兵器に切りかえられる原発のまやかしを、するどい目で見抜く力がいまわれわれに求められているのではないでしょうか。（「とんでもない」と呼ぶ者あり）反核だからこそ、反原発と言い切れる洞察力を持つことこそ、人間が平和で幸せに生きるための最も正しい行き方でありましょう。

大気を放射性の毒素でこれ以上汚してはなりません。海水をこれ以上核のごみで汚してはなりません。人類の生存を脅かす原発が核兵器への一里塚である限り、この核エネルギーの平和利用の持つまやかしを絶対に認めるわけにはまいりません。核の惨禍が二度と繰り返されないように、世界の平和と安全を守るために、核エネルギーの平和利用はあり得ないという立場から、この意見書に対して絶対反対という私の意見、全会派の皆様の大きな御理解と御賛同を賜りますよう、心からお願いをして、私の意見を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第一六号、核兵器及び軍縮問題に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第二三号、非核都市宣言に関する決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　お手元に配付をいたしたとおりの案文でございます。

全会一致で可決されますよう、よろしくお願い申し上げます。

（「詳細説明」と呼ぶ者あり）なし。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。馬場弘融君。（「議会ルールを守れ」「守っているよ」「共産党じゃねえや」と呼ぶ者あり）

○八番（馬場弘融君）　昨晩、請願第五七―二一号のところで申し上げましたように、私どもはこの非核都市宣言に関する決議というものが請願採択により自動的にここに上程をされてきたということに納得できないのであります。繰り返しになりますけれども、（「本当だ」と呼ぶ者あり）もとの請願の文面をもう一度よく見ていただきたい、よく見ていただきたい。次の宣言を採択されるよう請願いたしますとは書いてありますけれども、どこにも決議をしてほしいという文言は見られないのであります。ですから請願の採択はそれとして、この決議が上程をされてきた手続に法理論上の疑問がある。

そこで私どもといたしましては、手続上、瑕疵のある決議の審議に加わることはできません。これは賛否を云々する以前の問題であります。（「へ理屈だ」と呼ぶ者あり）以上の理由から私どもはここで退席をさせていただきます。（「へ理屈」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　簇野行雄君。

○十番（簇野行雄君）　どなたか議会ルールを守れという御発言がございましたので、その点について（「だれも言ってないよ」と呼ぶ者あり）発言したいと思います。（「やじだ」と呼ぶ者あり）

議会政治の原則の一つに少数意見の尊重ということがあるわけでございます。議会をスムーズに運営するためにも、このルールは守らなければならないと思うわけであります。いま馬場議員から発言されたようなことは私も同感であります。こういうことで約、少なくとも三分の一の議員の方がそういう意見であると思うわけであります。その事実を無視しまして審議を続行することは問題であり、私は納得できないわけであります。

退場を前に一言発言しておきます。以上です。（「そんなに非核都市宣言がこわいのか」「こわくねえんだよ」「こわくないから退席するんだ、民主主義のルールを守るから退席するんだ」「レーガンの手先」「自分で決めといて何を言ってるんだ」「恥ずかしいぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

〔退場する者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第二三号、非核都市宣言に関する決議の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和五十七年第二回日野市議会定例会を閉会いたします。

午前十時四十八分閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十七年六月　日

日野市議会議長　石坂勝雄

日野市議会副議長　大柄保

署名議員　小俣昭光

署名議員　小山良悟

1400929

日野市立図書館
☎81－7354
14 00 929